

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	研究科の設置								
フリガナ 設置者	ガクコリホジシキ ニホンダク 学校法人 日本大学								
フリガナ 大学の名称	ニホンダクダクダク 日本大学大学院 (Nihon University Graduate Schools)								
大学本部の位置	東京都千代田区九段南四丁目8番24号								
大学の目的	本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風を やしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とす る。								
新設学部等の目的	大学院スポーツ科学研究科 スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれ を解決していく反省的实践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内 外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ 科学研究を实践できる能力を持った人材を養成することを目的としている。 スポーツ科学専攻 スポーツ科学専攻では、競技スポーツの諸課題に対応するスポーツ科学の高度な専門 的知識を修得し、スポーツ科学の研究成果を競技スポーツの現場において実践できる能 力を持った人材を養成することを目的としている。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	開設時期及 び開設年次	所在地	【基礎となる学 部】 スポーツ科学部 競技スポーツ学 科
	スポーツ科学研究科 [Graduate school of Sports Sciences] スポーツ科学専攻 [Course of Sports Sciences]	2 年	8 人	— 年次 人	16 人	修士（スポー ツ科学） 【Master of Sports Sciences】	令和5年4月 第1年次	東京都世田谷区下馬3- 34-1	
	計		8		16				
同一設置者内における変更状 況 (定員の移行、名称の変更 等)	令和5年4月設置予定 日本大学大学院 危機管理科学研究科 危機管理専攻 (8) (令和4年4月届出予定) 日本大学 生物資源科学部 バイオサイエンス学科〔定員増〕 (210) (令和4年4月届出予定) 動物学科〔定員増〕 (136) (令和4年4月届出予定) 海洋生物学科〔定員増〕 (146) (令和4年4月届出予定) 森林学科〔定員増〕 (120) (令和4年4月届出予定) 環境学科〔定員増〕 (130) (令和4年4月届出予定) アグリサイエンス学科〔定員増〕 (140) (令和4年4月届出予定) 食品開発学科〔定員増〕 (146) (令和4年4月届出予定) 国際共生学科〔定員増〕 (146) (令和4年4月届出予定) 獣医保健看護学科〔定員増〕 (80) (令和4年4月届出予定) 生命農学科(廃止) (△130) ※令和5年4月学生募集停止 生命化学科(廃止) (△130) ※令和5年4月学生募集停止 動物資源科学科(廃止) (△136) ※令和5年4月学生募集停止 森林資源科学科(廃止) (△130) ※令和5年4月学生募集停止 海洋生物資源科学科(廃止) (△136) ※令和5年4月学生募集停止 生物環境工学科(廃止) (△130) ※令和5年4月学生募集停止 食品生命学科(廃止) (△136) ※令和5年4月学生募集停止 国際地域開発学科(廃止) (△130) ※令和5年4月学生募集停止 応用生物科学科(廃止) (△126) ※令和5年4月学生募集停止 くらしの生物学科(廃止) (△80) ※令和5年4月学生募集停止 食品ビジネス学科〔定員増〕 (10)								

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	14 科目	4 科目	一 科目	18 科目	30 単位			
新設分	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	6 人 (6)	3 人 (3)	1 人 (1)	0 人 (0)	10 人 (10)	0 人 (0)	3 人 (3)
	危機管理学研究科	危機管理学専攻	13 人 (15)	3 人 (3)	0 人 (0)	0 人 (0)	16 人 (18)	0 人 (0)	4 人 (2)
	計		19 (21)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	26 (28)	0 (0)	— —
	法学研究科	公法学専攻	11 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	6 (5)
		(博士前期課程)							
		私法学専攻	18 (18)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	12 (11)
		(博士前期課程)							
		政治学専攻	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	12 (12)
		(博士前期課程)							
		公法学専攻	9 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (11)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		私法学専攻	15 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	15 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		政治学専攻	8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
	新聞学研究科	新聞学専攻	5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	9 (9)
		(博士前期課程)							
		新聞学専攻	5 (5)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	3 (3)
		(博士後期課程)							
	文学研究科	哲学専攻	3 (3)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	1 (1)
		(博士前期課程)							
		史学専攻	9 (8)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	16 (16)
		(博士前期課程)							
		国文学専攻	9 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (12)	0 (0)	0 (0)
		(博士前期課程)							
		中国学専攻	6 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	1 (1)
		(博士前期課程)							
		英文学専攻	7 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	2 (2)
		(博士前期課程)							
		ドイツ文学専攻	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)
		(博士前期課程)							
		社会学専攻	15 (16)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	17 (18)	0 (0)	0 (0)
		(博士前期課程)							
		教育学専攻	11 (11)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	14 (15)	0 (0)	3 (3)
		(博士前期課程)							
		心理学専攻	12 (12)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (14)	0 (0)	24 (24)
		(博士前期課程)							
		哲学専攻	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		日本史専攻	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		外国史専攻	4 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		国文学専攻	9 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (12)	10 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		中国学専攻	6 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		英文学専攻	7 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		ドイツ文学専攻	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		社会学専攻	15 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	16 (17)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		教育学専攻	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
		心理学専攻	12 (12)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (14)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							
	総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻	18 (18)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	24 (25)	0 (0)	0 (0)
		(博士前期課程)							
		相関理化学専攻	19 (21)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	25 (28)	0 (0)	10 (10)
		(博士前期課程)							
		地球情報数理科学専攻	18 (18)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	22 (23)	0 (0)	8 (8)
		(博士後期課程)							
		相関理化学専攻	19 (21)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	25 (28)	0 (0)	0 (0)
		(博士後期課程)							

経済学研究科 経済学専攻	41	11	1	0	53	0	15
(博士前期課程)	(44)	(11)	(1)	(0)	(56)	(0)	(15)
経済学専攻	28	0	0	0	28	0	0
(博士後期課程)	(31)	(0)	(0)	(0)	(31)	(0)	(0)
商学研究科 商学専攻	13	2	0	0	15	0	3
(博士前期課程)	(13)	(2)	(0)	(0)	(15)	(0)	(3)
経営学専攻	10	2	0	0	12	0	7
(博士前期課程)	(10)	(2)	(0)	(0)	(12)	(0)	(7)
会計学専攻	11	0	0	0	11	0	1
(博士前期課程)	(11)	(0)	(0)	(0)	(11)	(0)	(1)
商学専攻	16	0	0	0	16	0	0
(博士後期課程)	(16)	(0)	(0)	(0)	(16)	(0)	(0)
経営学専攻	12	0	0	0	12	0	0
(博士後期課程)	(12)	(0)	(0)	(0)	(12)	(0)	(0)
会計学専攻	11	0	0	0	11	0	1
(博士後期課程)	(11)	(0)	(0)	(0)	(11)	(0)	(1)
芸術学研究科 文芸学専攻	7	2	0	0	9	0	7
(博士前期課程)	(7)	(2)	(0)	(0)	(9)	(0)	(7)
映像芸術専攻	22	3	0	0	25	0	15
(博士前期課程)	(22)	(3)	(0)	(0)	(25)	(0)	(15)
造形芸術専攻	12	3	0	0	15	0	25
(博士前期課程)	(12)	(3)	(0)	(0)	(15)	(0)	(25)
音楽芸術専攻	7	2	0	0	9	0	8
(博士前期課程)	(7)	(2)	(0)	(0)	(9)	(0)	(8)
舞台芸術専攻	6	2	0	0	8	0	10
(博士前期課程)	(6)	(2)	(0)	(0)	(8)	(0)	(10)
芸術専攻	35	0	0	0	35	0	16
(博士後期課程)	(35)	(0)	(0)	(0)	(35)	(0)	(16)
国際関係研究科 国際関係研究専攻	23	2	8	0	33	0	0
(博士前期課程)	(23)	(2)	(8)	(0)	(33)	(0)	(0)
国際関係研究専攻	19	0	7	0	26	0	0
(博士後期課程)	(19)	(0)	(7)	(0)	(26)	(0)	(0)
理工学研究科 土木工学専攻	10	8	0	0	18	0	28
(博士前期課程)	(10)	(8)	(0)	(0)	(18)	(0)	(28)
交通システム工学専攻	9	3	0	0	12	0	4
(博士前期課程)	(9)	(3)	(0)	(0)	(12)	(0)	(4)
建築学専攻	12	5	0	0	17	0	24
(博士前期課程)	(12)	(4)	(0)	(0)	(16)	(0)	(24)
海洋建築工学専攻	6	4	0	2	12	0	17
(博士前期課程)	(5)	(4)	(1)	(2)	(12)	(0)	(17)
まちづくり工学専攻	8	2	0	0	10	0	10
(博士前期課程)	(7)	(2)	(0)	(0)	(9)	(0)	(10)
機械工学専攻	13	2	0	0	15	0	12
(博士前期課程)	(13)	(2)	(0)	(0)	(15)	(0)	(12)
精密機械工学専攻	9	5	0	0	14	0	5
(博士前期課程)	(10)	(4)	(0)	(0)	(14)	(0)	(5)
航空宇宙工学専攻	8	6	0	0	14	0	13
(博士前期課程)	(7)	(6)	(0)	(0)	(13)	(0)	(13)
電気工学専攻	8	5	0	0	13	0	6
(博士前期課程)	(8)	(5)	(0)	(0)	(13)	(0)	(6)
電子工学専攻	7	2	0	0	9	0	10
(博士前期課程)	(7)	(2)	(0)	(0)	(9)	(0)	(10)
情報科学専攻	8	4	0	0	12	0	4
(博士前期課程)	(8)	(3)	(0)	(0)	(11)	(0)	(4)
物質応用化学専攻	13	5	0	0	18	0	9
(博士前期課程)	(11)	(7)	(0)	(0)	(18)	(0)	(9)
物理学専攻	11	2	0	0	13	0	2
(博士前期課程)	(12)	(1)	(0)	(0)	(13)	(0)	(2)
数学専攻	10	3	0	2	15	0	0
(博士前期課程)	(8)	(5)	(0)	(1)	(14)	(0)	(0)
地理学専攻	7	0	0	0	7	0	5
(博士前期課程)	(7)	(0)	(0)	(0)	(7)	(0)	(5)
量子理工学専攻	7	2	0	0	9	0	2
(博士前期課程)	(6)	(2)	(0)	(1)	(9)	(0)	(2)
土木工学専攻	10	0	0	0	10	0	0
(博士後期課程)	(10)	(0)	(0)	(0)	(10)	(0)	(0)
交通システム工学専攻	9	0	0	0	9	0	0
(博士後期課程)	(9)	(0)	(0)	(0)	(9)	(0)	(0)
建築学専攻	12	0	0	0	12	0	0
(博士後期課程)	(12)	(0)	(0)	(0)	(12)	(0)	(0)
海洋建築工学専攻	6	1	0	0	7	0	0
(博士後期課程)	(5)	(2)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)
まちづくり工学専攻	8	0	0	0	8	0	0
(博士後期課程)	(7)	(0)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)

機械工学専攻 (博士後期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
精密機械工学専攻 (博士後期課程)	9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	0 (0)
航空宇宙工学専攻 (博士後期課程)	8 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	0 (0)
電気工学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
電子工学専攻 (博士後期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
情報科学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	0 (0)
物質応用化学専攻 (博士後期課程)	13 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (11)	0 (0)	0 (0)
物理学専攻 (博士後期課程)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
数学専攻 (博士後期課程)	10 (8)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
地理学専攻 (博士後期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
量子理工学専攻 (博士後期課程)	7 (6)	2 (2)	0 (0)	0 (1)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
生産工学研究科 機械工学専攻 (博士前期課程)	12 (12)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻 (博士前期課程)	10 (10)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (15)	0 (0)	0 (0)
土木工学専攻 (博士前期課程)	15 (14)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
建築工学専攻 (博士前期課程)	13 (13)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (16)	0 (0)	0 (0)
応用分子化学専攻 (博士前期課程)	17 (16)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	22 (21)	0 (0)	0 (0)
マネジメント工学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (11)	0 (0)	0 (0)
数理情報工学専攻 (博士前期課程)	10 (11)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (14)	0 (0)	0 (0)
機械工学専攻 (博士後期課程)	12 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻 (博士後期課程)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
土木工学専攻 (博士後期課程)	13 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (12)	0 (0)	0 (0)
建築工学専攻 (博士後期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
応用分子化学専攻 (博士後期課程)	16 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (14)	0 (0)	0 (0)
マネジメント工学専攻 (博士後期課程)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
数理情報工学専攻 (博士後期課程)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (11)	0 (0)	0 (0)
工学研究科 土木工学専攻 (博士前期課程)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	2 (2)
建築学専攻 (博士前期課程)	8 (9)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	3 (3)
機械工学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	9 (9)
電気電子工学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	1 (1)
生命応用化学専攻 (博士前期課程)	9 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	14 (15)	0 (0)	0 (0)
情報工学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	1 (1)
土木工学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	0 (0)
建築学専攻 (博士後期課程)	8 (9)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
機械工学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
生命応用化学専攻 (博士後期課程)	9 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	14 (15)	0 (0)	0 (0)
情報工学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)

医学研究科 生理系	9	11	2	17	39	0	0
(博士課程)	(9)	(11)	(2)	(17)	(39)	(0)	(0)
病理系	4	6	2	8	20	0	0
(博士課程)	(4)	(6)	(2)	(8)	(20)	(0)	(0)
社会医学系	3	4	1	4	12	0	0
(博士課程)	(3)	(4)	(1)	(4)	(12)	(0)	(0)
内科系	15	33	1	66	115	0	0
(博士課程)	(15)	(33)	(1)	(66)	(115)	(0)	(0)
外科系	14	34	6	42	96	0	0
(博士課程)	(14)	(34)	(6)	(42)	(96)	(0)	(0)
歯学研究科 歯学専攻	30	33	26	54	143	2	1
(博士課程)	(31)	(33)	(28)	(51)	(143)	(2)	(1)
松戸歯学研究科 歯学専攻	14	16	19	0	49	0	0
(博士課程)	(17)	(17)	(20)	(0)	(54)	(0)	(0)
生物資源科学研究科 生物資源生産科学専攻	11	13	7	0	31	0	1
(博士前期課程)	(11)	(13)	(7)	(0)	(31)	(0)	(1)
生物資源利用科学専攻	12	8	5	0	25	0	5
(博士前期課程)	(12)	(8)	(5)	(0)	(25)	(0)	(5)
応用生命科学専攻	10	7	5	1	23	0	1
(博士前期課程)	(10)	(7)	(5)	(1)	(23)	(0)	(1)
生物環境科学専攻	16	4	5	0	25	0	1
(博士前期課程)	(16)	(4)	(5)	(0)	(25)	(0)	(1)
生物資源経済学専攻	9	5	4	0	18	0	1
(博士前期課程)	(9)	(5)	(4)	(0)	(18)	(0)	(1)
生物資源生産科学専攻	11	4	0	0	15	0	0
(博士後期課程)	(11)	(4)	(0)	(0)	(15)	(0)	(0)
生物資源利用科学専攻	12	2	0	0	14	0	0
(博士後期課程)	(12)	(2)	(0)	(0)	(14)	(0)	(0)
応用生命科学専攻	10	7	3	0	20	0	0
(博士後期課程)	(10)	(7)	(3)	(0)	(20)	(0)	(0)
生物環境科学専攻	16	0	0	0	16	0	0
(博士後期課程)	(16)	(0)	(0)	(0)	(16)	(0)	(0)
生物資源経済学専攻	9	5	0	0	14	0	0
(博士後期課程)	(9)	(5)	(0)	(0)	(14)	(0)	(0)
獣医学研究科 獣医学専攻	21	4	3	0	28	0	0
(博士課程)	(21)	(4)	(3)	(0)	(28)	(0)	(0)
薬学研究科 薬学専攻	27	5	5	0	37	0	4
(博士課程)	(27)	(5)	(5)	(0)	(37)	(0)	(4)
総合社会情報研究科 国際情報専攻	6	3	0	0	9	0	13
(博士前期課程)	(6)	(3)	(0)	(0)	(9)	(0)	(13)
文化情報専攻	6	2	0	0	8	0	7
(博士前期課程)	(6)	(2)	(0)	(0)	(8)	(0)	(7)
人間科学専攻	6	4	0	0	10	0	8
(博士前期課程)	(7)	(4)	(0)	(0)	(11)	(0)	(8)
総合社会情報専攻	9	3	0	0	12	0	12
(博士後期課程)	(10)	(3)	(0)	(0)	(13)	(0)	(12)
法務研究科 法務専攻	15	2	0	0	17	0	35
(専門職学位課程)	(15)	(2)	(0)	(0)	(17)	(0)	(35)
総合科学研究所	0	0	0	0	0	0	0
(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
量子科学研究所	0	1	0	0	0	0	0
(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	1441	451	110	196	2197	27	—
	(1457)	464	114	194	2227	2	—
	1460	457	111	196	2223	27	—
	(1478)	(470)	(115)	(194)	(2255)	(2)	—

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事務職員		1,149人 (1,156)	703人 (710)	1,852人 (1,866)					
	技術職員		108人 (109)	70人 (70)	178人 (179)					
	図書館専門職員		19人 (19)	64人 (64)	83人 (83)					
	その他の職員		35人 (36)	120人 (120)	155人 (156)					
	計		1,311人 (1,320)	957人 (964)	2,268人 (2,284)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	共用 日本大学短期大学部 日本大学医学部 附属看護専門学校 (収容定員240人) (面積基準860㎡) 日本大学歯学部附属 歯科技工専門学校 (収容定員105人) (面積基準455㎡) 日本大学歯学部附属 歯科衛生専門学校 (収容定員120人) (面積基準500㎡) 日本大学松戸歯学部 附属歯科衛生専門 学校 (収容定員120人) (面積基準500㎡) 日本大学櫻丘高等 学校 (収容定員1,806人) 日本大学三島高等 学校 (収容定員2,040人)				
	校舎敷地	1,109,823.38㎡	204,483.52㎡	7,462.70㎡	1,321,769.60㎡					
	運動場用地	887,661.33㎡	81,392.13㎡	13,430.44㎡	982,483.90㎡					
	小 計	1,997,484.71㎡	285,875.65㎡	20,893.14㎡	2,304,253.50㎡					
	その他	77,910.33㎡	17,747.37㎡	0㎡	95,657.70㎡					
	合計	2,075,395.04㎡	303,623.02㎡	20,893.14㎡	2,399,911.20㎡					
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	共用 日本大学短期大学部 日本大学医学部附属 看護専門学校 (収容定員240人) (面積基準860㎡) 日本大学歯学部附属 歯科技工専門学校 (収容定員105人) (面積基準455㎡) 日本大学歯学部附属 歯科衛生専門学校 (収容定員120人) (面積基準500㎡) 日本大学松戸歯学部 附属歯科衛生専門 学校 (収容定員120人) (面積基準500㎡)					
	1,033,968.36㎡ (3,080.95㎡)	20,216.72㎡ (0㎡)	16,355.03㎡ (0㎡)	1,070,540.11㎡ (3,080.95㎡)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	921室	282室	2044室	62室 (補助職員3人)	12室 (補助職員3人)					
図書・設備	専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数	危険管理学部, スポーツ科学部, 大学院危機 管理学学研究所 との共用分				
			スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻		40 室					
	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点		機械・器具 点	標本 点		
	スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	68,588 [9,405] (60,106 [9,275])	561 [160] (561 [160])	27 [27] (27 [27])	723 (721)		6,961 (6,936)	7 (7)		
計	68,588 [9,405] (60,106 [9,275])	561 [160] (561 [160])	27 [27] (27 [27])	723 (721)	6,961 (6,936)	7 (7)				
図書館	面積		閲覧座席数		収納可能冊数		大学全体			
	60,186.66㎡		7,199		4,575,960					
体育館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要			大学全体				
	43,044.5㎡		武道場 プール							
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	スポーツ科学研究科のみ スポーツ科学部と 合わせて 14,640千円
		教員1人当り研究費等		200千円	200千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等		0千円	0千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		図書購入費	500千円	500千円	500千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	設備購入費	500千円	500千円	500千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
945千円	745千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用収入, 雑収入, 寄付金 等							

既設大学等の状況	大学の名称	日本大学							所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
		年	人	年次人	人		倍		
法学研究科	公法学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(法学)	0.34	昭和26年度	東京都千代田区神田三崎町2-3-1
	私法学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(法学)	0.51	昭和26年度	
	政治学専攻 (博士前期課程)	2	15	—	30	修士(政治学)	0.36	昭和30年度	
	公法学専攻 (博士後期課程)	3	4	—	12	博士(法学)	0.00	昭和29年度	
	私法学専攻 (博士後期課程)	3	4	—	12	博士(法学)	0.41	昭和28年度	
	政治学専攻 (博士後期課程)	3	4	—	12	博士(政治学)	0.08	昭和30年度	
	新聞学研究科								
新聞学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(新聞学)	0.65	平成22年度		
新聞学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(新聞学)	0.11	平成25年度		
文学研究科	哲学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(文学)	0.25	昭和30年度	東京都世田谷区桜上水3-25-40
	史学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(文学)	0.25	昭和26年度	
	国文学専攻 (博士前期課程)	2	15	—	30	修士(文学)	0.36	昭和26年度	
	中国学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(文学)	0.05	昭和48年度	
	英文学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(文学)	0.12	昭和26年度	
	ドイツ文学専攻 (博士前期課程)	2	5	—	10	修士(文学)	0.40	昭和39年度	
	社会学専攻 (博士前期課程)	2	15	—	30	修士(社会学)	0.56	昭和29年度	
	教育学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(教育学)	1.35	昭和36年度	
	心理学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(心理学)	0.65	昭和26年度	
	哲学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.33	昭和36年度	
	日本史専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.66	昭和38年度	
	外国史専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.00	昭和28年度	
	国文学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.33	昭和36年度	
	中国学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.00	昭和50年度	
	英文学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.11	昭和36年度	
	ドイツ文学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(文学)	0.00	昭和39年度	
	社会学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(社会学)	0.00	昭和38年度	
	教育学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(教育学)	0.88	昭和36年度	
	心理学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(心理学)	0.33	昭和28年度	
	総合基礎科学研究科 地球情報数理学専攻 (博士前期課程)	2	12	—	24	修士(理学)	1.78	平成10年度	

相關理化学専攻 (博士前期課程)	2	23	—	46	修士(理学)	1.47	平成10年度	
地球情報数理学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(理学)	1.00	平成12年度	
相關理化学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(理学)	0.33	平成12年度	
経済学研究科								東京都千代田区神田三崎町1-3-2
経済学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(経済学)	0.88	昭和26年度	
経済学専攻 (博士後期課程)	3	6	—	18	博士(経済学)	0.27	昭和51年度	
商学研究科								東京都世田谷区砧5-2-1
商学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(商学)	0.41	昭和35年度	
経営学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(商学)	0.48	昭和46年度	
会計学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(商学)	0.03	昭和42年度	
商学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(商学)	0.00	昭和38年度	
経営学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(商学)	0.13	昭和48年度	
会計学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(商学)	0.06	昭和42年度	
芸術学研究科								東京都練馬区旭丘2-42-1
文芸学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(芸術学)	0.70	昭和26年度	
映像芸術専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(芸術学)	1.17	平成5年度	
造形芸術専攻 (博士前期課程)	2	15	—	30	修士(芸術学)	2.16	平成5年度	
音楽芸術専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(芸術学)	1.15	平成5年度	
舞台芸術専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(芸術学)	0.85	平成5年度	
芸術専攻 (博士後期課程)	3	8	—	24	博士(芸術学)	0.62	平成7年度	
国際関係研究科								静岡県三島市文教町2-31-145
国際関係研究専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(国際学)	0.60	昭和58年度	
国際関係研究専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(国際関係)	0.22	平成8年度	
理工学研究科								東京都千代田区神田駿河台1-8-14
土木工学専攻 (博士前期課程)	2	40	—	80	修士(工学)	0.65	昭和48年度	
交通システム工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	0.67	昭和54年度	千葉県船橋市習志野台7-24-1
建築学専攻 (博士前期課程)	2	50	—	100	修士(工学)	1.42	昭和48年度	
海洋建築工学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(工学)	1.20	昭和54年度	
まちづくり工学専攻 (博士前期課程)	2	15	—	30	修士(工学)	0.59	平成29年度	
機械工学専攻 (博士前期課程)	2	35	—	70	修士(工学)	1.12	昭和26年度	
精密機械工学専攻 (博士前期課程)	2	25	—	50	修士(工学)	1.48	昭和54年度	
航空宇宙工学専攻 (博士前期課程)	2	25	—	50	修士(工学)	1.54	昭和54年度	
電気工学専攻 (博士前期課程)	2	35	—	70	修士(工学)	0.95	昭和26年度	

電子工学専攻 (博士前期課程)	2	35	—	70	修士(工学)	0.72	昭和54年度
情報科学専攻 (博士前期課程)	2	15	—	30	修士(工学) 又は(理学)	1.53	平成4年度
物質応用化学専攻 (博士前期課程)	2	40	—	80	修士(工学) 又は(理学)	0.81	昭和26年度
物理学専攻 (博士前期課程)	2	25	—	50	修士(理学)	1.16	昭和38年度
数学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(理学)	0.62	昭和38年度
地理学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(理学)	0.22	昭和38年度
量子理工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(理学) 又は(工学)	0.30	平成4年度
土木工学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(工学)	0.26	昭和48年度
交通システム工学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(工学)	0.20	昭和54年度
建築学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(工学)	0.06	昭和48年度
海洋建築工学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(工学)	0.40	昭和54年度
まちづくり工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.22	令和元年度
機械工学専攻 (博士後期課程)	3	4	—	12	博士(工学)	0.16	昭和28年度
精密機械工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.33	昭和54年度
航空宇宙工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.33	昭和54年度
電気工学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(工学)	0.20	昭和28年度
電子工学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(工学)	0.13	昭和54年度
情報科学専攻 (博士後期課程)	3	4	—	12	博士(工学) 又は(理学)	0.00	平成6年度
物質応用化学専攻 (博士後期課程)	3	7	—	21	博士(工学) 又は(理学)	0.28	昭和28年度
物理学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(理学)	0.13	昭和38年度
数学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(理学)	0.06	昭和38年度
地理学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(理学)	0.33	昭和38年度
量子理工学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(理学) 又は(工学)	0.00	平成6年度
生産工学研究科							千葉県習志野市泉 町1-2-1
機械工学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	60	修士(工学)	1.15	昭和45年度
電気電子工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	0.90	昭和45年度
土木工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	0.70	昭和45年度
建築工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	1.92	昭和45年度
応用分子化学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	1.05	昭和45年度
マネジメント工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	0.87	昭和45年度
数理情報工学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(工学)	1.40	昭和55年度
機械工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.22	昭和47年度
電気電子工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.22	昭和47年度

土木工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.55	昭和47年度	
建築工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.00	昭和47年度	
応用分子化学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.00	昭和47年度	
マネジメント工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.55	昭和47年度	
数理情報工学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士(工学)	0.55	昭和55年度	
工学研究科								福島県郡山市田村町徳定字中河原1
土木工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	0.70	昭和45年度	
建築学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	50	修士(工学)	0.84	昭和45年度	
機械工学専攻 (博士前期課程)	2	25	—	55	修士(工学)	1.00	昭和45年度	
電気電子工学専攻 (博士前期課程)	2	20	—	40	修士(工学)	0.65	昭和45年度	
生命応用化学専攻 (博士前期課程)	2	30	—	50	修士(工学)	1.15	昭和45年度	
情報工学専攻 (博士前期課程)	2	25	—	45	修士(工学)	1.52	平成9年度	
土木工学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0.50	昭和47年度	
建築学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0.50	昭和47年度	
機械工学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0.16	昭和47年度	
電気電子工学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0.16	昭和47年度	
生命応用化学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0.00	昭和47年度	
情報工学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士(工学)	0.50	平成11年度	
医学研究科								東京都板橋区大谷口上町30-1
生理系専攻 (博士課程)	4	12	—	48	博士(医学)	0.16	昭和31年度	
病理系専攻 (博士課程)	4	6	—	24	博士(医学)	0.24	昭和31年度	
社会医学系専攻 (博士課程)	4	8	—	32	博士(医学)	0.15	昭和31年度	
内科系専攻 (博士課程)	4	16	—	64	博士(医学)	0.94	昭和31年度	
外科系専攻 (博士課程)	4	22	—	88	博士(医学)	0.54	昭和31年度	
歯学研究科								東京都千代田区神田駿河台1-8-13
歯学専攻 (博士課程)	4	30	—	120	博士(歯学)	0.90	平成17年度	
松戸歯学研究科								千葉県松戸市栄町西2-870-1
歯学専攻 (博士課程)	4	30	—	120	博士(歯学)	0.59	昭和52年度	
生物資源科学研究科								神奈川県藤沢市亀井野1866
生物資源生産科学専攻 (博士前期課程)	2	27	—	54	修士(生物資源科学)	0.83	平成12年度	
生物資源利用科学専攻 (博士前期課程)	2	22	—	44	修士(生物資源科学)	0.65	平成12年度	
応用生命科学専攻 (博士前期課程)	2	22	—	44	修士(生物資源科学)	1.29	平成12年度	
生物環境科学専攻 (博士前期課程)	2	22	—	44	修士(生物資源科学)	0.33	平成12年度	

生物資源経済学専攻 (博士前期課程)	2	22	-	44	修士(生物資源科学)	0.27	平成12年度	
生物資源生産科学専攻 (博士後期課程)	3	6	-	18	博士(生物資源科学)	0.38	平成12年度	
生物資源利用科学専攻 (博士後期課程)	3	5	-	15	博士(生物資源科学)	0.20	平成12年度	
応用生命科学専攻 (博士後期課程)	3	5	-	15	博士(生物資源科学)	0.26	平成12年度	
生物環境科学専攻 (博士後期課程)	3	5	-	15	博士(生物資源科学)	0.26	平成12年度	
生物資源経済学専攻 (博士後期課程)	3	5	-	15	博士(生物資源科学)	0.00	平成12年度	
獣医学研究科 獣医学専攻 (博士課程)	4	6	-	24	博士(獣医学)	0.83	昭和30年度	神奈川県藤沢市亀井野1866
薬学研究科 薬学専攻 (博士課程)	4	5	-	20	博士(薬学)	1.00	平成24年度	千葉県船橋市習志野台7-7-1
総合社会情報研究科 国際情報専攻 (博士前期課程)	2	30	-	60	修士(国際情報)	0.39	平成11年度	東京都千代田区九段南4-8-28
文化情報専攻 (博士前期課程)	2	30	-	60	修士(文化情報)	0.71	平成11年度	
人間科学専攻 (博士前期課程)	2	30	-	60	修士(人間科学)	1.04	平成11年度	
総合社会情報専攻 (博士後期課程)	3	9	-	27	博士(総合社会文化)	0.99	平成15年度	
法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程)	3	60	-	180	法務博士(専門職)	0.64	平成16年度	東京都千代田区神田三崎町2-2-3
計(修士・博士前期)		1,385	-	2,770	-	-	-	-
計(博士・博士後期)		356	-	1,203	-	-	-	-
計(専門職)		60	-	180	-	-	-	-
合計		1,801	-	4,153	-	-	-	-
法学部								東京都千代田区神田三崎町2-3-1
法律学科	4	533	-	2,132	学士(法学)	1.04	昭和24年度	
政治経済学科	4	350	-	1,400	"	1.00	昭和24年度	
新聞学科	4	200	-	800	"	1.06	昭和24年度	
経営法学科	4	200	-	800	"	1.02	昭和39年度	
公共政策学科	4	250	-	1,000	"	0.98	昭和39年度	
計	-	1,533	-	6,132	-	1.02	-	
第二部								東京都千代田区神田三崎町2-3-1
法学部								
法律学科	4	200	-	800	学士(法学)	1.02	昭和24年度	
計	-	200	-	800	-	1.02	-	
文理学部								東京都世田谷区桜上水3-25-40
哲学科	4	88	-	352	学士(文学)	1.01	昭和33年度	
史学科	4	133	-	532	"	1.04	昭和33年度	
国文学科	4	133	-	532	"	1.04	昭和33年度	
中国語中国文化学科	4	70	-	280	"	0.99	昭和33年度	
英文学科	4	133	-	532	"	1.00	昭和33年度	
ドイツ文学科	4	80	-	320	"	0.97	昭和34年度	
社会学科	4	210	-	840	学士(社会学)	1.02	昭和33年度	
社会福祉学科	4	60	-	240	学士(社会福祉学)	0.96	平成25年度	
教育学科	4	120	-	480	学士(教育学)	1.02	昭和33年度	
体育学科	4	200	-	800	学士(体育学)	1.02	昭和37年度	
心理学科	4	130	-	520	学士(心理学)	1.06	昭和33年度	
地理学科	4	80	-	320	学士(地理学)	1.00	昭和33年度	
地球科学科	4	80	-	320	学士(理学)	1.00	昭和36年度	
数学科	4	73	-	292	"	1.02	昭和33年度	

情報科学科	4	80	—	320	〃	1.05	昭和37年度	
物理学科	4	70	—	280	〃	0.96	昭和33年度	
生命科学科	4	70	—	280	〃	1.03	平成16年度	
化学科	4	90	—	360	〃	1.01	昭和37年度	
計	—	1,900	—	7,600	—	1.01	—	
経済学部								東京都千代田区神田三崎町1-3-2
経済学科	4	916	—	3,664	学士(経済学)	1.03	昭和24年度	
産業経営学科	4	450	—	1,800	〃	1.05	昭和39年度	
金融公共経済学科	4	200	—	800	〃	0.93	平成22年度	
計	—	1,566	—	6,264	—	1.03	—	
商学部								東京都世田谷区砧5-2-1
商業学科	4	666	—	2,664	学士(商学)	1.00	昭和32年度	
経営学科	4	350	—	1,400	〃	1.00	昭和39年度	
会計学科	4	250	—	1,000	〃	1.01	昭和39年度	
計	—	1,266	—	5,064	—	1.00	—	
芸術学部								東京都練馬区旭丘2-42-1
写真学科	4	100	—	400	学士(芸術)	1.05	昭和24年度	
映画学科	4	150	—	600	〃	1.05	昭和24年度	
美術学科	4	60	—	240	〃	1.01	昭和24年度	
音楽学科	4	90	—	360	〃	1.03	昭和24年度	
文芸学科	4	120	—	480	〃	1.04	昭和24年度	
演劇学科	4	126	—	504	〃	1.05	昭和25年度	
放送学科	4	120	—	480	〃	1.04	昭和35年度	
デザイン学科	4	100	—	400	〃	1.03	平成8年度	
計	—	866	—	3,464	—	1.04	—	
国際関係学部								静岡県三島市文教町2-31-145
国際総合政策学科	4	383	—	1,532	学士(国際関係)	0.98	平成23年度	
国際教養学科	4	283	—	1,132	〃	1.00	平成23年度	
計	—	666	—	2,664	—	0.99	—	
危機管理学部								東京都世田谷区下馬3-34-1
危機管理学科	4	300	—	1,200	学士(危機管理学)	1.04	平成28年度	
計	—	300	—	1,200	—	1.04	—	
スポーツ科学部								東京都世田谷区下馬3-34-1
競技スポーツ学科	4	300	—	1,200	学士(体育学)	1.04	平成28年度	
計	—	300	—	1,200	—	1.04	—	
理工学部								東京都千代田区神田駿河台1-8-14
土木工学科	4	220	—	880	学士(工学)	0.99	昭和33年度	
交通システム工学科	4	120	—	480	〃	0.99	昭和37年度	千葉県船橋市習志野台7-24-1
建築学科	4	250	—	1,000	〃	1.07	昭和33年度	
海洋建築工学科	4	120	—	480	〃	1.04	昭和53年度	
まちづくり工学科	4	100	—	400	〃	1.01	平成25年度	
機械工学科	4	160	—	640	〃	0.98	昭和33年度	
精密機械工学科	4	140	—	560	〃	1.03	昭和37年度	
航空宇宙工学科	4	120	—	480	〃	0.93	昭和53年度	
電気工学科	4	160	—	640	〃	1.06	昭和33年度	
電子工学科	4	100	—	400	〃	0.98	昭和53年度	
応用情報工学科	4	100	—	400	〃	1.15	平成25年度	
物質応用化学科	4	200	—	800	〃	0.97	昭和33年度	
物理学科	4	140	—	560	学士(理学)	1.01	昭和33年度	
数学科	4	100	—	400	〃	1.15	昭和34年度	
計	—	2,030	—	8,120	—	1.02	—	
生産工学部								千葉県習志野市泉町1-2-1
機械工学科	4	198	—	792	学士(工学)	1.04	昭和41年度	
電気電子工学科	4	176	—	704	〃	1.03	昭和41年度	千葉県習志野市新栄2-11-1
土木工学科	4	198	—	792	〃	1.02	昭和41年度	
建築工学科	4	198	—	792	〃	1.04	昭和41年度	
応用分子化学科	4	176	—	704	〃	1.02	昭和41年度	
マネジメント工学科	4	176	—	704	〃	1.04	昭和41年度	

数理情報工学科	4	154	—	616	—	1.03	昭和41年度		
環境安全工学科	4	132	—	528	—	1.04	平成21年度		
創生デザイン学科	4	132	—	528	—	1.03	平成21年度		
計	—	1,540	—	6,160	—	1.03	—		
工 学 部								福島県郡山市田村町徳定字中河原1	
土木工学科	4	160	—	610	学士(工学)	1.06	昭和24年度		令和4年度入学定員増(10人)
建築学科	4	190	—	730	—	1.10	昭和24年度		令和4年度入学定員増(10人)
機械工学科	4	180	—	720	—	0.95	昭和24年度		
電気電子工学科	4	180	—	720	—	1.08	昭和24年度		
生命応用化学科	4	130	—	610	—	0.73	昭和24年度		令和4年度入学定員増(30人)
情報工学科	4	190	—	730	—	1.06	平成5年度		令和4年度入学定員増(10人)
計	—	1,030	—	4,120	—	1.00	—		
医 学 部								東京都板橋区大谷口上町30-1	
医学科	6	120	—	725	学士(医学)	0.99	昭和27年度		令和4年度のみ臨時入学定員増(5人)
計	—	120	—	725	—	0.99	—		
歯 学 部								東京都千代田区神田駿河台1-8-13	
歯学科	6	130	—	780	学士(歯学)	0.98	昭和27年度		
計	—	130	—	780	—	0.98	—		
松戸歯学部								千葉県松戸市栄町西2-870-1	
歯学科	6	130	—	780	学士(歯学)	0.90	昭和51年度		
計	—	130	—	780	—	0.90	—		
生物資源科学部								神奈川県藤沢市亀井野1866	
生命農学科	4	130	—	520	学士(生物資源学)	1.03	平成8年度		
生命化学科	4	130	—	520	—	1.04	平成8年度		
動物資源科学科	4	136	—	544	—	1.03	平成8年度		
食品ビジネス学科	4	136	—	544	—	1.06	平成8年度		
森林資源科学科	4	130	—	520	—	1.02	平成8年度		
海洋生物資源科学科	4	136	—	544	—	1.07	平成8年度		
生物環境工学科	4	130	—	520	—	0.95	平成8年度		
食品生命学科	4	136	—	544	—	1.07	平成8年度		
国際地域開発学科	4	130	—	520	—	1.05	平成8年度		
応用生物科学科	4	126	—	504	—	1.06	平成8年度		
くらしの生物学科	4	80	—	320	—	1.02	平成27年度		
計	—	1,400	—	5,600	—	1.04	—		4年制学科
獣医学科	6	120	—	720	学士(獣医学)	1.05	平成8年度		
計	—	120	—	720	—	1.05	—		6年制学科
薬 学 部								千葉県船橋市習志野台7-7-1	
薬学科	6	244	—	1,464	学士(薬学)	1.07	平成18年度		
計	—	244	—	1,464	—	1.07	—		
合計(第一部)	—	15,141	0	62,057	—	—	—	—	
合計(第二部)	—	200	—	800	—	—	—	—	
合計(第一部・第二部)	—	15,341	0	62,857	—	—	—	—	
(通信教育部)									
法 学 部	4	3,000	—	12,000	学士(法学)	0.04	昭和25年度	東京都千代田区九段南4-8-28	
文理学部	4	3,000	—	12,000	学士(文学)	0.10	昭和25年度		
経済学部	4	1,500	—	6,000	学士(経済学)	0.08	昭和25年度		
商学部	4	1,500	—	6,000	学士(商学)	0.14	昭和32年度		
合計		9,000	—	36,000	—	—	—	—	
大学の名称	日本 大 学 短 期 大 学 部								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開 設 年 度	所 在 地	備 考
ビジネス教養学科	2	100	—	200	短期大学士(商経学)	0.80	昭和25年度	静岡県三島市文教町2-31-145	
食物栄養学科	2	100	—	200	短期大学士(栄養学)	0.86	昭和37年度		
建築・生活デザイン学科	2	110	—	220	短期大学士(工学)	1.01	昭和25年度	千葉県船橋市習志野台7-24-1	

ものづくり・サイエンス総合学科	2	70	—	140	短期大学(工学又は理学)	1.10	昭和25年度	
合計	—	380	—	760	—	—	—	—
附属施設の概要	名称	総合体育館						
	目的	文理学部体育学科附属施設						
	所在地	東京都世田谷区桜上水三丁目25番40						
	設置年月	昭和53年6月						
	規模等	土地 3,631.20㎡ 建物 5,231.65㎡						
	名称	第2体育館						
	目的	文理学部体育学科附属施設						
	所在地	東京都世田谷区桜上水三丁目25番40						
	設置年月	昭和39年6月						
	規模等	土地 985.38㎡ 建物 1,568.20㎡						
	名称	文理学部新体育館						
	目的	文理学部体育学科附属施設						
	所在地	東京都世田谷区桜上水三丁目25番40						
	設置年月	令和4年3月						
規模等	土地 1706.36㎡ 建物 2,720.06㎡							
名称	百周年記念館							
目的	文理学部体育学科附属施設							
所在地	東京都世田谷区桜上水三丁目25番40							
設置年月	平成13年11月							
規模等	土地 14,189.48㎡ 建物 2,750.38㎡							
名称	日本大学板橋病院							
目的	医学部附属施設							
所在地	東京都板橋区大谷口上町30番1							
設置年月	昭和45年5月							
規模等	土地 5,700.15㎡ 建物 42,160.52㎡							
名称	日本大学病院							
目的	病院							
所在地	千代田区神田駿河台一丁目6番27							
設置年月	平成26年8月							
規模等	土地 2,796.38㎡ 建物 29,817.49㎡							
名称	歯科病院							
目的	歯学部附属施設							
所在地	東京都千代田区神田駿河台一丁目8番13							
設置年月	昭和39年11月							
規模等	土地 1,613.05㎡ 建物 5,724.44㎡							
名称	本館							
目的	歯学部附属施設							
所在地	東京都千代田区神田駿河台一丁目8番13							
設置年月	令和3年10月(予定)							
規模等	土地 3,169.54㎡(予定) 建物 6,055.72㎡(予定)							
名称	新病院棟							
目的	松戸歯学部附属施設							
所在地	千葉県松戸市栄町西二丁目870番1							
設置年月	平成18年1月							
規模等	土地 2,830.71㎡ 建物 9,716.42㎡							
名称	長万部演習林							
目的	生物資源科学部附属施設							
所在地	北海道山越郡長万部町字栗岡162番11ほか							
設置年月	昭和17年9月							
規模等	土地 295,927.00㎡							
名称	八雲演習林							
目的	生物資源科学部附属施設							
所在地	北海道山越郡八雲町字富咲29ほか							
設置年月	昭和22年8月							
規模等	土地 24,102,214.61㎡ 建物 168.56㎡							
名称	水上演習林							
目的	生物資源科学部附属施設							
所在地	群馬県利根郡みなかみ町夜後字須野小沢23番11ほか							
設置年月	昭和23年10月							
規模等	土地 1,570,959.34㎡ 建物 1,585.29㎡							
名称	君津演習林							
目的	生物資源科学部附属施設							
所在地	千葉県君津市大字大坂字小坂沢1161番2ほか							
設置年月	昭和41年10月							
規模等	土地 316,772.00㎡							
名称	藤沢・農牧場							
目的	生物資源科学部附属施設							
所在地	神奈川県藤沢市亀井野1866ほか							
設置年月	昭和15年8月							
規模等	土地 238,354.58㎡ 建物 4,784.58㎡							
名称	藤沢・演習林							
目的	生物資源科学部附属施設							
所在地	神奈川県藤沢市亀井野1866ほか							
設置年月	昭和15年8月							
規模等	土地 17,006.81㎡ 建物 108.92㎡							

名称	家畜病院
目的	生物資源科学部附属施設
所在地	神奈川県藤沢市亀井野1866ほか
設置年月	平成7年4月
規模等	土地 1,786.49㎡ 建物 6,408.72㎡
名称	すぎき2世
目的	生物資源採集船
所在地	静岡県下田市須崎字池ノ段1237番1
設置年月	平成5年6月
規模等	強化プラスチック 9.1トン
名称	薬草園
目的	薬学部附属施設
所在地	千葉県船橋市習志野台七丁目3番
設置年月	昭和63年4月
規模等	土地 12,071.00㎡ 建物 277.85㎡

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の出定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要															
(スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻 (M))															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基本 科目	スポーツ科学総論1	1前	2			○			3	2					兼1 オムニバス オムニバス オムニバス、※演習 と併用
	スポーツ科学総論2	1前	2			○			3						
	スポーツ科学研究法	1前	2			○	※		2		1				
	小計 (3科目)	—	6			—			6	2	1			兼1	
専 門 科 目	スポーツ科学分野														
	バイオメカニクス特論	1前		2		○			1						
	運動生理学特論	1前		2		○				1					
	スポーツ栄養学特論	1前		2		○				1					
	スポーツリハビリテーション特論	1前		2		○			1						
	スポーツ医学特論	1後		2		○			1						
	コーチング学特論	1後		2		○			1						
	トレーニング学特論	1後		2		○			1						
	スポーツ心理学特論	1後		2		○			1						
	スポーツ社会学特論	1後		2		○								兼1	
小計 (9科目)	—		18		—			6	2				兼1		
関 連 分 野	スポーツ統計学特論	1前		2		○								兼1	
	スポーツ英語演習 I	1前		1			○			1					
	スポーツ英語演習 II	1後		1			○			1					
	スポーツマネジメント特論	1後		2		○								兼1	
	小計 (4科目)	—		6		—				1				兼2	
研 究 指 導	特別研究 I	1通	4				○	※	6	2					※実験と併 用
	特別研究 II	2通	4				○	※	6	2					※実験と併 用
	小計 (2科目)	—	8			—			6	2					
学位論文		—	—			—									
合計 (18科目)		—	14	24		—			6	3	1			兼3	
学位又は称号	修士 (スポーツ科学)		学位又は学科の分野			体育関係									
卒業要件及び履修方法						授業期間等									
必修科目14単位、専門科目の選択科目から16単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること						1 学年の学期区分			2 期						
						1 学期の授業期間			15 週						
						1 時限の授業時間			90 分						

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

教育課程等の概要														
(文学研究科教育学専攻 教育学コース)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
選択科目	教育哲学特論1	1・2前・後		2		○								
	教育哲学特論2	1・2前・後		2		○								
	日本教育史特論1	1・2前・後		2		○			1					
	日本教育史特論2	1・2前・後		2		○			1					
	日本教育史特論3	1・2前・後		2		○								
	日本教育史特論4	1・2前・後		2		○								
	外国教育史特論1	1・2前・後		2		○								
	外国教育史特論2	1・2前・後		2		○								
	外国教育史特論3	1・2前・後		2		○								
	外国教育史特論4	1・2前・後		2		○								
	教育社会学特論1	1・2前・後		2		○			1					
	教育社会学特論2	1・2前・後		2		○			1					
	教育行政学特論1	1・2前・後		2		○								
	教育行政学特論2	1・2前・後		2		○								
	社会教育学特論1	1・2前・後		2		○								
	社会教育学特論2	1・2前・後		2		○								
	教育方法学特論1	1・2前・後		2		○								
	教育方法学特論2	1・2前・後		2		○								
	教育方法学特論3	1・2前・後		2		○			1					
	教育方法学特論4	1・2前・後		2		○			1					
	比較教育学特論1	1・2前・後		2		○								
	比較教育学特論2	1・2前・後		2		○								
	学校論研究1	1・2前・後		2		○								
	学校論研究2	1・2前・後		2		○								
	教育内容特論1	1・2前・後		2		○								
	教育内容特論2	1・2前・後		2		○								
	学術情報論研究1	1・2前・後		2		○								
	学術情報論研究2	1・2前・後		2		○								
	教育哲学研究1	1・2前・後		2		○								
	教育哲学研究2	1・2前・後		2		○								
	外国教育史研究1	1・2前・後		2		○								
	外国教育史研究2	1・2前・後		2		○								
	教育社会学研究1	1・2前・後		2		○								
	教育社会学研究2	1・2前・後		2		○								
	教育行政学研究1	1・2前・後		2		○			1					
	教育行政学研究2	1・2前・後		2		○			1					
社会教育学研究1	1・2前・後		2		○									
社会教育学研究2	1・2前・後		2		○									
比較教育学研究1	1・2前・後		2		○				1					
比較教育学研究2	1・2前・後		2		○				1					
教育内容論研究1	1・2前・後		2		○									
教育内容論研究2	1・2前・後		2		○									
教育学研究法1	1・2前・後		2		○			1						
教育学研究法2	1・2前・後		2		○									
特定課題研究1	1・2前・後		4		○									
特定課題研究2	1・2前・後		4		○									

教育学特論1	1・2前・後	2	○										
教育学特論2	1・2前・後	2	○										
教育学特論3	1・2前・後	2	○										
教育学特論4	1・2前・後	2	○										
教育学特殊研究1	1・2前・後	2	○										
教育学特殊研究2	1・2前・後	2	○										
教育学特殊研究3	1・2前・後	2	○				1						
教育学特殊研究4	1・2前・後	2	○				1						
教育学特殊研究5	1・2前・後	2	○										
教育学特殊研究6	1・2前・後	2	○										
教育学応用演習1	1・2前・後	1		○									
教育学応用演習2	1・2前・後	1		○									
教育学応用演習3	1・2前・後	1		○									
教育学応用演習4	1・2前・後	1		○									
小計 (60科目)	—	—	120	—	—		5	1	0	0	0	0	—
学位論文	—	—	—	—	—								
合計 (61科目)		—	0	120	0	—	5	1	0	0	0	0	—
学位又は称号	修士 (教育学)	学位又は学科の分野		教育学・保育学関係及び体育関係									
卒業要件及び履修方法							授業期間等						
選択科目から30単位以上修得し学位論文に合格すること。 (履修科目の登録の上限：なし)							1学年の学期区分			2学期			
							1学期の授業期間			15週			
							1時限の授業時間			90分			

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

教育課程等の概要														
(文学研究科教育学専攻 体育学コース)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
必修科目	体育学研究方法特論1	1・2前・後	2			○			1					
	体育学研究方法特論2	1・2前・後	2			○			1					
	小計(2科目)	—	4	0	0	—			2	0	0	0	0	—
選択科目	体育・スポーツ教育学特論	1・2前・後	2			○			1					兼1
	保健体育科授業実践論	1・2前・後	2			○								
	スポーツ社会学特論	1・2前・後	2			○								
	スポーツ運動学特論	1・2前・後	2			○			1					
	スポーツメンタルトレーニング特論	1・2前・後	2			○								
	体育・スポーツ史特論	1・2前・後	2			○								
	スポーツ医学特論	1・2前・後	2			○			1					
	スポーツ生理学特論	1・2前・後	2			○			1					
	スポーツ心理学特論	1・2前・後	2			○								
	スポーツ栄養学特論	1・2前・後	2			○			1					
	スポーツリハビリテーション特論	1・2前・後	2			○			1					
	バイオメカニクス特論	1・2前・後	2			○			1					
	メンタルマネジメント特論	1・2前・後	2			○			1					
	コーチング原論	1・2前・後	2			○			1					
	測定スポーツコーチング特論1	1・2前・後	2			○								
	測定スポーツコーチング特論2	1・2前・後	2			○								
	評定スポーツコーチング特論1	1・2前・後	2			○								
	評定スポーツコーチング特論2	1・2前・後	2			○			1					
	判定スポーツコーチング特論1	1・2前・後	2			○								
	判定スポーツコーチング特論2	1・2前・後	2			○								
	判定スポーツコーチング特論3	1・2前・後	2			○			1					
	判定スポーツコーチング特論4	1・2前・後	2			○								
	判定スポーツコーチング特論5	1・2前・後	2			○								
	スポーツ教育学演習	1・2前・後	2				○		1					兼1
	保健体育科授業実践演習	1・2前・後	2				○							
	スポーツ社会学演習	1・2前・後	2				○							
	スポーツ運動学演習	1・2前・後	2				○		1					
	スポーツマネジメント演習	1・2前・後	2				○							
	体育・スポーツ史演習	1・2前・後	2				○							
	スポーツ医学演習	1・2前・後	2				○		1					
	スポーツ生理学演習	1・2前・後	2				○		1					
	スポーツ心理学演習	1・2前・後	2				○							
スポーツ栄養学演習	1・2前・後	2				○		1						
スポーツリハビリテーション演習	1・2前・後	2				○		1						
バイオメカニクス演習	1・2前・後	2				○		1						
測定評価学演習	1・2前・後	2				○		1						
コーチング学演習	1・2前・後	2				○								
測定スポーツコーチング演習1	1・2前・後	2				○								
測定スポーツコーチング演習2	1・2前・後	2				○								
評定スポーツコーチング演習1	1・2前・後	2				○								
評定スポーツコーチング演習2	1・2前・後	2				○		1						
判定スポーツコーチング演習1	1・2前・後	2				○								
判定スポーツコーチング演習2	1・2前・後	2				○								

判定スポーツコーチング演習3	1・2前・後	2			○		1					
判定スポーツコーチング演習4	1・2前・後	2			○							
判定スポーツコーチング演習5	1・2前・後	2			○							
教育実践インターンシップ1	1・2前・後	1				○						
教育実践インターンシップ2	1・2前・後	1				○						
小計 (48科目)	—	0	94	0	—	—	6	2	0	0	0	兼1 —
学位論文	—	—	—	—	—	—						
合計 (51科目)	—	4	94	0	—	—	6	2	0	0	0	兼1 —
学位又は称号	修士 (教育学)	学位又は学科の分野		教育学・保育学関係及び体育関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等						
必修科目4単位、選択科目から26単位以上、合計30単位以上修得し、学位論文に合格すること。 (履修科目の登録の上限：なし)						1学年の学期区分			2学期			
						1学期の授業期間			15週			
						1時限の授業時間			90分			

授 業 科 目 の 概 要			
(スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基本科目	スポーツ科学総論1	<p>本科目では、スポーツ科学における競技力向上に関するスポーツバイオメカニクス、運動生理学、さらにトレーニングや競技復帰までのリハビリテーションやスポーツ栄養学などエビデンスに基づいた具体的な手法について、最新のスポーツ科学の国内外の知見を理解し学修する。</p> <p>（オムニバス方式/全15回）</p> <p>（5 森丘保典（3/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関するスポーツバイオメカニクスについて、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p> <p>（7 松尾絵梨子（3/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関する運動生理学について、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p> <p>（8 辰田和佳子（3/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関するスポーツ栄養学について、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p> <p>（3 小松泰喜（3/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関するスポーツリハビリテーションについて、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p> <p>（2 布袋屋浩（3/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関するスポーツ医学について、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p>	オムニバス
基本科目	スポーツ科学総論2	<p>本科目では、スポーツ科学における競技力向上に関するトレーニング学、コーチング学を学び、さらに心理学、社会学など、エビデンスに基づいた具体的な手法について、最新のスポーツ科学の国内外の知見を理解し総合的に学修する。</p> <p>（オムニバス方式/全15回）</p> <p>（1 青山亜紀（4/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関するトレーニング学について、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p> <p>（4 北村勝朗（4/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関するコーチング学について、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p> <p>（6 種ヶ嶋尚志（4/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関する心理学について、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p> <p>（12 水上博司（3/15））スポーツ科学研究法の基礎として、競技力向上に関するスポーツ社会学について、国内外の知見を整理し、文献集としてまとめる。</p>	オムニバス

基本 科目	スポーツ科学研究法	<p>本科目では、研究者の在り方、研究倫理と研究倫理審査を理解する。また、質的研究・量的研究における研究方法を学修し、研究課題に則り研究計画の立案、方法論を学び、自身の研究に関する研究計画書の作成までの過程を学修する。(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(10 原怜来 (6/15))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ科学研究としての文献レビュー(文献研究)から電子媒体(インターネット等)を利用したシステマティック・レビューとメタアナリシスなどの高度な文献研究を学修する。 ・研究の論文を整理・考察し、新たな論点・主張を提示することや、量的研究における先行研究、データを収集、検証・調査の方法を学修する。 ・量的研究として、データの収集の方法、リサーチクエスションの抽出を学修する。 ・量的研究による方法論を活かしたスポーツ科学研究の理論、実践方法、および応用実践(アクションリサーチ)について学修する。 ・計測や測定の結果から統計による分析、数値・グラフ・表で示す手順を学修する。 ・研究計画書の作成方法について学修する。 <p>(3 小松泰喜 (5/15))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ科学研究法の「学術的背景」と「研究課題の核心をなす問い」の抽出を学修する。 ・研究計画の倫理的妥当性について、研究倫理の意義を学修する。 ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針について学修する。 ・研究の取りかかり方から、研究計画の遂行方法、データの収集やその処理や統計解析方法までの手順を学修する。 ・スポーツ現場で実践されているデータサイエンスを視野に入れ、スポーツ科学領域を中心に競技力向上のトレーニング方法や健康増進などの予防医学の実践や具体的な方法について、研究として学修する。 <p>(4 北村勝朗 (4/15))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行研究の論文を整理・考察し、新たな論点・主張を提示することや、質的研究における先行研究、データを収集、検証・調査の方法を学修する。 ・質的研究として、データの収集の方法、リサーチクエスションの抽出を学修する。 ・質的研究による方法論を活かしたスポーツ科学研究の理論、実践方法、および応用実践(アクションリサーチ)について学修する。 ・質問紙を用いたアンケート調査の結果から統計による分析、要約・分類・解釈による分析で示す手順を学修する。 	オムニバス
専 門 科 目	スポーツ科学分野 バイオメカニクス特論	<p>本科目では、マクロな構造体としての運動器あるいは身体全体の振る舞い(身体運動・スポーツ)を力学的に理解するために必要な基礎的知識を身につけるとともに、近年のバイオメカニクス的研究の動向などについて理解を深める。また、これまでのバイオメカニクス的な知見の活用事例を参照しながら、パフォーマンス構造の明確化、トレーニング目標・課題の設定および計画の立案、さらにはトレーニングやパフォーマンスの各種アセスメントなど、トレーニングやコーチングに関する思考・行動サイクルにおける実践に応用するための方法について学修する。</p>	
専 門 科 目	スポーツ科学分野 運動生理学特論	<p>本科目では、運動やスポーツに伴う生体の生理学的な応答や長期的なトレーニングに対する適応について、骨格筋系、呼吸循環器系、内分泌系、神経系などから生理機能の変化を学修する。その上で、アスリートにおける生理学的指標を用いたトレーニングやコンディショニングの手法を最新の知見に基づき、各種スポーツの競技特性(体力・技術・運動強度など)、性差、加齢などの観点から理解する。さらに、運動やスポーツに伴う生理学的課題について分析し、その解決方法を論理的に表現できる能力を身につける。</p>	
専 門 科 目	スポーツ科学分野 スポーツ栄養学特論	<p>本科目では、栄養素摂取が身体の生物学的機能にどのように相互作用するかを学修するとともに、競技者における栄養管理法等を考察する。さらに、競技者の栄養・食生活に関する課題を事例的に取り上げ、理論をふまえて実現可能性の高い解決策を検討し、栄養マネジメントを理解する。これらの一連の学びを通じ、必要な栄養状態の評価と、評価に基づく総合的な計画立案を論理的に記述・表現できる高度な能力を身につける。</p>	

専門科目	スポーツ科学分野	スポーツリハビリテーション特論	本科目では、競技復帰までの過程を安全なトレーニング、的確なケアの観点から、その詳細について学修する。スポーツリハビリテーションの目的は、以前はスポーツ外傷・障害の治療が中心であったが、現在では競技復帰までのリハビリテーションの位置づけは非常に高く、むしろ競技力向上を目指すものとなっている。したがってスポーツリハビリテーションの重要性に関する認識は一変し、スポーツ外傷・障害に対して、①発症後あるいは手術後（術前も当然あり得る）から始めるいわゆるメディカルリハビリテーション、②スポーツ活動復帰に向けた一般的アスレティック・リハビリテーション、③スポーツ外傷・障害の部位・疾患別のプログラミングだけでなく、種目特性に合わせた特異的リハビリテーションという3段階があるとされている。特に競技復帰に立脚した競技力向上までの実現可能性の実践的プログラムの根拠について学修する。	
専門科目	スポーツ科学分野	スポーツ医学特論	本科目では、スポーツ医学の基礎的知識を修得し、スポーツ活動中に多いケガや故障について理解を深めることで、これらの対処法や予防法を身に付けるとともに、競技力向上にも役立てられるようになることを目的とする。さらに近年の平均寿命の延長とともに要介護者の急激な増加といった社会的問題に対する解決策の一つとして、ロコモティブシンドロームについて理解し、スポーツ医学の知識を応用することで運動器の障害をいかに予防し健康で長生きするか、すなわち健康寿命をどうやって延ばすかを、自分なりの視点から具体的に論述する能力を身につけることを目的とする。	
専門科目	スポーツ科学分野	コーチング学特論	本科目では、スポーツの指導に関する理論的かつ実践的な課題について体系的に学修する。具体的には、コーチング実践の背景に存在する信念体系、関係性、教育的関与、熟達、社会化、心理体系といった多層的な視点からコーチング実践を取り上げ、指導者および学修者双方の側面からコーチングにかかわる現象を本質的に理解する。更に、コーチングの諸現象を科学的に考究し、問題解決について論理的かつ実証的に記述・表現できる高度な力を身につける。	
専門科目	スポーツ科学分野	トレーニング学特論	本科目では、選手の準備システムにおける専門的諸原則、現代の競技スポーツにおけるピリオダイゼーションシステム、多年準備・年間準備システム構築の基礎、多年準備システムにおける選手の選抜と育成等を学修し、競技スポーツにおける選手の主要課題としてあげられる「主要試合に向けた最適な競技力形成」および、「主要試合での最高の競技力発揮」という問題について、スポーツ・トレーニング学的観点から深く検討する。選手の準備システムとしてのスポーツ・トレーニングの本質的意義を理解することにより、近年の高度化した競技スポーツにおける競技力形成の諸問題について、自ら解決することができる能力を身につける。	
専門科目	スポーツ科学分野	スポーツ心理学特論	本科目では、スポーツ行動における発達、学習、動機、集団、パーソナリティ等を学修するとともに、競技心理、競技不適応などの多岐にわたるスポーツにおける心理学的諸課題について、社会心理・生理心理・認知心理・臨床心理等の様々な観点から取り上げ、これら現象の本質的な原因を深く検討し、人間の心理学的メカニズムを客観的に理解する。さらにスポーツにおける心理学的諸課題の解決方法を論理的に記述・表現できる高度な力を身につける。	
専門科目	スポーツ科学分野	スポーツ社会学特論	本科目では、競技スポーツの意義、役割について社会学的視点から捉え、個人や社会（集団）との関係から、競技スポーツそのものの特徴や意義、社会的役割等について深く検討する。競技スポーツに関わるトピックを取り上げ、これらの諸問題を探りながら、望ましいスポーツのあり方やスポーツ振興の方法について、様々な観点や具体的事象を基に、より専門的に学修する。さらに、各種のデータに基づいて、客観的に生涯スポーツと競技スポーツの現状を社会科学的に考究し、問題解決について論理的かつ実証的に記述・表現できる高度な力を身につける。	
専門科目	関連分野	スポーツ統計学特論	本科目では、競技スポーツに関わるデータの測定方法、分析目的やデータの特性に応じたデータ解析の手法を、統計理論とプログラミングとを併せて学修する。具体的には、データ分析先立ち、実験・調査によってデータを取得していくための手続き、誤差の測定方法などを学んだうえで、データの特性に応じた適切な統計的検定方法、推測方法の選択基準を修得する。講義を通じて、単なる理論的な学修にとどまらず、実際にデータを測定し、プログラミングを行うことで、モデル構築から推計された結果の解釈、さらには学術的な表現方法ができるようになる。	

専門科目	関連分野	スポーツ英語演習Ⅰ	グローバル化が加速する現在、国際大会を基本とする競技スポーツの現場においては英語の使用が特に重要視されている。また、スポーツ科学研究においても、先行研究を扱うために、あるいは学会発表や論文投稿のために専門レベルの英語力が求められる。これらの背景を踏まえ、本科目では、競技スポーツに関わる研究成果等を国際人として発信できる人材の育成を目的とし、まずは英語で書かれた専門書・論文等を確実に読む力を身に付けるための演習を行う。並行して、実際の英語論文をモデルとしながら英語で論文を書く力も養成する。スポーツの現場で使用される英語及び専門分野での英語の扱いや用語について学修し、研究に活用するための基盤を構築する。	
専門科目	関連分野	スポーツ英語演習Ⅱ	本科目では、前学期科目「スポーツ英語演習Ⅰ」の内容を踏襲しながら、より発信的な英語の扱いについて学修する。読解した専門の英語文献について、あるいは受講生による国際学会を想定した発表について、英語での質疑応答・ディスカッション等を実施する。また、各受講生の実際の研究内容に沿って、英語論文を書く演習も行う。	
専門科目	関連分野	スポーツマネジメント特論	本科目では、競技スポーツにおけるチームマネジメントの基本的概念や特徴を様々な競技種目の実践事例を通して学び、チームをマネジメントする際に必要な能力や方法に関する基礎知識を学修する。さらに、競技スポーツの現場において、競技者や指導者がスポーツ科学の知見をどのように活かしているかを紹介し、スポーツ科学を有効的に活用するために、チームの一員として携わった際に必要な能力を学修し、競技スポーツの現場に携わる者として必要な能力を身につける。	
研究指導		特別研究Ⅰ	<p>本科目では、自らのスポーツ科学研究を遂行するために指導教員や受講生と討論を重ねながら、より専門的な学術論文作成の技法や理論・視点を修得し、修士論文作成に向けた予備的な実験・調査研究等を行い、自らの研究課題を深化させる。さらに決定した研究テーマに関して先行研究の整理や仮説の設定等を行い、修士論文作成に向けた研究計画を精緻にまとめる。</p> <p>(1 青山亜紀) 修士論文作成に向けたトレーニング学に関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p> <p>(2 布袋屋浩) 修士論文作成に向けたスポーツ医学に関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p> <p>(3 小松泰喜) 修士論文作成に向けたスポーツリハビリテーションに関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p> <p>(4 北村勝朗) 修士論文作成に向けたコーチング学に関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p> <p>(5 森丘保典) 修士論文作成に向けたバイオメカニクスに関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p> <p>(6 種ヶ嶋尚志) 修士論文作成に向けたスポーツ心理学に関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p> <p>(7 松尾絵梨子) 修士論文作成に向けた運動生理学に関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p> <p>(8 辰田和佳子) 修士論文作成に向けたスポーツ栄養学に関するスポーツ科学研究を遂行するため予備的な実験・調査研究等を行い精緻な研究計画立案のための研究指導を行う。</p>	

研究指導	特別研究Ⅱ	<p>本科目では、指導教員のもと、特別研究Ⅰで立案した研究計画を踏まえ、自らの研究を遂行するために行った予備実験・予備調査などを経て決定した研究テーマに基づいて、実験・調査研究等を行い、指導教員や受講生と討論を重ねながら、より専門的にデータ収集・分析等の課題に取り組み、研究結果の途中経過を中間報告を行う。さらに中間報告から得られた知見、示唆等を踏まえ、研究結果を再検討した上で修士論文としてまとめる。</p> <p>(1 青山亜紀) 修士論文完成に向けトレーニング学に関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p> <p>(2 布袋屋浩) 修士論文完成に向けスポーツ医学に関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p> <p>(3 小松泰喜) 修士論文完成に向けスポーツリハビリテーションに関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p> <p>(4 北村勝朗) 修士論文完成に向けコーチング学に関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p> <p>(5 森丘保典) 修士論文完成に向けバイオメカニクスに関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p> <p>(6 種ヶ嶋尚志) 修士論文完成に向けスポーツ心理学に関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p> <p>(7 松尾絵梨子) 修士論文完成に向け運動生理学に関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p> <p>(8 辰田和佳子) 修士論文完成に向けスポーツ栄養学に関するスポーツ科学研究を遂行するため実験・調査研究等から得られたデータや分析結果等を通じた研究指導を行う。</p>
------	-------	---

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の出発定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

学校法人日本大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学定員	編入学 定員	収容定員	令和5年度	入学定員	編入学 定員	収容定員	変更の事由
日本大学				日本大学				
法学部第一部	1,533	—	6,132	法学部第一部	1,533	—	6,132	
法律学科	533	—	2,132	法律学科	533	—	2,132	
政治経済学科	350	—	1,400	政治経済学科	350	—	1,400	
新聞学科	200	—	800	新聞学科	200	—	800	
経営法学科	200	—	800	経営法学科	200	—	800	
公共政策学科	250	—	1,000	公共政策学科	250	—	1,000	
法学部第二部	200	—	800	法学部第二部	200	—	800	
法律学科	200	—	800	法律学科	200	—	800	
文理学部	1,900	—	7,600	文理学部	1,900	—	7,600	
哲学科	88	—	352	哲学科	88	—	352	
史学科	133	—	532	史学科	133	—	532	
国文学科	133	—	532	国文学科	133	—	532	
中国語中国文化学科	70	—	280	中国語中国文化学科	70	—	280	
英文学科	133	—	532	英文学科	133	—	532	
ドイツ文学科	80	—	320	ドイツ文学科	80	—	320	
社会学科	210	—	840	社会学科	210	—	840	
社会福祉学科	60	—	240	社会福祉学科	60	—	240	
教育学科	120	—	480	教育学科	120	—	480	
体育学科	200	—	800	体育学科	200	—	800	
心理学科	130	—	520	心理学科	130	—	520	
地理学科	80	—	320	地理学科	80	—	320	
地球科学科	80	—	320	地球科学科	80	—	320	
数学科	73	—	292	数学科	73	—	292	
情報科学科	80	—	320	情報科学科	80	—	320	
物理学科	70	—	280	物理学科	70	—	280	
生命科学科	70	—	280	生命科学科	70	—	280	
化学科	90	—	360	化学科	90	—	360	
経済学部	1,566	—	6,264	経済学部	1,566	—	6,264	
経済学科	916	—	3,664	経済学科	916	—	3,664	
産業経営学科	450	—	1,800	産業経営学科	450	—	1,800	
金融公共経済学科	200	—	800	金融公共経済学科	200	—	800	
商学部	1,266	—	5,064	商学部	1,266	—	5,064	
商業学科	666	—	2,664	商業学科	666	—	2,664	
経営学科	350	—	1,400	経営学科	350	—	1,400	
会計学科	250	—	1,000	会計学科	250	—	1,000	
芸術学部	866	—	3,464	芸術学部	866	—	3,464	
写真学科	100	—	400	写真学科	100	—	400	
映画学科	150	—	600	映画学科	150	—	600	
美術学科	60	—	240	美術学科	60	—	240	
音楽学科	90	—	360	音楽学科	90	—	360	
文芸学科	120	—	480	文芸学科	120	—	480	
演劇学科	126	—	504	演劇学科	126	—	504	
放送学科	120	—	480	放送学科	120	—	480	
デザイン学科	100	—	400	デザイン学科	100	—	400	
国際関係学部	666	—	2,664	国際関係学部	666	—	2,664	
国際総合政策学科	383	—	1,532	国際総合政策学科	383	—	1,532	
国際教養学科	283	—	1,132	国際教養学科	283	—	1,132	
危機管理学部	300	—	1,200	危機管理学部	300	—	1,200	
危機管理学科	300	—	1,200	危機管理学科	300	—	1,200	
スポーツ科学部	300	—	1,200	スポーツ科学部	300	—	1,200	
競技スポーツ学科	300	—	1,200	競技スポーツ学科	300	—	1,200	
理工学部	2,030	—	8,120	理工学部	2,030	—	8,120	
土木工学科	220	—	880	土木工学科	220	—	880	
交通システム工学科	120	—	480	交通システム工学科	120	—	480	
建築学科	250	—	1,000	建築学科	250	—	1,000	
海洋建築工学科	120	—	480	海洋建築工学科	120	—	480	
機械工学科	160	—	640	機械工学科	160	—	640	
精密機械工学科	140	—	560	精密機械工学科	140	—	560	
航空宇宙工学科	120	—	480	航空宇宙工学科	120	—	480	
電気工学科	160	—	640	電気工学科	160	—	640	
電子工学科	100	—	400	電子工学科	100	—	400	
物質応用化学科	200	—	800	物質応用化学科	200	—	800	
物理学科	140	—	560	物理学科	140	—	560	
数学科	100	—	400	数学科	100	—	400	
まちづくり工学科	100	—	400	まちづくり工学科	100	—	400	
応用情報工学科	100	—	400	応用情報工学科	100	—	400	
生産工学部	1,540	—	6,160	生産工学部	1,540	—	6,160	
機械工学科	198	—	792	機械工学科	198	—	792	
電気電子工学科	176	—	704	電気電子工学科	176	—	704	
土木工学科	198	—	792	土木工学科	198	—	792	
建築工学科	198	—	792	建築工学科	198	—	792	
応用分子化学科	176	—	704	応用分子化学科	176	—	704	
マネジメント工学科	176	—	704	マネジメント工学科	176	—	704	
数理情報工学科	154	—	616	数理情報工学科	154	—	616	
環境安全工学科	132	—	528	環境安全工学科	132	—	528	
創生デザイン学科	132	—	528	創生デザイン学科	132	—	528	

令和4年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和5年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
工学部	1,030	—	4,120	工学部	1,030	—	4,120	
土木工学科	160	—	640	土木工学科	160	—	640	
建築学科	190	—	760	建築学科	190	—	760	
機械工学科	180	—	720	機械工学科	180	—	720	
電気電子工学科	180	—	720	電気電子工学科	180	—	720	
生命応用化学科	130	—	520	生命応用化学科	130	—	520	
情報工学科	190	—	760	情報工学科	190	—	760	
医学部	125	—	725	医学部	120	—	725	※令和4年度のみ地域枠臨時定員増
医学科	125	—	725	医学科	120	—	725	
歯学部	130	—	780	歯学部	130	—	780	
歯学科	130	—	780	歯学科	130	—	780	
松戸歯学部	130	—	780	松戸歯学部	130	—	780	
歯学科	130	—	780	歯学科	130	—	780	
生物資源科学部	1,520	—	6,320	生物資源科学部	1,520	—	6,320	
				バイオサイエンス学科	210	—	840	学科の設置(届出)
				動物学科	136	—	544	学科の設置(届出)
				海洋生物学科	146	—	584	学科の設置(届出)
				森林学科	120	—	480	学科の設置(届出)
				環境学科	130	—	520	学科の設置(届出)
				アグリサイエンス学科	140	—	560	学科の設置(届出)
				食品開発学科	146	—	584	学科の設置(届出)
				国際共生学科	146	—	584	学科の設置(届出)
				獣医保健看護学科	80	—	320	学科の設置(届出)
食品ビジネス学科	136	—	544	食品ビジネス学科	146	—	584	定員変更(10)
獣医学科	120	—	720	獣医学科	120	—	720	
生命農学科	130	—	520	生命農学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
生命化学科	130	—	520	生命化学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
動物資源科学科	136	—	544	動物資源科学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
森林資源科学科	130	—	520	森林資源科学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
海洋生物資源科学科	136	—	544	海洋生物資源科学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
生物環境工学科	130	—	520	生物環境工学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
食品生命学科	136	—	544	食品生命学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
国際地域開発学科	130	—	520	国際地域開発学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
応用生物科学科	126	—	504	応用生物科学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
くらしの生物学科	80	—	320	くらしの生物学科	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
薬学部	244	—	1,464	薬学部	244	—	1,464	
薬学科(6年制)	244	—	1,464	薬学科(6年制)	244	—	1,464	
計	15,346	—	62,857	計	15,341	—	62,857	
日本大学大学院				日本大学大学院				
法学研究科				法学研究科				
博士前期課程	75	—	150	博士前期課程	75	—	150	
公法学専攻	30	—	60	公法学専攻	30	—	60	
私法学専攻	30	—	60	私法学専攻	30	—	60	
政治学専攻	15	—	30	政治学専攻	15	—	30	
博士後期課程	12	—	36	博士後期課程	12	—	36	
公法学専攻	4	—	12	公法学専攻	4	—	12	
私法学専攻	4	—	12	私法学専攻	4	—	12	
政治学専攻	4	—	12	政治学専攻	4	—	12	
新聞学研究科				新聞学研究科				
博士前期課程	10	—	20	博士前期課程	10	—	20	
新聞学専攻	10	—	20	新聞学専攻	10	—	20	
博士後期課程	3	—	9	博士後期課程	3	—	9	
新聞学専攻	3	—	9	新聞学専攻	3	—	9	
文学研究科				文学研究科				
博士前期課程	125	—	250	博士前期課程	125	—	250	
哲学専攻	10	—	20	哲学専攻	10	—	20	
史学専攻	20	—	40	史学専攻	20	—	40	
国文学専攻	15	—	30	国文学専攻	15	—	30	
中国学専攻	10	—	20	中国学専攻	10	—	20	
英文学専攻	20	—	40	英文学専攻	20	—	40	
ドイツ文学専攻	5	—	10	ドイツ文学専攻	5	—	10	
社会学専攻	15	—	30	社会学専攻	15	—	30	
教育学専攻	10	—	20	教育学専攻	10	—	20	
心理学専攻	20	—	40	心理学専攻	20	—	40	
博士後期課程	30	—	90	博士後期課程	30	—	90	
哲学専攻	3	—	9	哲学専攻	3	—	9	
日本史専攻	3	—	9	日本史専攻	3	—	9	
外国史専攻	3	—	9	外国史専攻	3	—	9	
国文学専攻	3	—	9	国文学専攻	3	—	9	
中国学専攻	3	—	9	中国学専攻	3	—	9	
英文学専攻	3	—	9	英文学専攻	3	—	9	
ドイツ文学専攻	3	—	9	ドイツ文学専攻	3	—	9	
社会学専攻	3	—	9	社会学専攻	3	—	9	
教育学専攻	3	—	9	教育学専攻	3	—	9	
心理学専攻	3	—	9	心理学専攻	3	—	9	
総合基礎科学研究科				総合基礎科学研究科				
博士前期課程	35	—	70	博士前期課程	35	—	70	
地球情報数理学専攻	12	—	24	地球情報数理学専攻	12	—	24	
相関理化学専攻	23	—	46	相関理化学専攻	23	—	46	
博士後期課程	4	—	12	博士後期課程	4	—	12	
地球情報数理学専攻	2	—	6	地球情報数理学専攻	2	—	6	
相関理化学専攻	2	—	6	相関理化学専攻	2	—	6	
経済学研究科				経済学研究科				
博士前期課程	30	—	60	博士前期課程	30	—	60	
経済学専攻	30	—	60	経済学専攻	30	—	60	
博士後期課程	6	—	18	博士後期課程	6	—	18	
経済学専攻	6	—	18	経済学専攻	6	—	18	

令和4年度	入学定員	編入学 定員	収容定員	令和5年度	入学定員	編入学 定員	収容定員	変更の事由
商学研究科				商学研究科				
博士前期課程	90	—	180	博士前期課程	90	—	180	
商学専攻	30	—	60	商学専攻	30	—	60	
経営学専攻	30	—	60	経営学専攻	30	—	60	
会計学専攻	30	—	60	会計学専攻	30	—	60	
博士後期課程	13	—	39	博士後期課程	13	—	39	
商学専攻	3	—	9	商学専攻	3	—	9	
経営学専攻	5	—	15	経営学専攻	5	—	15	
会計学専攻	5	—	15	会計学専攻	5	—	15	
芸術学研究科				芸術学研究科				
博士前期課程	75	—	150	博士前期課程	75	—	150	
文芸学専攻	20	—	40	文芸学専攻	20	—	40	
映像芸術専攻	20	—	40	映像芸術専攻	20	—	40	
造形芸術専攻	15	—	30	造形芸術専攻	15	—	30	
音楽芸術専攻	10	—	20	音楽芸術専攻	10	—	20	
舞台芸術専攻	10	—	20	舞台芸術専攻	10	—	20	
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24	
芸術専攻	8	—	24	芸術専攻	8	—	24	
国際関係研究科				国際関係研究科				
博士前期課程	10	—	20	博士前期課程	10	—	20	
国際関係研究専攻	10	—	20	国際関係研究専攻	10	—	20	
博士後期課程	3	—	9	博士後期課程	3	—	9	
国際関係研究専攻	3	—	9	国際関係研究専攻	3	—	9	
				危機管理学研究科				
				修士課程	8	—	16	
				危機管理学専攻	8	—	16	研究科の設置(届出)
				スポーツ科学研究科				
				修士課程	8	—	16	
				スポーツ科学専攻	8	—	16	研究科の設置(届出)
理工学研究科				理工学研究科				
博士前期課程	450	—	900	博士前期課程	450	—	900	
土木工学専攻	40	—	80	土木工学専攻	40	—	80	
交通システム工学専攻	20	—	40	交通システム工学専攻	20	—	40	
建築学専攻	50	—	100	建築学専攻	50	—	100	
海洋建築工学専攻	30	—	60	海洋建築工学専攻	30	—	60	
機械工学専攻	35	—	70	機械工学専攻	35	—	70	
精密機械工学専攻	25	—	50	精密機械工学専攻	25	—	50	
航空宇宙工学専攻	25	—	50	航空宇宙工学専攻	25	—	50	
電気工学専攻	35	—	70	電気工学専攻	35	—	70	
電子工学専攻	35	—	70	電子工学専攻	35	—	70	
情報科学専攻	15	—	30	情報科学専攻	15	—	30	
物質応用化学専攻	40	—	80	物質応用化学専攻	40	—	80	
物理学専攻	25	—	50	物理学専攻	25	—	50	
数学専攻	20	—	40	数学専攻	20	—	40	
地理学専攻	20	—	40	地理学専攻	20	—	40	
量子理工学専攻	20	—	40	量子理工学専攻	20	—	40	
まちづくり工学専攻	15	—	30	まちづくり工学専攻	15	—	30	
博士後期課程	74	—	222	博士後期課程	74	—	222	
土木工学専攻	5	—	15	土木工学専攻	5	—	15	
交通システム工学専攻	5	—	15	交通システム工学専攻	5	—	15	
建築学専攻	5	—	15	建築学専攻	5	—	15	
海洋建築工学専攻	5	—	15	海洋建築工学専攻	5	—	15	
まちづくり工学専攻	3	—	9	まちづくり工学専攻	3	—	9	
機械工学専攻	4	—	12	機械工学専攻	4	—	12	
精密機械工学専攻	3	—	9	精密機械工学専攻	3	—	9	
航空宇宙工学専攻	3	—	9	航空宇宙工学専攻	3	—	9	
電気工学専攻	5	—	15	電気工学専攻	5	—	15	
電子工学専攻	5	—	15	電子工学専攻	5	—	15	
情報科学専攻	4	—	12	情報科学専攻	4	—	12	
物質応用化学専攻	7	—	21	物質応用化学専攻	7	—	21	
物理学専攻	5	—	15	物理学専攻	5	—	15	
数学専攻	5	—	15	数学専攻	5	—	15	
地理学専攻	5	—	15	地理学専攻	5	—	15	
量子理工学専攻	5	—	15	量子理工学専攻	5	—	15	
生産学研究科				生産学研究科				
博士前期課程	140	—	280	博士前期課程	140	—	280	
機械工学専攻	30	—	60	機械工学専攻	30	—	60	
電気電子工学専攻	20	—	40	電気電子工学専攻	20	—	40	
土木工学専攻	20	—	40	土木工学専攻	20	—	40	
建築工学専攻	20	—	40	建築工学専攻	20	—	40	
応用分子化学専攻	20	—	40	応用分子化学専攻	20	—	40	
マネジメント工学専攻	20	—	40	マネジメント工学専攻	20	—	40	
数理情報工学専攻	10	—	20	数理情報工学専攻	10	—	20	
博士後期課程	21	—	63	博士後期課程	21	—	63	
機械工学専攻	3	—	9	機械工学専攻	3	—	9	
電気電子工学専攻	3	—	9	電気電子工学専攻	3	—	9	
土木工学専攻	3	—	9	土木工学専攻	3	—	9	
建築工学専攻	3	—	9	建築工学専攻	3	—	9	
応用分子化学専攻	3	—	9	応用分子化学専攻	3	—	9	
マネジメント工学専攻	3	—	9	マネジメント工学専攻	3	—	9	
数理情報工学専攻	3	—	9	数理情報工学専攻	3	—	9	
工学研究科				工学研究科				
博士前期課程	140	—	280	博士前期課程	140	—	280	
土木工学専攻	20	—	40	土木工学専攻	20	—	40	
建築学専攻	20	—	40	建築学専攻	20	—	40	
機械工学専攻	25	—	50	機械工学専攻	25	—	50	
電気電子工学専攻	20	—	40	電気電子工学専攻	20	—	40	
生命応用化学専攻	30	—	60	生命応用化学専攻	30	—	60	
情報工学専攻	25	—	50	情報工学専攻	25	—	50	

令和4年度	入学定員	編入学 定員	収容定員	令和5年度	入学定員	編入学 定員	収容定員	変更の事由
博士後期課程	12	—	36	博士後期課程	12	—	36	
土木工学専攻	2	—	6	土木工学専攻	2	—	6	
建築学専攻	2	—	6	建築学専攻	2	—	6	
機械工学専攻	2	—	6	機械工学専攻	2	—	6	
電気電子工学専攻	2	—	6	電気電子工学専攻	2	—	6	
生命応用化学専攻	2	—	6	生命応用化学専攻	2	—	6	
情報工学専攻	2	—	6	情報工学専攻	2	—	6	
医学研究科				医学研究科				
博士課程	64	—	256	博士課程	64	—	256	
生理系	12	—	48	生理系	12	—	48	
病理系	6	—	24	病理系	6	—	24	
社会医学系	8	—	32	社会医学系	8	—	32	
内科系	16	—	64	内科系	16	—	64	
外科系	22	—	88	外科系	22	—	88	
歯学研究科				歯学研究科				
博士課程	30	—	120	博士課程	30	—	120	
歯学専攻	30	—	120	歯学専攻	30	—	120	
松戸歯学研究科				松戸歯学研究科				
博士課程	30	—	120	博士課程	30	—	120	
歯学専攻	30	—	120	歯学専攻	30	—	120	
生物資源科学研究科				生物資源科学研究科				
博士前期課程	115	—	230	博士前期課程	115	—	230	
生物資源生産科学専攻	27	—	54	生物資源生産科学専攻	27	—	54	
生物資源利用科学専攻	22	—	44	生物資源利用科学専攻	22	—	44	
応用生命科学専攻	22	—	44	応用生命科学専攻	22	—	44	
生物環境科学専攻	22	—	44	生物環境科学専攻	22	—	44	
生物資源経済学専攻	22	—	44	生物資源経済学専攻	22	—	44	
博士後期課程	26	—	78	博士後期課程	26	—	78	
生物資源生産科学専攻	6	—	18	生物資源生産科学専攻	6	—	18	
生物資源利用科学専攻	5	—	15	生物資源利用科学専攻	5	—	15	
応用生命科学専攻	5	—	15	応用生命科学専攻	5	—	15	
生物環境科学専攻	5	—	15	生物環境科学専攻	5	—	15	
生物資源経済学専攻	5	—	15	生物資源経済学専攻	5	—	15	
獣医学研究科				獣医学研究科				
博士課程	6	—	24	博士課程	6	—	24	
獣医学専攻	6	—	24	獣医学専攻	6	—	24	
薬学研究科				薬学研究科				
博士課程	5	—	20	博士課程	5	—	20	
薬学専攻	5	—	20	薬学専攻	5	—	20	
総合社会情報研究科				総合社会情報研究科				
博士前期課程	90	—	180	博士前期課程	90	—	180	
国際情報専攻	30	—	60	国際情報専攻	30	—	60	
文化情報専攻	30	—	60	文化情報専攻	30	—	60	
人間科学専攻	30	—	60	人間科学専攻	30	—	60	
博士後期課程	9	—	27	博士後期課程	9	—	27	
総合社会情報専攻	9	—	27	総合社会情報専攻	9	—	27	
法務研究科				法務研究科				
専門職学位課程	60	—	180	専門職学位課程	60	—	180	
法務専攻	60	—	180	法務専攻	60	—	180	
	1,801	—	4,153		1,817	—	4,185	
日本大学通信教育部				日本大学通信教育部				
法学部	3,000	—	12,000	法学部	3,000	—	12,000	
文理学部	3,000	—	12,000	文理学部	3,000	—	12,000	
経済学部	1,500	—	6,000	経済学部	1,500	—	6,000	
商学部	1,500	—	6,000	商学部	1,500	—	6,000	
	9,000	—	36,000		9,000	—	36,000	
日本大学短期大学部				日本大学短期大学部				
ビジネス教養学科	100	—	200	ビジネス教養学科	100	—	200	
食物栄養学科	100	—	200	食物栄養学科	100	—	200	
建築・生活デザイン学科	110	—	220	建築・生活デザイン学科	110	—	220	
ものづくり・サイエンス総合学科	70	—	140	ものづくり・サイエンス総合学科	70	—	140	
専攻科食物栄養専攻	20	—	40	専攻科食物栄養専攻	20	—	40	
	400	—	800		400	—	800	
医学部附属看護専門学校				医学部附属看護専門学校				
歯学部附属歯科技工専門学校	35	—	105	歯学部附属歯科技工専門学校	35	—	105	
歯学部附属歯科衛生専門学校	0	—	0	歯学部附属歯科衛生専門学校	40	—	120	令和5年4月学生募集再開
松戸歯学部附属歯科衛生専門学校	40	—	120	松戸歯学部附属歯科衛生専門学校	0	—	0	令和5年4月学生募集停止
	155	—	465		155	—	465	

日本大学学則

(案)

令和5年4月

目 次

日 本 大 学 学 則

第1章 総 則

第1節	目的及び使命	1
第2節	大学組織	1
第3節	教職員及び教授会	6
第4節	学生定員	7
第5節	学年・学期及び休業日	15
第6節	入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍	16
第7節	履修規定	21
第8節	卒業及び学士の学位	24
第9節	学費及び貸給費	26
第10節	委託生及び外国人留学生	27
第11節	科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生	28
第12節	教職課程	29
第13節	通信教育	37
第14節	賞 罰	37
第15節	寄宿舍	37

第2章 教育課程及び履修方法

第1節	法学部	39
第2節	文理学部	75
第3節	経済学部	135
第4節	商学部	157
第5節	芸術学部	191
第6節	国際関係学部	229
第7節	危機管理学部	247

第8節	スポーツ科学部	255
第9節	理工学部	263
第10節	生産工学部	307
第11節	工学部	335
第12節	医学部	351
第13節	歯学部	355
第14節	松戸歯学部	359
第15節	生物資源科学部	363
第16節	薬学部	433
第3章 大学院		
第1節	総 則	439
第2節	教員及び運営機構	447
第3節	入学及び入学資格	449
第4節	教育課程及び履修方法	452
第5節	科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生	635
附 則		636

日 本 大 学 学 則

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第2節 大学組織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

2 本大学の学部及び学科は、次のとおりである。

学 部 名	学 科 名
法 学 部	法 律 学 科 政 治 経 済 学 科 新 聞 学 科 経 営 法 学 科 公 共 政 策 学 科
文 理 学 部	哲 学 学 科 史 学 学 科 国 文 学 科 中 国 語 中 国 文 化 学 科 英 文 学 科 ド イ ツ 文 学 科 社 会 学 科 社 会 福 祉 学 科 教 育 学 科 体 育 学 科 心 理 学 科 地 理 学 科 地 球 科 学 科 数 学 学 科 情 報 科 学 科 物 理 学 科 生 命 科 学 科 化 学 学 科
経 済 学 部	経 済 学 科 産 業 経 営 学 科 金 融 公 共 経 済 学 科
商 学 部	商 業 学 科 経 営 学 科 会 計 学 科

芸術学部	写真学科 美術学科 文芸学科 放送学科	映画学科 音楽学科 演劇学科 デザイン学科
国際関係学部	国際総合政策学科	国際教養学科
危機管理学部	危機管理学科	
スポーツ科学部	競技スポーツ学科	
理工学部	土木工学科 建築学科 まちづくり工学科 精密機械工学科 電気工学科 応用情報工学科 物理学	交通システム工学科 海洋建築工学科 機械工学科 航空宇宙工学科 電子工学科 物質応用化学科 数学科
生産工学部	機械工学科 土木工学科 応用分子化学科 数理情報工学科 創生デザイン学科	電気電子工学科 建築工学科 マネジメント工学科 環境安全工学科
工学部	土木工学科 機械工学科 生命応用化学科	建築学科 電気電子工学科 情報工学科
医学部	医学科	
歯学部	歯学科	
松戸歯学部	歯学科	

生物資源科学部	バイオサイエンス学科	動物学 科
	海洋生物学 科	森林学 科
	環境学 科	アグリサイエンス学科
	食品開発学 科	食品ビジネス学科
	国際共生学 科	獣医保健看護学科
	獣医学 科	生命農学 科
	生命化学 科	動物資源科学 科
	森林資源科学 科	海洋生物資源科学 科
	生物環境工学 科	食品生命学 科
	国際地域開発学 科	応用生物科学 科
	くらしの生物学 科	
薬学部	薬学 科	

3 本大学の大学院研究科及び専攻は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	
	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程 又は博士課程
法学研究科	公法学専攻 私法学専攻 政治学専攻	公法学専攻 私法学専攻 政治学専攻
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学専攻
文学研究科	哲学専攻 史学専攻 国文学専攻 中国学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻 社会学専攻	哲学専攻 日本史専攻 外国史専攻 国文学専攻 中国学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻

	教育学専攻 心理学専攻 人文地理学専攻	社会学専攻 教育学専攻 心理学専攻
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻
芸術学研究科	文芸学専攻 映像芸術専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻 舞台芸術専攻	芸術専攻
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国際関係研究専攻
危機管理学研究科	危機管理学専攻	
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻

	電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻	電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻
医学研究科		生理系 病理系 社会医学系 内科系 外科系
歯学研究科		歯学専攻
松戸歯学研究科		歯学専攻

生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻
獣医学研究科		獣医学専攻
薬学研究科		薬学専攻
総合社会情報研究科	国際情報専攻 文化情報専攻 人間科学専攻	総合社会情報専攻

専門職学位課程

研究科名	専攻名
法務研究科	法務専攻

4 第2項及び第3項に定める学部及び学科、大学院研究科の課程及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表1に定める。

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

- 2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。
- 3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。
- 4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第10条 前条の教授会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第4節 学生定員

第12条 本大学学部の学生定員は、次のとおりである。

第一部

学 部 名	学 科 名	毎年入 学定員	収容定員
法 学 部	法 律 学 科	533	2,132
	政 治 経 済 学 科	350	1,400
	新 聞 学 科	200	800
	経 営 法 学 科	200	800
	公 共 政 策 学 科	250	1,000
	計	1,533	6,132
	哲 学 科	88	352
	史 学 科	133	532
	国 文 学 科	133	532
	中 国 語 中 国 文 化 学 科	70	280
	英 文 学 科	133	532

文 理 学 部	ド イ ツ 文 学 科	80	320
	社 会 学 科	210	840
	社 会 福 祉 学 科	60	240
	教 育 学 科	120	480
	体 育 学 科	200	800
	心 理 学 科	130	520
	地 理 学 科	80	320
	地 球 科 学 科	80	320
	数 学 科	73	292
	情 報 科 学 科	80	320
	物 理 学 科	70	280
	生 命 科 学 科	70	280
	化 学 科	90	360
	計	1,900	7,600
経 济 学 部	経 济 学 科	916	3,664
	産 業 経 営 学 科	450	1,800
	金 融 公 共 経 济 学 科	200	800
	計	1,566	6,264
商 学 部	商 業 学 科	666	2,664
	経 営 学 科	350	1,400
	会 計 学 科	250	1,000
	計	1,266	5,064
芸 術 学 部	写 真 学 科	100	400
	映 画 学 科	150	600
	美 術 学 科	60	240
	音 楽 学 科	90	360
	文 芸 学 科	120	480
	演 劇 学 科	126	504

	放 送 学 科	120	480
	デ ザ イ ン 学 科	100	400
	計	866	3,464
国 際 関 係 学 部	国 際 総 合 政 策 学 科	383	1,532
	国 際 教 養 学 科	283	1,132
	計	666	2,664
危 機 管 理 学 部	危 機 管 理 学 科	300	1,200
ス ポ ー ツ 科 学 部	競 技 ス ポ ー ツ 学 科	300	1,200
理 工 学 部	土 木 工 学 科	220	880
	交 通 シ ス テ ム 工 学 科	120	480
	建 築 学 科	250	1,000
	海 洋 建 築 工 学 科	120	480
	ま ち づ ぐ り 工 学 科	100	400
	機 械 工 学 科	160	640
	精 密 機 械 工 学 科	140	560
	航 空 宇 宙 工 学 科	120	480
	電 気 工 学 科	160	640
	電 子 工 学 科	100	400
	応 用 情 報 工 学 科	100	400
	物 質 応 用 化 学 科	200	800
	物 理 学 科	140	560
	数 学 科	100	400
	計	2,030	8,120
生 産 工 学 部	機 械 工 学 科	198	792
	電 気 電 子 工 学 科	176	704
	土 木 工 学 科	198	792
	建 築 工 学 科	198	792

	応用分子化学科	176	704
	マネジメント工学科	176	704
	数理情報工学科	154	616
	環境安全工学科	132	528
	創生デザイン学科	132	528
	計	1,540	6,160
工 学 部	土 木 工 学 科	160	640
	建 築 学 科	190	760
	機 械 工 学 科	180	720
	電 気 電 子 工 学 科	180	720
	生 命 応 用 化 学 科	130	520
	情 報 工 学 科	190	760
	計	1,030	4,120
医 学 部	医 学 科	120	720
歯 学 部	歯 学 科	130	780
松 戸 歯 学 部	歯 学 科	130	780
生 物 資 源 科 学 部	バ イ オ サ イ エ ン ス 学 科	210	840
	動 物 学 科	136	544
	海 洋 生 物 学 科	146	584
	森 林 学 科	120	480
	環 境 学 科	130	520
	ア グ リ サ イ エ ン ス 学 科	140	560
	食 品 開 発 学 科	146	584
	食 品 ビ ジ ネ ス 学 科	146	584
	国 際 共 生 学 科	146	584
	獣 医 保 健 看 護 学 科	80	320
	獣 医 学 科	120	720
	生 命 農 学 科	0	0
	生 命 化 学 科	0	0

	動物資源科学科	0	0
	森林資源科学科	0	0
	海洋生物資源科学科	0	0
	生物環境工学科	0	0
	食品生命学科	0	0
	国際地域開発学科	0	0
	応用生物科学科	0	0
	くらしの生物学科	0	0
	計	1,520	6,320
薬学部	薬学科	244	1,464

第二部

法学部	法律学科	200	800
-----	------	-----	-----

(備考) 第一部は、昼間授業、第二部は、夜間授業とする。

2 本大学大学院研究科の学生定員は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	毎年入学定員	収容員
法学研究科	公法学専攻（博士前期課程）	30	60
	私法学専攻（博士前期課程）	30	60
	政治学専攻（博士前期課程）	15	30
	公法学専攻（博士後期課程）	4	12
	私法学専攻（博士後期課程）	4	12
	政治学専攻（博士後期課程）	4	12
新聞学研究科	新聞学専攻（博士前期課程）	10	20
	新聞学専攻（博士後期課程）	3	9
文学研究科	哲学専攻（博士前期課程）	10	20
	史学専攻（博士前期課程）	20	40
	国文学専攻（博士前期課程）	15	30
	中国学専攻（博士前期課程）	10	20
	英文学専攻（博士前期課程）	20	40
	ドイツ文学専攻（博士前期課程）	5	10

	社会学専攻 (博士前期課程)	15	30
	教育学専攻 (博士前期課程)	10	20
	心理学専攻 (博士前期課程)	20	40
	人文地理学専攻 (修士課程)	20	40
	哲学専攻 (博士後期課程)	3	9
	日本史専攻 (博士後期課程)	3	9
	外国史専攻 (博士後期課程)	3	9
	国文学専攻 (博士後期課程)	3	9
	中国学専攻 (博士後期課程)	3	9
	英文学専攻 (博士後期課程)	3	9
	ドイツ文学専攻 (博士後期課程)	3	9
	社会学専攻 (博士後期課程)	3	9
	教育学専攻 (博士後期課程)	3	9
	心理学専攻 (博士後期課程)	3	9
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 (博士前期課程)	12	24
	相関理化学専攻 (博士前期課程)	23	46
	地球情報数理科学専攻 (博士後期課程)	2	6
	相関理化学専攻 (博士後期課程)	2	6
経済学研究科	経済学専攻 (博士前期課程)	30	60
	経済学専攻 (博士後期課程)	6	18
商学研究科	商学専攻 (博士前期課程)	30	60
	経営学専攻 (博士前期課程)	30	60
	会計学専攻 (博士前期課程)	30	60
	商学専攻 (博士後期課程)	3	9
	経営学専攻 (博士後期課程)	5	15
	会計学専攻 (博士後期課程)	5	15
芸術学研究科	文芸学専攻 (博士前期課程)	20	40
	映像芸術専攻 (博士前期課程)	20	40
	造形芸術専攻 (博士前期課程)	15	30
	音楽芸術専攻 (博士前期課程)	10	20
	舞台芸術専攻 (博士前期課程)	10	20
	芸術専攻 (博士後期課程)	8	24

国際関係研究科	国際関係研究専攻 (博士前期課程)	10	20
	国際関係研究専攻 (博士後期課程)	3	9
危機管理学研究科	危機管理学専攻 (修士課程)	8	16
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻 (修士課程)	8	16
理工学研究科	土木工学専攻 (博士前期課程)	40	80
	交通システム工学専攻 (博士前期課程)	20	40
	建築学専攻 (博士前期課程)	50	100
	海洋建築工学専攻 (博士前期課程)	30	60
	まちづくり工学専攻 (博士前期課程)	15	30
	機械工学専攻 (博士前期課程)	35	70
	精密機械工学専攻 (博士前期課程)	25	50
	航空宇宙工学専攻 (博士前期課程)	25	50
	電気工学専攻 (博士前期課程)	35	70
	電子工学専攻 (博士前期課程)	35	70
	情報科学専攻 (博士前期課程)	15	30
	物質応用化学専攻 (博士前期課程)	40	80
	物理学専攻 (博士前期課程)	25	50
	数学専攻 (博士前期課程)	20	40
	地理学専攻 (博士前期課程)	20	40
	量子理工学専攻 (博士前期課程)	20	40
	土木工学専攻 (博士後期課程)	5	15
	交通システム工学専攻 (博士後期課程)	5	15
	建築学専攻 (博士後期課程)	5	15
	海洋建築工学専攻 (博士後期課程)	5	15
	まちづくり工学専攻 (博士後期課程)	3	9
	機械工学専攻 (博士後期課程)	4	12
精密機械工学専攻 (博士後期課程)	3	9	
航空宇宙工学専攻 (博士後期課程)	3	9	
電気工学専攻 (博士後期課程)	5	15	
電子工学専攻 (博士後期課程)	5	15	

	情報科学専攻	(博士後期課程)	4	12
	物質応用化学専攻	(博士後期課程)	7	21
	物理学専攻	(博士後期課程)	5	15
	数学専攻	(博士後期課程)	5	15
	地理学専攻	(博士後期課程)	5	15
	量子理工学専攻	(博士後期課程)	5	15
生産工学研究科	機械工学専攻	(博士前期課程)	30	60
	電気電子工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	土木工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	建築工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	応用分子化学専攻	(博士前期課程)	20	40
	マネジメント工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	数理工学専攻	(博士前期課程)	10	20
	機械工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	電気電子工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	土木工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	建築工学専攻	(博士後期課程)	3	9
	応用分子化学専攻	(博士後期課程)	3	9
	マネジメント工学専攻	(博士後期課程)	3	9
数理工学専攻	(博士後期課程)	3	9	
工学研究科	土木工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	建築学専攻	(博士前期課程)	20	40
	機械工学専攻	(博士前期課程)	25	50
	電気電子工学専攻	(博士前期課程)	20	40
	生命応用化学専攻	(博士前期課程)	30	60
	情報工学専攻	(博士前期課程)	25	50
	土木工学専攻	(博士後期課程)	2	6
	建築学専攻	(博士後期課程)	2	6
	機械工学専攻	(博士後期課程)	2	6
	電気電子工学専攻	(博士後期課程)	2	6
	生命応用化学専攻	(博士後期課程)	2	6

	情報工学専攻 (博士後期課程)	2	6
医学研究科	生理系 (博士課程)	12	48
	病理系 (博士課程)	6	24
	社会医学系 (博士課程)	8	32
	内科系 (博士課程)	16	64
	外科系 (博士課程)	22	88
歯学研究科	歯学専攻 (博士課程)	30	120
松戸歯学研究科	歯学専攻 (博士課程)	30	120
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 (博士前期課程)	27	54
	生物資源利用科学専攻 (博士前期課程)	22	44
	応用生命科学専攻 (博士前期課程)	22	44
	生物環境科学専攻 (博士前期課程)	22	44
	生物資源経済学専攻 (博士前期課程)	22	44
	生物資源生産科学専攻 (博士後期課程)	6	18
	生物資源利用科学専攻 (博士後期課程)	5	15
	応用生命科学専攻 (博士後期課程)	5	15
	生物環境科学専攻 (博士後期課程)	5	15
	生物資源経済学専攻 (博士後期課程)	5	15
獣医学研究科	獣医学専攻 (博士課程)	6	24
薬学研究科	薬学専攻 (博士課程)	5	20
総合社会情報研究科	国際情報専攻 (博士前期課程)	30	60
	文化情報専攻 (博士前期課程)	30	60
	人間科学専攻 (博士前期課程)	30	60
	総合社会情報専攻 (博士後期課程)	9	27

専門職学位課程

法務研究科	法務専攻 (専門職学位課程)	60	180
-------	----------------	----	-----

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 14 条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第 15 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第 6 節 入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第 16 条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第 17 条 学部に入學できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- ③ 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

⑧ 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑨ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり、かつ、本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第 18 条 入学を志願する者は、各学部所定の手続によって願出するものとする。

第 19 条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第 20 条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低 4 年とし、在学年限は、8 年とする。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低 6 年とし、在学年限は、12 年とする。

5 前 2 項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

6 第 3 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号の資格で編入学した場合は、この規定による卒業は認められない。

第 21 条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に 1 年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

2 学部編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の編入学試験に合格した者とする。ただし、定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上編入学を許可することがある。

- ① 短期大学（専門職短期大学、外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
 - ② 高等専門学校を卒業した者
 - ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - ④ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - ⑤ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
 - ⑥ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に1年以上在学し、編入学できる学部等が定める単位数を修得している者
- 3 編入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
 - 4 編入学の選抜試験に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
 - 5 編入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
 - 6 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。
 - 7 編入学者の在学年限は、許可された編入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から編入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
 - 8 編入学者は、編入学年次の教育課程によって履修するものとする。
 - 9 編入学者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入学者は、40単位、3年次編入学者は、70単位を基準とし、認定することができる。
 - 10 通信教育部における編入学については、別に定める規程による。
- 第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。
- 2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。
 - 3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。
 - 4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考

の上、許可することがある。

- ① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの
 - ② 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 5 転部・転科及び転籍を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
 - 6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
 - 7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
 - 8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。
 - 9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
 - 10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。
 - 11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲において認定することができる。
 - 12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。

第23条 （削除）

第24条 （削除）

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。
- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。
- 5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第26条 (削除)

第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続により、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第30条に基づく除籍によるもの

④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの

2 第36条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第29条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

② 病気その他やむを得ない事由で退学した者

③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。

6 再入学を願出た者については、学部等の所定の手続によって願出のものとする。

- 7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げても許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては、在学年限を定めることができる。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。
- 13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。

第30条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして学費の納付を怠った者
- ② 故なくして欠席が長期にわたる者
- ③ 在学年限を超えた者

第31条 (削除)

第7節 履修規定

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学

院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下「GPA」という）を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、

Cにつき1, D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え, 各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を, 総履修単位数(P又はNとして表示された科目を除く)で除して算出する。GPAは, 小数点以下第3位を四捨五入し, 小数点以下第2位まで有効とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず, 履修登録後, 所定の中止手続を取ったものはP, 修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 GPA算出の対象科目は, 卒業要件単位数に含まれる授業科目(単位認定科目としてNと表示された科目を除く)とする。
- 6 GPAは, 学期のGPA, 年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。
- 7 通年科目は, 学期のGPA算出の際には, 後学期のGPAに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合, 累積のGPA算出の際には, 直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし, 以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は, 処分を受けた条件に基づき, 評価をE, 評価点はなしとして取り扱う。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は, 第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については, 当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に定める授業科目の履修については, 別に定める。
- 4 学生が許可を受けて他の大学, 専門職大学, 短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については, 当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定は, 学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合, 外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は, 当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし, 学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 7 学生が本大学に入学する前に大学, 専門職大学, 短期大学又は専門職短期大学にお

いて履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第37条の2 第32条の2に規定する授業によって修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第20条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	専攻分野の名称	
法 学 部	法 律 学 科	法 学	
	政 治 経 済 学 科		
	新 聞 学 科		
	経 営 法 学 科		
文 理 学 部	公 共 政 策 学 科	文 学	
	哲 学 科		
	史 学 科		
	国 文 学 科		
	中 国 語 中 国 文 化 学 科		
	英 文 学 科		
	ド イ ツ 文 学 科		
	社 会 学 科		社 会 学
	社 会 福 祉 学 科		社 会 福 祉 学
	教 育 学 科		教 育 学
	体 育 学 科		体 育 学
心 理 学 科	心 理 学		
地 理 学 科	地 理 学		
地 球 科 学 科	地 球 科 学 科	理 学	
	数 学 科		
	情 報 科 学 科		

	物 理 学 科 生 命 科 学 科 化 学 科	
經 济 学 部	經 济 学 科 産 業 經 营 学 科 金 融 公 共 經 济 学 科	經 济 学
商 学 部	商 業 学 科 經 营 学 科 会 計 学 科	商 学
芸 術 学 部	写 真 学 科 映 画 学 科 美 術 学 科 音 楽 学 科 文 芸 学 科 演 劇 学 科 放 送 学 科 デ ザ イ ン 学 科	芸 術
国 際 関 係 学 部	国 際 総 合 政 策 学 科 国 際 教 養 学 科	国 際 関 係
危 機 管 理 学 部	危 機 管 理 学 科	危 機 管 理 学
ス ポ ー ツ 科 学 部	競 技 ス ポ ー ツ 学 科	体 育 学
理 工 学 部	土 木 工 学 科 交 通 シ ス テ ム 工 学 科 建 築 学 科 海 洋 建 築 工 学 科 ま ち づ く り 工 学 科 機 械 工 学 科 精 密 機 械 工 学 科 航 空 宇 宙 工 学 科 電 気 工 学 科 電 子 工 学 科 応 用 情 報 工 学 科 物 質 応 用 化 学 科	工 学
	物 理 学 科 数 学 科	
生 産 工 学 部	機 械 工 学 科 電 気 電 子 工 学 科 土 木 工 学 科	工 学

	建 築 工 学 科 応 用 分 子 化 学 科 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 科 数 理 情 報 工 学 科 環 境 安 全 工 学 科 創 生 デ ザ イ ン 学 科	
工 学 部	土 木 工 学 科 建 築 学 科 機 械 工 学 科 電 気 電 子 工 学 科 生 命 応 用 化 学 科 情 報 工 学 科	工 学
医 学 部	医 学 科	医 学
歯 学 部	歯 学 科	歯 学
松 戸 歯 学 部	歯 学 科	歯 学
生 物 資 源 科 学 部	バ イ オ サ イ エ ン ス 学 科 動 物 学 科 海 洋 生 物 学 科 森 林 学 科 環 境 学 科 ア グ リ サ イ エ ン ス 学 科 食 品 開 発 学 科 食 品 ビ ジ ネ ス 学 科 国 際 共 生 学 科 獣 医 保 健 看 護 学 科 生 命 農 学 科 生 命 化 学 科 動 物 資 源 科 学 科 森 林 資 源 科 学 科 海 洋 生 物 資 源 科 学 科 生 物 環 境 工 学 科 食 品 生 命 学 科 国 際 地 域 開 発 学 科 応 用 生 物 科 学 科 く ら し の 生 物 学 科	生 物 資 源 学
薬 学 部	獣 医 学 科 薬 学 科	獣 医 学 薬 学

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

第10節 委託生及び外国人留学生

第46条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて、入学を願い出た者に対しては、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第47条 委託生の入学資格については、第17条の規定を準用する。

第48条 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、願い出によって単位取得証明書を与えることができる。

第49条 委託生として4年以上在学し、所属学部における所定の単位を修得した者には、学士の学位を授与する。

第50条 委託生の授業料その他本大学に納付するために必要な学費は、委託者から納付するものとする。

第51条 外国人留学生の入学・編入学及び再入学については、第6節の規定を準用する。ただし、特別に選考を行い入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、学修の必要に応じて第2章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という）を開設することができる。

3 前項に定める日本語科目等の授業科目については、当該学部の教授会がこれを審議する。

4 帰国生についても第1項及び第2項の規定を準用することができる。

第52条 委託生、外国人留学生に関して、本節各条に規定しない事項については、学部

学生に関する規定を準用する。

第 11 節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第 53 条 学部の授業科目中の 1 科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の出願手続等については、別に定める。

第 54 条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

第 55 条 学部の授業科目中の 1 科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の出願手続等については、別に定める。

第 56 条 国内又は国外の他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学の学生が学部の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の出願手続等については、別に定める。

第 57 条 各学部において、特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対しては、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生は、指導教員の個人指導を受けて研究に従事するものとする。

第 58 条 研究生として入学することができる者は、その学部において選考の上、適当と認められた者に限る。

第 59 条 研究生として入学を志願する者は、所定の出願書類に研究しようとする事項を記載して、学期の始めに願出するものとする。

第 60 条 研究生の在学年限は、1 年とする。ただし、事情によって期間の延長を願出することができる。

第 61 条 研究生は、指導教員及び担任教員の承諾を経て、学部の講義・演習及び実験等に出席することができる。

第 62 条 研究生として、相当の成績を示したと認められる者には研究証明書を与える。

第 63 条 研究生に関して、本節各条に規定しない事項については、学部学生に関する規定を準用する。

第12節 教職課程

第64条 本大学に、教職課程を置く。

- 2 中学校及び高等学校の教育職員の免許状を必要とする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則に基づき、本大学に設置する教職課程について、所定の単位を修得しなければならない。
- 3 教科及び教職に関する科目（各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）は、次のとおりである。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
国 語 科 教 育 法 I	2	2		必修を含め、中学校36 単位以上、高等学校28 単位以上を履修しな ければならない。ただし、 高等学校（英語）は32 単位以上を履修しな ければならない。 各教科教育法につい ては、当該の1教科教育 法を必修するものとし る。 各教科教育法Ⅲ・Ⅳは、 中学校に必修。 ただし、中学校（社会） の場合は、社会科・地理 歴史科教育法Ⅰ，社会 科・地理歴史科教育法 Ⅱ，社会科・公民科教 育法Ⅰ及び社会科・公 民科教育法Ⅱを必修と する。 また、高等学校（地理 歴史）の場合は、社会 科・地理歴史科教育法 Ⅰ及び社会科・地理 歴史科教育法Ⅱを必 修とする。 また、高等学校（公 民）の場合は、社会 科・公民科教育法Ⅰ 及び社会科・公民科 教育法Ⅱを必修と する。	
国 語 科 教 育 法 II	2	2			
国 語 科 教 育 法 III	2		2		
国 語 科 教 育 法 IV	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅱ	2		2		
数 学 科 教 育 法 I	2	2			
数 学 科 教 育 法 II	2	2			
数 学 科 教 育 法 III	2		2		
数 学 科 教 育 法 IV	2		2		
理 科 教 育 法 I	2	2			
理 科 教 育 法 II	2	2			
理 科 教 育 法 III	2		2		
理 科 教 育 法 IV	2		2		
音 楽 科 教 育 法 I	2	2			

音樂科教育法Ⅱ	2	2	
音樂科教育法Ⅲ	2		2
音樂科教育法Ⅳ	2		2
美術科教育法Ⅰ	2	2	
美術科教育法Ⅱ	2	2	
美術科教育法Ⅲ	2		2
美術科教育法Ⅳ	2		2
保健體育科教育法Ⅰ	2	2	
保健體育科教育法Ⅱ	2	2	
保健體育科教育法Ⅲ	2		2
保健體育科教育法Ⅳ	2		2
英語科教育法Ⅰ	2	2	
英語科教育法Ⅱ	2	2	
英語科教育法Ⅲ	2	2	
英語科教育法Ⅳ	2	2	
中國語科教育法Ⅰ	2	2	
中國語科教育法Ⅱ	2	2	
中國語科教育法Ⅲ	2		2
中國語科教育法Ⅳ	2		2
ドイツ語科教育法Ⅰ	2	2	
ドイツ語科教育法Ⅱ	2	2	
ドイツ語科教育法Ⅲ	2		2
ドイツ語科教育法Ⅳ	2		2
宗教科教育法Ⅰ	2	2	
宗教科教育法Ⅱ	2	2	
宗教科教育法Ⅲ	2		2
宗教科教育法Ⅳ	2		2
技術科教育法Ⅰ	2	2	
技術科教育法Ⅱ	2	2	
技術科教育法Ⅲ	2	2	

技術科教育法Ⅳ	2	2			
工芸科教育法Ⅰ	2	2			
工芸科教育法Ⅱ	2	2			
書道科教育法Ⅰ	2	2			
書道科教育法Ⅱ	2	2			
情報科教育法Ⅰ	2	2			
情報科教育法Ⅱ	2	2			
農業科教育法Ⅰ	2	2			
農業科教育法Ⅱ	2	2			
工業科教育法Ⅰ	2	2			
工業科教育法Ⅱ	2	2			
商業科教育法Ⅰ	2	2			
商業科教育法Ⅱ	2	2			
水産科教育法Ⅰ	2	2			
水産科教育法Ⅱ	2	2			
教育原論	2		2	}	1科目選択必修
教育の理念と歴史	2		2		
現代教職論	2	2			
教育制度論	2		2	}	1科目選択必修
教育の社会学	2		2		
発達と学習	2		2	}	1科目選択必修
教育心理学	2		2		
特別支援教育概論	1	1			
教育課程論	2	2			
道徳教育の理論と方法※	2		2		中学校必修
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2			
教育方法・ICT活用論	2		2	}	1科目選択必修
教授学習論	2		2		
生徒指導・進路指導論	2	2			
教育相談	2	2			

※高等学校は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目。

教育実習Ⅰ	4		4	1科目選択必修。 ただし、中学校は教育 実習Ⅰ必修。
教育実習Ⅱ	2		2	
教育実習事前・事後指導	1	1		
教職実践演習(中・高)	2	2		

第65条 本大学の学部において、取得できる教員免許状は、次の表に掲げるとおりとする。

1 中学校一種免許状及び高等学校一種免許状

第一部

学部名	学科名	免許教科の種類	
		中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
	政治経済学科	社会	地理歴史 公民
	新聞学科	社会	地理歴史 公民
	経営法学科	社会	公民
	公共政策学科	社会	地理歴史 公民
文理学部	哲学科	社会 宗教	公民 宗教
	史学科	社会	地理歴史
	国文学科	国語	国語 書道
	中国語中国文化学科	国語 中国語	国語 中国語
	英文学科	英語	英語
	ドイツ文学科	ドイツ語	ドイツ語
	社会学科	社会	公民
	教育学科	社会	公民
	体育学科	保健体育	保健体育
	地理学科	社会 理科	地理歴史 理科
	地球科学科	理科	理科
	数学科	数学	数学
	情報科学科	数学	数学 情報
	物理学科	理科	理科
生命科学科	理科	理科	

	化 学 科	理科	理科
経済学部	経 済 学 科 産 業 経 営 学 科	社会 社会	地理歴史 公民 商業 公民 商業
商 学 部	商 業 学 科 経 営 学 科 会 計 学 科		商業 商業 商業
芸術学部	美 術 学 科 音 楽 学 科 文 芸 学 科 デ ザ イ ン 学 科	美術 音楽 国語 美術	美術 工芸 音楽 国語 美術 工芸
国際関係学部	国 際 教 養 学 科	英語	英語
理工学部	土 木 工 学 科	数学 理科 技術	数学 理科 工業
	交通システム工学科	数学 理科 技術	数学 理科 工業
	建 築 学 科	数学 理科 技術	数学 理科 工業
	海 洋 建 築 工 学 科	技術	工業
	まちづくり工学科		工業
	機 械 工 学 科	数学 理科 技術	数学 理科 工業
	精密機械工学科	数学 理科 技術	数学 理科 工業
	航 空 宇 宙 工 学 科	技術	工業
	電 気 工 学 科	数学 理科 技術	数学 理科 情報 工業
	電 子 工 学 科	技術	情報 工業
	応用情報工学科	数学	数学 情報
	物質応用化学科	理科 技術	理科 工業
	物 理 学 科	数学 理科	数学 理科 情報
数 学 科	数学	数学 情報	
生産工学部	機 械 工 学 科	理科	理科 工業
	電 気 電 子 工 学 科	理科	理科 工業
	土 木 工 学 科	理科	理科 工業
	建 築 工 学 科	理科	理科 工業
	応用分子化学科	理科	理科 工業
	マネジメント工学科		工業
	数理情報工学科	数学	数学 情報

	環境安全工学科 創生デザイン学科	理科 理科	理科 工業 理科 工業
工学部	土木工学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 生命応用化学科 情報工学科	技術 技術 技術 技術 理科 数学	工業 工業 工業 情報 工業 理科 数学 情報
生物資源科学部	バイオサイエンス学科 動物学科 海洋生物学科 森林学科 環境学科 アグリサイエンス学科 食品開発学科 食品ビジネス学科 国際共生学科 獣医保健看護学科 獣医学科	理科 理科 理科 理科 理科 理科 理科 社会 社会 理科 理科	理科 農業 理科 理科 水産 理科 農業 理科 理科 農業 理科 公民 農業 地理歴史 公民 理科 理科

第二部

法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
-----	------	----	---------

2 特別支援学校教諭一種免許状

学部名	学科名	免許状の特別支援教育領域
文理学部	教育学科	知的障害者 肢体不自由者 病弱者

第66条 前条の免許状は、所属学部によってその授業科目を限定されることなく、所定の単位の修得によってこれを授与されるものとする。

第67条 所定の単位の修得によって、2種以上の免許状を受けることができる。この場合、同一授業科目についての修得単位は相互の流用が認められる。

第68条 授業科目の種類によっては、教職課程によって修得した単位の若干を、学部において修得すべき単位数の中に含めることができる。

第69条 本大学に、2年以上在学して所定の単位を修得した者には、中学校教諭二種免許状が授与される。

第70条 本大学に、4年以上在学して学士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、基礎資格及び修得単位に応じて中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状が授与される。

第71条 普通免許状を有する者で、本大学の所定の単位を修得した者は、基礎資格及び修得単位に応じて特別支援学校教諭一種免許状の授与を受けることができる。

第72条 本大学大学院に、2年以上在学して修士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が授与される。

2 本大学大学院において、取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	免許教科の種類	
		中学校 専修免許状	高等学校 専修免許状
法学研究科	公法学専攻	社会	公民
	私法学専攻	社会	公民
	政治学専攻	社会	公民
新聞学 研究科	新聞学専攻	社会	公民
文学研究科	哲学専攻	社会	公民
	史学専攻	社会	地理歴史
	国文学専攻	国語	国語
	中国学専攻	国語	国語
	英文学専攻	英語	英語
	ドイツ文学専攻	ドイツ語	ドイツ語
	社会学専攻	社会	公民
教育学専攻	社会 保健体育	公民 保健体育	
総合基礎科 学研究科	地球情報数理科学専攻	数学 理科	数学 理科 情報
	相関理化学専攻	理科	理科
経済学 研究科	経済学専攻	社会	公民 商業

商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻		商業 商業 商業
芸術学科 芸術研究	文芸学専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻	国語 美術 音楽	国語 美術 工芸 音楽
理工学科 理工研究	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻	技術 技術 技術 技術 技術 理科 理科 数学 理科 社会 理科	工業 工業 工業 工業 工業 工業 工業 情報 工業 情報 理科 工業 理科 数学 理科 地理歴史 理科
生産工学科 生産工研究	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	理科 理科 理科 数学	理科 理科 工業 工業 理科 工業 数学
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻	技術 技術	工業 工業 工業 工業

	生命応用化学専攻 情報工学専攻	理科 数学	理科 数学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	理科 理科 理科 理科 社会	理科 理科 理科 理科 公民

第73条 (削除)

第13節 通信教育

第74条 本大学に、通信教育の課程を置く。

2 通信教育に関する規程は、別に定める。

第14節 賞罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

第15節 寄宿舍

第78条 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

第79条～第103条(略)

第3章 大学院

第1節 総則

第104条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

5 本大学院の専門職学位課程に、法科大学院を置き、その目的は、専ら法曹養成のための教育を行うこととする。

6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

7 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年とする。

8 前項に該当する研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

法学研究科政治学専攻1年コース

国際関係研究科国際関係研究専攻1年コース

9 博士課程の標準修業年限は、5年（医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科は4年）とする。

10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の博士課程については前期及び後期の区分をしない。

- 11 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の標準修業年限は，3年とする。
- 12 第6項，第7項，第9項及び第11項の規定にかかわらず，学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて第106条第14項に規定する在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。
- 13 第117条第6項の規定により，本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を得た後に，修得した単位に限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって，当該単位の修得により，本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して，1年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし，当該課程の在学期間を1年未満に短縮することはできないものとする。

第106条 修士課程は，所定の年限在学し，専攻科目について30単位以上を修得，必要な研究指導を受け，更に修士論文の審査（芸術学研究科，理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り，特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし，優れた業績を上げた者については，1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は，次のとおりである。ただし，学術の専攻分野の名称は，学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
法学研究科	公法専攻 私法専攻	法学
	政治学専攻	政治学
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学
	哲学専攻 史学専攻 国文学専攻 中国学専攻	文学

文学研究科	英 文 学 専 攻 ド イ ツ 文 学 専 攻 人 文 地 理 学 専 攻	
	社 会 学 専 攻	社 会 学
	教 育 学 専 攻	教 育 学
	心 理 学 専 攻	心 理 学
総合基礎科学研究科	地 球 情 報 数 理 科 学 専 攻 相 関 理 化 学 専 攻	理 学
経済学研究科	経 済 学 専 攻	経 済 学
商学研究科	商 学 専 攻	商 学
	経 営 学 専 攻 会 計 学 専 攻	
芸術学研究科	文 芸 学 専 攻	芸 術 学
	映 像 芸 術 専 攻	
	造 形 芸 術 専 攻	
	音 楽 芸 術 専 攻 舞 台 芸 術 専 攻	
国際関係研究科	国 際 関 係 研 究 専 攻	国 際 学
危機管理学研究科	危 機 管 理 学 専 攻	危 機 管 理 学
スポーツ科学研究科	ス ポ ー ツ 科 学 専 攻	ス ポ ー ツ 科 学
理工学研究科	土 木 工 学 専 攻	工 学
	交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻	
	建 築 学 専 攻	
	海 洋 建 築 工 学 専 攻	
	ま ち づ くり 工 学 専 攻	
	機 械 工 学 専 攻	
	精 密 機 械 工 学 専 攻	
	航 空 宇 宙 工 学 専 攻	
	電 気 工 学 専 攻	
	電 子 工 学 専 攻	

	物理学専攻 数学専攻 地理学専攻	理学
	情報科学専攻 物質応用化学専攻	工学又は理学
	量子理工学専攻	理学又は工学
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	工学
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	工学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源科学
総合社会情報研究科	国際情報専攻	国際情報
	文化情報専攻	文化情報
	人間科学専攻	人間科学
全研究科		学術

3 博士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上（修士課程を修了した者については、その修得単位を含む）を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績

を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程を修了した者については、修士課程における1年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、総合基礎科学研究科における修得すべき単位数は、32単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、文学研究科における修得すべき単位数は、34単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、生産工学研究科における修得すべき単位数は、35単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した33単位を含む）、経済学研究科における修得すべき単位数は、36単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、商学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む）、芸術学研究科における修得すべき単位数は、40単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、新聞学研究科及び総合社会情報研究科における修得すべき単位数は42単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、国際関係研究科における修得すべき単位数は、44単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した32単位を含む）、工学研究科における修得すべき単位数は、44単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、生物資源科学研究科における修得すべき単位数は47単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）とする。

5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院（専門職大学院を除く）に3年（法科大学院の課程を修了した者については、2年）以上在学し（総合基礎科学研究科及び生産工学研究科においては2単位以上、文学研究科においては4単位以上、経済学研究科においては6単位以上、商学研究科においては8単位以上、芸術学研究科においては10単位以上、新聞学研究科、国際関係研究科及び総合社会情報研究科においては12単位以上、工学研究科においては14単位以上、生物資源科学研究科においては17単位以上を当該課程で専攻科目について修得し）、必要な研究指導を受け、

博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
法学研究科	公法専攻 私法専攻	法 学
	政治学専攻	政 治 学
新聞学研究科	新聞学専攻	新 聞 学
文学研究科	哲学専攻	文 学
	日本史専攻	
	外国史専攻	
	外国文学専攻	
	中国文学専攻	
	英文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
総合基礎科学研究科	社会学専攻	社 会 学
	教育学専攻	教 育 学
	心理学専攻	心 理 学
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻	理 学
経済学研究科	経済学専攻	経 済 学
商学研究科	商学専攻	商 学
	経営学専攻	
	会計学専攻	
芸術学研究科	芸術専攻	芸 術 学
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国 際 関 係

理工学研究科	土 木 工 学 専 攻 交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 海 洋 建 築 工 学 専 攻 ま ち づ ぐ り 工 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 精 密 機 械 工 学 専 攻 航 空 宇 宙 工 学 専 攻 電 気 工 学 専 攻 電 子 工 学 専 攻	工 学
	物 理 学 専 攻 数 学 専 攻 地 理 学 専 攻	理 学
	情 報 科 学 専 攻 物 質 応 用 化 学 専 攻	工 学 又 は 理 学
	量 子 理 工 学 専 攻	理 学 又 は 工 学
生産工学研究科	機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 土 木 工 学 専 攻 建 築 工 学 専 攻 応 用 分 子 化 学 専 攻 マ ネ ジ メ ン ト 工 学 専 攻 数 理 情 報 工 学 専 攻	工 学
工学研究科	土 木 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻 生 命 応 用 化 学 専 攻 情 報 工 学 専 攻	工 学

医学研究科	生理系 病理系 社会医学系 内科系 外科系	医学
歯学研究科	歯学専攻	歯学
松戸歯学研究科	歯学専攻	歯学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源科学
獣医学研究科	獣医学専攻	獣医学
薬学研究科	薬学専攻	薬学
総合社会情報研究科	総合社会情報専攻	総合社会文化
全研究科		学術

- 7 博士課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、第14項に定める在学年限の範囲内において、当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。
- 8 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は、所定の年限在学し、専攻科目について所定の単位を修得し、研究科が別に定める要件を満たした者に専門職学位の学位を授与する。
- 9 前項の規定にかかわらず、第117条第6項の規定により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り）を法務研究科専門職学位課程（法科大学院）において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その履修に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に在学したものとみなすことができる。
- 10 第8項の規定にかかわらず、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）において

必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めるもの（以下「法学既修者」という）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で在学し、単位については専門職大学院設置基準第25条に規定された範囲で修得したとみなすことができる。なお、単位の取扱いについては別に定める。

11 前項の規定により、法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第9項の規定により在学したとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

12 第10項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（専門職大学院設置基準第25条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）は、第117条第8項の規定により修了するために必要な単位数に算入することのできる単位数と合わせて30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認めた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えないものとする。

13 専門職学位課程の授与する専門職学位は、次のとおりである。

研究科名	専攻名	専門職学位
法務研究科	法務専攻	法務博士（専門職）

14 大学院における在学年限は、修士課程4年（第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程にあつては2年）、博士後期課程6年とする。ただし、医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の在学年限は8年とする。また、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）は6年（第106条第10項の規定が適用される法学既修者は4年）とする。

第107条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第2節 教員及び運営機構

第108条 本大学院の授業及び指導は、大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし、このうち特別の事情がある場合には、准教授、講師又は助教がこれを担当することができる。

第109条 本大学院の学事管理のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科長をもって組織し、各研究科に共通の重要事項の審議に当たる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第110条 各研究科に分科委員会を置く。

2 分科委員会は、その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第111条 分科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第112条 分科委員会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第113条 分科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学及び課程の修了に関すること。

② 学位論文の審査及び学位の授与に関すること。

③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 分科委員会は、第1項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については、分科委員会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 分科委員会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第114条 分科委員会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第115条 大学院の学務は、学長が総轄し、各研究科の学務は、各研究科長がこれを管掌する。

2 研究科長は、当該学部長がこれに当たる。

3 前項の規定にかかわらず、総合社会情報研究科、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の研究科長については、次の各号のとおりとする。

① 総合社会情報研究科については、学長又は当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。

② 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。ただし、当該研究科の運営上特に必要と大学が認めた場合には、学長又は当該関連学部の学部長がこれに当たることが

できる。

第3節 入学及び入学資格

第116条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
 - ② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 修士の学位若しくは専門職学位を有する者
 - ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、修士論文又は特定課題の研究結果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 4 医学研究科・歯学研究科及び松戸歯学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学医学部又は医科大学を卒業した者
 - ② 大学歯学部又は歯科大学を卒業した者
 - ③ 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者
 - ④ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑥ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑦ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 5 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 6 獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 7 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 8 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者

- ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 9 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 10 本大学院においては、他大学大学院からの編入学及び所属する研究科を変更することはできない。ただし、所属する研究科内において専攻の変更を許可する場合がある。

第4節 教育課程及び履修方法

第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 総合社会情報研究科における授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導は、通信教育により行う。
- 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。
- 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により

修得したものとみなすことができる。

- 5 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 6 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 8 第4項及び第6項により修得したものとみなす単位は、合わせて20単位を超えない範囲（法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認められた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えない範囲）で、修了するために必要な単位数に算入することができる。
- 9 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 10 第4項から第9項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

第117条の2 教育上特別の必要がある場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

- 2 前項に該当する研究科、専攻は次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程

研 究 科	専 攻
法 学 研 究 科	公 法 学 専 攻 私 法 学 専 攻 政 治 学 専 攻
新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻
文 学 研 究 科	社 会 学 専 攻
総 合 基 礎 科 学 研 究 科	地 球 情 報 数 理 科 学 専 攻
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻

国 際 関 係 研 究 科	国 際 関 係 研 究 専 攻
理 工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻
	交 通 シ ス テ ム 工 学 専 攻
	建 築 学 専 攻
	海 洋 建 築 工 学 専 攻
	ま ち づ くり 工 学 専 攻
	機 械 工 学 専 攻
	精 密 機 械 工 学 専 攻
	航 空 宇 宙 工 学 専 攻
	電 気 工 学 専 攻
	電 子 工 学 専 攻
	情 報 科 学 専 攻
	物 質 応 用 化 学 専 攻
	物 理 学 専 攻
	数 学 専 攻
	量 子 理 工 学 専 攻

博士課程・博士後期課程

研 究 科	専 攻
新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻
芸 術 学 研 究 科	芸 術 専 攻
歯 学 研 究 科	歯 学 専 攻

専門職学位課程

研 究 科	専 攻
法 務 研 究 科	法 務 専 攻

第118条～第125条(略)

第126条 危機管理学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。

1 修士課程

危機管理学専攻

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
基盤科目				必修を含め、指導人材コースはコア科目から8単位以上及び発展科目から12単位上、実務コースはコア科目から8単位以上及び発展科目からコンプライアンス実務特講 レピュテーションリスク実務特講 国際人道支援実務特講 地域防災連携実務特講 から6単位以上選択必修とし、12単位以上、合計32単位以上を修得しなければならない。	
国際関係論関連					
危機管理学方法論1 (リスクリテラシー)	2	2			
危機管理学方法論2 (比較研究・外書)	2	2			
アカデミック・ライティング&リサーチ	2	2			
研 究 倫 理	2	2			
リーガルマインド	2		2		
講義科目					
コア科目					
危機管理法制1(企業・取引)	2		2		
危機管理法制2(企業・組織)	2		2		
危機管理法制3(企業・経済)	2		2		
危機管理法制4(行政・国家)	2		2		
危機管理法制5(行政・地域)	2		2		
危機管理法制6(行政・国際)	2		2		
発展科目					
リスクコミュニケーション特講	2		2		
リスク・政策分析特講	2		2		
情報戦略特講	2		2		
防災・減災政策特講	2		2		
リスク心理特講	2		2		
企業リスクマネジメント特講	2		2		

リスクファイナンス法特講	2		2	
ロジスティクス法特講	2		2	
企業広報特講	2		2	
社会安全・治安維持特講	2		2	
犯罪・刑事司法特講	2		2	
テロリズム対策特講	2		2	
災害救援・官民協力特講	2		2	
コンプライアンス実務特講	2		2	
レピュテーションリスク実務特講	2		2	
国際人道支援実務特講	2		2	
地域防災連携実務特講	2		2	
統合演習科目				
危機管理学研究演習Ⅰ	1	1		
危機管理学研究演習Ⅱ	1	1		
危機管理学研究演習Ⅲ	1	1		
危機管理学研究演習Ⅳ	1	1		

第127条 スポーツ科学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、次のとおりである。

1 修士課程

スポーツ科学専攻

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
基本科目				必修を含め、合計30単位以上を修得しなければならない。	
スポーツ科学総論1	2	2			
スポーツ科学総論2	2	2			
スポーツ科学研究法	2	2			
専門科目					
スポーツ科学分野	2		2		
バイオメカニクス特論	2		2		
運動生理学特論	2		2		
スポーツ栄養学特論	2		2		
スポーツリハビリテーション特論	2		2		
スポーツ医学特論	2		2		
コーチング学特論	2		2		
トレーニング学特論	2		2		
スポーツ心理学特論	2		2		
スポーツ社会学特論	2		2		
関連分野					
スポーツ統計学特論	2		2		
スポーツ英語演習Ⅰ	2		2		
スポーツ英語演習Ⅱ	2		2		
スポーツマネジメント特論	2		2		
研究指導					
特 別 研 究 Ⅰ	4	4			
特 別 研 究 Ⅱ	4	4			

第128条～第138条(略)

第5節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第139条 大学院修士課程及び大学院専門職学位課程の授業科目中の1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の出願手続等については、別に定める。

第140条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

第141条 大学院修士課程の授業科目中の1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の出願手続等については、別に定める。

第142条 国内又は国外の他の大学院の学生が大学院研究科の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の出願手続等については、別に定める。

第143条 各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対して、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の出願手続等については、別に定める。

第144条 国内又は国外の他の大学院の学生が各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとするときは、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生の出願手続等については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 工学部土木工学科、建築学科、生命応用化学科及び情報工学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木工学科	610	620	630
建築学科	730	740	750
生命応用化学科	610	580	550
情報工学科	730	740	750

- 4 医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は、第12条の規定にかかわらず、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和4年度から令和9年度までの間、次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
毎年入学定員	125	120	120	120	120	120
収容定員	725	725	725	725	725	725

- 5 大学院工学研究科建築学専攻（博士前期課程）、機械工学専攻（博士前期課程）、生命応用化学専攻（博士前期課程）及び情報工学専攻（博士前期課程）の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和4年度は次のとおりとする。

	令和4年度
建築学専攻博士前期課程	50
機械工学専攻博士前期課程	55
生命応用化学専攻博士前期課程	50
情報工学専攻博士前期課程	45

- 6 生物資源科学部各学科（獣医学科を除く）の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの間、次のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
バイオサイエンス学科	210	420	630
動物学 科	136	272	408
海洋生物学 科	146	292	438
森林学 科	120	240	360
環境学 科	130	260	390
アグリサイエンス学科	140	280	420
食品開発学 科	146	292	438
食品ビジネス学科	554	564	574
国際共生学 科	146	292	438
獣医保健看護学 科	80	160	240
生命農学 科	390	260	130
生命化学 科	390	260	130
動物資源科学 科	408	272	136
森林資源科学 科	390	260	130
海洋生物資源科学 科	408	272	136
生物環境工学 科	390	260	130
食品生命学 科	408	272	136
国際地域開発学 科	390	260	130
応用生物科学 科	378	252	126
くらしの生物学 科	240	160	80

7 大学院危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
危機管理学専攻	8

8 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
スポーツ科学専攻	8

9 危機管理学部危機管理学科の学位に付記する専攻分野の名称は、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

- 10 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 11 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。
- 12 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

別表1の1(略)

別表1の2

教育研究上の目的（大学院）	
法 学 研 究 科	<p>社会科学を主な研究対象とし、現代における多様な社会現象を、高度な学理をもって法学・政治学的に究明するとともに、幅広い教養を身につけた専門性豊かな研究者の養成、社会の要請に応えた高度専門職業人の養成をなし、社会人の再教育によるキャリアアップを目指すための高度な教育を提示する。</p> <p>（公法学専攻／博士前期課程）</p> <p>公法に関連する多様な講座を配し、国家（立法・行政・司法）組織、地方自治体ならびに国際組織において活躍し得る人材の専門知識を向上すべく、公法等の理解と応用する能力を養成する。さらに、高等教育機関や研究機関において、公法分野の専門的研究を志す者、その他公法分野に関する専門的職業を志す者に対して、その実現に不可欠な教育を提示する。</p> <p>（公法学専攻／博士後期課程）</p> <p>公法分野に係る専門的教育により、将来、研究者又は高度な専門的職業に従事する志をもつ者に対して、専門的知識の修得のために必要な研究指導を行い、研究成果としての論文作成の指導を行う。</p> <p>（私法学専攻／博士前期課程）</p> <p>大学教育で学んだ専門知識を更に確実なものとし、これを応用しうる教育を行う。修了後には研究者、公務員、税理士あるいは一般企業の法務業務に携わる法律専門職として活躍し得る人材を養成する。このために法の歴史的発展や比較法の研究による法制度の理解を図り、法解釈の手法とその実践を試み、判例研究などの方法を通じての生きた法を理解する教育・研究を行う。</p> <p>（私法学専攻／博士後期課程）</p> <p>研究者として活躍し得る人材、これに準ずる専門職に従事する人材を養成する。この目的の達成のために研究対象とする法の立法過程の研究、外国法の研究もしくは判例研究などを通じての法の運用状態を調査することを支援し、研究成果としての論文作成の指導を行う。</p> <p>（政治学専攻／博士前期課程）</p> <p>政治学を中心に隣接領域の多様な学科目を設置し、高度な専門知識と独創性を有する研究者を養成する。また、広い視野と高い専門知識を備えた高度専門職業人、政治に造形の深い市民の養成をなす。</p> <p>（政治学専攻／博士後期課程）</p> <p>有為な人材が研究者への第一歩を踏み出し、本格的な研究者に育つために必要な深化した専門的教育を行い、研究成果としての論文作成の指導を行う。また、教育機関及び研究機関に従事するにふさわしい、幅広い視野、深い学識、高度な専門性を備えた人材を養成する。</p>
新 聞 学 研 究 科	<p>高度情報化された民主的社会におけるジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み、新聞学のより専門的な知識及び実践能力の涵養に努め、もって民主主義及び民主的社会の発展に資するという理念に基づき、新聞学に関する優れた研究・開発能力を持つ研究者、教員を養成すること及び新聞学に基づく高度な専門的知識・能力を持つ人材を養成する。</p> <p>（新聞学専攻／博士前期課程）</p>

現代社会における多種多様なジャーナリズム及びメディア現象を解明するため、理論、制度及び歴史の研究を基軸として、批判的思考力に裏打ちされた専門知及び実践知の涵養と修得を目指す。このため、様々な課題の中で、新たな公共性原理に基づくジャーナリズム及びメディア秩序の再構築を重要な課題として指導を行う。
(新聞学専攻／博士後期課程)

高度情報化された民主的社会におけるジャーナリズム及びメディアの公共的な重要性に鑑み、新聞学のより専門的な知職及び実践能力の涵養に努め、もって民主主義及び民主的社会の発展に資するという理念に基づき、停滞なき進展、変貌を遂げている新知識基盤社会において、新聞学に基づく高度専門職業人として、現在及び将来に出現する諸問題に有効かつ適切に対応できる人材、新聞学に基づく高度な専門的知識の開発と蓄積によって培われた洞察力、分析力及び問題解決能力を有した人材、博士号取得後、単に教育・研究機関に奉職するのみならず、企業、行政、教育及び国際機関における中核なポジションで活躍できる人材を養成することを目的とする。

文学研究科

人文科学・社会科学の学問をそれぞれの学問的な特性を尊重しつつ、理論的な探求から実証的研究、先端的な実験・実習までをとり込んだ創造的かつ実践的なカリキュラムを用意し、言語と人間、歴史と文化、心と身体といった普遍的なテーマについて思索を積み重ね、社会的貢献度の高い研究者・教育者など、ゆたかな知性と感性を持った人材を養成する。

(哲学専攻／博士前期課程)

哲学・宗教学・倫理学・美学の各分野を柱にした講義と演習によって学識を養い、人材を養成する。

(哲学専攻／博士後期課程)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、個人指導を中心に、さらに深い研究能力を身につけ、人材を養成する。

(史学専攻／博士前期課程)

日本史・東洋史・西洋史・考古学に分かれ、自己の研究を深め、学識豊かな人材を養成する。

(日本史専攻／博士後期課程)

日本史、または、考古学の分野において、自己の研究課題についてさらに専門的に研究し、それぞれが研究者として自立できるように指導し、より高度な学識を持った人材を養成する。

(外国史専攻／博士後期課程)

東洋史、または、西洋史の分野において、自己の研究課題についてさらに専門的に研究し、それぞれが研究者として自立できるように指導し、より高度な学識を持った人材を養成する。

(国文学専攻／博士前期課程)

日本文学と日本語学の、上代から現代までを研究対象とし、実証的な研究及び最新の理論に基づく研究をし、人材を養成する。

(国文学専攻／博士後期課程)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養い、人材を養成する。

(中国学専攻／博士前期課程)

中国及び中国語圏の言語と文化について、古代から現代までを研究対象とし、文献学的な実証研究及び先進的な理論に基づく研究、及び専門的かつ多様な学識とその運用能力の修得、養成を図る教育を行い、高度な学識と広い視野に立ち、柔軟で自立的な判断力を持つ中国学の専門家を養成する。

(中国学専攻／博士後期課程)

中国学に関する専門的で幅広い教養の上に立ち、専攻領域においてさらに高度な研究能力を養い、研究の発展に必要な学識をいっそう深め、人文科学の発展に寄与し得る、自立した研究活動を行うことができる中国学の専門的研究者を養成する。

(英文学専攻／博士前期課程)

英米文学・英語学・英語教育の各分野に関する講義と演習を通して学識を養い、その研究の基礎を築き、各方面で活躍できる専門家を養成する。

(英文学専攻／博士後期課程)

専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行い、さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を深め、人材を養成する。

(ドイツ文学専攻／博士前期課程)

ドイツ語圏の文学・文化・語学の研究及び高度なドイツ語力の養成を目的とし、柔軟な判断力を備えたドイツ研究の専門家を養成する。

(ドイツ文学専攻／博士後期課程)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養い、人材を養成する。

(社会学専攻／博士前期課程)

社会学コースでは、現代のさまざまな社会現象を分析・解明することを主たる研究目的とし、社会福祉学コースでは、社会保障及び社会福祉問題等の解決・調整を図ることを主たる目的とする。本専攻では、それぞれの学問分野を柱に、幅広い知識と視野を身に付けた人材を養成する。

(社会学専攻／博士後期課程)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、さらに高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養い、人材を養成する。

(教育学専攻／博士前期課程)

教育学及び体育学の学問分野を柱に、基礎的研究能力を有する研究者の養成を目指すとともに、高度な専門知識をもった人材を養成する。

(教育学専攻／博士後期課程)

専攻分野について研究者として高度な研究能力をもつ、研究活動を自立的に遂行しうる優れた研究者を養成する。

(心理学専攻／博士前期課程)

心理科学及び臨床心理学の学問分野を柱に、基礎から応用まで幅広く学べるカリキュラムで研究を行い、心理科学コースでは心理科学の研究者や科学的視点をもつ公認心理師として、臨床心理学コースでは公認心理師及び臨床心理士として社会に貢献できる人材を養成する。

(心理学専攻／博士後期課程)

専攻分野について研究者として高度な研究能力をもつ、研究活動を自立的に遂行しうる優れた研究者を養成する。

総合基礎科学研究科

本研究科の目標は自然と人間との共生という理念のもとに、地球に優しい科学・技術の探求と確立を目指すところにある。本研究科は、以下の2専攻から構成され、多彩な境界領域で接する両専攻が横断的に結ばれているところに特色があり、それぞれの学問領域を融合させた総合的な教育・研究を通じて、以下に記した特色ある人材の養成を目指している。

- 1 専門分野に対して、深い学識と優れた思考力を持つ人材の養成
- 2 専門分野や関連分野を幅広く理解し、それらを柔軟に応用できる人材の養成
- 3 新しい社会や産業の動向を迅速に解析し、広範な知識と能力を発揮できる人材の養成
- 4 学際的学問領域の学習を通じて、新しい学問の芽を育てる創造性豊かな人材の養成
- 5 国際的視野と見識で新しい科学技術の問題を正視できる人材の養成

(地球情報数理科学専攻／博士前期課程)

研究科の目的に沿うべく、本専攻においては、地球環境部門、情報科学部門、基礎数理部門を主な研究部門とし、これら3部門の複合化を目指している。

(地球情報数理科学専攻／博士後期課程)

研究科の目的に沿うべく、本専攻は、地球環境部門、情報科学部門、基礎数理部門から成り、3部門の複合化を目指し、3部門が学際的に協力し合うことを目標としている。

地球環境部門：地球を構成する物質の研究に基礎を置くと同時に、地球各圏の相互関係の解明を目指す

情報科学部門：コンピュータ科学・ソフトウェア科学・数理情報科学における、様々な課題の解決を目指す

基礎数理部門：情報科学、地球科学と関連させながら、基礎数学の側面から数理科学の発展を目指す

(相関理化学専攻／博士前期課程)

研究科の目的に沿うべく、本専攻は、物理学、化学及び生命科学という幅広い自然科学分野におけるさまざまな対象の構造・相互作用・反応・機能等に関し、基礎と応用の両面から理論的・実験的研究と教育を行う。

本専攻は、物理学部門、化学部門及び生命科学部門の3部門からなり、それぞれの部門が学際的に相互に補完するように構成されている。

(相関理化学専攻／博士後期課程)

研究科の目的に沿うべく、高度な知識と技能をもつ研究者の養成を行う。

物理学部門：理論的・実験的に物理現象の統一的解明を目指す

化学部門：「化学」の領域は大変に広く、種々の物質や現象の化学的解明を目指す

生命科学部門：様々な生命現象を対象とし、分子レベルから生態系レベルでの解明を目指す

経済学研究科

経済学及びその関連学術分野（経営・会計・情報等）における専門的な理論並びに応用の研究を進めるとともに、学術界や実業界においてプロフェッショナルとして求められる高度の専門知識・能力を備えた人材を養成する。このため、①研究者の養成、②高度専門職業人の養成、③社会人の職業的再教育・実務的専門知識の涵養を3本柱とし、加えて、学生の資格取得ニーズにも積極的支援を行う。

(経済学専攻／博士前期課程)

経済学及びその関連学術分野における、①専門学識の教授及び研究能力の涵養を通じた研究者の養成、②資格取得を含め目的に沿った専門知識・能力の涵養を通じた高度専門職業人の養成、③社会人の職業的再教育・実務的専門知識の涵養を3本柱としており、加えて、学生の資格取得ニーズにも積極的支援を行う。

(経済学専攻／博士後期課程)

経済学及びその関連学術分野において、研究者又はその他の高度な専門性が求められる職業に従事する者に対し、適切な指導を通じ、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を涵養する。

商学研究科

商学、経営学、会計学の分野において先進的な研究を担うことのできる研究者の養成と、これらの分野における高度の専門的知識を身につけた専門職業人を養成することを使命としている。先人が構築した知の伝統を正しく継承し、鋭い問題意識をもって新たな知のフロンティアを切り開いていく優れた研究者を養成すると共に、実務界において高度な専門的知識と真に創造的な問題解決能力を基礎にリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

(商学専攻／博士前期課程)

マーケティング、流通、金融など幅広い分野について網羅するので、応用経済学の理論と手法を活かして、それぞれの分野における理論的・実践的課題に応える研究を行う。いずれの分野でも現実の動きは激しいが、その追跡に終始することなく、先行研究を丹念に渉猟し理解するよう指導する。それが研究者としての、また社会における指導的役割を担う人材としての不可欠な素養だからである。

(商学専攻／博士後期課程)

各自が選んだテーマについての専門的知識を深め、自立した研究者として学術的研究を進めていく能力を身につけさせる。そのためにも、内外の文献を探索し理解する能力を身につけると共に、指導教員との真剣な討議、学会での研究報告などが必要である。与えられた時間を十分に活用することによって、独創的な研究成果が得られるものとする。

(経営学専攻／博士前期課程)

営利組織である企業だけでなく、非営利組織である病院、NPO、公共部門をも対象として、経営戦略、組織と管理、財務管理、人的資源管理、販売管理、生産管理など経営の諸領域について、理論的かつ実践的な研究を行う。とくに、グローバルな視野に立ち、変動する環境の変化に迅速に対応しうる経営上の専門能力を有する人材、及び研究者をめざす人材を養成する。

(経営学専攻／博士後期課程)

経営学の最新の理論的成果を吸収しつつ、自立した研究者として学術研究を進展させることのできる人材を養成する。そのために、指導教授の下で、綿密な文献研究やフィールドワークを含む分析技法の習得を基盤として、独創的な研究成果を内外の学会で発表するとともに、学会機関誌などへ掲載するよう指導する。

(会計学専攻／博士前期課程)

会計学、原価計算、監査などを中心としており、各分野のコアを形成する理論をさまざまな角度から探究するとともに、会計実践及び会計実務に役立つ最新の会計問題の解明も十分視野に入れた研究を進める。研究者の方向あるいは会計専門家としての方向のいずれに進んでも、対応できる資質と判断力を身につけさせる。

(会計学専攻／博士後期課程)

将来研究者として自立できるようにするための研究指導を行う。その目的に向かって、各自の選択した研究テーマに即して先行研究を十分に渉猟し、かつ独創的な観点から鋭い分析力と理論構築を可能とする研究指導を行っている。また、研究成果を定期的にチェックするために研究発表の機会を与えて、研究に対するサポート体制も整えている。

芸術学研究科

21世紀の芸術は、すべての領域における融合を必然としている。芸術の現状を視野に置きながら、芸術の理論と歴史の研究と想像力を養い、併せて専門及び学際的課題を含む応用領域の研究を行っている。専門分野の更なる研究と創作等を行うとともに、隣接領域の芸術と触れ合い、広い視野をもって芸術を理解することで、幅広い知識と技術を持った、次代の芸術をリードする人材を養成する。

(文芸学専攻／博士前期課程)

現代文学を研究・創作の両面から考え、隣接ジャンルとの関係で幅広くとらえて文学の未来を探らせる。文学のみならず広義の文化研究の領域でも新研究を求めていく。そのためのあらゆる試みを可能にして、文壇・論壇・学界の新しい担い手を養成する。

(映像芸術専攻／博士前期課程)

今日の情報環境の中で役割が拡大してきている写真、映画、TV等各専門領域・専門分野の深化・総合化を図る。映像の各分野の歴史研究や作品研究、さらに各メディアの総合化の実験、他の芸術領域との統合を図るなど、高度な創作活動、理論的研究を通じて、より新しく専門的な表現実験に意欲的に取り組む人材、専門的な教育研究に従事する人材の養成と新たな総合的研究領域の形成を図る。

(造形芸術専攻／博士前期課程)

デザイン、美術、美学美術史の分野における専門家を養成する。創作研究、作品分析研究、歴史研究を多角的に追求し、平面、立体、映像等表現の伝統的及び現代的技法を習得する。芸術の根源的な営為への想像力を馳せる力を養う一方で、文献学の基礎的方法も学ぶ。国際的な視野を持ち、社会との連携も視野に入れつつ、IT時代に即応した先端的表現領域や、造形関連分野境界領域での表現の独創性も追求する。

(音楽芸術専攻／博士前期課程)

音楽は、芸術文化の中で重要な部分を形成するばかりでなく、社会がますます複雑化し、多様化するにつれて、演劇、舞踊、映画、放送などといった諸分野との結びつきも、さらに密接になってきている。文化の国際化にともなう、まったく新しい形の活動も、めざましい。現実を見据え、いっそう高度な演奏、創作、研究を実践し、あるいは教育に当たることのできる人材を養成する。

(舞台芸術専攻／博士前期課程)

演劇の実践教育及びその芸術表現を基盤に、戯曲、演出、舞台美術の空間表現と、演技、舞踊など身体表現の教育研究を主眼とする。ことに、映像メディアを活用した身体表現や創作実験の場の提供による表現など創造的研究を行う。従来 of 西洋演劇を中心にした学問体系のみならず日本の伝統芸能、民俗芸術等を基盤として、これらの歴史研究、調査研究を実施し、高度な専門知識と実践的能力を有する人材を養成する。

(芸術専攻／博士後期課程)

近年の芸術は、異なった分野・領域の芸術が、先端的なメディア等を介在しながらクロスし、さらに密接な関係が成立している。専門の分野をより深く研究することを目的としつつ、どの分野からでも自らの研究に必要な他分野も研究し、新たな表現と理論の開発にも有効に機能するよう、芸術の学問と創作研究を確立し、自立した研究活動と高度な専門的活動に従事するに必要な高度な表現研究能力と豊かな学識を持った人材を養成する。

国際関係研究科

現在、国際社会はグローバル化が進行する一方で、地域格差の拡大・民族対立や紛争・環境破壊など様々な問題が深刻化し、複雑な事態に直面している。国際関係研究科では、問題解決の糸口を探ると同時に、グローバリズムとリージョナリズムの調和を図り、これまでの価値観や研究手法にとらわれず、学際的な視点と柔軟な発想から、諸問題に対しダイナミックにアプローチできる研究者を養成するとともに、国際交流や国際援助を活動の場とする高度専門職業人を養成する。

(国際関係研究専攻／博士前期課程)

世界の各地域における諸問題に対し、政治・経済・法律・開発・環境・情報等の視点から研究を行う「国際関係」部門と、各国の文化・文学の比較や異文化間コミュニケーション等の文化的フィールドから研究を行う「国際文化」部門の双方の領域を視野に入れ、総合的・学際的なアプローチを試みることにより、専攻分野における研究能力を養い、専門性を要する職業等に必要な高度の能力を持つ人材を養成する。

(国際関係研究専攻／博士後期課程)

世界が直面している諸問題は、政治・経済・文化等の複雑な要因から構成されており、これらの問題に対しては、社会科学・人文科学の成果を結集した総合的・学際的研究が必要である。このような認識のもとに新領域の国際関係研究を確立し、地域研究を行い、国際関係に精通した研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有し、国際社会に貢献できる人材を養成する。

危機管理学研究科

災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代の様々な危機に、法学を中核とし、政治学、国際関係学等の社会科学の知見を統合した危機管理学の学識を適用して的確に対処し、翻ってレジリエントな社会の創造に貢献する、指導的人材及び高度専門職業人を養成する。

(危機管理学専攻／修士課程)

拡大するグローバルな危機と、ローカルな社会課題と向き合い、社会・自然環境の劇的変化に対応しつつ、世界に指針を示し、リーダーシップを発揮できる危機管理人材へのニーズに答えて、①危機や社会課題を学術的に探求し、危機管理を解明し普及させる指導的人材、及び②危機管理の実践的知識とを有する高度専門職業人として、危機管理の適用法を立案し、実践することのできる有為な人材を養成する。

スポーツ科学研究科

スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成する。

(スポーツ科学専攻／修士課程)

スポーツ科学専攻では、競技スポーツの諸課題に対応するスポーツ科学の高度な専門的知識を修得し、スポーツ科学の研究成果を競技スポーツの現場において実践できる能力を持った人材を養成する。

理工学研究科

自然環境を護り、社会倫理を尊び、学術の理論及び技術の深奥を究め、世界の平和と人類の福祉に貢献できる高度な専門的能力を有する人材を養成する。

(土木工学専攻／博士前期課程)

人間生活を支える基盤施設とそのシステムの建設とマネジメントに関する理論と応用を学び、自然環境との調和や資源の有効活用に努め、快適な社会を提供できる、広い視野と自由な精神をもったシビルエンジニアにして、実践的な専門性を要する職業に必要な高度の能力ないし研究能力を有する人材を養成する。

(土木工学専攻／博士後期課程)

人間生活を支える基盤施設とそのシステムの建設とマネジメントに関する理論と応用を学び、自然環境との調和や資源の有効活用に努め、快適な社会を提供できる、広い視野と自由な精神をもったシビルエンジニアにして、研究者として自立して研究活動を行うことができ、高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する人材を養成する。

(交通システム工学専攻／博士前期課程)

交通・都市・環境の調和と共生が実現できる地域社会の構築と運営のために、情報化社会に即したシステムティックに、かつ、専門的な視野に立つ教育・研究を行い、広く人類の福祉に貢献し得る交通工学及び社会基盤工学分野の研究者・技術者を養成する。

(交通システム工学専攻／博士後期課程)

交通・都市・環境の調和と共生が実現できる地域社会の構築と運営のために、情報化社会に即したシステムティックに、かつ、専門的な視野に立つ高度な教育・研究を行い、広く人類の福祉に貢献し得る交通工学及び社会基盤工学分野の学識豊かな研究者・技術者を養成する。

(建築学専攻／博士前期課程)

国際的な視野、公正な倫理観、豊かな創造性あるいは芸術性を備え、環境に調和した持続的都市・安全で美しく機能的な建築空間の構築に貢献できる、高度な専門的能力を有するプランナー・デザイナー及び技術者を養成する。

(建築学専攻／博士後期課程)

国際的な視野、公正な倫理観を持ち、高度な専門的業務に従事するために必要な豊かな学識と自立して研究活動を行うことのできる能力を備え、環境に調和した持続的都市・安全で美しく機能的な建築空間の創造に貢献できる人材を養成する。

(海洋建築工学専攻／博士前期課程)

海洋及び沿岸域の環境を理解し、その保全を考慮しながら豊かな資源を活用して、快適な社会生活に供するための海洋建築の創造を可能とする教育研究を実践する。すなわち、「海や環境と人間の共生」の視点から、海洋建築学を中核とする海洋に関わる理学や工学などの基礎から先端技術までの幅広い範囲の教育研究を通し、その技術を活用して高度な専門的職業に従事することができる人材を養成する。具体的には、①国内外の各種コンペでの入賞、②新しい海洋産業の起業化、③新しいコンセプトに基づく特許の取得、④一級建築士、技術士資格の取得可能な人材を養成する。

(海洋建築工学専攻／博士後期課程)

海洋及び沿岸域の環境を理解し、その保全を考慮しながら豊かな資源を活用して、快適な社会生活に供するための海洋建築の創造を可能とする教育研究を実践する。具体的には、①海洋立国を目指すランドデザインなどの政策提案、生活環境の整

備・改善，②地球環境の保全に貢献する自然環境や生態環境の保全・再生・修復・創造技術の新規開発，③人々が安全・安心して生活できる社会基盤や防災施設分野における先端技術の開発などを通して，社会に貢献できる能力及びその基礎となる豊かな学識を有し，国際的に活躍できるリーダーを養成する。

(まちづくり工学専攻／博士前期課程)

土木工学・建築学・都市工学・造園学という既存の学問とともに，景観学・観光学・福祉工学・防災工学・環境学・情報学といった学際的学問を融合した教育・研究を推進することによって，まちづくり分野の指導的立場に立つとともに，国際的にも活躍できるような高度な専門的能力を有する技術者（まちづくりプランナー，まちづくりデザイナー，まちづくりプロデューサー）及び研究者を養成する。

(まちづくり工学専攻／博士後期課程)

土木工学・建築学・都市工学・造園学といった既存の学問を基盤として，景観学・観光学・福祉工学・防災工学・環境学・情報学といったまちづくり分野における学際的学問を包含しつつ，自立して研究活動を推進することにより，まちづくり分野の学問の深淵に臨み，持続可能なまちづくりを実現することのできる技術と能力及び豊かな感性と学識並びに経験を備えた研究者・技術者・教育者を養成する。

(機械工学専攻／博士前期課程)

人間生活を環境と安全の側面から豊かにするために，機械工学と自然科学の基礎理論を総合的に使って，社会のニーズに応える創造性豊かな「ものづくりとそのための研究」ができる技術者を養成する。弾塑性学，熱工学，流体工学，工作法，熱機関，自動車工学，機械力学，金属材料のいずれかの分野において，学部の学生と研究グループを組んで自由闊達な議論をしながら，研究計画を立て問題を解決できる能力を養い，現象に対する観察能力，調査能力，問題点の発見能力，指導力，協調性，説明能力，報告書作成能力をもつ人材を養成する。

(機械工学専攻／博士後期課程)

人間生活を環境と安全の側面から豊かにするために，機械工学と自然科学の基礎理論を総合的に使って，社会のニーズに応える創造性豊かな「ものづくりとそのための研究」ができる高度な研究者・技術者を養成する。弾塑性学，熱工学，流体工学，工作法，熱機関，自動車工学，機械力学，金属材料のいずれかの分野において，主体的に選定した研究テーマの下で，研究計画を立て問題を解決し，現象に対する観察能力，調査能力，問題点の発見能力，指導力，協調性，説明能力，報告書作成能力を養い，自立して研究を遂行できる人材を養成する。

(精密機械工学専攻／博士前期課程)

機械工学に加えて電気・電子工学を基礎として，知的メカトロニクスやロボティクスに代表される自動化技術，微細加工，マイクロマシン（MEMS），などの分野における高度な専門知識と研究能力を養う。また，広い視野に立った豊かな学識を有し，高度な専門性のある業務や新技術の展開に対応でき，人間性豊かな創造力のある技術者・研究者を養成する。

(精密機械工学専攻／博士後期課程)

機械工学に加えて電気・電子工学を基礎として，知的メカトロニクスやロボティクスに代表される自動化技術，微細加工，マイクロマシン（MEMS），などの分野における高度な専門知識と研究能力を養う。また，広い視野に立った豊かな学識を有し，自立して研究活動を行い，かつ高度な専門性のある業務に従事できる人間性豊かな創造力のある技術者・研究者を養成する。

(航空宇宙工学専攻／博士前期課程)

先駆性、極限性、総合性を特徴とする航空宇宙工学の修得を通じて、自啓自発の精神を持ち、科学・技術の発展に貢献できる技術者を養成する。また、技術者倫理を含む人間形成に必要な素養を身に付けることで、世界の平和、人類の福祉及び地球環境の保護に貢献できる高度な技術者を養成する。

(航空宇宙工学専攻／博士後期課程)

先駆性、極限性、総合性を特徴とする航空宇宙工学の修得を通じて、自啓自発の精神を持ち、科学・技術の発展に貢献できる技術者を養成する。また、技術者倫理を含む人間形成に必要な素養を身に付けることで、世界の平和、人類の福祉及び地球環境の保護に貢献できる高度な技術者を養成する。さらに、深淵な専門知識を修め、自立して研究を遂行し、将来の国際的研究指導者として活躍し得る研究者を養成する。

(電気工学専攻／博士前期課程)

電気工学が関わる諸分野において、基礎から応用に渡る幅広い研究を行う科学技術の担い手として、改革の時代に柔軟に対応できる豊かな学識と電気工学に関する基礎的な専門能力及び国際的に活躍することのできる実力を備えた研究者・技術者を養成する。

(電気工学専攻／博士後期課程)

未来社会を根底で支える電気工学が関わる諸分野において、先端的な幅広い研究を行う科学技術の担い手として、改革の時代に柔軟に対応できる豊かな学識と電気工学に関する高度な専門能力を有する自己啓発的な人材及び国際的に活躍することのできる実力を備えた研究者・技術者を養成する。

(電子工学専攻／博士前期課程)

回路・制御、材料・素子、通信・光、情報工学に跨る幅広い電子技術の基礎知識を関連づけながら、最新のトピックスや技術動向を学び、電子基礎、電子工学、電子材料、通信工学、情報処理に関する先端的テーマを掲げる研究を遂行することによって、研究開発、専門業務に携わることのできる技術力、語学・発表能力を備えた未来志向の研究者・技術者を養成する。

(電子工学専攻／博士後期課程)

電子基礎、電子工学、電子材料、通信工学、情報処理の諸分野において、世界に先駆ける先端的テーマを掲げる研究を計画・遂行・完成することによって、次世代の広範な電子技術を駆使、発展させる独創的研究開発、高度な専門業務を遂行するに十分な学識と能力を備えた研究者・技術者を養成する。

(情報科学専攻／博士前期課程)

数理科学、計算機技術を駆使し、次世代の情報科学及び広範な工学分野の発展のために、独創的な研究、開発、高度な専門業務を遂行する能力を備えた研究者・技術者を養成する。

(情報科学専攻／博士後期課程)

豊かな学識をもって、次世代の情報科学及び広範な工学分野の発展を担う、独創性と創造性に秀でた研究者、高度技術者を養成する。

(物質応用化学専攻／博士前期課程)

国際的視野に立ち、創造的な研究開発能力を発揮できる科学技術者を養成する。

(物質応用化学専攻／博士後期課程)

化学に関する独創的・国際的な研究開発能力ならびに時代の変化に対応できる豊かな学識と高い倫理観を有し、化学技術の進歩を推進するための自律的な行動力とコミュニケーション能力をもった指導者となりえる人材を養成する。

(物理学専攻／博士前期課程)

現代科学・技術の様々な分野において基礎となる物理学の専門知識と論理的な思考法、科学・技術の課題の解決法を修得し、豊かな人間性、国際性、社会倫理観を

身に付けた人材を養成する。

(物理学専攻／博士後期課程)

物理学の高度で最新の専門知識と思考法を修得し、科学者としての社会倫理観を身に付け、現代科学・技術の様々な分野における研究課題を解決する能力、自立して研究を進める能力、新しい分野を切り開く応用力をもつ人材を養成する。

(数学専攻／博士前期課程)

現代数学の幅広い分野から、個々の学生の志望、性格に適したテーマを選択し、論理的分析力、発表力を体得した数学応用者、教育者、研究者を養成する。

(数学専攻／博士後期課程)

現代数学の幅広い分野から、個々の学生の自主的な選択のもとに主題を定め、数学の深い知識、論理的分析力、発表力を涵養し、学界及び産業界にて活躍できる人材を養成する。

(地理学専攻／博士前期課程)

地形や気候を扱う自然分野、農山村や都市を対象とする人文分野、GIS（地理情報システム）を中核とする地理情報分野、環境地理学分野、これらを統合する地誌学の分野があり、実験実習やフィールドワークを重視し、研究を行い、実務的技術を習得し、創造性豊かで実践的かつ高度な研究能力を備えた研究者、教育者、実務者などを養成する。

(地理学専攻／博士後期課程)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、豊かな学識に基づいた高度な研究能力を備えた、人材を養成する。

(量子理工学専攻／博士前期課程)

現代物理学の根幹となっている量子力学に基づき、加速器科学・素粒子論・場の理論・物性科学・エネルギー科学・情報科学・生命科学などの量子科学を考究するとともに、その工学的・学際的領域への応用力を培う教育を行う。これら量子科学の根底的理解を通じて、従来の枠を越えた新しい科学技術に対応できる能力を養い、社会に貢献できる技術者及び研究者となる人材を養成する。

(量子理工学専攻／博士後期課程)

現代物理学の根幹となっている量子力学に基づき、加速器科学・素粒子論・場の理論・物性科学・エネルギー科学・情報科学・生命科学などの量子科学を考究するとともに、その工学的・学際的領域に応用・展開する力を培う教育を行う。これら量子科学の根底的理解を通じて、従来の枠を越えた新しい科学技術を創造できる豊かな能力を養い、率先して社会に貢献できる技術者及び研究者を養成する。

生産工学研究科

技術革新に適応する生産工学の先進教育と研究活動の場を提供して、高度な実践的・創造的な能力を備えた指導的な技術者・研究者を養成する。

(機械工学専攻／博士前期課程)

他分野の技術との融合により急速に進歩する機械工学の技術者養成のために、専門的な研究指導と学際的な教育を合わせて行う。特に、飛躍的に発展を遂げつつある科学技術に対応できる柔軟で斬新な発想力、創造性豊かな能力及び協調性を身につけた高度の技術者・研究者を養成する。

(機械工学専攻／博士後期課程)

広い知識と深い探求心を養い、将来社会で認められる研究者への道を切り開くことができる人材養成を目的とする。特に、各大学院生がこれまでに培った発想力、創造性、協調性等を基に、これらをさらに飛躍させるための斬新で独創的な研究に対する指導を通じて能力養成を行う。また、その成果を広く関連の学協会に問い、社会において高い評価が得られる研究者を養成する。

(電気電子工学専攻／博士前期課程)

さらに一歩進んだ電気・電子・情報通信工学に係る学問を探究できる広い視野と深い学識を備え、論理的思考と創造力を基礎として新しい技術的領域に寄与できる技術者と研究者を養成する。

(電気電子工学専攻／博士後期課程)

広い視野と電気・電子・情報通信工学に係る深い学識を備え、自らの創造力により課題を設定し、目標に向かって計画的に研究・開発を遂行できる能力を備えた研究者を養成する。

(土木工学専攻／博士前期課程)

土木技術をはじめ地球環境や生態系の保存，安心・安全な地域社会や市民生活などについて高度な専門的知識を教授する。そしてこれらの学識と，教員の個別指導による研究活動を通じて，国際的視野に立ち，企業等において技術的課題に挑戦できる指導的技術者を養成するとともに，研究者として自立できる人材開発をする。

(土木工学専攻／博士後期課程)

土木工学分野における高度かつ複合的な研究課題に取り組めるように，指導教員の指導のもとで，土木工学の専門家として論理的な現象把握による研究遂行能力とともに独創的研究能力を持つ人材を養成する。

(建築工学専攻／博士前期課程)

実学教育の理念に根ざし，建築工学に関わる専門的基礎知識，及び一般教養を基にして，社会の要請に十分応え得る建築技術者・デザイナーを養成するために，優れた総合能力と高度な実学的専門知識を，建築分野の各領域の研究を通し習得する。

(建築工学専攻／博士後期課程)

より高度，かつ普遍性を有する建築工学に関わる専門的知見を，創造的な学術研究を通し明らかにすることにより，建築工学分野の実学的発展に資すると共に，建築界において指導的かつ実践能力に優れた人材を養成する。

(応用分子化学専攻／博士前期課程)

化学の専門知識を体系的に身につけるとともに，物質の物理化学的性質及び化学反応を分子論に基づいて理解し，グリーンケミストリーを基礎とした機能性材料の創出，化学プロセス及び化学計測システムの開発に携わることのできる研究者・技術者を養成する。また，化学及びその関連領域における諸問題の解決に積極的に取り組み，産業界等で活躍することのできる上級化学技術者として必要な社会性・国際性を養う。

(応用分子化学専攻／博士後期課程)

化学及びその関連分野に関する広範かつ高度な学識を備え，精密合成，化学計測などの先端技術を駆使して，研究を自立して論理的に行うことのできる第一線の化学研究者を養成する。また，新しい機能性材料や化学技術の開発を国際的視野から先導的に推進する能力，問題解決のための優れた計画・設計能力，そして化学技術が社会や地球環境に及ぼす影響を判断できる高い倫理観を身につける。

(マネジメント工学専攻／博士前期課程)

高品質の製品やサービスを効率よく生産・提供する方法を研究し，開発から生産，流通，廃棄に至る一貫した管理技術を修得させる。また品質や生産の管理だけでなく，組織の意思決定のプロセスにおける最適化や情報獲得の技術も教育する。企業や組織，社会システムや地球環境も含め，人が関わるあらゆるシステムを最適にマネージするための技術を研究・教育し，新しい産業社会に対応できる管理能力を備えた技術者を養成する。

(マネジメント工学専攻／博士後期課程)

物及びサービスの企画・開発から生産，流通，廃棄に至る一貫したプロセスを最適化する方法，さらにこの最適化を可能にするための組織の構造と運用技術を研究・教育する。最適化の観点は，それらの過程及び結果から人間の受ける精神的・肉体的ストレスが低く，地球環境の持続可能性が高いことである。多様な価値観を調和させ，プロセスの最適化を達成するための問題発見・問題解決ができる自立した研究者・教育者を養成する。

(数理情報工学専攻／博士前期課程)

情報化時代に適応する数理情報工学の先進的教育・研究を通して，様々な問題に共通する数理的な構造を解明し，さらに問題解決のための数理的な手法と情報工学の活用について学ぶ。これによって，情報化社会における生産に関連したあらゆる場面で，高度に進化したシステムを扱うことのできる新しいタイプの実践的な能力を備えた技術者，教育者を養成する。

(数理情報工学専攻／博士後期課程)

情報化時代に適応する数理情報工学の先進的教育・研究を通して，現代社会における高度で困難な問題の数理的な構造を解明し，情報工学を活用した数理的な手法を開発する。そのために，数理工学と情報工学を活用して，情報化社会における生産に関連したあらゆる場面で，高度に進化したシステムを扱い，問題を解決することができる新しいタイプの創造的な技術者，研究者，教育者を養成する。

工 学 研 究 科

学問や科学技術の深奥を究め，人類の福祉向上及び人と自然が共生できる豊かな社会の構築に貢献でき，幅広い知識を有する，高度専門職業人及び工学研究者を育成し，もって社会からの負託に応える。

(土木工学専攻／博士前期課程)

社会資本の整備が一段落を迎えた土木工学において，今後は構造物の構築以外に，維持管理，環境や気候変動に伴う災害制御などの分野に社会の要請が高まっている。そこで，基礎的知識を技術者専門科目において修得した上に，さらにより高度な技術者応用科目をも加えることにより，これらの要求に対応可能な実践的な人材を育成する。

(土木工学専攻／博士後期課程)

本課程では，環境保全・整備や防災等に関する社会からの様々な要請に応えられるよう，多分野にわたる特別研究（地盤・構造・コンクリート系，環境・水理系，計画系）を設置している。これらの研究を通じて高度な知識を修得すると共に，実践的に技術指導可能な，また，自立して研究可能な技術者，研究者を育成する。

(建築学専攻／博士前期課程)

安心して暮らせる豊かな生活環境の創造に向けて，学部で修得した教養及び建築学の基礎的な知識をもとに，建築学の各専門分野についてより高度な知識を修得すると共に，建築学の多様な研究や設計の課題に対して自ら探求してまとめ上げる力を養い，社会の要請に適応できる優れた人材を育成する。

(建築学専攻／博士後期課程)

建築学の各専門領域における最新の学術的動向を踏まえて，国内外に通用する企画力や応用力を養うと共に，建築構造学の研究，防災や新材料の研究，建築人間工学の研究，都市環境に関する研究，建築歴史・意匠の研究など，広範な専門領域から独創的な研究課題を自ら深耕して，社会の要請に適応できる自立した研究者，技術者を育成する。

(機械工学専攻／博士前期課程)

高度な機械工学の基礎を修得すると共に，さらにその発展分野であるロボティクス，環境・エネルギー，ナノテクノロジー，バイオメディカル，福祉工学など機械

工学の最先端分野についても学修する。また、MOT、技術者倫理などを学ぶことにより、社会の発展と人類の福祉とに貢献できる技術者、研究者を育成する。

(機械工学専攻／博士後期課程)

高度な機械工学の基礎を修得すると共に、さらにその発展分野であるロボティクス、環境・エネルギー、ナノテクノロジー、バイオメディカル、福祉工学など機械工学の最先端分野についても学修する。また、研究、学位論文作成などを通じて、自立して研究できる技術者、研究者、教育者を育成する。

(電気電子工学専攻／博士前期課程)

人類社会における電気の貢献は計り知れないし、その役割も多岐にわたることから、これからの未来社会においては電気の技術革新が重要となる。このため、技術の発展と進歩によって優れた人材が求められているので、高度な電気電子の知識の修得を通じて、新しい分野を開拓する科学技術の担い手となり得る想像力と独創性が豊かで自己啓発的な精神を持ち、社会の発展に貢献でき、自立した技術者を育成する。

(電気電子工学専攻／博士後期課程)

博士後期課程では電気の先端的な研究を通じて、世界に貢献できる優れた博士論文をまとめるための研究計画と実行、及び洞察力を養うことを目的に、高度な電気電子の知識の修得のみならず新しい分野を開拓するフロンティア精神に富み、科学技術の担い手となり得る想像力と独創性豊かで自己啓発的な精神を持ち、社会の発展に貢献できる自立した研究者を育成する。

(生命応用化学専攻／博士前期課程)

21世紀を切り開く社会システムの実現へ向け、国際的な視野に立ち、化学の専門知識を体系的に身につけると共に、環境に配慮した化学製品の開発・生産・普及活動及び環境保全・リサイクル活動などに従事し、循環型で持続可能な社会の実現に貢献できる柔軟で斬新な発想力・創造力及び協調性を身につけた高度な応用化学技術者を育成する。

(生命応用化学専攻／博士後期課程)

21世紀を切り開く社会システムの実現へ向け、国際的な視野に立ち、化学の専門知識を体系的に身につけると共に、環境に配慮した化学製品の開発・生産・普及活動及び環境保全・リサイクル活動などに従事し、循環型で持続可能な社会の実現に貢献できる柔軟で斬新な発想力・想像力及び協調性を身につけ、自立して研究を遂行できる研究者を育成する。

(情報工学専攻／博士前期課程)

情報システムと情報処理に関する先進的な教育・研究を通じて、論理的に物事を考える習慣をつけると共に、他者との的確なコミュニケーションを図りながら、問題を正しく認識し、その解決に向けて努力することができる技術者を育成する。また、情報技術者としての責任と義務を自覚し、高度な情報システムを扱うことができ、もって、人類社会並びに情報工学とその周辺技術の発展に貢献できることを目的とする。

(情報工学専攻／博士後期課程)

情報システムと情報処理に関する先進的な教育・研究を通じて、論理的に物事を考える習慣をつけると共に、他者との的確なコミュニケーションを図りながら、問題の本質をとらえ、その解決に向けて努力することができる自立した研究者を育成する。また、情報技術者としての責任と義務を自覚し、高度な情報システムを開発することができ、もって、人類社会並びに情報工学とその周辺技術の発展に貢献できることを目的とする。

医学研究科

「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道を開く」姿勢を持って、独創性の高い研究を行い、人類の知の体系に貢献する医学研究者及び研究指導者を養成する。統合的学科目や臨床系の教員が担当する基礎系学科目などを配置し、新たな学際的研究にも

対応できる専攻科目体系を構築し、多様化の進む医学研究に対応する教員組織の充実を図り、国際的に通用する高度な先進的医学研究を推進し、大学院教育の充実を図る。

(生理系／博士課程)

生理系の各専攻は生命現象の本質を研究することを目的として設置されている。研究を進めるために採られる方法は様々であるが、できるだけ多くの研究方法を理解して有機的に応用することによって、より成果の上がるよう努めている。また得られる成果が医療面でも利用され、人類の福祉と幸福に寄与できるよう考慮されている。なお、本系の修了者には将来研究指向の医師ばかりでなく、研究指導者や大学等の教員となりうる人材を養成する。

(病理系／博士課程)

病理系の研究分野は形態病理学より始まり、微生物学、免疫学、腫瘍学、病態代謝学、臨床応用に直接関連した人工臓器・移植医学まで病理系に特化した専門性を有する研究内容を有している。従って、病理系研究課程を通して育成される人材は、将来その分野の指導的役割を發揮することが求められると共に、当該分野における専門性を広く基礎並びに臨床医学の発展に還元できる能力と使命感とを有する人材を養成する。

(社会医学系／博士課程)

社会・環境と健康・疫病との関係を理解し、社会的に役立つ研究を行なうために、疫学的手法（公衆衛生）・実験的手法（環境医学）などを研究に応用する能力を身につけさせる。

また、医療制度の現況を把握し、医療経営の基本となる医療の質と効率を定量的に評価し、医療事故の現状と予防対策を構築できる人材を育てる。その他に裁判と関連する親子鑑定・個人識別・法医解剖の必要性を認識し、実践できる人材を養成する。

(内科系／博士課程)

内科系医学はあらゆる疾患の病態解明、診断法・予防法・内科的治療法の確立を図ることが中心をなす。日々医療を取り巻く状況が変化する中で、ますます高度化・複雑化する内科学の各分野の基礎研究を通して、医科学の進歩に対応し、科学的に明確な根拠に基づいた質の高い優れた各分野の医療を実践できる専門医と、高度な水準の医学研究に基づきより深い科学的洞察力及び研究マインドと指導力とを兼ね備えた研究指導者を養成する。

(外科系／博士課程)

外科系医学は疾病に対して観血的手技を用いて人体の恒常性の回復を図ることが中心をなす。したがって、外科系医学においては疾患の病態のみならず観血的侵襲そのものによる病態生理の探究が求められる。さらに、損なわれた臓器または組織の機能の回復・代替補填を図るための生理学、薬理学的対応及び人工臓器・組織にわたる広範な知識が必要である。大学院課程では斯かる外科系医学に求められる臨床、基礎的研究を行う人材を養成する。

歯学研究科

歯科医学の教育・研究活動に必要な深い教養と高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識とともに、歯科医学の発展に寄与しうる教育・研究を指導する能力を養うことを目的とする。

専攻分野の教育者及び研究者として自立した活動を行い、さらに歯科医学教育・先端的歯科診療等の指導に従事するために必要な深い教養と高度の研究能力の養成及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(歯学専攻／博士課程)

多岐にわたる歯科医学の高度にしてより幅広い知識と先進的医療技術を有す教育者及び研究者の育成を図るべく、口腔構造機能学分野、応用口腔科学分野、口腔健

康科学分野の 3 分野を設置している。これらは、歯科基礎系と歯科臨床系を融合した分野であり、学際領域の推進により複数の教員による指導体制のもとに、教育及び臨床に直結した歯学研究、専門医養成することを目的とする。

松戸歯学研究科

歯科医学の進歩に伴い、これまでの不可逆的な治療から、予防あるいは再生治療へと変わりつつある。それらの変化に的確に対応し、科学する能力を持った臨床医を育てること、未来の歯科医学を担う教育・研究指導者を養成する。

また、情報を統合的に解釈して診療にフィードバックできる臨床医あるいは研究者を養成する。

(歯学専攻/博士課程)

歯科医療の様々な問題に対して、科学的アプローチを行い、解決を導き出す能力を持った研究者を養成する。また最先端の研究成果の取り込みを行うことにより、それらの情報を歯科医療の現場にフィードバックし、口腔疾患の診断、治療、予防に役立てることができるような臨床医、未来の歯科医学を担う教育・研究者を養成する。

生物資源科学研究科

優れた研究者と高度の専門技術者の育成に主眼を置き、充実した教育研究指導体制の下で、基礎科学を応用領域にまで発展し得る力量を備えた人材を養成する。特に新しい産業構造・社会の変化に迅速に対応出来る総合的な知識と創造性豊かな人材、また国際的視野で新しい科学・技術上の問題を総合的に解決出来る見識豊かな人材などの養成を教育・研究指導の目的とする。

(生物資源生産科学専攻/博士前期課程)

植物生産科学、動物生産科学、水圏生物生産科学、森林生産科学、生産環境工学の各分野から構成される生物資源生産科学に関する知識を教授する。また、生物生産に関わる事項について生物資源と生物環境の両面から総合的に捉え、生物資源を持続的、かつ有効に管理・活用するための研究指導を行ない、広い視野から問題点を把握し、応用力を発揮しうる人材の養成を目指す。

(生物資源生産科学専攻/博士後期課程)

生物資源生産に関わる各分野での基礎・応用研究をさらに発展させ、高度な問題解決能力と創造性に富んだ専門技術者と優れた研究能力を発揮できる専門の研究者の養成を目指す。

(生物資源利用科学専攻/博士前期課程)

生物資源利用学、生物資源利用化学、微生物利用科学、食品科学の 4 分野から構成される生物資源利用に関する知識を教授する。また、生物資源の利用に関わる課題や生物資源を有効利用する技術の開発を研究課題として、広い視野から問題点を把握し、その解決の取り組みにあたって応用力を発揮しうる人材の養成を目指す。

(生物資源利用科学専攻/博士後期課程)

生物資源利用に関わる諸問題について各分野から総合的に捉えた講義と研究指導を行なう。生物資源を有効に利活用できる技術の開発を可能にする専門技術者と優れた研究能力と広い視野をもち、問題を把握し、応用力を発揮して解決できる有能な研究者を養成する。

(応用生命科学専攻/博士前期課程)

生命工学的手法による生物及び生体機能の開発・応用と、環境に配慮した新たな生物資源の創製に関する基礎ならびに応用研究の手法・技術を指導し、当該分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を養成する。特に本課程では、生体分子科学、細胞生物学、生体機能科学、分子生

態科学の各分野に関わる講義と演習を行い、これらの専門分野の総合的学習による広い視野に立った学識を教授する。

(応用生命科学専攻／博士後期課程)

生体分子科学分野では生体分子の動態と生物学的機能、細胞生物科学分野では細胞機能の解明及び遺伝子資源の継続的利用、生体機能科学分野では生体諸機能の発現と制御、分子生態科学分野では環境中における生物機能の解析、開発、利用に関する学識の教授と、研究を指導する。これにより各分野において自立して研究活動を行い、また高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力と豊かな学識を有する人材を養成する。

(生物環境科学専攻／博士前期課程)

ストレス耐性科学、環境計画学、環境創造保全学、環境情報科学の4分野から構成される生物環境科学に関わる講義・演習を通して、専門分野の基礎・応用的手法・技術を習得させる。もって人類の環境との共生・保全に貢献することができるような研究能力、または高度な専門性を要する職業等に必要な能力を備えた有為な人材を養成する。

(生物環境科学専攻／博士後期課程)

生物環境科学に関する基礎的能力、すなわち環境を構成する自然的側面と人為的側面との関係を分析する知識・手法に基づき、環境に関わる情報・解析科学、シミュレーション、計画学さらには環境倫理学を含む総合的で高度な研究へと発展させる。また、豊かな学識と優れた研究能力と専門技術を備えるのみならず、国内外の環境との共生のための環境政策に関わる提言能力をも有する人材を養成する。

(生物資源経済学専攻／博士前期課程)

生物資源・食品経済学、食品流通・経営学、国際食料資源経済学、国際地域開発学の各分野から構成される生物資源経済学を学ぶことで、国内外における生物資源、特に生産・流通・消費に関する研究手法や理論を習得し、この分野の研究能力と専門技術を備えた農業、食品産業及び国際協力分野における優秀な人材を養成する。

(生物資源経済学専攻／博士後期課程)

専門性に富みかつ高度な知識を学び、国内外における生物資源、特に生産・流通・消費に関する理論や実態を研究することで、この分野の優れた研究能力を持つ研究者や、高度な専門技術を備えた国際協力分野におけるリーダーとなりうる人材を養成する。

獣医学研究科

「獣医比較形態学」、「獣医比較機能学」、「獣医感染制御学」、「獣医疾病予防学」、「獣医病態制御学」、「獣医病態情報学」の6つの分野において、高度で専門的な知識、実践的な技術並びに理論感を有し、創造性豊かで国際的に貢献できる人材の養成を行なう。

(獣医学専攻／博士課程)

臨床系は、主として動物病院及び医科学を活用し、そこに保有するMRI、X線CT、放射線治療器など最先端の医療機器を用いて、高度の医療技術と知識を持った獣医療専門家を育成する。応用系は、動物医科学センターを主な教育研究の場として、感染症の診断・メカニズムの解明や疾病制御・予防に関する最新の知識の教授と高度な技術の習得によって、専門性を有した応用獣医学と臨床獣医学に貢献できる人材を育成する。基礎系においては生命科学に関する質の高い基礎研究の指導を通して能力の高い人材を養成する。

薬学研究科

ライフサイエンスを中心とした基礎科学の発展に伴って疾病の解明が進み、医療における診断、治療技術も著しく高度化している。また、高齢人口の増加など社会構造の変化により、医療に貢献できる薬学が一層求められている。このような多岐に亘る社会的要請に応え、薬学分野における高度な専門知識と技術を涵養し、独創

的な研究活動を通じて国際的な競争力及び自立して研究を遂行し発展させる能力を修得させ、将来、医療の分野で指導的役割を果たす質の高い薬学研究者・薬剤師を養成することを目的とする。

(薬学専攻／博士課程)

医療に関連した臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした広範な専門的知識と技術を涵養し、自ら研究課題を解決できる能力及び高度な医療を担うための能力を修得させ、将来、指導的立場で活躍し、社会に貢献できる人材を養成する。

総合社会情報研究科（通信制）

科学技術の革新、社会制度の変革、知的パラダイムの転換等が急進展する状況下、現代社会の種々の活動領域で、高度な専門的かつ総合的な認識力・判断力をもってそれぞれの専門分野で指導的立場に立つ職業人の養成、及び既成の枠を超えて諸科学間の有機的な関連を獲得できる独創的な学問研究者の育成を目指す。ITの特性を最大限に生かして各人のグレードアップを図り、学際性と専門性との両立を可能にする教育を目的とする。

(国際情報専攻／博士前期課程)

国際化・グローバル化を特質とする現代において、国際情勢の帰趨と世界の中の日本のあり方に対する広い視野と鋭敏な感覚を持ち、経営・経済・政治・行政・国際関係・言論等の分野で指導的、先端的な役割を演ずる人材を育てる。国際情報論を基軸とし、国際経営・金融、国際マクロ経済、地域金融等の領域と、国際協力、国際政治・関係、グローバルヘルス・市民社会等の領域を周到にカバーしながら、国際社会の現実的動態、国際社会と日本との連関等に関する学問的認識の獲得を教育の目的とする。

(文化情報専攻／博士前期課程)

多様な文化に対する適正な理解だけでなく、時代・地域・社会を超えて伝播し、変容を遂げる文化の可変的・動態的特質についても十分な理解に至るよう、近年の学際的・超域的な文化研究の成果をもって教授する。21世紀のさらなるグローバル化の時代にあって、修得した識見を国内外に発信し、あるいは教授することで、教育、メディア、翻訳、コミュニケーション等の様々な領域で社会への還元を果たし得る文化エキスパートの養成を教育の目的とする。

(人間科学専攻／博士前期課程)

政治・社会から教育・宗教にいたる諸領域において、現代社会の根本的なニーズに対応し人間存在の基本問題について十全の認識・洞察をもった問題解決型の人材を育成することがねらいである。哲学、教育、心理学及び医療・安全の4つの領域・分野に亘って周到な注意を払うことによって、人間存在の現代的意義を理解しながら、各人の専門分野についての学問的認識を深化させることを教育の目的とする。

(総合社会情報専攻／博士後期課程)

世界や社会の状況が大きな変貌を遂げ、また精神的、知的な枠組みが急激に転換しつつある中で、それぞれの専門領域において、総合性と専門性とを兼ね備えた高度な知見に立って主導的役割を演じる社会的職業人及び学問研究者の養成を目的とする。1つの専攻を国際情報、文化情報、及び人間科学の3つの「分野」に分け、高度な専門性を追求しながら、他分野の諸科学にも周到な注意を払い、専門性に見合う総合性の樹立を目指す。

法務研究科（法科大学院）

本研究科の目的は、法学の理論・知識をふまえた法律実務処理の基礎的能力のみならず、人間に対する深い洞察力、健全な社会常識を備えた法曹の育成にある。倫理観、正義感の涵養を通じて、市民から信頼され、また企業活動のコンプライアンス等に通じた法律実務家を養成するとともに、総合大学の総合力、多様性を活かし、医療・環境・知的財産等の専門分野への道を開くことを目指す。

(法務専攻(専門職学位課程))

理論と実務が密接に連携した双方向教育を展開し、法律基本科目の十分な理解、法律実務科目の習得の上に、多様な法的問題に柔軟に対応でき、法化社会の実現に資する専門性の高い法曹を養成する。

別表2の1

項目		◎入学金	授業料	実験実習料	施設設備資金	教育充実料
学部						
学 部	法学部	260,000	810,000②		1～4年次 各190,000②	
	(文学系)	260,000	830,000②	哲学・英文 ・ドイツ文 10,000② 史学・国文 20,000② 中国語中国文化 ・社会・教育 25,000② 社会福祉 60,000② 体育 80,000② 心理 70,000②	1～4年次 各190,000② 社会福祉 1～4年次 各200,000② 体育・心理 1～4年次 各220,000② 地理 1～4年次 各240,000②	
			1,060,000②	地理 60,000②		
	(理学系)	260,000	1,100,000②	物理 110,000② 生命科・化 140,000② 数学 70,000② 情報科 80,000② 地球科 60,000②	1～4年次 各240,000②	
	経済学部	260,000	810,000②		1～4年次 各170,000②	
	商学部	260,000	810,000②		1～4年次 各170,000②	
	芸術学部	260,000	1,110,000②	写真 100,000② 音楽 120,000② 演劇 70,000②	1～4年次 各400,000②	
			1,140,000②	(監督・撮影録音コース) 150,000② 映画 (演技コース) 80,000② (映像表現理論コース) 100,000② 放送 100,000②		
			1,100,000②	美術 120,000② デザイン 90,000②		
			1,040,000②	文芸 50,000②		
国際関係部	260,000	890,000②		1～4年次 各200,000②		
危機管理部	260,000	860,000②		1～4年次 各200,000②		
スポーツ学部	260,000	800,000②	100,000②	1～4年次 各300,000②		

(昼)	理工学部	260,000	1,150,000②	数学 60,000② 土木・交通システム・建築・海洋建築・まちづくり・機械・精密機械・航空宇宙・電気・電子・応用情報・物質応用化学・物理 100,000②	1～4年次 各220,000②		
	生産工学部	260,000	1,100,000②	1年 80,000② 2年 90,000② 3年 100,000② 4年 100,000②	1～4年次 各220,000②		
	工学部	260,000	1,100,000②	1年 80,000② 2～4年 100,000②	1～4年次 各220,000②		
	医学部	1,000,000	2,500,000②	1年 350,000 2～6年 各350,000②	1～6年次 各1,500,000②	1年次 1,000,000 2～6年次各 1,000,000②	
	歯学部	600,000	3,500,000②		1～6年次 各1,200,000②	1年次 1,600,000② 2～3年次各 600,000②	
	松戸歯学部	600,000	3,500,000②		1～6年次 各800,000②	1年次 2,000,000② 2年次 1,000,000②	
	生物資源科学部	食品ビジネス 国際共生 国際地域開発	260,000	850,000②	100,000②	1～4年次 各170,000②	
		獣医	260,000	1,500,000②	300,000②	1～6年次 各350,000②	
		その他の学科	260,000	1,050,000②	150,000②	1～4年次 各200,000②	
		薬学部	400,000	1,400,000②		1～6年次 各650,000②	
学部 (夜)	法学部	160,000	470,000②		1～4年次 各100,000②		

- (備考) 1 金額の単位は円
 2 金額はすべて年額。ただし◎印は入学初年度のみ納入
 3 ○印の中の数字は分納回数
 4 この表は、令和5年4月の入学者から適用する。

別表2の2

研究科(課程)		項目 ◎入学金	授業料	実験実習料		施設設備資金	教育 充実料
大 学 院	法学研究科 (博士前期・後期)	200,000	580,000②			前期1~2年次 各150,000② 後期1~3年次	
	(政治学専攻前期1 年コース)	200,000	850,000②			150,000②	
	新聞学研究科 (博士前期・後期)	200,000	580,000②			150,000②	
	文学研究科 (博士前期・後期)	200,000	580,000②	教育学専攻 心理学専攻	15,000② 60,000②	前期1~2年次 各150,000② 後期1~3年次	
	総合基礎科学研究科 (博士前期・後期)	200,000	700,000②		80,000②	各300,000②	
	経済学研究科 (博士前期・後期)	200,000	730,000②			前期1~2年次 各170,000② 後期1~3年次	
	商学研究科 (博士前期・後期)	200,000	580,000②			前期1~2年次 各150,000② 後期1~3年次	
	芸術学研究科 (博士前期)	200,000	文芸 600,000② 映像 680,000② 造形 710,000② 音楽 710,000② 舞台 680,000②	文芸学専攻 映像芸術専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻 舞台芸術専攻	40,000② 100,000② 90,000② 110,000② 70,000②	1~2年次 各200,000②	
		(博士後期)	200,000	700,000②			1~3年次 各200,000②
	国際関係研究科 (博士前期・後期)	200,000	博士前期 750,000② 博士後期 700,000②			前期1~2年次 各200,000② 後期1~3年次	
		(前期1年コース)	200,000	1,100,000②			200,000②
	危機管理学研究科 (修士)	200,000	580,000②			1~2年次 各150,000②	
	スポーツ科学研究科 (修士)	200,000	580,000②		15,000②	1~2年次 各150,000②	
	理工学研究科 (博士前期・後期)	200,000	博士前期 750,000② 博士後期 630,000②	数学専攻 その他の専攻	40,000② 80,000②	前期1~2年次 各300,000② 後期1~3年次	
地理学専攻 (博士前期・後期)	200,000	620,000②		50,000②	前期1~2年次 各200,000② 後期1~3年次		
生産工学研究科 (博士前期・後期)	200,000	博士前期 700,000② 博士後期 630,000②		80,000②	前期1~2年次 各300,000② 後期1~3年次		

工 学 研 究 科 (博士前期・後期)	200,000	博士前期 700,000② 博士後期 630,000②	80,000②	前期1~2年次 各300,000② 後期1~3年次
医 学 研 究 科 (博士)	200,000	700,000②		◎500,000
歯 学 研 究 科 (博士)	200,000	800,000②		◎400,000
松戸歯学研究科 (博士)	200,000	700,000②		◎500,000
生物資源科学研究科 (博士前期・後期)	200,000	800,000②		前期1~2年次 各200,000② 後期1~3年次
生物資源経済学専攻	200,000	700,000②		前期1~2年次 各100,000② 後期1~3年次
獣 医 学 研 究 科 (博士)	200,000	850,000②		1~4年次 各200,000②
薬 学 研 究 科 (博士)	200,000	600,000②		◎ 500,000
総合社会情報研究科 (博士前期)	200,000	645,000②		1~2年次 各150,000②
(博士後期)	200,000	600,000②		1~3年次 各150,000②
法 務 研 究 科 (専門職学位)	250,000	980,000②		1~3年次 各100,000②

(備考) 1 金額の単位は円

2 金額はすべて年額。ただし◎印は入学初年度のみ納入

3 ○印の中の数字は分納回数

4 この表は、令和5年4月の入学者から適用する。

別表 3

証明手数料

種 類	摘 要	金 額 (円)	備 考
在 学 証 明 書	1通につき	100	
成 績 証 明 書	〃	200	
卒 業 証 明 書	〃	200	
卒 業 見 込 証 明 書	〃	100	
身 上 証 明 書	〃	100	
人 物 調 査 書	〃	100	
健 康 診 断 書	〃	100	
英文証明書 (オリジナル)	〃	600	
英文証明書 (コ ピ ー)	〃	200	
教員免許状取得見込証明書	〃	100	
教 職 単 位 証 明 書	〃	100	

学則の変更事項を記載した書類

1 第1章 総則

大学院危機管理学研究科危機管理学専攻並びに大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻の設置に伴うもの

大学組織（第3条第3項），学生定員（第12条第3項）

2 第3章 大学院

大学院危機管理学研究科危機管理学専攻並びに大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻の設置に伴うもの

学位に付記する専攻分野の名称（第106条第2項），

教育課程及び履修方法（第126条及び第127条）

3 附則

大学院危機管理学研究科危機管理学専攻並びに大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻の設置に伴うもの

収容定員に係る経過措置

4 別表

大学院危機管理学研究科危機管理学専攻並びに大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻の設置に伴うもの

教育研究上の目的（別表1の2），学費（別表2の2）

以 上

日 本 大 学 学 則 新 旧 対 照 表 (案)

(新)

第 1 章 総 則

第 2 節 大学組織

第 3 条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

2 本大学の学部及び学科は、次のとおりである。

【表省略】

3 本大学の大学院研究科及び専攻は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	
	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程 又は博士課程
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕		
危機管理学研究科	危機管理学専攻	
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	
〔理工学研究科から総合社会情報研究科 省略〕		

専門職学位課程

【表省略】

4 第 2 項及び第 3 項に定める学部及び学科、大学院研究科の課程及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表 1 に定める。

第 4 節 学生定員

第 12 条 本大学学部の学生定員は、次のとおりである。

第一部 【表省略】

第二部 【表省略】

2 本大学大学院研究科の学生定員は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

(旧)

第 1 章 総 則

第 2 節 大学組織

第 3 条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

2 本大学の学部及び学科は、次のとおりである。

【表省略】

3 本大学の大学院研究科及び専攻は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	
	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程 又は博士課程
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕		
〔理工学研究科から総合社会情報研究科 省略〕		

専門職学位課程

【表省略】

4 第 2 項及び第 3 項に定める学部及び学科、大学院研究科の課程及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表 1 に定める。

第 4 節 学生定員

第 12 条 本大学学部の学生定員は、次のとおりである。

第一部 【表省略】

第二部 【表省略】

2 本大学大学院研究科の学生定員は、次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	毎年入 学定員	収 容 定 員
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕			
危機管理科学研究科	危機管理学専攻（修士課程）	8	16
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻（修士課程）	8	16
〔理工学研究科から総合社会情報研究科 省略〕			

専門職学位課程

【表省略】

第3章 大学院

第1節 総則

（第104条～第105条 省略）

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕		
危機管理科学研究科	危機管理学専攻	危機管理学
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学
〔理工学研究科から全研究科 省略〕		

3～14 省略

第107条 省略

研究科名	専攻名	毎年入 学定員	収 容 定 員
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕			
〔理工学研究科から総合社会情報研究科 省略〕			

専門職学位課程

【表省略】

第3章 大学院

第1節 総則

（第104条～第105条 省略）

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕		
〔理工学研究科から全研究科 省略〕		

3～14 省略

第107条 省略

以 上

危機管理学研究科及びスポーツ科学研究科 学 則 新 旧 対 照 表 (案)

(新)

(旧)

第3章 大学院

第3章 大学院

第4節 教育課程及び履修方法

第4節 教育課程及び履修方法

(第117条～第125条 省略)

(第117条～第125条 省略)

(第117条～第117条の2 省略)

第126条 危機管理学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、

次のとおりである。

1 修士課程

危機管理学専攻

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
基盤科目				必修を含め、指導人材 コースはコア科目から8 単位以上及び発展科目か ら12単位上、実務コース はコア科目から8単位以 上及び発展科目から コンプライアンス実務特講 レピュテーションリスク実務特講 国際人道支援実務特講 地域防災連携実務特講 から6単位以上選択必修 とし、12単位以上、 合計32単位以上を修得し なければならない。	
危機管理学方法論1 (リスクリテラシー)	2	2			
危機管理学方法論2 (比較研究・外書)	2	2			
アカデミック・ ライティング&リサーチ	2	2			
研 究 倫 理	2	2			
リーガルマインド	2		2		
講義科目					
コア科目					
危機管理法制1(企業・取引)	2		2		
危機管理法制2(企業・組織)	2		2		
危機管理法制3(企業・経済)	2		2		
危機管理法制4(行政・国家)	2		2		
危機管理法制5(行政・地域)	2		2		
危機管理法制6(行政・国際)	2		2		
発展科目					

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考

新設

〃

〃

〃

〃

新設

〃

〃

〃

〃

〃

リスクコミュニケーション特講	2	2																		新設
リスク・政策分析特講	2	2																		〃
情報戦略特講	2	2																		〃
防災・減災政策特講	2	2																		〃
リスク心理特講	2	2																		〃
企業リスクマネジメント特講	2	2																		〃
リスクファイナンス法特講	2	2																		〃
ロジスティクス法特講	2	2																		〃
企業広報特講	2	2																		〃
社会安全・治安維持特講	2	2																		〃
犯罪・刑事司法特講	2	2																		〃
テロリズム対策特講	2	2																		〃
災害救援・官民協力特講	2	2																		〃
コンプライアンス実務特講	2	2																		〃
レピュテーションリスク実務特講	2	2																		〃
国際人道支援実務特講	2	2																		〃
地域防災連携実務特講	2	2																		〃
統合演習科目																				
危機管理学研究演習Ⅰ	1	1																		〃
危機管理学研究演習Ⅱ	1	1																		〃
危機管理学研究演習Ⅲ	1	1																		〃
危機管理学研究演習Ⅳ	1	1																		〃

第127条 スポーツ科学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、

次のとおりである。

1 修士課程

スポーツ科学専攻

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考	授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考	
基本科目				必修を含め、合計30単位以上を修得しなければならない。								
スポーツ科学総論 1	2	2										新設
スポーツ科学総論 2	2	2										〃
スポーツ科学研究法	2	2									〃	
専門科目												
スポーツ科学分野												
バイオメカニクス特論	2		2								新設	
運動生理学特論	2		2								〃	
スポーツ栄養学特論	2		2								〃	
スポーツリハビリテーション特論	2		2								〃	
スポーツ医学特論	2		2								〃	
コーチング学特論	2		2								〃	
トレーニング学特論	2		2								〃	
スポーツ心理学特論	2		2								〃	
スポーツ社会学特論	2		2								〃	
関連分野												
スポーツ統計学特論	2		2								新設	
スポーツ英語演習Ⅰ	2		2								〃	
スポーツ英語演習Ⅱ	2		2								〃	
スポーツマネジメント特論	2		2								〃	
研究指導												
特別研究Ⅰ	4	4									〃	
特別研究Ⅱ	4	4									〃	

第128条 理工学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、

次のとおりである。

(以下全て1条繰り下げ)

第126条 理工学研究科における授業科目及び単位数並びにその履修方法は、

次のとおりである。

日 本 大 学 学 則 新 旧 対 照 表 (案)

(新)

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条 から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 大学院危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
危機管理学専攻	<u>8</u>

- 4 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
スポーツ科学専攻	<u>8</u>

- 5 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 6 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。
- 7 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

(旧)

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条 から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。

- 3 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 4 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。
- 5 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

別表1の1 【表省略】

別表1の2

教育研究上の目的(大学院)
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕
危機管理学研究科
<p><u>災害、テロ、国際紛争等、複雑化した現代の様々な危機に、法学を中核とし、政治学、国際関係学等の社会科学の知見を統合した危機管理学の学識を適用して的確に対処し、翻ってレジリエントな社会の創造に貢献する、指導的人材及び高度専門職業人を養成する。</u></p> <p>(危機管理学専攻/修士課程)</p> <p><u>拡大するグローバルな危機と、ローカルな社会課題と向き合い、社会・自然環境の劇的な変化に対応しつつ、世界に指針を示し、リーダーシップを発揮できる危機管理人材へのニーズに応じて、①危機や社会課題を学術的に探求し、危機管理を解明し普及させる指導的人材、及び②危機管理の実践的知識とを有する高度専門職業人として、危機管理の適用法を立案し、実践することのできる有為な人材を養成する。</u></p>
スポーツ科学研究科
<p><u>スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成する。</u></p> <p>(スポーツ科学専攻/修士課程)</p> <p>スポーツ科学専攻では、競技スポーツの諸課題に対応するスポーツ科学の高度な専門的知識を修得し、スポーツ科学の研究成果を競技スポーツの現場において実践できる能力を持った人材を養成する。</p>
〔理工学研究科から法務研究科 省略〕

別表1の1 【表省略】

別表1の2

教育研究上の目的(大学院)
〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕
〔理工学研究科から法務研究科 省略〕

別表2の1 【表省略】

別表2の2

項目		◎入学金	授業料	実験実習料	施設設備資金	教育充実料
大学院	〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕					
	危機管理学 研究科 (修士)	200,000	580,000②		1~2年次 各150,000②	
	スポーツ科学 研究科 (修士)	200,000	580,000②	15,000②	1~2年次 各150,000②	
〔理工学研究科から法務研究科 省略〕						

- (備考) 1 金額の単位は円
 2 金額はすべて年額。ただし◎印は入学初年度のみ納入
 3 ○印の中の数字は分納回数
 4 この表は、令和5年4月の入学者から適用する。

別表3

証明手数料 【表省略】

別表2の1 【表省略】

別表2の2

項目		◎入学金	授業料	実験実習料	施設設備資金	教育充実料
大学院	〔法学研究科から国際関係研究科 省略〕					
〔理工学研究科から法務研究科 省略〕						

- (備考) 1 金額の単位は円
 2 金額はすべて年額。ただし◎印は入学初年度のみ納入
 3 ○印の中の数字は分納回数
 4 この表は、令和4年4月の入学者から適用する。

別表3

証明手数料 【表省略】

日本大学学則（抜粋）

第1章 総則

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第10条 前条の教授会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含まないものではない。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第3章 大学院

第2節 教員及び運営機構

第108条 本大学院の授業及び指導は、大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし、このうち特別の事情がある場合には、准教授、講師又は助教がこれを担当することができる。

第109条 本大学院の学事管理のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科長をもって組織し、各研究科に共通の重要事項の審議に当たる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第110条 各研究科に分科委員会を置く。

2 分科委員会は、その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第111条 分科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第112条 分科委員会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第113条 分科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学及び課程の修了に関すること。

② 学位論文の審査及び学位の授与に関すること。

③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項2前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 分科委員会は、第1項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については、分科委員会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 分科委員会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第114条 分科委員会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第115条 大学院の学務は、学長が総轄し、各研究科の学務は、各研究科長がこれを管掌する。

2 研究科長は、当該学部長がこれに当たる。

位置関係図



三軒茶屋キャンパス案内図



- 交通
 - 〈東急田園都市線〉
 - 「三軒茶屋駅」下車
 - 徒歩約 11 分
- 乗車時間
 - 〈東急田園都市線〉
 - 渋谷－三軒茶屋
 - 約 4 分

三軒茶屋キャンパス 配置図



稲城キャンパス案内図



■交通

〈京王相模原線〉

「若葉台駅」下車

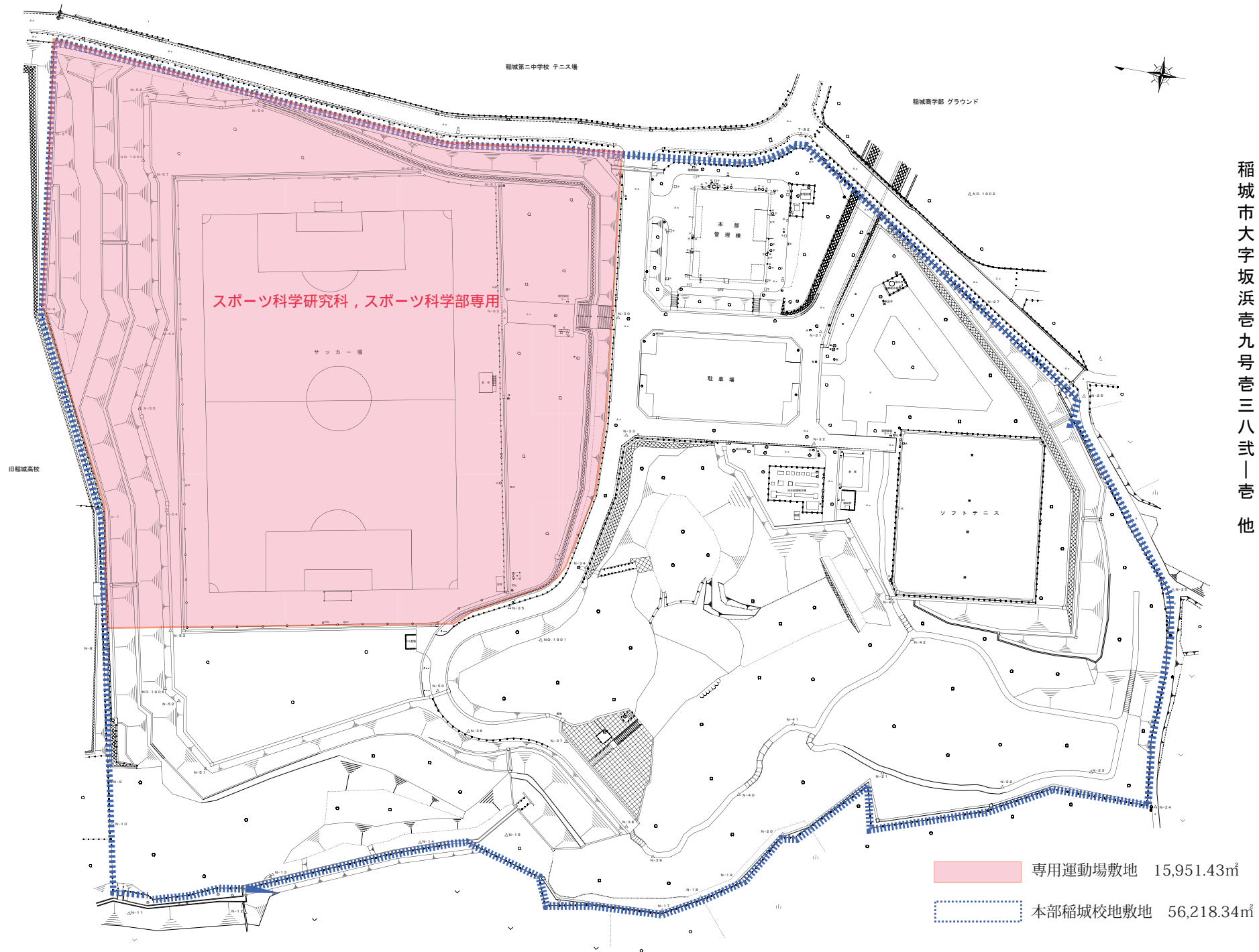
徒歩約 13 分

〈小田急多摩線〉

「栗平駅」下車

徒歩約 14 分

現況平面図
 稲城市大字坂浜巻九号巻三八式一巻他



-図面-5-

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p 2
(1) 社会的背景等の観点からスポーツ科学研究科を設置する理由及び必要性	
(2) 建学の精神, 大学の基本理念, および使命・目的等	
① 日本大学の建学の精神と基本理念	
② 日本大学の使命・目的, 個性・特色	
(3) スポーツ科学研究科における養成する人材像, 教育研究上の目的	
(4) 学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針	
① 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	
② 教育課程編成・実施の方針 (CP)	
(5) 中心的な学問分野	
(6) 修了後の進路 (ニーズ調査)	
2. 修士課程までの構想か, 又は, 博士課程の設置を目指した構想か	p 6
3. 研究科, 専攻等の名称及び学位の名称	p 7
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p 8
(1) 教育課程編成の考え方	
① 科目区分設定及びその理由	
② 各科目区分の科目構成とその理由	
③ 趣旨を実現するための科目の対応関係	
④ 必修と選択科目の構成, 履修順序 (配当年次) 及びその理由	
⑤ 科目の設定単位数の考え方	
(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー, 養成する人材像との関係性	
(3) 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導	
① 専門的知識と幅広い視野を身に付けるための体系的な教育プログラム	
② 自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム	
③ 最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて, その前提となる研究計画の作成や研究の途中経過のまとめなど, 研究過程の中間的な段階を設定し, それぞれ設定された水準を満たすことを求める仕組み	
(4) 教育課程の編成及び特色	
5. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件	p 16
(1) 授業方法及び授業内容, 配当年次	
(2) 入学から修了までの質の担保, 修了までのスケジュール, 履修モデル及び修了要件	
(3) 研究指導の方法	
(4) 学位論文の作成に関わる科目における単位数の妥当性	
(5) 研究倫理審査体制の内容及びその規定	
6. 基礎となる学部との関係	p 26
7. 入学者選抜の概要	p 28
(1) 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー: AP)	
(2) 入学資格	
(3) 入学者選抜方法および選抜体制	
(4) 募集人数	
8. 教員組織の編成の考え方及び特色	p 31
(1) 教員組織編成の考え方	
(2) 主要科目における教員配置	
(3) 実務家教員の配置	
(4) 教員組織における中心となる研究分野	
(5) 教員の年齢構成	
9. 施設・設備等の整備計画	p 35
10. 管理運営	p 38
11. 自己点検・評価	p 39
12. 情報の公表	p 40
13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	p 41

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景等の観点からスポーツ科学研究科を設置する理由及び必要性

体育・スポーツの分野において、現在、スポーツが果たす役割は、学校教育としての学校スポーツ、達成性が重視される競技スポーツ、健康のための健康スポーツ、余暇としてのレクリエーション・スポーツ等多岐にわたっている。

1964年の東京オリンピック開催を控えた1961年に制定されたスポーツ振興法は、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とすると定められていた。

これが2011年(平成23年)の「スポーツ基本法」の制定(スポーツ振興法から改正)により、我が国は、「スポーツ立国」の実現を目指し国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的・計画的に推進することが決定された。

そこから現在に至るまで、スポーツ基本法第9条の規定によって定められた第1期スポーツ基本計画(平成24年度)、第2期スポーツ基本計画(平成29年度)と5年毎に計画が策定・実行されており、令和3年4月21日にはスポーツ庁長官から第3期スポーツ基本計画の策定について諮問が出され、令和3年12月20日に中間報告が行われたところである【資料1】。

この「スポーツ基本法」の基本理念の一つに「我が国のスポーツ選手が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない」と謳われており、我が国が目指す「スポーツ立国」の実現に向けて、競技スポーツの振興は欠かせない要素の一つとなっている。

また、「スポーツ基本法」の「第3章基本的施策第1節スポーツ推進のための基礎的条件の整備等」の第16条では、スポーツに関する科学的研究の推進等として、「国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。」と謳っており、国としてもスポーツに関する諸科学を総合した研究体制の整備について非常に重きを置いていることが伺える。

加えて、2020年に新型コロナウイルスが世界的に大流行し、本邦においても緊急事態宣言が発令され、オリンピック史上初となる東京オリンピック大会延期が決定した。新たな生活様式への移行を余儀なくされる中、オリンピック開催に対する疑念も相まって、スポーツの価値をも脅かしかねない状況である。このような状況下において、スポーツに関わる者は、今一度スポーツの価値を見出し、世に提示していく必要があると考える。これらのことは第2期スポーツ基本計画においても大きな柱としており、「スポーツの価値を具現化し発信」すること、そして「スポーツに携わる者がスポーツの枠を超えて主体的に他分野と連携・協働を行うとともに異分野からの人材の受入れを積極的に行う」ことが重要であるとし、第3期スポーツ基本計画中間報告では、第2期計画期間中の動向を踏まえ、「スポーツそのものが有する価値」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めていく施策に取り組み、さらにスポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要として以下三つの新たな視点を示している。①「スポーツを「つくる／はぐくむ」」②「「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる」③「スポーツに「誰もがアクセス」できる」の以上三つの視点を基軸として、今後具体的な施策を位置付けていくことが必要と謳われている。加えて、国内外の様々な社会状況の変化の中においても、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取り組みが、スポーツの力を活用して様々な形で進展しており、我が国は国際的な動きをリードする立場から、様々なスポーツを通じた国際交流・国際貢献に一層取り組むことが期待されるなど、社会変化の中で改めて三つの視点が相互に密接に関係し合う側面を持った「スポーツの価値」を国民・社会が享受す

るために、スポーツの果たす役割の重要性がさらに増してきていることを指摘している。

上記の社会的、時代的背景を踏まえ、平成 28 年度に開設された本学スポーツ科学部競技スポーツ学科では、競技スポーツを対象としたコーチング学を中核にして、自然科学、医科学、社会科学、形式科学を含めて、競技者の競技力向上及びコーチのコーチング能力の向上に関わる理論知と実践知の要素を数多く取り入れたカリキュラムを展開している。このような本学部学科での学びをさらに発展させ、我が国や世界の発展に貢献しうる大学院レベルでの教育を実施することにより、スポーツに関連する多様な学問分野における最先端のスポーツ科学の研究成果を活かしながら、競技スポーツを体系的に捉え、その価値を発信でき、グローバルに社会貢献すること及び、競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を有する人材を養成することを通じて、本学として社会的役割を果たすべきとの結論に至った。

以上が大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（以下本研究科という）を設置する理由及び必要性である。

（2）建学の精神、大学の基本理念、および使命・目的等

①日本大学の建学の精神と基本理念

日本大学は、1889 年（明治 22 年）に創立された日本法律学校を前身とし、1903 年（明治 36 年）に日本大学と改称し、1920 年（大正 9 年）に大学令により大学となった。

1914 年（大正 3 年）には「日本大学建学の主旨及び綱領」が制定され、2006 年（平成 18 年）には「教育理念」として「自主創造」が掲げられた。自主創造は「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」の 3 つの構成要素があり、それぞれに下記能力が付随している。

1) 自ら学ぶ

豊かな知識・教養に基づく高い倫理観
世界の現状を理解し、説明する力

2) 自ら考える

論理的・批判的思考力
問題発見・解決力

3) 自ら道をひらく

挑戦力
コミュニケーション力
リーダーシップ・協働力
省察力

②日本大学の使命・目的、個性・特色

日本大学（以下、「本学」と記載）の使命は、「日本大学は広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする」としており、目的は、「日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしなひ、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与すること」としている。

本学は 2018 年 3 月時点で、学生数、出身大学別社長数が全国で第 1 位であり、大学図書館蔵書冊数も私立大学において第 1 位と総合大学としてのメリットを活かした教育や研究活動ができることが特色である。

(3) スポーツ科学研究科における養成する人材像，教育研究上の目的

本研究科において，養成する人材像及び学生にどのような能力を修得させるのか等の教育研究上の目的については，以下のとおり定めることとする。

・養成する人材像 (スポーツ科学研究科)

本研究科では，スポーツに関連する多様な学問分野における最先端のスポーツ科学の研究成果を活かしながら，競技スポーツを体系的に捉え，その価値を発信でき，グローバルに社会貢献すること及び，競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を有する人材を養成する。

具体的には，スポーツの高度専門職業人養成並びにその教育を担う研究能力を有した人材養成も必要不可欠であるため，下記2つの養成人材像を掲げる。

- ・スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持つ高度専門職業人を養成する。
- ・スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち，研究能力を有する人材を養成する。

(スポーツ科学専攻)

スポーツ科学専攻では，競技スポーツにおける課題解決能力を高め，国内外の知見を通じて競技力向上に関する高度な専門性を有する人材を養成する。

具体的には，研究科同様スポーツの高度専門職業人養成並びにその教育を担う研究能力を有する者の養成も必要不可欠であるため，下記2つの養成人材像を掲げる。

- ・スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持ち，競技スポーツの現場に即した高度専門職業人を養成する。
- ・スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち，競技スポーツの現場に即した研究能力を有する人材を養成する。

・教育研究上の目的

上記の人材を養成するため，本研究科では，次のとおり教育研究上の目的を掲げ，教育・研究活動を実施することとする。

(スポーツ科学研究科)

本研究科では，スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに，課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として，競技スポーツにおける課題解決能力を高め，国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ，グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成することを目的としている。

(スポーツ科学専攻)

スポーツ科学専攻では，競技スポーツの諸課題に対応するスポーツ科学（自然科学・医科学・社会科学・コーチング学等）の高度な専門的知識を修得し，スポーツ科学の研究成果を競技スポーツの現場において実践できる能力を持った人材を養成することを目的としている。

(4) 学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針

①学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科においては，文部科学省が示している「新時代の大学院教育」の「1 大学院に求められる人材養成機能（①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成，②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成，③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成，④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成）及び，日本大学大学院の学位授与方針（DP）並びに本研究科の教育研究上の目的に基づき，これらをスポーツ科学において実行できるものに学

位を授与することとし、具体的には下記 4 点を本研究科の学位授与の方針（DP）とする。

ディプロマ・ポリシー（DP）

スポーツ科学研究科（修士（スポーツ科学））は、スポーツ立国を目指す我が国の競技スポーツの発展に貢献するべく、本研究科の教育研究上の目的及び日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」・「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本研究科における能力を修得したものに、「修士（スポーツ科学）」の学位を授与する。

- DP1. 多文化、異文化を理解し、グローバル化する知識基盤社会の一員、スポーツに関わる一員として自らの意見を表現することができる。
- DP2. 知識基盤社会の構成員として自らの専門における研究能力のみならず、確かな教養と高い倫理感を持ち、論理的な思考力を有し、スポーツにおける競技スポーツの位置づけ及び意味に対して自らの意見を説明できる。
- DP3. スポーツに携わる中で、自らが発見した問題や直面した問題に対し、専門的な知識・技能を用いて主体的にかつ協働して体系的な解決策を見だし、それを遂行することができる。
- DP4. これまでに修得した知識及び高い倫理観の下、生涯にわたりスポーツ分野において指導的な立場から知識基盤社会をリードすることができる。

②教育課程編成・実施の方針（CP）

本研究科においては、上記 DP を達成するために、下記カリキュラム・ポリシーを設定する。

カリキュラム・ポリシー（CP）

- CP1. ●基本科目：スポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための基本科目を設定する。
- CP2. ●専門科目：基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するため、スポーツ科学分野と関連分野 2 つの分野からなる専門科目を設定する。
- CP3. ●研究指導：基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として、研究の手法について指導する研究指導科目を設定する。

また、学修成果の評価は、授業形態、授業手法及び成果物の性質に即した多面的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について判定する。

（5）中心的な学問分野

本研究科においては、基礎となる学部・学科であるスポーツ科学部競技スポーツ学科で学んだ幅広い知識と実践力を深化させるため、「自然科学」「医科学」「社会科学」「コーチング学」を中心とした「スポーツ科学」を中心的な学問分野とする。また、これら「スポーツ科学」分野それぞれの基礎理論だけではなく関連した分野を体系的に学ぶために、本研究科では主に自然科学的手法に則り研究・分析を行う「自然科学・医科学」、および人文社会科学的的手法を中心とした研究・分析を行う「社会科学・コーチング学」の 2 領域で構成する。

スポーツ科学研究を総合的に深化させるためには、多文化、異文化を理解し、スポーツにおける競技スポーツの位置づけ及び意味を考える必要があることから、専門の

専攻は細分化せずに、スポーツ科学の一専攻のみとする。

(6) 修了後の進路（ニーズ調査）

前述したように、本研究科は、スポーツの高度専門職業人養成並びにその教育を担う研究能力を有する者も養成するため「スポーツ科学高度専門職養成コース」及び「スポーツ科学研究能力養成コース」を設け人材養成を行う予定としている。修了後の進路として、下記のとおり想定する。

- ・トレーニング指導者
- ・各種スポーツの専門コーチ・指導者
- ・プロアスリート・実業団アスリート
- ・競技スポーツの運営・強化に関わる競技団体の職員
- ・スポーツ関連企業等
- ・大学院博士後期課程進学
- ・国や地方公共団体等のスポーツ科学センター研究員
- ・スポーツ関連企業等の研究職等
- ・大学等の研究・教育職等

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

修士課程の完成年度に引き続き、博士課程の設置を目指す。
我が国のスポーツ立国の実現には、スポーツ科学に関する高度専門職業人の養成が重要な課題である。そして、その実現には、それを担う専門的な研究者の養成も必要不可欠である。本学が設置を構想するスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻は、今後社会に求められるスポーツ科学の高度専門職業人養成の一方で、さらにそれを担う研究者養成にも取り組むため、博士課程の設置を計画している。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科では、スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的实践家*として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成することを教育研究上の目的としている。当該目的を達成する大学院であることから、新大学院研究科、専攻の名称を「スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻」とする。

また、本研究科における基礎となる学問分野は「スポーツ科学」を中心的な学問分野とするが、これら「スポーツ科学」それぞれの基礎理論だけではなく連関した分野を体系的に学ぶために、本研究科では主に自然科学的手法に則り研究・分析を行う「自然科学・医科学」領域、および人文社会科学的手法を中心とした研究・分析を行う「社会科学・コーチング学」領域の2領域で構成する。「スポーツ科学」という言葉は、社会通念上世間一般にも広く認知されていることから、本研究科、専攻の名称に合わせ、学位に付記する専攻分野の名称を「修士（スポーツ科学）」とする。

修士課程の入学定員は8名（収容定員16名）である。入学定員の設定に当たっては、本学スポーツ科学部大学3年生の進学ニーズ調査、本学大学院研究科における体育関係の教育を担ってきた文学研究科教育学専攻の入学定員（10名）や関東近郊の体育・スポーツ系の大学院の定員充足率（平均0.92）、本キャンパス内の教育研究環境（大学院生室等の整備）を踏まえて検討した結果、確実な定員充足及び充実した教育研究環境が提供できる人数として入学定員を8名とした。

（上記文章の根拠資料等は「学生の確保の見通し等を記載した書類」にて説明する。）

また、研究科、専攻及び学位に付記する専攻分野の英文名称は、日本語名称との整合性及び国際的な通用性に留意して以下のとおりとする。

研究科名：スポーツ科学研究科

英文名称：Graduate School of Sports Sciences

専攻名：スポーツ科学専攻

英文名称：Course of Sports Sciences

学位の名称：修士（スポーツ科学）

英文名称：Master of Sports Sciences

入学定員：8名（収容定員16名）

*反省的实践家

反省的实践家とは、問題や課題を発見し、その問題や課題に対する情報の収集と分析力を有し、解決することのできる能力を身に付けた人を指す。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の考え方

日本大学大学院スポーツ科学研究科では、本学の教育理念である「自主創造」にのっとり、スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成するという教育研究上の目的を達成するために、以下の教育課程編成方針(CP)によりカリキュラムを編成し、実施する。

- CP1. ●基本科目：スポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための基本科目を設定する。
- CP2. ●専門科目：基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するため、スポーツ科学分野と関連分野2つの分野からなる専門科目を設定する。
- CP3. ●研究指導：基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として、研究の手法について指導する研究指導科目を設定する。

また、学修成果の評価は、授業形態、授業手法及び成果物の性質に即した多面的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について判定する。

①科目区分設定及びその理由

本研究科の授業科目は、本研究科の特長であるスポーツ科学の知識を有しつつ、競技スポーツの現場に即した高度専門職業人、ならびに研究能力を有する者を養成するため、科目区分としては、初めにスポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための「基本科目」、基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するための「専門科目」、そして、基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として研究の手法について指導する「研究指導」の3区分に設定する。これにより本研究科の教育の特色を活かした体系的な教育が可能となる。

②各科目区分の科目構成とその理由

1) 基本科目

スポーツ科学分野を構成する自然科学・医科学、社会科学・コーチング学の観点から競技スポーツに関する最新の知見を学修するとともに、研究を遂行するにあたり必要な研究倫理、計画・実践方法を学ぶことを目的とした以下の必修科目を配置し、「スポーツ科学総論1」では「自然科学・医科学」領域を学修し、「スポーツ科学総論2」では「社会科学・コーチング学」領域を学修する。また、「スポーツ科学研究法」では研究倫理と高度な研究方法を学修する。本科目を配置する理由としては、スポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得することが必要だからである。

「スポーツ科学総論1」 2単位, 「スポーツ科学総論2」 2単位,
「スポーツ科学研究法」 2単位

2) 専門科目

専門科目はスポーツ科学分野と関連分野の2分野を設置する。

スポーツ科学分野は、中心となる分野であり、自らの専門分野において研究を遂行する際の基盤となる科目で構成し、全て選択科目とする。

関連分野は、スポーツ科学に関連するデータ分析・マネジメント等の高度な専門性や、自身の研究成果を通じてグローバルに社会貢献するための学修、発信する能力を身につける科目で構成し、全て選択科目とする。

本科目を配置する理由としては、基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据え、スポーツ科学分野の高度で専門的な知識と実践力の修得及び関連分野においてスポーツ科学分野に包含されない高度な専門性を自身のキャリア選択に応じて修得することが必要だからである。

スポーツ科学分野：

○自然科学・医科学領域

「バイオメカニクス特論」 2 単位, 「運動生理学特論」 2 単位,

「スポーツ医学特論」 2 単位, 「スポーツリハビリテーション特論」 2 単位,

「スポーツ栄養学特論」 2 単位

○社会科学・コーチング学領域

「スポーツ心理学特論」 2 単位, 「スポーツ社会学特論」 2 単位,

「コーチング学特論」 2 単位, 「トレーニング学特論」 2 単位

関連分野：

「スポーツ統計学特論」 2 単位, 「スポーツマネジメント特論」 2 単位,

「スポーツ英語演習Ⅰ」 1 単位, 「スポーツ英語演習Ⅱ」 1 単位

3) 研究指導

修士論文の作成に向けた執筆指導を行う科目であり、1年次と2年次の通年開講で研究指導教員により実施する必修科目とする。

本科目を配置する理由としては、基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として研究の手法について指導するため必要とされるからである。

「特別研究Ⅰ」 4 単位, 「特別研究Ⅱ」 4 単位

③趣旨を実現するための科目の対応関係

本研究科では、本学の教育理念である「自主創造」にのっとり、スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成するという教育研究上の目的及び趣旨を達成するための科目との対応関係は以下のとおりである。

本研究科の教育研究上の目的を実現するためには、スポーツ科学分野を構成する自然科学・医科学、社会科学・コーチング学の観点からスポーツ科学に関する最新の知見を学修する必要がある。そのために、教育課程の「基本科目」において「スポーツ科学総論1」、「スポーツ科学総論2」、「スポーツ科学研究法」を配置し、最先端のスポーツ科学の基本を学ぶとともに研究倫理、計画・実践方法を修得する。この科目はスポーツ科学を修める上での基盤となる科目であることから必修としている。

本研究科の養成する人材像を実現するために、「スポーツ科学高度専門職養成コース」と「スポーツ科学研究能力養成コース」2つの養成コースを想定した。両コースともに、教育課程の中心となる「専門科目」の中で「スポーツ科学分野」に設置した科目群の中から選択履修することを想定し、「バイオメカニクス特論」、「運動生理学特論」、「スポーツ医学特論」、「スポーツリハビリテーション特論」、「スポーツ栄養学特論」、「スポーツ心理学特論」、「スポーツ社会学特論」、「コーチング学特論」、「トレーニン

「グ学特論」といった科目を配置することで両コースともに競技スポーツの現場に即したスポーツ科学の高度な専門知識の修得が実現できる。

また、教育課程の「専門科目」内に「関連分野」を設置し、スポーツ科学に関連するデータ分析・マネジメント等の高度な専門性や自身の研究成果を通じてグローバルに社会貢献するための学修、発信する能力を身につける科目として「スポーツ統計学特論」「スポーツマネジメント特論」「スポーツ英語演習Ⅰ」「スポーツ英語演習Ⅱ」を配置することで、学生自身のキャリア選択に応じて必要となる研究成果の科学的分析力やグローバルな発信力、競技スポーツの組織性等に関する知見を修得することが可能となる。

さらに、本研究科において教育研究上の目的や養成する人材像を実現するための総合的な科目として、「研究指導」の「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を配置する。先述の教育課程の「基本科目」と「専門科目」での学びを踏まえ、スポーツ科学の研究の最終的な成果を修士論文にまとめることで本研究科が目指す人材像の養成に繋げるものである。

④必修と選択科目の構成、履修順序（配当年次）及びその理由

本研究科では、競技スポーツの現場に即したスポーツ科学研究を遂行するにあたり必要な基本科目を1年次に配置しており、必修科目としている。なぜならばスポーツ科学における基礎的な知識と思考力を修得するために必要不可欠であり、専門科目への接続も含めて必ず履修させるべき重要科目だからである。具体的に「スポーツ科学総論1」では、スポーツ科学における競技力向上に関するスポーツバイオメカニクス、運動生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学、さらにトレーニングや競技復帰までのリハビリテーションなどエビデンスに基づいた具体的な手法について、最新のスポーツ科学の国内外の知見を理解し学修する。ここでは、スポーツ科学分野の2領域のうち、主に自然科学の手法を用いて研究・分析を行う領域として「自然科学・医科学」領域に対応する科目で構成する。

「スポーツ科学総論2」では、スポーツ科学における競技力向上に関するトレーニング学、コーチング学を学び、さらに心理学、社会学など、エビデンスに基づいた具体的な研究手法等について、最新のスポーツ科学の国内外の知見を理解し総合的に学修する。ここでは、スポーツ科学分野の2領域のうち、人文社会科学的手法を中心とした研究・分析を行う内容を扱う領域として「社会科学・コーチング学」領域に対応する科目で構成する。

「スポーツ科学研究法」では、研究をする者の在り方、研究倫理と研究倫理審査等を深く理解することから始め、質的研究・量的研究における高度な研究方法を学修し、それらのことを踏まえ研究計画の立案方法を学び、自身の研究に関する研究計画を立案・発表する。

専門科目は中心的な科目であるが、学生自身のキャリア選択に応じて履修させることから選択科目としている。配当年次は一年次とし、これは修了要件30単位の内、16単位を専門科目から履修することから、早期の年次配当によって無理のない履修が可能となる。

また、専門科目においては、「スポーツ科学分野」と「関連分野」を設け、「スポーツ科学分野に「バイオメカニクス特論」、「運動生理学特論」、「スポーツ医学特論」、「スポーツリハビリテーション特論」、「スポーツ栄養学特論」、「スポーツ心理学特論」、「スポーツ社会学特論」、「コーチング学特論」、「トレーニング学特論」を配置し、競技スポーツの現場に即した研究を遂行する知識と実践力を修得する。さらに「関連分野」に「スポーツ統計学特論」「スポーツマネジメント特論」「スポーツ英語演習Ⅰ」「スポーツ英語演習Ⅱ」を配置し、高度専門職業人や研究能力を有する者として身につけておくべき、データ分析・マネジメントに関する高度な専門性や英語による学術研究リテラシー、プレゼンテーション等を学修し、自身の研究成果を通じてグローバルに社会貢献できる力を修得する。

研究指導では、上記の科目を踏まえ「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を配置し、指導教員のもと、自身の研究に関するテーマ、研究計画を熟考し、研究を遂行、修士論文を作成する。研究指導は学位の取得に大きく関連する修士論文の完成を見据えたものであることから必修科目とし、1年次からの2年間、通年で指導教員からのきめ細やかな指導等を受けながら研究を遂行する。

本研究科の履修順序（配当年次）の考え方の図を資料2に示す。

【資料2】修士課程学びの流れ



図 1. 修士課程 学びの流れ

⑤科目の設定単位数の考え方

本研究科では、スポーツ科学における基礎知識に関する科目、スポーツ科学の各分野における専門的知識に関する科目については、1回の授業当たりの学生に対する予習・復習時間を240分と設定し、半期15回の講義で90時間の学修時間の確保を見据えて2単位とする。これらは、学生が研究を遂行する上で基盤となる知識及び研究技法を身につけるための科目であり、基礎知識の解説を行う講義や文献調査等、講義形式を中心に展開される。

スポーツ科学における基礎的な研究方法に関する科目については、上記同様の考え方で単位数を設定するが、学生が研究を遂行する上で基盤となる知識及び研究技法のみならず研究能力についても身につける科目のため、基礎知識の解説を行う講義や文献調査等の講義形式に加え、各種演習、プレゼンテーション等の演習形式も取り入れた複数の授業形態によって展開される。

スポーツ科学の研究を遂行する上で必要な統計学について学修する科目については、上記同様の考え方で単位数を設定するが、学生が研究を遂行する上で基盤となる科学

的データの解釈も身につける科目のため、統計学理論の専門的解説を行う講義形式に加え、データ分析等の演習形式も取り入れた複数の授業形態によって展開される。

スポーツ科学の研究を遂行する上で必要な英語について学修する科目については、1回の授業当たりの学生に対する予習・復習時間を60分と設定し、15回で45時間の学修時間の確保を見据えて1単位とする。これらは、グローバル社会への対応や自身の研究成果を国内外に発信するための語学力および知識を身につけるための科目であり、英語による学術研究リテラシー、プレゼンテーション等を含む演習科目とする。

修士論文の作成に向けた執筆指導を行う科目については、予習、復習、研究時間を含め30回で180時間の学修時間の確保を見据えて4単位とする。これらは、1年次と2年次の通年開講で、研究指導教員により実施する必修科目であり、具体的な研究計画の立案から、実験・調査の実施、プレゼンテーション等、修士論文作成に至るまでのすべての過程を学修し、その成果を評価して単位を授与する科目とする。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、養成する人材像との関係性

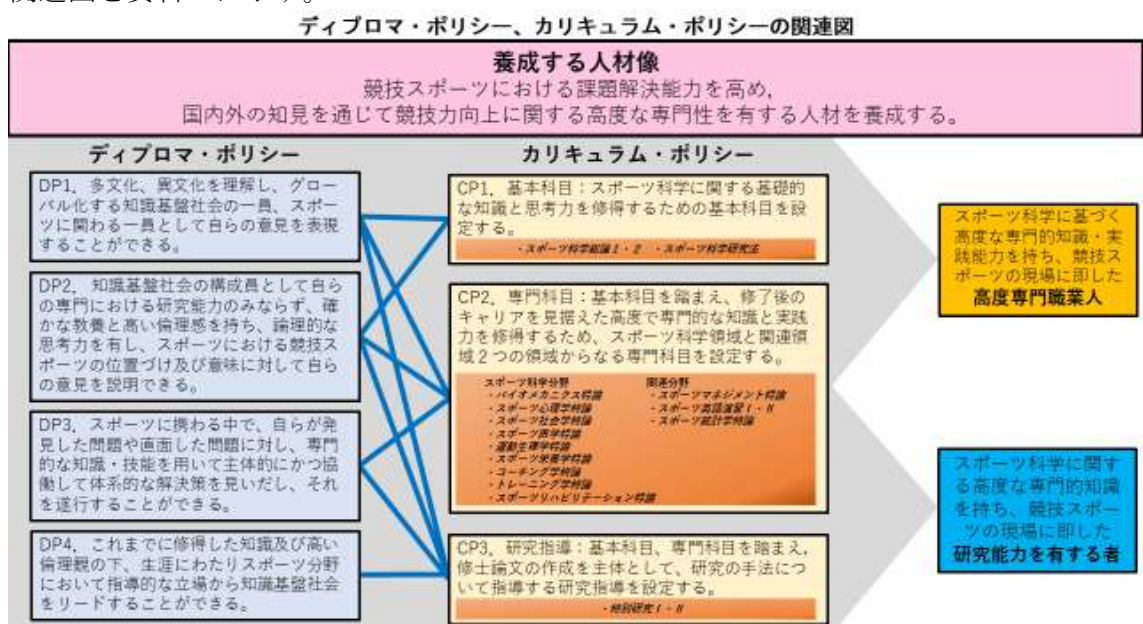
本研究科では、スポーツに関連する学問分野における最先端のスポーツ科学の研究成果を活かしながら、競技スポーツを体系的に捉え、その価値を発信でき、グローバルな社会貢献や高い専門性と実践力を有する人材を養成するために、カリキュラム・ポリシー（以下CP）を3つ、ディプロマ・ポリシー（以下DP）を4つに設定した。

CP1では、スポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための基本科目（「スポーツ科学総論1」「スポーツ科学総論2」「スポーツ科学研究法」）を設定する（DP1, 2, ）。

CP2では、基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するため、スポーツ科学分野（「バイオメカニクス特論」「運動生理学特論」「スポーツ医学特論」「スポーツリハビリテーション特論」「スポーツ栄養学特論」「スポーツ心理学特論」「スポーツ社会学特論」「コーチング学特論」「トレーニング学特論」と関連分野（「スポーツ統計学特論」「スポーツマネジメント特論」「スポーツ英語演習Ⅰ」「スポーツ英語演習Ⅱ」）2つの分野からなる専門科目を設定する（DP1, 2, 3）。

CP3では、基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として、研究の手法について指導する研究指導（「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」）を設定する（DP1, 2, 3, 4）。

本研究科のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、養成する人材像との関連図を資料3に示す。



【資料3】 図. ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連図

(3) 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導

本研究科では、文部科学省中央教育審議会の答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」を踏まえて、教育研究上の目的である「本研究科では、スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を实践できる能力を持った人材を養成する」について、修士課程としての教育・研究指導を実効性のあるものにするために、指導教員のみでの教育・研究指導に依存することなく、下記のような組織的な教育活動を展開する。

① 専門的知識と幅広い視野を身に付けるための体系的な教育プログラム

本研究科の教育プログラムは、幅広い視野を身に付けるため、入学早期から1年を通して体系的に実施される。1年次前期には、競技スポーツの現場に即したさまざまな専門分野の教員がオムニバス形式で担当する必修科目「スポーツ科学総論1」、「スポーツ科学総論2」において、専門的見地からスポーツ科学における研究遂行上の基礎知識を総合的に学修させるための授業を展開し、さらに「スポーツ科学研究法」では、スポーツ科学の研究・倫理に対する知識を修得するよう科目構成しており、幅広い内容を学ぶことが可能となっている。

また、自身のキャリア選択に応じてスポーツ科学分野の「高度専門職養成コース（履修モデル科目：スポーツ栄養学特論，スポーツリハビリテーション特論，スポーツ医学特論，スポーツマネジメント特論）」あるいは「スポーツ科学研究能力養成コース（履修モデル科目：「バイオメカニクス特論，運動生理学特論，スポーツ心理学特論，スポーツ社会学特論）」を選択することで、スポーツ科学の高度な専門性を高めていくことも可能となる。さらに、2つの養成コース共通で専門科目の関連分野科目を選択することができ、「スポーツ統計学特論」，「スポーツ英語演習Ⅰ」，「スポーツ英語演習Ⅱ」の科目群において、スポーツ科学に基づく専門的知識・実践能力や高度な研究能力養成に対応したデータ分析力やグローバルに対応できる語学力やプレゼンテーション能力等の獲得も可能となる。その上で、最終的に必修科目の研究指導科目「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を継続的に学修させることによって、2年間での修士論文完成に至る体系的なプログラムとしている。

② 自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム

必修科目として1年次前期設置の「スポーツ科学研究法」において、自立的な研究者としての在り方や研究倫理について理解させ、質的研究・量的研究における研究方法を学修させる。さらに授業内で、自身の研究における研究計画を立案しプレゼンテーションを行うことによってより自立的な意識を高めさせる内容としている。

また、専門科目のスポーツ科学分野では、競技スポーツの現場に即した研究を遂行している教員が担当する「バイオメカニクス特論」，「運動生理学特論」，「スポーツ医学特論」，「スポーツリハビリテーション特論」，「スポーツ栄養学特論」，「スポーツ心理学特論」，「スポーツ社会学特論」等の科目を設置し、エビデンスに基づいた高度で実践的な研究方法を学修するための授業を展開し、それぞれの科目に応じた知識及び研究方法等を修得させるための教育プログラムとしている。

③ 最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて、その前提となる研究計画の作成や研究の途中経過のまとめなど、研究過程の中間的な段階を設定し、それぞれ設定された水準を満たすことを求める仕組み

指導教員のもと、1年次後期において研究計画の提出、及びその時点での研究成果についてのプレゼンテーションを実施し、最終的な研究計画の決定と倫理審査の提出を行う。また、2年次前期には、中間発表会を実施する。これらの研究過程を通して自身の研究を遂行し、最終的な修士論文の作成、最終発表会の実施、修士論文審査・

口頭試問、及び修士論文最終提出に至る。

また、学士課程においてスポーツ科学関連分野以外の学修経歴を有する学生においては、指導教員のみならず、修士課程全担当教員のオフィスアワー等を通じて、スポーツ科学に関する知識や研究遂行上必要な知識の学習方法等の支援を行う。

さらに、学生の専攻に合致した学会への所属、学会大会での発表や論文投稿などの各種学会活動への参加支援を行う。

以上の体系的な教育課程および研究指導及び支援を通じて、大学院修了後に高度職業専門人、そして研究能力を有する者として活躍するためのスポーツ科学分野に関する学習の基礎を培うとともに、幅広い視野や基本的な思考力を涵養する仕組みとしている。

(4) 教育課程の編成及び特色

本研究科では、スポーツ科学を構成する自然科学・医科学・社会科学・コーチング学のうち、連関する「自然科学・医科学」および「社会科学・コーチング学」の2領域を中心とし、授業科目は、基本科目、専門科目、研究指導の3区分とし、体系的な教育課程を編成する。

基本科目では、スポーツ科学の基礎的素養の涵養にむけた科目「スポーツ科学総論1」「スポーツ科学総論2」「スポーツ科学研究法」(基本科目(必修))を設定し、競技スポーツに関する最新の知見や、研究を遂行するにあたり必要な研究倫理、計画・実践方法を学ぶことを目的とした科目を配置する。

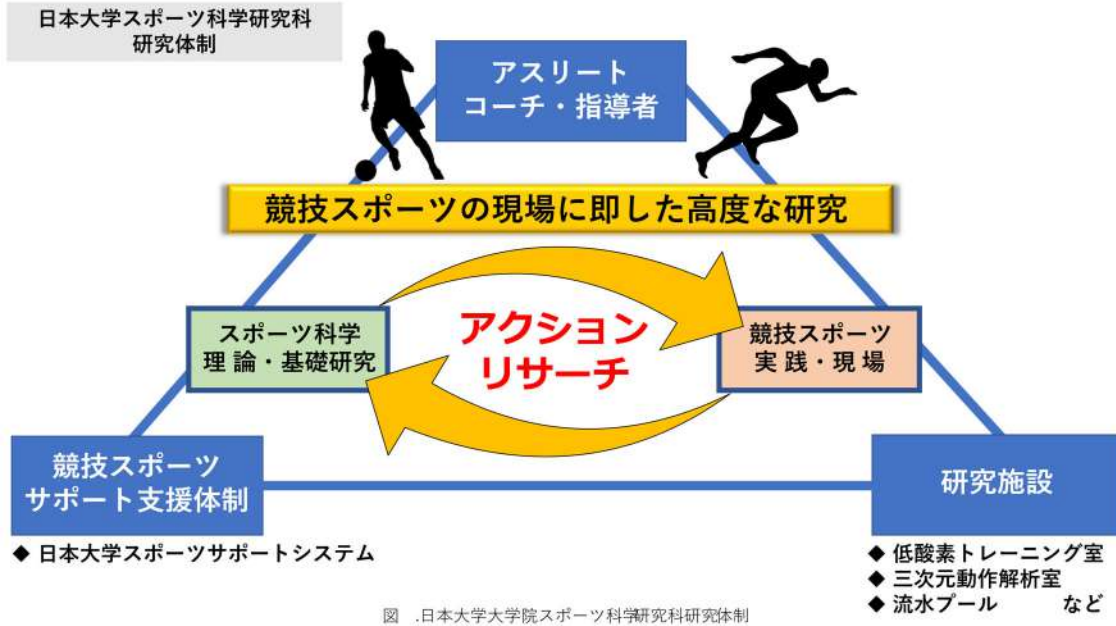
専門科目では、スポーツ科学の構成分野のうち、連関する2領域(自然科学・医科学領域及び社会科学・コーチング学領域)を中心に、自らの専門分野において研究を遂行する際の基盤となる専門科目「スポーツ科学分野」とデータ分析・マネジメントに関する高度な専門性や自身の研究成果をグローバルに学修、発信する際の基盤となる専門科目「関連分野」を配置する。

研究指導では、修士論文の作成に向けた研究指導を行う科目であり、1年次「特別研究Ⅰ」2年次「特別研究Ⅱ」を設定し、研究指導教員から高度できめ細やかな指導を受けることで、自らの専門分野の修士論文を完成できるよう配置する。

これらの科目区分から構成される教育課程を特色づけているのは、競技スポーツの現場に即したスポーツ科学の高度な知識を身につけられる点にある。競技スポーツの現場に即した研究の遂行には、競技者や指導者と研究者が協力して、スポーツ科学に関する知見を基に、現場の課題に対して新たな理論や方法について具体的に開発する必要がある。

基礎となる学部では、夏季冬季オリンピックや世界選手権等の国際大会における日本代表選手を多数輩出しており、国際大会等で選手を指導している指導者もいる環境にあり、競技者・指導者を科学的にサポートするシステム(日本大学スポーツサポートシステム)が確立されている。本研究科にはそれらサポートシステムのスタッフとして担当し、競技スポーツの現場に即した研究を遂行している教員が多数在籍し、スポーツ科学に関する研究を実践できる環境が整っている。さらに、本研究科が設置されるキャンパスでは、低酸素室、大型トレッドミル、流水プール、三次元動作分析室、呼気ガス分析装置等が設置されている。このようなことから、本研究科では研究施設面でも非常に充実した環境と研究体制が整備されており、エビデンスに基づく競技スポーツの現場に即した高度で実践的な研究方法を学修するための授業を展開できることが特色である。本研究科の研究体制を資料4に示す。

【資料4】 日本大学大学院スポーツ科学研究科研究体制



5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 授業方法及び授業内容、配当年次

授業方法について、本研究科では、「4. 教育課程の編成の考え方及び特色」で記述したとおり、スポーツ科学分野のうち連関する2領域（自然科学・医科学領域、社会科学・コーチング学領域）において、高度な専門知識および実践力を身につけた専門的職業人及び研究能力を有する者を育成するため、講義、演習、実験・実習の3方法を採用する。

また、配当年次は1年次に「基本科目」並びに「専門科目」の全科目及び、研究指導の「特別研究Ⅰ」を設定し、2年次から開講する科目は「特別研究Ⅱ」のみとする。1年次で立案した研究計画を踏まえ、2年次は自身の研究を遂行し、修士論文を執筆する。

科目区分に応じた授業方法は以下のとおりとする。

1) 基本科目

a) 「スポーツ科学総論1」, 「スポーツ科学総論2」

競技スポーツの現場に即したさまざまな専門分野の教員がオムニバス形式で担当する必修科目であり、幅広く最新の国内外の知見を理解することを目的とするため、講義形式にて授業を展開する。

b) 「スポーツ科学研究法」

スポーツ科学分野における基礎知識を学ぶとともに、研究倫理、研究計画の遂行方法の過程、データの収集やその処理・解析方法の理解及び実践を目的とするため、講義形式を中心とし演習形式も交えて授業を展開する。

2) 専門科目

a) スポーツ科学分野(全科目)

本研究科の中心科目群であり、それぞれの科目における高度な専門的知識を高めていくことを目的とするため、講義形式にて授業を展開する。

b) 関連分野（「スポーツマネジメント特論」）

スポーツ科学におけるマネジメントに関する高度な専門性を修得することを目的とすることから、講義形式にて授業を展開する。

c) 関連分野（「スポーツ統計学特論」）

スポーツ科学における統計学をより専門的に学ぶとともに、データ分析・解釈等の修得及び実践を目的とするため、講義形式を中心とし演習形式も交えて授業を展開する。

d) 関連分野（「スポーツ英語演習Ⅰ」「スポーツ英語演習Ⅱ」）

自身の研究成果をグローバルに学修、発信する能力を修得することを目的とすることから演習形式にて授業を展開する。

3) 研究指導

a) 「特別研究Ⅰ」

自らのスポーツ科学研究を遂行するために、修士1年次から指導教員との討論、より専門的な学術論文作成の技法や理論・視点を習得、必要に応じて予備実験・予備調査の実施を行い、先行研究の整理や仮説の設定等を行い、修士論文に向けた研究計画を精緻にまとめていくことを目的とするため、講義形式、演習形式、実験実習形式を組み合わせる授業形態にて授業を展開する。

b) 「特別研究Ⅱ」

特別研究Ⅰで立案した研究計画を踏まえ、修士2年次から担当教員の指導のもと、予備実験・予備調査、指導教員との討論、より専門的にデータ収集・分析等の課題への取り組み、研究結果の中間報告等を経て、最終的に自らの専門分野における研究テーマを設定し修士論文を完成させることを目的とするため、講義形式、演習形式、実験実習形式を組み合わせる授業形態にて授業を展開する。

なお、本研究科の入学定員は8名であり、どの授業科目においてもきめ細やかな少

人数教育の実現が可能となる。

また、本研究科の教育課程における授業履修を原則とするものの、他大学院における授業の履修を希望する学生がいた場合は、シラバス等の内容を確認の上、15単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすこととする。

(2) 入学から修了までの質の担保、修了までのスケジュール、履修モデル及び修了要件

本研究科における教育研究上の目的を掲げ、目指す人材を養成するために、「基本科目」、「専門科目（スポーツ科学分野）」、「専門科目（関連分野）」、「研究指導」を設定し、きめ細やかな学修の質を担保するよう配慮する。

「基本科目」では、基礎的素養の涵養に向け「スポーツ科学総論1」「スポーツ科学総論2」「スポーツ科学研究法」を必修科目として設定し、競技スポーツに関する最新の知見を学修し、研究遂行上必要な研究倫理、計画・実践方法を1年次から学修することで、スポーツ科学に関連する多様な学問分野を理解し、競技スポーツの体系的な捉え方を身につける。

「専門科目」におけるスポーツ科学分野では、連関する2領域を中心として、自らの専門分野において研究遂行する際の基盤科目として選択するとともに、具体的に目指す人材像に合わせた科目選択を行い、競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を身につける。関連分野では、スポーツ科学におけるデータ分析・マネジメントに関する高度な専門性や、自身の研究成果を通じてグローバルに社会貢献するために学修、発信する能力を身につける。

「研究指導」では、1年次早期からの基礎科目や複数の専門科目の履修を通してスポーツ科学を体系的に学修することで、自身の研究課題への対応力やそれらの知識を活用・応用する能力が磨かれる。

これらを通して、競技スポーツの現場に即したスポーツ科学研究を遂行するための高度な知識とグローバルに実践できる能力の涵養を図る。

修了までのスケジュールとしては、1年次配当科目である「特別研究Ⅰ」において、研究テーマ、研究計画を指導教員と相談しながら、必要に応じて予備調査・実験等を行い、2年間に於いて修士論文を完成させることができるよう、きめ細やかに研究指導を進めていく。また、1年次は基本科目において、スポーツ科学分野における基礎知識を学ぶとともに、研究計画の遂行方法、データの収集やその処理・統計解析方法を修得し、専門科目のスポーツ科学分野において、専門知識を学び、研究遂行に必要な専門知識について修得する。2年次は1年次を経て、修士論文完成に向け、自身の研究をすすめる。2年次では、自身の研究に時間を費やせるようにするため、2年次における必修科目は「特別研究Ⅱ」のみとし、それ以外の科目は1年次より履修可能とした。

また、1年次10月には「研究構想発表会」、2月に「研究計画発表会」、2年次9月に「修士論文中間発表会」を開催し、多くの目に自らの研究成果を定期的に触れさせ、指導教授以外の研究者によるアドバイスを積極的に受ける機会を設置する。修士論文の提出プロセスにおいては、特別研究Ⅰ・Ⅱを通してスケジュール管理にも留意することとし、2年次1月には公開制の「最終発表会」を実施し、その後、指導教員以外から選出された修士論文審査員（主査（1名）と副査（2名））による「口頭試問」を開催し修士論文の質、及び透明性と公平性を保証する。

修了要件は、本研究科に2年以上在学し、基本科目（必修科目）6単位、専門科目16単位以上、研究指導（必修科目）8単位の計30単位以上を修得し、修士論文に合格することとする。

修了までのスケジュールは資料5を参照。

【資料5】修了までのスケジュール

修了までのスケジュール表

		大学院生		研究指導教員	大学院分科委員会・審査員等				
1年次 前期	4月	基本科目「スポーツ科学総論1・2」「スポーツ科学研究法」、及び専門科目の履修 「特別研究Ⅰ」の履修	新入生ガイダンス	研究計画案の立案に関する指導を行う。	ガイダンスの実施、指導教員の決定				
	5月		基礎科目、専門科目の履修を通じて、研究計画案を立案する						
	6月								
	7月								
	8月								
9月	専門科目の履修		下旬：研究構想発表会の実施	構想発表会に向けた指導を行う					
10月			自身の研究を遂行するにあたり必要な研究手法を学び、予備調査、予備実験等を行う	予備実験実施に向けた指導を行う。倫理審査提出に向けた指導を行う。					
11月			中旬：研究計画発表会の実施						
12月			研究テーマ最終決定、倫理審査提出						
1年次 後期	1月	必要に応じて専門科目の履修 「特別研究Ⅱ」の履修	研究計画を実行に移し、計画に基づいて調査・実験等を実施する	実験データの分析方法等を指導し、中間発表の指導も行う。	修士論文審査員の決定				
	2月					下旬：修士論文中間発表会の実施、修士論文審査員の決定			
	3月		修士論文作成	中間発表会の指摘を踏まえ、修士論文の指導を行う。					
	2年次 前期		4月	必要に応じて専門科目の履修		中旬：修士論文および要旨の提出 下旬：最終発表会の実施、口頭試問の実施	修士論文確認・最終発表会の指導を行う。また口頭試問に向けた指導をし、修士論文最終提出に向けた指導を行う。	修士論文審査・最終発表会・口頭試問	
5月			修士論文最終提出						修士論文合否判定
6月									修了判定
2年次 後期	7月								
	8月								
	9月								
2年次 後期	10月								
	11月								
	12月								
2年次 後期	1月								
	2月								
	3月								

履修モデルとして、養成する人材像①「スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持つ高度専門職業人」では、スポーツ科学分野において「スポーツ医学特論」、「スポーツリハビリテーション特論」、「スポーツ栄養学特論」、スポーツ関連分野において「スポーツマネジメント特論」を履修推奨科目とし、競技スポーツの現場経験が豊富な教員による最新のエビデンスに基づいた知識や技術の学修を通じた思考力を養う（【資料6】：履修モデル①参照）

日本大学大学院スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻履修モデル①

養成する人材像①
**スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持ち、
 競技スポーツの現場に即した高度専門職業人**

配当年次	科目区分	授業科目	単位数		
			必修	選択	
1年次	前期	基本科目	2 2 2		
		専門科目 (スポーツ科学分野) (関連分野)		2 2 2 1	
	後期	専門科目 (スポーツ科学分野) (関連分野)		2 2 2 2 1	
		研究指導	特別研究Ⅰ	4	
2年次	通年	研究指導	特別研究Ⅱ	4	
修得単位数			小計	14	16
			合計	30	

※太字科目を履修推奨科目とする

【大学院修了後に想定される卒業後の進路】
 スポーツ科学高度専門職養成コース修了後の進路

- ・トレーニング指導者
- ・各種スポーツの専門コーチ・指導者
- ・競技スポーツの運営・強化に関わる競技団体の職員
- ・プロアスリート、実業団アスリート
- ・スポーツ関連企業等

図 . 日本大学大学院スポーツ科学研究科 スポーツ科学高度専門職養成コース履修モデル

養成する人材像②「スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち研究能力を有する人材」では、スポーツ科学分野において「バイオメカニクス特論」，「運動生理学特論」，「スポーツ心理学特論」，「スポーツ社会学特論」を履修推奨科目とし、競技スポーツの現場に即した研究技法や最新の実験機器を駆使して、科学的な思考力を養う。（【資料7】：履修モデル②）。

日本大学大学院スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻履修モデル②

養成する人材像②
スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち
競技スポーツの現場に即した研究能力を有する人材

配当年次	科目区分	授業科目	単位数		
			必修	選択	
1年次	基本科目	スポーツ科学総論 1	2		
		スポーツ科学総論 2	2		
	スポーツ科学研究法	2			
	前期 専門科目 (スポーツ科学分野) (関連分野)	バイオメカニクス特論 運動生理学特論 スポーツ統計学特論 スポーツ英語演習 I		2 2 2 1	
後期	専門科目 (スポーツ科学分野) (関連分野)	スポーツ心理学特論 スポーツ社会学特論 コーチング学特論 トレーニング学特論 スポーツ英語演習 II		2 2 2 2 1	
		通年 研究指導	特別研究 I	4	
2年次	通年	研究指導	特別研究 II	4	
修得単位数		小 計	14	16	
		合 計	30		

※太字科目を履修推奨科目とする

【大学院修了後に想定される卒業後の進路】
 スポーツ科学研究能力養成コース修了後の進路

- ・ 国や地方公共団体のスポーツ科学センター研究員
- ・ スポーツ関連企業等の研究職等
- ・ 大学院博士後期課程進学
- ・ 大学等の研究・教育職等

図 ． 日本大学大学院スポーツ科学研究科 スポーツ科学研究能力養成コース履修モデル

(3) 研究指導の方法

研究指導が行われる「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の担当教員は、学生が入学願書と共に提出する研究テーマ、研究計画書の資料に基づき、最終的に研究テーマ・内容を確定し、修士論文を完成させることができるよう指導を行う。具体的には、下記に示すスケジュールおよび内容で研究指導を実施し、修士論文を完成させる。

①<入学前>

- 1) 希望指導教員と事前相談を実施（願書提出前）
 - a) 入学願書とともに研究テーマ、研究計画書を提出する。

②<1年次>

- 1) 指導教員の決定（4月）
 - a) 授業開始前に新入生ガイダンスを開催し、本研究科の教育課程の構成、各授業科目の概要および履修の流れ、修士論文作成の概要等の説明を行う。
 - b) 希望指導教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。
- 2) 研究テーマの設定、及び研究計画の立案（4月から9月）
 - a) 入学願書とともに提出される研究テーマ、研究計画書をもとに、1年次に履修した科目および特別研究Ⅰでの学びも踏まえ、大学院生と指導教員が協議し、決定する。
- 3) 研究構想発表会の実施（10月）
 - a) 研究計画書の提出（1回目）および研究構想のプレゼンテーションをもとに、指導教員等は、必要に応じて研究計画への助言や改善点の指摘等を行う。
- 4) 研究計画に応じた研究手法の検討（10月から1月）
 - a) 自身の研究を遂行するにあたり、大学院生と指導教員が協議し、必要に応じて予備調査、予備実験等を行う。
- 5) 研究計画発表会（2月）
 - a) 研究計画書の提出（2回目）および研究計画のプレゼンテーションをもとに、指導教員等による評価を行い、改善点等の指摘を行う。
 - b) 改善点を踏まえた研究計画について、指導教員からの承認が得られる内容であれば、その実行を許可する。
- 6) 倫理審査委員会に倫理審査申請書の提出（3月）

③<2年次>

- 1) 研究計画の実行（4月から11月）
 - a) 承認された研究計画に基づき研究を実行する。
- 2) 修士論文中間発表会の実施（9月）
 - a) これまで実施してきたデータ収集や分析等の研究結果についての中間発表を行う。参加者からの質問や指摘をもとに、研究の問題点などを確認するとともにその改善策を考え、引き続き修士論文完成までの作業を行う。
- 3) 修士論文審査員の決定（9月）
 - a) 修士論文審査員は、主査1人、副査2人で構成する。
 - b) 主査・副査は指導教員以外とし、副査は2人のうち1人は必ず本研究科指導教員とする。
- 4) 修士論文の提出（1月）
 - a) 修士論文と修士論文要旨を所定の期限までに提出する。
- 5) 修士論文審査・最終発表会・口頭試問の実施（1月）
 - a) 最終発表会は公開で行い透明性と公平性を保証する。
 - b) 修士論文審査員は、提出された修士論文を厳正に審査するため、論文内容に関する口頭試問を行う。また、その結果を大学院分科委員会に報告する。
- 7) 修士論文最終提出、修士論文の合否判定（2月）

- a) 修士論文審査の際に指摘された事項を修正し、修士論文最終提出を行う。
- b) 大学院分科委員会において、修士論文の審査及び口頭試問の判定結果、最終提出修士論文の内容により修士論文の合格判定を行う。

8) 修了判定

基本科目（必修科目）6単位、専門科目16単位以上、研究指導（必修科目）8単位の計30単位以上の修得及び修士論文の合格をもって大学院分科委員会において修了判定を行う。

（4）学位論文の作成に関わる科目における単位数の妥当性

修士論文の作成に関わる科目として、「特別研究Ⅰ」を1年次に、「特別研究Ⅱ」を2年次に設置し、Ⅰ、Ⅱそれぞれ30回で予習、復習、研究時間を含めて180時間の学修時間の確保を見据えて4単位とする。この科目は、1年次と2年次の通年開講で、研究指導教員により実施する必修科目であり、学生自身の選考における具体的な研究の進め方を学修する。1年次から通年で設定することにより、研究テーマの設定、研究計画立案、実験・調査、プレゼンテーション等、修士論文作成に至るまでのすべての過程を学修し、その成果を評価して単位を授与する科目とする。

（5）研究倫理審査体制の内容及びその規定

研究に係る倫理審査体制は、日本大学全体において整備されており、本研究科もこの体制に則り、倫理審査体制を整備し実行する。

現状の大学全体における研究倫理に関する学内規程・内規等の整備状況は以下のとおりである。

①研究活動・研究費に関する倫理について

研究活動の倫理については、「日本大学研究倫理ガイドライン【資料8】」、「日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規【資料9】」及び「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項【資料10】」により行動規範を定めている。さらに、「日本大学研究不正行為防止宣言【資料11】」を定め、これを学内外に広く周知することで、本学が研究不正に対し厳正な姿勢を持って臨むことを明確にし、研究不正行為の抑止力向上を図っている。

研究費使用に関する倫理については、「日本大学における研究費等運営・管理内規【資料12】」、「日本大学における研究費等運営・管理要項【資料13】」及び「日本大学における研究費等の取扱いに関する内規【資料14】」等を定め、ルールの一貫化や責任体系の明確化を図っている。また、これらの規程等に則った研究費執行マニュアルとして「研究費の取扱い手引き」を作成することにより、研究者に分かりやすく周知し、適正な執行に努めている。さらに、「日本大学における研究費不正使用防止計画【資料15】」により、不正発生要因を把握し、その具体的な行動計画を策定している。加えて、研究費不正使用防止を啓発するため、不正使用の事例や留意事項を説明した「研究費不正防止ハンドブック【資料16】」を作成し、全ての専任教員及び大学院生等に配布している。

また、実際に研究不正行為（論文等のねつ造、改ざん、盗用及び研究費不正使用）が起きた際の対応を「日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規【資料17】」で定めている。

各学部・研究科では、これらの大学内規等に基づき研究活動に係る研究倫理教育及び研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育を実施し、本学で研究活動を行っている全ての研究者に対して意識啓発を図っている。

研究倫理教育の実施に当たっては、文部科学省が推奨する「APRIN eラーニングプログラム（CITI Japan）」を導入し、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を習得させている。コンプライアンス教育の実施に当たっては、「研究費不正使用防止ハンドブック」を教材としたビデオ講習を実施し、受講後に理解度を確認している。

なお、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講者からは、不正に関与しない旨の誓約書を徴収している。

②生命倫理について

生命倫理に関する全学的な規程等として、「日本大学遺伝子組換え実験実施規程【資料18】」、「日本大学動物実験運営内規【資料19】」及び「日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針【資料20】」を定めている。

これらの規程等に基づき、本部及び学部にも各種委員会を設置し、生命倫理に関する実験についての適切な審査を実施している。

③利益相反マネジメントについて

産学官連携活動に伴う「利益相反マネジメントポリシー」を策定し、Web サイトにおいて広く公表している。これによって、本学の社会的信頼を維持し、本学の教職員が利益相反を懸念することなく、産学官連携活動を円滑に行うことができる環境を整備している。

また、平成21年度に「日本大学利益相反マネジメント内規【資料21】」を制定し、産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント体制の構築、運用を行っている。

【研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性】

①研究活動・研究費の使用に関する倫理について

研究活動又は研究費の不正が発覚した際、その対象事実の調査等を行うため、大学に研究委員会コンプライアンス専門部会を設置している。

また、学部にも設置しているコンプライアンス専門部会は、不正防止計画の実施等を行っており、当該学部における研究費不正使用防止に係るコンプライアンス運営の役割を担っている。

②生命倫理について

遺伝子組換え実験の適切性を審査する委員会として、遺伝子組換え実験安全委員会を本部及び学部にも設置している。学部安全委員会は、遺伝子組換え実験の適切性について意見し、本部安全委員会は、学部安全委員会を経て申請された実験計画を審査している。

本部遺伝子組換え実験安全委員会は、毎月第4金曜日に実施している。学部からの申請により機関承認や大臣確認が必要な案件を審査し、審査の結果、計画書に不備等があった場合は修正を求めるなど、適正な審査が実施されている。また毎年、文部科学省で開催されている遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律「カルタヘナ法」に関する説明会に参加し、法令等の適正な運用を図っている。

動物実験の適切性を審査する委員会として、動物実験委員会を本部及び学部にも設置している。学部委員会は、動物実験の適切性について審査し、本部委員会は、学部委員会の審査結果を検証し、必要な指導又は助言を行っている。

本部動物実験委員会は、毎月第3水曜日に開催しており、学部動物実験委員会の審議結果に対する指導又は助言に加え、動物実験に関する自己点検評価や情報公開など、全学的に検討する事項を審議・報告するなど、適切に運営されている。なお、承認された実験計画や本部動物実験委員会の指導又は助言等をアーカイブ化し、各学部で閲覧できるようにすることにより、全学的に審査基準を標準化している。さらに、毎年、各学部の施設見学を実施しており、実験動物の飼養保管状況等を確認し、適切な環境が整備されているかを検証している。また、動物実験の実施体制が文部科学省の基本指針に適合しているかどうかの外部検証を年次計画に基づき各学部で実施しており、動物実験の適正性を確保している。

人を対象とする生命科学および医学系研究の適切性を審査する委員会として、倫理審査委員会を学部にも設置している。学部倫理審査委員会は、スポーツ科学部研究倫理委員会として倫理審査申請フローチャート(図)【資料22】に則り、委員会開催による審議結果を申請者に通知がなされることとなる。一方、全学的な委員会としては日本大学研究委員会がその役割を担っている。日本大学研究委員会は、実施中又は実施後の研究に国の定める指針等に適合していない内容で、重大な事象が発生した場合や予測できない重篤な有害事象が発生した場合において、学長の諮問を受け、答申及び

上申並びに助言を行っている。

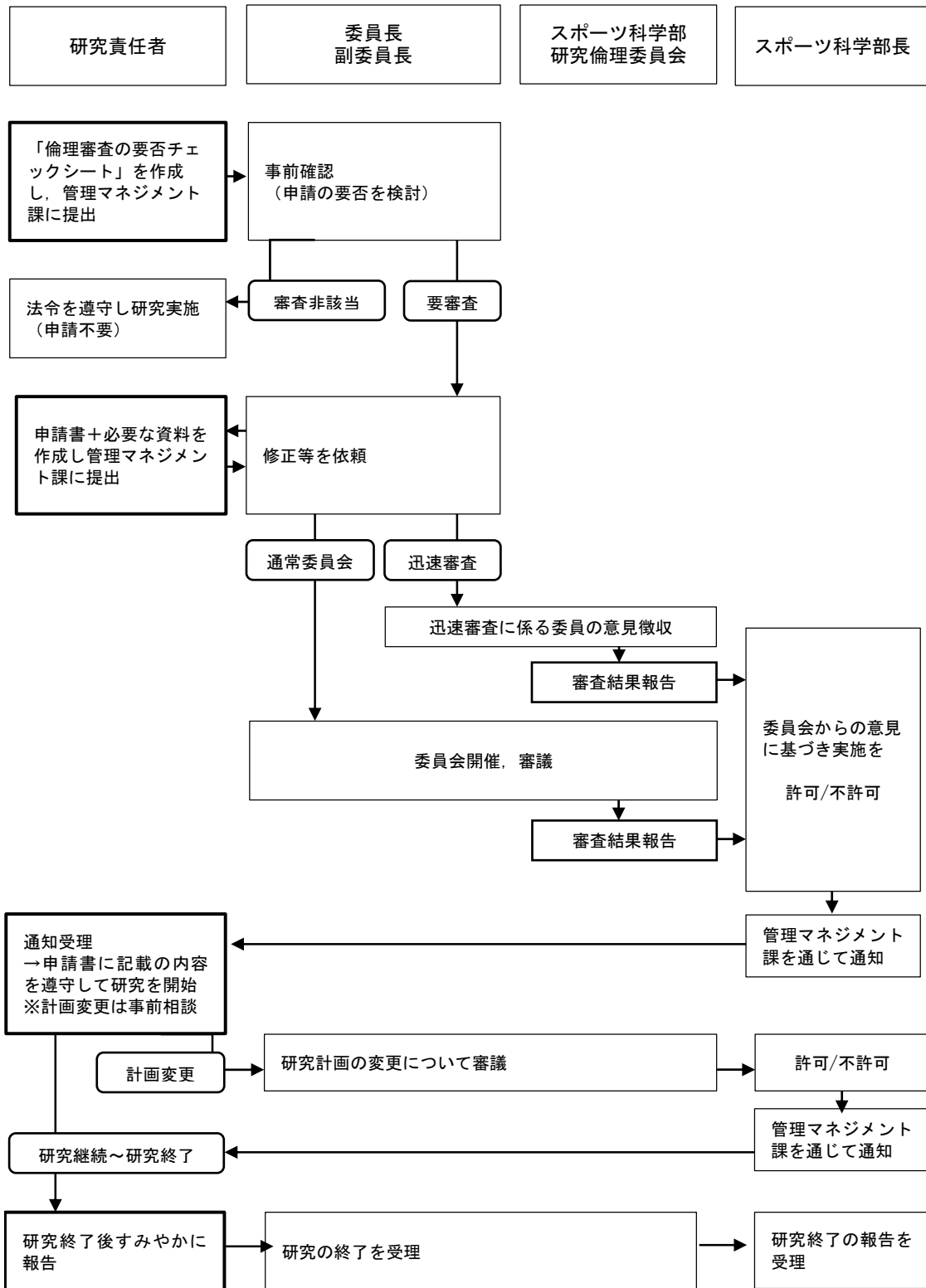
日本大学研究委員会は、毎月第3月曜日に開催しており、各学部で承認された計画の実施件数等を定期的に報告することにより実施状況を把握している。

③利益相反マネジメントについて

日本大学利益相反マネジメント内規においては、具体的に利益相反マネジメントの対象となる産学官連携活動及び基準を示し自己申告を義務付けると共に、その申告内容を審査、内容によっては助言、勧告等を行う組織として、「日本大学利益相反委員会」を設置し、同委員会に「利益相反マネジメント委員会」を置き、具体的な審査等を行っている。また、利益相反アドバイザーを置き、利益相反に係る教職員からの質問や相談に応じ、必要な助言、指導等を行うことによって、産学官連携活動に伴う大学の社会的信頼の確保に努めている。

このような大学全体の規定に加え、既に基礎となる学部であるスポーツ科学部に規定されている「日本大学スポーツ科学部倫理審査委員会内規【資料 23】」に本研究科の設置に伴う必要な改正を加え、これらの実験を通じた教育・研究が倫理的な配慮のもとに行われるように定める。

倫理審査申請フローチャート



【資料 22】 倫理審査申請フローチャート (図)

6. 基礎となる学部との関係

基礎となる学部は日本大学スポーツ科学部競技スポーツ学科である。スポーツ科学部では、「コーチング学を中核領域として捉え、スポーツ科学理論を基礎として学際的かつ総合的に競技スポーツ学を学び、国内及び国際的競技会で活躍できる優秀なアスリートの育成や、競技スポーツ分野で活躍できる能力を身に付けた指導者を育成していく」ことを目的とした。

このような学部を基礎として、本研究科修士課程における学問分野はスポーツ科学部で学んだ幅広い知識や実践力を深化するよう展開するためスポーツ科学専攻の1専攻とする。本研究科のスポーツ科学分野は高度で専門的な知識・実践力等を開発する学問分野と捉え、「本研究科では、スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的实践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成する」ことを教育研究上の目的とする。

競技スポーツの現場に即した高度専門職業人や研究能力を有する者を養成、支援・指導するための教育課程として、基本科目は研究方法論・総論科目を配置し、専門科目は「自然科学・医科学領域」、「社会科学・コーチング学領域」を中心としたスポーツ科学分野と関連分野を配置し、研究指導は修士論文の作成に向け、研究指導教員から高度できめ細やかな指導を受けることで、自らの専門分野の修士論文を作成できるよう配置した。このような教育課程によりスポーツ科学分野の学びを総合的により深化させていく。基礎となる学部と本研究科との関係図を資料24に示す。

【資料 24】基礎となる学部との関係図
 スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻



図 基礎となる学部との関係図

7. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本研究科では、スポーツ科学に関連する多様な学問分野における最先端の研究成果を活かしながら、競技スポーツを体系的に捉え、その価値を自ら発信し、グローバルに社会貢献する能力および競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を備えた高度専門職業人、あるいは研究能力を有する者の養成を目指している。修了後の進路としては、トレーニング指導者、各種スポーツの専門コーチ・指導者、プロアスリート・実業団アスリート、競技スポーツの運営・強化に関わる競技団体の職員、スポーツ関連企業、大学院博士後期課程進学、国や地方公共団体等のスポーツ科学センター研究員、スポーツ関連企業等の研究職などを想定している。

入学者選抜においては、下記のアドミッション・ポリシーに示す能力を兼ね備えた人材を受け入れる。

AP1 意欲・経験・適性

- 1 スポーツ科学に強い関心を持ち、競技スポーツの現場に即した高度な専門知識および技能を学ぶ意欲がある。（意欲・適性）
- 2 競技スポーツの経験を通して培った競技力向上に関わる知識および技能を発展させるべく、高度な専門知識および技能を学ぶ意欲がある。（意欲・経験・適性）

AP2 知識・技能

- 1 スポーツ科学における道徳観や倫理観の理解につながる基礎的教養を身につけている。（知識）
- 2 競技スポーツを基盤としたスポーツ科学に関する基礎的な知識と技能を有している。（知識・技能）
- 3 スポーツ科学に関わる専門分野の研究計画を立案することができる。（技能）

AP3 思考力・判断力・表現力

- 1 競技スポーツにおける諸問題について課題を発見し、科学的思考を用いて明確に表現することができる。（思考力・表現力）
- 2 自ら設定した課題についてスポーツの科学的知見を動員し、的確に分析することができる。（思考力・判断力）

AP4 主体性・計画性・協働性

- 1 スポーツ科学の発展に貢献すべく、自らの成果を社会に還元しようとする姿勢を有している。（主体性）
- 2 社会におけるスポーツの価値を主体的に追求しようとする態度を有している。（主体性）
- 3 多様な人々と協働し、計画的に研究を遂行する姿勢を有している。（計画性・協働性）

(2) 入学資格

本研究科への入学資格は、日本大学学則第 116 条に則り、次のいずれかに該当するもので、選抜試験に合格したものとする。

- ・ 大学を卒業した者及び令和 5 年 3 月卒業見込みの者。
- ・ 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者及び令和 5 年 3 月までに授与される見込みの者。
- ・ 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 5 年 3 月までに修了見込みの者。

- ・外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年間の課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者。
- ・我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年間の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者。
- ・外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者。
- ・専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び令和5年3月修了見込みの者。
- ・文部科学大臣の指定した者。
- ・学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。
- ・本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもので22歳に達した者及び令和5年3月31日までに22歳に達する者。

（3）入学者選抜方法および選抜体制

入学者選抜については、「一般選抜」および「学内選考」を行う（入学前年の11月に学内選考、翌年2月に一般選抜を実施の予定）。

ア 一般選抜

一般選抜では、書類審査、筆記試験（外国語（英語）、専門試験（スポーツ科学に関する基礎問題））、研究計画審査（自身の研究計画に関するプレゼンテーション）、口述試験（研究計画審査に対する口述試験）及び面接（志望する専攻分野についての面接）を行い、その結果を総合的に評価する。

書類審査では、受験生が出願時に提出した成績証明書、志望理由書、研究計画書に基づき、学士課程における学修状況や本研究科の志望理由、そして修士課程における研究計画について評価する。筆記試験における外国語（英語）試験では、本研究科独自に作成した試験を実施し、修士課程において必要となる基礎的な英語能力について評価する。専門試験（スポーツ科学に関する基礎問題）では、修士課程においてスポーツを科学的に探究するために必要な基礎知識の理解度について評価する。研究計画審査、口述試験及び面接では、入学試験担当教員（修士課程担当教員のうち複数教員）により、入学後の研究計画をプレゼンテーション形式で行い、研究計画審査に対する口述試験を実施する。さらに面接では、志望する専攻分野についての志望理由のほか、これまでの活動と本研究科入学後または将来の計画について評価する。これらについては、アドミッション・ポリシーに掲げる能力の観点から評価する。

選考方法と AP との対応

一般選抜では、AP2「知識・技能」およびAP3「思考力・判断力・表現力」、を重視しつつ、AP1「意欲・経験・適性」、AP4「主体性・計画性・協働性」と合わせて総合的に評価する。

- ・書類審査（成績証明書、志望理由書、研究計画書）では、AP1-1、AP2-1・2・3、AP3-1・2について評価する。
- ・筆記試験（外国語、専門試験）では、AP2-1・2、AP3-1について評価する。
- ・研究計画審査では、AP1-1、AP2-1・2・3、AP3-1・2、AP4-1・2について評価する。
- ・口述試験では、AP2-1・2、AP3-2について評価する。

- ・面接では、AP1-1・2, AP4-1・2・3 について評価する。

イ 学内選考

学内選考では、書類審査、筆記試験（専門試験（スポーツ科学に関する基礎問題））、研究計画審査（自身の研究計画に関するプレゼンテーション）、口述試験（研究計画審査に対する口述試験）及び面接（志望する専攻分野についての面接）を行い、その結果を総合的に評価する。

書類審査では、受験生が出願時に提出した成績証明書、志望理由書、研究計画書、活動報告書（スポーツ活動・社会的活動など）に基づき、学士課程における学修状況や本研究科の志望理由、自身がこれまで経験してきた活動、そして修士課程における研究計画について評価する。筆記試験における専門試験（スポーツ科学に関する基礎問題）では、これまでの学士課程で修得したスポーツ科学の知識に基づき、修士課程においてさらに競技スポーツを体系的に捉え、研究を遂行するために必要な基礎知識の理解度について評価する。研究計画審査、口述試験及び面接では、入学試験担当教員（修士課程担当教員のうち複数教員）により、入学後の研究計画をプレゼンテーション形式で行い、研究計画審査に対する口述試験を実施する。さらに面接では、志望する専攻分野についての志望理由のほか、これまで実践してきたスポーツ活動や社会活動の経験および入学後または将来の計画について評価する。これらについては、アドミッション・ポリシーに掲げる能力の観点から評価する。

選考方法と AP との対応

学内選考では、AP1「意欲・経験・適性」および AP2「知識・技能」を重視しつつ、AP3「思考力・判断力・表現力」、AP4「主体性・計画性・協働性」と合わせて総合的に評価する。

- ・書類審査（成績証明書、志望理由書、研究計画書、活動報告書（スポーツ活動・社会的活動など））では、AP1-1・2, AP2-1・2・3, AP3-1・2 について評価する。
- ・筆記試験（専門試験）では、AP2-2, AP3-1 について評価する。
- ・研究計画審査では、AP1-2, AP2-1・2・3, AP3-1・2, AP4-1・2 について評価する。
- ・口述試験では、AP2-1・2, AP3-2 について評価する。
- ・面接では、AP1-1・2, AP4-1・2・3 について評価する。

（４）募集人数

以上の選考方法を用いてアドミッション・ポリシーに基づき評価した後、「一般選抜」および「学内選考」ともに大学院分科委員会において合否を判定する。研究科全体の募集定員は 8 名に設定するが、入学者選抜方法ごとの募集定員は設定しない。収容定員は 16 名。

8. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本研究科の教員組織は、「スポーツ科学」の構成分野のうち連関する自然科学・医学及び、社会科学・コーチング学の2領域における「バイオメカニクス」、「運動生理学」、「スポーツ医学」、「スポーツリハビリテーション」、「スポーツ栄養学」、および「スポーツ心理学」、「コーチング学」、「トレーニング学」を専門とする専任教員が主体となり、さらに、国際経験豊富な教員等によって、養成する人材像を実現するための教育課程編成に対応する体制を整えている。「スポーツ科学」分野のうち、連関する2領域を基軸とした研究および教育を体系的に実施していくために、「基本科目」、「専門科目」、「研究指導」の3つの科目区分を設ける。各授業科目において専門とする研究分野やスポーツの現場に基づく実践的な研究能力、またはスポーツの現場における実務的な知識・技能・経験を有するとともに、教育研究業績を有する専任教員10人によって編成する。各科目区分における教員の配置は、表のとおりである。

【資料25】表. 各科目区分における教員の配置

表. 各科目区分における教員の配置

*は兼任又は兼任教員

科目区分	教員名	授業科目の名称	
基本科目	小松泰喜/松尾絵梨子/辰田和佳子/森丘保典/布袋屋浩/	スポーツ科学総論 1	
	青山亜紀/種ヶ嶋尚志/北村勝朗/水上博司*	スポーツ科学総論 2	
	小松泰喜/北村勝朗/原怜来	スポーツ科学研究法	
専門科目	スポーツ科学分野	森丘保典	バイオメカニクス特論
		松尾絵梨子	運動生理学特論
		辰田和佳子	スポーツ栄養学特論
		小松泰喜	スポーツリハビリテーション特論
		布袋屋浩	スポーツ医学特論
		北村勝朗	コーチング学特論
		青山亜紀	トレーニング学特論
		種ヶ嶋尚志	スポーツ心理学特論
		水上博司*	スポーツ社会学特論
	関連分野	清水千弘*	スポーツ統計学特論
		秋葉倫史	スポーツ英語演習 I
		秋葉倫史	スポーツ英語演習 II
		上野広治*	スポーツマネジメント特論
研究指導	青山亜紀/小松泰喜/辰田和佳子/種ヶ嶋尚志/布袋屋浩/松尾絵梨子/北村勝朗/森丘保典	特別研究 I	
		特別研究 II	

(2) 主要科目における教員配置

本研究科では、研究指導教員を8名配置する。本研究科の主要科目は、この研究指導教員が担当し、スポーツ科学分野のうち連関する2領域における「バイオメカニクス」、「運動生理学」、「スポーツ医学」、「スポーツリハビリテーション」、「スポーツ栄養学」、および「スポーツ心理学」、「コーチング学」、「トレーニング学」を専門とする専任教員を配置し、競技力向上に関する高度な科学的知見やそれに基づいた具体的な手法について学修する。

また、基本科目には、競技スポーツの現場に即したスポーツ科学研究を遂行するために必要な基本科目として、「スポーツ科学総論1」、「スポーツ科学総論2」、「スポーツ科学研究法」を設置する。スポーツ科学における基礎となる科学的知見の理解と、研究をする者の在り方や研究倫理の理解について学修する。そのため、基本科目については、スポーツ科学の体系的な授業を展開するために、研究指導教員や科目担当教員をオムニバス形式によって複数名、配置する。研究指導教員については修士論文全般の作成指導にあたる「特別研究Ⅰ」および「特別研究Ⅱ」の担当教員とする。

(3) 実務家教員の配置

本研究科を担当する専任教員のうち7人は博士号取得者であり、日本スポーツ協会公認スポーツドクター、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー、臨床心理士および公認心理師などの資格を有する者、日本サッカー協会公認コーチ養成講習会講師、公認スポーツ栄養士の資格所有者、日本陸上競技連盟指導者養成委員、日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員を務める者、また本学のスポーツサポートシステムのサポートメンバーを務める者もあり、スポーツ科学における研究能力と競技スポーツの実践の場における知識や技術、経験を併せ持つ教員を配置する。

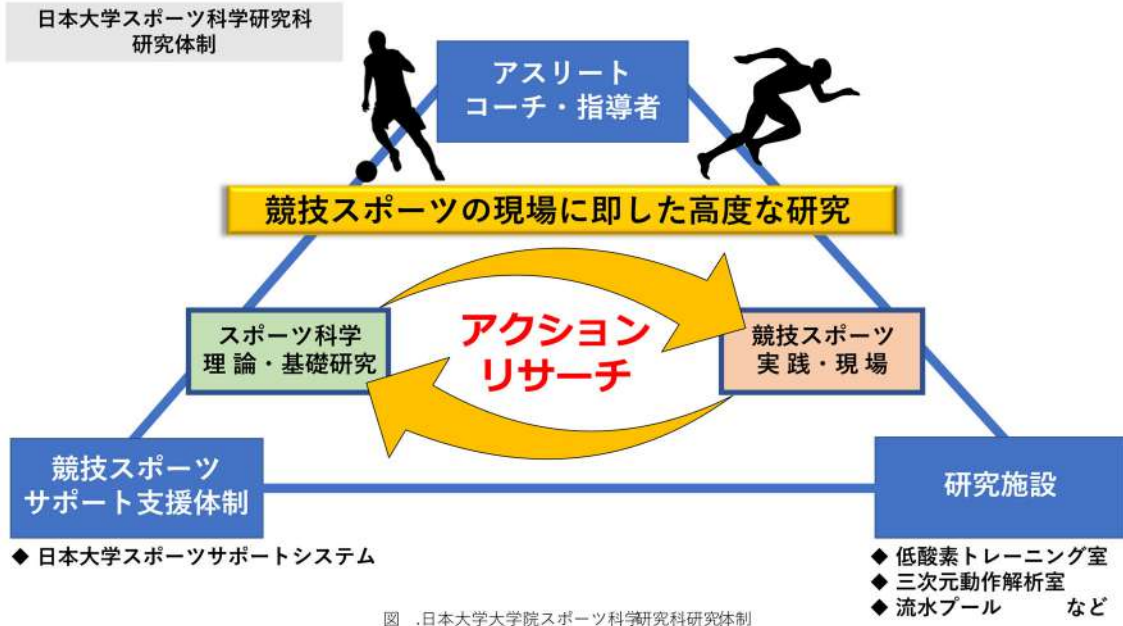
(4) 教員組織における中心となる研究分野

本研究科の中心的な学問分野である「スポーツ科学」を教員組織における中心とする研究分野とし、「スポーツ科学」を構成する「自然科学・医科学」領域、「社会科学・コーチング学」領域において卓越した専門性を有する教員を配置する。スポーツ科学を構成する各分野と研究分野の対応について、自然科学・医科学領域は「バイオメカニクス」、「運動生理学」、「スポーツ医学」、「スポーツリハビリテーション」、「スポーツ栄養学」、社会科学・コーチング学領域は「スポーツ心理学」、「スポーツ社会学」、「コーチング学」、「トレーニング学」とするが、本研究科における教育課程の特色は、競技スポーツの現場に即したスポーツ科学の高度な知識や実践力を修得できる点にある。そのため、上記の各研究分野においては、アクションリサーチを用いて「スポーツ科学」の最新の知見を活用し、競技スポーツの現場における諸問題について「自然科学・医科学領域」、「社会科学・コーチング学領域」の連関する2領域それぞれからの科学的視点から解決していくための研究を遂行することが求められる。

本研究科においては、基礎となる学部や設置されるキャンパスにおいて、それらを可能とする人材（競技者、指導者、研究者）、システム（競技者・指導者を科学的にサポートするシステム）、研究施設などの環境が整っている。そのような環境に基づく研究体制によって、競技スポーツの現場に即した高度で実践的なスポーツ科学研究を遂行する。

本研究科の研究体制を資料4に示す。

【資料4】日本大学大学院スポーツ科学研究科研究体制



(5) 教員の年齢構成

本研究科の完成年度（令和7年3月末）における専任教員の年齢構成は、60歳～64歳が2人（20.0%）、50歳～59歳が5人（50%）、40歳～49歳が2人（20.0%）、30歳～39歳が1人（10.0%）であり、各年代に教員が配置されている。本学の学内規程では、教員は65歳となる年度の3月末をもって定年退職となる（【資料26】学内規程（日本大学教職員就業規則（抜粋）参照）が、本研究科専任教員の年齢構成上、完成年度を待たずに65歳となる教員は存在しないため、教育研究活動の水準の維持向上および教育研究の活性化には支障がない構成となっている。

専任教員の年齢構成・学位保有状況									
職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	合計	備考
教授	博士				3	2			
	修士				1				
	学士								
	短期大学士								
	その他								
准教授	博士			1					
	修士			1	1				
	学士								
	短期大学士								
	その他								
講師	博士		1						
	修士								
	学士								
	短期大学士								
	その他								
助教	博士								
	修士								
	学士								
	短期大学士								
	その他								
合計	博士		1	1	3	2			
	修士			1	2				
	学士								
	短期大学士								
	その他								

9. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本校地（三軒茶屋キャンパス）は、大学院スポーツ科学研究科の基礎となる学部であるスポーツ科学部と同時期に設置された危機管理学部の開設時に整備した自有の校地である。今回本研究科の校地と運動場は、スポーツ科学部及び危機管理学部と共用することとする。

所在地は東京都世田谷区下馬3丁目で、東急電鉄田園都市線三軒茶屋駅から徒歩で約10分の場所に位置し、周囲は閑静な住宅街であり、落ち着いた学生生活を送るのに適している。

当キャンパスは、公道をはさんで1号館と2号館の2つに分かれており、敷地面積は合わせて15,289㎡である。

また、当キャンパスは新校舎建設時に東京都及び世田谷区との協議により、総合設計制度を活用している。そのため建物周囲に十分な緑地スペースを設けており、更に食堂や学生ホールと一体利用できるよう設計されているため、学生の憩いの場として併せて使用できる。また、キャンパスと外部との間に塀や柵がないため、近隣住民との交流の場としても開放されている。

本研究科の専用の運動場は校地と同一敷地内にはない。これは、当キャンパスが都心部の住宅街にあることから、新たに隣地を確保し、運動場を整備することができないためである。しかし、既存の建物の中にはアリーナ（クライミングウォール並びにランニングバルコニー等も併設）をはじめ、柔道場・剣道場・相撲場・プール等各種の運動競技に対応できる施設を備えており、運動場と同等の効果を得ることができる。

また、当キャンパスから公共交通機関を利用して約1時間の立地にある、稲城グラウンド（最寄駅：小田急多摩線「栗平駅」・京王相模原線「若葉台駅」）を本研究科用（スポーツ科学部と共用）グラウンドとして利用することができる。当グラウンドは、既にスポーツ科学部所有のグラウンド（対象面積：21,528㎡）として利用しており、全天候用トラック及びサッカー等を行うことができる人工芝のフィールドが整備されている。

(2) 校舎等施設の整備計画

大学院の施設・設備は、基本的に既存の施設・設備を共用する。大学院生専用のスペースは三軒茶屋キャンパス2号館3階の一部を専用施設とする。

三軒茶屋キャンパスは、現在、既存のスポーツ科学部並びに危機管理学部で共用しており、2学部の学生数を勘案し、無理なく授業が行える教室数を確保し、運動場が同一敷地内に無くとも教育研究に支障がないよう、運動施設や実験室の充実を図るという考えの下で整備されており、本研究科の入学定員8名（収容定員16名）の教育研究に当たっても十分な教室等が確保されている。

本キャンパスに設置されている教室（講義室・ゼミ室等）は、大教室（350人収容1室、250人収容2室）、中教室（150人収容7室、100人収容4室）、小教室（90人収容4室、60人収容8室、30人収容9室）、ゼミ室（25人収容6室、15人収容2室）となっており、少人数教育に重点を置いた教室の構成となっている。また、情報処理関係教室（50人収容2室、40人収容3室）、実験室（6室）等の他、図書館にラーニング・コモンズに対応したスペースが3室あり、実験・演習科目に対応する施設も付置している。

また現在、三軒茶屋キャンパスには実験室1から6までの施設があり、実験室1と2は主にスポーツ医学、スポーツリハビリテーション領域等で使用され、バイオデックス、運動負荷試験で用いる心電計や血圧計、レッドコード、マッサージ用ベッド等が設置されている。実験室3は主にバイオメカニクス領域等で使用され、複数の高速度カメラによる三次元動作解析装置、およびフォースプレートが設置されている。実験室4は運動生理学、栄養学領域等で利用され、大型トレッドミル走路（3m×4m）、呼気ガス分析器（エアロモニタ）、ダグラスバッグ等が設置されて

いる。実験室5は低酸素室（常圧・低酸素）であり，標高5,000m相当までの酸素濃度が任意に設定できる。トレッドミル走路やエアロバイク等の運動負荷装置を用いた低酸素曝露に対する生理反応の測定や低酸素トレーニング効果の評価等に利用されている。実験室6には流水プール（スイムミル）が設置されており，水泳時の酸素摂取量や乳酸値の測定・評価等の利用や，泳者を上下左右から定点で撮影を行い，立体的にフォームを解析することができる。なお，実験室5の低酸素は実験室4と6にも取り込むことが可能であり，大型トレッドミルやスイムミルによる低酸素環境での運動負荷試験や低酸素トレーニング等にも利用されている。

またキャンパスの運動施設としてアリーナ（クライミングウォール並びにランニングバルコニー）・柔道場・剣道場・相撲場・プール・トレーニングルーム）が設置されており，実験施設としても併用が可能である。

さらに，高度な大学院研究科用の実験施設として体操場を改修し，実験室を整備する予定であり，タータン走路，および走り幅跳び，立ち幅跳び等に使用できる砂場や，タータン走路内にはフォースプレートを設置し，既存の高速度カメラ等を併用した動作分析システムを整備する予定である。今後，筋力系の測定・評価のためのウエイトトレーニングエリア，VRやARの整備を含むシミュレーショントレーニングエリア等の整備計画の検討も進めている。

本研究科の授業形態は講義科目の他，特別研究等演習及び実験実習科目もあるが，上記施設を使用することによって，教育研究に支障が出ないようにしている。

学生の憩いの場としては，学生ホールや食堂の他，6フロアにコモンスペースを配置しており，学部学生の交流の場となっている。また，全館無線LANに対応しており，常にネットワーク接続ができるため，幅広い交流等が可能となっている。本研究科でも共用しての使用が可能となる。

研究室に関しては，専任の教員に対して各1部屋用意されており，面積は約25㎡の広さがあり，教育研究を行う上で，十分な面積を確保している。なお，研究室の設置されているエリアについてはコモンスペースが併設されており，状況に応じて学生指導・相談等を行うことができる。また，非常勤講師室並びに教員が授業の他実験研究を行うことができる部屋も設置しており，利用状況に応じて柔軟に指導することが可能である。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

三軒茶屋キャンパスの2号館に図書館を設けている。図書館は，開架・閉架を合わせて約10万冊の書籍が収容可能となっている。

図書館のエリアとしては，B2階に開架・閉架書庫，B1階及び2階が閲覧室及び自習室，1階にレファレンスや書籍の貸出等を行う事務室を配置している。

閲覧室及び自習室として280席を確保しており，既存学部合計収容定員（2,400人）及び本研究科の収容定員（16人）を合わせても1割以上の座席数を確保している。

なお，自習室については，1号館にも確保しており，学生の利用形態に応じて適宜使い分けを行うことができるため，不足はしない。

図書館資料に関しては，本研究科の教育研究分野である，体育・スポーツ科学関連の専門図書を中心に人文科学，社会科学，自然科学の分野に関する資料についても幅広く整備する。

本研究科としては，既に一般教養関係の書籍の他，体育及びスポーツに関する領域の専門書を中心に約2,800冊（和図書約2,200冊，洋図書約600冊），コーチング学などに関連した『月刊スポーツメディスン』『コーチング・クリニック』『スポーツ産業学研究』『体力科学』『Sports Japan』などの学術雑誌約55種（和雑誌約30種，洋雑誌約25種）の他，視聴覚資料やデータベースが整備されている。

なお，開設前年度には500千円分の予算を計上し，開設前年度から整備を初め，開設後も実際の教育研究内容に応じて，系統的・体系的に蔵書を増やしていく予定である。

また，大学院の専用スペースを2号館3階に設けることから，より研究しやすい

環境を提供することが可能となる。

その他にも、本学全体（総合学術情報センター及び14学部図書館他）として、あらゆる学問分野にわたる570万冊以上の書籍を保有しており、本研究科の学生を含め本学全学生が全ての書籍に対して検索し、借り入れることができる。また、大学全体で電子ジャーナルや電子ブックの導入を積極的に推進しており、現在利用可能な電子ジャーナルは約40,000タイトル（最新号まで閲覧可は約20,000タイトル）、電子ブックは約35,000冊利用可能であり、様々な分野をカバーしている。都心を中心に各地に点在している各学部の図書館については、相互に利用することができるため、自宅近くの学部の図書館で、書籍の閲覧及び学習等することも可能であり、利便性が高い。

これらのことから、本研究科の学生には、教育研究を行う上で支障のない環境を提供することができる。

- 〈主な電子資料〉
- EBSCO Integrated Search
 - Science Direct
 - NPG Journals
 - EBSCO host 他

10. 管理運営

本研究科は、日本大学学則第3章大学院第2節教員及び運営機構第108条から第115条の規定に基づき、大学院分科委員会（大学院を担当する専任教員をもって構成）を置き、教育・研究上重要な事項について審議し、学長に対して意見を述べることとする。開催日程については毎月定期的を実施する。

大学院分科委員会は以下の事項について審議し、研究科長へ答申する。

- ① 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- ② 学位論文の審査及び学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

なお、③に定める事項は以下「学長裁定」によるものである。

○学長裁定

日本大学学則第113条第2項に基づき、学長が決定を行うに当たり、大学院分科委員会の意見を聴くこと必要な事項を次の各号のとおり定める。適用期間は令和2年9月1日から令和5年8月31日までとする。

- ① 教育課程に関すること。
- ② 研究科内の教学組織の増設、改廃及び変更に関すること。
- ③ 教員の教育研究業績審査に関すること。
- ④ 入学試験の実施に関すること。
- ⑤ 大型プロジェクト研究の申請に関すること。

また、学則では、この他、「学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については、分科委員会はこれを審議し、意見を述べなければならない。」と規定されており、「その他、研究科の教育研究に関する重要な事項」についても審議を行う。

11. 自己点検・評価について

(1) 自己点検

日本大学は、平成5年3月に「日本大学自己点検・評価規程」を制定し、平成6年度から定期的に自己点検・評価を行い、その結果から改善意見をまとめ、その改善結果を検証しながら教育研究の質的向上に努めている。

また、令和3年3月に「日本大学内部質保証に関する方針」及び「日本大学内部質保証推進規程」を制定し、自己点検・評価結果に基づき、恒常的に改善・改革に努め、質の向上を図り、本学の教育研究等の諸活動が適切な水準にあることを保証すると定めた。

ア 実施方法

自己点検・評価活動の計画・企画及び実施等の体制については、法人本部に置かれている「全学自己点検・評価委員会」及び学部等（大学院独立研究科，専門職大学院，学部（併設の大学院研究科及び附属の専門学校を含む），通信教育部及び短期大学部）にそれぞれ置かれている「学部等自己点検・評価委員会」を中心に以下のとおり実施している。

- ① 全学自己点検・評価委員会において、当年度の法人本部及び学部等に係る全学的な自己点検・評価の計画を策定する。
- ② 自己点検・評価を実施する年度においては、全学自己点検・評価委員会において実施方法及び評価項目等の検討を行い、実施要領等を定める。
- ③ 実施要領に従い全学的な自己点検・評価を実施するに当たり、法人本部については全学自己点検・評価委員会が、学部等については学部等自己点検・評価委員会を中心となっていく。
- ④ 各自己点検・評価結果は全学自己点検・評価委員会に集約され、その内容を審議し、理事長及び学長に報告する。

自己点検・評価結果を改善に結び付ける体制及び取組については、後述「(3) 結果の活用・公表」のとおりである。

イ 実施体制

(A) 全学内部質保証推進委員会

（「日本大学内部質保証推進規程」より自己点検・評価に関わる任務のみ抜粋）

大学の自己点検・評価活動に対する運営支援，検証及び改善指示に関する事項

(B) 全学自己点検・評価委員会（「日本大学自己点検・評価規程」より）

- ① 全学的，総合的に自己点検・評価を企画し，実施すること。
- ② 本部における自己点検・評価について企画し，実施すること。
- ③ 年度ごとに，自己点検・評価の実実施計画を策定し，部科校委員会が実施する自己点検・評価の諸事項につき調整を図ること。
- ④ 自己点検・評価の結果については，理事長及び学長に報告すること。
- ⑤ 全学内部質保証推進委員会との連携に関すること。
- ⑥ 外部有識者又は学校関係者等による外部評価の企画及び実施に関すること。

(C) 学部等内部質保証推進委員会

（「日本大学内部質保証推進規程」より自己点検・評価に関わる任務のみ抜粋）

学部等の自己点検・評価活動に対する運営支援，検証及び改善指示に関する事項

(D) 学部等自己点検・評価委員会（「日本大学自己点検・評価規程」より）

- ① 当該学部等の自己点検・評価に関わる諸活動を実施すること。
- ② ①の結果を当該学部等の長，短期大学部次長，専門学校長及び全学委員会に報告すること。
- ③ 当該学部等に関わる事項における外部有識者又は学校関係者等による外部評価に関すること。
- ④ 学部等内部質保証推進委員会との連携に関すること。

ウ 結果の活用・公表

- ① 学部等における自己点検・評価結果は学部等内部質保証推進委員会による検証を経て，学部長等に報告する。当該学部等において改善する事項がある場合は

学部等内部質保証推進委員会を中心に改善に取り組み、併せてその進捗及び結果については、学部長等及び全学内部質保証推進委員会に報告をする。

- ② 全学自己点検・評価結果は全学内部質保証推進委員会による検証を経て、理事長及び学長へ報告する。全学的に改善する事項がある場合は全学内部質保証推進委員会を中心に改善に取り組み、併せてその進捗及び結果について確認を行い、理事長及び学長に報告をする。
- ③ 自己点検・評価結果及び改善結果については、学内において報告するとともに、大学のホームページに公開する。

エ 評価項目

認証評価機関である公益財団法人大学基準協会の定める基準及び点検・評価項目を基に、全学自己点検・評価委員会において評価項目を定めている。

(2) 外部評価

外部評価の企画及び実施については、全学自己点検・評価委員会及び学部等自己点検・評価委員会が担い、認証評価については全学内部質保証推進委員会が担う。

これらの評価により指摘された事項は、上記「(3) 結果の活用・公表」と同様に各内部質保証推進委員会を中心に改善に取り組むとともに、その進捗や結果について確認を行う。

ア 外部評価

全学自己点検・評価委員会を中心に全学的な外部評価を平成 16 年度及び平成 19 年度に実施し、それぞれ特定のテーマを定めて学外の有識者や卒業生等から提言を頂いている。外部評価結果は大学のホームページ上で公開されている。

外部評価の実施に当たり、全学的な実施については全学自己点検・評価委員会が、学部等に関わる事項の中で教育・研究等の検証が必要な場合は学部等自己点検・評価委員会において、その実施時期及び方法等について検討し、企画及び実施する。

イ 認証評価

大学の自己点検・評価結果の客観性・妥当性の検証と大学改革の一層の推進を図るため、公益財団法人大学基準協会の行う大学評価（認証評価）を受けている。平成 16 年度に第 1 回の認証評価を受け、平成 22 年度に 2 回目、平成 29 年度に 3 回目の認証評価を受けている。認証評価結果は、大学のホームページ上で公開されている。

12. 情報の公開

日本大学では、社会への説明責任を果たすため積極的に情報を公表している。本大学ホームページ (<http://www.nihon-u.ac.jp>) や基礎となる学部のスポーツ科学部のホームページ (https://www.nihon-u.ac.jp/sports_sciences/)、及び大学ポータルサイト、広報誌等を通して大学に関するさまざまな情報を公開しており、本研究科においてもこれを継続する（ホームページは現在設置に向けて準備中）。

大学院スポーツ科学研究科の教育研究上の目的や教員組織、教員の数並びに各教員が保有する学位、業績等学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に定められている教育研究活動等の状況についての情報はすべて本研究科ホームページにおいて公表する予定である。

また、こうした教員による教育研究活動の情報に関しては、本大学の「日本大学研究者情報データベース」において、教員の著書・学術論文の研究業績、教育業績、社会貢献等の情報を公開している。

さらに、授業科目、授業の方法及び内容や授業シラバスに関しては、本研究科ホームページにより、学生の履修指針に役立つ情報を提供する。また、学外者への情報提供に関しても本研究科ホームページを利用し、多様な情報を公表する予定である。

なお、本学が大学及び各学部のホームページにおいて具体的に提供している教育研究活動の状況に関する情報は以下のとおりであり、本研究科でも同様の内容を掲載予定である。

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること
<https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/purpose/mission/>
- イ 教育研究上の基本組織に関すること
https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/organization/entire_org/
- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/about_teachers/detail/
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/admission/students_data/
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
<https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/education/detail/>
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
<https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/performance/detail/>
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
<https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/environment/detail/>
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
<https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/cost/detail/>
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/student_support/detail/
- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
<https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/knowledge/detail/>

13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等

大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻のカリキュラムは、本研究科の特長であるスポーツ科学の知識を有しつつ、競技スポーツの現場に即した高度専門職業人、ならびに研究能力を有する者を養成するため、科目区分として、初めにスポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための「基本科目」、基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するための「専門科目」、そして、基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として研究の手法について指導する「研究指導」の3区分に設定している。

これらの科目区分から構成される教育課程を特色づけているのは、競技スポーツの現場に即したスポーツ科学の高度な知識を身につけられる点にある。競技スポーツの現場に即した研究の遂行には、競技者や指導者と研究者が協力して、スポーツ科学に関する知見を基に、現場の課題に対して新たな理論や方法について具体的に開発する必要がある。

その点、本研究科が設置される三軒茶屋キャンパスにおいては、低酸素室、大型トレッドミル、流水プール、三次元動作分析室、呼気ガス分析装置等が設置されており、研究施設面でも非常に充実した環境と研究体制が整備されている。このことから、エビデンスに基づく競技スポーツの現場に即した高度で実践的な研究方法を学修するための授業を展開できる。これは大きな特色であると言えよう。

上記のような教育を、高い水準で継続的に実践していくためには、教員の教育能力の一層の拡充と学生の質的確保を図るための取組など、組織的に教育内容等の改善に向けた体制づくりが必要不可欠である。

以上の点を鑑み、スポーツ科学研究科では、本研究科内部質保証推進委員会の指示のもと、教育内容等の改善を目的とした組織的な活動、すなわちファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を主導する、「ア FD委員会」を設置するとともに、本学スポーツ科学部競技スポーツ学科のFDと連携し、全教員が、「イ 授業改善計画」を作成・更新し、自己の教育能力の開発と向上を積極的に推進することとする。同委員会の主な事業として、新任教員を対象とする「ウ 新任教員FD研修会」、並びに全教員を対象とする「エ FD公開授業」、「オ 学生による授業評価アンケート」を実施する。更には、本研究科質保証に対する客観性の確保及び透明性の向上を目的に、「カ 社会との接続を強めたシンポジウム及び修士論文発表」を実施する。これらが、いわゆるPDCAサイクルに基づき関連付けられることで、スポーツ科学研究科の教育力が組織的に強化されていくこととなる。

ア 「ア FD委員会」の設置（専任教員対象）

専任教員からなるFD委員会を設置し、FD活動全体を統括する。FD活動計画については、本学内部質保証推進委員会の方針に基づきFD委員会が作成する。

イ 教員自身による「イ 授業改善計画」の作成及び提出（専任教員、非常勤教員対象）

自己点検・評価委員会からの評価結果及び、内部質保証推進委員会の方針に基づき、専任教員、非常勤教員の全員は自らの「授業改善計画」を作成し、FD委員会に提出する。このデータについては教職員間で共有し、同計画に基づく授業を実施する。

ウ 「ウ 新任教員FD研修会」の開催（専任教員対象）

新任教員を対象に、スポーツ科学研究科の教育目標とFD推進を含む教員方針に対する理解を深めるため、FD委員会の管理の下、新任教員FD研修会を開催する。同研修会は、研究科長による説明の部と、教職員間のディスカッションの部からなる。ディスカッションの部においては、シラバスの記入例と授業の実践例の紹介、研究設備の運用方法、従前の問題点の共有が行われる。なお、同研修会は、専任教員の採用時に行う。非常勤教員に対しては、文書をもって周知を行い、FDの推進

に対する協力を要請する。

エ 「エ FD公開授業」の実施（専任教員対象）

一定期間を設け、教員が相互に授業を参観するFD公開授業を実施する。各教員は、他教員の先進的教育のノウハウを学ぶため、自己と取組内容の異なる授業、同分野の参考度の高い授業を見学し、アンケートを提出する。FD委員会においてその集計結果を内部質保証推進委員会と共有し、要改善点を検証する。

オ 「オ 学生による授業評価アンケート」の実施（専任教員，非常勤教員対象）

各教員は「シラバス」と「授業改善計画」に基づいた講義を実施した上、FD委員会監督の下、匿名性を確保し、学期途中で学生による授業改善アンケートを実施する。分析結果については、学生及び授業担当者へフィードバックし授業改善に努める。

カ 「カ 社会との接続を強めたシンポジウム及び修士論文発表」

スポーツ科学研究科の質保証において、客観性の確保及び透明性の向上を目的に、社会との接続をより強めたシンポジウム及び修士論文発表を実施する。

具体的には、学会関係者又は学内関係者を主な参加者としていたシンポジウム及び修士論文について、本研究科が所在する都道府県や市区町村の商工会や企業等などの学外者を積極的に招待し実施することで、社会との接続を強める。これにより、教育効果の一層の充実を目指し、また、本研究科の社会的存在理由を高めていく。

- (2) 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組

大学院スポーツ科学研究科並びに大学院危機管理学研究科が設置されている三軒茶屋キャンパスにおいては、「教学マネジメント方針（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）」に基づき、基礎となる学部であるスポーツ科学部並びに危機管理学部の教育充実に向けた取組に加え、令和5年度の大学院開設に向けて計画的なスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という）を推進している。対象者は三軒茶屋キャンパス全教職員を対象に実施している。

以下はこれまでの取組み及び今後の取組みについて記載する。

ア これまで（令和3年度まで）の取組み

a 令和2年度

前期はミニSDとして実施し、後期から組織的な実施を開始した。以下後期からの取組み

・SD活動目標

- ① 全職員（専任）のSD研修会参加
- ② 教学IRの重要性について理解を深める
- ③ 本学における財政状況について理解を深める

・SD研修会開催回数 3回

「AI-IRトライアルプロジェクト活動報告会及び財政状況説明会（第1回）

（令和2年10月29日（木））」

活動報告を受け、「IRの更なる向上に資するデータとは何か」グループワークを通して考察する。また、本キャンパスの財政状況を踏まえ、円滑な業務遂行の一助とする。

「令和3年度三軒茶屋キャンパス予算（案）について（第2回）

（令和2年12月25日（金））」

本キャンパスの来年度予算（案）を認識し、円滑な業務遂行の一助とする。

「令和3年度新カリキュラムについて（第3回）（令和3年1月26日（火））」

新カリキュラムの理解を深め、日常業務の質を高める一助とする。

b 令和3年度

・SD活動目標

- ① 全職員（専任）のSD研修会参加
- ② 本学の内部質保証について理解を深める
- ③ 効率的な情報共有と合意形成の実現

・SD研修会開催回数（6回）

「新人研修会（第1回）（令和3年4月6日（火）」

三軒茶屋キャンパスに勤務する教職員を対象に、組織、手続き、遵守事項及び教育研究等について理解を深め、勤務上の基礎的知識を修得する。

「財政説明会及びAI-IR中間報告（第2回）（令和3年6月24日（木）」

経営状況、現状の課題及び今後に向けた具体的な方針・目標等を理解し、採算意識等の醸成を図る。

本キャンパスが独自で進めているAI-IR活動（能力の通信簿作成に向けた取組み）の報告。

「文部科学省の傾向理解（第3回）（令和3年7月13日）」

文部科学省が求める内部質保証と補助金の傾向について理解を深め、大学経営の一助とする。

「高校教員とのコミュニケーション方法（第4回）（令和3年12月16日（木）」

本キャンパスは現役入学者が約82～89%（令和3年度）を占めている。そのような実態を踏まえると、高校教員が進路指導で求める情報を把握することは、入試戦略や高大連携を検討する上で大変重要なことである。

本研修では、高校教員を対象とした調査結果と他大学の事例を参考に、戦略的な大学マネジメント実現の一助とする。

「業務ツールの理解と実践（第5回）（令和3年12月25日（土）」

本学が日常的に利用しているG Suiteのツールについて、効果的な使い方を修得し業務の効率化を目指す。

「AI-IR報告（第6回）（令和4年3月23日（水）」

本キャンパスが独自で進めているAI-IR活動（能力の通信簿作成に向けた取組み）を受け、本キャンパスの特徴や顕在化された問題を理解し、効果的かつ効率的な業務遂行の一助とする。

イ 今後の取組み（令和4年度～）

上記アのように、三軒茶屋キャンパスでは、年度毎にSD活動目標を立て、年間5回を目途としてSD研修会を実施している。令和4年度については、以下の活動方針及び活動計画を立て実行する予定としている。

a SD活動方針

令和3年度は、SD活動目標として「①全教職員（専任）がSD活動に参加する」「②本学の内部質保証について理解を深める」「③効率的な情報共有と合意形成の実現」を掲げ、目標達成のため具体的な活動計画を策定し、SD活動を試みた。現時点においてSD活動計画に定めたE「AI-IR活動報告」を残しているが、掲げた目標については研修を通じて理解を深めることができた。これは、具体的な目標及び計画を策定し、事前に周知したうえで取り組んだ結果だと本委員会では捉えている。令和4年度についても、令和3年度に引き続き具体的な目標及び計画を策定し、全学SDの実施に関する通知に基づいて活動を行っていく。

b 令和4年度の課題（令和4年度事業計画に基づく）

・大学院の設置

令和3年度に本キャンパスは、危機管理学、スポーツ科学両研究科修士課程の令和5年度開設に向けた文部科学省への事前相談を行い、届出による設置が認められた。令和4年度は設置届出に向けた書類作成及び令和5年度開設に向けた運

営管理・入試広報・学生支援等様々な体制の構築が必要である。

- ・ 経済的支援

現在本キャンパス独自の奨学金制度が一つも設置されていない。学修意欲の高い学生の確保及び支援の観点から、大学院も含めた奨学金制度の設置に向けた具体的な検討が必要である。

- ・ 志願者数の増加

志願者の確保には、効果的な広報活動が必要となる。オープンキャンパス、進学相談・説明会、出張授業、高校訪問等各種行事開催が予定されるが、教職員一人一人が広報を担う者であるとの当事者意識を持つことが必要である。

- ・ 財政状況

両学部開設から6年が経過し、長期的な視点に立った「施設・設備の維持・修繕」及び「収支均衡」の両立が課題となっている。令和4年度本キャンパス予算編成基本方針に掲げる収支改善策の実行と日本大学再生に向けた採算意識等の醸成が必要である。

c. 理想とする三軒茶屋キャンパスの教員・職員像

危機管理学・スポーツ科学の2学部、管理マネジメント・教学サポートの2課体制の本キャンパスは、専任教職員数100名足らずの人数で運営している。開設以来6年間厳しい財政環境にも関わらず、互いの教育方針を尊重しながら収束が見えないコロナの災禍のなか多岐にわたる業務を遂行してきた。

少ない人数での2課組織からなる事務局は、眼前の業務をこなすだけで精一杯と考えがちだが、オープンスペースで壁がない座席配置の事務室は、互いのコミュニケーションが取り易く情報収集が容易な環境にある。さらには執行部会議や各種委員会については2つの学部合同で効率的な運営を行っている。本キャンパスならではの長所も活かし、以下のような教員・職員が求められる。

【教員】

本キャンパスはもとより法人全体の財政についても理解を深め、採算意識を持つ。

【職員】

- ・ 三軒茶屋キャンパス全体の視点で業務を俯瞰し、財政状況の理解に努め、自ら手掛けた案件がどのような形で完結するのか見届けられる恵まれた環境にあることを意識する。
- ・ 業務遂行のため学内外を問わず積極的にコミュニケーションを図り、互いに知恵を出し助け合うことができる。
- ・ 大学を取り巻く環境は刻々と変化しており多様化している。コロナ禍によりさらに加速した。加えて本年4月には民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられる。高度化・専門性向上が求められる昨今、法律やICTの知識、技術を積極的に身に付けようと心構えを持つ。
- ・ 自然災害、コロナ禍に加え、放火殺人事件、電車内での傷害事件、大学共通試験当日に大学正門付近で発生した傷害事件、猟銃たてこもり事件等日常の安全を脅かす物騒な事件が続発する昨今、いつ我が身に降りかかるかもしれない災難から身を守る危機管理に敏感である。
- ・ 夏の東京、冬の北京オリンピック・パラリンピックにおけるスポーツ科学部在学生やOBの活躍には目を見張るものがある。スポーツに親しみながら心と体の健康管理に留意し、楽しく仕事ができる。

d. SD活動目標。

- ① 全教職員（専任）がSD活動に参加する。
- ② 大学を取り巻く環境の変化に対応した知識を修得する。
- ③ 大学院開設準備を機に改めて両学部・両研究科特色の理解を深める。

e 令和4年度 SD 活動計画

研修会	研修内容	日時
A	<p>「新人研修会」 三軒茶屋キャンパスに新たに勤務する教職員を対象に、組織、手続き、遵守事項及び教育研究等について理解を深め、勤務上の基礎的知識を修得する。</p>	<p>令和4年 4月6日(水) 15時～16時</p>
B	<p>「LGBTQ への理解を深める研修会」 多様な学生(関係者)への理解を深めるため、学生が抱えている様々な生き辛さ(特に性的少数者)にフォーカスし、個々の学生にとって安全で安心な大学教育の環境を保障し、かつ自己肯定感を高め社会で活躍できるよう、正しい知識を身に付け教育活動を支えるマネジメントの構築的とする。</p>	<p>令和4年 6月23日(木) 15時～16時</p>
C	<p>「成人年齢18歳に引き下げ、何が変わる？」 民法改正により本年4月から成人年齢が18歳まで引き下げられる社会的背景を踏まえ、具体的にどのような変更が生じてくるのか、法律上の観点から変更内容についての知識を身に付ける。</p>	
D	<p>「財政説明会」 令和3年度決算を参考に本キャンパス財政の特徴を理解するとともに、現状の課題を認識し、採算意識等の醸成を図る。また、私立大学等経常費補助金不交付による影響及び法人全体の財政について理解を深める。</p>	<p>令和4年 7月21日(木) 15時～16時</p>
E	<p>「大学院開設準備の進捗状況報告について」 大学院開設準備委員会と並行して事務局でもワーキンググループを組織し準備を進めている。募集が目前に迫った2つの研究科の概要について理解を深める。</p>	
F	<p>ホームカミングデー開催時に行う「講演への参加」 ※卒業生を対象としたホームカミングデーの内容はこれから検討を始めるが、例えば実生活に役立つテーマのもと両学部の教員による講演会を企画し、教職員も拝聴する。可能であれば、両学部・両研究科の特色が出る内容が理想か。 例) 災難から身を守る危機管理とは? スポーツと健康 など</p>	<p>令和4年 11月5日(土) 時間未定</p>
G	<p>「本部 SD サイト又は本キャンパス SD サイトの活用」 本学の SD サイトを積極的に活用し、自身の理解度が低い内容について、理解を深める。</p>	<p>適宜</p>

資料目次

- ・【資料 1】 令和 3 年 12 月 20 日_第 3 期スポーツ基本計画（中間報告）…………… P 2
- ・【資料 2】 修士課程学びの流れ図……………P77
- ・【資料 3】 DP・CP・養成する人材像の関連図……………P78
- ・【資料 4】 研究体制イメージ図……………P79
- ・【資料 5】 修了までのスケジュール表……………P80
- ・【資料 6】 履修モデル(高度専門職業人)……………P81
- ・【資料 7】 履修モデル(研究能力を有する者)……………P82
- ・【資料 8】 日本大学研究倫理ガイドライン……………P83
- ・【資料 9】 日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規……………P86
- ・【資料 10】 日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項……………P88
- ・【資料 11】 日本大学研究不正行為防止宣言……………P90
- ・【資料 12】 日本大学における研究費等運営・管理内規……………P91
- ・【資料 13】 日本大学における研究費等運営・管理要項……………P93
- ・【資料 14】 日本大学における研究費等の取扱いに関する内規……………P96
- ・【資料 15】 日本大学における研究費不正使用防止計画……………P99
- ・【資料 16】 研究費不正防止ハンドブック…………… P103
- ・【資料 17】 日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規…………… P123
- ・【資料 18】 日本大学遺伝子組換え実験実施規程…………… P129
- ・【資料 19】 日本大学動物実験運営内規…………… P138
- ・【資料 20】 日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
…………… P146
- ・【資料 21】 日本大学利益相反マネジメント内規…………… P171
- ・【資料 22】 倫理審査申請フローチャート…………… P177
- ・【資料 23】 スポーツ科学部研究倫理委員会内規…………… P178
- ・【資料 24】 基礎となる学部との関係図…………… P179
- ・【資料 25】 各科目区分における教員の配置…………… P180
- ・【資料 26】 日本大学教職員就業規則（抜粋）…………… P181

第3期スポーツ基本計画 中間報告

(令和3年12月20日)

はじめに(P.3)

第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価 (P.6)
2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方 (P.9)
3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」 (P.11)

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」 (P.13)

第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策

- (1) 東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上 (P.17)
- (2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承 (P.18)
- (3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進 (P.18)
- (4) 東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり (P.19)
- (5) 東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献 (P.20)
- (6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施 (P.20)

第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」(新たな視点①)
 - (1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出 (P.22)
 - (2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成 (P.22)
 - (3) スポーツ界におけるDXの導入 (P.23)
2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる(新たな視点②)
 - (1) スポーツを通じた共生社会の実現 (P.23)
 - (2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化 (P.24)

(3) スポーツを通じた国際交流(P. 24)

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる(新たな視点③)

(1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供(P. 25)

(2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実(P. 25)

(3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保(P. 25)

第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出(P. 26)

(2) スポーツ界におけるDXの推進(P. 33)

(3) 国際競技力の向上(P. 35)

(4) スポーツの国際交流・国際貢献(P. 40)

(5) スポーツによる健康増進(P. 44)

(6) スポーツの成長産業化(P. 47)

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり(P. 48)

(8) スポーツを通じた共生社会の実現(P. 51)

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化(P. 54)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P. 55)

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保(P. 62)

(12) スポーツ・インテグリティの確保(P. 64)

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1. 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進(P. 69)

2. 第3期計画の広報活動の推進(P. 70)

3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用(P. 71)

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援(P. 72)

おわりに(P. 75)

はじめに

(新型コロナウイルス感染症と東京オリンピック・パラリンピック競技大会等がスポーツに与えた影響)

現行の第2期スポーツ基本計画(以下「第2期計画」という。)は、平成29年度から令和3年度までの5年間を対象期間として、我が国のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年3月に策定された。

この期間中、例えば、大規模なスポーツの国際競技大会としては、平成30年に開催された平昌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会で日本代表選手団が活躍した。また、我が国においては令和元年9月から、アジア初となるラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、海外からの24万を超える人々を含めて延べ170万人の観客がスタンド観戦し、また世界中の人々にデジタルメディアやSNS等を通じて試合が発信された。大会では、日本代表チームが初の決勝トーナメントに進出し、「ワンチーム」をスローガンに結束して戦う姿は、多くの人々に感動を与えた。加えて、6,400億円超とも言われる経済波及効果や、東日本大震災の被災地を含めた全国各地の活性化をもたらす¹など、我が国のスポーツ界や社会に大きく貢献することを通じて、スポーツの意義を再確認する契機ともなった。

そして、令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)の開催に向けて、令和元年11月に新しい国立競技場が竣工^{しゅんこう}されるなど着実な準備が進められてきた。

しかしながら、令和2年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)の拡大が急速に進み、同年3月には、東京大会の1年延期が決定した。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、同年4月に我が国初の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかられるような厳しい環境下での生活を送らざるを得なくなった。

他方、新型コロナウイルスの影響下にあつて、様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていった一方で、我が国のスポーツ関係者は、そうした状況を打開するため、ガイドラインを策定して感染症対策を徹底し、無観客開催や入場者数制限、あるいはデジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや児童・生徒・学生の全国大会を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられてきた。

¹ (出典)「ラグビーワールドカップ2019日本大会開催後経済効果分析レポート」((公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会)

こうした努力の積み重ねの中、令和3年夏、原則無観客での実施とはなったが、1年延期された東京大会が開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられ、国内外の多くの人々にその様子が届けられた。

(様々な社会状況の変化)

これら第2期計画の策定時には予期しえなかった事象に加え、我が国のスポーツ界を取り巻く様々な社会環境もまた、大きく変化している。

例えば、日本の総人口は平成20年をピークに減少局面に入ってから10数年が経過し、いよいよ小学生児童数に加え、中学生生徒数の減少が加速するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べ、地方においてより加速しており、高齢化が更に進むことが見込まれている。

これらは、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。このため、あらゆる世代のスポーツ機会の確保が急務であり、スポーツを活用した健康増進や地方創生の取組にも大きな期待が集まっている。

また、産業だけでなく社会の隅々までAI・ビッグデータ・IoT・ロボティクスなど様々な技術革新が急速に広がるSociety 5.0時代が到来し、こうした先端技術の活用を通じて人々の「働き方」や「生活様式」などのライフスタイルも大きく変わろうとしている²。テレワークの普及を始めとする働き方改革も進展し、生活時間の使い方にも変化が生まれようとしている中、デジタル化など先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに³、Sport in Lifeの理念⁴に基づき、毎日の生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。

さらに、国際的に見ても、UNESCOのカザン行動計画⁵やSDGs⁶への貢献など、ス

² 事業者等における「健康経営」の推進、テレワークやワーケーションの導入、シェアリングエコノミーの展開やSNSによる交流の一層の普及など

³ スポーツは、アスリートのパフォーマンス向上という観点からも、観客のファンエンゲージメントを高めるという観点からも、デジタル・テクノロジーとの親和性が高い分野である。データ解析などに基づくエビデンスをベースにした練習方法等の開発・実践等の取組を進めた柔道が東京大会において高い成績を収めるとともに、新型コロナウイルスの影響を受けてAI、VR・AR等の技術等を活用した新たなスポーツの楽しみ方も広がった。このように、スポーツ活動にデータ・デジタル技術を取り入れることで、新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」を実現するための手立てを掲げることが求められる。

⁴ スポーツが生産を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念

⁵ 2017年に開催された第6回ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS)にて採択された提言であり、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマに基づいている。

⁶ 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015

スポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な形で進展しており、日本は、このような国際的な動きをリードする立場から、様々なスポーツを通じた国際交流・国際貢献に一層取り組むことが期待されている。

(第3期スポーツ基本計画の策定に向けて)

このような第2期計画期間中の動向を踏まえつつ、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする第3期スポーツ基本計画（以下「第3期計画」という。）を新たに策定するため、令和3年4月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われ、第2期計画の成果・課題の分析とともに、生涯を通じた豊かな Sport in Life ビジョン等も含め2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方と、今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について専門的な審議の依頼がなされた。

同審議会では、総会を4回、総会の下に設けられたスポーツ基本計画部会を11回開催するとともに、同審議会に設置された健康スポーツ部会においてスポーツ実施率に関する目標設定や多様な主体におけるスポーツ実施の促進、地域スポーツ環境の整備等について半年間にわたり議論された内容も踏まえ、スポーツ団体のみならず、地方公共団体や経済団体等の様々な関係者の意見や要望等を幅広く聴取しながら、第2期計画から引き継いでいくべき基本的な考え方や個別具体の施策とともに、デジタル化や少子高齢化の進捗、働き方改革の動向や生活環境の変化など様々な社会環境や状況の変化も丁寧に分析・評価して、新たに取り入れるべき考え方や政策等は何か、といった「不易と流行」を意識した精力的な審議を行った上で、令和3年12月20日、ここに中間報告を取りまとめることとする。

年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことが宣言されている。

第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価

第2期計画では、①「スポーツで「人生」が変わる!」、②「スポーツで「社会」を変える!」、③「スポーツで「世界」とつながる!」、④「スポーツで「未来」を創る!」という4つの観点に基づく中長期的なスポーツ政策の基本方針のもと、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」として、4つの大きな柱ごとの政策目標が設定されている。

これら4つの柱に関し、第2期計画中の施策・目標の進捗に関する総括的な評価は、おおむね以下の通りである。

- (1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【第2期計画で掲げた政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

スポーツ参画人口の拡大について、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進、指導者等の人材育成やスポーツ施設等の場の充実に向けて施策に取り組んだ結果、成人の週1回・週3回以上のスポーツ実施率、障害者の週1回・週3回以上のスポーツ実施率は計画策定時と比較していずれも上昇し、一定の達成度を得たと考えられるが、第2期計画において設定した目標値とはいまだに開きがある状況である⁷。

引き続き、目標達成に向け、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を行う必要があり、特に、スポーツを実施しているが頻度が週1回に満たない層とスポーツ非実施層とといった2つの階層へのアプローチを進めていく必要がある。

- (2) スポーツを通じた活力があり^{きずな}絆の強い社会の実現

【第2期計画で掲げた政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通

⁷ 令和2年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%、成人の週3回以上のスポーツ実施率は30.9%、障害者の週3回以上のスポーツ実施率は12.3%。

じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

スポーツを通じた共生社会の実現については、多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備等に取り組んできたところではあるが、例えば、前述の通り、障害者のスポーツ実施率は増加傾向にあるものの依然目標達成には至っておらず、女性については男性よりもスポーツ実施率が低い状況⁸であるなど、誰でも等しくスポーツが実施できる環境の構築に向け、引き続きの取組が求められる。また、スポーツを通じた健康長寿社会の実現については、スポーツによる健康増進効果に係るエビデンスの蓄積・普及等を行ってきたが、更なるエビデンスの蓄積や、それらをまとめ、活用するための体制整備が求められている。

経済・地域の活性化については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツ産業と他産業との融合の促進、スポーツツーリズム等の取組の促進等の施策を通じて、進捗が図られてきたところではあるが、新型コロナウイルスの影響等もあり、当初想定した施策等では十分に対応ができない側面が生じたところである。また、各地域等での担い手の確保や質の向上にも引き続き取り組む必要がある。

国際貢献については、スポーツ国際戦略⁹を踏まえ、国際競技連盟（I F）等における日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモロー（S F T）事業¹⁰による裨益国・者数等、第2期計画で設定した目標数値はおおむね達成された。引き続き東京大会後も、我が国の国際的地位の維持・向上等のスポーツを通じた国際交流・協力等を積極的に実施していく必要がある。

(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【第2期計画で掲げた政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。日本オリンピック委員会（J O C）及び日本パラリンピック委員会（J P C）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

東京オリンピックでは金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京パラリンピックにおいても総メダル数は過去最高に1個及ばなかったものの、これに迫るメダル獲得等の優秀な成績を収めており、目標に大きく近づく成果を上げているものと考えられる。

⁸ 令和2年度の20代～50代の週1回以上のスポーツ実施率は、男性が57.3%、女性が52.7%。

⁹ 平成30年9月スポーツ庁策定

¹⁰ 東京大会に向けて、スポーツ庁・外務省が中心に官民連携して、世界のより良い未来のため、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリ・パラ・ムーブメントを広げて行くことを目標にした取組。

このような成果が一過性のもので終わらぬよう、東京大会後も継続して我が国の国際競技力向上に向けた施策を効果的・効率的に進めていく必要がある。

(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【第2期計画で掲げた政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

スポーツ・インテグリティの確保については、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定し、これに基づいた取組を推進してきた。例えば、スポーツ団体の適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すスポーツ団体ガバナンスコード（以下「ガバナンスコード」という。）¹¹を策定し、統括団体による適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら実効性の担保に取り組んでいる。他方、スポーツ団体の不祥事の事案等や不適切な指導が問題となる事案等は生じており、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る必要がある。

ドーピング防止活動については、東京大会等に向けて世界的にも評価される検査体制を我が国において構築することができた。クリーンでフェアなスポーツに参加するアスリートの権利を守るためのドーピング防止活動は重要であり、引き続き検査の質的向上や、関係人材の育成等を図っていく必要がある。

（スポーツ行政の総合的な推進を図る上で必要となる考え方）

スポーツ庁は、スポーツ基本法（以下「基本法」という。）の理念である、「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、スポーツ行政の総合的な推進を図るための中核として、関係省庁と緊密に連携協力しながら多様な施策を推進するために、平成27年に創設された。

このようなスポーツ行政の中核的な役割を担う組織として、第2期計画の実行を通じて得られた成果や見えてきた課題等を踏まえて、我が国のスポーツが更に発展できるよう、具体的な支援策や環境整備等を検討し、速やかに取組を進める必要がある。

その前提として、第3期計画では「なぜ国として『スポーツの発展』を目指す必要がある

¹¹ スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

か」という基本的な問いに立ち返り、「スポーツの価値」とは何か、「スポーツ」をどのようなものとして捉えるかについて改めて確認する。このことを通じて、「スポーツの価値」を発揮するために、また、スポーツの発展を図るために必要な具体的な方策を示していく。その際、スポーツ施策は、国だけでなく、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、大学・研究機関などの様々な主体が連携・協力しながら取り組む必要があるため、「スポーツの価値」について各主体間で共通認識を持つことが不可欠である。

2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

(「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」)

平成23年に公布された基本法の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記されている。第2期計画でも示したように、このスポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

この基本法制定以降10年にわたり、こうした前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、様々なスポーツ施策が展開されてきたところである。

国としては、今後、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる「スポーツ基本計画」(以下「基本計画」という。)¹²において、必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。

(基本計画で取り扱う「スポーツ」)

こうした「スポーツ文化」の成熟を目指して第3期計画を策定するに当たり、まずは「スポーツ」の捉え方を整理する必要がある。

具体的には、基本法前文において「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」と示されていることも踏まえながら、第3期計画では、「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つものとして捉えることとしている。

¹² 基本法第9条第1項「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。」

例えば、スポーツを「する」という観点からは、多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人と人とのふれ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれるなど、スポーツを通じて人間らしさが育まれるとともに、そうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられる。

また、スポーツを「みる」という観点からは、選手が試合や競技に挑戦する姿を「観る」ことから得られる感動に加え、更に「応援」することを通じて、選手と観客が一つとなれる一体感や帰属意識等も得ることが可能になると考えられる。

そして、スポーツを「ささえる」という観点に関しては、試合や競技に挑戦する選手を支えるトレーナー、コーチ、伴走者、審判員、スタッフ、ボランティアの方々といった様々な人々の力なくして大きなスポーツの大会を成功させることはできない。また、日々の生活の中で、人々が行うスポーツを支える地域の指導者等の役割も重要である。さらに、人による支援に加え、スポーツ・サイエンスやトレーニング方法の研究成果等の様々な科学的データや知見が、選手たちを支えている側面も見逃すことができない。こうしたスポーツを「ささえる」体制を充実する中で、時には支える側に、また時には支えられる側になることで、人と人との絆や思いやる心を育むことができると考えられる。

このように「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being¹³」の考え方にもつながるものである。こうした「スポーツの価値」を原点として大切にし、更に高め、生涯を通じてスポーツを「好き」でいられる環境を整えていくことが不可欠である。

そして、このような「スポーツそのものが有する価値」を基本としつつ、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると考える。具体的には、基本法前文にもある通り、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めることで、社会の活性化・課題の解決に寄与することができることである。また、地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消につなげるなどの課題解決にも寄与することができると考える。

今後は、このような「スポーツそのものが有する価値」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めていく施策に取り組み、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要となる。

¹³ 「経済・財政一体改革を推進するに当たり、エビデンスに裏付けられた効果的な政策やデータ収集等に予算を優先するなど、EBPMの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きを強化することにより、ワイズスペンディングを徹底する。(略) こうした取組の一環として、人々の満足度(Well-being)を見える化し、分野ごとのKPIに反映する。」(「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定))

3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」

これまでも「スポーツの価値」の重要性は、いかなるときにあっても変わることなく、健康課題の顕在化・深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の深刻化する社会課題の解決に寄与するものとして認識されてきたが、特に第2期計画期間中においては、以下の2つの大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなった。

一つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大である。

新型コロナウイルスの影響の下、スポーツが、いわば「不要不急」のものであるかのごとく扱われ、日々の生活から失われたり、制限されたりすることで、個人にとって見た場合、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失などの悪影響が生じた。また、社会にとって見た場合、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでもある。

このように様々な影響が顕在化したことで、反射的な効果として、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなった。こうした非常事態においても国民がスポーツの価値を享受できるよう、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識される場所である。

二つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で1年延期された上で開催された東京大会である。

新型コロナウイルスの影響により、開催が1年延期され、その後も世界的に継続する新型コロナウイルスの感染拡大の影響の下、東京大会について、大会開催の是非を含めて様々な声が寄せられたところである。

そのような中、徹底した水際対策や行動管理等を通じた感染症対策を行い、オリンピック（以下「オリ」）という。）・パラリンピック（以下「パラ」という。）史上初めて大部分の競技が無観客での開催となった東京大会ではあったが、「する」「みる」「ささえる」といった様々な立場で参画した人々はもとより、開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に対するプラスの影響は大きいものであったと評価できる。

例えば、練習環境の制約や国際試合の中止が相次ぐなどこれまで経験したことのない極めて困難な状況下に置かれたものの、それでもなお、世界中の多くのトップアスリートが、目標に向かって努力を重ね、練習に打ち込んだ成果を発揮すべく、全力で競技に挑んだ。そのような「スポーツをする」真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらした。

また、東京大会から初めて正式競技として採用されたアーパンスポーツと言われる競技を始めとした競技・種目や、パラリンピックの競技・種目などは、初めて目に触れる機会を持った人々が多く、多種多様なスポーツについて新鮮さと高い関心を持って受け入れられ

た。それに加えて、仲間同士で励まし合う姿、対戦相手が互いのプレーをたたえあう姿といった光景を目の当たりにし、世界中の人々は「スポーツをみる」ことを通じてスポーツの持つ力、そのすばらしさを改めて確認することができた。

さらに、新型コロナウイルスの影響下の中での開催という特別な事情の下、安全・安心な形での大会・競技運営を担った大会スタッフや医療従事者、選手の介助、ガイドや器具・用具の開発・整備等のアスリートの競技活動を支えた関係者、そして、ボランティアの献身的な姿等を目の当たりにし、我が国のみならず世界中の人々に、「スポーツをささえる」ことのすばらしさや重要性を伝えることができたと考える。以上のことを通じて、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認するとともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、大規模な国際大会運営で蓄積された知見・データ・ノウハウの積極的な利活用、共生社会に向けた更なる意識向上、国際交流・理解の一層の増進などといった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができたものと考えられる。

また、東京大会では「多様性と調和」を基本的なコンセプトの一つとして、競技力向上を含めて協力体制を築くなど、いわゆる「オリ・パラ一体」を目指してきたが、こうした大会全体を通して、あらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことの重要性が改めて認識された。

他方、SNSを中心に選手への誹謗中傷の問題や、熱中症等のスポーツ活動一般でも生じるような課題が発生するなど、スポーツを実施するに当たって前提となる実施をする者の安全・安心が脅かされるような事態も生じたところであり、このようなスポーツの価値を国民・社会が享受するに当たって、その前提を脅かすような事態・状況に対して迅速・適切に対応することの必要性を再認識したところである。

このように、東京大会の開催を通じて得られた数々の貴重な経験は、今後、我が国のスポーツ界がより発展していくために極めて重要な意義を持つものであったと考える。

第2章では、「スポーツの価値」が発揮されるために、第2期計画に掲げられている「中長期的なスポーツ政策の基本方針」等も踏まえつつ、第3期計画において打ち出すべき施策の基本的な方向性を示していく。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における

「新たな視点」

(第2期計画の基本方針の扱い)

第2期計画では、今後5年間に取り組む施策を示すのに先立って、「中長期的なスポーツ政策の基本方針」として、「多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていく」ために「計画が目指す方向性を分かりやすく簡潔に示す」こととしており、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、

- ① スポーツで「人生」が変わる
- ② スポーツで「社会」を変える
- ③ スポーツで「世界」とつながる
- ④ スポーツで「未来」を創る

という4つの目標の実現に向けて取り組むことを示している。

この方針は我が国のスポーツ推進の在り方について、全ての人々が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの方で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創るという方向性を示したものであり、時間をかけて取り組むべきものとして包括的かつ大局的な観点から整理し、示されたものである。

今後、第3期計画期間終了時の5年後だけではなく、10年後の2030年¹⁴以後も見据えた上で、上記の基本方針については第3期計画においても踏襲して、その方針に沿った施策等の検討・実践を図ることが適切と考える。

(第3期計画において推進するための新たな三つの視点)

このように踏襲した中長期的な基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践していくに当たって、「人生」「社会」「世界」「未来」が指し示す内容については、第1章で述べた通り、スポーツを取り巻く環境や社会的状況の進展とともに、変化が生じていることに留意する必要がある。

例えば、「人生」については前述の通り、働き方や生活の仕方等のライフスタイルの変化が生じていることに加え、「人生100年時代」と言われる中で既存のライフステージ・ライフコースにとらわれないような変化が生じている。

また「社会」については、情報化社会の進展・技術の進歩は著しく、令和3年にはデジタ

¹⁴ 2030年は、我が国の人口の3分の1が65歳以上の高齢者となることで人口構造の急激な変化を迎えると推計されるなど、社会構造が大きく変化すると言われている。

ル社会形成の司令塔としてデジタル庁も設置されたところである。デジタルツイン¹⁵を始めとしたリアルとデジタルの融合も進む中で、様々な活動を実施するに当たっての新たな手法が導入できるようになることはもとより、物事のパラダイム（価値観・定義）すら変わるような事態も生じているところである¹⁶。また、社会の変革に向けて、多くの人・組織が共に活動をすることで、様々な視点や価値観を共有しあう多様性を尊重する声も高まるところである。

「世界」については、2017年7月に「カザン行動計画」が策定されたことからも見取れるように、国際的にもスポーツに係る重要課題について取り組むことは世界の潮流である。現在まで、新型コロナウイルスの影響を受けた入国規制等の関係から国際的な人的交流は制限される傾向にあるが、ポストコロナを展望していけば、国籍・人種・地域等を問わず様々な人が様々な場所で活動するグローバル化の流れがとどまることはなく、スポーツの世界においても国際動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要となる。

「未来」については、日本は、2030年には65歳以上の高齢者が3分の1となるなど人口減少社会を迎える中で、いかにして「持続可能な社会」を作り上げていくのかが重要となる。世界的に見ても、SDGsが各種施策・取組の目標として掲げられている中、未来に向けて日本社会をどのような形で持続可能な社会に切り替えていくのか、その際、スポーツはどのような貢献が可能なのかについて検討することが急務である。

以上のように、上記の中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すに当たっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、以下の三つの新たな視点が必要になると考えられる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

なお、これら三つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのでは

¹⁵ 令和3年版情報通信白書（総務省）によると、「IoT等を活用して現実（フィジカル）空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実（フィジカル）空間の環境を再現する」ことを指す。

¹⁶ 一例として、国際オリンピック委員会（IOC）は、いわゆる「バーチャルスポーツ」について、「身体運動を伴うもの（サイクリングなど）と身体運動を伴わないもの（サッカーなど）の2つの形態」があり、ビデオゲームと区別をすることが重要であるとした上で、「バーチャルスポーツの人気の高まりを生かして、オリンピック・ムーブメント、オリンピックの価値、スポーツ参加を促進し、若者との直接的な関係を育てる。」としている。（「Olympic Agenda 2020+5（日本語）」（https://www.ioc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations_JP.pdf））

なく、相互に密接に関係し合う側面があることにも留意する必要がある。

(第3期計画の新たな視点①—スポーツを「つくる／はぐくむ」—)

「スポーツの価値」を国民・社会が享受するに当たっては、一人でも多くの人々がスポーツに参画できるような環境を整えていく必要があると考える。

他方、例えば、スポーツに関心を持たない層や苦手な層にとって、その多くは、学校や地域のスポーツ環境の場等において、これまでと変わらないスポーツの種類や実施方法等に対して、魅力を感じられず興味がわかなかつたり、不満や非効率さを感じていたりするような場合があることが想定される。

そのような課題を乗り越えるためには、社会情勢や個人個人の置かれた状況に応じて、既存のスポーツの枠組みや考え方のみにとらわれることなく、それらを不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に柔軟に応じた方法やルールを考え出したり、創り出したりするといった、スポーツを「つくる／はぐくむ」という観点が、新たに必要になると考えられる。また、世界に誇れる伝統的な我が国の武道の推進を図るとともに、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入などの多種多様なスポーツの存在・意義を発信し、国民が実施する機会を創出することが必要である。

なお、このことは、飽くまで、スポーツを楽しみ、喜びを感じながら取り組めるようにするため、既存の手法・態様のみに固執するのではなく、環境や状況に応じて柔軟に見直し、改善しながら取り組むことを促す趣旨のものとして考えるべきである。

(第3期計画の新たな視点②—「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる—)

新型コロナウイルスの影響によりスポーツ活動が制限されたことを受けて生じた影響の一つとして、これまでスポーツを通じて関わりを持っていた地域や仲間との交流が失われたということがある。

他方、東京大会で初めて追加されたアーバンスポーツ等の競技を含め、難度の高いパフォーマンスに挑戦をした選手を対戦相手が称賛し合うような光景も話題となったところであり、スポーツを通じて人々がつながり合う姿が印象的に示されたところである。

また、「オリ・パラ一体」がキーワードとしてあげられ、選手同士の交流や双方の競技等への理解が進んだことに加え、国民にとっても、障害の有無にかかわらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。

これまでのスポーツを通じて多様な人々と様々な境界等を越えて交流をできるような環境づくりや共生社会の実現に向けた取組を更に推し進めつつ、既存の区別や整理の仕方を

所与の前提として固定的に捉えるのではなく、一人一人が置かれた状況や事情、特性等も踏まえ、様々な立場にある人々誰もが「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、機運を醸成することが、今後より重要になると考える。

また、スポーツの機会を提供する側や、スポーツを通じて社会経済の活性化を図ろうとする側にとっても、個々の力のみで活動を実施することにとらわれることなく、様々な立場・背景を持った人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の対応や活動の実施を図っていくという視点が重要となる。その際、実際に集まることにとどまらず、情報や知見を共有し合うことも考えられる。

（第3期計画の新たな視点③ースポーツに「誰もがアクセス」できるー）

スポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するためには、その前提として、性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等、それぞれが置かれた状況によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、望まずに途中で離れたりすることがないように、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成を目指すことも重要である。

このスポーツに「誰もがアクセス」できるという視点は、スポーツ活動を実施する上で求められることに加え、昨今の人口減少社会等により、スポーツ活動の担い手不足という課題解決を図る上でも重視されるべきものである。また、アクセスをすることができたとしても、その後、自分の意志に反してスポーツから離れることのないよう、様々な支援策を講じることを通じて、スポーツにアクセスし続けられる環境を整えるとともに、スポーツに取り組む人々の心身の安全・安心の確保にも配慮していくことが求められる。

第3期計画においては、以上三つの視点を基軸として、第2期計画期間中に「中長期的なスポーツ政策の基本方針」に沿って進められた施策・取組の達成状況等を分析して、成果や課題を明確化した上で、具体的な施策を位置付けていくことが必要である。

第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に

重点的に取り組むべき施策

新型コロナウイルスの影響により1年開催を延期し、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で東京大会は開催された。

この東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、ひとえに、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっているとと言っても過言ではない。我が国の取組は、今後長い期間にわたって世界中から注視されることになると考えられる。

そのため、第3期計画においては、東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、従前の方法に加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者との連携・協力の下、以下に掲げる通り、特に重点的に取り組むべき施策群を明確に示すこととする。

(1) 東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上

我が国のアスリートがひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、スポーツへの関心を高めるものであり、このことを通じて国に活力をもたらすものである。東京大会における好成績¹⁷を一過性のものとせず、東京大会のレガシーとして今後も我が国の国際競技力を向上させるため、これまでの取組の成果を引き継ぎ、中央競技団体（NF）が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC¹⁸）と大学等との連携強化による研究推進や人材育成に取り組み、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境を充実させる。

また、HPSCの知見の還元や地域の関係機関との連携強化等を通じた地域の競技力向上に向けた体制構築、NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じて世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するなど、オリ・パラ大会実施競技以外の競技も含め、持続可能な国際競技力の向上を図る。

【第5章（3）「国際競技力の向上」（P.35）参照】

¹⁷ オリンピックにおいては金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、パラリンピックにおいても総メダル数は過去2番目の多さとなったほか、8位以上の入賞者数も近年のオリ・パラ大会と比べて大幅増となった。

¹⁸ 東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えた、JSCが運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点

(2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承

新型コロナウイルスの影響下という極めて困難な状況の中でも、我が国において東京大会という大規模国際競技大会を安全・安心に開催することができた運営ノウハウを整理・蓄積し、我が国で今後開催が予定されている2022年の第19回FINA世界水泳選手権福岡大会、2026年の第20回アジア競技大会(愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ2021関西を始めとした大規模国際競技大会の開催運営に資する形で継承していく。

【第5章(4)「スポーツの国際交流・国際貢献」(P.40)参照】

また、東京大会等に向けて育成・構築した国際的にも高いレベルと評価されているドーピング防止活動に係る人材やネットワーク等を、国内外のスポーツ大会等の様々な活動に有効的に活用できるよう取り組んでいく。

【第5章(12)「スポーツ・インテグリティの確保」(P.64)参照】

さらに、東京大会においては、ボランティアや専門的スタッフ等、スポーツ活動を「ささえる」人材が大いに活躍したことを踏まえ、今後も様々な形でスポーツ活動を「ささえる」人材の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、その質の向上等に取り組んでいく。

【第5章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」(P.55)参照】

(3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた。大会を通じた共生社会に対する理解・関心の高まりと、大会によるスポーツの機運向上を契機とし、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成や、オリ・パラの競技団体の連携強化、研究現場・医療現場等の関係者との連携深化等に取り組んでいく。特に、共生社会の実現に向けた取組を東京大会前後の一過性のものとする事のないような、東京大会を契機に整備されたバリアフリー・ユニバーサルデザインの先進的なスポーツ施設についての仕様や利活用方法等に関する情報発信を行うなど、スポーツを実施する者の多様なニーズを踏まえた環境整備の促進を図る。

また、東京大会では選手村にポリクリニック及びフィットネスセンターを一体的に設置し、医師、歯科医師、看護師はもとより理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたスポ

一ツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、これらの専門性を最大限に活用して、世界最先端の取組に並ぶ切れ目のない連携の下で選手のサポートを行っており、選手や大会関係者から高い評価を得ている。こうしたサポートが受けられる環境は、大規模国際競技大会の場面に限らずアスリートが競技や練習に取り組む際に恒常的に必要なものであることを踏まえ、これら多様な職種が連携してアスリートのサポートを行う体制の整備に取り組む。そして、こうした取組を人々の日常的なスポーツの場面にも展開し、国民の健康増進に寄与してゆく。加えて、地方公共団体や関係団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等の面で支えるスポーツドクターやスポーツデンティスト、アスレティックトレーナー等の専門スタッフや、スポーツファーマシスト等の人材の養成・活用を図ってゆく。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P.26）、（5）「スポーツによる健康増進」（P.44）、（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P.51）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P.55）等参照】

加えて、東京大会に向けて取り組まれてきたオリ・パラ教育¹⁹の知見・経験をいかし、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進するほか、アーカイブ化等を通じて、貴重なスポーツ資料を保存し、広く二次利用を可能とする。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P.40）参照】

さらに、東京大会における知見・経験等を次世代につなげていくため、近年の子供たちの体力低下傾向の食い止めに向けた、スポーツ機会の確保方策など総合的な体力向上策に取り組む。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P.26）参照】

（4）東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり

新型コロナウイルスの影響による入国制限等のため、有観客での開催やホストタウンとの交流等は十分に実施できなかったところではあるものの、東京大会を契機としたかつて

¹⁹ 「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告（平成28年7月21日）」によれば、「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成される。

「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」は、オリ・パラに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）のほか、選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリ・パラの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みとIOC改革の取組、スポーツの公平性を蝕むドーピングの問題点とアンチ・ドーピングの取組等）についての学びが考えられる。

「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」は、オリ・パラを契機としてスポーツの価値（スポーツが個人や社会にもたらす効果）等が考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、スポーツ・インテグリティの保持、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする気運や体を動かすことへの自発的な関心の向上、生涯にわたってスポーツに積極的に参画することにつなげること等が求められる。

ない地域住民等のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」として各地域におけるスポーツによる地方創生、まちづくりの取組に転化させ、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させる。

また、東京大会において会場として使用された国立競技場の運営管理や、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、民間活力を活用し周辺地域のまちづくりと一体となった取組を推進していくとともに、国としては、そうした知見や情報等を地方公共団体に提供し、スタジアム・アリーナなどの地域スポーツ施設の整備を含む官民一体となったまちづくりを推進していく。

【第5章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）参照】

（5）東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献

2014年より東京大会に向けて、世界のよりよい未来のために、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていくことを目指し、我が国主導で実施されたSFT事業は、結果的に令和3年3月末までに204か国・地域の約1,250万人にスポーツの価値を届けることができた。このSFT事業で培われた官民ネットワークを東京大会後も活用し、より一層スポーツを通じた国際協力による我が国の国際的な存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P.40）参照】

（6）東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施

東京大会において課題となった熱中症等の心身の安全・安心を脅かす事象については、一般的なスポーツ活動においても同様に課題となるものであり、東京大会における対応等も踏まえ、選手を熱中症等から守るための対策の徹底や、夏季期間における練習や大会に関する健康面からの見直しの検討など、スポーツ活動全般において、実施する者の安全・安心の確保が図られるよう取り組んでいく。

また、東京大会に出場したアスリート等に対する誹謗中傷^{ひぼうちゆうきやう}の事案等も踏まえ、心理面のサポートの充実などアスリートのメンタルヘルスの向上に取り組み、安心して競技できる環境づくりを進める。

【第5章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P.62）参照】

さらに、スポーツを「する」人々だけでなく、スポーツを「みる」人々や「ささえる」人々の安全・安心にも配慮した形で、スポーツ施設の整備・運営を行うとともに、スポーツボランティア等の参画を促進する。

【第5章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P.55）参照】

第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

第2章で述べた第3期計画の三つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策について取り組むことが求められている。

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」(新たな視点①)

(1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法や大会等参加資格の設定、ルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ、最も適切な手法・態様を取り入れることが重要であり、国は、そうした取組を促すために必要な啓発活動や支援を実施していく。

また、人生100年時代を迎え、特に、スポーツに対する考え方・意欲や生涯にわたってスポーツに親しむための身体的能力等を構築するのに大きい役割を持つタイミングである子供たちに対しては、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう教員を含めた指導者の養成や研修を実施したりするとともに、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実を図る。その際、障害があることを理由として、参加を希望するにもかかわらず体育の授業を見学する児童生徒をゼロとすることを目指すためにも、個に応じた指導計画を作成し指導内容等を工夫するよう、国として教育委員会や学校法人等を通じて学校現場に積極的に働きかける。

加えて、子供たちが参加する大会等についても、既存の運営・実施方法にとらわれず、安全・安心な形で開催されるよう、大会主催者はその在り方を不断に見直していくことが求められる。

【第5章(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」(P.26)参照】

(2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成

次代を担うアスリートを育成する指導者には、指導を受ける選手の将来を見据えつつ、選手自身が自らのスポーツキャリアを考え、その実現に向けて動き出せる自主性・自律性を養うことができる質の高い指導を提供することが不可欠である。このため、国は、そうした優れた指導者を安定的・継続的に養成することを目指し、(公財)日本スポーツ協会(JSP

○) を始めとする各スポーツ団体が取り組む指導者講習や資格取得の充実を支援する。

その際、指導者による理不尽な暴力や不合理な指導が押し付けられることのないよう、それら暴力・不適切指導の根絶に向けて、養成・研修課程において、最新の科学的知見等に基づく指導方法の取得が可能となるよう取り組む。

【第5章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P.55) 参照】

(3) スポーツ界におけるDX²⁰の導入

スポーツ界におけるDXの導入は、データ等を活用することでトレーニング等の様々なスポーツ活動の効率性向上や最適化を図ることにとどまらず、これまで「空間」や「時間」等の壁によって特定の人や組織、地域に偏在していた様々なスポーツに関する知見や機会を国民や社会に広く提供することを可能にする。情報化社会・IT化が進展する中で、国は、既存の手法等にとらわれずに、スポーツを「する」観点においても、「みる」観点においても、VRやAR等を活用したリモートでも楽しめるようなプログラムやデジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進を図ることで、スポーツの価値を広く国民に展開できるように取り組むとともに、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

また、スポーツを「ささえる」観点から、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究を通じて感染症等の制限下でも継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。その際、個人情報保護に十分留意しながら、スポーツに係るデータの集約・解析、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等についても検討を進める。

【第5章(2)「スポーツ界におけるDXの推進」(P.33) 参照】

2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる(新たな視点②)

(1) スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるよう、国は、

²⁰ 「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン) Ver. 1.0」(平成30年12月 経済産業省)において、「DX」は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されている。第3期計画における「DX」は、この定義をスポーツ団体等のスポーツ機会を国民に提供する担い手を主語として、準じて使用するものとする。

様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築することを通じ、スポーツを通じた共生社会の実現を図っていく。その際、施設の整備やプログラムの提供はもとより、啓発活動を通じて、人々の理解の増進や意識を醸成することが重要であることに留意する。

【第5章（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P.51）参照】

（2）スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化

国は、スポーツ活動の重要な担い手であるスポーツ団体が、自主的・自律的にガバナンスを強化し、収益拡大等の経営力の強化を図ることを通じて、「オリ・パラ一体」の理念も踏まえ、持続可能な団体運営や団体間の連携・協力が自発的に行われるよう、各団体における外部人材の雇用も含めた戦略的な経営を行う人材確保等の支援やネットワークの構築を行う。

国は、地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等が連携して、一体感を持って国民のスポーツ実施促進やスポーツによる健康増進、スポーツを通じた地方創生・まちづくり等に取り組めるよう、好事例やエビデンスの提供等の促進等を通じて、機関・団体間の情報共有・連携を促す。

また、地方公共団体は、スポーツ主管部局だけでなく、福祉関係部局、まちづくり部局、経済振興部局等の幅広い部局との連携・協力体制を構築することに加え、域内のスポーツ施設等のスポーツ関係者や、医療機関・福祉施設、企業等のスポーツ実施に関わる組織・人と連携体制を構築してスポーツ実施の促進に取り組む。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P.26）、（5）「スポーツによる健康増進」（P.44）、（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）、（9）「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」（P.54）等参照】

（3）スポーツを通じた国際交流

国は、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強めるため、スポーツ分野の政府間国際協力の推進や、地域間の相互理解に向けた人材交流の支援、国際交流を担う人材育成、日本のスポーツの魅力発信など、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P.40）参照】

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる（新たな視点③）

(1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

国は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）等の体制強化・役割の拡大等を通じて、住民の幅広いニーズに応え、地域社会が抱える課題の解決に資する地域スポーツ環境の構築や、スポーツクラブ等の民間事業者も含めた地域の関係団体等の連携の促進、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、障害や疾病の有無等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするためのユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

【第5章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P.55）参照】

また、国や地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちが、地域コミュニティの一員としてスポーツ活動を楽しめるよう、リモートによるスポーツの場の提供等について支援する。

【第5章（2）「スポーツ界におけるDXの推進」（P.33）参照】

(2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

オリ・パラ競技とともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うパスウェイの構築を進めるとともに、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、地域の関係機関のネットワーク構築による連携強化、地域における専門人材の育成等を進める。

【第5章（3）「国際競技力の向上」（P.35）参照】

(3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保

スポーツに取り組む者が、本人が継続を希望するにもかかわらず、けが・障害や不適切な指導など本人が望まない理由でスポーツを親しむ機会を失ったり、制限されたりすることがないように、継続的なスポーツの実施に向けて、スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保を図る。

【第5章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P.62）参照】

第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第5章では、第3章・第4章に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策について、以下の通り示す。

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。

① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

[現状]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%（障害者は24.9%）（令和2年度）であり、成人のスポーツ非実施者（過去1年間に1度もスポーツを実施していない者）の割合は18.2%（障害者は53.6%）（令和2年度）である。
- ・ 成人の1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している者の割合（令和元年度）は男性が33.4%、女性が29.5%である²¹。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、運動不足を感じるから等様々である一方、スポーツ実施を阻害する要因は、仕事や家事が忙しいから、面倒くさいから、年をとったから等世代によって異なる。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけでなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は60%）を目指す。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、Sport in Life コンソーシアム²²を情報や資源のプラットフォームとすること

²¹ （出典）厚生労働省：国民健康・栄養調査報告

²² 地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等が連携してスポーツ振興に取り組んでいくために、関係団体で構成する

を通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の連携と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進する。

イ 地方公共団体は、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、総合型クラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築して住民のスポーツ実施を促進する。

ウ 国は、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指すとともに、関係省庁と連携して、厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康・体力の保持増進に資するスポーツの普及啓発を行う。

エ 国、地方公共団体は、JISSや地域のスポーツ医・科学センター等を活用し、アスリートだけでなく、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムについても情報提供する仕組みづくりを促進する。

オ 国は、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法やルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる／はぐくむ」ことができるように、必要な啓発活動や支援を行う。

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

[現状]

- ・ 中学生のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところ、運動部活動の平均活動時間は短縮傾向にあり、休養日は増加傾向にあるものの、ガイドラインに定めた時間数等には達していない。
- ・ 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があり、また、部活動の指導が教員の大きな業務負担となっている。
- ・ 令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第一歩として令和5年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示している。
- ・ 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は80.9%²³となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており²⁴、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民

コンソーシアム。Sport in Lifeプロジェクトの一環として行われている。

²³ 設置数は令和3年7月現在3,583クラブ。

²⁴ 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着

が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

- ・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業を通じて、学校体育施設の有効活用を推進している。
- ・ こうした状況の下、令和3年10月、学識経験者や学校スポーツ関係者から構成される「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手し、令和4年7月目途に提言を取りまとめることを予定している。（なお、これまでに議論が終了しない場合は、「第一次提言」として取りまとめ、令和4年度中に最終提言を予定。）

[今後の施策目標]

- ✓ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、まずは、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための実践研究を行うとともに、得られた事例を効果検証し、情報発信することで取組の全国展開を図る。また、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進する。
- イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、子供のニーズに対応できるよう、アーバンスポーツや誰もが等しく参加できるスポーツ、レクリエーション志向などの活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域における青少年の武道実践の

しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

機会の提供を促進するとともに、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図る。

オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図る。

カ 国は、部活動の運営主体の学校から地域への移行の流れを踏まえ、学習指導要領や地域スポーツ環境の在り方など部活動に関する仕組みについて適切なものとなるよう検討する。

キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備（社会体育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等）、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

[現状]

- ・ 第2期計画においては、「自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合」を80%とすることが目標であったが²⁵、令和元年度時点で65.3%への増加にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」である中学生の割合」を計画策定時の16.4%から半減することが目標であったが、令和元年度時点で15.8%への減少にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「子供の体力水準」について、高かった昭和60年頃の水準まで引き上げることを目標としていたが、中学生男子及び高校生男子の50m走を除き、目標に到達しておらず、新型コロナウイルスの影響もあり、体力が低下しており、目標は達成できない見込み。
- ・ 運動時間は小・中学生ともに平成29年度をピークに減少で、運動をする子供としない子供で二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある。
- ・ 幼児期のスポーツ実施頻度は減少傾向にあり、幼児期の子供については運動習慣等に係る現状把握や、スポーツ実施に係る保護者・保育者に対する普及啓発が不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ 体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図る。

その結果として、

- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合を10%（令和元年

²⁵ 平成28年度の策定時は58.7%

度)から5%以下に、生徒の割合を14%(令和元年度)から7%以下に半減、
・卒業後も運動やスポーツをしたいと思う児童の割合を74%(令和元年度)から90%
以上に、生徒の割合を65%(令和元年度)から80%以上に増加、
・新体力テスト²⁶の総合評価がC以上である児童の割合を73%(令和元年度)から80%
以上に、生徒の割合を79%(令和元年度)から85%以上に増加
を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等と連携し、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢等にかかわらず、運動やスポーツなどについての科学的な理解を促し、生涯にわたって健康を保持増進しスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、教員研修、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、大学スポーツにおいてもそうした環境づくりを推進する。
- イ 国は、地方公共団体等と連携し、障害があることを理由として、体育の授業を見学している児童生徒がいる実態を踏まえ、参加を希望する児童生徒の見学ゼロを目指した障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うとともに、障害児のスポーツ・運動機会を確保するため、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体等と連携し、児童が運動の楽しさや喜びをより一層味わえるよう、アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員の活用などにより、主に小学校高学年での体育専科教員の配置を促進する。
- エ 国は、地方公共団体等と連携し、児童生徒の体力・運動能力などの現状を把握・分析し、国・教育委員会・学校における体力向上の取組の改善に役立てる。
- オ 国は、幼児期の子供のスポーツ実施状況や体力水準等に係る現状の把握・評価の在り方について検討する。
- カ 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、障害の有無や性別等にかかわらず幼児期からの運動習慣を形成するため、保護者・保育者等に対し、幼児期における運動の重要性や安全にスポーツを実施できる施設等に関する情報発信を行えるよう支援するとともに、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム²⁷の活用等を通じた運動遊びの機会の充実を促進する。
- キ 国は、地方公共団体及び武道関係団体等と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における多様な武道の指導を充実する。

²⁶ 平成11年度の体力・運動能力調査から導入した実技テスト。小学生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げを実施。中学生は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げを実施。各項目の記録を得点化・合計し、総合評価(A~E)をする。

²⁷ J S P Oが開発した子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

[現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由により、スポーツ実施時間が短い傾向にある。
- ・ 女性については、運動不足を一因とする、骨粗しょう症、極端な痩せ、妊娠中や産後の心身の健康悪化等の健康課題が顕在化している。
- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%（令和2年）と、成人一般の59.9%（令和2年）と比べると大きな隔たりがあり、7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している²⁸。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%（令和2年）、若年層で49.4%（同）と、約5割を占めている。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透等による運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、外出制限等によるメンタルヘルス不調の課題が増加している。

[今後の施策目標]

- ✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。
- ✓ 障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度（若年層（7～19歳）は65%程度）とすることを旨とする。
- ✓ 隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する企業を支援すること等により、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、女性がスポーツを実施する意欲を向上させるための取組や女性のスポーツと健康との関係、女性がスポーツをしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する。

イ 国、地方公共団体は、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者スポーツ大会（都道府県等で行う予選会を含む。）の活用や、総合型クラブとの連携も

²⁸ 7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は、平成27年に31.5%であったのに対し、令和2年は27.9%。

図りながら、引き続き、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む。また、障害者スポーツ用具の整備・利用促進にも取り組む。

ウ 国は、特に、障害者の半数程度を占める非実施層に対するスポーツの魅力の発信や、民間事業者や地域におけるスポーツ実施機会の創出等により、非実施層の減少を図る。

エ 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。

オ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨について周知し、合理的配慮の取組事例の収集及び関係者に対する共有を進めるとともに、車いす競技の体育館利用における誤解の解消等により施設の利用を促進する。

カ 国は、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用して、今までよりもプラス 10 分の運動習慣づくりを促す。

キ 国は、「スポーツエールカンパニー」認定制度²⁹の認知度向上と、認定企業の拡大を図る。また、関係省庁と連携して民間事業者に対する普及啓発活動を行い、民間事業者の「健康経営」におけるスポーツの活用を促進する。その際には、厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」と連携・協力を図り、従業員の健康保持増進活動におけるスポーツの活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ(P. 30)

④ 大学スポーツ振興

[現状]

- ・ 「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」(平成 29 年 3 月文部科学省)の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところである。
- ・ 大学スポーツアドミニストレーター³⁰(SA)の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- ・ 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組においても深化が必要な状況で

²⁹ 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

³⁰ 大学において大学スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する専門人材

ある。

- ・ 大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成 30 年 3 月に独立した民間団体として（一社）大学スポーツ協会（UNIVAS）が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果³¹を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的成果を上げていくことが期待されている。

[今後の施策目標]

- ✓ UNIVAS と一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。その結果として、UNIVAS の認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、「大学スポーツの振興に関する検討会議」（平成 28 年設置）などで議論し整理された、（1）大学スポーツの振興（①安全・安心な大学スポーツ環境の確立、②デュアルキャリアの推進、③大学スポーツの価値向上・認知向上）、（2）大学スポーツによる地域振興といった分野（大学スポーツ振興）について、UNIVAS と連携・協力して、引き続き着実に取組を進める。
- イ 国は、大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大のため、大学スポーツの重要性について、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、広く大学関係者全体、特に大学トップ層の理解を更に促進する。
- ウ 国は、新型コロナウイルスの影響下での経験などを踏まえ、大学スポーツを振興する体制を更に全国の大学へ広げていくため、従前推進してきた SA の配置に加え、各大学の規模やミッションに応じた手法により、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築を加速化する。
- エ 国は、大学が地域における重要な存在として役割を担うことができるよう、先進事例の情報提供等により、大学スポーツが有する資源（施設、人材、知的資源など）を存分に活用した地方創生を推進する。
- オ UNIVAS は、国から独立した民間団体であることを前提とした上で、日本らしい大学スポーツの全国統括団体として、大学スポーツ振興という目的を共有する国と連携・協力した取組を進めるよう努める。

(2) スポーツ界における DX の推進

³¹ 安全対策の実施状況の評価等を行い、認証の発行と安全補償を付与する UNIVAS 安全安心認証制度の創設など。

① 先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大

[現状]

- ・ IT化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まった。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進する。

[具体的施策]

- ア 民間事業者は、必要に応じて国の支援を受け、VRやAR等のデジタル技術を活用してスポーツを新たな方法で楽しむ機会の創出に係る技術開発や普及啓発を推進する。
- イ 国、地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちも含め、多様な主体それぞれが平等に地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室や会話などの双方向的な交流を生むスポーツの場の提供等について支援する。
- ウ 国・(独)日本スポーツ振興センター(JSC)は、関係機関と連携し、デジタル技術等を活用したアスリート支援の充実を図るため、ハイパフォーマンススポーツ³²に関する情報収集・データ分析や、AI、VR等の先端技術を活用した支援手法を含むスポーツ医・科学等の研究の推進に取り組む。これらを通じて、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。
- エ 国は、関係機関と連携し、個人情報の保護に十分留意しつつ、東京大会において得られた情報を始めスポーツに係るデータの集約・解析や、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等について検討を進める。

② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出

[現状]

- ・ デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテインメント性の向上、する分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつある。
- ・ DXによるスポーツの価値向上、さらには、それによる新たなビジネスモデル展開等への期待は高まっているが、いまだ大きな進展は見られない。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、関係者による取組が積極的には行われにくい状況が続いている。

³² 国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動

[今後の施策目標]

- ✓ デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

[具体的施策]

- ア 国は、スポーツの場におけるデジタル技術を活用したビジネスや機器、サービス等の国内・海外の優良事例を広く収集し、関係者に展開する。さらに、デジタル技術の活用に積極的に取り組む事業者等に対する表彰やモデル事業への支援等を行う。
- イ 国は、デジタル技術を活用して身体活動を仮想空間上に投影することや、それを通じて競技者が互いの距離や時間等を気にせずスポーツを楽しむこと等を活用した新たなスポーツづくりを含むビジネスモデル創出への支援も行う。
- ウ 国は、NFT³³やベッティングなど、デジタル技術の発展により新たに可能となったスポーツ関連ビジネスについて、海外の状況を調査するとともに必要に応じて我が国での事業化に際しての検討を行う。
- エ 国は、指導の高度化や指導現場から暴力・暴言を無くすためにも、言語化しにくい内容を映像やデータにより理解できるよう、指導現場におけるデジタル活用を推進する。
- オ 国は、スポーツの場におけるデジタル技術の活用やデータの分析を通じて新たなビジネスモデルを創出することができる人材を育て、増やしていくための支援を行う。

(3) 国際競技力の向上

【政策目標】

我が国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績を挙げることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、国民のスポーツの関心を高めるものであり、これを通じて国に活力をもたらすものであることから、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)及び(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。

そうした取組を通じ、夏季及び冬季それぞれのオリンピック・パラリンピック競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

[現状]

- ・ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化支援等の従前の取組は一定の成果をあげており、今後も、必要な改善を加えながら取組を継続することが必要。

³³ Non-Fungible Token (非代替性トークン)。ブロックチェーン上で発行される、代替可能性のないデジタルトークンのこと。

- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがあり、コーチ等の育成・配置も更なる充実が求められる。
- ・ 選手強化活動や競技普及などにおいて、オリ・パラのNFが連携した取組が必ずしも十分にできているとはいえない。
- ・ 女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続するため、各ライフステージに応じ必要な支援や環境づくり、選手自身や関係者への意識啓発を更に進める必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、これからの選手強化活動に必要な強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。

[具体的施策]

- ア JSC、JOC及びJPCは、各NFによる中長期の強化戦略プランの実効化を支援するため、引き続き、各NFとの連携による協働コンサルテーション³⁴の実施など、PDCAサイクルの各段階での支援等に協働で取り組む。また、国は、この取組における各NFの評価結果については、引き続き、各種事業の資金配分に活用する。
- イ 国は、NFが行う日常的・継続的な選手強化活動に対する支援を行うに当たって、次回のオリ・パラ大会に向けて重点支援競技を選定し、配分額の加算や、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を継続的に実施する。
- ウ JOC、JPC及びNFは、従前の取組の成果を踏まえつつ、選手強化活動全体の強化責任者、海外から招へいた人材を含む優秀な指導者・スタッフ等の育成・配置を進める。国としても、これらの取組を支援する。
- エ 国は、各NFの実情を踏まえつつ、NFが自立して選手強化活動を始めとした様々な活動を進めていくための組織基盤の確立・強化に向けた取組を支援することで、NFの持続的かつ自立的な運営を促進する。
- オ 国は、選手強化活動や競技大会の開催、競技の普及、企業等との協働などにおいて、オリ・パラのNFが、連携した取組を進めるよう促す。
- カ 国及びJSCは、女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備のため、従前の取組により得られた成果や知見を活用し、実践における課題解決に取り組むとともに、相談体制の充実や出産・育児等へのサポートを含めた支援体制の整備を行う。あわ

³⁴ JSC、JOC及びJPCにより構成される協働チームと各NFの強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

せて、指導者についても、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施する。また、女性アスリートの健康課題³⁵等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、NFや地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む。

キ JSCは、スポーツ振興基金助成事業においてアスリートに対する助成を行うこと等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境を整備する。

ク 国は、JSC、JOC、JPC、JSPO、NF、民間事業者、大学等と連携して、クロスアポイントメント制度³⁶等の活用も含めた組織間の人材交流の促進や、ナショナルコーチ等の設置に係る支援等により、指導者・スタッフ等が選手強化活動に専念し、又は、研究者がスポーツ医・科学等に関するより実践的な研究を行うことができる環境の整備を進める。

② アスリート育成パスウェイの構築

[現状]

- ・ アスリートの発掘・育成・強化に関しては、国、地方公共団体、競技団体等が様々な取組を行っている。これらの取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)の整備を進める必要がある。
- ・ アスリートの発掘については、オリ競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう、改善を図ることが必要である。他方、パラ競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト³⁷を通じ、短期間で国際大会等へ出場する選手が発掘されるなど、その効果は高いことから、継続的な改善を図りつつ、引き続き実施していくことが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出する。

[具体的施策]

ア 国及びJSCは、アスリートの戦略的な発掘・育成・強化に向けて、地方公共団体、競技団体、JSPO(各都道府県協会を含む)、(公財)日本パラスポーツ協会(JPS

³⁵ 代表的なものとして、過度なトレーニングにより引き起こされる、利用可能エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症が女性アスリートの三主徴と呼ばれている。

³⁶ 出向元機関と出向先機関の間で、出向に係る取決め(協定等)の下、当該取決めに基づき労働者が二つ以上の機関と労働契約を締結し、双方の業務について各機関において求められる役割に応じて従事比率に基づき就労することを可能にする制度

³⁷ 関係団体と連携して、全国から次世代の有望なアスリートを発掘するプロジェクト。

A) (各都道府県協会を含む)、その他関係機関等による取組の有機的な連携を図る。特に、「日本版FTEM³⁸」等も活用しながら、各NFが、発掘から育成・強化までを一貫して行うアスリート育成パスウェイを構築することを支援する。その際、トップアスリートの引退後のキャリアにも十分配慮する。

イ 国及びJSCは、地方公共団体や競技団体が、アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、これが育成・強化と一貫した取組となるよう、支援する。特に、パラ競技については、タレント発掘のための取組の強化が、競技の裾野を広げ、将来有望な人材がスポーツを実施することにもつながることから、更に幅広い層へのアプローチが可能となるよう取り組む。

ウ 国及びJSCは、引き続きNFと連携し、将来メダル獲得の可能性が高い競技や有望アスリートに対して、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化への支援を実施する。

エ 国、JSPPO及び開催地の都道府県は、国民体育大会(国民スポーツ大会)が、将来有望なアスリートの発掘・育成を含め、競技力向上に資するものであることから、三者が一体となって実施するとともに、「3巡目」に向けた大会の在り方等について検討を進める。

③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

[現状]

- ・ アスリート支援を充実するため、HPSCの機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、アスリート支援の一層の高度化・充実が求められる。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によりNFの選手強化活動が制約を受け、これに対応した経験も踏まえ、安定して継続的に選手強化活動ができる環境整備が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、HPSCや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。あわせて、デジタル技術の活用等により、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的な選手強化活動を行うことができる環境を整備する。**

³⁸ アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてJSCが開発したもの。³⁹ 2022年度よりIOCを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

[具体的施策]

- ア 国及びJSCは、トップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等による研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集・データ分析の充実、パラ競技の用具を始めとした競技用具等に関する研究の実施など、HPSCの機能強化を進める。その際、デジタル技術の活用など、新型コロナウイルスの影響下の経験を踏まえた継続的な選手強化活動を行うことができる環境の整備を進めることに留意する。これらを通じて、NFによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。
- イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援、大規模国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多面的で専門的かつ高度な支援を実施する。
- ウ 国及びJSCは、アスリートに対する^{ひきょう}誹謗中傷等に関する昨今の状況を踏まえ、アスリートがメンタルヘルスを向上させ、大舞台で本来の実力を発揮できるよう、メンタルトレーニングの普及啓発を含む、心理面のサポートの充実を図る。
- エ 国は、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。あわせて、NTC競技別強化拠点においては、NFが策定する強化戦略プランに基づいた選手強化活動を実施することはもとより、都道府県競技団体(PF)などが行う地域における競技力向上の取組にも資するよう、機能強化ディレクターの配置拡充等を通じ、HPSC、地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、スポーツ医・科学、情報等によるサポート等の充実を図る。
- オ 国及びJSCは、大学等とHPSCとの連携による先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用(実装化)できるよう取り組む。あわせて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進めるため、連携協定の締結、クロスアポイントメントの実施、教育プログラムの開発、HPSCの場を活用した実践機会の提供など大学等とHPSCとの一層の連携強化を図る。
- カ 国は、パラ競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置を支援する。

④ 地域における競技力向上を支える体制の構築

[現状]

- ・ ハイパフォーマンススポーツに関するHPSC等の知見を、全国のアスリートの発掘・育成・強化の実践において活用できるよう、地域に還元していくことが必要である。
- ・ 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するためには、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFによるアスリートの育成・強化につなげる仕組みづくりが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ HPSC、NTC競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、HPSC等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。

[具体的施策]

ア 国及びJSCは、地域のアスリート育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、NTC競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。

イ 国及びJSCは、持続可能な国際競技力向上に資するよう、PFを含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFにおける選手強化活動に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組む。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実」エ(P.39)

(4) スポーツの国際交流・国際貢献

① 国際スポーツ界への意思決定への参画

[現状]

- ・ IF等における日本人役員は、第2期計画の目標の35人を達成し、東京大会に向けて日本に対する関心が高まる中で一定の成果を上げたが、依然としてIF役員ポストを多く有する国々とは差がある。NFとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やIFにおいて発言力を発揮できる人材育成の方策を検討する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、現在のIF等の役員ポスト37人規模の維持・拡大を目指す。その際アジア競技連盟(AF)の役員ポス

トも確保する。

[具体的施策]

ア 国は、I F、A F等の日本人役員の増加及び再選に向けたN Fの取組を支援する。また、J S C、J O C、J P C及びN Fと連携し、I F等で活躍できる人材の発掘・育成、次世代を担う職員派遣を推進する。その際、民間人材（東京大会の運営で活躍したプロフェッショナル人材、専門スタッフ、スポーツボランティア）やアスリートを含め、人材のすそ野を広げていく。

イ 国は、N Fが国際スポーツ情勢やI Fの役割を踏まえ、当該I Fにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、I Fにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成などを盛り込み作成する国際戦略に基づき、N F相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

ウ 国は、J S Cのローザンヌ拠点³⁹の活用等により、スポーツをとりまく国際的情報を収集するとともに、我が国の取組について国際的な情報発信をしていく。

② スポーツ産業の国際展開

[現状]

- ・ スポーツ庁、経済産業省、(独)日本貿易振興機構及びJ S Cの4者が、我が国のスポーツやスポーツ産業の国際展開を促進するための連携体制を構築した。
- ・ A S E A N等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、スポーツ産業の国際展開が不十分である。また、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ等のベンチャー企業が、国際的に認知される機会が少ない。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークの構築や情報共有のための基盤を構築する。**

[具体的施策]

ア 国はスポーツ産業の国際展開を促進するためのプラットフォームの検討を行いつつ先進事例や機運醸成のための情報発信を推進する。

イ 国は国際的な展示会・商談会等へ、幅広い我が国のスポーツ関連産業の参加を促進する。また、関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して情報提供を行い、国内のネットワークを形成する。

ウ 国はスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム(S O I P)⁴⁰と

³⁹ 2022年度よりI O Cを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

⁴⁰ スポーツ分野と他産業の融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォーム

連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。

③ スポーツ国際交流の促進

[現状]

- ・ MINEPS⁴¹への参画や日中韓、日ASEAN間のスポーツ大臣会合の立ち上げ、開催を通じ、アジア地域等におけるスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。会合の成果を踏まえ、今後も具体的な協力方策を検討していく。
- ・ 令和3年3月末までに204か国・地域の約1,250万人にスポーツの価値を届けたSFT事業により、NF連携を通じた指導者の招へい・派遣やパラ参加国・地域拡大支援などオリ・パラ・ムーブメントを推進した。この成果を踏まえ、SFT事業の在り方を検討することが必要。
- ・ スポーツを通じた国際交流は、国際的な相互理解を図るために有効であり、青少年を含むスポーツに携わる人材の目を世界に向けさせることが重要。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会のレガシーを一環として、スポーツを通じた国際交流・協力により、スポーツ界における日本のプレゼンスの維持、向上を目指す。
- ✓ SFT事業を通じて培われた官民ネットワークを活用し、スポーツを通じた国際協力による存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

[具体的施策]

- ア スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。
- イ 国内外においてスポーツを通じた幅広い国際交流活動を実施する。特に、国はパリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）に向け、東京大会のレガシーを継承し、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

④ 国際競技大会の招致・開催に対する支援

[現状]

- ・ 今後我が国では、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会や第20回アジア競

(SOIP)

⁴¹ ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS）。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し、実行志向型の提言を発表する会議。

技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等の大規模国際競技大会が開催される予定である。また、札幌市と JOC が 2030 年の札幌冬季五輪の招致を立候補し、IOC と継続的に対話が行われている。

- ・ 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要。
- ・ また、自治体が持続可能な形で国際大会を開催できるようにしていく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上や国際交流・協力や経済、地域の活性化等に寄与する。

[具体的施策]

ア 国は、2022 年の第 19 回 F I N A 世界水泳選手権福岡大会や 2026 年の第 20 回アジア競技大会（愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西を始めとした国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。

イ 国は、開催地及び NF が招致・開催する国際競技大会についてその意義や開催規模の適正性、SDGs や地域社会・経済への貢献に資する開催計画の状況、開催の効率性について、その意義を勘案しつつ支援する。

ウ 国は、国際競技大会の招致・開催に取り組む自治体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促していく。

⑤ オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開

[現状]

- ・ 東京大会に向けて作成されたオリ・パラ教育教材が蓄積されている。また、大会に参加したアスリートと児童生徒との国際交流も含む交流活動等が進められるなど、大会のレガシーをいかした特色ある教育活動が進められている。
- ・ スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを作成し、資料のデジタル化、アーカイブシステムの運用・検証を実施したものの、デジタル化やネットワーク化が不十分であり、また一般ユーザーの利用可能なシステムを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会における知見・経験をレガシーとしていかしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。

- ✓ アーカイブ化・ネットワーク化を推進し、貴重なスポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、アーカイブ化・ネットワーク化を通じて広く二次利用を可能とする。

[具体的施策]

ア 国は、オリ・パラや国際的なスポーツ大会の意義等について、学習指導要領を踏まえた指導が継続的になされるよう取り組む。

具体的には、JOC・JPC・大学・地方公共団体等の関係機関と連携を図り、オリ・パラ教育等の様々なスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を支援するとともに、多様な事例の収集・情報提供を行う。

イ 地方公共団体は、スポーツ担当部局と教育委員会との連携を密に図りつつ、必要に応じてJOC・JPCや企業等の取組も活用し、様々な競技のアスリートと児童生徒との交流活動、体験活動の機会、国際交流活動等を継続的に提供するように努める。

ウ JSCは、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進する。

(5) スポーツによる健康増進

【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じて健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」⁴²に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

[現状]

- ・ スポーツによる健康増進に関するエビデンスは蓄積されてきているが、それらをまとめ、活用するための体制が整備されていない。
- ・ 健康診断においては有所見でも自己認識としては健康と認識している人も多い現状が見られるが、健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツをしようと思う人は少ないとの指摘がある⁴³。

⁴² 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」のこと。国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めている。

⁴³ 自分の健康状態について「健康」「どちらかといえば健康」と回答する人の割合：約80%（令和2年度「スポーツ実施状況等に関する世論調査」）、健康診断（職域）における有所見率：約55%（平成30年 労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果より）

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通じた健康増進を図る。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。(再掲)

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態（住民の特性・施設の整備状況等）に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。
- イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に対し、まとめた科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。
- ウ 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、企業、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、スポーツによる健康づくり、コンディショニングの方法、栄養・休養の取り方や厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」エ(P.27)

② 医療・介護、企業・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

[現状]

- ・ 国民医療費が年間40兆円を越える規模となり、高齢化等によりその更なる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。
- ・ スポーツによる健康増進の効果についての各種事業における好事例等の成果物の利活用や効果的な情報発信、好事例の横展開が不足している。
- ・ 健康のためのスポーツ促進に当たって、医療・介護現場とスポーツ現場の連携や教育・福祉関係部局・地方行政との連携に課題がある。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透や外出制限等により運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加している(再掲)

[今後の施策目標]

- ✓ 地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。
- ✓ 教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護現場とスポーツ現場の連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。
- ✓ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む企業の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ、医療関係団体、企業等に対し、これまで運動が禁忌とされていた患者でもスポーツの実施により予後が良好になると認められる場合が増えてきたことも踏まえ、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等についての情報を共有し、普及啓発活動を行えるよう、支援する。
- イ 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。
- ウ 国は、地方公共団体や企業が行った健康増進に資する取組をまとめ、好事例の横展開を図るとともに、地方公共団体や企業が施策の助言を受けられる機会を提供する。
- エ 国は、医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。また、医師が安心して高齢者に運動・スポーツを推奨できるよう、運動・スポーツ施設の特徴等の見える化⁴⁴を促進する。
- オ 国は、地方公共団体が行う介護現場とスポーツ現場の連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方の情報から安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践するためのプログラム作成ができる指導者等の専門家の養成を支援する。
- カ 民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導等において、医師、保健師等から従業員やその家族に対し、スポーツの実施を通じた健康保持増進について必要な指導を行う。国は、民間事業者や保険者等と連携し、従業員に自らの体力の現状を把握させ、スポーツ実施を通じた健康保持増進の必要性に関する気づきを与えるられるよう、健康診断等の際に体力テストを併せて行う等の取組を検討する。
- キ 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。

⁴⁴ 例えば、各運動・スポーツ施設にはどのような指導者が在籍していて、またどのようなプログラムや設備が整っているのかを情報として見える化することが考えられる。

※本項にも位置付けられる既述施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」イ(P.27)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」キ(P.32)

(6) スポーツの成長産業化

【政策目標】

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5兆円を2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

【現状】

- ・ 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）やジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）などの地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつある。
- ・ 第2期計画でスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円とする目標を掲げており、統計数値がそろそろ直近のデータである2018年までは約9兆円と順調に推移。しかし、その後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けている可能性がある。

【今後の施策目標】

- ✓ **新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとする。**

【具体的施策】

ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進する。具体的には、目標とする2025年までの20拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。

イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションを通じた新たなビジネスモデル開発を支援すべく、対象競技の拡大や地域のスポーツチームや企業等の参画を促進しつつ、セミナー等での機運醸成、先進事例の創出や優良事例の収集・表彰等を引き続き実施する。

ウ 国は、スポーツ団体の収益力を向上させるため、スポーツ経営人材の育成やスポーツ

団体の経営力強化等を支援する。

エ 国は、スポーツ団体・自治体・民間事業者等が連携・共創のもと行う最新テクノロジーを活用した取組、データを利用した取組、地域貢献等の社会的価値創出に資する取組等の動向調査を行い、スポーツが他産業や社会一般にもたらす多様な価値の発信を通じて、スポーツ界への投資を促進する。

オ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を改善することにより、スポーツ市場の分析的確に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。

カ 国は、スポーツ団体が、アジア等の国際市場に対して、スポーツコンテンツの輸出やデジタル技術活用による新たなスポーツ観戦等の提供、インバウンド等の取り込みといった我が国のスポーツ市場拡大につながる魅力的な活動を行うことを支援する。

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり

【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

① スポーツによる地方創生、まちづくり

[現状]

- ・ これまで国のスポーツによる地域振興政策の中心であった「スポーツツーリズム」については、その普及・実践を推進した結果、各地でほう芽が見えつつあるが、この数年は、新型コロナウイルスの影響によるインバウンドの消失や国内人流の抑制のため、苦戦してきた。今後は、ウィズコロナ、ポストコロナの両面から、将来も見据えた更なるコンテンツ開発の促進等が課題である。
- ・ 「地域スポーツコミッション⁴⁵」は、数の上では一定水準に達しつつあるが、そのほとんどが東京大会等を前にしたこの数年間に創設されたものであり、依然零細な組織が多数の状況にある。今後は、地域から期待される役割を果たし、かつ、将来にわたって安定した組織へと発展させていくために、経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（「質的な向上」）が課題である。
- ・ さらに、国は、第2期計画の期中から、東京大会等の「スポーツ・レガシー」として各地に残すため、従来の「スポーツツーリズム」だけでなく、広くスポーツによる地方

⁴⁵ 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織

創生、すなわち、各地の「スポーツ・健康まちづくり」の創出の促進に取り組み始めた。今後は、東京大会が終了したことも踏まえ、全国各地での創出を本格的に加速化させ、スポーツが地域・社会に貢献し、ひいては、スポーツの競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現させていくことが課題である。

[今後の施策目標]

- ✓ 全国各地域がスポーツによる「地方創生」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。

その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%とする。

[具体的施策]

(スポーツによる「地方創生」の加速化)

ア 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁴⁶に従い、東京大会等の「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくり⁴⁷の各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化するとともに、全国で活用がされている地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊など国の施策の活用事例の周知を図りながら、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。

イ 国は、日々の具体業務の中で全国各地におけるスポーツによる地方創生、まちづくりを促進していくに当たって、以下のように「発想を転換」して進めていく。

- ・ スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であり、例えば、地方公共団体の推進体制についても、スポーツ部局はもちろん、首長・企画部局の関与とリーダーシップの下、まちづくり部局、医療・介護・福祉部局、経済振興部局など、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、また、地域住民や企業などの多様な主体とも連携・協力して、「地域をあげて取り組む」ことが不可欠であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」においては、従来のスポーツツーリズムなどのアウトナー施策⁴⁸に加え、インナー施策⁴⁹も含めて、総合的に進めることが重要であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」を促す触媒には、地元プロスポーツ、地域スポーツ、障害者スポーツ、地元アスリート、スポーツ国際交流、スポーツ産業、部活動、地元大学スポーツ、地元スポーツボランティア、地元スポーツ施設など様々な地域のスポーツ資源の全てがなりうること。また、地域振興における「スポーツ」とは、「競技スポーツ」だけでなく、散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど広く身体活動と捉えて

⁴⁶ 令和元年12月20日閣議決定

⁴⁷ まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「スポーツ・健康まちづくり」と呼称

⁴⁸ スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口の拡大の推進施策

⁴⁹ スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現などの推進施策

いくことが可能であること。

- ・ スポーツによる「地方創生」に当たっては、従来のスポーツから地域振興へのアプローチを一步進めて、むしろ、地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想に立ち、スポーツを地方創生に積極的に活用していくことが重要であること。
- ・ スポーツによる「まちづくり」の形として、日々の生活の中にスポーツを取り入れた革新的ライフスタイル⁵⁰も促進すべきこと。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (コンテンツ開発の促進))

ウ 国は、スポーツによる地方創生においても重要な要素の一つであるスポーツツーリズムについて、各地域や関連事業者と連携し、ウィズコロナの中でも三密を避けて楽しむことができる、各地域の自然資源を活用した「アウトドアスポーツツーリズム」や、ポストコロナを見据えてインバウンドニーズの高い日本発祥の武道を活用した「武道ツーリズム」について、コンテンツ開発を積極的に推進する。

また、アーバンスポーツ、ワーケーション等の地域資源をいかした新たなコンテンツの開発や、DXの活用等新たな分野の開拓・チャレンジを積極的に推進する。

エ スポーツ庁、文化庁、観光庁は、引き続き、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を促進する。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (担い手の「質の向上」へのサポート))

オ 国は、地域スポーツコミッションの更なる「質の向上」のため、従前の地域外からの誘客を図る活動に加え、地域向け住民サービスの充実など地域から求められる役割を果たすとともに、その経営の安定性を高める活動を推進する。

また、地域スポーツコミッションにおける「地域おこし協力隊」などの活用のほか、その経営において基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。

カ 国は、東京大会等を契機としたスポーツへの関心の高まりを、大会後も、「スポーツ・レガシー」として、各地域がスポーツによる地方創生の取組に転化させ、継続していくため、ホストタウンの組織体制も活用して地域スポーツコミッションへと発展させる活動を推進する。

(大学スポーツによる地域振興)

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「④ 大学スポーツ振興」エ(P.33)

② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進

[現状]

⁵⁰ 例えば、従来からの都心近郊の海辺に移住し朝はマリンスポーツをしつつ日中は都心で仕事するといった2拠点生活などに加えて、新型コロナウイルスの影響下で新たに注目を浴びた、地方でスポーツに取り組みつつオンラインで仕事をするといった新たなライフスタイル。

- ・ 国立競技場の運営管理については、「新国立競技場整備計画再検討のための関係関係会議」において、東京大会後は、「民間事業への移行を図ること」とされており、新型コロナウイルスの影響も含めて民間事業者等の感触や反応等を丁寧に確認しながら民間事業への移行を着実かつ円滑に進めることが必要。
- ・ 新秩父宮ラグビー場（仮称）については、現在のラグビー場の歴史的経緯や東京都が策定した「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針⁵¹」等を踏まえ、神宮外苑地区のにぎわい創出に寄与する施設となるよう整備・運営していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 国立競技場等の国立スポーツ施設を、スポーツ大会への活用に加え、地域におけるスポーツの拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして、長く、国民の皆様が親しまれる場となるよう、積極的な利活用の在り方等について検討を進める。

[具体的施策]

- ア 国は、J S Cが民間事業への移行に向けた業務を着実かつ円滑に進めることができるよう、国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組を行う。
- イ J S Cは、国立競技場の運営管理について、関係関係会議の方針を踏まえて、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図るとともに、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等を踏まえて、国、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、民間のノウハウと創意工夫を最大限活用できるよう施設整備及び運営に民間活力を活用した事業方式（P F I 事業／B T＋コンセッション方式⁵²）により実施する。

(8) スポーツを通じた共生社会の実現

【政策目標】

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。

① 障害者スポーツの推進

⁵¹ 東京 2020 大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等、民間が事業主体となって進める神宮外苑地区のまちづくりを適切に誘導するために平成 30 年 11 月に策定されたもの。

⁵² PFI 法に基づき、事業者が施設の設計・建設を行った後、所有権を移転（BT（Build Transfer）方式）する方式と、所有者が事業者に対して、運営・維持管理の運営権を設定する公共施設等運営権方式（コンセッション）を組み合わせた事業方式をいう。

[現状]

- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%（令和2年）と、平成29年の20.8%から4.1ポイント増加したが、成人一般の59.9%（令和2年）と比べると依然として大きな隔たりがあり、7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している。
- ・ 小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
- ・ 車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障害があるという理由などにより、障害者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%（令和2年）、若年層で49.4%（同）と、約5割を占めている。（再掲）
- ・ 障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフ（審判、クラシファイア⁵⁸、ボランティアを含む。）の確保が難しい状況がみられる。
- ・ 地方公共団体において、一般のスポーツの推進と障害者スポーツを異なる部局が担当している場合に、両者の連携が十分でないことがあるなど、障害者スポーツの推進体制は十分ではない。また、地方公共団体における障害者スポーツ協会も、都道府県及び政令市の一部にとどまっており、市区町村における推進体制も十分でない。さらに、障害者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等、活動の基盤が極めて弱い。
- ・ 東京大会のパラのテレビ放送時間が過去最長となり、また、多くの競技についてオンラインで動画が配信されたことなどにより、多様なアスリートによる多様な競技での活躍が国民の目に触れた。今後、パラにおいて実施された競技以外のスポーツも含めたスポーツ実施につなげる必要がある。その際、東京大会に向けて培ってきた指導のノウハウのうち、普及に役立てられるものを取りまとめることが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ 障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。

このため、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度（若年層（7～19歳）は65%程度）とすることを旨とする。

[具体的施策]

- ア 国は、JPSAが行っている障がい者スポーツ指導員養成研修等に対する支援等により、障害者スポーツに係る指導者やその他障害者スポーツ関連スタッフの数を増加

⁵⁸ 国際競技大会等で、選手の障害度合いに応じてクラス分けを実施する人。

させる。また、様々な場における障害者に対するフォロー等が行えるよう、障害者を含む一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員、現役の教員等に対する障害者スポーツ指導員資格の取得を促す。

イ 国は、障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。

ウ 国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の事例の収集や情報提供を行うとともに、地域スポーツ環境の基盤強化や一般と障害者の連携を推進する。

エ 国は、一般のスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、地方公共団体、障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ競技団体において、一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。

オ 国は、障害者スポーツ競技団体等がこれまで培ってきた指導のノウハウの普及に向けて取りまとめることを促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ(P.30)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」イ・ウ・エ・オ(P.31～P.32)

② スポーツを通じた女性の活躍促進

[現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由によりスポーツ実施時間が短い傾向にある。(再掲)
- ・ NFに登録されているスポーツ指導者における女性の割合は、令和2年度時点で約22%にとどまっており、男性と比較して低い現状にある。
- ・ スポーツ団体における女性理事の割合は、ガバナンスコード(NF向け)において目標値が40%のところ、平成30年度時点で約15.7%にとどまっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させる。
- ✓ ガバナンスコード(NF向け)及び「第5次男女共同参画基本計画」⁵⁴を踏まえ、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけるよう促す。

⁵⁴ 令和2年12月25日閣議決定

- ✓ 主にASEAN諸国を対象として、スポーツ実施率向上を含めた女性のスポーツに対する持続的協力を推進するとともに、その成果の国内還元により、人材育成を含めた国内の女性スポーツの発展につなげる。

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体に対し、女性役員採用に積極的なスポーツ団体と女性役員候補者のマッチングモデルの形成やスポーツ団体内部における女性役員候補者の育成支援等により、女性役員の登用・育成を支援する。

イ 国は、女性スポーツに関し、ASEAN諸国等における持続的な協力体制を構築する中で、国際的な視野をもった国内人材の質を高め、国内における女性スポーツの更なる発展を図る。

ウ 国は、スポーツを実施する者に対するインターネット上の誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体⁵⁵を始めとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有等に取り組むとともに、スポーツを実施する者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進める。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」ア(P.31)、(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」カ(P.36)

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

[現状]

- ・ JSCや統括団体により、スポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修等が実施されてきたが、団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行するために、引き続き研修等を実施する必要がある。
- ・ 団体の経営力強化について、戦略的な経営を行うための人的資源と知見を補充する組織体制の拡充や、経営力強化に係るノウハウが競技を超えて共有蓄積されていくような仕組みを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じてスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、収益拡大に向けた団体間での情報共有の場の仕組みをつくり、外部人材の雇用創出等を支援していくことで、戦略的な経営を行うための組織体制の拡充を図る。

⁵⁵ JSPO、JOC、JPSAの3団体

[具体的施策]

ア 国は、J S Cや統括団体と連携し、スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を実施する。

イ 国は、スポーツ団体が横断的に情報交換をできるような連絡会議の開催を通じて情報連携を促進するとともに、スポーツ団体に所属して戦略的な経営を行う人材の雇用創出を支援する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」エ・オ(P.36)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

[現状]

- ・ 全国の公立スポーツ施設について、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」⁵⁶や先進事例の情報提供等を通じて、政府全体の計画の下で地方公共団体が行う個別施設ごとの老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定を完了させた⁵⁷。
- ・ 学校体育施設の有効活用について、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施等を通じて地方公共団体の取組を推進した。
- ・ オープンスペースなどを活用したスポーツの場の創出やスポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、PPP⁵⁸等による民間活用等について、各種の講習会の開催等による情報提供を通じて各分野での地方公共団体の取組を推進した。
- ・ 一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ(量・質)の変化に応じた計画的なストックマネジメント⁵⁹の下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的、質的な充実がなお一層求められている。

[今後の施策目標]

- ✓ ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

⁵⁶ 「インフラ長寿化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)等を踏まえ、公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定のための指針等として策定したもの。

⁵⁷ 公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率は令和3年4月時点で76%。

⁵⁸ PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

⁵⁹ 施設の集約・複合化を含めた戦略的な維持管理・更新や既存施設の有効活用等を総合的に進めるもの。

その結果として、対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策定率を令和8年度末に11%（令和元年度末）から50%とする。

[具体的施策]

(スポーツ施設の全体最適化)

ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を把握・公表し、公表データ等に基づく地方公共団体によるスポーツ施設全体に関する計画の更なる内容充実、計画に基づく施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行を推進する。

(「量」的充実)

イ 国は、民間スポーツ施設や大学スポーツ施設も含め、地域に存在する多様なスポーツ施設の有効活用を推進する。

ウ 国は、スポーツはいわゆる「スポーツ施設」以外でも広くできるという発想の転換を地方公共団体等に促すとともに、スポーツが気軽にできる場としての公園、広場、緑道等のオープンスペース、庁舎施設や商業施設等の空きスペース等の多様な空間の積極的な有効活用、自然と歩きたくなるまちづくり、障害者も自然と出歩きたくなるまちづくりの推進等、施設以外にもスポーツができる場を住民ニーズに応じて知恵と工夫により創出する取組を先進事例の情報提供等により推進する。

エ 国は、JSPPO・JPSSA等と連携して、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設について先進事例の情報提供等を行い、これを参考にNF・PF等が地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等の設定や弾力的な運用を行うことにより、地方公共団体による仮設施設や広域ブロック内の既存施設の活用を含めた効率的・効果的な整備や、大会後にそのレガシーとして広く地域住民がスポーツに親しむ場としての積極的な活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実」キ(P.29)

(「質」的充実)

オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式(PFS/SIB)⁸⁰の導入等の多様なPPP等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

カ 国は、デジタル技術を活用した施設情報のオープン化等による施設の収益性、利用や

⁸⁰ 成果連動型民間委託契約方式(PFS(Pay For Success))とは、国又は地方公共団体等が、民間事業者等に委託する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。SIB(Social Impact Bond)とは、PFSによる事業のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。

- 観戦のしやすさを向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。
- キ 国は、地球環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営に関する取組について、先進事例の情報提供等により推進する。
- ク 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化など自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」エ・オ(P.32)

② 地域のスポーツ環境の構築

[現状]

- ・ 地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関係する行政の各部署同士の連携を図る必要がある。
- ・ 地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており⁶¹、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。
- ✓ 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- ✓ 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

[具体的施策]

- ア 国、地方公共団体、スポーツ団体等は、各組織内でスポーツに関する施策立案に携わる人材の育成、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成、地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用等を通じ、障害者スポーツを含め、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携体制を構築

⁶¹ 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツに関係する部局の連携を促進する。

イ 国、地方公共団体等は、専門性を有する運動・スポーツ指導者を有するスポーツ施設と、医師・保健師等を有する医療・介護施設の連携を促進するため、安心・安全かつ健康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者に係る情報の一元化・周知について支援する。

ウ 国、J S P O及び地方公共団体は、中間支援組織⁶²が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及びJ S P Oは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

オ J S P Oは、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ少年団の増加を図る。また、スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会の多様化を図ることを通じ、スポーツ少年団の団員数を拡大させる。

カ J S P Oは、地域スポーツクラブ（仮称）の枠組み⁶³の下に総合型クラブとスポーツ少年団を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。

キ 国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者とスポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

a. 人材育成及び活用に関する方針・計画の策定

[現状]

- ・ スポーツ競技・団体ごとに、必要とされる人材の種類、その規模、育成・確保の進捗等は大きく異なり、その方針は各NFの策定する計画等に一部記載されている。
- ・ このうち、団体の組織運営に関する人材については、ガバナンスコードにおいて各NFは採用及び育成に関する計画を策定し公表しなければならないこととしている。

[今後の施策目標]

- ✓ 各スポーツ団体等において人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行

⁶² 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会を指す。

⁶³ J S P Oにおいて、総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度の統合を視野に入れた上、地域において、総合型クラブとスポーツ少年団が連携・協働する新たな枠組みのこと

していくことを推進する。

[具体的施策]

ア 国は、ガバナンスコードにおいて、各NFに対して組織運営に関する人材の採用及び育成に関する計画の策定・公表を求めていることを踏まえ、ガバナンスコードに関する普及啓発等を通じて全てのNFが人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう後押しする。

イ 国は、スポーツ競技・団体ごとに指導者の数等の状況を踏まえた人材育成及び活用に関する計画（競技団体横断的な計画を含む）策定が統括団体によるコンサルティング等によって着実に進捗するよう注視し、必要な支援を行う。

b. アスリートのキャリア形成

[現状]

- ・ スポーツ界、教育界、経済界等が連携した「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」の運営等、一定の取組が進展。
- ・ 公費による支援を受けた優秀なアスリートの能力は社会の財産であり、その能力が社会に還元されるよう、中央競技団体等は、競技力向上と並行して、アスリートのキャリア形成支援に取り組むことが求められている。
- ・ 一方で、こうしたアスリートのデュアルキャリア形成支援⁶⁴に積極的に取り組むNFはいまだ多勢とはなっておらず、現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者が不足している。
- ・ また、各スポーツ団体、企業、チーム等によるアスリートのキャリア形成支援についての取組の好事例がスポーツ界全体に幅広く浸透しておらず、アスリートが地域や職場での運動指導、スポーツの価値を伝える活動に関わる機会も不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ 現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、NF等が実施する現役時のアスリートのデュアルキャリア形成支援が円滑に行われることを促す。

イ 国は、スポーツ団体及び民間事業者と連携し、スポーツ界におけるDXの進展等を踏まえ、新たな産業領域等におけるアスリートの活躍事例を収集・調査分析し、現役アスリートに対して、セミナー等を通じて情報提供を行う。

⁶⁴ 現役選手としてのキャリアと引退後のセカンドキャリアという2つのキャリアを含む人生設計全体を、アスリートが主体的に考え、現役時から2つのキャリアを形成することができるよう支援するもの。

ウ 国は、オリンピック・パラリンピアン等のアスリートが、現役時代の活躍の先にあるセカンドキャリアも見据えたキャリア形成を現役時から行い、引退時に現役時代に培った能力を社会に還元することができるよう、企業、地域団体、学校での運動指導やスポーツの価値・楽しさを伝える活動、教育活動等に関わる機会を、JOCが実施するアスリート派遣事業等を通して拡大する。

c. スポーツ指導者の育成

[現状]

- ・ 資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。
- ・ 障がい者スポーツ指導員養成のための講習会等を通して、公認障がい者スポーツ指導者資格取得の促進を図ったが、更なる資格取得者の増加と活用が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。
- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。

[具体的施策]

ア 国は、JSPO、JPSA、JOC、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOが実施する公認スポーツ指導者制度及びJPSAが実施する公認障がい者スポーツ指導者制度並びにJOCナショナルコーチアカデミー事業⁶⁵の理念の理解増進や連携等を進めるとともに、質の高い指導者の養成を支援する。

イ JSPOは、国の支援を受けつつ、NF等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障害の有無にかかわらず全ての人がスポーツを実施できる環境整備を進めるとともに、年齢、障害の有無にかかわらず指導できる多様なニーズに対応した質の高い指導者の養成を図る。

エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野における暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。

オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導者資格を取得した指導者が十分に活用される環境の整備を行う。JPSAは、障害者スポーツの理解・普及の促進のための新しい資格の創設に向けた検討を行う。

⁶⁵ 各競技種目のトップコーチ等を対象とした演習・講義等により、「コーチング」「マネジメント」「コミュニケーション」等のカリキュラムやケースメソッドを通して経験や知見を交換し合える環境を作ることで、オリンピックを始めとする大規模国際競技大会に派遣するコーチ・スタッフの更なる資質向上を図る事業。

カ 国は、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施するとともに、女性アスリートの健康課題等に関する指導者への理解促進等に取り組む。

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

[現状]

- ・ メガスポーツイベントの開催など、ボランティアとして参加する機会の拡大等により、スポーツボランティアへの関心は高まりつつある。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがある。また、ナショナルコーチの育成・配置も更なる充実が必要である。(再掲)
- ・ 東京大会後のレガシーとして育成したドーピング検査員の活躍の推進が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。
- ✓ (公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)等と連携し、東京大会を通じて獲得した知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質能力向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOと(公財)笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークのスポーツボランティア活動の推進に関する連携協定⁶⁶のような取組を促進することにより、スポーツに関わる人材の拡充を支援する。

イ 国は、国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続きドーピング検査員への定期的な研修を実施する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等のメディカル・コンディショニング⁶⁷面で支える専門スタッフの養成やその活用を拡大する。

※本項にも位置付けられる既出施策:(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」ウ・ク(P.36、37)

⁶⁶ スポーツボランティア活動に参加する人と場の拡充を図り、スポーツボランティア文化の醸成を目指すことを目的として、令和元年12月にJSPO、笹川スポーツ財団、日本スポーツボランティアネットワークの三者間で締結された協定。

⁶⁷ スポーツ現場における健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の応急措置、リハビリテーション及び体力トレーニング等に関連する分野。

e. スポーツ推進委員の有効活用

[現状]

- ・ 地方公共団体と住民との間で、連絡調整を遂行しているスポーツ推進委員が少ない⁶⁸。
また、スポーツ推進委員の認知度が低く、成り手が不足している⁶⁹。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ推進委員と地方公共団体等との連携体制を強化・構築して、連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出すとともに、スポーツ推進委員の質の向上を目指す。
- ✓ 広報活動を実施しつつ、各地域においてどのような人材が必要かを見定め、その地域におけるスポーツ推進委員として適切な人材のリクルートを実施する。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員と地方公共団体のスポーツ部局や総合型クラブ等のスポーツ団体、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会等の関連団体との、合同の連絡会議設立を促し、会議の場で研修、意見交換等を実施し、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制を構築できるよう支援する。
- イ 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員が参加する研修制度の充実や、行政担当者の研修への参加、スポーツ推進委員とスポーツ担当部署以外との連携等を通して、スポーツ推進委員の資質能力向上を図ることができるよう、支援する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、スポーツ推進委員の活動状況を把握するとともに積極的な広報活動を実施してスポーツ推進委員の活動の「見える化」を促進することで、スポーツ推進委員に対する認識・理解を促進し、地域にふさわしい成り手の確保を図る。

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[現状]

- ・ 各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・ 無資格の指導者によって不適切な指導が行われたときに処分ができない等、十分な対応ができなくなる場合がある。
- ・ 資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に

⁶⁸ スポーツ推進委員の活動のうち、「地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整（コーディネーター）」の割合は48.8%にとどまっている。

⁶⁹ スポーツ推進委員の「地域住民への認知度が低い」が63.8%と高く、認知度が低いゆえに「引き受けてくれる人がいない（成り手不足）」が71.0%となっている。

普及していない。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。(再掲)

[具体的施策]

ア 国及びJSPPOは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

※本項にも位置付けられる既出施策:(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」「c. スポーツ指導者の育成」エ(P.60)

② アスリートに対する^{ひぼう}誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止

[現状]

- ・ アスリートに対する SNS 等での^{ひぼう}誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進める。

[具体的施策]

※本項にも位置付けられる既出施策:(8)「② スポーツを通じた女性の活躍促進」ウ(P.54)

③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止

[現状]

- ・ 体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。
- ・ 学校における熱中症の発生状況としては、中学校・高等学校での発生割合が 85%を超えており、その 70%以上が運動部活動中での発生となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様な国民一人一人が安心・安全に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備する。

[具体的施策]

- ア 国は、競技団体、地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行う。
- イ 国は、J S C及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえ、スポーツ大会の開催時期等の見直しを図る。

(12) スポーツ・インテグリティの確保

① スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

[現状]

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開始された。
- ・ スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの団体間で意識に差があり、特に適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 令和6年度に全NFに対する初回の適合性審査が完了する計画となっているが、随時、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ・ その際、諸外国の中央競技団体のガバナンスコードの遵守状況や取組等の知見を国やJ S Cが蓄積しておく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。**

[具体的施策]

- ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。
- イ 国は、一般スポーツ団体⁷⁰に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、J S Cスポーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。
- ウ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓

⁷⁰ NFに該当しないスポーツ団体。

口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。

※本項にも位置付けられる既出施策：(11)「① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶」ア(P.63)

② 紛争解決制度の整備

[現状]

- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項⁷¹の採択について、JPSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。
- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等が原因として考えられる。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を推進し、NFに加えより多くのスポーツ団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択すること等で適切な紛争解決制度が構築され、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決が促進されることを目指す。

③ ドーピング防止活動の推進

a. 検査体制等の整備

[現状]

- ・ 国際基準に基づく国内の検査分析体制を適切に整備し、ラグビーワールドカップや東京大会等をクリーンな大会として実現し、スポーツの公平性・公正性を確保した。その一環として（一社）日本スポーツフェアネス推進機構が設立された。
- ・ ドーピング防止活動推進法の成立（平成30年10月）を踏まえ、東京大会に向けドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図るため、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築した。
- ・ 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していく

⁷¹ スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、(公財)日本スポーツ仲裁機構(JSAA)によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

ことが必要。

- 分析の質的向上を目指す国際的な潮流を踏まえ、ドーピング検査における血液検査を適切に実施するなど、引き続き、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツにおける公平性・公正性を確保していくことが必要。
- 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング⁷²等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。

[具体的施策]

ア 国は、JADA等と連携し、国際検査機関（ITA）が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJADAの職員等を派遣するなど、引き続き国内の持続可能で適切な検査分析体制を整備する。

イ 国は、JSC、JADA等と連携し、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化するドーピングについて問題意識を関係者に共有しつつ、適切なドーピング防止体制を検討していく。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.61)

b. 国際的なドーピング防止活動

[現状]

- 我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低い。世界ドーピング防止機構（WADA）の規程等を遵守するため、WADAの監査等にも対応して必要な改善を行いつつドーピング防止活動を着実に実施している。
- 我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動の意思決定等に人的な貢献を果たし、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- WADAやUNESCOにおける国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に、JSC、JADA等と緊密に連携し積極的に参画することは重要。また、ITA等の関係機関と連携を深め、国際的なドーピング防止活動に貢献する必要がある。

⁷² 遺伝子治療の技術を転用して競技能力を高めるために遺伝子編集等を行うこと。

[今後の施策目標]

- ✓ WADAへの参画による国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ✓ 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員について、アジア競技大会（2022年中国）、世界水泳選手権（2022年日本）、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会における活躍を推進するほか、SFT事業を通じて得られたネットワーク、知見、成果を活用し、諸外国のドーピング防止体制の整備を支援する。

[具体的施策]

ア 国、JSC及びJADAは、WADAやUNESCO等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に参加。

イ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.61)

c. 教育研修活動

[現状]

- ・ 令和3年1月に発効したWADAの「教育に関する国際基準」に沿った教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- ・ サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反や居場所情報の提出不備が発生している。
- ・ 対象者に応じた教育プログラムや、大学生のアスリートに対するドーピング防止教育をより一層推進する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえた Educator⁷³による教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。

[具体的施策]

ア 国は、JADA・JOC・JPC等の関係機関と連携し、幅広いアスリート等に教育を提供する Educator の養成を支援する。

⁷³ WADA が示す教育に関する国際基準や「スポーツの価値を基盤とした教育」等の内容に堪能であり、教育を提供するための研修を受けた者であって、署名当事者である JADA により認定された者をいう。

イ 国は、JADA等と連携し、アスリート、サポートスタッフや、医師・歯科医師・薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動を推進することにより治療使用特例（TUE）不備等によるドーピング防止規則違反の発生を抑止する。

ウ 国は、JADA等と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図る。

d. 研究活動

[現状]

- ・ ドーピング防止に貢献する新たな研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ドーピングの防止に関する最先端研究を推進し、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

[具体的施策]

ア 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を計画的に推進する。

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進

(数値目標を含めた成果指標の考え方)

第2期計画では、第1期スポーツ基本計画（以下「第1期計画」という。）の数値目標等をベースに、達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、具体的施策の実施主体と取組内容を明示しつつ、できる限り成果指標を設定することとし、特に数値を用いた成果指標は、第1期計画の8から20に増加させることとした。

こうした成果指標を増やして設定することによって、当該施策の目的をどの程度実現できたかどうかを、客観的な数値の達成状況と照らし合わせることで評価しやすくなったという効果が生まれてきている。

しかしながら、現行の指標は、当該施策の達成状況を個々に評価するにとどまっているものも多く、様々な施策群が相互に関係し合いながら、スポーツの推進における中長期的な基本方針を進める上でどのような効果を挙げているのか、といった総合的な評価を行っていく際には、なお工夫の余地があると考ええる。

加えて、当該指標の位置付けについて、我が国のスポーツを推進するための個別具体の事業活動やそれらに要する経費として投入された予算等を踏まえながら、実際の活動を通じて達成された実績を評価するアウトプット指標と、それらの活動実績を通じて達成された成果を示すアウトカム指標との仕分を更に精査していく必要があると考ええる。

(スポーツ行政分野におけるEBPMの推進)

こうした課題を改善していくため、現在政府全体で進められているEBPM (Evidence-based Policymaking/エビデンスに基づく政策立案) に、スポーツ行政分野においても取り組んでいく必要がある。具体的には、

- (1) 政策目的を明確化させ、
- (2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か

など、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス（根拠、証拠）を可能な限り収集し、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組・限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すべきである⁷⁴。

⁷⁴ 「EBPM推進に係るこれまでの取組等」（令和2年10月27日、経済財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザーボード 内閣官房行政改革推進本部事務局 配布資料）

(第3期計画におけるロジックモデルの構築)

このため、第3期計画においては、第2章1.で示したような方向性が真に実効性がある形で遂行されるよう担保することを目指し、数値を含む成果指標とスポーツの推進等のために実施していくべき各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、ロジックモデルを構築することが重要である。なお、その具体的な構築に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）などの方針に従い、政府の関係会議やEBPM担当部局と緊密に連携・調整しながら具体化することとする。

(第3期計画における評価の実施)

また、当該ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する必要がある。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していくべきである。

こうしたスポーツ政策のロジックモデル等の整理・分析に加え、各政策目標を達成するための各施策について、その効果がどのような成果を挙げているのか、効果の測定を行う他、実施事業の検証を行い、事業改善を図るといった、科学的知見を踏まえた政策立案を進めることも重要である。

このように、第3期計画において、その取組や施策の実効性を高めるために、EBPMを積極的に進めていくことも必要である。なお、こうしたEBPMの推進に当たっては、研究機関や大学等と緊密な連携による、スポーツに関する研究の推進やデータの収集等の取組、これに向けた体制の確立が求められる。

2. 第3期計画の広報活動の推進

人々が、様々な楽しみや喜びを感じながら、自ら進んでスポーツに取り組んでいくことができる社会を目指すためにも、第3期計画で示した基本的な考え方や具体的な内容が一部の関係者間で共有されるだけでなく、国民を始めとする社会全体に対して、その趣旨や内容等を分かりやすい形にして、広く伝えていく広報活動を積極的かつ継続的に推進することが不可欠である。こうした広報活動を通じて、多くの人々がスポーツの価値や効用等を理解して、自ら興味・関心を持ってスポーツに関する情報を収集したり、実際にスポーツに親しんだりすることにつなげていく必要がある。

そのため、広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる国民層、国民のニーズや社会の動向等を意識した広報ツール（SNS、動画配信サービス等）を適宜活用

していくとともに、広報の対象となる層に応じて、第3期計画の中で理解してもらいたい考え方や、関心が高いと思われる施策等を取り出して、分野別に情報提供をするなど工夫することが求められる。また、スポーツを、多くの人々に親しみを持って受け止めてもらえるよう、トップアスリートやスポーツ団体など、日本スポーツ界の関係者の協力も得ながら取り組んでいくことも重要である。

さらに、単に情報を発信するだけでなく、広報した内容が、国民や社会全体でどのように受け止められたのか、規模感や具体的な反応等にも留意しながら、具体的な活動内容を不断に検証していくことを通じ、今後の広報活動の改善・充実につなげることを目指すべきである。

3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

基本法第8条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算については、東京大会等の大規模国際競技大会の開催でのスポーツへの関心や熱意の高まりが一過性のものに終わらないよう、引き続き安定的なスポーツ関係の予算の確保を図っていく必要がある。また、その前提として、予算の効率的・効果的な活用を努めるとともに、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また、スポーツ振興投票制度については、令和2年12月にスポーツ振興投票の実施等に関する法律が改正された⁷⁵ことを踏まえ、JSCにおいて令和4年度の販売開始に向けて検討をしている新商品等による売上げの向上や、業務運営の更なる適正化や広報活動の展開による収益の拡大に努め、スポーツの推進のための貴重な財源として有効に活用する。

加えて、スポーツに対する寄附や投資の一層の活性化を図るとともに、クラウドファンディングやスポーツデータの活用による新たなビジネスモデルの展開等、スポーツの推進に要する財源に関して様々な議論があることも踏まえつつ、引き続き多様な財源の在り方について検討することが重要である。

こうした取組を通じてスポーツを推進することが、人々の健康を増進したり、地域の活性化や課題解決に寄与したりすることとなり、人々の生活や心を豊かにできることを明らかにして、国民からの期待や支持を受けて更なる財源の確保につながる好循環を作り出すと

⁷⁵ 主な改正内容は、以下の通り。

- (1) スポーツ振興投票の収益の用途の拡大を図り、スポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（プレイヤーズファーストの徹底）、地域におけるスポーツ活動、医療従事者等の派遣、スポーツ団体の運営基盤の強化、感染症等が発生した場合における選手の支援事業等に収益を充てられることを定める。
- (2) (1)の収益の用途の拡大に対応できるよう、スポーツ振興投票の売上向上を図る観点から、①バスケットボールの対象競技への追加、②単一の試合の結果・スコアを予想する新商品（単一試合投票）及びリーグ戦やトーナメント戦の順位を予想する新商品（順位予想投票）の導入に、投票対象を広げる。

いう「スポーツを通じた人への投資」を充実させていく視点を持つことも重要である。

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援

第2期計画でも示したように、基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、飽くまでも「スポーツの主役は国民」であり、また、国民にその機会を提供する地方公共団体やスポーツ団体、民間事業者等が主役である。国としては、各主体が「主役」としてスポーツに参画し、そして最大限その価値を体感できるよう、様々な取組・施策を図っていく必要がある。

(スポーツの「主役」としての国民)

国民一人一人が、それぞれのライフステージ等に応じて適切なスポーツの実施方法を見いだせるような機会の提供や実施方法の広報が必要となる。また、その担い手となるスポーツ団体や地域の活動等に参加・貢献するなど、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず多様な方々が参画し、国民全員でスポーツをする環境を育むようなムーブメントを啓発することが必要である。

加えて、その前提として、スポーツを実施する者の心身の健康や安全を脅かすなど、スポーツそのものの価値を毀損したり、制限したり、おろそかにするような指導方法や実施環境等は一切否定すべきであり、そのような事態を生じさせないような対応を取っていくことが不可欠である。

また、特にアスリートについては、競技する上で自らの心身の健康状態を意識的に管理できる知識、自らのアスリートキャリアに係る考え等をより一層深めるとともに、高い倫理観を持つことが重要である。また、スポーツ活動を通じて得た知見をスポーツ活動に携わる次の世代や地域社会につなげていくことが望まれており、その契機となるプログラムや機会の提供を図ることが必要である。

(「スポーツ団体」「民間事業者」等に期待される役割)

スポーツ団体や民間事業者等については、アスリートを含むスポーツを実施する者やスポーツに対する意欲はあるものの実施できていない層のニーズを受け止め、オンライン、AI、VR・AR等の最先端の技術等を活用して新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」機会を創出し提供できるよう、国は、その取組を支援することが必要である。また、国は、民間事業者の活動の現状や課題等を整理することが必要である。

さらに、国民にスポーツの活動機会を提供する担い手としての役割を十分に果たせるよ

う、スポーツ団体は、ガバナンス・経営力の強化に向けた取組を図ることが必要である。⁷⁶

特に、NFは、ガバナンスコード（NF向け）に示されているように、国内において特定のスポーツを統括して広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々のよりどころとなる団体である。その役割は「競技力の向上」にとどまらず、当該スポーツに親しむ人々を一人でも多く増やしていくための「普及啓発」に広く取り組むことも期待されている。(1)トップレベルの選手や指導者以外にも、対象スポーツに「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で関わる全国の愛好者、都道府県協会や都道府県連盟といった地方組織、スポンサー、メディア、地域社会など多くのステークホルダー（利害関係者）が存在する、(2)唯一の国内統括組織として、対象スポーツの普及・振興、代表選手の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等の資格制度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に行っているという、大きく2つの総括的な特徴を有することを鑑み、各種の公的支援の対象ともなっている。そのため、その業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体として、NFは特に高いレベルのガバナンスの確保が求められていることを自覚しなければならない。

他方、一般スポーツ団体も、地域においてスポーツの普及・振興等の重要な担い手となっており、スポーツの果たす公共的役割の重要性も鑑みつつ、自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていくことが求められる。

（「地方公共団体」に期待される役割）

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものとする。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無など多

⁷⁶ 基本法第5条第1項「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」、同条第2項「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」

様々な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に関係部局・団体が一体となって取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることはもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村といった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

以上のように、様々な主体と連携・協力することで、スポーツが持つ無限の可能性を発揮できるように取組を進める必要がある。

おわりに

(※今後、審議を踏まえて作成予定)

研究指導

特別研究 I・II

専門科目

スポーツ科学分野

バイオメカニクス特論
 ・
 運動生理学特論
 ・
 スポーツ医学特論
 ・
 スポーツ栄養学特論
 ・
 スポーツリハビリテーション特論
 自然科学・医科学領域

スポーツ社会学特論
 ・
 スポーツ心理学特論
 ・
 コーチング学特論
 ・
 トレーニング学特論

社会科学・コーチング学領域

関連分野

スポーツ統計学特論

スポーツマネジメント特論

スポーツ英語演習 I・II

基本科目

スポーツ科学総論 1・2 スポーツ科学研究法

養成する人材像

競技スポーツにおける課題解決能力を高め、
国内外の知見を通じて競技力向上に関する高度な専門性を有する人材を養成する。

ディプロマ・ポリシー

DP1. 多文化、異文化を理解し、グローバル化する知識基盤社会の一員、スポーツに関わる一員として自らの意見を表現することができる。

DP2. 知識基盤社会の構成員として自らの専門における研究能力のみならず、確かな教養と高い倫理感を持ち、論理的な思考力を有し、スポーツにおける競技スポーツの位置づけ及び意味に対して自らの意見を説明できる。

DP3. スポーツに携わる中で、自らが発見した問題や直面した問題に対し、専門的な知識・技能を用いて主体的にかつ協働して体系的な解決策を見だし、それを遂行することができる。

DP4. これまでに修得した知識及び高い倫理観の下、生涯にわたりスポーツ分野において指導的な立場から知識基盤社会をリードすることができる。

カリキュラム・ポリシー

CP1. 基本科目：スポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための基本科目を設定する。

・スポーツ科学総論1・2 ・スポーツ科学研究法

CP2. 専門科目：基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するため、スポーツ科学領域と関連領域2つの領域からなる専門科目を設定する。

スポーツ科学分野

- ・バイオメカニクス特論
- ・スポーツ心理学特論
- ・スポーツ社会学特論
- ・スポーツ医学特論
- ・運動生理学特論
- ・スポーツ栄養学特論
- ・コーチング学特論
- ・トレーニング学特論
- ・スポーツリハビリテーション特論

関連分野

- ・スポーツマネジメント特論
- ・スポーツ英語演習Ⅰ・Ⅱ
- ・スポーツ統計学特論

CP3. 研究指導：基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として、研究の手法について指導する研究指導を設定する。

-設置等の趣旨(資料)特別研究Ⅰ・Ⅱ

スポーツ科学に基づく
高度な専門的知識・実践能力を持ち、競技スポーツの現場に即した
高度専門職業人

スポーツ科学に関する
高度な専門的知識を持ち、競技スポーツの現場に即した
研究能力を有する者



アスリート
コーチ・指導者



競技スポーツの現場に即した高度な研究

スポーツ科学
理論・基礎研究

アクション
リサーチ

競技スポーツ
実践・現場

競技スポーツ
サポート支援体制

研究施設

◆ 日本大学スポーツサポートシステム

- ◆ 低酸素トレーニング室
- ◆ 三次元動作解析室
- ◆ 流水プール⁷⁸ など

修了までのスケジュール表

		大学院生		研究指導教員	大学院分科委員会・審査員等		
1年次 前期	4月	「特別研究Ⅰ」 の履修	基本科目「スポーツ科学総論1・2」「スポーツ科学研究法」、及び専門科目の履修	新入生ガイダンス	ガイダンスの実施、指導教員の決定		
	5月		基礎科目、専門科目の履修を通じて、研究計画案を立案する	研究計画案の立案に関する指導を行う。			
	6月						
	7月						
	8月						
9月							
1年次 後期	10月		専門科目の履修	下旬：研究構想発表会の実施		構想発表会に向けた指導を行う	
	11月			自身の研究を遂行するにあたり必要な研究手法を学び、予備調査、予備実験等を行う		予備実験実施に向けた指導を行う。倫理審査提出に向けた指導を行う。	
	12月						
	1月						
	2月	中旬：研究計画発表会の実施					
3月	研究テーマ最終決定、倫理審査提出						
2年次 前期	4月	「特別研究Ⅱ」 の履修	必要に応じて専門科目の履修	計画発表会に向けた指導を行う	修士論文審査員の決定		
	5月			研究計画を実行に移し、計画に基づいて調査・実験等を実施する		実験データの分析方法等を指導し、中間発表の指導も行う。	
	6月		必要に応じて専門科目の履修	下旬：修士論文中間発表会の実施、修士論文審査員の決定		中間発表会の指摘を踏まえ、修士論文の指導を行う。	
	7月						
	8月						
9月							
2年次 後期	10月		必要に応じて専門科目の履修	修士論文作成		修士論文確認・最終発表会の指導を行う。また口頭試問に向けた指導をし、修士論文最終提出に向けた指導を行う。	修士論文審査・最終発表会・口頭試問
	11月						
	12月						
	1月	中旬：修士論文および要旨の提出 下旬：最終発表会の実施、口頭試問の実施					
	2月	修士論文最終提出			修士論文可否判定		
3月		修了判定					

日本大学大学院スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻履修モデル①

養成する人材像①

スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持ち、
競技スポーツの現場に即した高度専門職業人

配当年次	科目区分	授業科目	単位数		
			必修	選択	
1年次	基本科目	スポーツ科学総論 1	2		
		スポーツ科学総論 2	2		
	スポーツ科学研究法	2			
	専門科目 (スポーツ科学分野)	スポーツ栄養学特論		2	
後期	(関連分野)	スポーツリハビリテーション特論		2	
		スポーツ統計学特論		2	
通年	専門科目 (スポーツ科学分野)	スポーツ英語演習 I		1	
		(関連分野)	スポーツ医学特論		2
		コーチング学特論		2	
通年	研究指導	トレーニング学特論		2	
		スポーツマネジメント特論		2	
		スポーツ英語演習 II		1	
2年次	通年	特別研究 II	4		
修得単位数			小 計	14	16
			合 計	30	

※太字科目を履修推奨科目とする

【大学院修了後に想定される卒業後の進路】

スポーツ科学高度専門職領域修了後の進路

- ・ トレーニング指導者
- ・ 各種スポーツの専門コーチ・指導者
- ・ 競技スポーツの運営・強化に関わる競技団体の職員
- ・ プロアスリート、実業団アスリート
- ・ スポーツ関連企業等

日本大学大学院スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻履修モデル②

養成する人材像②

スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち
競技スポーツの現場に即した研究能力を有する人材

配当年次	科目区分	授業科目	単位数		
			必修	選択	
1 年次	基本科目	スポーツ科学総論 1	2		
		スポーツ科学総論 2	2		
	スポーツ科学研究法	2			
	専門科目 (スポーツ科学分野)	バイオメカニクス特論		2	
後期	専門科目 (スポーツ科学分野)	運動生理学特論		2	
		スポーツ統計学特論		2	
通年	専門科目 (関連分野)	スポーツ英語演習 I		1	
		スポーツ心理学特論		2	
2 年次	研究指導	特別研究 I	4		
		特別研究 II	4		
修得単位数			小 計	14	16
			合 計	30	

※太字科目を履修推奨科目とする

【大学院修了後に想定される卒業後の進路】

スポーツ科学研究領域修了後の進路

- ・国や地方公共団体のスポーツ科学センター研究員
- ・スポーツ関連企業等の研究職等
- ・大学院博士後期課程進学
- ・大学等の研究・教育職等

日本大学研究倫理ガイドライン

（平成19年3月6日制定）
（平成19年4月1日施行）

世界は今、グローバルゼーションの一層の進展とともに、知を基盤とする社会の時代にあるといわれ、新たな知の創造、継承、活用がさらなる発展のために必要不可欠となっています。また、社会における様々な事象が多様化、複雑化することに伴い、高度な知識による解決方法が求められています。

そのような中であって、学術研究は、先人たちが築き上げてきた知の資産を礎にして、未知の領域をさらに深遠化させ、あらたな知識を創造する崇高な行為であるといえます。そして、すべての人々の福祉に寄与するため、それらを具現化する研究活動を行う者は、研究の独自性と研究者自身の自律性が保障されつつ、社会からの信頼と負託にこたえなければならない責務を有しています。

一方、大学は、人文科学、社会科学、自然科学のあらゆる学問分野を対象とする、個々の研究者による自由な発想と知的好奇心に根ざした創造的な活動を行っている組織体であり、また広く社会の発展のために営々と保持してきた重厚な知的ストックを還元していく公共的かつ公益的な使命を担っていることを真しに受け止めなければなりません。

以上の研究活動に関する基本的認識を再確認すると、日本大学(以下本大学という)が昭和24年、新学制による大学となった際に制定した「日本大学の目的及び使命」にその精神が集約されております。すなわち、本大学は、日本精神に基づき、道統、憲章を遵守し、自主創造の精神を養い、文化の進展を図り、もって世界平和と人類の福祉に寄与することを目的と定め、広く知識を世界に求めた深遠な学術研究の振興と健全な文化人の育成を使命としております。

ここで本大学は、自らの目的及び使命を再確認し、誠実に実践し続けていくことを宣言いたします。

本大学の研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に良心と信念にしたがって、自らの責任で行動しなければならないという研究者としての倫理に関する基本的考え方を礎として、研究活動を実践していきます。そして、研究倫理に関する規範を再確認し、適正な研究活動の励行に資する下記諸事項を明記し、本大学のすべての教職員に対する周知徹底を

図ります。

記

（定 義）

- 1 研究者とは、本大学の教員に加え、学外からの共同研究者等、本大学において研究活動に従事するすべての者をいいます。

（責 務）

- 2 研究者は、その研究活動の中で自らが生み出した専門知識を真理探究の観点から担保する責任を有し、そこで得た知識を生かして人類の福祉に貢献する責務を有します。

（自己研さん）

- 3 研究者は、自己の専門知識の維持向上に努め、常に最善の判断と姿勢を示します。

（説明責任）

- 4 研究者は、自身が遂行する研究の意義を積極的に説明し、その研究成果が人々の生活に与える影響について中立性・客観性をもって公表し、社会との関わり合いを築きます。

（コンプライアンス）

- 5 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令及び学内関係規程等の遵守はもとより、研究の遂行における道義的責務を果たすよう配慮します。

（公正性）

- 6 研究者は、ねつ造、改ざん、盗用及び研究費不正使用など研究活動の不正行為を行わず、公正な立場を堅持します。

（自己による点検・評価）

- 7 研究者は、研究遂行中における研究計画の進捗状況及び研究計画終了後における研究成果について、自ら厳正に点検・評価し、さらなる知の創造に努めます。

（他研究者との関係）

- 8 研究者は、研究を遂行するための協力者の人格及び人権を尊重するとともに、それら共同研究者の知的成果を正当に評価します。

（安全への配慮）

- 9 研究者は、研究活動を遂行するうえで、事故等が発生しないよう災害防止に

努め、安全配慮に最善を尽くします。

(ライフサイエンス)

1 0 研究者は、遺伝子組換え実験、動物実験及び疫学実験等の研究について、生命倫理及び動物愛護等の観点から、法令等を遵守し、真しな態度で扱います。

(利益相反等)

1 1 研究者は、研究活動において、個人及び組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。

以 上

日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規

（平成28年10月3日制定
平成28年10月1日施行）

（目的）

第1条 この内規は、日本大学（以下「本大学」という）における研究活動の公正性を確保するための体制及び本大学において研究活動に従事する全ての者（以下「研究者等」という）の責務を明確化することにより、公正な研究活動を推進することを目的とする。

（責任者）

第2条 公正な研究活動の推進に係る責任体系を明確化するため、本大学に最高責任者、統括責任者及び研究倫理責任者を置く。

（最高責任者）

第3条 最高責任者は学長とし、本大学における公正な研究活動の推進について最終責任を負うとともに、本大学全体を総括する。

2 最高責任者は、公正な研究活動を推進するための基本方針を策定する。

（統括責任者）

第4条 統括責任者は副学長（研究担当）（以下「研究副学長」という）とし、最高責任者を補佐するとともに、本大学における公正な研究活動の推進について統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 統括責任者は、公正な研究活動を推進するための具体的な方策を策定するとともに、その実施状況を把握し、最高責任者に報告する。

（研究倫理責任者）

第5条 研究倫理責任者は、本大学の大学院、学部、通信教育部、短期大学部及び附属機関（以下「学部等」という）の長とする。

2 研究倫理責任者は、当該学部等における公正な研究活動の推進について統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 研究倫理責任者は、所属する研究者等に対し、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という）を定期的実施し、その実施状況を把握し、統括責任者へ報告する。

（研究者等の責務）

第6条 研究者等は、研究活動上の不正行為及び不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努め、公正に研究活動を行わなければならない。

2 研究者等は、前条第3項に定める研究倫理教育を受講し、研究倫理に反する行為に関与しない旨の所定の誓約書を学部等の長に提出しなければならない。

3 研究者等は、研究データを適正に保存し、必要に応じて開示しなければならない。

4 研究者等は、研究成果を適正な方法で発信しなければならない。

5 研究データ及び研究成果の取扱いは、別に定める「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」による。

（要項等）

第7条 この内規に関するその他の必要事項は、要項等で別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項

（平成28年10月3日制定
平成28年10月1日施行
平成29年10月17日改正）

（趣 旨）

第1条 この要項は、日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規（以下「内規」という）第6条第5項に基づき、日本大学（以下「本大学」という）において研究活動に従事する全ての者（以下「研究者等」という）の研究活動によって得られた研究データ及び研究成果の取扱いについて、その適正性を確保するための基本的事項を定める。

（研究データ）

第2条 この要項の対象とする研究データとは、論文や報告等研究成果発表のもととなった研究資料とする。

（研究倫理責任者の責務）

第3条 内規第5条に定める研究倫理責任者は、当該学部等における研究データを適切に保存するための必要な環境整備に努めなければならない。

（研究データに係る研究者等の責務）

第4条 研究者等は、社会からの信頼と負託にこたえるため、研究遂行によって得られた研究データの信頼性を保証する責任を負わなければならない。

2 研究者等は、研究不正行為の疑義が生じないように、研究遂行における客観性を確保しなければならない。

3 研究者等は、事後の検証が実施できるよう、研究データを適切な方法で、十分な期間保存しなければならない。

4 研究者等は、研究不正行為の疑義が生じた場合など研究データの開示が必要と認められる場合は、これを開示し、研究活動の正当性を証明しなければならない。

5 研究者等は、研究データの流出を防止するために、個人情報等の研究記録を適切な方法で、厳重に保管しなければならない。

6 研究者等は、転出、退職等により本大学の身分を失った場合も、第1項から前項の責務を負う。

（保存期間）

第5条 研究データの保存期間は、研究成果発表から起算し、次のとおりとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その限りでない。

① 文書、数値データ及び画像などの資料 10年

② 実験試料及び標本などの試料並びに装置 5年

2 前項の保存期間は、法令等により別に定めのある場合は、それに従うものとする。

（個人情報等の安全管理措置）

第6条 研究者等は、第4条第5項に基づき、研究データに含まれる個人情報等を安全に管理するため、当該個人情報等の特性に応じて、次の各号に定める適正な措置を講じなければならない。

① 個人情報等を保管する区域の施錠、個人情報等を保管している機器、電子媒体等の盗難防止対策等の物理的安全管理措置

② 保有する個人情報等及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御並びに不正アクセス防

止対策等の技術的安全管理措置

(研究成果に係る研究者等の責務)

第7条 研究者等は，研究成果を発表する場合，自らの成果と他の研究者による成果との関連について十分検討した上で，学界や社会に向けて発信しなければならない。

2 研究者等は，自説を主張する場合，学界や研究コミュニティで合意を得ている見解と明確に区分した上で，その社会的責任を十分に自覚しなければならない。

3 研究者等は，研究成果における著者，謝辞等については当事者の研究貢献度と自らの研究領域の特性に留意し，当事者間で合意した上で記載しなければならない。

4 研究者等は，論文及び学術誌の原著性が損なわれないよう，学会及び学術誌の定めを遵守し，適切な方法で投稿しなければならない。

5 研究者等は，学外機関との共同研究等に際しては研究契約の内容を遵守し，守秘義務に抵触することがないように行動しなければならない。

附 則

1 この要項は，平成29年10月17日から施行する。

2 平成28年9月30日以前に発表された研究データの取扱いについては，この要項を準用する。

日本大学研究不正行為防止宣言

Nihon University

日本大学は、「日本大学研究倫理ガイドライン(平成19年3月6日制定)」に定める行動規範の遵守のため、次の事項を宣言します。

- 1 日本大学は、研究不正行為を許しません。
- 1 日本大学は、研究不正行為に加担する行為を許しません。
- 1 日本大学は、研究不正行為の教唆を許しません。
- 1 日本大学は、研究不正行為に関わったものに対し、**厳重な処分を科します。**

本大学の研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に良心と信念にしたがって、自らの責任で行動しなければならないという研究者としての倫理に関する基本的考え方を礎として、研究活動を実践していきます。(日本大学研究倫理ガイドライン(抜粋))

※研究不正行為・・・ねつ造，改ざん，盗用及び研究費不正使用

平成25年4月1日施行

日本大学における研究費等運営・管理内規

(平成27年3月24日制定)
(平成27年4月1日施行)

(目的)

第1条 この内規は、日本大学(以下「本大学」という)における研究費等の運営・管理に関する基本的事項を定め、その適正な運営・管理とコンプライアンス強化を図ることを目的とする。

(研究費等)

第2条 前条の研究費等とは、学内外から給付を受けた研究費、助成金及び補助金等(以下「研究費等」という)とする。

(管理責任者)

第3条 研究費等の適正な運営・管理を図り、責任体系を明確化するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者(以下「管理責任者」という)を置く。

2 本大学は、管理責任者が、その管理監督の責任を果たさなかったことにより、結果的に研究費等の不正使用を招いた場合は、厳重注意等の必要な措置を課すものとする。

3 管理責任者は、日本大学公式ホームページに掲載する方法等によりその職名を公開するものとする。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、本大学における研究費等の運営・管理について最終責任を負うとともに、本大学全体を総括する。

3 最高管理責任者は、本大学における研究費等の不正使用防止策(以下「防止策」という)の基本方針を策定する。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、副学長(研究担当)とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本大学における研究費等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づく具体的な防止策を策定するとともに、その実施状況を把握し、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、本大学の大学院、学部、通信教育部、短期大学部及び附属機関(以下「学部等」という)の長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、当該学部等における研究費等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者は、当該学部等における防止策の実施状況を把握し、統括管理責任者へ報告する。

(コンプライアンス専門部会)

第7条 防止策を推進する部署として、大学及び学部等の各研究委員会にそれぞれコンプライアンス専門部会(以下「専門部会」という)を設置する。

2 大学に設置する専門部会は、防止策の具体的な計画(以下「不正防止計画」という)を策定する

とともに、研究費等の不正使用に関する公益通報対象事実の調査等を行う。

- 3 学部等に設置する専門部会は、不正防止計画を実施するとともに、その実施状況を確認する。
- 4 専門部会の構成員は、研究委員会の委員及び委員以外の者若干名とする。ただし、大学の専門部会には、会計及び法務に関する実務家を加えるものとする。
- 5 専門部会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(コンプライアンス教育)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、研究者及び研究費等の運営・管理に関わる事務職員(以下「研究者等」という)に対し、研究費等の管理体制、使用方法及び不正使用防止の取組等に関するコンプライアンス教育を実施するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講状況及び理解度を把握し、統括管理責任者に報告しなければならない。

(相談窓口)

第9条 研究費等の適正使用に関する全学的な事務総括を本部研究推進部が行い、学部等における相談窓口は研究事務課とする。ただし、研究事務課が設置されていない学部等においては、当該事務担当課を相談窓口とする。

- 2 学部等の相談窓口には「日本大学 学部研究費等相談窓口」と表示する。

(内部監査)

第10条 研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、必要に応じて内部監査を実施する。

- 2 内部監査を実施する際は、日本大学内部監査規程を準用する。

(研究者等の責務)

第11条 研究者等は、研究費等の使用に関する諸規程及びその他関係法令を遵守し、不正防止に自ら取り組まなければならない。

- 2 研究者は、研究費等の使用及び管理に関して説明責任を有することを踏まえ、研究計画及び資金計画に基づき、適正な予算執行に努めなければならない。
- 3 研究費等の運営・管理に関わる事務職員は、研究計画に基づいた適正な予算執行であることを、それぞれの事務分掌の視点から点検しなければならない。
- 4 研究者等は、第8条に定めるコンプライアンス教育を受講し、第1項の遵守義務を誓約する旨の所定の誓約書を、学部等の長に提出しなければならない。

(要項等)

第12条 この内規に関するその他の必要事項は、要項等で別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

日本大学における研究費等運営・管理要項

平成19年3月6日制定
平成19年4月1日施行
平成20年3月18日改正
平成20年4月1日施行
平成27年3月24日改正
平成27年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学における研究費等運営・管理内規第12条に基づき、研究費等の具体的な運用及び手続等を定める。

(使用ルール)

第2条 研究費等の使用ルールは、日本大学臨時職員就業規則、専任教職員海外派遣規程（以下「海外派遣規程」という）、出張旅費規程、日本大学経理規程、日本大学固定資産及び物品管理規程（以下「物管規程」という）、日本大学図書管理規程、日本大学調達規程（以下「調達規程」という）などの関係諸規程のほか、「日本大学における研究費等の取扱いに関する内規」などによる。

2 研究費等の使用に関する詳細な運用ルール等については、別に定める。

(交付前使用)

第3条 当該部科校が必要と認めた場合には、研究代表者からの申請に基づき、研究費等が交付されるまでの間、支払いを講じ、研究推進を図るものとする。

(臨時職員の雇用)

第4条 臨時職員を雇用する場合は、日本大学臨時職員就業規則によるほか、次のとおりとする。

- ① 研究を支援するため、臨時職員を採用する際には、庶務課等の雇用を管理する部署（以下「雇用管理部署」という）が採用候補者と面談等を行い、業務内容等の確認を行う。
- ② 臨時職員を雇用する場合には、学部等の長が雇用する。
- ③ 臨時職員の就業管理は、出勤簿にて雇用管理部署が適正に管理する。

(謝 金)

第5条 講演会等における講演者、通訳、研究資料等の翻訳・校閲、実験などにおける被験者等、研究のために協力を得た者（以下「研究協力者」という）への謝金を支払う場合は、次のとおりとする。

- ① 謝金の支給額を設定し、その根拠を明確にする。
- ② 研究協力者に対し、事前に謝金の支給額及び業務内容を提示する。

(旅 費)

第6条 旅費を使用する場合は、出張旅費規程及び海外派遣規程によるほか、次のとおりとする。

- ① 国内外の出張で支給された旅費については、出張に要した宿泊代及び交通費の支払いの証として、当該領収書等を提出しなければならない。
- ② 購入した乗車券等が予定していた金額より安価であった場合等により、旅費に残金が生じた場合には、出張終了後、国内出張の場合は3日以内、海外出張の場合は14日以内に精算しなければならない。

(物件の調達)

第7条 物件を購入する場合は、物管規程及び調達規程によるほか、次のとおりとする。ただし、研

研究者が研究費等により購入し使用する図書については、日本大学図書調達内規によるものとする。

- ① 調達規程第12条により、調達の一部を委託できるのは、学内資金、民間の法人及び企業等からの研究費、助成金及び補助金等（本部から助成される研究費は除く）による調達に限るものとする。
- ② 前号により、調達の一部を委託する場合、委託できるのは物件1点又は一式の取得価額5万円（税込み）未満とする。
- ③ 調達規程第38条により、前号に該当する物件の検収を委託する場合、委託できるのは一取引先合計額30万円（税込み）未満とする。
- ④ 調達及び検収を委託する場合は、内規等を作成の上、理事長に報告しなければならない。
- ⑤ 調達及び検収を委託する場合は、委託された調達業務責任者・担当者及び検収方法等を明確にするものとする。
- ⑥ 取引業者等に一括して仮払いし、その都度納品などを受け年度内に精算する「包括契約」は、本大学では認めないこととする。

（公的研究費等による機器の保守契約）

第8条 国、独立行政法人、地方公共団体等からの公的な研究費、助成金及び補助金等並びに本部から助成される研究費等（以下「公的研究費等」という）により機器の保守契約を締結する場合は、調達規程によるほか、次のとおりとする。

- ① 保守契約の契約先を選定する場合は、機器の購入業者等特定の業者と保守契約取引を続けることの合理性を常に検証し、可能な限り競争に付すものとする。
- ② 保守契約を締結する場合は、保守契約金額に修理費を含めず、保守点検時に発生した修理に係る費用はその都度支払うものとする。
- ③ 機器の維持管理に必要な定期点検・整備に関する保守契約を締結する場合は、年度契約に実施予定日等を定めるものとする。
- ④ 保守点検作業を検収する場合は、作業完了時に申請元の研究者とともに管財課等事務局職員が立会い、確認を行うものとする。

（公的研究費等による特殊な役務の調達）

第9条 公的研究費等によりデータベース、プログラム等のデジタルコンテンツの開発・作成を業務委託する場合は、成果物の検収については、納品時に申請元の研究者とともに当該業務を分掌する課の事務局職員により、動作確認を行うものとする。

（誓約書の徴収）

第10条 一取引30万円以上の取引又は契約を行う取引業者からは、次の事項を遵守する旨の誓約書を徴収しなければならない。

- ① 調達に係る規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 本大学が実施する監査又は調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、これに協力すること。
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てないこと。
- ④ 本大学の研究者等から研究不正行為の依頼があった場合には、直ちに通報すること。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

日本大学における研究費等の取扱いに関する内規

（平成17年4月19日制定 平成19年4月1日施行）
（平成17年4月1日施行 平成20年3月18日改正）
（平成19年3月6日改正 平成20年4月1日施行）

（趣 旨）

第1条 この内規は、日本大学における研究費等の使用その他の取扱い（以下取扱いという）を適正に行うための必要事項を定める。

2 前項の取扱いは、関係法令その他別に定めある場合のほか、この内規の定めるところによる。
（研究費等）

第2条 前条の研究費等とは、学内外から給付を受けた研究費、助成金及び補助金等（以下研究費等という）とする。

（経費等）

第3条 研究費等から支出できる経費等は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 消耗品費
- ② 通信運搬費
- ③ 印刷製本費
- ④ 旅費交通費
- ⑤ 修繕費
- ⑥ 業務委託費
- ⑦ 賃借料
- ⑧ 手数料・報酬
- ⑨ 会合費
- ⑩ 雑費
- ⑪ 機器備品費
- ⑫ 図書費
- ⑬ 人件費
- ⑭ その他研究を遂行するために必要な経費

2 次の各号に掲げる経費は、研究費等から支出することができない。

- ① 本大学で通常備えが必要な備品を購入するための経費
- ② その他当該研究に関連のない経費

（旅費交通費）

第4条 旅費交通費については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 国内出張者又は国内招へい者に係る旅費は、交通費、宿泊料及び日当に分け、別表の研究費等による国内出張旅費支給表に掲げる額等を限度として支給する。
- ② 海外出張者又は海外招へい者に係る旅費は、交通費、宿泊料及び日当に分け、別表の研究費等による海外出張旅費支給表に掲げる額等を限度として支給する。
- ③ 第1号及び第2号の交通費は、目的地までの最も経済的かつ合理的な通常の経路及び交通機関により計算し、鉄道、バス、航空機及び船舶の運賃のほか、特急料金・急行料金・座席指定料金等を支給する。この場合、海外出張者又は海外招へい者に係る出入国等のために要する国内交通

費は第1号を準用する。

- ④ 宿泊料及び日当は、海外出張者は日本国出発日から日本国帰着日までの間、海外招へい者は居住地出発日から居住地帰着日までの間を限度として支給する。
- ⑤ 第1号及び第2号の旅費のうち交通費及び宿泊料については、帰着後、精算しなければならない。
- ⑥ 前号の交通費及び宿泊料の精算方法については、別に定める。

(手数料・報酬)

第5条 手数料・報酬については、その額を別に定める。

(会合費)

第6条 会合費については、直接研究に必要な研究会、打合せ等の弁当代・茶菓代のほか、調査等に係る訪問先等への手土産代等を会合費として取り扱う。

(人件費)

第7条 人件費については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 研究の遂行に必要となる研究を支援する者を部科校が委嘱し、その雇用に必要な経費を、研究費等から支払うことができる。
- ② 前号の研究を支援する者とは、研究分担者でない客員研究員及び研究員、ポスト・ドクトラル・フェロー並びにリサーチ・アシスタントとする。
- ③ 研究の遂行に必要となる臨時職員を部科校が雇用することができる。
- ④ 前号の臨時職員の採用、就業管理及び給与については、別に定める。

(その他)

第8条 この内規に関するその他の必要事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 日本大学客員研究員規程、日本大学研究員規程、日本大学ポスト・ドクトラル・フェロー規程、日本大学リサーチ・アシスタント規程の各附則第2項に定める経過措置で委嘱した者を、第7条第2号に定める研究を支援する者に含めることができる。

(別 表)

研究費等による国内出張旅費支給表

(単位：円)

区 分	交 通 費			宿泊料	日 当	日帰り日当 (往復100km以上)
	航空機	鉄 道	船 舶			
国内出張者 国内招へい者	普通料金	普通料金	普通料金	12,000	3,000	1,500

備考 原則として、上表に掲げる額を上限とする。

研究費等による海外出張旅費支給表

(単位：円)

区 分	交 通 費			宿泊料	日 当
	航空機	鉄 道	船 舶		
海外出張者 海外招へい者	エコノミークラス 普通運賃 相当額	普通料金	普通料金	24,000	3,000

備考 1 原則として、上表に掲げる額を上限とする。

2 交通費（航空機）は、利用する航空機の出発日におけるエコノミークラス普通運賃に相当する額とする。

日本大学における研究費不正使用防止計画

平成20年3月17日 制定

平成28年3月14日 改正

- 1 目的 研究費不正使用防止計画（以下「不正防止計画」という）は、本大学における研究費の適切な執行がなされるよう、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止策を策定・実施することにより、教職員の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することを目的とする。
- 2 適用範囲 対象となる研究費は、学内外から給付を受けた研究費、助成金及び補助金等（以下「研究費等」という）とし、対象者は、研究者及び研究費等の運営・管理に関わる事務職員とする。
- 3 責任体制
 - ① 最高管理責任者：学長
本大学における研究費等の運営・管理について最終責任を負うとともに、本大学全体を総括する。
 - ② 統括管理責任者：研究担当副学長
最高管理責任者を補佐し、本大学における研究費等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。
 - ③ コンプライアンス推進責任者：大学院、学部、通信教育部、短期大学部及び附属機関（以下「学部等」という）の長
当該学部等における研究費等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

4 不正防止計画

第1節 機関内の責任体系明確化			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項（ガイドライン（※）抜粋）	具体的な不正防止策
責任者の管理監督責任が果たせない曖昧な責任体系	1-①	機関全体を統括し、競争的資金の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。	最高管理責任者は学長、統括管理責任者は研究担当副学長、コンプライアンス推進責任者は、学部等の長と規定し、ホームページ等を通じて、その職名を公開する。
	1-②	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。	
	1-③	機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を定め、その職名を公開する。	
第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備			
(1) ルールの明確化・統一化			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項（ガイドライン（※）抜粋）	具体的な不正防止策
研究費使用の判断に齟齬を生む学部等毎に異なるルール及びルールと実態の乖離	2-(1)-①	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。	研究費等の取扱いルールの標準化を図り、ルールを分かり易く体系化した手引き（マニュアル）を作成し、関係者へ周知する。併せて、手引きに関するQ&Aを作成し、ルールの解釈が異なることを防ぐ。また、ルールと実態の乖離を防ぐため、必要に応じてルールを見直し、手引きを毎年度更新する。
	2-(1)-②	機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。	
	2-(1)-③	ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。	

(2) 職務権限の明確化			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項(ガイドライン(※)抜粋)	具体的な不正防止策
各部署及び担当者の役割・責任の所在が不明確になる曖昧な職務権限	2-(2)-①	競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	関連部署における事務分掌に基づき、研究費等の使用に関する事務手続きを確認し、業務フロー等で共有する。
	2-(2)-②	業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。	
	2-(2)-③	各段階の関係者の職務権限を明確化する。	
	2-(2)-④	職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。	

(3) 関係者の意識向上			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項(ガイドライン(※)抜粋)	具体的な不正防止策
結果として不正や不適切な使用に繋がる関係者の認識不足や意識の低下	2-(3)-①	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。	研究費等を受給する全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を定期的実施し、意識向上を図る。その際、受講状況及び理解度を把握し、誓約書の徴収を行う。 また、一定の質を確保するため、コンプライアンス教育に必要な内容(具体的事例、運用ルール、公益通報、不正が発覚した場合の措置等)を網羅した教材を作成する。
	2-(3)-②	実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。	
	2-(3)-③	これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。	
	2-(3)-④	競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。	

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項(ガイドライン(※)抜粋)	具体的な不正防止策
不正事案が改善されない不透明・不公正な通報体制及び調査体制	2-(4)-①	機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口を設置する。	学内外からの通報を受け付ける窓口を設置するなど公益通報体制を整備するとともに、不正使用が発覚した際の具体的な調査手続などを定めたルールを策定する。 なお、調査体制の公正性及び透明性を確保するため、構成員は利益相反関係のない者とし、外部有識者が参画できる体制とする。 また、不正を認定する場合は、調査結果について、不服申立ての機会を与える。
	2-(4)-②	不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。	
	2-(4)-③	以下の(ア)から(オ)を含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程を定める。 (ア) 告発等の取扱い (イ) 調査委員会の設置及び調査 (ウ) 調査中における一時的執行停止 (エ) 認定 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等	
	2-(4)-④	不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。	
	2-(4)-⑤	懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。	

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項(ガイドライン(※)抜粋)	具体的な不正防止策
現状に則していない不正防止計画	3-(1)-①	不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。	不正発生要因を現状に則して分析し、ガイドラインが研究機関に求める要請事項を踏まえた不正防止計画を策定する。 また、ガイドラインの改正時や不正が発覚した際は、不正防止計画を見直す。
	3-(1)-②	不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。	

(2) 不正防止計画の実施			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項(ガイドライン(※)抜粋)	具体的な不正防止策
形骸化した不正防止計画推進部署	3-(2)-①	研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。	本部及び学部不正防止計画推進部署を設置し、不正使用防止計画の実施と実施状況の把握を行い、最高管理責任者に実施状況が伝わる体制を整備する。
	3-(2)-②	最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。	
第4節 研究費の適正な運営・管理活動			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項(ガイドライン(※)抜粋)	具体的な不正防止策
研究費執行の年度末集中	4-①	予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	一定時期に財務管財システム等により、予算の執行状況を確認し、執行が著しく遅滞している場合は、当該研究者に執行を促す。
支出財源の未把握	4-②	発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。	研究費等を使用する際の手続は、発注段階で支出財源が特定できるような方法とする。
取引業者との癒着	4-③	不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。	取引実績、リスク要因及び実効性等を考慮の上、一定の基準を定め、基準を満たす取引業者に対して、不正に対する取組を周知するとともに、誓約書を徴収する。
発注・検収の不十分なけん制	4-④	発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。	物品の発注・検収は原則として事務部門が行うこととする。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。 また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的抽出による事後確認を実施することが必要である。
	4-⑤	ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。	
	4-⑥	また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的抽出による事後確認を実施することが必要である。	
特殊な役務の検収の不十分なけん制	4-⑦	特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。	特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)については、事務局のけん制が働く検収体制とする。
研究者任せの非常勤雇用者の勤務管理	4-⑧	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。	非常勤雇用者(臨時職員)の就業管理は、研究者任せにならないよう、事務局のけん制が働く体制とする。
換金性の高い物品の不十分な管理	4-⑨	換金性の高い物品については、適切に管理する。	耐用年数1年未満若しくは1点又は一式の取得価額が5万円未満の消耗品以外については、台帳等により適正に管理する。
出張計画及び実態の不十分な把握・確認	4-⑩	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。	出張の際は、事前に所属長の許可を得て、出張後は、速やかに実施状況を報告するものとする。事務局は、出張の実態をチェックするとともに、旅費は領収書等に基づき支給する。

第5節 情報発信・共有化の推進			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項（ガイドライン（※）抜粋）	具体的な不正防止策
情報共有されない不正使用防止の取組	5-①	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	ホームページ等により、研究費等の不正使用防止への各種取組を公開・公表する。
	5-②	競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。	
第6節 モニタリングの在り方			
不正発生要因	区分	機関に実施を要請する事項（ガイドライン（※）抜粋）	具体的な不正防止策
けん制や改善機能が十分に発揮されない内部監査体制	6-①	競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。	外部の有識者を監査に加えるなど、実効性のある内部監査体制を整備し、定期的に実施する。 内部監査の実施に当たっては、不正の要因を踏まえた実施要項を作成し、会計書類のチェックを行い、必要に応じて、実際の研究費等の使用状況や納品状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた、徹底的な監査を行う。 また、内部監査の結果は、関係部署へ周知する。
	6-②	内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。	
	6-③	内部監査部門は、上記②に加え、第3節（2）の防止計画推進部署との連携を強化し、同節（1）「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。	
	6-④	内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。	
	6-⑤	内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。	
	6-⑥	機関は、第7節（1）「文部科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。	

（※）ガイドラインとは、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」をいう。

研究費
不正使用防止
ハンドブック

日 本 大 学

令 和 3 年 4 月

-設置等の趣旨(資料)-103-

CONTENTS 目次

- 1. 日本大学研究不正行為防止宣言 | **01**
- 2. 研究費の運営・管理体制 | **02**
- 3. 研究費に関するルール等 | **03**
- 4. 研究費の不正使用とは | **04**
- 5. 不正使用の事例と留意事項 | **05**
- 6. 不正使用に対する処分 | **10**
- 7. 相談窓口 | **12**
- 8. 公益通報窓口 | **13**
- 9. よくある質問 Q&A | **14**

日本大学は、平成25年4月1日付けの「日本大学研究不正行為防止宣言」において、研究不正行為に対し厳正な姿勢を持って臨むことを明らかにすると共に、今後、研究不正行為を行った場合は、厳重な処分を行うことを宣言しました。

日本大学研究不正行為防止宣言

Nihon University

日本大学は、「日本大学研究倫理ガイドライン(平成19年3月6日制定)」に定める行動規範の遵守のため、次の事項を宣言します。

- 1 日本大学は、研究不正行為を許しません。
- 1 日本大学は、研究不正行為に加担する行為を許しません。
- 1 日本大学は、研究不正行為の教唆を許しません。
- 1 日本大学は、研究不正行為に関わったものに対し、**厳重な処分を科します。**

本大学の研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に良心と信念にしたがって、自らの責任で行動しなければならないという研究者としての倫理に関する基本的考え方を礎として、研究活動を実践していきます。(日本大学研究倫理ガイドライン(抜粋))

※研究不正行為…ねつ造、改ざん、盗用及び研究費不正使用

平成25年4月1日施行

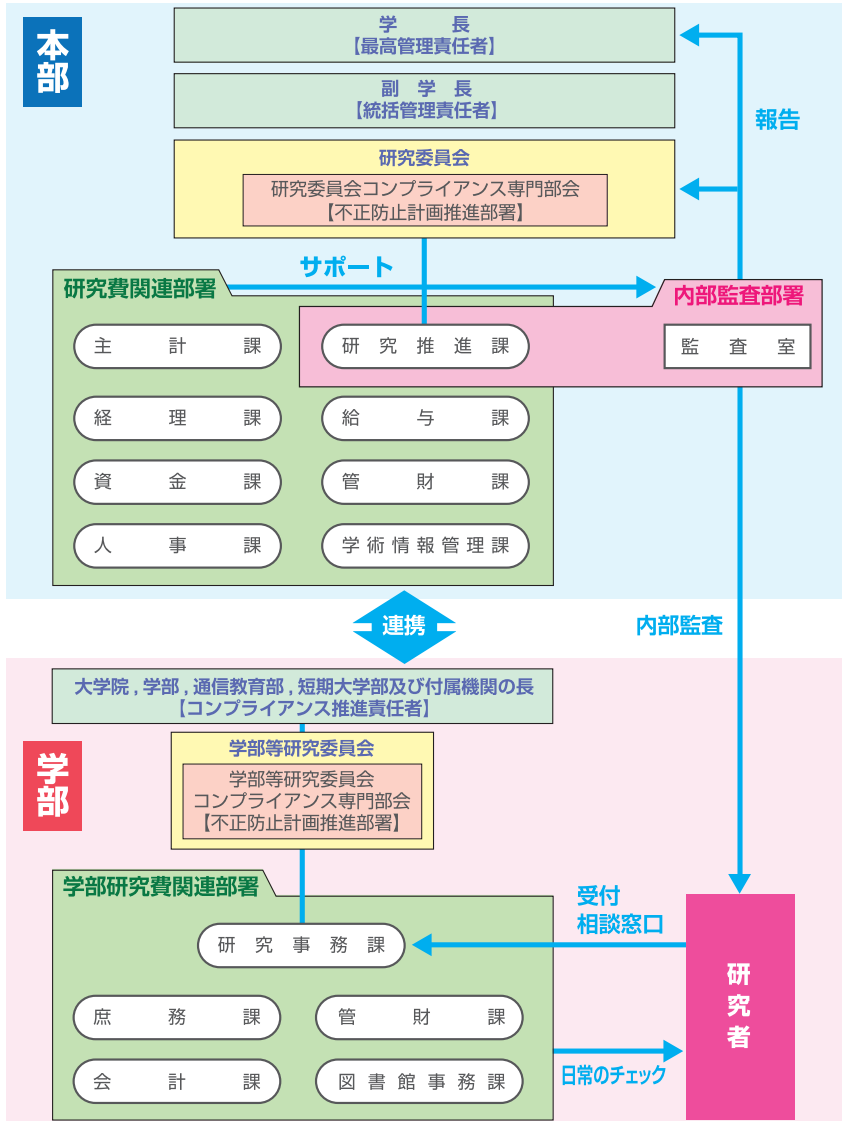
研究推進部 研究推進課

日本大学

2

研究費の運営・管理体制

日本大学における責任体系は、「日本大学における研究費等運営・管理内規」により定められており、その運営・管理体制は以下の図のようになっています。



3

研究費に関するルール等

日本大学では、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、各種ルールを制定しています。

また、研究費を使用する際は、配分機関の定めるルールのほか、大学の定めるルールに則る必要があります。

行動規範	日本大学教職員就業規則
	日本大学研究倫理ガイドライン
	日本大学における研究費等運営・管理内規
	日本大学研究不正行為防止宣言
研究費の運営・管理の基本的事項に関するルール	日本大学における研究費等運営・管理内規
	日本大学における研究費等運営・管理要項
研究費の適正使用の確保に関するルール	日本大学内部監査規程
	日本大学における研究不正行為対策に関する内規
	日本大学における公益通報者保護に関する内規
	日本大学における研究費不正使用防止計画
研究費の使用に関するルール	日本大学臨時職員就業規則
	専任教職員海外派遣規程
	出張旅費規程
	日本大学経理規程
	日本大学固定資産及び物品管理規程
	日本大学図書管理規程
	日本大学調達規程
	日本大学における研究費等の取扱いに関する内規 など
マニュアル等	研究費の取扱い手引き
	研究費の取扱い手引きに関するQ & A
	研究費不正使用防止ハンドブック

4

研究費の不正使用とは

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に対して、不正に研究費を支出させる以下の行為は、たとえ私的流用がなくとも、研究費の不正使用になります。

特に以下の3点については、不正使用として頻繁に指摘されているので、特段の注意が必要です。

①業者への預け金及び架空取引

②カラ出張及び旅費の水増し請求

③カラ謝金及び出勤簿等のねつ造、改ざん

また、不正が発生した場合には、大学にとって社会的な信用を失墜するのみならず、その対応に多大な労力を費やし、その結果、教育研究活動の停滞を招きかねない重大な事態をもたらします。

このため、未然に研究不正行為を防ぐ、日常的な取り組みが極めて重要です。

5

不正使用の事例と留意事項

①業者への預け金及び架空取引

業者に取引実態と異なる虚偽の書類の作成を指示し、大学に研究費を支払わせ、支払われた代金を業者に預け金として管理させる行為をいいます。預けた研究費を当該研究に使用したとしても預ける行為自体が不正となります。

事例1

年度末に研究費が余ったため、架空の発注を行い、支払われた研究費を業者に預け金として管理させ、翌年度以降に実験用消耗品等を納品させた。

事例2

当該研究費では執行できないため、実際に納品された物品と異なる物品名の納品書・請求書を業者に作成させて支払った。

事例3

研究資金が足りなくなったため、実際は年度末の3月に納品された物品の納品書を4月に書き換えるよう業者に指示し、新年度の予算で支払った。

事例4

物品を納品・検収した後、納品した物品を業者に持ち帰らせ、後日、別の物品を納品させた。

事例5

保守契約を結んだ業者に対し、保守費用の一部をプールするよう指示し、保守契約期間満了後の修理費として使用した。

事例6

デジタルコンテンツの作成業務を業者に委託したが、年度内に完成しなかったため、未完成のデジタルコンテンツを完成版と偽って納品・検収し、当年度の研究費で支払った。

■留意事項■

- (1)発注の時点で財源を特定すること。
- (2)納品された物品について、発注者以外(公的資金及び本部助成金等の場合は管財課等事務局職員)が検収すること。
- (3)研究遂行上必要であることについて説明責任を負うため、購入理由を具体的に記入すること。
- (4)保守点検の契約に実施予定日を定め、その点検作業の検収では、作業完了時に研究者とともに管財課等事務局職員が立会うこと(公的資金及び本部助成金等の場合)。
- (5)デジタルコンテンツの検収では、納品時に研究者とともに当該業務を分掌する課の事務局職員により、動作確認を行うこと(公的資金及び本部助成金等の場合)。

②カラ出張及び旅費の水増し請求

実態のない出張旅費や実際とは異なる交通費等を水増して大学に請求する行為をいいます。

事例1

他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ出張の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。

事例2

出張をキャンセルし、鉄道運賃の払い戻しを行ったにもかかわらず、当初購入した鉄道運賃の領収書をもって、大学に旅費を請求した。

事例3

研究目的以外の用務や私的な用務(帰省、ゼミ旅行等)にもかかわらず、大学に旅費を請求して受領した。

事例4

鉄道運賃と宿泊料のパック商品を利用した際に、領収書の明細を提出せずに、本来認められないグリーン料金を受領した。

事例5

エコノミークラスの格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規料金の見積書・請求書を作成させ、旅費を水増し請求した。

事例6

研究とは無関係の同伴者と宿泊したにもかかわらず、ホテルに2名分の宿泊料を一括した領収書を作成させ、大学に請求した。

■留意事項■

- (1) 事前に出張許可願を提出し、所属長の許可を得ること。
- (2) 出張後に出張復命書及び添付書類を定められた期限までに提出し、用務の事実を証明すること。
- (3) 経費の精算として、交通費及び宿泊費の領収書を提出すること。

③カラ謝金及び出勤簿等のねつ造,改ざん

実際には働いていない人の出勤簿等をねつ造,改ざんし,実態と異なる人件費・謝金を請求する行為及び一度支払われた人件費・謝金を返還(キックバック)させ,他の用途に使用する行為をいいます。

事例1

大学院生に実際より多い作業時間を出勤簿に記入させ,大学に請求した。

事例2

学生や大学院生に教育の一環として実験補助をさせたが,年度末に研究費が余ったため,後から出勤簿を作成し,大学に請求した。

事例3

学生等の実態を伴わない人件費を支出し,これを返還(キックバック)させ,研究室の維持・運営に必要な経費として使用した。

事例4

外部の研究者に,架空の講演を依頼し,講演料を大学に請求した。

事例5

同じ研究グループの研究者に校閲を依頼した際,校閲料を水増しして大学に請求し,水増し分を研究グループの運営経費に充てた。

■留意事項■

【雇用について】

- (1) 業務内容,期間,単価について,被雇用者に十分に説明し,理解してもらったうえで,雇用を行うこと。
- (2) 雇用期間中の人件費が,当該研究費で十分に支払えることを確認すること。
- (3) 勤務時間が1日6時間を超え8時間以下の場合は少なくとも45分,8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えること。なお,臨時職員の場合は,1日4時間を超えるときは少なくとも45分,6時間を超えるときは少なくとも1時間の休憩を与えること。
- (4) 公的研究費では休憩時間の給与は支払うことができません。

【勤務管理について】

- (1) 被雇用者の勤務時間を出勤簿又はタイムカードで管理すること。
- (2) 出勤簿には,従事した業務を具体的に記載すること。
- (3) 命令者は,被雇用者の勤務状況を,日々確認すること。
- (4) 毎月,指定の期日までに出勤簿等を事務局へ提出し,被雇用者への給与支給が滞らないようにすること。

【謝金について】

- (1) 謝金の支給額を設定し,その根拠を明確にすること。
- (2) 謝金の相手方に対し,事前に謝金の支給額及び業務内容を提示すること。

6

不正使用に対する処分

不正使用が発覚した場合、「個人」に対しては学内ルールに基づく処分だけでなく資金配分機関から処分を受けることになり、**氏名等が公表**されます。

また、「個人」以外にも「大学」が資金配分機関から処分を受けることがあります。

個人に対する処分

【学内ルールによる処分】

- ①「日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規」第18条に基づく当該研究者に対する措置
 - (1) 応募計画への申請制限又は申請中止
 - (2) 研究費等の全額又は一部返還
 - (3) 研究活動の制限
 - (4) 論文等の取下げ勧告
 - (5) その他必要な措置
- ②「日本大学教職員就業規則」第54条に基づく懲戒
けん責,減給,出勤停止,降格,停職及び懲戒解雇(諭旨解雇を含む)の6種

【資金配分機関からの処分】

- ① 当該競争的資金の全部又は一部の返還
- ② 当該競争的資金への応募資格を制限(不正の程度により1~10年間)
- ③ 自ら不正使用に関与していない場合でも,研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合,当該競争的資金への応募資格を制限(最大2年間)
- ④ 他府省を含む他の競争的資金への応募を制限

【法律上の処分】

大学又は配分機関からの民事訴訟及び刑事告訴
-設置等の趣旨(資料)-114-

大学に対する処分

- ①大学が配分機関へ不正使用の額を返還する。
- ②私立大学等経常費補助金が不交付又は減額される。
- ③間接経費が減額される。
- ④当該研究者と研究組織を同じくする本学又は他研究機関の研究者に対して競争的資金への応募が制限される。

その他

- ①科学研究費助成事業では研究分担者等への連座制があるため、他研究機関の研究者の科研費が申請制限(受給中の場合は廃止)される。
- ②不正に関与した取引業者に対しては、一定期間又は以後の取引停止や会社名等が公表される。

本学の研究費における使用ルールや事務手続きに関する相談窓口は、研究者が所属する学部等の研究事務課等になります。研究費を使用する際に、疑問や不明な点がある場合は、**必ず事前**に御相談ください。

学部等	相談窓口	電話番号	E-mail
法学部	研究事務課	03-5275-8510	kenjimu.law@nihon-u.ac.jp
文理学部	研究事務課	03-5317-8642	chs.adm.res@nihon-u.ac.jp
経済学部	研究事務課	03-3219-3309	adm-ken.eco@nihon-u.ac.jp
商学部	研究事務課	03-3749-6718	bus.kenkyu@nihon-u.ac.jp
芸術学部	研究事務課	03-5995-8208	research_affairs.art@nihon-u.ac.jp
国際関係学部	研究事務課	055-980-0808	ir-research@nihon-u.ac.jp
危機管理学部	管理マネジメント課	03-6453-1600	rmss.kenkyu@nihon-u.ac.jp
スポーツ科学部			
理工学部	研究事務課	03-3259-0929	cst.kenkyu@nihon-u.ac.jp
生産工学部	研究事務課	047-474-2281	cit.kenkyuka@nihon-u.ac.jp
工学部	研究事務課	024-956-8648	ceb.kenkyu@nihon-u.ac.jp
医学部	研究事務課	03-3972-8133	med.kenjim@nihon-u.ac.jp
歯学部	研究事務課	03-3219-8060	de.institute@nihon-u.ac.jp
松戸歯学部	研究事務課	047-360-9274	kj.md.ml@nihon-u.ac.jp
生物資源科学部	研究事務課	0466-84-3871	brs.kenjimu@nihon-u.ac.jp
薬学部	研究事務課	047-465-5919	pha.adm.res@nihon-u.ac.jp
通信教育部	研究事務課	03-5275-8890	dld-kenkyujimuka@nihon-u.ac.jp

研究費等事務総括(※)	本部研究推進部 研究推進課	03-5275-8137	kenkyu47@nihon-u.ac.jp
-------------	------------------	--------------	------------------------

(※)研究費等事務総括は各学部事務局の統括窓口です。
各学部にも所属の研究者は、所属学部の相談窓口にお問い合わせください。

本学において管理する公的研究費等の不正使用等に関する通報窓口は、次のとおりです。
なお、詳細については、日本大学ホームページ(公益通報受付・相談窓口)を参照してください。

【公益通報受付・相談窓口】

- ①光和総合法律事務所内 日本大学公益通報学外窓口 担当弁護士
【受付方法】 (1)メール:gakugai-tsuho@nihon-u.ac.jp
(2)電話:03-5562-2521(受付時間:平日10:00~16:00)
(3)FAX:03-5562-2522
(4)郵送:〒107-0052 東京都港区赤坂4-7-15
陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所
日本大学公益通報学外窓口 担当弁護士
- ②日本大学本部総務部内 公益通報受付・相談窓口
【受付方法】 (1)メール:nutsuho@nihon-u.ac.jp
(2)電話:03-3221-2563
(受付時間:平日10:00~17:00)
(ただし、大学の休業期間中は業務時間の変更等があります。)
(3)FAX:03-3221-2570
(4)郵送:〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24
日本大学本部総務部内 公益通報受付・相談窓口

【通報に当たっての留意事項】

- ①通報・相談の際は、「公益通報」である旨を明らかにしてください。
- ②通報・相談の際には、日本大学ホームページにある「公益通報受付・相談シート」を参考にしてください。
- ③通報・相談はできるだけ**実名**でお願いいたします。
- ④通報が悪意に基づいて行われたことが判明した場合は、**懲戒処分を科す**ことがあります。



Q1

公的研究費を年度内に使い切れず、余った研究費を返還した場合、何かペナルティを受けることがありますか。

A1

使い切れなかった研究費は配分機関へ返還することになりますが、ペナルティはありません。なお、科研費など一部の研究費には繰越制度があり、一定の要件を満たしていれば、余った研究費を翌年度に使用することができます。

Q2

以前勤務していた大学では提出していない書類を、日本大学では提出を求められたのですが、同じ研究費でも大学毎に提出書類が異なるのでしょうか。

A2

科研費など多くの公的研究費では、配分機関が定めていないルールについては、研究費を管理する大学の定めに基づくことになります。したがって、研究費を使用する際は、本学のルールに則り書類を提出する必要があります。

Q3

公的研究費で購入したパソコンを紛失してしまった場合、もう一度同じパソコンを購入することは可能でしょうか。

A3

紛失後において、研究遂行上、パソコンが必要であれば、同じパソコンを購入することは可能です。紛失等に気が付いたときは、速やかに管財課等へ御相談ください。監査等でパソコンを紛失したことを証明するため、警察署等に遺失届を提出し、控えを大学で保管します。

Q4

配分機関のルールと大学のルールが異なる場合、どちらのルールが優先されるのでしょうか。

A4

配分機関のルールが優先されます。例えば、手土産代は大学のルールでは支払うことができますが、配分機関のルールで禁止されていると、支払うことができません。逆に、大学のルールでは支払うことができないものが、配分機関のルールで認められることもあります。

Q5

研究費の契約関係者（取引業者や臨時職員等）から、寄付を受けることに問題はあるでしょうか。

A5

寄付を受ける条件などにもよりますが、例えば、支払から余り期間が経たずに受けるような寄付は、それが研究遂行上、必要のない経費であったと看做され、返還対象となる可能性があります。なお、予め寄付を受けることを前提に取引又は雇用した場合は、研究費のキックバックとして不正使用と判断される可能性があります。

Q6

文部科学省が公表している不正使用事案の内容を教えてください。

A6

文部科学省は、平成27年4月以降の研究機関から配分機関への最終報告の概要を文部科学省ホームページに掲載しています。文部科学省ホームページ右上の検索欄にて「研究機関における不正使用事案について」と入力・検索すると簡単にアクセス可能です。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

平成26年 3月 初版発行
平成27年 6月 第2版発行
令和 3年 4月 第6版発行

編集・発行 日本大学本部
研究推進部研究推進課
〒102-8275
東京都千代田区九段南 4-8-24



日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規

平成19年3月6日制定
平成19年4月1日施行
平成25年4月16日改正
平成25年4月1日施行
平成27年3月24日改正
平成27年4月1日施行
平成28年10月3日改正
平成28年10月1日施行

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学（以下「本大学」という）における研究活動の不正行為（以下「研究不正行為」という）に適切に対応するために、必要な手続方法等を定める。

(研究不正行為)

第2条 この内規で対象とする研究不正行為は、次のとおりとする。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものに限る。

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん

研究資料等を変更する操作を行い、研究結果等を加工すること。

盗 用

他の研究者のアイデア、データ及び論文等を無断で流用すること。

研究費の不正使用

私的及び研究目的以外の使用、虚偽の請求、その他法令等に違反して研究費を不正に使用すること。

2 前項第1号から第3号を特定不正行為という。

3 第1項に定める研究不正行為のほか本大学において次の行為を不適切な行為と定め、特定不正行為に準じる取扱いをすることができる。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものに限る。

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿

論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ

その他科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい行為

(研究費)

第3条 本内規の対象とする研究費は、国、独立行政法人、地方公共団体等からの公的な研究費、助成金及び補助金等とする。

2 学内資金、民間の法人及び企業等からの研究費、助成金及び補助金等もこの内規に準じて取扱うことができる。

(対象者)

第4条 本内規の対象者は、本大学において研究活動に従事する全ての者（以下「研究者等」という）とする。

2 本大学と取引する業者が研究不正行為に関与している場合は、前項の対象者に準じて取り扱うことができる。

(責任者)

第5条 本大学における研究不正行為に関する最高責任者は学長とし、研究不正行為の対策について総括する。

2 本大学における研究不正行為に関する統括責任者は副学長(研究担当)(以下「研究副学長」という)とし、最高責任者を補佐するとともに、関連部署を統括する。

第2章 研究不正行為に係る公益通報体制

(研究不正行為に係る公益通報)

第6条 研究不正行為に係る公益通報の取扱いについては本内規による。ただし本内規に定めのない事項については、別に定める日本大学公益通報者保護に関する内規(以下「公益通報者保護に関する内規」という)による。

(研究不正行為に係る公益通報の受付)

第7条 研究不正行為に係る公益通報の受付は、公益通報者保護に関する内規に基づき、総務部内に設置された公益通報受付・相談窓口(以下「通報窓口」という)が行う。

(研究不正行為に係る公益通報の取扱い)

第8条 研究不正行為に係る公益通報を行う場合、通報者は、研究不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ(以下「当該研究者」という)、研究不正行為の態様及び事案の内容を具体的に明示し、かつ不正とする合理的理由を示さなければならない。

2 通報は原則として顕名のみとする。ただし、前項に定める公益通報を行う場合の要件が満たされている場合は、匿名であっても公益通報に準じて取扱うことができる。

3 本大学関係者による研究不正行為に係るマスコミ報道、外部からの指摘及び研究者本人からの申し出等があった場合には、公益通報に準じて取扱う。

(当該研究者の保護)

第9条 本大学は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該研究者に対して、研究活動の制限、解雇などの不利益な取扱いを行ってはならない。

(機密保持)

第10条 研究不正行為に係る公益通報があった場合、当該業務に携わる関連部署の教職員等は、通報者、当該研究者、公益通報の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで機密保持を徹底しなければならない。

(悪意に基づく通報)

第11条 研究不正行為に係る通報が専ら本大学又は当該研究者に何らかの不利益を与えることを目的とした意思(以下「悪意」という)に基づいたものである場合には、当該通報者の氏名の公表や就業規則に従った懲戒処分を課することができる。

(学外の研究機関との連携)

第12条 当該研究者が学外の研究機関で行った研究及び既に離職している研究機関での研究遂行において研究不正行為を行った場合、当該研究機関と協議の上、連携して調査するものとする。

第3章 調査実施の体制

(研究不正行為に係る公益通報の報告)

第13条 通報窓口を通じて、研究不正行為に係る公益通報を受理した総務部長は、研究副学長に報告するものとする。

(予備調査)

第14条 前条の報告を受けた研究副学長は、通報者に証拠等の提出を求め、詳細な事実関係を明らかにするための本調査の必要の存否に関する予備調査を実施し、前条の公益通報を受理した日から30日以内に本調査の必要の存否を決定する。

2 研究副学長は、前項の予備調査の結果、本調査が不要と認めた場合には、調査結果を学長に報告し、その後速やかに通報者に報告し、必要に応じて、関係省庁及び当該研究費を配分した機関(以下「資金配分機関等」という)に報告するものとする。

3 本大学は、資金配分機関等又は通報者から求めがあった場合は、第1項の予備調査に係る資料等を、必要に応じて、開示することができる。

(本調査)

第15条 研究副学長は、前条の予備調査の結果、本調査が必要と認めた場合には、詳細な事実関係を明らかにするための学外有識者を含む調査委員会を30日以内に設置するよう、当該研究者が所属する学部等の長(以下「所属長」という)に要請する。

2 前項の要請を受けた所属長は、当該学部等の専任教職員及び学外有識者の中から、研究内容の専門性、事務手続の検証なども勘案し、利益相反関係にない者を選出し、調査委員会を構成する委員長、委員及び幹事を委嘱するものとする。ただし、公正性の確保や高度な専門性の検証が必要などの理由から、必要に応じて、他の学部等の教職員を加えることができる。

3 特定不正行為に係る調査委員会は、構成員の半数以上を学外有識者としなければならない。

4 調査委員会は、通報者及び当該研究者に対して、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。

5 特定不正行為に係る調査委員会を設置した所属長は、調査委員会の構成員の所属及び氏名を通報者及び当該研究者に示すものとする。これに対し、通報者及び当該研究者は所属長の定める期限までに異議申立てをすることができる。

6 前項により異議申し立てがあった場合、その内容が妥当であると所属長が判断したときは、当該異議申し立てに係る構成員を交代させるとともに、その旨を通報者及び当該研究者に通知する。

7 本大学は、調査委員会の調査開始に当たり、当該研究者に係る一部又は全部の研究費の支出を停止することができる。

8 研究副学長は、本調査を実施するに当たり、学長及び常務理事会に報告し、その後速やかに資金配分機関等に報告するものとする。

9 研究費の不正使用に係る本調査の実施に当たっては、本大学は、資金配分機関等と本調査における調査方針、調査対象及び調査方法等について協議しなければならない。

10 異なる所属の当該研究者複数による共同研究など調査対象となる研究が複数の学部等にわたる場合、研究副学長は、関係所属長及び総務部長と協議の上、大学に調査委員会を設置することができる。

(本調査の実施方法)

第16条 本調査は、論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者からの事情聴取、再実験の要請などにより実施するものとする。ただし、再実験を行う場合は、調査委員会の指

導・監督の下に行うものとする。

- 2 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者、関与の程度及び不正使用の相当額等について調査し、認定を行う。ただし、特定不正行為に係る調査委員会はこれに加え、当該論文等及び当該研究活動における役割についても調査し、認定を行う。
- 3 調査委員会は、当該研究者を委員会に出席させ、弁明の機会を設けるものとし、当該研究者は、科学的根拠を示して弁明しなければならない。
- 4 調査委員会は、150日以内に調査を完了させるものとする。ただし、調査進行を阻害する特殊事情などがある場合は、所属長を通じて、調査期間延長の願い出文書を研究副学長宛てに提出し、その承認を得て、調査期間を延長することができる。
- 5 本大学は、調査の終了前であっても、資金配分機関等から求めがあった場合は、本調査の中間報告を提出しなければならない。
- 6 前項にかかわらず研究費の不正使用に係る本調査については、本大学は、不正の事実が一部でも確認されたときは、調査の終了前であっても、速やかに資金配分機関等に対し、本調査の中間報告を提出しなければならない。
- 7 研究費の不正使用については、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、本大学は、資金配分機関からの求めに応じて、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査等に協力しなければならない。

(認定の方法)

第17条 調査委員会は、当該研究者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、当該研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、当該研究者による自認を唯一の証拠として研究不正行為を認定することはできない。

- 2 前項に加え特定不正行為に係る調査委員会は、当該研究者の説明及びその他の証拠によって、当該事案の疑いを覆すことができない場合は、特定不正行為と認定することができる。ただし、当該研究者が、善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由で証拠を示せない場合は、その限りでない。
- 3 研究不正行為の事実がないと認定される場合であり、かつ調査を通じて通報が悪意に基づくものとの疑いがあるときは、調査委員会は、悪意に基づく通報か否かの認定を行うものとする。なお、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(本調査結果)

第18条 調査委員会委員長は、調査結果を報告書にまとめ、関係資料とともに、所属長を通じて、研究副学長に報告する。ただし、第15条第10項の調査委員会は関係所属長に調査結果について報告し、了承を得た後、研究副学長に報告するものとする。

- 2 研究副学長は、調査委員会委員長を大学研究委員会コンプライアンス専門部会(以下「専門部会」という)に出席させ、調査結果を報告させるものとする。ただし、研究副学長は、専門部会が調査内容を不十分であると判断した場合には、調査委員会に対し再調査を命じることができる。
- 3 研究副学長は、第1項により提出された調査報告が専門部会で了承された後、学長及び常務理事会に報告し、その後、速やかに当該研究者及び第11条の通報と認定された者に報告しなければならない。
- 4 専門部会は、調査委員会の調査結果を踏まえ、第20条に定める措置の必要性を検討し、研究副学

長に意見書を提出するものとする。

(不服申立て)

第19条 研究不正行為と認定された当該研究者又は第11条の通報と認定された者が、調査結果に不服がある場合、前条第3項の報告を受けてから2週間以内に、研究副学長宛てに、必要書類等を添付した文書を提出し、不服申立てができるものとする。

2 前項により不服申し立てがあった場合、調査委員会は、不服申立ての理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成員の公正性に関するもの又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、構成員を交代又は追加することができる。

3 本大学は、特定不正行為に係る不服申立てがあったとき及びその再調査の可否を決定したときは、資金配分機関等へ報告しなければならない。

4 調査委員会は、不服申立てを却下した場合は、速やかに研究副学長に報告し、研究副学長は不服申立てをした者(以下「不服申立者」という)に不服申立ての却下を通知する。また、当該不服申立てが、当該案件の引き延ばし及び措置の先送りを主な目的としていると調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受理しないことができる。

5 調査委員会は、再調査を行う場合は、不服申立者に対して、再調査を行う旨を通知し、再調査への協力を求める。ただし、不服申立者から協力が得られない場合は、再調査を打ち切ることができる。

6 調査委員会は、50日以内に再調査を完了させ、研究副学長に調査結果を報告しなければならない。

7 研究副学長は、前項の調査結果を、学長及び常務理事会に報告し、その後、速やかに不服申立者及び所属長に報告しなければならない。

8 本大学は、第6項の調査結果を、資金配分機関等に報告しなければならない。

(研究不正行為への措置)

第20条 前条第1項の申立期間が不服申立てがなく経過し又は不服申立てに基づく調査結果が出たことにより、研究不正行為の事実が確定した場合、学長は、第18条第4項の措置の必要性に関する意見書を参考に、次に定める措置を決定し、速やかに常務理事会及び学部長会議に報告するものとする。

当該研究者に対する措置

- (1) 応募計画への申請制限又は申請中止
- (2) 研究費の全額又は一部返還
- (3) 研究活動の制限
- (4) 論文等の取下げ勧告
- (5) その他必要な措置

関与した職員に対する措置

- (1) 担当業務の見直し
- (2) 配置転換
- (3) その他必要な措置

関与した取引業者に対する措置は、日本大学調達規程第7条によるほか、当該会社名等の公表など必要な措置を取ることができる。

(調査結果の報告)

第21条 本大学は、前条に定める研究不正行為の事実が確定した場合、第13条の公益通報の報告を研究副学長が受けた日から210日以内に、資金配分機関等に調査結果を報告しなければならない。ただし、期限までに調査が完了していない場合は、中間報告を提出するものとする。

2 本大学は、前項の報告に基づき、調査結果を通報者に通知しなければならない。

3 本大学は、研究不正行為の事実がなかった場合は、第1項に定める期日までに、資金配分機関等へ調査結果を報告し、その後、速やかに通報者へ通知しなければならない。

4 研究不正行為と認定された当該研究者又は第11条の通報と認定された者が他の研究機関に所属している場合は、必要に応じて、当該所属機関に報告するものとする。

(公表)

第22条 本大学は、調査結果について、次の事項を学外に公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、その一部又は全部を公表しないことができる。

研究不正行為に関与した者の所属及び氏名

研究不正行為の内容

公表時までに行った措置

調査委員会委員の所属及び氏名

調査の方法及び手順

その他本大学が必要と認める事項

2 研究不正行為の事実がなかった場合は、調査結果を公表しない。ただし、当該案件が学外に漏えいしていた場合又は当該論文等に誤りがあった場合は、公表することができる。

第4章 懲戒処分

(懲戒処分)

第23条 調査の結果、研究不正行為が判明した場合には、本大学は、当該行為を行った研究者及びそれに関与した教職員に対し、就業規則に基づき懲戒処分を行うことができる。

第5章 フォローアップの措置

(名誉回復等の措置)

第24条 本大学は、調査の結果研究不正行為に該当しないことが判明した場合には、第15条第7項に基づく当該研究者に係る研究費の支出停止を解除し、速やかに当該研究者の名誉回復の措置等を講じなければならない。

(是正措置と再発防止策)

第25条 本大学は、調査結果を十分検討し、原因などを分析するほか、過去の事例等を検証し、是正措置を講じるとともに、研究不正行為の再発防止に努める。

附 則

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

日本大学遺伝子組換え実験実施規程

平成3年12月6日制定	平成16年4月1日施行
平成3年4月1日施行	平成20年5月9日改正
平成6年11月4日改正	平成20年4月1日施行
平成6年10月1日施行	平成20年10月3日改正
平成7年11月10日改正	平成20年10月1日施行
平成7年10月1日施行	平成22年3月5日改正
平成8年4月5日改正	平成22年4月1日施行
平成8年4月1日施行	平成24年3月2日改正
平成15年5月9日改正	平成24年4月1日施行
平成14年3月1日施行	平成25年3月8日改正
平成16年4月2日改正	平成25年4月1日施行

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」等の関係法令（以下「法令」という）に基づき、日本大学（以下「本大学」という）における遺伝子組換え実験（以下「実験」という）を計画し実施する際に遵守すべき安全確保に関する必要事項を定めることにより、実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(用 語)

第2条 この規程における用語は、法令に定義が示されているものについては、その定義による。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本大学において実施する実験全てに適用する。

2 この規程の適用を受ける学部は、別表のとおりとする。

3 別表に定められていない部科校において、教育を目的とした実験（以下「教育目的遺伝子組換え実験」という）を行う場合については、第48条に定める。

第2章 組織及び職務権限

(学長の職務)

第4条 学長は、実験実施機関の長となり、実験の安全確保に関する事項を総括する。

2 学長は、次の各号に掲げることを行う。

① 文部科学大臣の確認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という）について、文部科学大臣の確認を求めるとともに、当該確認に基づき承認を与えるか否かを決定すること。

② 学長が承認すべき実験（以下「機関実験」という）の承認を与えるか否かを決定すること。

③ 第28条第2項に規定する事項

④ 本大学において初めて実験を実施する場合又は相当期間休止した後に実験を再開する場合にその旨を文部科学大臣に報告すること。

⑤ 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた旨報告があった場合又は外部の環境等に影響を及ぼすおそれのある事故の報告があった場合は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告すること。

⑥ 実験が承認された日から5年間は、使用等の態様、安全委員会等における検討結果、譲渡等に際して提供し又は提供を受けた情報等及び第37条第1項第4号の資料を記録し、保管すること。

⑦ 文部科学大臣の求めに応じ、前号の資料を提供すること。

⑧ その他実験の安全確保に関する基本的事項を定めること。

3 学長は、前項第3号及び第6号に規定する事項を、第12条第1項に定める学部長に委任することができる。

(安全委員会の設置)

第5条 学長の諮問機関として、本大学に日本大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という）を置く。

(安全委員会の審議事項)

第6条 安全委員会は、次の各号に掲げる事項について審議答申する。

- ① 実験に関する規程等の立案
- ② 実験計画及び計画の変更又は実験の実施状況が法令及び本規程に適合するか否かの調査
- ③ 実験関係者の教育訓練及び健康管理に関する基本的事項
- ④ 事故発生の際の必要な措置及び改善策
- ⑤ 学内の連絡・調整
- ⑥ その他実験の安全確保に関する基本的事項

(安全委員会の構成)

第7条 安全委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① 実験を実施する教授又は准教授 | 若干名 |
| ② 前号に規定する者以外の自然科学系の教授又は准教授 | 若干名 |
| ③ 人文・社会科学系の教授又は准教授 | 若干名 |
| ④ 予防医学に従事する教授又は准教授 | 若干名 |
| ⑤ 教職員の健康・安全管理に責任を有する事務職員 | 若干名 |
| ⑥ 本大学に所属しない学識経験者 | 若干名 |
| ⑦ 前各号に定める者のほか学長が適当と認める者 | 若干名 |

(委員長)

第8条 委員長は、学長の指名する者とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第9条 安全委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を安全委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第11条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部の組織)

第12条 別表に定められた学部の長（以下「学部長」という）は、その学部における実験の安全確保に関する事項を管掌する。

2 学部長の諮問機関として、学部遺伝子組換え実験安全委員会（以下「学部安全委員会」という）を置く。

3 学部に、実験の安全確保を図るため、学部安全主任者を置く。

4 学部における実験の安全確保については、本規程のほか学部安全委員会の承認を受けた学部内規の

定めるところによる。

(学部長の職務)

第13条 学部長は、実験実施施設の長となり、学部における実験の安全確保に関する事項を統括する。

2 学部長は、次の各号に掲げることを行う。

- ① 学部安全委員会の委員長（以下「学部委員長」という）及び委員（以下「学部委員」という）を委嘱すること。
- ② 学部安全主任者を委嘱すること。
- ③ 実験計画及び計画の変更を学長に申請すること。
- ④ 第4条第3項に基づき学長から委任された事項を処理すること。
- ⑤ 第28条第1項に規定する事項
- ⑥ 実験の施設・設備を管理すること。
- ⑦ 実験従事者の健康管理に当たること。
- ⑧ 実験が承認された日から5年間は、使用等の態様、学部安全委員会等における検討結果、譲渡等に際して提供し又は提供を受けた情報等及び第37条第1項第4号の資料を記録し、保管するとともに、文部科学大臣の求めに応じ、学長を通じて当該資料を提供すること。
- ⑨ 事故等の報告があった場合において、学部安全委員会及び学部安全主任者と連携して調査を行い、必要な処置、改善策等について指示を行うこと。
- ⑩ 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた報告があった場合又は外部の環境等に影響を及ぼすおそれのある事故の報告があった場合は、直ちに学長に報告すること。
- ⑪ その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

(学部安全委員会の職務)

第14条 学部安全委員会は、次の各号に掲げる事項について審議答申する。

- ① 実験計画及び計画の変更又は実験の実施状況が法令並びに本規程及び学业内規に適合しているか否かの調査
- ② 実験に係る教育訓練及び実験従事者の健康管理
- ③ 事故発生の際に必要な措置及び改善策
- ④ その他実験の安全確保に必要な事項

2 学部安全委員会は、必要に応じ実験責任者及び学部安全主任者から実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

(学部安全委員会の構成)

第15条 学部安全委員会は、次の者をもって構成し、学部委員は学部長が委嘱する。

- ① 実験責任者 若干名
- ② 実験に従事していない教授又は准教授 若干名
- ③ 前各号に定める者のほか学部長が必要と認めた者 若干名

(学部委員長)

第16条 学部委員長は、学部教授のうちから学部長の指名する者とする。

2 学部委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ学部委員長の指名した学部委員がその職務を代行する。

(学部安全委員会の招集)

第17条 学部安全委員会は、学部委員長が招集し、その議長となる。

(学部委員以外の者の出席)

第18条 学部委員長は、必要に応じ学部委員以外の者を学部安全委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(学部委員の任期)

第19条 学部委員長及び学部委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の学部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部安全主任者)

第20条 学部安全主任者は、学部の教授又は准教授のうちから学部長が委嘱する。

2 学部安全主任者は、法令並びに本規程及び学部に規を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者とし、学部安全委員会と緊密な連絡の下に次の各号に掲げることを行う。

- ① 実験が、法令並びに本規程及び学部に規に基づき適正に遂行されているか否かを確認すること。
- ② 実験に関し、実験責任者に対して指導及び助言を与えること。
- ③ 実験の安全確保に関し、学部長に報告すること。
- ④ その他実験の安全確保に関して、必要な事項の処理に当たること。

(実験責任者)

第21条 実験を行おうとするときは、実験責任者を定めなければならない。実験責任者が欠けた場合も同様とする。

2 実験責任者は、法令並びに本規程及び学部に規を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者とし、学部安全主任者の指導及び助言の下に、次の各号に掲げることを行う。

- ① 実験計画の立案及び実施に際して法令並びに本規程及び学部に規を十分に遵守し、学部安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
- ② 実験従事者に対し、第36条第1項に定める教育訓練を行うこと。
- ③ 大臣確認実験及び機関実験について、第24条及び第25条に基づき実験計画を学部長に提出し、学長の承認を受けること。なお、当該実験計画の変更についても同様とする。
- ④ 実験の安全確保の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちに学部長、学部安全委員会及び学部安全主任者に報告すること。
- ⑤ その他実験の安全確保に関し必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第22条 実験従事者は、実験責任者の指示により、実験の計画及び実施に当たっては、安全確保について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟していなければならない。

第3章 実験計画実施の承認・変更及び審査等の手続

(実験計画の申請手続)

第23条 実験責任者は、大臣確認実験及び機関実験を行う場合には、第24条及び第25条に基づき、申請の手続を行わなければならない。

(大臣確認実験)

第24条 大臣確認実験を実施しようとする実験責任者は、所定の書面を学部長を経て学長に提出し、文

部科学大臣に申請しなければならない。

(機関実験)

第25条 機関実験を実施しようとする実験責任者は、所定の書面により、学部長を経て学長に申請しなければならない。

(安全性の基準)

第26条 実験計画及び計画の変更又は実験の実施状況の安全性の基準は、法令の定めるところによる。

(実験実施の申請)

第27条 第24条及び第25条の申請があったときは、学部長は、学部安全委員会の意見を聴いた上、必要な書面をもって学長に申請するものとする。

(実験停止又は改善等)

第28条 実験の安全性について疑いが生じた場合、学部長は、直ちに実験の停止又は改善等の必要な措置を、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項に基づく決定に先立ち、実験責任者に対し、実験の停止を命じ、実施方法の改善を勧告するなど必要な措置を講じなければならない。

(学長の決定)

第29条 第27条及び第28条の規定により申請があったときは、学長は、安全委員会に諮問し、かつ、法令に基づき文部科学大臣の確認を要するものについては、これを得た上で決定する。

(実験変更手続)

第30条 実験計画を変更するときは、第24条及び第25条により申請された書面の変更事項について申請しなければならない。

(実験の終了又は中止)

第31条 実験を終了又は中止したときは、実験責任者は速やかに学部長を経て学長に報告するものとする。

第4章 施設・設備及び実験の管理

(設置・管理基準)

第32条 学部長は、実験を実施する実験室及び実験区域（以下「実験施設」という）を法令に定める拡散防止措置の基準に基づいて設置し、保全するよう管理しなければならない。

(実験施設の出入り等の制限)

第33条 実験責任者又は学部安全主任者は、実験の内容を知らない者が、許可なく実験施設に立ち入ることのないよう措置を講じなければならない。

2 実験施設に立ち入る許可を得た者は、実験責任者又は学部安全主任者の指示に従わなければならない。

(標 識)

第34条 実験責任者は、実験を実施する場合、実験施設の入口及び遺伝子組換え生物等の保管設備に法令に定める表示をしなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第35条 実験従事者は、用いられる核酸供与体、供与核酸、ベクター及び宿主により、遺伝子組換え生物等が法令に定める拡散防止措置の要件を満たすものであることを確認しなければならない。また、遺伝子組換え生物等の取扱いについては、拡散防止措置のレベルに応じて法令を遵守しなければならない。

らない。

第5章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第36条 実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対し、法令並びに本規程及び学部内規を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- ① 危険度に応じた微生物安全取扱い技術
- ② 拡散防止措置に関する知識及び技術
- ③ 実施しようとする実験の危険度に関する知識
- ④ 事故発生の場合の措置に関する知識

2 実験責任者は、前項各号の教育訓練の計画及び実施に関して、学部安全主任者に協力を求めることができる。

(健康管理)

第37条 学部長は、実験従事者の健康管理について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 実験従事者に対し、実験開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を行うこと。
- ② 実験従事者が法令に規定するP2レベル以上の拡散防止措置を必要とする実験を実施する場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策について、あらかじめ検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等の準備をすること。この場合において、実験開始後6か月を超えない期間ごとに1回特別定期健康診断を行うこと。
- ③ 実験施設内における感染のおそれがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講ずること。
- ④ 健康診断の結果を記録し、保存すること。

2 学部長は、実験従事者が次の各号のいずれかに該当したとき又は次条に規定する報告を受けたときは、直ちに調査するとともに必要な措置を講じなければならない。

- ① 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。
- ② 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こすおそれがあるとき。
- ③ 遺伝子組換え生物等により、実験施設が著しく汚染され、その場に居合わせたとき。

(実験従事者の報告義務)

第38条 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来したとき又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったときは、学部長に報告するものとする。

第6章 異常事態発生時の措置

(通 報)

第39条 実験施設において異常事態を発見した者は、直ちに実験責任者及び学部安全主任者に通報しなければならない。

(立入禁止等)

第40条 実験責任者は、異常事態発生の通報を受けた場合及び異常事態を発見した場合は、実験施設の使用禁止又は立入禁止の措置を講じるとともに、消毒その他の必要な措置を講じ、学部安全主任者の指示を仰がなければならない。

(緊急措置等)

第41条 実験責任者は、異常事態発生の結果、実験従事者等に障害を生じ、又は障害を生じるおそれのある場合は、学部安全主任者の指示によって救急処置をとるとともに、医師の診療を受けさせなければならない。

(実験責任者等の報告義務)

第42条 実験責任者及び学部安全主任者は、異常事態の経過及び措置等に関する報告書を作成し、学部長及び学部委員長に提出しなければならない。

(学部安全委員会の対策)

第43条 学部委員長は、前条の報告を受け必要と認めた場合は、学部安全委員会を招集し、対策等について審議の上、当該措置を講じなければならない。

2 学部委員長は、前項の結果を直ちに学部長に報告しなければならない。

(学部長の報告義務)

第44条 第40条及び第41条に規定する措置を講じた場合、学部長は、速やかに異常事態発生の経過及び措置等の概要を学長に報告しなければならない。

第7章 そ の 他

(記録の保管)

第45条 実験責任者は、次の各号に掲げる記録を5年間保存しなければならない。

- ① 実験計画書及び実験記録
- ② 遺伝子組換え生物等の授受、保存、廃棄、運搬の記録
- ③ 異常事態が発生した場合の経過及び措置に関する記録
- ④ 実験施設への出入者の氏名及び目的等の記録
- ⑤ 健康診断受診の記録

2 実験責任者は、文部科学大臣、学長又は学部長の求めに応じ当該資料を提供しなければならない。

(守秘義務)

第46条 実験に携わる者は、実験計画の内容その他実験計画に関する事項について秘密を守らなければならない。

(譲渡等に係る情報提供)

第47条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、前条にかかわらず、法令に基づく情報提供及び本規程に基づく資料提供を行わなければならない。

(教育目的遺伝子組換え実験)

第48条 別表に定められていない部科校において教育目的遺伝子組換え実験を行う場合は、実験責任者は、実験計画を当該部科校長に提出し、その同意を得た上で、学長の承認を受けなければならない。当該実験計画の変更についても同様とする。

2 前項の実験を終了又は中止したときは、実験責任者は、速やかに当該部科校長を経て、学長に報告するものとする

3 当該部科校長は、遺伝子組換え生物等の取扱に関する経験者の配置、教育訓練及び記録保管を行わなければならない。

4 教育目的遺伝子組換え実験を行う場合は、第21条、第22条、第26条、第28条及び第32条から第47条までの規定を準用する。

(所 管)

第49条 遺伝子組換え実験に関する事務は、本部については研究推進部、別表に定められた学部については研究事務課が行う。

(内規等)

第50条 この規程に関するその他の必要事項については、別に内規等で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年3月16日制定の日本大学組換えDNA実験実施規程、昭和59年10月5日制定の日本大学医学部組換えDNA実験実施規程・日本大学松戸歯学部組換えDNA実験実施規程・日本大学農獣医学部組換えDNA実験実施規程、昭和59年11月9日制定の日本大学歯学部組換えDNA実験実施規程及び平成元年5月19日制定の日本大学薬学部組換えDNA実験実施規程は、廃止する。

実験実施施設を置く学部

文 理 学 部

理 工 学 部

生 産 工 学 部

工 学 部

医 学 部

歯 学 部

松 戸 歯 学 部

生 物 資 源 科 学 部

薬 学 部

日本大学動物実験運営内規

平成21年3月31日制定 平成25年3月12日改正
平成21年4月1日施行 平成25年4月1日施行
平成22年3月16日改正 平成26年9月30日改正
平成22年4月1日施行 平成26年10月1日施行
平成23年3月29日改正 平成28年3月15日改正
平成23年4月1日施行 平成28年4月1日施行

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この内規は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(以下「飼養保管基準」という)、文部科学省策定の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(以下「基本指針」という)及び日本学会議作成の「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という)に基づき、科学的観点はもとより動物愛護及び環境保全の観点に加え、動物実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から、日本大学(以下「本大学」という)における動物実験等を適正に実施するための必要事項を定める。

(基本原則)

第2条 本大学における動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他法令等に定めがあるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 本大学における動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に基づき、動物実験等を行う際の原則である代替法の利用、実験動物の使用数の削減及び苦痛軽減を考慮し、適正に行わなければならない。

(定 義)

第3条 この内規でいう用語の定義は、次のとおりとする。

実 験 動 物	動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養・保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
動 物 実 験 等	実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
飼 養 保 管 施 設	実験動物を恒常的に飼養・保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
実 験 室	実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
施 設 等	飼養保管施設及び実験室をいう。
動 物 実 験 計 画	動物実験等の実施に関する計画をいう。
動 物 実 験 実 施 者	動物実験等を実施する者をいう。
動 物 実 験 責 任 者	動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括するものをいう。
学 部 等	動物実験等を行う学部、通信教育部、研究科、研究所、付属病院及び短期大学部をいう。
施 設 等 管 理 者	施設等を設置又は変更(以下「設置等」という)する場合に、その責任者となり、当該施設等を管理する者をいう。
実 験 動 物 管 理 者	実験動物に関する知識及び経験を有する者で、学部等の長(以下「学部長

等」という)を補佐し、実験動物の管理を担当するものをいう。
飼 養 者 実験動物管理者の下で実験動物の飼養・保管に従事する者をいう。
指 針 等 動物実験等に関して各行政機関等の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この内規は、本大学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本大学以外の機関に委託する場合は、委託先においても、基本指針その他関係法令等に基づき動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第2章 組織及び職務権限

(学長の職務)

第5条 学長は、本大学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のため、次の各号に掲げることを行う。

動物実験計画を承認すること。

動物実験計画の実施の結果を把握すること。

動物実験計画書、動物実験の履行結果及び動物実験委員会の議事録等を保存すること。

施設等の設置及び変更を承認すること。

その他本大学の動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 学長は、前項第1号から第4号に規定する事項を、第13条に定める学部長等に委任することができる。

3 学長は、第7条第3項の具申を受けたときは、当該学部長等に当該実験の中止等を命ずることができる。

(委員会の設置)

第6条 学長の諮問機関として、本大学に日本大学動物実験委員会(以下「委員会」という)を置く。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、学長からの諮問に対し、審議答申する。

動物実験等に係る規程等の立案

承認された動物実験計画並びに当該計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。

承認された施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。

事故発生の際の必要な措置及び改善策

動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。

動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。

学内の連絡調整

その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項

2 前項に定めるもののほか、委員会は、第14条に規定する学部等動物実験委員会に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

3 委員会は、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について学長に具申することができる。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。

動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者 若干名

実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名

その他学識経験を有する者のうち、学長が適当と認める者 若干名

2 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画してはならない。

(委員長)

第9条 委員長は、学長の指名する者とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第12条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部長等の職務)

第13条 動物実験等を行う学部長等は、当該学部等における動物実験等の適正な実施に関する事項を統括し、次の各号に掲げることを行う。

次条に定める学部等動物実験委員会の委員長及び委員を委嘱すること。

第5条第2項に基づき学長から委任された事項を処理すること。

承認された動物実験計画及び施設等の設置、変更、廃止並びに実験動物の飼養保管状況及び自己点検・評価の結果を学長へ報告すること。

実験動物管理者を委嘱すること。

その他当該学部等における動物実験等の適正な実施のために必要な事項

(学部委員会の設置)

第14条 動物実験等を行う学部等に、当該学部等における動物実験等の実施及び施設等の設置等の可否等の審査を行うため、学部等動物実験委員会(以下「学部委員会」という)を置く。

2 学部委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該学部等が定める。

3 学部委員会の設置が困難な学部等は、学長の承認を得て、他の学部等の学部委員会に職務を委託することができる。

(学部委員会の職務)

第15条 学部委員会は、学部長等を補佐するため、次の各号に掲げる事項について審議調査する。

動物実験計画並びに当該計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。

施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。

事故発生の際の必要な措置及び改善策

動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。

動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。

その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項

2 学部委員会は、必要に応じ動物実験責任者及び実験動物管理者から動物実験等に関する報告を求

めることができる。

(学部委員会の構成)

第16条 学部委員会は、次の者をもって構成し、委員は学部長等が委嘱する。

動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者	若干名
実験動物に関して優れた識見を有する者	若干名
その他学識経験を有する者のうち、学部長等が適当と認める者	若干名

2 学部委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画してはならない。

(学部委員長)

第17条 学部委員長は、学部長等の指名する者とする。

2 学部委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ学部委員長が指名した学部委員がその職務を代行する。

(学部委員会の招集)

第18条 学部委員会は、学部委員長が招集し、その議長となる。

(学部委員以外の者の出席)

第19条 学部委員長は、必要に応じ学部委員以外の者を学部委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(学部委員の任期)

第20条 学部委員長及び学部委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の学部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 動物実験計画の立案及び実施

(申請等の手続き)

第21条 動物実験責任者は、動物実験等を行おうとするときは、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため、次の各号に掲げる事項に留意の上動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書により、所属する学部長等に申請しなければならない。

研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。

代替法の利用を考慮して、実験動物を適切に使用すること。

動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮し、実験動物の使用数削減に配慮すること。

実験動物の苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。

苦痛度の高い動物実験等(致死的な毒性実験、感染実験、放射線照射等)を行う場合、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

2 学部長等は、前項の申請があったときは、学部委員会の審議を経て、承認の適否を決定し、動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、前項の通知があるまで動物実験等に着手してはならない。

4 学部長等は、承認した動物実験計画を学長に報告しなければならない。

(動物実験計画の変更)

第22条 前条の規定は、動物実験計画の変更について準用する。この場合において、動物実験実施者、

実験動物種及び使用数並びに実験実施期間等の変更を申請するときは、動物実験計画書とあるのは、動物実験計画（変更・追加）承認申請書と読み替えるものとする。

（動物実験計画の終了又は中止の報告）

第23条 動物実験責任者は、実験を終了又は自ら中止したときは、所定の動物実験（終了・中止）報告書により、速やかに所属する学部長等に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、前項の終了又は中止の報告をした後に、所定の動物実験結果報告書により、実験計画の変更の有無、実験の成果等について、所属する学部長等に報告しなければならない。

3 学部長等は、第1項又は前項の報告があったときは、学長に報告しなければならない。

（実験操作）

第24条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、法、飼養保管基準、指針等及びこの内規に基づき動物実験等を実施するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる実験動物の苦痛軽減に関する措置を行うこと。

(1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

(2) 実験終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

(3) 適切な術後管理

(4) 適切な安楽死の選択

安全管理に注意を要する実験（物理的・化学的に危険な材料、病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本大学における関連規程等に従って行い、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

第4章 飼養保管施設及び実験室

（施設等の承認）

第25条 実験動物の飼養・保管及び動物実験等は、学部長等の承認を得た施設等でなければ行うことができない。

2 施設等管理者は、施設等を設置等しようとする場合は、所定の飼養保管施設設置承認申請書又は所定の実験室設置承認申請書により、学部長等に申請しなければならない。

3 学部長等は、申請された施設等を学部委員会に調査させ、学部委員会の調査結果及び助言により、承認の可否を決定し、当該施設等管理者に通知する。

4 学部長等は、承認した施設等の概要等を学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の要件）

第26条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。

動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

実験動物が逸走しない構造及び強度を整備すること。

臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の要件)

第27条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

実験動物が逸走しない構造とし、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

排せつ物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。

常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第28条 施設等管理者は、動物実験等の適正な遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第29条 施設等管理者は、施設等を廃止する場合は、所定の施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届により、学部長等に届け出なければならない。

2 学部長等は、前項の届出があったときは、学長に届け出なければならない。

3 施設等管理者は、施設等を廃止するに当たり、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を、他の飼養保管施設に譲渡するよう努めなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の飼養及び保管)

第30条 学部長等は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、動物実験実施者等に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第31条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前条により学部長等が定める事項を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(給餌・給水)

第32条 飼養者は、実験動物管理者及び動物実験実施者の指示を受け、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼育)

第33条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養・保管する場合は、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第34条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 学部長等は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、所定の飼養保管状況報告書により、学長に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

第35条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾患等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第36条 学部長等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安

全の確保並びに人に対する危害防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

(危害防止)

第37条 学部長等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 学部長等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等から逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 学部長等は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者への実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 4 学部長等は、毒へび等の有毒動物を飼養・保管する場合は、人への危害発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。
- 5 学部長等は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(通報)

第38条 施設等において異常事態を発見した者は、直ちに動物実験実施者等に通報しなければならない。

(緊急時の対応)

第39条 学部長等は、地震、火災等の緊急時の対応計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 学部長等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第7章 教育訓練

(教育訓練)

第40条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。

関係法令、指針等並びに本大学及び学部等の定める内規等に関する事項

動物実験等の方法に関する基本的事項

実験動物の飼養保管に関する基本的事項

安全確保及び安全管理に関する事項

その他適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 学部長等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。

第8章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第41条 学部長等は、学部委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるとともに、その結果を学長へ報告しなければならない。

- 2 学部委員会は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に、自己点検・評

価のための資料を提出させることができる。

- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の有識者による検証を受けるよう努めなければならない。

第9章 情報公開

(情報の公表)

第42条 本大学は、本大学における動物実験等に関する情報を、原則として毎年1回公表するものとする。

第10章 その他

(実験動物以外の動物の使用)

第43条 第3条第1号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うものとする。

(適用除外)

第44条 畜産に関する飼養管理の教育及び試験研究並びに畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る)及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養・保管については、この内規を適用しない。

(所管)

第45条 動物実験等に関する事務は、本部においては研究推進部とし、学部等については別に定める。

(要項等)

第46条 この内規に関するその他の必要事項については、別に要項等で定めることができる。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

令和3年7月13日制定

1 目的

この指針は、文部科学省・厚生労働省・経済産業省策定の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下「国の指針」という）に基づき、日本大学（以下「本大学」という）における人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「研究」という）に携わる全ての関係者が遵守すべき基本的な事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。

2 基本方針

- ① 全ての関係者は、次に掲げる事項を研究の基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。
 - (1) 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。
 - (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
 - (3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。
 - (4) 独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。
 - (5) 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。
 - (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。
 - (7) 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。
 - (8) 研究の質及び透明性を確保すること。
- ② 本大学における研究については、国の指針その他関係法令等（以下「国の指針等」という）に定めがあるもののほか、この指針の定めるところによる。

3 定義

- ① この指針における用語の定義は、次のとおりとする。ただし、この指針に定めのない用語の定義については、国の指針による。
 - (1) 人を対象とする生命科学・医学系研究
人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。

ア 次のa, b, c又はdを通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。

a 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれに影響を与える要因を含む）の理解

b 病態の理解

c 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証

d 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

(2) 侵襲

研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。侵襲のうち、研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

(3) 介入

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む）をいう。

(4) 人体から取得された試料

血液、体液、組織、細胞、排せつ物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む）をいう。

(5) 研究に用いられる情報

研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む）をいう。

(6) 試料・情報

人体から取得された試料及び研究に用いられる情報をいう。

(7) 既存試料・情報

試料・情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報
 - イ 研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの
- (8) 遺伝情報
- 試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。
- (9) 研究対象者
- 次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む）をいう。
- なお、研究対象者のほかに代諾者等を含む場合は、「研究対象者等」という。
- ア 研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者を含む）
 - イ 研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者
- (10) 研究機関
- 研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。
- (11) 共同研究機関
- 研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関（当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む）をいう。
- (12) 研究協力機関
- 研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う試料の取得は除く）、研究機関に提供のみを行う機関をいう。
- (13) 試料・情報の収集・提供
- 研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けた試料・情報を保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務をいう。
- (14) 多機関共同研究
- 一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究を

いう。

(15) 研究者等

研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・提供を行う学部等における業務の実施を含む）に携わる者をいう。ただし、学部等に所属する者以外であって、次のいずれかに従事する者を除く。

ア 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者

イ 既存試料・情報の提供のみを行う者

ウ 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者

(16) 研究責任者

研究の実施に携わるとともに、所属する学部等において当該研究に係る業務を統括する者をいう。（多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。以下同じ）

(17) 研究代表者

多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関の研究責任者を代表する研究責任者をいう。

(18) 倫理審査委員会

研究の実施又は継続の適否その他研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査審議するために設置された合議制の機関をいう。

(19) インフォームド・コンセント

研究対象者等が、実施又は継続されようとする研究に関して、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む）等について研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいて研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対し与える、当該研究（試料・情報の取扱いを含む）を実施又は継続されることに関する同意をいう。

(20) 代諾者

生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対してインフォームド・

コンセントを与えることができる者をいう。

(21) 代諾者等

代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセントを与えることができる者を含めたものをいう。

(22) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。（24）イにおいて同じ）で作られる記録をいう）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く）をいう）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(23) 個人情報等

個人情報に加えて、個人に関する情報であって、死者について特定の個人を識別することができる情報を含めたものをいう。

(24) 個人識別符号

次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令」その他の法令に定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者

を識別することができるもの

(25) 要配慮個人情報

本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

(26) 匿名化

個人情報等について，特定の生存する個人又は死者を識別することができることとなる記述等（個人識別符号を含む）の全部又は一部を削除すること（当該記述等の全部又は一部を当該個人又は死者と関わりのない記述等に置き換えることを含む）をいう。

(27) 対応表

匿名化された情報から，必要な場合に研究対象者を識別することができるよう，当該研究対象者と匿名化の際に置き換えられた記述等とを照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。

(28) 匿名加工情報

次に掲げる個人情報（個人情報保護法に規定する個人情報に限る。以下この(28)において同じ）の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて，当該個人情報を復元することができないようにしたもの（同法の規定の適用を受けるものに限る）をいう。

ア (22) アに該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

イ (22) イに該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

(29) 有害事象

実施された研究との因果関係の有無を問わず，研究対象者に生じた全ての好ましくない又は意図しない傷病若しくはその徴候（臨床検査値の

異常を含む)をいう。

(30) 重篤な有害事象

有害事象のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- ア 死に至るもの
- イ 生命を脅かすもの
- ウ 治療のための入院又は入院期間の延長が必要となるもの
- エ 永続的又は顕著な障害・機能不全に陥るもの
- オ 子孫に先天異常を来すもの

(31) 予測できない重篤な有害事象

重篤な有害事象のうち、研究計画書、インフォームド・コンセントの説明文書等において記載されていないもの又は記載されていてもその性質若しくは重症度が記載内容と一致しないものをいう。

(32) モニタリング

研究が適正に行われることを確保するため、研究がどの程度進捗しているか並びに国の指針及び研究計画書に従って行われているかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。

(33) 監査

研究結果の信頼性を確保するため、研究が国の指針及び研究計画書に従って行われたかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。

(34) 遺伝カウンセリング

遺伝医学に関する知識及びカウンセリングの技法を用いて、研究対象者等又は研究対象者の血縁者に対して、対話と情報提供を繰り返しながら、遺伝性疾患をめぐり生じ得る医学的又は心理的諸問題の解消又は緩和を目指し、研究対象者等又は研究対象者の血縁者が今後の生活に向けて自らの意思で選択し、行動できるよう支援し、又は援助することをいう。

4 適用される研究

- ① この指針は、本大学により実施される研究を対象とする。ただし、国の指針以外の法令等の適用範囲に含まれる研究にあつては、当該法令等に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行うものとする。

② 次に掲げるいずれかに該当する研究は、この指針の対象としない。ただし、既に作成されている匿名加工情報（個人情報保護法に規定する大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者により学術研究の用に供する目的で用いられるものに限る）のみを用いる研究にあつては、国の指針及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（以下「ガイダンス」という）に記載の匿名加工情報の取扱いの定めを適用する。

(1) 法令の規定により実施される研究

(2) 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究

(3) 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究

ア 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報

イ 既に匿名化されている情報（特定の個人を識別することができないものであつて、対応表が作成されていないものに限る）

ウ 既に作成されている匿名加工情報

5 日本国外において実施される研究

① 本大学の研究者等が日本国外において研究を実施する場合（海外の研究機関と共同して研究を実施する場合を含む）は、この指針に従うとともに、研究が実施される国又は地域の法令等の基準を遵守しなければならない。ただし、この指針の規定と比較して研究が実施される国又は地域の法令等の基準の規定が厳格な場合には、この指針の規定に代えて当該研究が実施される国又は地域の法令等の基準の規定により研究を実施するものとする。

② この指針の規定が日本国外の研究が実施される国又は地域における法令等の基準の規定より厳格であり、この指針の規定により研究を実施することが困難な場合であつて、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴いて13①の許可を得たときには、この指針の規定に代えて当該研究が実施される国又は地域の法令等の基準の規定により研究を実施することができるものとする。

(1) インフォームド・コンセントについて適切な措置が講じられる旨

(2) 研究の実施に伴って取得される個人情報等の保護について適切な措置が講じられる旨

6 理事長の責務及び権限等の委任

- ① 理事長は、国の指針に基づき、研究を実施する法人の代表者として、本大学における研究の実施に関する責任を有し、研究が適正に実施されるよう、必要な監督を行うものとする。
- ② 理事長は、研究の円滑な実施のため、本大学における研究に関する権限又は事務を学長に委任するものとする。

7 学長の責務

- ① 学長は、理事長と連携し、本大学における研究の適正な実施に関する事項を統括し、次に掲げることを行う。
 - (1) 研究を適正に実施するために必要な体制及び諸規程を整備すること。
 - (2) 研究の実施又は研究計画書の変更について、許可すること。
 - (3) 研究の進捗状況及び結果を把握すること。
 - (4) その他本大学の研究の適正な実施のために必要な事項
- ② 学長は、研究の円滑かつ機動的な実施のため、①(2)及び(3)に規定する事項を、8に定める本大学の大学院、学部、通信教育部、短期大学部及び附属機関（以下「学部等」という）の長に委任するものとする。
- ③ 学長は、必要に応じて日本大学研究委員会に諮問し、答申及び上申並びに助言を受けるものとする。

8 学部等の長の責務

- ① 研究を行う学部等の長は、当該学部等における研究の適正な実施に関する事項を統括し、次に掲げることを行う。
 - (1) 7②により、学長から委任された事項を処理すること。
 - (2) 当該学部等の倫理審査委員会の委員長及び委員を委嘱すること。
 - (3) 当該学部等の研究の進捗状況及び結果を把握し、学長に報告すること。
 - (4) 研究がこの国の指針に適合していることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応を取ること。
 - (5) 倫理審査委員会が行う調査に協力すること。
 - (6) 研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修（以下「教育・研修」という）を当該学部等の研究者等が受け

- ることを確保するための措置を講じ、自らもこれらの教育・研修を受けること。
- (7) 侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、モニタリング及び監査の実施に必要な措置を講ずること。
 - (8) 当該研究が国の指針及び研究計画書に従い、適正に実施されていることを必要に応じて確認するとともに、研究の適正な実施を確保するために必要な措置を講ずること。
 - (9) 研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底すること。
 - (10) その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らさないこと。なお、その業務に従事しなくなった後も同様とする。
 - (11) 当該学部等において実施される研究に関連して研究対象者に健康被害が生じた場合、これに対する補償その他の必要な措置が適切に講じられることを確保すること。
 - (12) 研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、研究結果等、研究に関する情報が適切に公表されることを確保すること。
 - (13) その他当該学部等の研究の適正な実施のために必要な事項

9 研究者等の責務

- ① 研究者等は次に掲げる事項について、研究対象者等への配慮を行う。
 - (1) 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
 - (2) 研究者等はこの指針及び国の指針等を遵守し、当該研究の実施について倫理審査委員会の審査及び学部等の長の許可を受けた研究計画書に従って、適性に研究を実施しなければならない。
 - (3) 研究者等は、研究を実施するに当たっては、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
 - (4) 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。
 - (5) 研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。

(6) 研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等及び当該地域住民等を対象に、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めなければならない。

- ② 研究者等は、研究の実施に先立ち、教育・研修を受けなければならない。また研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

10 研究計画書の作成・変更

- ① 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。
- ② 研究責任者は、①の研究計画書の作成又は変更に当たっては、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう考慮しなければならない。また、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。
- ③ 多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任しなければならない。
- ④ 研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で一の研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- ⑤ 研究責任者は、研究に関する業務の一部について委託しようとする場合には、当該委託業務の内容を定めた上で研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- ⑥ 研究責任者は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ）により契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- ⑦ 研究責任者は、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって通常の診療を超える医療行為を伴うものを実施しようとする場合には、当該研究に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償を行うために、あらかじめ

め、保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

- ⑧ 研究責任者は、④及び⑤により共同研究機関又は委託先との間において試料・情報を提供し又は提供を受けようとする場合には、提供に関する記録の作成方法及び保管方法を定めた上で研究計画書を作成しなければならない。

11 研究計画書の記載事項

研究計画書の記載事項は、国の指針及びガイダンスによる。

12 倫理審査委員会への付議

- ① 研究責任者は、研究の実施の適否について、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。
- ② 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。
- ③ 研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他学部等の長が求める書類を学部等の長に提出し、当該学部等における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。
- ④ ①から③までの規定にかかわらず、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断される場合には、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴く前に学部等の長の許可のみをもって研究を実施することができる。この場合において、研究責任者は、許可後遅滞なく倫理審査委員会の意見を聴くものとし、倫理審査委員会が研究の停止若しくは中止又は研究計画書の変更をすべきである旨の意見を述べたときは、当該意見を尊重し、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更するなど適切な対応をとらなければならない。
- ⑤ 研究責任者は、多機関共同研究について②の規定によらず個別の倫理審査委員会の意見を聴く場合には、共同研究機関における研究の実施の許可、他の倫理審査委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても当該倫理審査委員会へ提供しなければならない。

13 学部等の長による許可等

- ① 学部等の長は、研究責任者から研究の実施の許可を求められたときは、倫理審査委員会の意見を尊重しつつ、当該研究の実施の許可又は不許可その他研究に関し必要な措置について決定しなければならない。この場合において、学部等の長は、倫理審査委員会が研究の実施について不相当である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。
- ② 学部等の長は、当該学部等において行われている研究の継続に影響を与えると考えられる事実を知り、又は情報を得た場合には、必要に応じて速やかに、研究の停止、原因の究明等の適切な対応をとらなければならない。
- ③ 学部等の長は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう若しくはそのおそれのある事実を知り、又は情報を得た場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、学長へ報告しなければならない。

14 研究の概要の登録

- ① 研究責任者は、介入を行う研究について、厚生労働省が整備するデータベース（Japan Registry of Clinical Trials：jRCT）等の公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の概要をその研究の実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新するよう努めなければならない。
- ② ①の登録において、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、倫理審査委員会の意見を受けて学部等の長が許可したものについては、この限りでない。

15 研究の適正な実施の確保

- ① 研究責任者は、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。
- ② 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

16 研究終了後の対応

- ① 研究責任者は、研究を終了（中止の場合を含む。以下同じ）したときは、その旨及び研究結果の概要を文書又は電磁的方法により遅滞なく倫理審査委員会及び学部等の長に報告しなければならない。
- ② 研究責任者は、研究を終了したときは、遅滞なく、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。また、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものについて、結果の最終の公表を行ったときは、遅滞なく学部等の長へ報告しなければならない。
- ③ 研究責任者は、介入を行う研究を終了したときは、14①で当該研究の概要を登録した公開データベースに遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の結果の登録に努めなければならない。
- ④ 研究責任者は、通常の診療を超える医療行為を伴う研究を実施した場合には、当該研究を終了した後においても、研究対象者が当該研究の結果により得られた最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めなければならない。

17 インフォームド・コンセントを受ける手続等

- ① 研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報の提供のみを行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、当該研究の実施について学部等の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
- ② ①のインフォームド・コンセントを受ける手続については、国の指針及びガイドランスに定められた手続に従って行う。
- ③ 他の研究機関等へ研究に用いられる試料・情報の提供を行う場合、研究責任者又は試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。研究責任者は、当該記録及び④の研究者等が作成した提供に関する記録を当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間保管しなければならない。

らない。なお、試料情報の提供のみを行う者は、その提供について、学部等の長へ報告しなければならない。

- ④ 他の研究機関等から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合、研究者等は、所定の手続を経るとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

18 研究により得られた結果等の説明に係る手続等

- ① 研究責任者は、実施しようとする研究及び当該研究により得られる結果等の特性を踏まえ、当該研究により得られる結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。当該方針を定める際には、次に掲げる事項について考慮する必要がある。
 - (1) 当該結果等が研究対象者の健康状態等を評価するための情報として、その精度や確実性が十分であるか
 - (2) 当該結果等が研究対象者の健康等にとって重要な事実であるか
 - (3) 当該結果等の説明が研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす可能性があるか
- ② 研究者等は、研究対象者等からインフォームド・コンセントを受ける際には、①における研究により得られた結果等の説明に関する方針を説明し、理解を得なければならない。その上で、研究対象者等が当該研究により得られた結果等の説明を希望しない場合には、その意思を尊重しなければならない。ただし、研究者等は、研究対象者等が研究により得られた結果等の説明を希望していない場合であっても、その結果等が研究対象者、研究対象者の血縁者等の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方法があるときは、研究責任者に報告しなければならない。
- ③ 研究責任者は、②の規定により報告を受けた場合には、研究対象者等への説明に関して、説明の可否、方法及び内容について次の観点を含めて考慮し、倫理審査委員会の意見を求めなければならない。
 - (1) 研究対象者及び研究対象者の血縁者等の生命に及ぼす影響
 - (2) 有効な治療法の有無と研究対象者の健康状態
 - (3) 研究対象者の血縁者等が同一の疾患等に罹患している可能性
 - (4) インフォームド・コンセントに際しての研究結果等の説明に関する内容

- ④ 研究者等は、③における倫理審査委員会の意見を踏まえ、研究対象者等に対し、十分な説明を行った上で、当該研究対象者等の意向を確認し、なお説明を希望しない場合には、説明してはならない。
- ⑤ 研究者等は、研究対象者等の同意がない場合には、研究対象者の研究により得られた結果等を研究対象者等以外の人に対し、原則として説明してはならない。ただし、研究対象者の血縁者等が、研究により得られた結果等の説明を希望する場合であって、研究責任者が、その説明を求める理由と必要性を踏まえ説明することの可否について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、必要と判断したときはこの限りでない。

19 研究に係る相談実施体制等

研究責任者は、研究により得られた結果等を取り扱う場合、その結果等の特性を踏まえ、医学的又は精神的な影響等を十分考慮し、研究対象者等が当該研究に係る相談を適宜行うことができる体制を整備しなければならない。また、研究責任者は、体制を整備する中で診療を担当する医師と緊密な連携を行うことが重要であり、遺伝情報を取り扱う場合にあっては、遺伝カウンセリングを実施する者や遺伝医療の専門家との連携が確保できるよう努めなければならない。

20 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保等

- ① 研究者等は、研究の倫理的妥当性又は科学的合理性を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合には、②に該当する場合を除き、速やかに研究責任者に報告しなければならない。
- ② 研究者等は、研究の実施の適正性又は研究結果の信頼を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合には、速やかに研究責任者又は学部等の長に報告しなければならない。
- ③ 研究者等は、研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学部等の長及び研究責任者に報告しなければならない。

21 研究の進捗状況の管理・監督及び有害事象等の把握・報告

- ① 研究責任者は、研究の実施に係る必要な情報を収集するなど、研究の適正

な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めなければならない。

- ② 研究責任者は、20①による報告を受けた場合であって、研究の継続に影響を与えると考えられるものを得た場合には、③に該当する場合を除き、遅滞なく、学部等の長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。
- ③ 研究責任者は、20②又は③による報告を受けた場合には、速やかに学部等の長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。
- ④ 研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合又は当該研究により十分な成果が得られた若しくは十分な成果が得られないと判断される場合には、当該研究を中止しなければならない。
- ⑤ 研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況及び研究の実施に伴う有害事象の発生状況を倫理審査委員会及び学部等の長に報告しなければならない。
- ⑥ 研究責任者は、多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し、当該研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。
- ⑦ 学部等の長は、20②若しくは③又は上記②若しくは③の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて、倫理審査委員会の意見を聴き、速やかに研究の中止、原因究明等の適切な対応を取るとともに学長に報告しなければならない。この場合、倫理審査委員会が意見を述べる前においては、必要に応じ、研究責任者に対し、研究の停止又は暫定的な措置を講じるよう指示しなければならない。

22 大臣への報告等

- ① 学長は、実施している又は過去に実施した研究について、学部等の長の報告に基づき、国の指針に適合していないことを知った場合には、速やかに日本大学研究委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「大臣」という）に報告し、公表しなければならない。
- ② 学長は、研究が国の指針に適合していることについて、大臣又はその委託を受けた者が実施する調査に協力しなければならない。

23 利益相反の管理

- ① 研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。
- ② 研究責任者は、医薬品又は医療機器の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、研究計画書に記載しなければならない。
- ③ 研究者等は、②の規定により研究計画書に記載された利益相反に関する状況を、インフォームド・コンセントを受ける手続において研究対象者等に説明しなければならない。

24 研究に係る試料及び情報等の保管

- ① 研究者等は、研究に用いられる情報、当該情報に係る資料及び研究に用いられる試料・情報の提供に関する記録（以下「情報等」という）を正確なものにしなければならない。
- ② 研究責任者は、人体から取得された試料及び情報等を保管するときは、③の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された試料及び情報等の漏えい、混交、盗難又は紛失等が起こらないよう必要な管理（以下「安全管理」という）を行わなければならない。
- ③ 学部等の長は、人体から取得された試料及び情報等の保管並びに安全管理に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、当該学部等が実施する研究に係る人体から取得された試料及び情報等が適切に保管され、安全管理がなされるよう必要な監督を行わなければならない。
- ④ 研究責任者は、③の規定による手順書に従って、②の規定による管理の状況について学部等の長へ報告しなければならない。
- ⑤ 学部等の長は、当該学部等の情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適

切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、匿名化された情報について、当該学部等が対応表を保有する場合には、対応表の保管についても同様とする。

- ⑥ 学部等の長は、人体から取得された試料及び情報等を廃棄する場合には、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置が講じられるよう必要な監督を行わなければならない。

25 モニタリング及び監査

- ① 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、当該研究の実施について学部等の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。
- ② 研究責任者は、当該研究の実施について学部等の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるよう、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなければならない。
- ③ 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
- ④ モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び学部等の長に報告しなければならない。
- ⑤ モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- ⑥ 学部等の長は、①の規定によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

26 重篤な有害事象への研究者等の対応

研究者等は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、27①及び28①の規定による手順書等に従い、研究対象者等への説明等、必要な措置を講じるとともに、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

27 重篤な有害事象への研究責任者の対応

- ① 研究責任者は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、研究計画書に重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関する手順を記載し、当該手順に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- ② 研究責任者は、研究に係る試料・情報の取得を研究協力機関に依頼した場合であって、研究対象者に重篤な有害事象が発生した場合には、速やかな報告を受けなければならない。
- ③ 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、当該有害事象や研究の継続等について倫理審査委員会に意見を聴いた上で、その旨を学部等の長に報告するとともに、①及び28①の規定による手順書等に従い、適切な対応を図らなければならない。また、速やかに当該研究の実施に携わる研究者等に対して、当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。
- ④ 研究代表者は、多機関共同研究で実施する侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに当該研究を実施する共同研究機関の研究責任者に対して、③の対応を含む当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。
- ⑤ 研究責任者は、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、学部等の長に報告しなければならない。

28 重篤な有害事象への学部等の長の対応

- ① 学部等の長は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関する手順書を作成し、当該手順書に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- ② 27⑤の報告を受けた学部等の長は、学長に報告し、その後速やかに、研究責任者を通じ27②及び③の規定による対応の状況及び結果を厚生労働大臣に報告し、公表しなければならない。

29 倫理審査委員会の設置及び審査の委託

- ① 研究を行う学部等に，倫理審査委員会を置く。
- ② 倫理審査委員会を設置する学部等は，次に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。
 - (1) 審査に関する事務を的確に行うための能力があること。
 - (2) 倫理審査委員会を継続的に運営する能力があること。
 - (3) 倫理審査委員会を中立的かつ公正に運営する能力があること。
- ③ ①にかかわらず，審査に高度な専門性を要する場合など当該学部等において審査が困難な場合は，専門性を有する他の学部等又は研究機関の倫理審査委員会に審査を委託することができる。
- ④ ③により当該学部等以外の研究計画書を審査する学部等は，委託元から審査に係る費用を徴収することができる。

30 倫理審査委員会の設置者の責務

- ① 倫理審査委員会を設置する学部等の長は，当該倫理審査委員会の組織及び運営に関する要項等を定め，当該要項等により，倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者に業務を行わせなければならない。
- ② 倫理審査委員会を設置する学部等の長は，当該倫理審査委員会が審査を行った研究に関する審査資料を当該研究の終了が報告される日までの期間（侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては，当該研究の終了が報告された日から5年を経過した日までの期間），適切に保管しなければならない。
- ③ 倫理審査委員会を設置する学部等の長は，当該倫理審査委員会の運営を開始するに当たって，倫理審査委員会の組織及び運営に関する要項等並びに委員名簿を倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。
- ④ 倫理審査委員会を設置する学部等の長は，年1回以上，当該倫理審査委員会の開催状況及び審査の概要について，③のシステムにおいて公表しなければならない。ただし，審査の概要のうち，研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として倫理審査委員会が判断したものについては，この限

りでない。

- ⑤ 倫理審査委員会を設置する学部等の長は、当該倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者が審査及び関連する業務に関する教育・研修を受けられることを確保するため必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ 倫理審査委員会を設置する学部等の長は、当該倫理審査委員会の組織及び運営が国の指針に適合していることについて、大臣等が実施する調査に協力しなければならない。

31 倫理審査委員会の役割・責務

- ① 倫理審査委員会は、研究責任者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、国の指針に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究に係る本大学及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書又は電磁的方法により意見を述べなければならない。
- ② 倫理審査委員会は、①により審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- ③ 倫理審査委員会は、①により審査を行った研究のうち、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- ④ 倫理審査委員会の委員、有識者及びその事務に従事する者等は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- ⑤ 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、①により審査を行った研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学部等の長に報告しなければならない。
- ⑥ 倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習

得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

32 倫理審査委員会の委員長

- ① 委員長は、学部等の長の指名するものとする。
- ② 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

33 倫理審査委員会の構成及び成立要件等

- ① 倫理審査委員会は、研究計画書の審査等の業務を適切に実施するため、次に掲げる者を含めて5名以上で構成する。
 - (1) 医学・医療の専門家等，自然科学分野の有識者
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学分野の有識者
 - (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
- ② 倫理審査委員会は、当該学部等に所属しない者を複数含め、男女両性で構成するものとする。
- ③ ①の各委員については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。
- ④ 委員会の成立は、①及び②を満たしていなければならない。
- ⑤ 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。ただし、当該倫理審査委員会の求めに応じて、その委員会に出席し、当該研究に関する説明を行うことはできる。
- ⑥ 審査を依頼した研究責任者は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該倫理審査委員会の同意を得た上で、その委員会に同席することができる。
- ⑦ 倫理審査委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。
- ⑧ 倫理審査委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べるときは、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。

- ⑨ 倫理審査委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。

34 倫理審査委員会の迅速審査等

- ① 倫理審査委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は、倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。
- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について13⑤に規定する倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- ② 倫理審査委員会は、①(2)に該当する事項のうち、委員会が事前に確認のみで良いと認めたものについて、あらかじめ具体的に要項等でその内容と運用を定めることで、報告事項として取り扱うことができる。

35 他の学部等又は研究機関が実施する研究に関する倫理審査

- ① 倫理審査委員会は、他の学部等又は研究機関が実施する研究について審査を行う場合は、研究の実施体制について十分把握した上で審査を行い、意見を述べなければならない。
- ② 倫理審査委員会は、他の学部等又は研究機関が実施する研究について審査を行った後、継続して当該研究責任者から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、意見を述べなければならない。

36 個人情報等の保護

- ① 研究者等及び学部等の長は、個人情報の取扱いに関して、国の指針及びガイドダンス等の規定のほか、個人情報保護法その他関係法令及び日本大学個人情報取扱規程等の関連諸規程を遵守しなければならない。
- ② 研究者等及び学部等の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者に

ついて特定の個人を識別することができる情報に関しても、生存する個人に関するものと同様に、適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- ③ 要配慮個人情報の取得及び匿名加工情報の作成、提供等の取り扱いは、国の指針及びガイダンスによるものとする。

37 個人情報等の適正な取得等

- ① 研究者等は、研究の実施に当たって、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。
- ② 研究者等は、原則としてあらかじめ研究対象者等から同意を受けている範囲を超えて、研究の実施に伴って取得された個人情報等を取り扱ってはならない。

38 所 管

研究に関する事務は、本部においては研究推進部が行い、学部等においては研究を所管する事務部門が行う。

39 要項等

この指針に関するその他の必要事項については、別に要項等で定めることができる。

40 施行日

この指針は、令和3年6月30日から施行する。

41 経過措置

令和3年6月29日現在、実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

日本大学利益相反マネジメント内規

（平成21年10月6日制定 平成25年3月12日改正
平成21年10月1日施行 平成25年4月1日施行
平成22年3月16日改正 平成28年3月22日改正
平成22年4月1日施行 平成28年4月1日施行）

（目 的）

第1条 この内規は、日本大学（以下「本大学」という）の教職員等が産学官連携・知的財産活動（以下「産学官連携活動等」という）を行う上での利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本大学における産学官連携活動等の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この内規でいう用語の定義は、次のとおりとする。

① 教職員等とは、次の者をいう。

（1） 本大学の役員，専任教職員，顧問，嘱託

（2） 本大学から委嘱されている客員教授又は非常勤講師，共同研究者，受託研究者等で，前（1）とともに産学官連携活動等を行う者

② 利益相反とは、原則として「個人としての利益相反」の概念を指し、「個人としての利益相反」とは、本大学の教職員等個人が産学官連携活動等に伴って得る利益と、本大学における教職員等としての教育・研究に関する責務が相反している状況をいう。

③ 利益相反マネジメントとは、利益相反を把握及び管理することをいう。

（利益相反マネジメントの対象）

第3条 利益相反マネジメントは、本大学の教職員等が、特定の企業，国又は公的機関及びその他の団体（以下「企業等」という）と産学官連携活動等を行う場合であって、かつ、次の各号に掲げる行為を行う場合を対象として行う。

① 企業等から一定額以上の金銭若しくは便宜の供与又は株式等経済的利益を得る場合

② 企業等から一定額以上の物品，サービス等を購入する場合

③ 本大学の大学院生，学生等を産学官連携活動等に從事させる場合

④ その他次条に定める日本大学利益相反委員会が利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う場合

（利益相反委員会の設置）

第4条 本大学に、利益相反を適正に管理するため、日本大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という）を置く。

（利益相反委員会の審議事項）

第5条 利益相反委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

① 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項

② 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項

③ 利益相反に係る審査及び必要な勧告等に関する事項

④ 利益相反マネジメントのための調査に関する事項

⑤ 利益相反マネジメント委員会の活動の検証に関する事項

⑥ 利益相反に関する諸官庁への報告等に関する事項

- ⑦ 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- ⑧ 利益相反に関する外部からの指摘への対応に関する事項
- ⑨ その他本大学の利益相反マネジメントに関する重要事項

(利益相反委員会の構成)

第6条 利益相反委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。

- ① 副学長（研究担当）
- ② 総務部長
- ③ 人事部長
- ④ 企画広報部長
- ⑤ 研究推進部長
- ⑥ 研究委員会委員 若干名
- ⑦ 産官学連携知財センター運営委員会委員 若干名
- ⑧ 利益相反に関し専門的知識を有する学外者 若干名
- ⑨ その他利益相反委員会の委員長が必要と認めた者 若干名

(利益相反委員会の委員長)

第7条 利益相反委員会の委員長は、副学長（研究担当）とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、次条に定める副委員長がその職務を代行する。

3 委員長は、利益相反委員会の議事等を、必要に応じ常務理事会に報告するものとする。

(利益相反委員会の副委員長)

第8条 利益相反委員会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、大学が委嘱する。

(利益相反委員会の招集)

第9条 利益相反委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(構成員以外の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、利益相反委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(利益相反委員会委員の任期)

第11条 利益相反委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事等)

第12条 利益相反委員会の委員は、自らが携わる産官学連携活動等に係る利益相反の場合、その議事に加わることができない。

(専門委員会)

第13条 利益相反委員会に利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という）を置く。また、必要に応じその他専門委員会を置くことができる。

(マネジメント委員会の業務)

第14条 マネジメント委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- ① 利益相反マネジメントに関する諸基準等の策定
- ② 第22条に定める利益相反アドバイザーの活動支援

- ③ 利益相反に係る調査及び広報活動
- ④ 利益相反に係る教職員等の自己申告に関する審査
- ⑤ 利益相反に係る教職員等への対応並びに自己申告の審査状況等の利益相反委員会への報告及び付議
- ⑥ 第27条第3項に定める勧告等を受けた教職員等に対するモニタリング
- ⑦ 臨床研究など特殊分野における利益相反マネジメント
- ⑧ 利益相反に係る相談、自己申告等の情報管理
- ⑨ その他本大学の利益相反マネジメントに関する必要事項

(マネジメント委員会の構成)

第15条 マネジメント委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。

- ① 研究推進部長
- ② 利益相反に関し専門的知識を有する者 若干名
- ③ その他利益相反委員会の委員長が必要と認めた者 若干名

(マネジメント委員会の委員長)

第16条 マネジメント委員会の委員長は、研究推進部長とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、次条に定める副委員長がその職務を代行する。

(マネジメント委員会の副委員長)

第17条 マネジメント委員会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、大学が委嘱する。

(マネジメント委員会の招集)

第18条 マネジメント委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(構成員以外の出席)

第19条 委員長は、必要に応じ、マネジメント委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(マネジメント委員会委員の任期)

第20条 マネジメント委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事等)

第21条 マネジメント委員会の委員は、自らが携わる産学官連携活動等に係る利益相反の場合、その議事に加わるできない。

(利益相反アドバイザー)

第22条 マネジメント委員会のもとに、利益相反マネジメントに関する助言、指導及びその他の専門的な事項を処理するため利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という）を置く。

2 アドバイザーは、学内外の利益相反に関し専門的知識を有する者の中から、大学が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 アドバイザーには、利益相反アドバイザー料を支払うことができる。

(アドバイザーの業務)

第23条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- ① 利益相反に係る教職員等からの質問又は相談に応じ、必要な助言、指導等を行うこと。

- ② 利益相反に係る必要な調査及び情報提供
- ③ その他アドバイザーとして必要な活動

(利益相反相談窓口)

第24条 マネジメント委員会及びアドバイザーの業務を支援するため、学部等に利益相反相談窓口(以下「相談窓口」という)を置く。

2 相談窓口に関する事務は、本部においては総合科学研究所を所管する事務部門、大学院独立研究科及び専門職大学院においては当該研究科の事務を分掌する課等が行い、学部等においては研究事務課が行う。

(相談窓口の業務)

第25条 相談窓口は、次の各号に掲げる業務を行う。

- ① 利益相反に係る自己申告書の配布及び受付
- ② アドバイザーへの利益相反に係る相談希望等の受付
- ③ 利益相反マネジメントに関する学部等への広報活動
- ④ その他相談窓口として対応が必要な事項

2 相談窓口は、前項第1号及び第2号により受け付けた書類を速やかにマネジメント委員会へ提出しなければならない。また、前項各号の業務について、定期的に利益相反委員会へ報告しなければならない。

3 相談窓口は、利益相反委員会が必要と認めた場合には、マネジメント委員会が行う当該教職員等の利益相反状況等のモニタリングに協力しなければならない。

(申告)

第26条 第3条により対象となる教職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、毎年定期又は随時、利益相反に係る自己申告書をもって、利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。

- ① 企業等から、株式(公開・未公開を問わない)、出資金、株式買入れ選択権(ストックオプション)、受益権等を得ている場合
- ② 同一の企業等から、年間の合計金額が100万円以上の給与等(コンサルタント料、謝金等サービス対価を含む)の収入(診療報酬を除く)を得ている場合
- ③ 同一の企業等から、年間の合計金額が200万円以上の産学官連携活動等(申告者が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等を含む)に係る受入れがある場合

2 応募に際し、利益相反マネジメントの手続を経ることを条件とする競争的資金等へ応募を希望する教職員等は、前項にかかわらず、マネジメント委員会に申告しなければならない。

3 他者から利益相反に係る弊害が生じているのかのごとく見られる可能性が懸念される教職員等は、第1項各号及び前項にかかわらず、マネジメント委員会に申告することができる。

4 マネジメント委員会は、申告の必要性があると認められる教職員等に申告を指示することができる。

5 自己申告書に記載しなければならない教職員等の範囲は、当該教職員等並びに当該教職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の親族とする。

(審査、勧告等)

第27条 マネジメント委員会は、前条の申告に基づき、自己申告書の取りまとめ及び審査を行い、利益相反委員会に報告及び付議する。

2 前項の報告及び付議を受けた利益相反委員会は、利益相反の審査を行い、当該申告を行った教職員等に対し、その結果を書面により通知する。なお、是正・改善の勧告を行う場合は、当該申告を行った教職員等の所属長にも、書面をもって通知する。

3 利益相反委員会は、前項により勧告の通知を行った教職員等について、勧告への対応状況等の確認のため必要と認めた場合は、マネジメント委員会に当該教職員等へのモニタリングを指示することができる。

4 教職員等は、第2項の勧告の通知を受けた場合は、原則として従わなければならない。

(異議申立て)

第28条 前条第2項の勧告の通知を受けた教職員等は、その内容について異議があるときは、前条第4項にかかわらず、通知を受けた日から2週間以内に利益相反委員会の委員長に対し、異議の内容を記載した書面をもって、異議を申し立てることができる。

2 利益相反委員会の委員長は、前項の異議の申立てがあったときは、利益相反委員会を招集し、異議申立ての可否を決定する。

3 利益相反委員会の委員長は、必要に応じて異議を申し立てた教職員等を前項の利益相反委員会に出席させることができる。

4 利益相反委員会の委員長は、第2項の決定について、その理由を付した書面をもって、異議を申し立てた教職員等及び当該所属長に通知する。

5 異議を申し立てた教職員等は、第2項の決定に対し、再度異議の申立てを行うことはできない。

(外部からの指摘への対応)

第29条 第26条により申告を行った教職員等に関し、外部から利益相反の指摘があったときは、利益相反委員会の委員長は、関係部署等と対応を協議し、本大学として必要な説明を行う。

2 外部からの指摘があった場合には、その受付については、研究推進部が行う。

(秘密の保持)

第30条 本大学における利益相反マネジメントに関する業務に携わる者及び携わった者は、一切の情報を秘密として扱い、職務上知り得た秘密を許可なく他に漏らし、又は提供してはならない。

2 利益相反委員会、マネジメント委員会及び相談窓口は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理・保存する。

(関係部署への通知)

第31条 利益相反委員会及びマネジメント委員会は、本大学の信頼に著しく影響を及ぼす利益相反の事実を知ったときは、速やかに関係部署に通知するものとする。

(所 管)

第32条 利益相反マネジメントに関する事務は、研究推進部が行う。

(要項等)

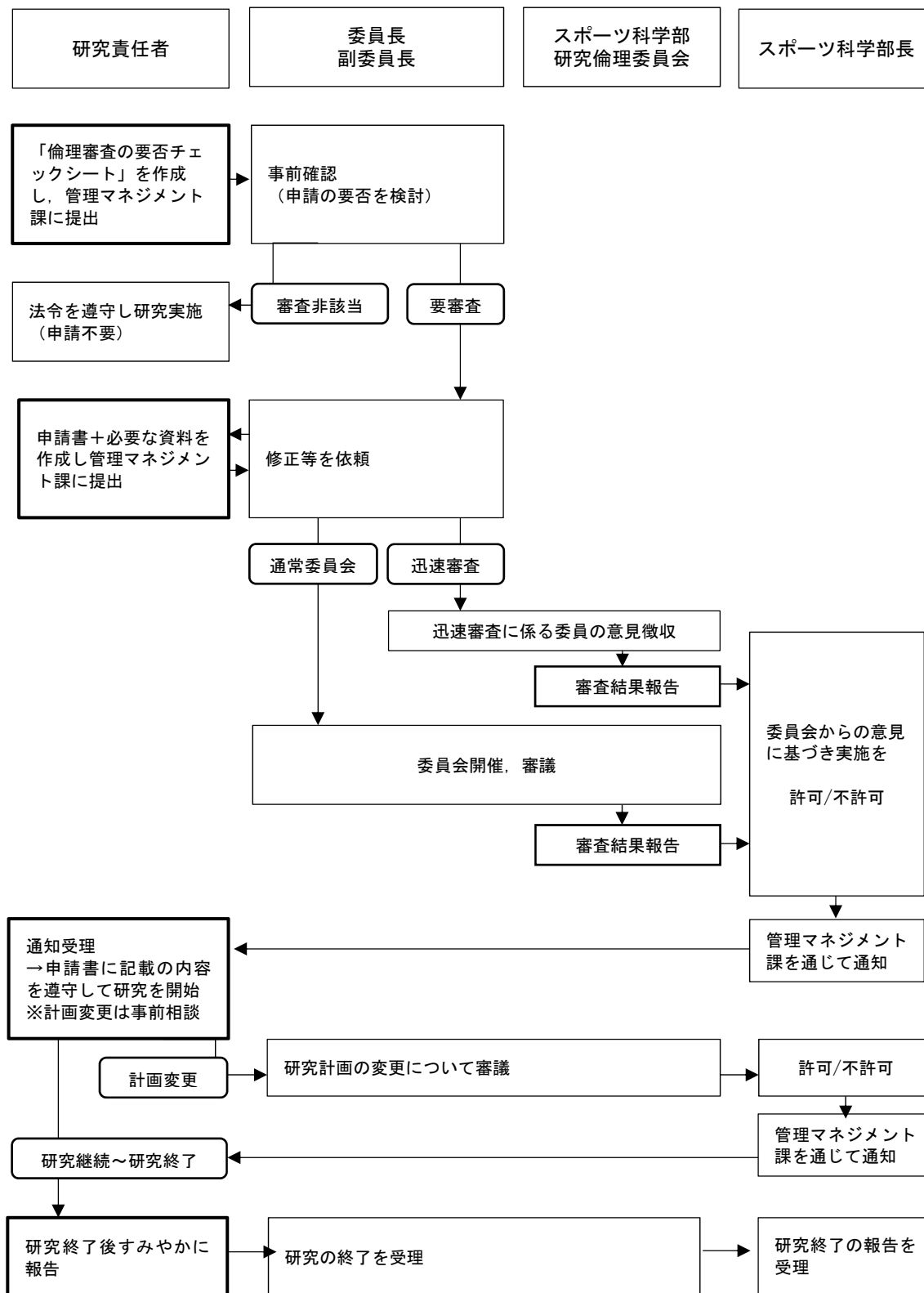
第33条 利益相反マネジメントその他に関し必要ある場合は、別に要項等で定めることができる。

附 則

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この内規は、国内外の経済情勢の変動や社会通念の変化、利益相反事例の蓄積状況等に適切に対応するために、適宜見直しを図るものとする。

スポーツ科学部研究倫理委員会 倫理審査申請フローチャート



スポーツ科学部研究倫理委員会内規

平成29年 2月 1日制定

平成29年 2月 1日施行

平成30年 4月12日改正

平成30年 4月 1日施行

(設 置)

第1条 スポーツ科学部(以下「学部」という)に、学部長の諮問機関として、研究倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、専任教員による個人を対象にした調査又は実験に対して、倫理的、医学的、法的側面等から包括的に審査し、当該研究活動の管理及び支援に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、専任教員から申請、又は学部から審議要請のあった以下の各号に掲げる調査又は実験の適否について審議答申する。

- ① 対象となる個人の心身に何らかの負荷を与える調査又は実験
- ② 対象となる個人の人権に対する配慮や情報の保護を必要とする調査又は実験

(委員会の構成)

第4条 委員会は、研究計画書の審査等の業務を適切に実施するため、次に掲げる者を含めて5名以上で構成する。

- ① 医学・医療の専門家等、自然科学分野の有識者
 - ② 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学分野の有識者
 - ③ 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者
- 2 委員会は、学部には所属しない者を複数含め、男女両性で構成するものとする。
 - 3 第1項各号については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。
 - 4 委員会に幹事を置くことができる。
 - 5 委員会構成員及び幹事は両学部長が委嘱する。
 - 6 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(委員会の招集・定足数)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会構成員の過半数をもって成立する。ただし指針に抵触する可能性のある案件を審議する場合は、第4条第1項に掲げる第1号から第3号の委員の出席(委任を含む)がなければ成立しないものとする。
- 3 前項ただし書の指針に抵触する可能性のある案件を審議する場合の委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員長、副委員長、委員及び幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充の委員及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(所 管)

第7条 委員会に関する事務は、三軒茶屋キャンパス管理マネジメント課が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

研究指導

特別研究Ⅰ・Ⅱ

専門科目

スポーツ科学分野

バイオメカニクス特論
・
運動生理学特論
・
スポーツ医学特論
・
スポーツ栄養学特論
・
スポーツリハビリテーション特論

自然科学・医科学領域

スポーツ社会学特論
・
スポーツ心理学特論
・
コーチング学特論
・
トレーニング学特論

社会科学・コーチング学領域

関連分野

スポーツ統計学特論

スポーツマネジメント特論

スポーツ英語演習Ⅰ・Ⅱ

基本科目

スポーツ科学総論1・2 スポーツ科学研究法

スポーツ科学部競技スポーツ学科

アスリート
コース

競技スポーツを
科学する

スポーツサポート
コース

図 . 基礎となる学部との関係図

表. 各科目区分における教員の配置

*は兼任又は兼任教員

科目区分	教員名	授業科目の名称	
基本科目	小松泰喜/松尾絵梨子/辰田和佳子/ 森丘保典/布袋屋浩/	スポーツ科学総論1	
	青山亜紀/種ヶ嶋尚志/北村勝朗/水 上博司*	スポーツ科学総論2	
	小松泰喜/北村勝朗/原怜来	スポーツ科学研究法	
専門科目	スポーツ科学分野	森丘保典	バイオメカニクス特論
		松尾絵梨子	運動生理学特論
		辰田和佳子	スポーツ栄養学特論
		小松泰喜	スポーツリハビリテーション特論
		布袋屋浩	スポーツ医学特論
		北村勝朗	コーチング学特論
		青山亜紀	トレーニング学特論
		種ヶ嶋尚志	スポーツ心理学特論
		水上博司*	スポーツ社会学特論
	関連分野	清水千弘*	スポーツ統計学特論
		秋葉倫史	スポーツ英語演習I
		秋葉倫史	スポーツ英語演習II
		上野広治*	スポーツマネジメント特論
研究指導	青山亜紀/小松泰喜/辰田和佳子/ 種ヶ嶋尚志/布袋屋浩/松尾絵梨子/ 北村勝朗/森丘保典	特別研究I	
		特別研究II	

日本大学教職員就業規則(抜粋)

第4節 定 年

(定 年)

第28条 教職員は、満65歳に達した日をもって定年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教員規程第2条第1項に定める教授、准教授及び講師の職にある者については、満65歳に達した日の属する年度の末日をもって定年とする。

(定年の延長)

第29条 定年は、教員に限り次の各号に掲げる場合、理事会の議を経て、延長することができる。

- ① 学長及び学部長が任期の中途において定年に達したとき、その任期の終了まで。
 - ② 附属高等学校及び小学校の校長が年度の中途において定年に達したとき、その年度の末日まで。
 - ③ その他特別の事由により必要と認めるとき。
- 2 前項第1号及び第2号による定年の延長は、満70歳を超えてはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号による定年の延長は、日本大学学則第4条第1項に定める教授の職にある者に限るものとし、その延長の限度は、次の各号のとおりとする。
- ① 平成24年3月31日までに定年に達する者は、満70歳を超えてはならない。
 - ② 平成24年4月1日から平成28年3月31日までに定年に達する者は、平成29年3月31日を超えてはならない。

目次

- 1 (1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況・・・・・・・・・・ p. 2
- 2 (2) 人材需要の動向等社会の要請・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 11

大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻の学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

日本大学大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻（以下、「本研究科」という）修士課程の入学定員は8名（収容定員16名）を予定している。

入学定員の設定に当たっては、体育関係が学校基本統計等で「その他」の系統にまとめられていることから、系統の大学院進学率ではなく、長年本学大学院研究科における体育関係の教育を担ってきた本学大学院文学研究科教育学専攻（以下「教育学専攻」という）の定員充足率を参考とした。

教育学専攻の基礎となる文理学部教育学科並びに体育学科の入学定員は、教育学科120名、体育学科200名と合計320名であり、この学部からの進学者等も見据えて、現在教育学専攻の入学定員は10名とされている。この入学定員10名については、これまで10年以上変更されておらず、適正な数であるとの認識を有している。

これは、教育学専攻の過去5年間の入学者数平均が12.6名【資料1】であり、入学定員10名に対しての定員を充足していることから一定の根拠があると言えよう。

そこで、今回本研究科は、以下の計算をもって今回の入学定員について検討を行うこととした。

- ・教育学専攻の基礎となる学部学科計320名の内、
体育関係の体育学科は200名で、上記合計定員の62.5%となる。
過去3年の平均入学定員が12.6名であることから、
 $12.6 \times 62.5\% = 7.875$ 名

この計算を行った上で、これまでの本学体育関係の実績を踏まえると、現在本研究科の基礎となるスポーツ科学部競技スポーツ学科の入学定員は300名のため、ある程度の入学定員増加についても議論を行った。

しかしながら、学校基本調査における全体の大学院進学率が平成22年度を境に徐々にではあるが減少している状況【資料2】、独自に調査した関東圏の体育・スポーツ系他大学院の直近の定員充足率も平均0.92程度となっていること【資料3】及び本キャンパス内の教育研究環境（大学院生室等の整備）を踏まえて検討した結果、本研究科では確実な定員充足及びより充実した教育研究環境が提供できる人数として入学定員を8名に設定した。

上記の考え方により設定した入学定員8名について、継続的な学生確保も含めた妥当性を検証するため、令和5年度の進学対象となる現3年生（スポーツ科学部在学学生及び他大学学生）に対し、外部企業による委託調査を実施した。また、本研究科のキャンパス所在地で

ある東京都世田谷区に設置されている既存の体育関係の大学院に本学の教育学専攻並びに日本体育大学大学院体育学研究科（令和4年度にこれまでの体育科学研究科から改組して設置予定）があるが、その中で日本体育大学大学院体育学研究科を競合校としつつ、定員充足の観点から本学教育学専攻も含め、過去5年間の定員充足状況について調査した。

詳細は「イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要」において説明するが、外部企業による委託調査では、受験動向に加え、継続的な学生確保の観点から、受験希望と回答した学生に対して「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と「実務経験を積んだ後に進学したいと思う」の2つの回答を用意した。

調査の結果、スポーツ科学部在籍学生で「大学院スポーツ科学研究科を受験したいと思う」と回答した学生は22名であり、その上で「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人数は13名、「実務経験を積んだ後に進学したいと思う」と回答した数は9名であった。

他大学生への調査では、「大学院スポーツ科学研究科を受験したいと思う」と回答した学生は44名であり、その上で「大学卒業後すぐに入学したいと思う」と回答した数は7名、「実務経験を積んだ後に進学したいと思う」と回答した数は24名であった。この調査の結果、「大学卒業後すぐに進学したいと思う」との回答が合計20名であったことから、開設年度において設定した入学定員8名の学生確保の見込みは、一定の妥当性があると言えよう。

また、「実務経験を積んだ後に進学したいと思う」との回答も在籍学生9名、他大学生24名という結果であり、就業後の学び直しのニーズとしても一定の回答があったことから、継続的な学生確保の観点でもプラス材料と言えよう。

次に、本研究科キャンパスの所在地である東京都世田谷区に設置されている体育関係の既存大学院、本学の教育学専攻並びに日本体育大学大学院体育学研究科（令和4年度体育科学研究科から改組）の過去5年間の定員充足状況であるが、本学教育学専攻については、前述したとおり過去5年間平均1.26【資料1】の定員充足状況となっている。

同様に世田谷区に設置されている日本体育大学大学院体育学研究科についても、過去5年間の平均定員充足率は1.22【資料4】となっており、本研究科キャンパスの所在地である東京都世田谷区に既存の体育関係大学院については、過去5年間の平均において安定して定員を充足しており、一定以上の受験者層が内在していると考えられよう。また、競合校としての妥当性等の詳細は次の「イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要」において説明する。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータ

本研究科が長期的かつ安定的に定員充足できる客観的なデータについて、以下2つの項目から説明することとしたい。

- a 外部企業による委託調査（「日本大学大学院スポーツ科学研究科修士課程（仮称）設置に関するニーズ調査」【在学生対象調査】及び日本大学大学院「危機管理学研究科修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【他大学生対象調査】（以下「ニーズ調査」という）

・説明根拠資料

【資料5】 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」（仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【在学生対象調査】

【資料6】 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【他大学生対象調査】※本学三軒茶屋キャンパス内に同じく大学院危機管理学研究科を設置する関係で他大学生への調査は上記題名にて実施

- b 本研究科キャンパスの所在地である東京都世田谷区に既に設置されている体育関係の大学院，日本大学大学院文学研究科並びに日本体育大学大学院体育学研究科（令和4年度体育科学研究科から改組）の過去5年間の定員充足状況

・説明根拠資料

【資料7】 日本体育大学体育学研究科体育学専攻のホームページデータ

- a 外部企業による委託調査（「日本大学大学院スポーツ科学研究科修士課程（仮称）設置に関するニーズ調査」【在学生対象調査】及び日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【他大学生対象調査】

ニーズ調査については、資料5の在学生対象調査及び資料6の他大学生対象調査の概要をそれぞれ説明した後、その合計値によって定員充足の根拠となるべき考察を行うこととする。

初めに、在学生対象の調査概要は以下のとおりである。

I 調査目的

2023年4月開設予定の日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」新設構想に関して、在学生からの進学ニーズを把握する。

II 調査概要

- ・調査対象 日本大学スポーツ科学部 3年生
- ・調査方法 WEB調査
- ・調査対象数 依頼数 315名 有効回収数 119名（有効回収率 37.8%）
- ・調査時期 2021年9月10日（金）～2021年10月1日（金）
- ・調査実施機関 株式会社進研アド

III 調査項目

- ・性別
- ・学年
- ・所属学部学科
- ・大学卒業後の希望進路
- ・日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」の特色に対する魅力度
- ・日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」への受験意向
- ・日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」への進学意向

続いて、有効回収された119件の回答を基に、調査項目毎の結果を考察していくこととしたい。

回答者の性別は男性55.5%、女性44.5%であり、回答者は全員が令和5年度入学対象者となる現3年生、所属学部学科も全員本学スポーツ科学部競技スポーツ学科の学生であった。

大学卒業後の希望進路については、複数回答にて聴取を行い、「大学院に進学」と回答した学生が9.2%であり、大学院への進学希望者も一定数いることから、本研究科がターゲットとする対象に調査をできていると考えられる。

日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」の特色に対する魅力度については、「スポーツ科学の高度な知識の修得」について、「とても魅力を感じる」、「ある程度魅力を感じる」と回答した合計値が93.3%、「スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成」について、「とても魅力を感じる」、「ある程度魅力を感じる」と回答した合計値が89.9%と回答者のほとんどが魅力を感じたという傾向が見られた。

また、受験意向と進学意向について、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」を「受験したいと思う」と答えた人は、21.8%（119名中、26名）である。さらに、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」を「受験したいと思う」と答えた26名のう

ち、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」に「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人は、50.0%（13名）であった。

加えて、ここから日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」に対して、「受験したいと思う」と回答し、かつ、「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人を進学意向者と定義し、分析を行った結果、以下の結果が示された。

- ・回答者全体における進学意向は10.9%（13名）で、予定されている入学定員8名を上回る進学意向者がみられた。
また、属性別では以下の結果が見られた。
- ・性別では「男性」の進学意向が15.2%（66名中、10名）と、予定している入学定員数を上回る進学意向者がみられた。
- ・大学卒業後の希望進路別では、大学卒業後に「大学院に進学」を考えている回答者の進学意向は45.5%（11名中、5名）である。また、「就職」を考えている回答者の進学意向は9.3%（108名中、10名）と、就職希望者であっても日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」の設置構想概要資料や特色を見聞きすることによって、入学定員数を上回る10名が進学意向を示している。
- ・日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度別においては、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に魅力を感じている回答者の進学意向は、いずれの特色でも1割を超えており、進学意向者数は予定している入学定員数を上回っている。

以上が在学生対象調査の調査結果概要を示したものである。

次に、他大学生対象調査概要は以下のとおりである。

I 調査目的

2023年4月開設予定の日本大学大学院「危機管理学研究科修士課程」「スポーツ科学研究科修士課程」新設構想に関して、他大学生からの進学ニーズを把握する。

II 調査概要

- ・調査対象 一都三県 文系学部 に所属する大学3年生
- ・調査エリア 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県
- ・調査方法 WEB調査
- ・調査対象数 依頼数 309名 回答数 309名
- ・調査時期 2021年9月30日（木）～2021年10月2日（土）
- ・調査実施機関 株式会社進研アド

III 調査項目

- ・居住地

- ・現在学んでいる学問分野
- ・性別
- ・大学卒業後の希望進路
- ・日本大学大学院「危機管理学研究科修士課程」「スポーツ科学研究科修士課程」の特色に対する魅力度
- ・日本大学大学院「危機管理学研究科修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向
- ・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」への入学意向

続いて、309件の回答を基に、調査項目毎の結果を考察していくこととしたい。

初めの回答者の属性として、居住地は「東京都」が46.3%で最も多い。次いで「神奈川県」が25.9%、「埼玉県」が16.2%、「千葉県」が11.7%となっている。現在学んでいる学問分野では、「経済・経営・商学」が27.5%で最も多い。次いで「文学」が16.2%、「教員養成・教育学」が12.9%となっている。性別では、「男性」が25.6%、「女性」が74.4%である。

大学卒業後の希望進路については、複数回答にて聴取を行い、「大学院に進学」と回答した学生が10.0%であり、大学院への進学希望者も一定数いることから、本研究科がターゲットとする対象に調査をできていると考えられる。

日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」の特色に対する魅力度については、「スポーツ科学の高度な知識の修得」について、「とても魅力を感じる」、「ある程度魅力を感じる」と回答した合計値が63.1%、「スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成」について、「とても魅力を感じる」、「ある程度魅力を感じる」と回答した合計値が64.1%と回答者の半数以上が魅力を感じたという傾向が見られた。

また、受験意向と入学意向について、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」を「受験したいと思う」と答えた人は、14.2%（309名中、44名）である。さらに、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」を「受験したいと思う」と答えた44名のうち、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」に「大学卒業後すぐに入学したいと思う」と回答した人は、15.9%（7名）であった。

加えて、ここから日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」に対して、「受験したいと思う」と回答し、かつ、「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人を入学意向者と定義し、分析を行った結果、以下の結果が示された。

- ・回答者全体における入学意向は2.3%（7名）で、予定されている入学定員8名に近い進学意向者がみられた。
- また、属性別では以下の結果が見られた。
- ・居住地別では、本研究科の所在地である「東京都」の居住者からの入学意向2.8%（143名中、4名）であった

- ・大学卒業後の希望進路別では、大学卒業後に「大学院に進学」を考えている回答者の入学意向は3.2%（31名中、1名）である。また、「就職」を考えている回答者の入学意向は2.4%（295名中、7名）と、就職希望者であっても日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」の設置構想概要資料や特色を見聞きすることによって、入学定員数に近い7名が入学意向を示している。

以上が他大学生対象調査の調査結果概要を示したものである。

続いて、在学生対象調査結果並びに他大学生対象調査結果を合わせた数値を基に、定員充足の根拠となるべき考察を行うこととする。

今回、定員充足の根拠を示すものとして、両調査における受験意向及び進学意向（他大学生対象調査では入学意向）調査の内、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」に対して、「受験したいと思う」と回答し、かつ、「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した進学意向者（他大学生対象調査では入学意向者）の数値を踏まえて考察する。

両調査の結果、在学生対象調査では、「大学院スポーツ科学研究科を受験したいと思う」と回答した学生は22名、その上で「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人数は13名であった。

他大学生対象調査では、「大学院スポーツ科学研究科を受験したいと思う」と回答した学生は44名、その上で「大学卒業後すぐに入学したいと思う」と回答した数は7名であった。この調査の結果、「大学卒業後すぐに進学したいと思う」との回答が合計20名であったことから、開設年度において設定した入学定員8名の学生確保の見込みは、一定の妥当性があると言えよう。

また、資料5及び資料6の報告書に特筆して記載はないが、両調査において、「大学院スポーツ科学研究科を受験したいと思う」と回答した学生で、かつ、「実務経験を積んだ後に進学したいと思う」と回答をしている学生は、在学生対象調査で9名、他大学生対象調査で24名と合計33名であった。これは「ア 定員充足の見込み」で上述したように、就業後の学び直しのニーズとしても一定の回答があったことから、継続的な学生確保の観点でもプラス材料と言えよう。

○ b 本研究科キャンパスの所在地である東京都世田谷区に既に設置されている体育関係の大学院、日本大学大学院文学研究科並びに日本体育大学大学院体育学研究科（令和4年度体育科学研究科から改組）の過去5年間の定員充足状況

本研究科キャンパスの所在地である東京都世田谷区には、既に設置されている体育関係の既存大学院があり、それは本学の教育学専攻及び日本体育大学大学院体育学研究科（令和4年度体育科学研究科から改組）である。

本学教育学専攻及び日本体育大学大学院体育学研究科は、昭和、平成、令和と長きにわたり、この東京都世田谷区において、体育関係の大学院課程の教育を実施してきており、過去5年間の定員充足状況も教育学専攻が平均1.26【資料1】、日本体育大学大学院体育学研究科についても、1.22【資料4】となっており、安定して定員を充足していることは既に「ア定員充足の見込み」で上述したとおりである。

ここでは、本研究科の設置予定地と同じ、東京都世田谷区に設置され、本研究科と同じ田園都市線を最寄り駅とする日本体育大学大学院体育学研究科を競合校とし、その妥当性について以下に説明する。

初めに、本研究科のキャンパス所在地は、東京都世田谷区下馬であり、最寄り駅は田園都市線三軒茶屋駅から徒歩10分という立地である。

日本体育大学大学院体育学研究科のキャンパス所在地は、東京都世田谷区深沢であり、最寄り駅は田園都市線桜新町から徒歩15分（日本体育大学ホームページより）の立地である。

立地条件として、東京都世田谷区は人口約91.7万人（令和3年12月1日現在）であり、東京都全体の人口約1400万人（令和3年12月現在）の約6.6%を占めており、東京23区の中でも最も多い人口である。

また、現在の20歳以下の人口を年齢別に見ても、どの年齢においても6,000名を超えている状況であり、立地条件としては安定した学生確保を見込める要素のある人口推移となっている。【資料8】

次に想定される受験者層であるが、本研究科は、「設置の趣旨等を記載した書類」でも記載したとおり、本研究科の基礎となる学部であるスポーツ科学部競技スポーツ学科で学んだ幅広い知識と実践力を深化させるため、「自然科学」「医科学」「社会科学」「コーチング学」を中心とした「スポーツ科学」を中心的な学問分野として据え、高度専門職業人、あるいは研究能力を有する人材の養成を目指している。

日本体育大学大学院体育学研究科においても、基礎となる学部である体育学部体育学科に、「競技スポーツ」に関する学修領域が設置されていることが挙げられる。また、大学院体育学研究科においても、資料7に記載のとおり、令和4年度から学位プログラム制を導入予定であり、学位に付記する専攻分野の名称として、研究者養成の「修士（体育科学）」、「修士（コーチング科学）」、指導者・高度職業人・学術的实践者養成の「修士（体育実践学）」、「修士（コーチング実践学）」を置いていることから、想定される受験者層について、本研究科と一定の競合がある研究科と言えよう。

上述したように、日本体育大学大学院体育学研究科の受験者層や立地条件並びに過去5年間の定員充足状況を踏まえると、本研究科における定員充足についても一定の見込みが立つと言えよう。

○ 学生を確保できる見通し

本研究科の定員充足の見込みについては、上記2項目の中で説明したように、ニーズ調査を用いて設置年度の学生確保の見通しの根拠とし、競合校のデータを用いて安定的かつ長期的な学生確保の見通しの根拠とした。

ウ 学生納付金の設定の考え方

学生納付金については、大学院の経営に係る財務的な視点と学生納付金の学生への還元などに関する観点を重視し、長年学内の同学問系統の教育実績のある教育学専攻の学生納付金を前提にしつつ、他大学大学院の類似研究科・専攻の中で、「人間科学、体育、スポーツ」の3つのキーワードに当てはまる研究科・専攻における学生納付金の設定状況を参考に検討を行った結果、945,000円に設定した。

教育面としては、本研究科の入学定員の設定からも分かるとおり、小人数編成による教育を実施し、教育の質を担保する。その他にも施設・設備等を含めた様々な面で教育内容及び教育環境の充実を図ることとし上記金額に設定した。

また、他大学大学院の「人間科学、体育、スポーツ」の3つのキーワードに当てはまる研究科・専攻における学生納付金の平均の初年次学費は1,029,473円【資料9】となっているが、本研究科は基礎となる学部であるスポーツ科学部の研究施設等の利用も可能であるため、平均よりも学生納付金の設定を低くしている。この設定金額について、他大学大学院の学費と比較しても妥当であることがわかる。

以上のように教育内容、教育環境及び教育体制の充実を考慮した学生納付金の設定とした。

初年度納付金：945,000円

<内訳>

入学金：200,000円

授業料：580,000円、施設設備資金：150,000円、実験実習費：15,000円

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

学生確保に向けた具体的な取組み状況については、予定を含めて以下の組織的な取組みを実施する。

ア 組織的な取組

本学は、学部及び大学院に加えて初等中等教育学校を有する総合的な教育機関である。

そこで受験生に向けた広報活動として、本研究科が令和5年4月開設予定であることを明記した上で、具体的には以下のような取組を行う。

初めに大学全体として、大学ホームページに本研究科が開設予定である旨の告知及び進学説明会等の周知を行う予定（周知は届出書類提出後に実施）であり、まずは広報媒体を通して広く社会に発信していく。

次に本研究科独自の取組みとして、本研究科ホームページを立ち上げ、本研究科の魅力、学びの特色、将来の展望等を広く発信していくこととする。

また、本研究科主催の、対面形式及びオンライン形式での進学説明会を複数回開催することとする。

進学説明会は入学者選抜の実施時期に合わせて、本学内の学生を対象の中心とするものと、対象を絞らずに広く実施するものの両方を実施することとしたい。

なお、ニーズ調査を実施した段階で、既に本研究科設置に興味を持つ学生からの相談が担当教員に入っており、今後設置に向けて上記の取組みを行っていくことでさらに志願者獲得を計ることとしたい。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

ア 人材養成像

【スポーツ科学研究科】

スポーツに関連する多様な学問分野における最先端のスポーツ科学の研究成果を活かしながら、競技スポーツを体系的に捉え、その価値を発信でき、グローバルに社会貢献すること及び、競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を有する人材を養成する。

具体的には下記2つの養成人材像を掲げる。

《具体的な養成人材像》

- ・スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持つ高度専門職業人を養成する。
- ・スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち、研究能力を有する人材を養成する。

【スポーツ科学専攻】

スポーツ科学専攻では、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外の知見を通じて競技力向上に関する高度な専門性を有する人材を養成する。

具体的には、研究科同様スポーツの高度専門職業人養成並びにその教育を担う研究能力を有する者の養成も必要不可欠であるため、下記2つの養成人材像を掲げる。

《具体的な養成人材像》

- ・スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持ち、競技スポーツの現場に即した高度専門職業人を養成する。
- ・スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち、競技スポーツの現場に即した研究能力を有する人材を養成する。

イ 教育研究上の目的

【スポーツ科学研究科】

スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成することを目的としている。

【スポーツ科学専攻】

スポーツ科学専攻では、競技スポーツの諸課題に対応するスポーツ科学の高度な専門的知識を修得し、スポーツ科学の研究成果を競技スポーツの現場において実践できる能力を持った人材を養成することを目的としている。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的根拠

本研究科が前述した養成する人材像及び教育研究上の目的について、社会においてどの程度需要があるのか、特に一般企業における人材需要の実態を明らかにする必要がある。

そこで、大学外の公正な第三者機関により、その実態を解明するため以下の委託調査を実施した。この客観的なデータを用いて以下資料を参考に説明することとしたい。

ア 外部企業による委託調査（「日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【企業対象調査】（以下「企業対象調査」という）

・説明根拠資料

【資料 10】 「日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【企業対象調査】

※本学三軒茶屋キャンパス内に同じく大学院危機管理学研究科を設置する関係で企業への調査は上記題名にて実施

企業対象調査については、資料 10 についての概要をそれぞれ説明した後、社会的、地域的な人材需要の根拠となるべき考察を行うこととする。

初めに、企業対象調査の調査概要は以下のとおりである。

I 調査目的

2023 年 4 月開設予定の日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」新設構想に関して、企業のニーズを把握する。

II 調査概要

- ・調査対象 企業の採用担当者
- ・調査エリア 北海道，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県
- ・調査方法 郵送調査
- ・調査対象数 依頼数 160 企業 回収数 37 企業（回収率 23.1%）
- ・調査時期 2021 年 9 月 6 日（月）～2021 年 9 月 30 日（木）
- ・調査実施機関 株式会社進研アド

III 調査項目

- ・人事採用への関与度
- ・本社所在地

- ・業種
- ・従業員数
- ・正規社員の平均採用人数
- ・本年度の採用予定数
- ・採用したい学問分野
- ・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度
- ・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」の社会的必要性
- ・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向
- ・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生の毎年の採用想定人数

続いて、回収された 37 企業の回答に従い、調査項目毎の結果を考察していくこととした。

初めに、回答者の属性について「回答者の人事採用への関与度」を聞いたところ、「採用の決裁権があり、選考にかかわっている」方は 16.2%、「採用の決裁権はないが、選考にかかわっている」方が 81.1%と、採用や選考にかかわる人事担当者からの意見を聴取できていると考えられる。

回答企業の本社所在地は本研究科の所在地である「東京都」が 75.7%を占め、最も多い。次いで「大阪府」が 10.8%、「神奈川県」が 8.1%である。

回答企業の業種としては「卸売・小売業」が 21.6%で最も多い。次いで「サービス業」が 18.9%、「建設業」が 10.8%である。

回答企業の従業員数（正規社員）は、「1,000 名～5,000 名未満」が 35.1%で最も多い。次いで「100 名～500 名未満」が 21.6%、「500 名～1,000 名未満」「5,000 名以上」が 18.9%である。

回答企業の平均的な正規社員の採用人数は、「100 名以上」が 32.4%で最も多い。次いで「10 名～20 名未満」が 21.6%、「50 名～100 名未満」が 18.9%である。

回答企業の本年度の採用予定数は、「昨年度並み」が 56.8%で最も多い。次いで「増やす」が 27.0%、「減らす」が 13.5%である。採用を減らす企業も一定数みられるものの、回答企業の多くで昨年と同等かそれ以上の採用が予定されている様子である。

回答企業の採用したい学問分野を複数回答で聴取したところ、「学んだ学問分野にはこだわらない」が 64.9%で最も高い。次いで「工学」が 29.7%、「経済・経営・商学」「理学」がともに 18.9%である。

日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」の特色に対する魅力度については、「スポーツ科学の高度な知識の修得」について、「とても魅力を感じる」、「ある程度魅力を感じる」と回答した合計値が83.8%、「スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成」について、「とても魅力を感じる」、「ある程度魅力を感じる」と回答した合計値が81.1%と回答者の大多数が魅力を感じたという傾向が見られた。

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の社会的必要性についての評価は、97.3%（37企業中、36企業）が「必要だと思う」と回答しており、多くの企業からこれからの社会にとって必要な研究科であると評価されていることがうかがえる。

また、採用意向と毎年の採用想定人数について、日本大学大学院「スポーツ科学研究科修士課程」修了生を「採用したいと思う」と答えた企業は、83.8%（37企業中、31企業）である。さらに、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の修了生を「採用したいと思う」と答えた31企業へ日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生の採用を毎年何名程度想定しているか聞いたところ、採用想定人数の合計は82名で、予定している入学定員数8名を大きく上回っている。このことから、安定した人材需要があることがうかがえる。

加えて、ここから日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の修了生を「採用したいと思う」と答えた31企業について、それぞれ属性別に分析を行った結果、以下の結果が示された。

- ・本社所在地別では、本研究科の所在地である「東京都」に本社がある企業からの採用意向は、85.7%（28企業中、24企業）。採用想定人数の合計は67名で、予定している入学定員数を大きく上回っている。
- ・業種別では「スポーツ関連業」の企業からの採用意向は、100.0%（2企業中、2企業）。採用想定人数の合計は5名である。「卸売・小売業」の企業からの採用意向は、62.5%（8企業中、5企業）。採用想定人数の合計は14名で、予定している入学定員数を上回っている。「医療・福祉」の企業からの採用意向は、100.0%（1企業中、1企業）。採用想定人数の合計は10名で、予定している入学定員数を上回っている。「サービス業」の企業からの採用意向は、85.7%（7企業中、6企業）。採用想定人数の合計は28名で、予定している入学定員数を3倍以上上回っている。
- ・従業員数別では、従業員数が「500名未満」から「5,000名以上」まで企業の規模にかかわらず、一定の採用意向がみられる。
- ・採用したい学問分野別では、「スポーツ学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、100.0%（3企業中、3企業）。採用想定人数の合計は8名で、予定している入学定員数を満たしている。「理学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、71.4%（7企業中、5企業）。採用想定人数の合計は11名で、予定している入学定員数を上回っている。「工学」を学んだ学生を採用

したいと回答した企業からの採用意向は、72.7%（11企業中、8企業）。採用想定人数の合計は17名で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。

- ・社会的必要性別では、「スポーツ科学研究科 修士課程」が社会的に「必要だと思う」と回答した企業からの採用意向は、86.1%（36企業中、31企業）。採用想定人数の合計は82名で、予定している入学定員数を大きく上回っている。

以上が企業対象調査の調査結果概要を示したものである。

この企業対象調査の分析結果として、令和5年開設予定の本研究科における修了生の人材需要の見通しは、全く問題がないと推察できる。

また、スポーツにおける国際的状況や動向について、令和3年12月20日にスポーツ庁より、令和4年度から令和8年度までの計画を示す「第3期スポーツ基本計画（中間報告）」【資料11】がまとめられたところであるが、その4頁、5頁に「国際的に見ても、UNESCOのカザン計画やSDGsへの貢献など、スポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な形で進展しており、日本はこのような国際的な動きをリードする立場から、様々なスポーツを通じた国際交流・国際貢献に一層取り組むことが期待されている。」と記載されており、正に本研究科が目指す人材像である「スポーツに関連する多様な学問分野における最先端のスポーツ科学の研究成果を活かしながら、競技スポーツを体系的に捉え、その価値を発信でき、グローバルに社会貢献すること及び、競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を有する人材」に合致している。

このように、本研究科が属する体育・スポーツ分野については、国としても国際的な動きをリードする立場になれるよう取り組むべきと強調していることから、国際的状況や社会的観点からも本研究科が育てる人材は十分な人材需要があると推察できる。

資料目次

- 【資料 1】 本学大学院文学研究科教育学専攻の志願者数と定員数・・・・・・・・・・ p. 2
- 【資料 2】 令和 2 年 12 月 25 日 学校基本調査（確定値）の公表について（抜粋）・ p. 3
- 【資料 3】 関東圏の体育・スポーツ系の他大学院（競合が見込まれると想定される大学院のみ）の定員充足状況・・・・・・・・・・ p. 5
- 【資料 4】 日本体育大学大学院の定員充足状況（東京都世田谷区設置の体育系既存大学院）・・・・・・・・・・ p. 6
- 【資料 5】 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」（仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【在学生対象調査】・・・・・・・・・・ p. 7
- 【資料 6】 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【他大学生対象調査】・・・・・・・・・・ p. 23
- 【資料 7】 日本体育大学体育学研究科体育学専攻のホームページデータ・・・・・・・・・・ p. 46
- 【資料 8】 東京都世田谷区の年齢別人口（令和 3 年 12 月 1 日現在）・・・・・・・・ p. 61
- 【資料 9】 【スポーツ科学研究科比較用】 R2 大学院_入学生納付金（入学初年度年間納付金額）・・・・・・・・・・ p. 62
- 【資料 10】 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称）設置に関するニーズ調査結果報告書【企業対象調査】・・・・・・・・・・ p. 63
- 【資料 11】 令和 3 年 12 月 20 日_第 3 期スポーツ基本計画（中間報告）・・・・・・・・ p. 86

・ 日本大学大学院文学研究科教育学専攻の定員充足率（過去5年間）

H29 (2017)			H30 (2018)			R1 (2019)		
入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率
10	13	1.30	10	13	1.30	10	13	1.30

R2(2020)			R3 (2021)			5年平均		
入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率
10	8	0.80	10	16	1.60	10	12.6	1.26



令和2年12月25日

令和2年度学校基本調査（確定値）の公表について

文部科学省は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、標記調査を昭和23年度より毎年実施しています。
今般、令和2年度の確定値をとりまとめたので、公表します。

1 調査内容

- (1) 調査期日：令和2年5月1日現在
- (2) 調査対象：幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，短期大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校並びに市町村教育委員会
- (3) 調査項目：学校数，在学者数，教員数，卒業者数，進学者数，就職者数等

2 調査結果

主な結果は次頁以降の「令和2年度学校基本調査調査結果のポイント」のとおり。
なお、詳細集計表は「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載。
(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528>)

3 今後の対応

都道府県を始め関係機関にお知らせするとともに、国及び地方における教育諸政策を検討・立案するための基礎資料として活用を図る。

<担当> 総合教育政策局調査企画課
課長 岸本 哲哉
分析調査官 山本 典子
学校基本調査係長 大瀬 寛彰
電話：03-5253-4111（内線 2264、2265）

2. 大学(学部)卒業生

- 大学院等への進学率は、ゆるやかな上昇傾向にあったが、平成22年度(平成22年3月)をピークに、10年連続低下し、11.3%(前年度より0.1ポイント低下)。
- 卒業生に占める就職者の割合は、77.7%(前年度より0.3ポイント低下)。

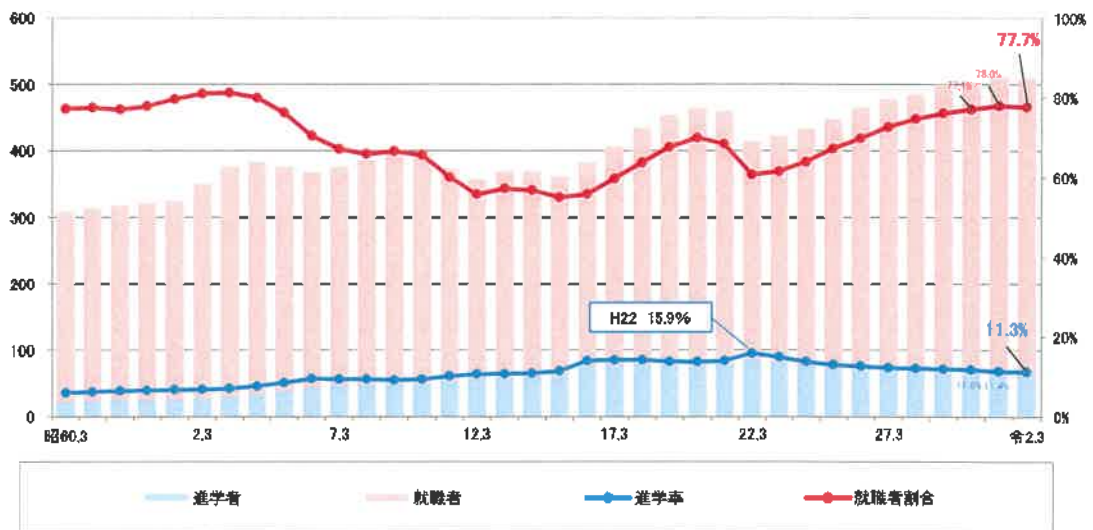
表3 大学(学部)卒業後の状況

(単位:人,%)

区分	卒業生	進学者(率)	就職者 (卒業生に占める 就職者の割合)	有期雇用労働者 【雇用契約期間が 1ヵ月以上かつ1年 未満】(率)	臨時労働者(率)	一時的な仕事に就 いた者(率)	臨床研修医 (率)	左記以外の者 (率)	不詳・死亡の者 (率)	(再掲)進学者の うち就職してい る者
平成22年3月	541,428	86,039 (15.9)	329,190 (60.8)	19,332 (3.6)	8,944 (1.7)	87,174 (16.1)	10,907 (2.0)	58
23年3月	552,358	82,657 (15.0)	340,217 (61.6)	19,107 (3.5)	8,923 (1.6)	88,007 (15.9)	13,521 (2.4)	74
24年3月	558,692	76,856 (13.8)	357,088 (63.9)	19,569 (3.5)	8,893 (1.6)	86,566 (15.5)	9,797 (1.8)	77
25年3月	558,853	72,822 (13.0)	375,957 (67.3)	16,736 (3.0)	8,984 (1.6)	75,929 (13.6)	8,523 (1.5)	98
26年3月	565,573	71,387 (12.6)	394,845 (69.8)	14,519 (2.6)	8,899 (1.6)	68,484 (12.1)	7,516 (1.3)	77
27年3月	564,035	68,958 (12.2)	409,759 (72.6)	11,730 (2.1)	9,056 (1.6)	58,102 (10.3)	6,479 (1.1)	49
28年3月	559,678	67,563 (12.1)	418,163 (74.7)	10,184 (1.8)	9,418 (1.7)	48,866 (8.7)	5,552 (1.0)	68
29年3月	567,763	67,734 (11.9)	432,333 (76.1)	9,183 (1.6)	9,313 (1.6)	44,182 (7.8)	5,088 (0.9)	70
30年3月	565,436	66,830 (11.8)	436,156 (77.1)	8,684 (1.5)	9,603 (1.7)	39,854 (7.0)	4,368 (0.8)	59
31年3月	572,639	65,355 (11.4)	446,882 (78.0)	8,165 (1.4)	9,851 (1.7)	38,232 (6.7)	4,242 (0.7)	88
令和2年3月	573,947	64,627 (11.3)	446,082 (77.7)	5,935 (1.0)	2,849 (0.5)	...	9,905 (1.7)	40,809 (7.1)	3,940 (0.7)	200

- (注) 1 「進学者」には、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科・別科、専修学校、外国の学校へ入学した者を含む。
 2 「就職者」には、自営業主等、無期雇用労働者、雇用契約期間が一年以上かつフルタイム勤務相当の有期雇用労働者及び進学者のうち就職している者を含む。
 なお、進学者のうち就職している者は、「進学者」、「就職者」にそれぞれ計上されているため、項目横計と卒業生は一致しない。
 3 「左記以外の者」とは、進学でも就職でもないことが明らかな者である(進学準備中の者、就職準備中の者、家事の手伝いなど)。

図4 大学(学部)卒業生の主な進路状況
(千人)



- (注) 1 就職者割合の最高値は、昭和37年3月の86.6%。
 2 □で囲んだ年度は、最高値である。

・ 関東圏における体育・スポーツ科学系研究科の定員充足状況

		R3 (2021)			R2(2020)			R1 (2019)			
		入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率	
早稲田大学	スポーツ科学研究科	140	84	0.60	140	103	0.74	140	101	0.72	※9月入学含む
法政大学	スポーツ健康学研究科	10	11	1.10	10	11	1.10	10	9	0.90	
順天堂大学	スポーツ健康科学研究科	61	62	1.02	61	62	1.02	-	-	-	2019公表なし
日本体育大学	体育科学研究科	37	51	1.38	37	44	1.19	37	48	1.30	
東海大学	体育学研究科	20	23	1.15	20	17	0.85	-	-	-	2019公表なし
国土館大学	スポーツ・システム研究科	30	10	0.33	30	7	0.23	-	-	-	2019公表なし
大東文化大学	スポーツ・健康科学研究科	10	11	1.10	10	11	1.10	-	-	-	2019公表なし
		平均定員充足率		0.95	平均定員充足率		0.89				

※各大学のホームページより抽出。入学定員は学則から、入学者数は各大学院研究科の専攻等の合算した数値。

・日本体育大学大学院体育学研究科の定員充足率（過去5年間）

H29 (2017)			H30 (2018)			R1 (2019)		
入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率
37	36	0.97	37	46	1.24	37	48	1.30

R2(2020)			R3 (2021)			5年平均		
入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率	入学定員数	入学者数	定員充足率
37	44	1.19	37	51	1.38	37	45	1.22

※日本体育大学ホームページ「入試データ」から抽出。

H29は体育科学研究科のコース全体の入学者数を合算した数値。

H30～R3は体育科学研究科（体育科学専攻・コーチング学専攻）の2専攻における入学者数を合算した数値。

日本大学大学院
「スポーツ科学研究科 修士課程」(仮称)
設置に関するニーズ調査
結果報告書
【在学生対象調査】

令和3年11月
株式会社 進研アド
-学生確保(資料)-7-

在学生対象 調査概要

1. 調査目的

2023年4月開設予定の日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」新設構想に関して、在学生からの進学ニーズを把握する。

2. 調査概要

		在学生対象調査
調査対象		日本大学 スポーツ科学部3年生
調査方法		Web調査
調査対象数	依頼数	315人
	有効回収数	119人 有効回収率:37.8%
調査時期		2021年9月10日(金)～2021年10月1日(金)
調査実施機関		株式会社 進研アド

3. 調査項目

在学生対象調査
・性別
・学年
・所属学部学科
・大学卒業後の希望進路
・日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度
・日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向
・日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への進学意向

在学生対象 調査結果まとめ



在学生対象 調査結果まとめ

回答者の属性

※本調査は、日本大学大学院の「スポーツ科学研究科 修士課程」に対する需要を確認するための調査として設計。日本大学 スポーツ科学部に所属する大学3年生に調査を実施し、119人から回答を得た。

- 回答者の性別は、「男性」が55.5%、「女性」が44.5%である。
- 回答者の学年は、「3年生」が100.0%である。
- 回答者の所属学部学科は、「スポーツ科学部 競技スポーツ学科」が100.0%である。

大学卒業後の希望進路

- 回答者の大学卒業後の希望進路を複数回答で聴取したところ、「就職」の割合が90.8%で最も高い。次いで「大学院に進学」が9.2%、「その他」が8.4%と続く。大学院への進学志望者も一定数いることから、日本大学大学院がターゲットとする対象に調査を実施できていると考えられる。

在学生対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する 魅力度

- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色の魅力度(※)は、高い順に「C. スポーツ科学の高度な知識の修得 競技スポーツを科学的な観点から研究を遂行することができる教員が在籍し、競技者・指導者を科学的にサポートするシステムや高度な実験機器が整備されていることから、競技スポーツの現場に即した高度なスポーツ科学研究が実践できる環境が整っている。」(93.3%)、「D. スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成 競技スポーツを広義的に捉え、多様で最先端な国内外のスポーツ科学の研究方法を学び、その上で競技スポーツの価値を発信できる研究を推進し、国際社会に貢献できる研究者及び有能な高度専門職業人を養成することを目指している。」(89.9%)である。

※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した人の合計値

在学生対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向・進学意向

- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」を「受験したいと思う」と答えた人は、21.8% (119人中、**26人**)である。
- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」を「受験したいと思う」と答えた26人のうち、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」に「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人は、50.0% (**13人**)である。

在学生対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 進学意向者数

※ここからは、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」に対して、Q9で「受験したいと思う」と回答し、かつ、Q10で「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人を進学意向者と定義し、分析を行う。

- 回答者全体における進学意向は10.9% (13人) で、予定されている入学定員8人を上回る進学意向者がみられた。

< 属性別 >

◇性別

- 「男性」の進学意向は15.2% (66人中、10人) と、予定している入学定員数を上回る進学意向者がみられた。

◇大学卒業後の希望進路別

- 大学卒業後に「大学院に進学」を考えている回答者の進学意向は45.5% (11人中、5人) である。また、「就職」を考えている回答者の進学意向は9.3% (108人中、10人) と、就職希望者であっても日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の設置構想概要資料や特色を見聞きすることによって、入学定員数を上回る10名が進学意向を示している。

◇日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度別

- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に魅力を感じている回答者の進学意向は、いずれの特色でも1割を超えており、進学意向者数は予定している入学定員数を上回っている。

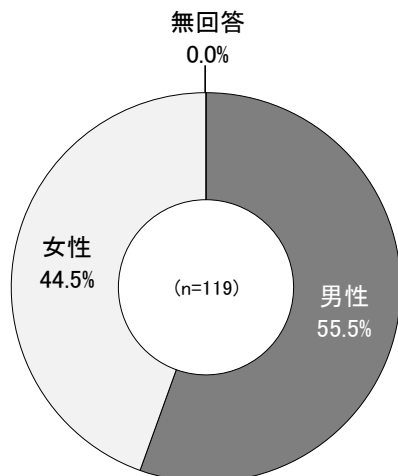
在学生对象 调查结果



回答者の属性(性別/学年/所属学部学科)

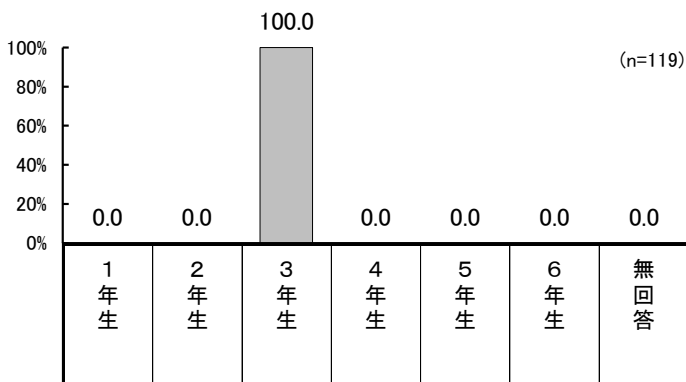
■性別

Q1. あなたの性別をお答えください。あてはまるものを1つお選びください。



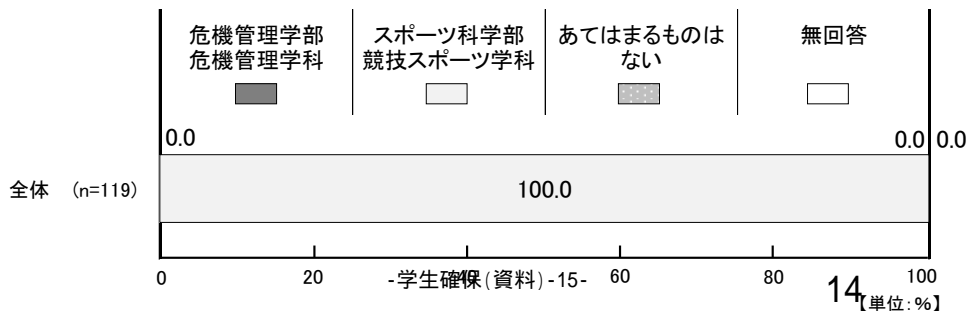
■学年

Q2. あなたの学年をお答えください。あてはまるものを1つお選びください。



■所属学部学科

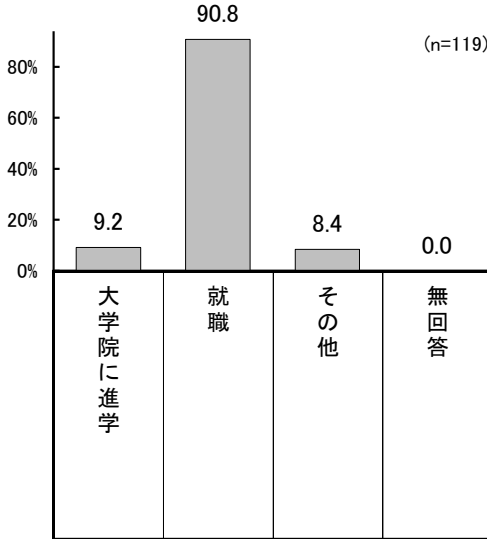
Q3. あなたが所属する学部学科をお答えください。あてはまるものを1つお選びください。



大学卒業後の希望進路

■大学卒業後の希望進路

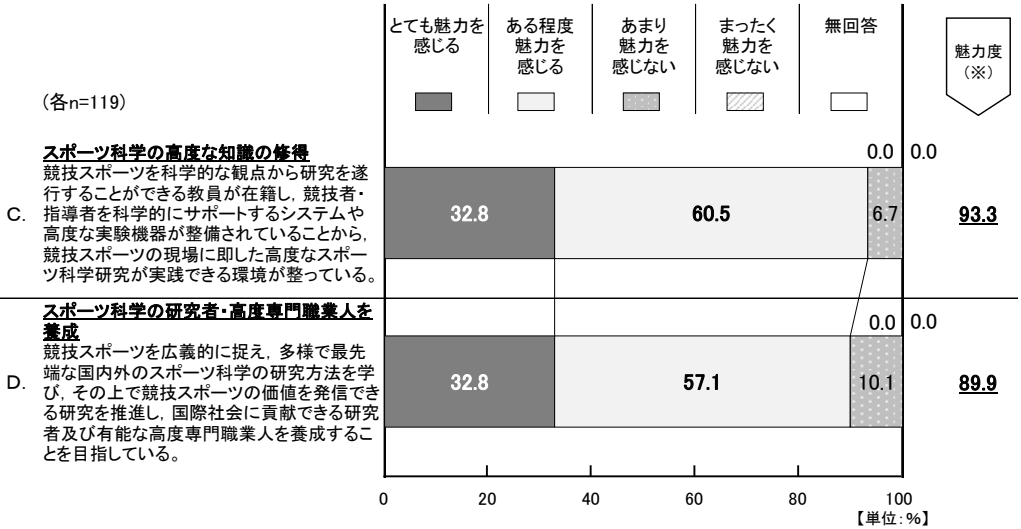
Q4. あなたは、大学卒業後の進路について、現時点ではどのように考えていますか。以下の項目から、あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)



日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

Q8. 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」(仮称、設置構想中)には、以下のような特色があります。あなたはどの程度魅力を感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけ)



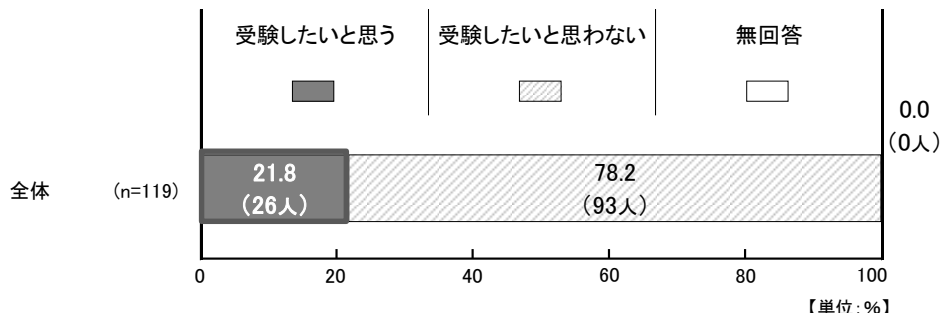
※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した人の合計値

※魅力度は、人数をもとに％を算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、「とても魅力を感じる」と「ある程度魅力を感じる」の合計値と必ずしも一致しない

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 受験意向／進学意向／受験意向別進学意向

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向

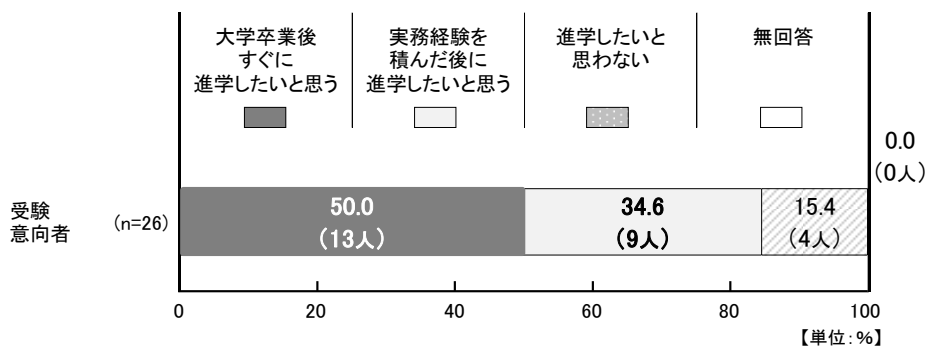
Q9. あなたは、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」(仮称、設置構想中)を受験してみたいと思いますか。あなたの気持ちに近いものを1つお選びください。(1つだけ)



「受験したいと思う」と答えた26人のみ抽出

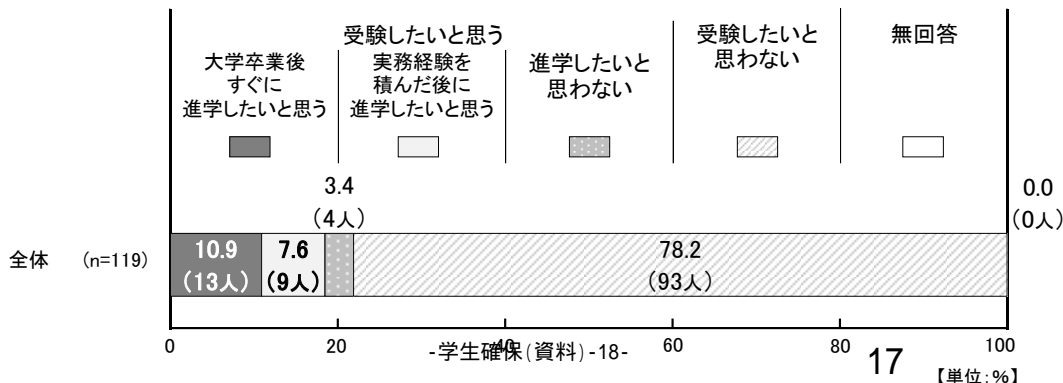
■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への進学意向

Q10. あなたは、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」(仮称、設置構想中)を受験して合格したら、進学したいと思いますか。あなたの気持ちに近いものを1つお選びください。(1つだけ)



「受験意向(Q9)」と「進学意向(Q10)」を
かけあわせて集計(母数は全回答者)

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向別進学意向

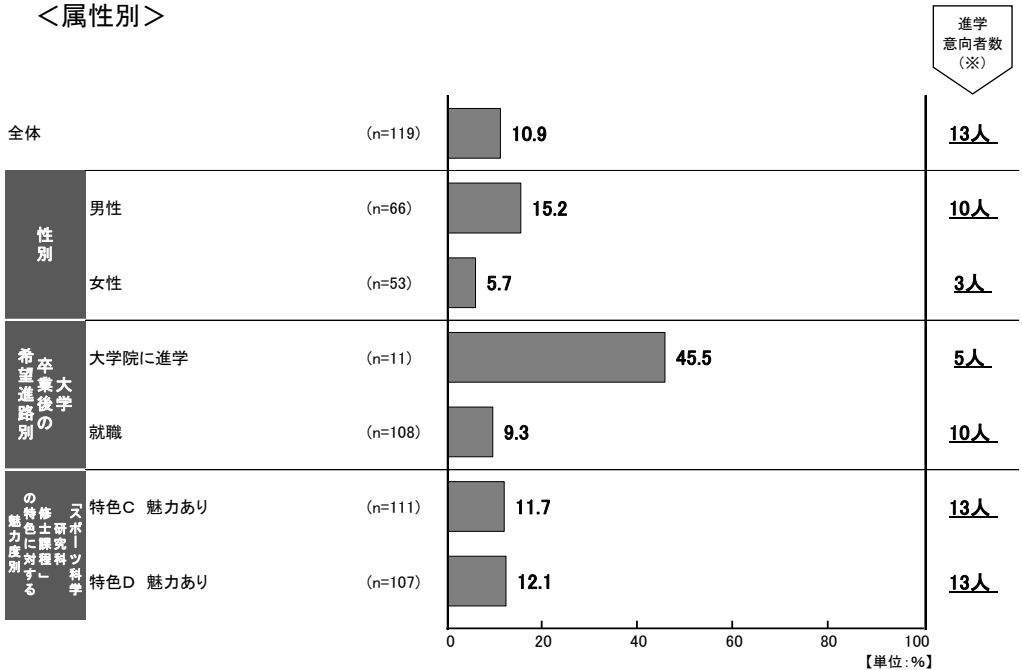


日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 受験意向別進学意向<属性別>

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向別進学意向 <属性別>

※日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」に対して、Q9で「受験したいと思う」と回答し、かつ、Q10で「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人を日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の進学意向者と定義する。

<属性別>



※進学意向者数=「受験したいと思う」かつ「大学卒業後すぐに進学したいと思う」と回答した人の人数

卷末資料 調查票



調査票

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」(仮称、設置構想中)に関するアンケート

選択肢記号の説明

- 複数選択 (チェックボックス)
- 単一選択 (ラジオボタン)
- 単一選択 (プルダウン)

SAR

Q1

あなたの性別をお答えください。
あてはまるものを1つお選びください。

- 1. 男性
- 2. 女性

SAR

Q2

あなたの学年をお答えください。
あてはまるものを1つお選びください。

- 1. 1年生 ⇒集計対象外
- 2. 2年生 ⇒集計対象外
- 3. 3年生 ⇒集計対象外
- 4. 4年生 ⇒集計対象外
- 5. 5年生 ⇒集計対象外
- 6. 6年生 ⇒集計対象外

SAR

Q3

あなたが所属する学部学科をお答えください。
あてはまるものを1つお選びください。

- 1. 危機管理学部 危機管理学科 ⇒集計対象外
- 2. スポーツ科学部 競技スポーツ学科 ⇒集計対象外
- 3. あてはまるものはない ⇒集計対象外

MAC

Q4

あなたは、大学卒業後の進路について、現時点ではどのように考えていますか。
以下の項目から、あてはまるものをすべてお選びください。
(いくつでも)

- 1. 大学院に進学
- 2. 就職
- 3. その他【FA】 Q4_3FA

調査票

MTS

Q8

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」（仮称、設置構想中）には、以下のような特色があります。
あなたはどの程度魅力を感じますか。（それぞれ、あてはまる番号1つだけ）

項目リスト

Q8S1

- スポーツ科学の高度な知識の修得
競技スポーツを科学的な観点から研究を遂行することができる教員が在籍し、競技者・指導者を科学的にサポートするシステムや高度な実験機器が整備されていることから、競技スポーツの現場に即した高度なスポーツ科学研究が実践できる環境が整っている。

Q8S2

- スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成
競技スポーツを広義的に捉え、多様で最先端な国内外のスポーツ科学の研究方法を学び、その上で競技スポーツの価値を発信できる研究を推進し、国際社会に貢献できる研究者及び有能な高度専門職業人を養成することを目指している。

選択肢リスト

1. とても魅力を感じる
 2. ある程度魅力を感じる
 3. あまり魅力を感じない
 4. まったく魅力を感じない

SAR

Q9

あなたは、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」（仮称、設置構想中）を受験してみたいと思いますか。
あなたの気持ちに近いものを1つお選びください。（1つだけ）
※研究科名をクリックすると設置構想内容をご確認いただけます。

1. 受験したいと思う
 2. 受験したいと思わない

SAR

Q10

あなたは、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」（仮称、設置構想中）を受験して合格したら、進学したいと思いますか。
あなたの気持ちに近いものを1つお選びください。（1つだけ）
※研究科名をクリックすると設置構想内容をご確認いただけます。

1. 大学卒業後すぐに進学したいと思う
 2. 実務経験を積んだ後に進学したいと思う
 3. 進学したいと思わない

日本大学大学院
「危機管理学研究科 修士課程」
「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称)
設置に関するニーズ調査
結果報告書
【他大学生対象調査】

令和3年11月
株式会社 進研アド
-学生確保(資料)-23-

高校生対象 調査概要

1. 調査目的

2023年4月開設予定の日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」新設構想に関して、他大学生からの進学ニーズを把握する。

2. 調査概要

		他大学生対象調査
調査対象		一都三県 文系学部に所属する大学3年生
調査エリア		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
調査方法		Web調査
調査対象数	依頼数	309人
調査時期		2021年9月30日(木)～2021年10月2日(土)
調査実施機関		株式会社 進研アド

3. 調査項目

他大学生対象調査
<ul style="list-style-type: none">・居住地・現在学んでいる学問分野・性別・大学卒業後の希望進路・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」への入学意向

他大学生対象 調査結果まとめ



他大学生対象 調査結果まとめ

回答者の属性

※本調査は、日本大学大学院の「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」に対する需要を確認するための調査として設計。日本大学大学院の主な学生募集エリアである埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に所属している大学3年生に調査を実施し、309人から回答を得た。

- 回答者の居住地は「東京都」が46.3%で最も多い。次いで「神奈川県」が25.9%、「埼玉県」が16.2%、「千葉県」が11.7%と続く。
- 回答者の現在学んでいる学問分野は、「経済・経営・商学」が27.5%で最も多い。次いで「文学」が16.2%、「教員養成・教育学」が12.9%と続く。
- 回答者の性別は、「男性」が25.6%、「女性」が74.4%である。

大学卒業後の希望進路

- 回答者の大学卒業後の希望進路を複数回答で聴取したところ、「就職」の割合が95.5%で最も高い。次いで「大学院に進学」が10.0%、「その他」が3.2%と続く。大学院への進学志望者も一定数いることから、日本大学大学院がターゲットとする対象に調査を実施できていると考えられる。

他大学生対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」 「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

- 日本大学大学院「危機管理学研究科 危機管理学専攻 修士課程」における魅力度(※)は、高い順に「A. オンリーワンの学びの場 危機管理は、法制度、意思決定、コミュニケーション、テクノロジーなど、多様な社会システムにまたがる課題である。本研究科は、従来の諸科学の縦割りではなく、効果的な危機管理という視点で、社会システムを統一的に把握しようとする唯一の研究機関である。」(72.8%)、「B. ファンダメンタルな学びの場 新型コロナウイルスのパンデミック、自然災害、国際的緊張関係など危機の増大は、リーダーの資質としての危機管理の重要性と、社会の各層における危機管理人材の必要性を浮き彫りにしている。本研究科は、このニーズに応える必然性の高い学びである。」(70.6%)である。
- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程」における魅力度は、高い順に「D. スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成 競技スポーツを広義的に捉え、多様で最先端な国内外のスポーツ科学の研究方法を学び、その上で競技スポーツの価値を発信できる研究を推進し、国際社会に貢献できる研究者及び有能な高度専門職業人を養成することを目指している。」(64.1%)、「C. スポーツ科学の高度な知識の修得 競技スポーツを科学的な観点から研究を遂行することができる教員が在籍し、競技者・指導者を科学的にサポートするシステムや高度な実験機器が整備されていることから、競技スポーツの現場に即した高度なスポーツ科学研究が実践できる環境が整っている。」(63.1%)である。

※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した人の合計値

他大学生対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への 受験意向・入学意向

- 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」と答えた人は、15.2% (309人中、**47人**)である。
- 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」と答えた47人のうち、「大学卒業後すぐに危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人は、17.0% (**8人**)である。

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への 入学意向者数

※ここからは、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」に対して、Q4で「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」と回答し、かつ、Q5で「大学卒業後すぐに危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人を入学意向者と定義し、分析を行う。

- 回答者全体における入学意向は2.6% (**8人**)で、予定されている入学定員8人を満たしている。

< 属性別 >

◇居住地別

- 日本大学大学院の所在地である「東京都」の居住者からの入学意向は2.8% (143人中、**4人**)である。

◇大学卒業後の希望進路別

- 日本大学大学院を受験・入学する可能性が高い「大学院に進学」を考えている回答者の入学意向は9.7% (31人中、**3人**)である。また、「就職」を考えている回答者の入学意向は2.4% (295人中、**7人**)と、就職希望者であっても日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の設置構想概要資料や特色を見聞きすることで、定員に近い7人が入学意向を示している。

他大学生対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 受験意向・入学意向

- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」と答えた人は、14.2% (309人中、**44人**)である。
- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」と答えた44人のうち、「大学卒業後すぐにスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人は、15.9% (**7人**)である。

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 入学意向者数

※ここからは、日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」に対して、Q4で「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」と回答し、かつ、Q5で「大学卒業後すぐにスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人を**入学意向者**と定義し、分析を行う。

- 回答者全体における入学意向は2.3% (**7人**)で、予定されている入学定員8人に近い。

<属性別>

◇居住地別

- 日本大学大学院の所在地である「東京都」の居住者からの入学意向は2.8% (143人中、**4人**)である。

◇大学卒業後の希望進路別

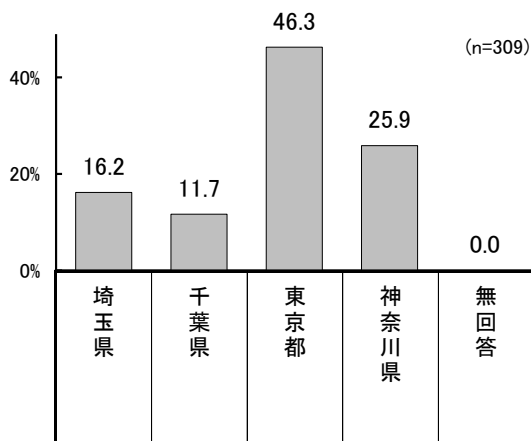
- 日本大学大学院を受験・入学する可能性が高い「大学院に進学」を考えている回答者の入学意向は3.2% (31人中、**1人**)である。また、「就職」を考えている回答者の入学意向は2.4% (295人中、**7人**)と、就職希望者であっても日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の設置構想概要資料や特色を見聞きすることで、定員に近い7人が入学意向を示している。

他大学生对象 調査結果



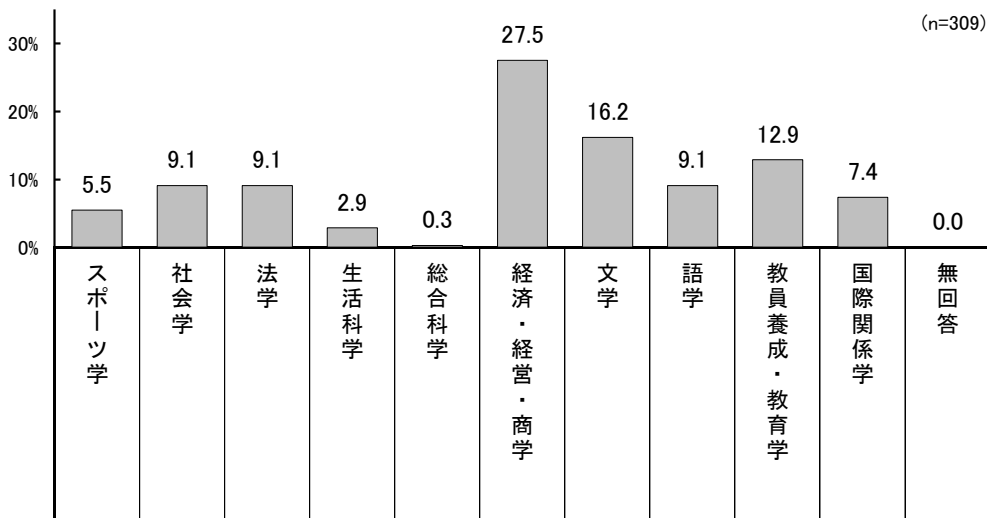
回答者の属性(居住地／現在学んでいる学問分野)

■居住地



■現在学んでいる学問分野

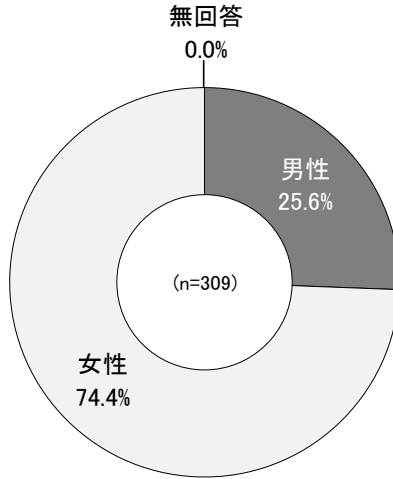
SQ4. あなたが所属している学部で学んでいる学問分野について、最もあてはまるものを1つお選びください。



回答者の属性(性別)／大学卒業後の希望進路

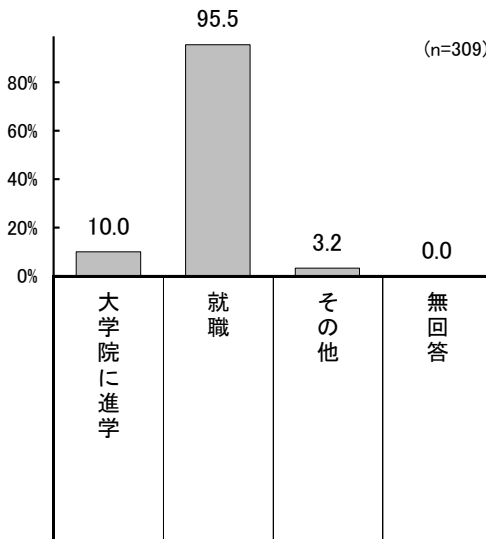
■性別

Q1. あなたの性別をお答えください。あてはまるものを1つお選びください。



■大学卒業後の希望進路

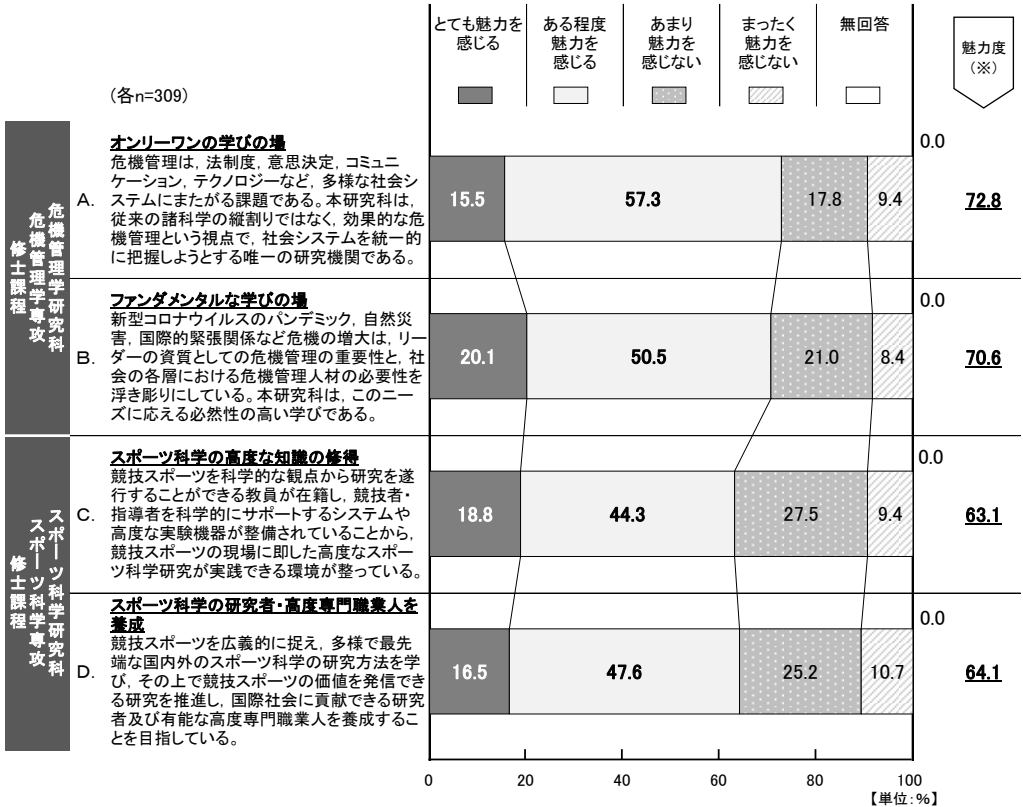
Q2. あなたは、大学卒業後の進路について、現時点ではどのように考えていますか。以下の項目から、あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)



日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」 「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」 「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

Q3. 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)には、以下のような特色があります。あなたはどの程度魅力を感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけ)



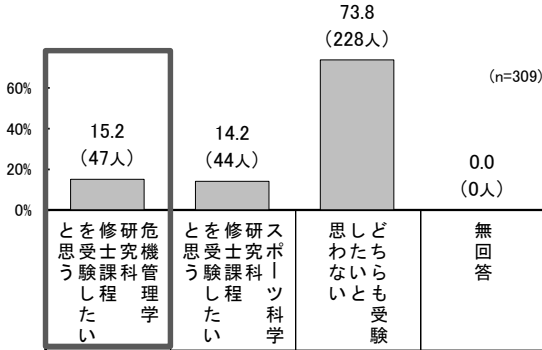
※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した人の合計値

※魅力度は、人数をもとに%を算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、「とても魅力を感じる」と「ある程度魅力を感じる」の合計値と必ずしも一致しない

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への 受験意向／入学意向／受験意向別入学意向

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への受験意向

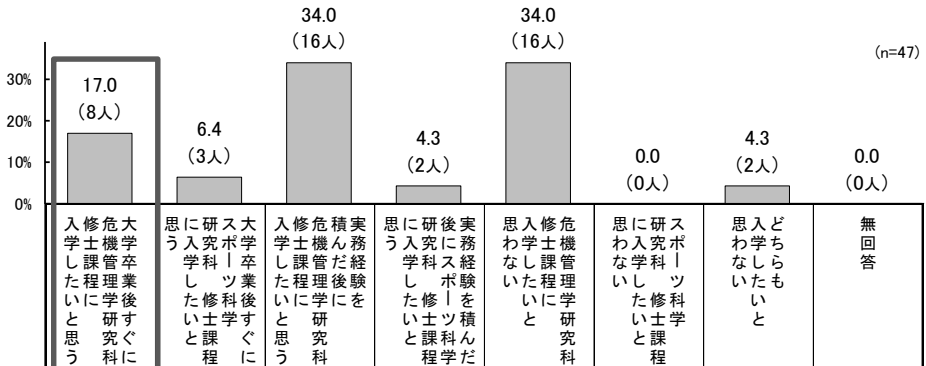
Q4. あなたは、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)を受験してみたいと思いますか。あなたの気持ちに近いものをすべてお選びください。(いくつでも)



「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」と答えた47人のみ抽出

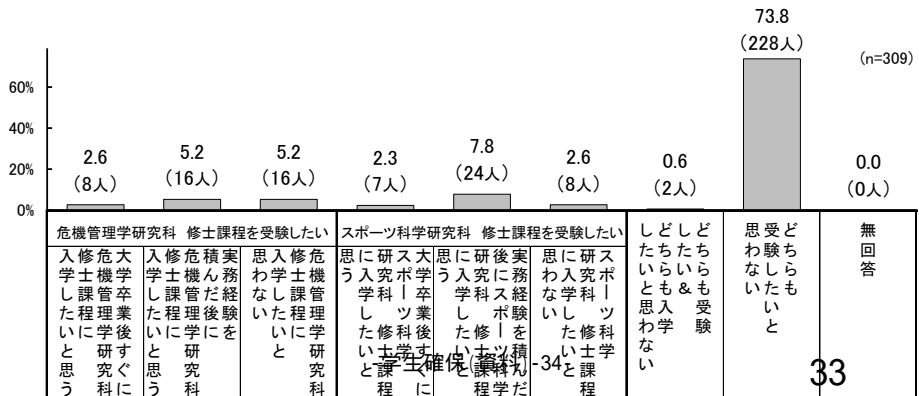
■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への入学意向

Q5. あなたは、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)を受験して合格したら、入学したいと思いますか。あなたの気持ちに近いものを1つお選びください。(1つだけ)



「受験意向(Q4)」と「入学意向(Q5)」を
かけあわせて集計(母数は全回答者)

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への受験意向別入学意向

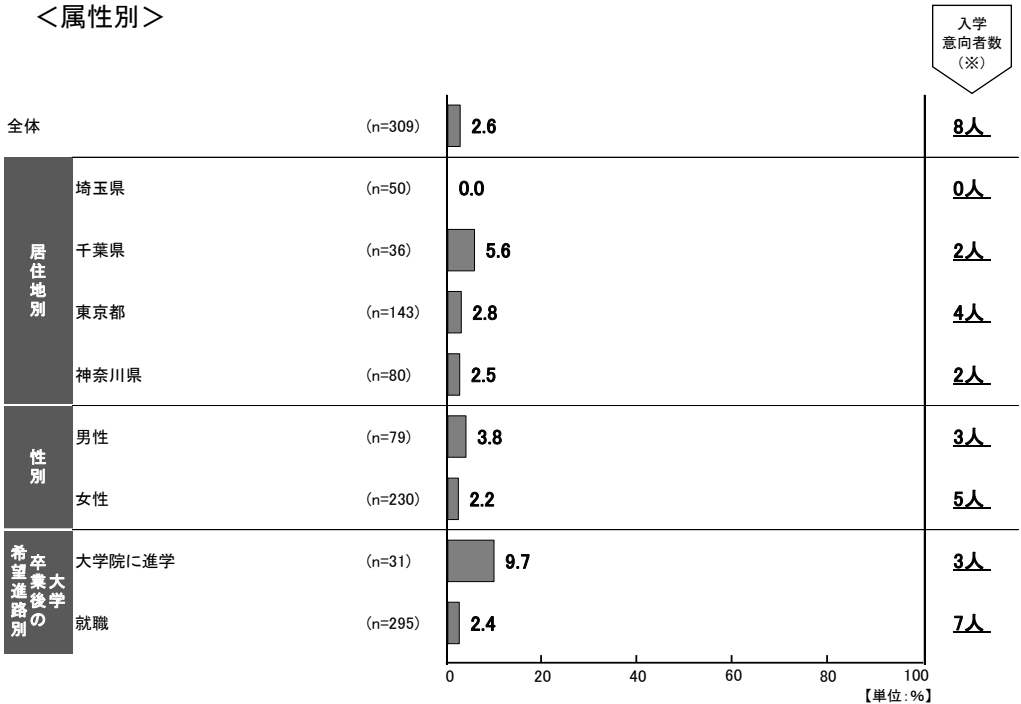


日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への 受験意向別入学意向<属性別>

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への受験意向別入学意向 <属性別>

※日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」に対して、Q4で「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」と回答し、かつ、Q5で「大学卒業後すぐに危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人を日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の入学意向者と定義する。

<属性別>



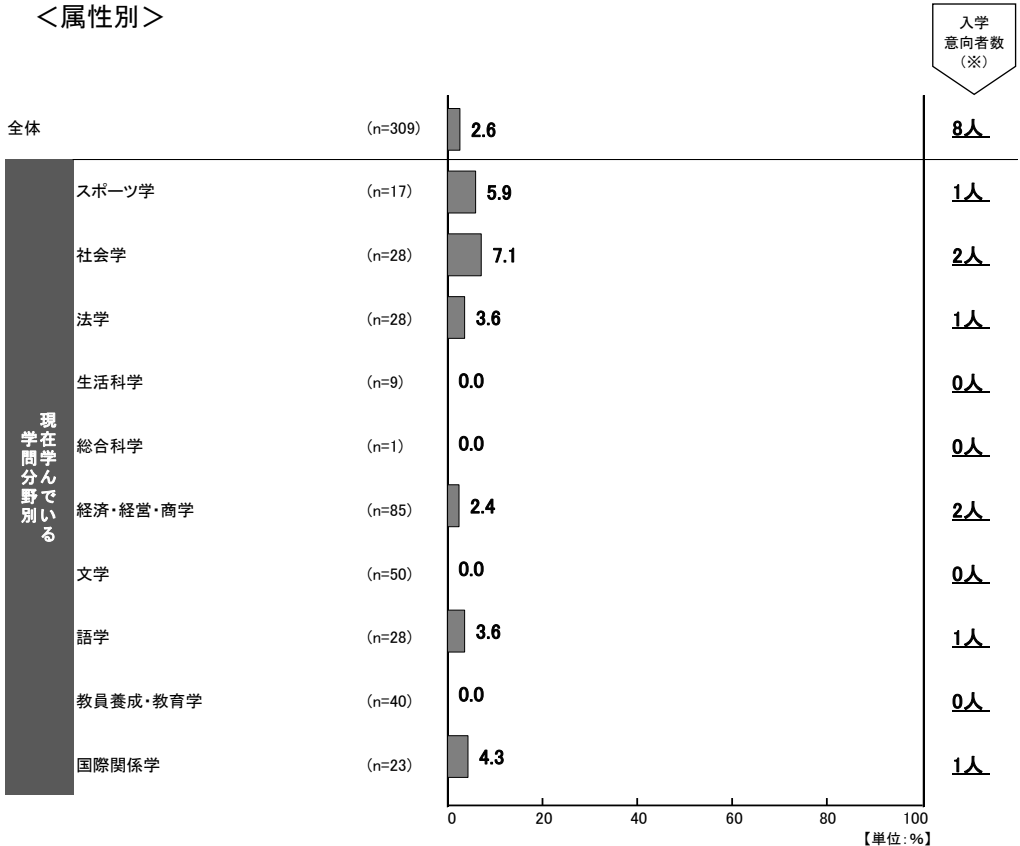
※入学意向者数＝「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」かつ
「大学卒業後すぐに危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人の人数

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への 受験意向別入学意向<属性別>

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」への受験意向別入学意向 <属性別>

※日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」に対して、Q4で「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」と回答し、かつ、Q5で「大学卒業後すぐに危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人を日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の入学意向者と定義する。

<属性別>

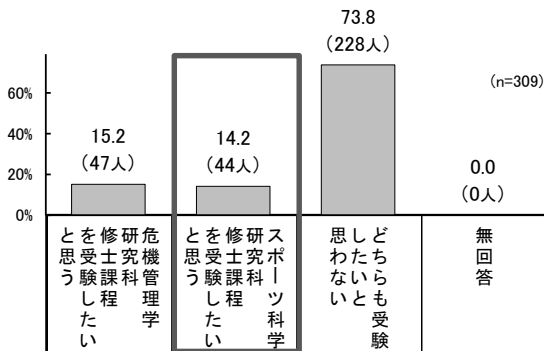


※入学意向者数＝「危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う」かつ
「大学卒業後すぐに危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人の人数

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 受験意向／入学意向／受験意向別入学意向

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向

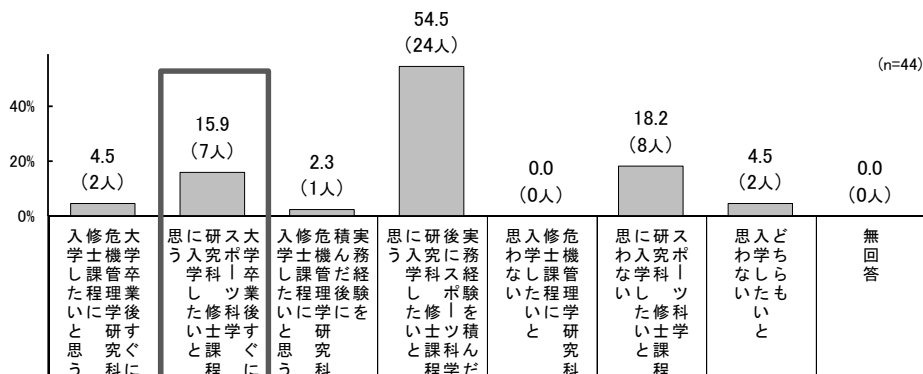
Q4. あなたは、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)を受験してみたいと思いませんか。あなたの気持ちに近いものを選んでください。(いくつでも)



「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」と答えた44人のみ抽出

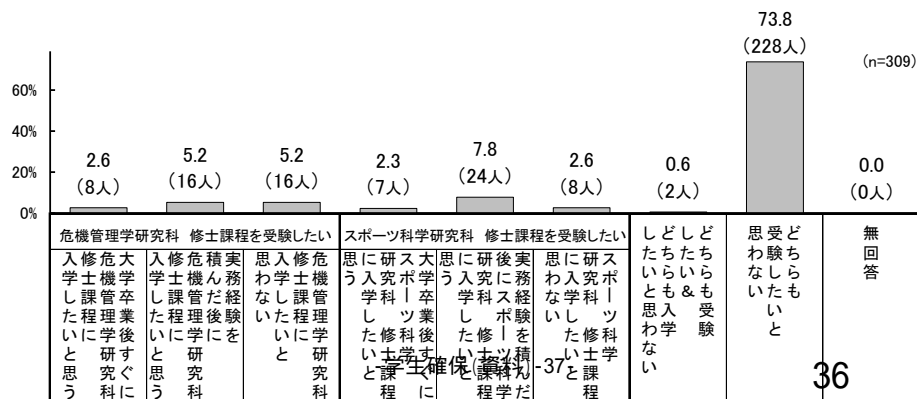
■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への入学意向

Q5. あなたは、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)を受験して合格したら、入学したいと思いますか。あなたの気持ちに近いものを1つお選びください。(1つだけ)



「受験意向(Q4)」と「入学意向(Q5)」を
かけあわせて集計(母数は全回答者)

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向別入学意向

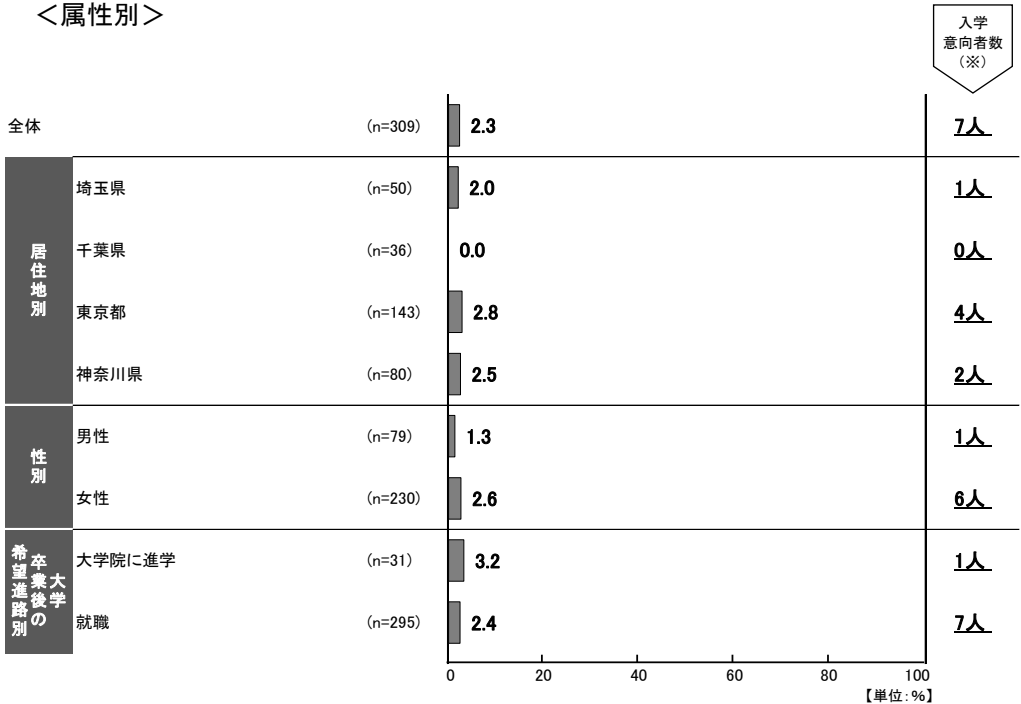


日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 受験意向別入学意向<属性別>

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向別入学意向 <属性別>

※日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」に対して、Q4で「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」と回答し、かつ、Q5で「大学卒業後すぐにスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人を日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の入学意向者と定義する。

<属性別>



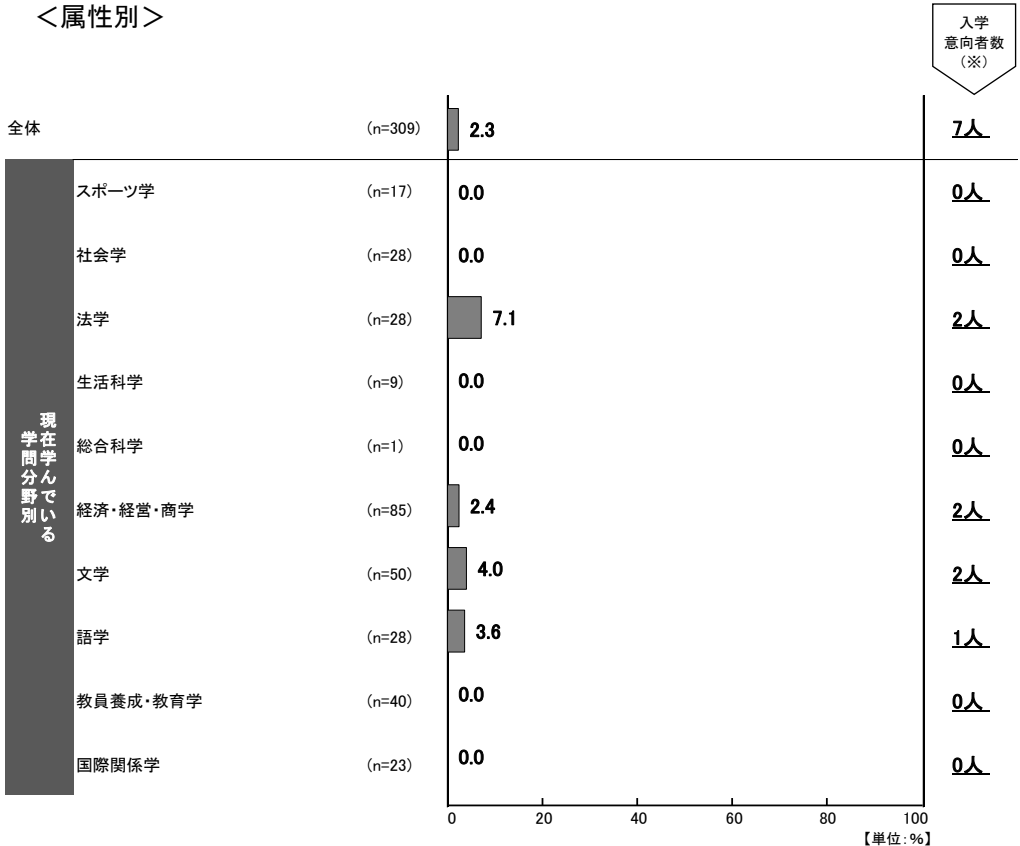
※入学意向者数＝「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」かつ
「大学卒業後すぐにスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人の人数

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への 受験意向別入学意向<属性別>

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」への受験意向別入学意向 <属性別>

※日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」に対して、Q4で「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」と回答し、かつ、Q5で「大学卒業後すぐにスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人を日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の入学意向者と定義する。

<属性別>



※入学意向者数=「スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う」かつ
「大学卒業後すぐにスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う」と回答した人の人数

卷末資料 調查票



調査票 <事前調査>

あなたご自身に関するアンケート

選択肢記号の説明

- 複数選択 (チェックボックス)
- 単一選択 (ラジオボタン)
- 単一選択 (プルダウン)

SAR

Q1

あなたについて、最もあてはまるものを1つお選びください。

- | | | |
|--------------------------|------------------|-----|
| <input type="radio"/> 1. | 大学生(4年制大学・6年制大学) | |
| <input type="radio"/> 2. | 大学院生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 3. | 短期大学生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 4. | 専門学校生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 5. | 働いている | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 6. | その他 | ⇒終了 |

SAR

Q2

あなたの学年について、あてはまるものを1つお選びください。

- | | | |
|--------------------------|-----|-----|
| <input type="radio"/> 1. | 1年生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 2. | 2年生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 3. | 3年生 | |
| <input type="radio"/> 4. | 4年生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 5. | 5年生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 6. | 6年生 | ⇒終了 |
| <input type="radio"/> 7. | その他 | ⇒終了 |

調査票 <事前調査>

SAP

Q3

あなたが通っている大学の所在地について、主にあてはまるものを1つお選びください。
複数キャンパスがある場合は、あなたが現在最も通っているキャンパスの所在地をお選
びください。

▽ 1. 北海道	⇒終了
▽ 2. 青森県	⇒終了
▽ 3. 岩手県	⇒終了
▽ 4. 宮城県	⇒終了
▽ 5. 秋田県	⇒終了
▽ 6. 山形県	⇒終了
▽ 7. 福島県	⇒終了
▽ 8. 茨城県	⇒終了
▽ 9. 栃木県	⇒終了
▽ 10. 群馬県	⇒終了
▽ 11. 埼玉県	
▽ 12. 千葉県	
▽ 13. 東京都	
▽ 14. 神奈川県	
▽ 15. 新潟県	⇒終了
▽ 16. 富山県	⇒終了
▽ 17. 石川県	⇒終了
▽ 18. 福井県	⇒終了
▽ 19. 山梨県	⇒終了
▽ 20. 長野県	⇒終了
▽ 21. 岐阜県	⇒終了
▽ 22. 静岡県	⇒終了
▽ 23. 愛知県	⇒終了
▽ 24. 三重県	⇒終了
▽ 25. 滋賀県	⇒終了
▽ 26. 京都府	⇒終了
▽ 27. 大阪府	⇒終了
▽ 28. 兵庫県	⇒終了
▽ 29. 奈良県	⇒終了
▽ 30. 和歌山県	⇒終了
▽ 31. 鳥取県	⇒終了
▽ 32. 島根県	⇒終了
▽ 33. 岡山県	⇒終了
▽ 34. 広島県	⇒終了
▽ 35. 山口県	⇒終了
▽ 36. 徳島県	⇒終了
▽ 37. 香川県	⇒終了
▽ 38. 愛媛県	⇒終了
▽ 39. 高知県	⇒終了
▽ 40. 福岡県	⇒終了
▽ 41. 佐賀県	⇒終了
▽ 42. 長崎県	⇒終了
▽ 43. 熊本県	⇒終了
▽ 44. 大分県	⇒終了
▽ 45. 宮崎県	⇒終了
▽ 46. 鹿児島県	⇒終了
▽ 47. 沖縄県	⇒終了
▽ 48. 海外	⇒終了

調査票 <事前調査>

SAR

Q4

あなたが所属している学部で学んでいる学問分野について、最もあてはまるものを1つ
お選びください。

- 1. スポーツ学
- 2. 社会学
- 3. 法学
- 4. 生活科学
- 5. 総合科学
- 6. 経済・経営・商学
- 7. 文学
- 8. 語学
- 9. 教員養成・教育学
- 10. 国際関係学
- 11. 理学 ⇒終了
- 12. 工学 ⇒終了
- 13. 農・水産学 ⇒終了
- 14. 看護・保健学 ⇒終了
- 15. 医・歯・薬学 ⇒終了
- 16. 芸術学 ⇒終了
- 17. その他 ⇒終了

SAR

Q5

あなたは直近1か月以内に 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称、設置構想中）に関するアンケート
に回答したことがありますか。

- 1. ある ⇒終了
- 2. ない

調査票

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称、設置構想中）に関するアンケート

選択肢記号の説明

- 複数選択（チェックボックス）
- 単一選択（ラジオボタン）
- 単一選択（プルダウン）

SAR

Q1

あなたの性別をお答えください。
あてはまるものを1つお選びください。

- 1. 男性
- 2. 女性

MAC

Q2

あなたは、大学卒業後の進路について、現時点ではどのように考えていますか。
以下の項目から、あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

- 1. 大学院に進学
- 2. 就職
- 3. その他【FA】

Q2_3FA

MTS

Q3

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称、設置構想中）には、以下のような特色があります。
あなたほどの程度魅力を感じますか。（それぞれ、あてはまる番号1つだけ）
※研究科名をクリックすると設置構想内容をご確認いただけます。

項目リスト

Q3S1

オンリーワンの学びの場
危機管理は、法制度、意思決定、コミュニケーション、テクノロジーなど、多様な社会システムにまたがる課題である。本研究科は、従来の諸科学の縦割りでではなく、効果的な危機管理という視点で、社会システムを統合的に把握しようとする唯一の研究機関である。

Q3S2

ファンダメンタルな学びの場
新型コロナウイルスのパンデミック、自然災害、国際的緊張関係など危機の増大は、リーダーの資質としての危機管理の重要性と、社会の各層における危機管理人材の必要性を浮き彫りにしている。本研究科は、このニーズに応える必然性の高い学びである。

Q3S3

スポーツ科学の高度な知識の修得
競技スポーツを科学的な観点から研究を遂行することができる教員が在籍し、競技者・指導者を科学的にサポートするシステムや高度な実験機器が整備されていることから、競技スポーツの現場に即した高度なスポーツ科学研究が実践できる環境が整っている。

Q3S4

スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成
競技スポーツを広義的に捉え、多様で最先端な国内外のスポーツ科学の研究方法を学び、その上で競技スポーツの価値を発信できる研究を推進し、国際社会に貢献できる研究者及び有能な高度専門職業人を養成することを目指している。

選択肢リスト

- 1. とても魅力を感じる
- 2. ある程度魅力を感じる
- 3. あまり魅力を感じない
- 4. まったく魅力を感じない

調査票

MAC

Q4

あなたは、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称、設置構想中）を受験してみたいと思いますか。

あなたの気持ちに近いものをすべてお選びください。（いくつでも）

※研究科名をクリックすると設置構想内容をご確認いただけます。

- 1. 危機管理学研究科 修士課程を受験したいと思う
- 2. スポーツ科学研究科 修士課程を受験したいと思う
- 3. どちらも受験したいと思わない

SAR

Q5

あなたは、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」（いずれも仮称、設置構想中）を受験して合格したら、入学したいと思いますか。

あなたの気持ちに近いものを1つお選びください。（1つだけ）

※研究科名をクリックすると設置構想内容をご確認いただけます。

- 1. 大学卒業後すぐに危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う
- 2. 大学卒業後すぐにスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う
- 3. 実務経験を積んだ後に危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思う
- 4. 実務経験を積んだ後にスポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思う
- 5. 危機管理学研究科 修士課程に入学したいと思わない
- 6. スポーツ科学研究科 修士課程に入学したいと思わない
- 7. どちらも入学したいと思わない

- [English](#)
- [サイトマップ](#)

サイト内検索

検索

文字サイズ

- 小
- 中
- 大

- [交通アクセス](#)
- [お問い合わせ](#)
- [願書・資料請求](#)

- [受験生・高校生の方へ](#)
- [在学生・保護者の方へ](#)
- [卒業生の方へ](#)
- [一般・企業の方へ](#)

- [大学案内](#)
- [入学者選抜](#)
- [学部・大学院](#)
- [就職・キャリア支援](#)
- [学生生活](#)
- [研究活動](#)
- [学友会クラブ・サークル活動](#)

1. [ホーム](#)
>
2. [学部・大学院](#)
>
3. [大学院](#)
>
4. 体育学研究科 体育学専攻



1. 大学院

体育学研究科 体育学専攻

- [学位プログラム制導入のポイント](#)
- [学位プログラム制導入による組織改組について](#)
- [教育研究組織について](#)
- [養成する人材とディプロマ・ポリシーについて](#)
- [学位について（研究学位および専門学位）](#)
- [取得できる資格・免許について](#)
- [学位プログラム、コース概要（研究領域）](#)
- [カリキュラムについて](#)

令和4年4月より、本学大学院の体育科学研究科を発展的に解消し、新たに学位プログラム制を導入した体育学研究科体育学専攻を設置することとなりました。

基本情報

研究科名称	体育学研究科	
専攻名称	体育学専攻	
設置過程	博士前期課程	博士後期課程
修業年限	2年	3年
入学定員	37名	9名
学位	修士（体育科学） 修士（体育実践学） 修士（コーチング科学） 修士（コーチング実践学）	博士（体育科学） 博士（コーチング科学）
キャンパス	東京・世田谷キャンパス	

学位プログラム制導入のポイント

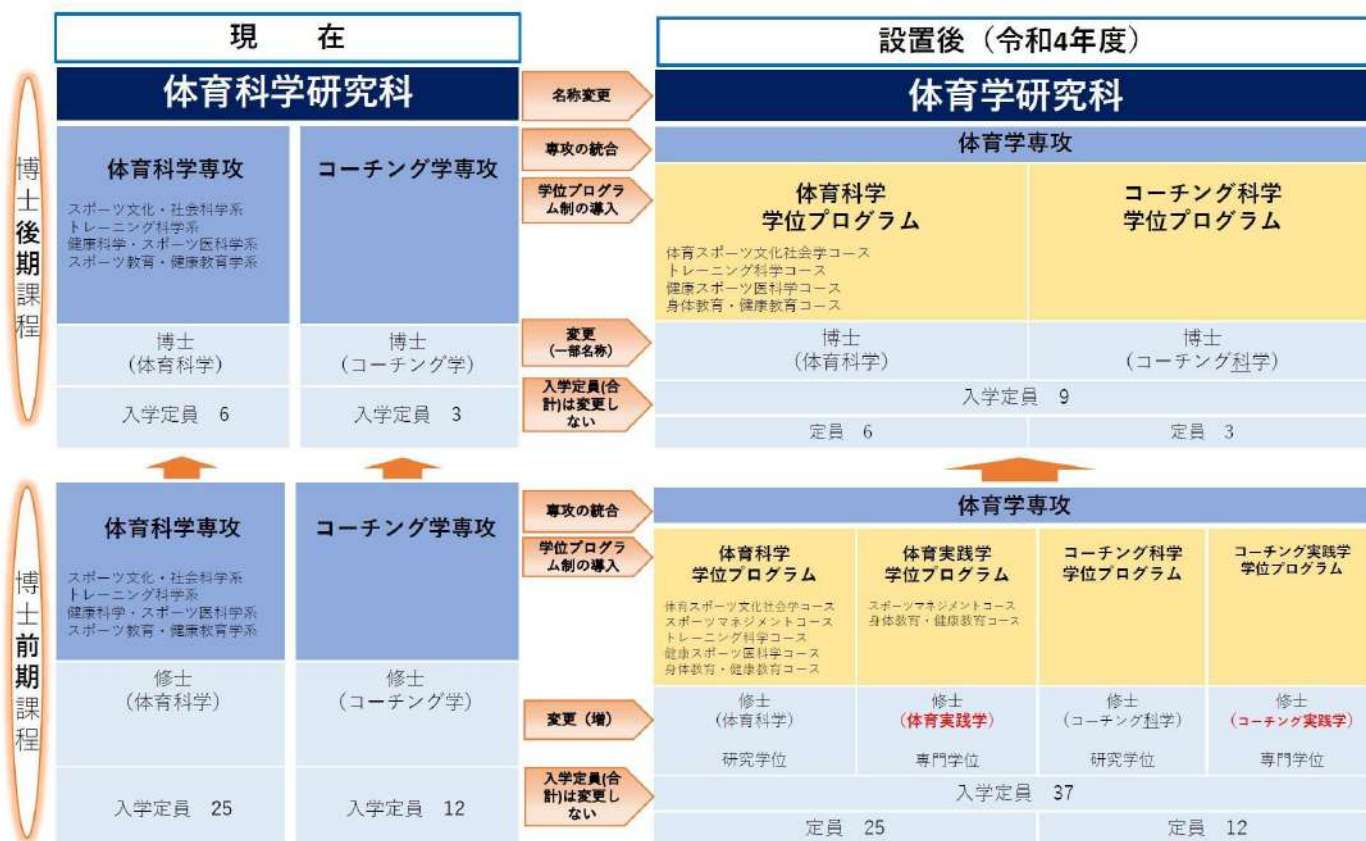
1. 養成する人材と授与する学位に応じた教育プログラムを構築しました。
2. 本学の特色である実践的研究をより一層推進するため、博士前期課程では、従来の学位「修士（体育科学）」、「修士（コーチング学）」（研究学位）に加え、体育スポーツの実践の場における諸課題の解決、効果的なスポーツマネジメントの実践等に貢献できる指導者・高度職業人・学術的实践者を養成する学位プログラムを導入し、「修士（体育実践学）」、「修士（コーチング実践学）」の専門学位を授与することが可能となりました。
3. 体育スポーツの幅広い専門的教養が学べるカリキュラムをデザインしました。
4. 二専攻（体育科学、コーチング学）体制から一専攻（体育学）体制となることで、教員の教育・研究指導の自由度が増し、学生は専攻の枠にとらわれず各自の修学・研究の目的に応じた授業が履修でき、多様な分野の教員から指導を受けることが可能となりました。
5. 新たな研究領域（コース）としてスポーツマネジメントコースを設けました。

学位プログラム制導入による組織改組について

研究科の名称を基礎から実践までをカバーし、さらに体育スポーツの実践の場の諸課題の解決やスポーツマネジメントに関わる成果等を学術的活動として評価するとともに、それに相応しい人材を育成するという観点から、「体育科学（Physical education, health and sport science）」よりも基礎から実践までをより広く包括するという意味合いのある「体育学(Physical education, health and sport studies)」を研究科の名称に用いることとし、研究科の名称を体育科学研究科から体育学研究科に改称しました。

現在の二専攻体制（体育科学専攻、コーチング学専攻）から一専攻体制（体育学専攻）とし、養成する人材と授与する学

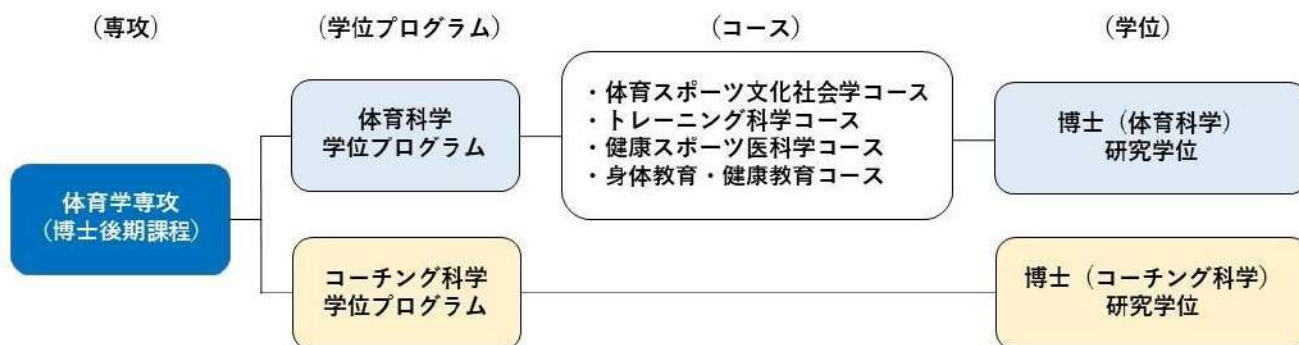
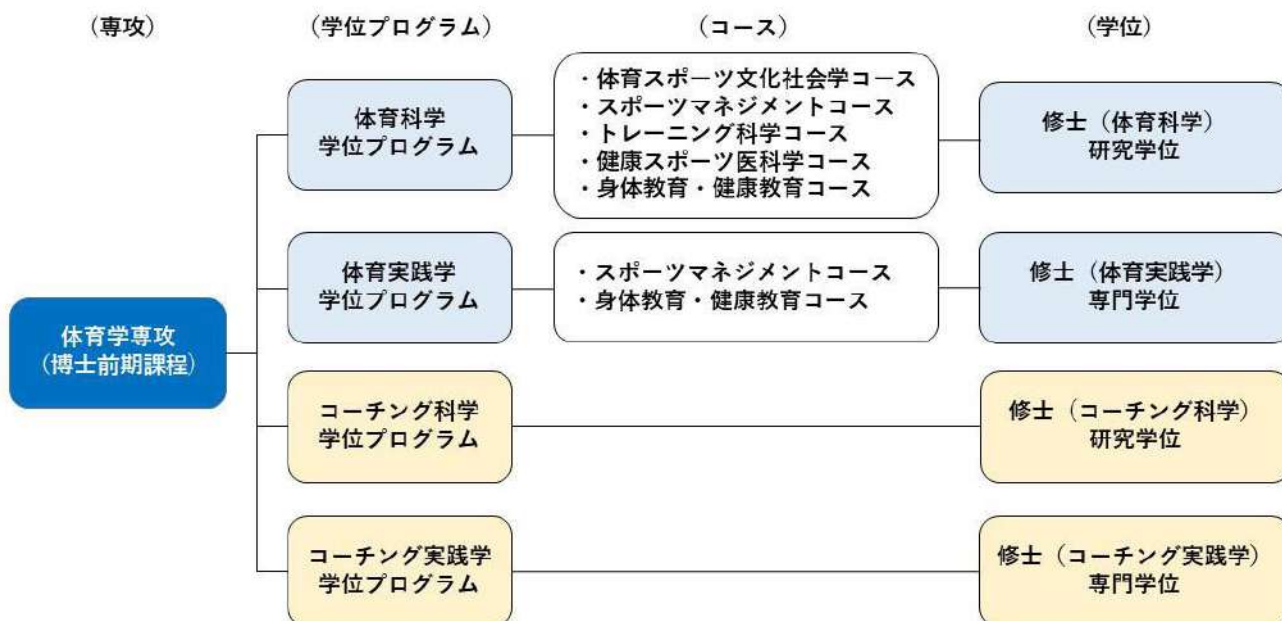
位に応じて、博士前期課程においては4つの学位プログラムを、博士後期課程においては2つの学位プログラムを設置しました。



教育研究組織について

博士前期課程には、養成する人材と授与する学位に応じて、「体育科学学位プログラム」、「体育実践学学位プログラム」、「コーチング科学学位プログラム」、「コーチング実践学学位プログラム」の4つの学位プログラムを設置し、そのうち体育科学学位プログラムと体育実践学学位プログラムには研究領域ごとにコースを設け、学生は学位プログラムやコースに所属して研究をすすめていきます。

博士後期課程には、養成する人材と授与する学位に応じて、「体育科学学位プログラム」と「コーチング科学学位プログラム」の2つの学位プログラムを設置し、そのうち体育科学学位プログラムには研究領域ごとにコースを設け、学生は学位プログラムやコースに所属して研究をすすめていきます。



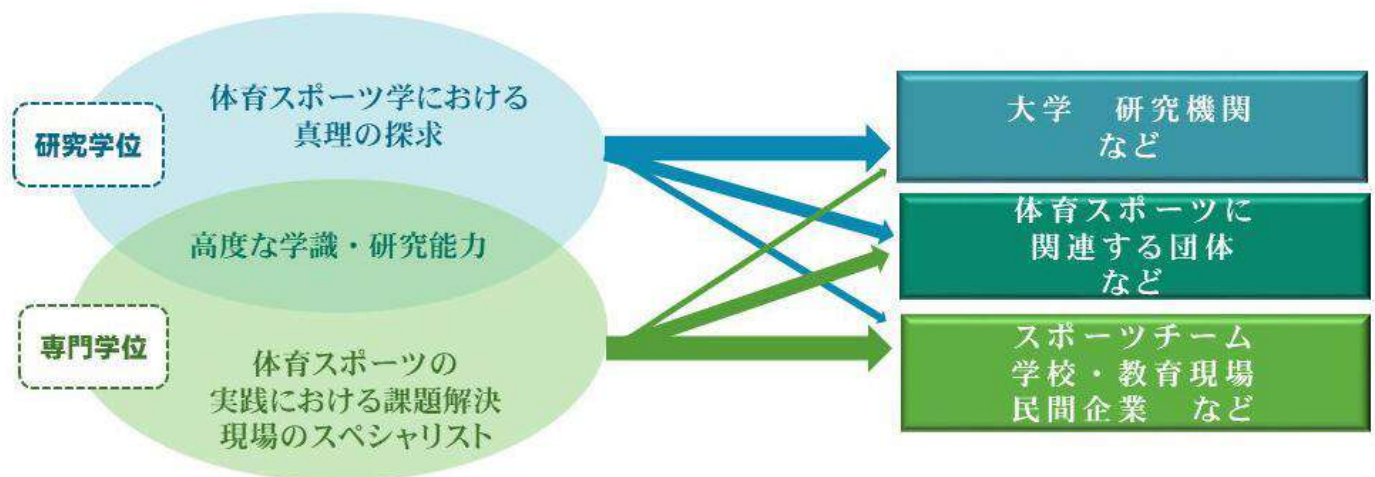
養成する人材とディプロマ・ポリシーについて

学位プログラムごとに養成する人材とディプロマ・ポリシーを設定しています。養成する人材とディプロマ・ポリシーについては、以下のPDFにカリキュラム・ポリシーとの関係も含めて示していますのでご確認ください。

- ・ [博士前期課程 体育科学](#) (PDF:560KB)
- ・ [博士前期課程 体育実践学](#) (PDF:534KB)
- ・ [博士前期課程 コーチング科学](#) (PDF:544KB)
- ・ [博士前期課程 コーチング実践学](#) (PDF:523KB)
- ・ [博士後期課程 体育科学](#) (PDF:520KB)
- ・ [博士後期課程 コーチング科学](#) (PDF:529KB)

学位について (研究学位および専門学位)

研究学位および専門学位の二つの学位系統を設定し、学生の修学・研究の目的に応じた学位プログラムを設け、それぞれの学位プログラムで異なる学位が授与されます。なお、研究学位と専門学位では、養成する人材や修了するための要件が異なります。



学位系統	説明	研究成果	学位名称	対象学位プログラム
研究学位	体育スポーツに関する幅広い学識ならびに専門知識を習得し、 体育スポーツに関する高度な学識と研究能力 をもった指導者・高度職業人・研究者を養成する学位プログラムの課程を修了した者に対して授与される学位	修士論文 博士論文	修士(体育科学) 修士(コーチング科学) 博士(体育科学) 博士(コーチング科学)	体育科学学位プログラム コーチング科学学位プログラム
専門学位	修士に相応しい研究力と学識を備え、体育スポーツ現場への幅広い視野を有し、 体育スポーツの実践の場における諸課題の解決、効果的なスポーツマネジメントの実践等 に貢献できる指導者・高度職業人・学術的実践者を養成する学位プログラムの課程を修了した者に対して授与される学位	実践課題学期小論文 ※修士論文の代わりに、1年次後学期、2年次前学期及び後学期末の計3回「実践課題学期小論文」を作成し、審査を受ける。	修士(体育実践学) 修士(コーチング実践学)	体育実践学学位プログラム コーチング実践学学位プログラム

※専門学位が授与される学位プログラムを希望する場合は、実践課題学期小論文を作成するため、研究をすすめる上での研究フィールド（実践の場）があることが望ましい。

取得できる資格・免許について

博士前期課程の修了要件単位を修得することにより取得可能な資格は次のとおりです。

名称	備考
中学校教諭専修免許状（保健体育）	所定の授業科目の単位を修得し、博士前期課程を修了することで、専修免許状に係る所要資格を得ることができます。 専修免許状の取得には、取得を希望する校種の一種免許状を取得もしくは授与要件を満たしていることが必要となります。
高等学校教諭専修免許状（保健体育）	
養護教諭専修免許状	

学位プログラム、コース概要（研究領域）

博士前期課程

体育科学学位プログラム

コース	体育スポーツ文化社会学コース

コース	体育スポーツ文化社会学コース
特徴、 研究領域等	<p>スポーツ科学は今も発展し続け、スポーツによって人類の様々な夢を実現できる時代になっています。まさにスポーツは人類の文化遺産という地位を手にしつつあるといえます。しかし、人間の欲望が渦巻く現代社会において、スポーツの人間的・社会的・教育価値が揺らぎつつある現象も起こっています。現代スポーツを取り巻く状況は、ただ価値を唱えているだけでは存在意義を持ち得ない地点にあります。本コースは、このようなスポーツの根本を捉え、国際化やテクノロジーの発展による新たな現代的問題への対応に積極的に取り組みます。本コースでは、多様な社会の要請に応えるためのスポーツ価値の創造者を育成することを目指します。本コースで生み出されるスポーツ文化の知は、国際社会並びに我が国の体育現場への貢献が期待されます。</p> <p>このため、本コースでは、たとえば以下のような研究領域を準備しています。その意図するところは、スポーツ文化の状況認識と未来像を描くところにあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間軸による歴史的研究（スポーツ史） ・ 民族・地域の広がりなど空間をベースにした人類学的研究（スポーツ人類学） ・ 思想や哲学の立場からスポーツとは何かを問う研究（スポーツ哲学） ・ 都市社会や農村社会など共同体を単位とした社会学的研究（スポーツ社会学） ・ 伝統文化の観点から身体運動文化を研究する武道学的研究（武道学）
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校・高等学校教諭（保健体育） ・ 専門学校教諭 ・ 青年海外協力隊職員 ・ スポーツ競技団体職員 ・ スポーツ関連機関職員 ・ スポーツ関係企業人 ・ 後期課程への進学 <p>など</p>
コース	トレーニング科学コース
特徴、 研究領域等	<p>現代において、人の運動能力を改善するための効果的なトレーニングとは科学的エビデンスに基づいて展開されるべきものであると広く認識されています。また、トレーニング科学は、与えられた運動負荷に対する人間の適応過程を科学的に分析し、健康や体育・スポーツへの応用を意図した専門領域です。本コースでは、主としてスポーツパフォーマンスおよび競技力の向上を目的としたトレーニング科学を学びます。スポーツパフォーマンスが心・技・体の観点から成り立つことに合わせて、心理学、生理学、バイオメカニクス、トレーニング学、アスレティックトレーニング学、栄養学を学び、パフォーマンス向上に関する総合的知力を身に付け、実践的研究・客観的指導を拡大・深化させることのできる学識と研究能力をもった専門家を育成します。机上理論を現場で検証するのではなく現場で生じる課題を敏感に、かつ的確にとらえ、客観的方法で問題解決を図ることができる専門家、研究者の育成を意図し、以下のカリキュラムを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体力（筋力、筋パワー、持久力）の向上（トレーニング学、スポーツ生理学） ・ 動作、技術（skill）の向上と戦術（スポーツバイオメカニクス） ・ 心理、および心理生理的アプローチ（スポーツ心理学） ・ 栄養摂取、コンディショニング（スポーツ栄養学） ・ 障害予防・現場復帰のトレーニングとコンディショニング（アスレティックトレーニング学） ・ 様々な競技力向上サポート実践について（競技力向上サポート論）

コース	トレーニング科学コース
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校・高等学校教諭（保健体育） ・ 専門学校教諭 ・ 青年海外協力隊職員 ・ スポーツ指導者 ・ アスレティックトレーナー ・ スポーツ競技団体職員 ・ スポーツ関連機関職員 ・ スポーツクラブ指導者 ・ スポーツ関係企業人 ・ 医療機関職員 ・ 後期課程への進学 など
コース	健康スポーツ医科学コース
特徴、 研究領域等	<p>スポーツをすることによる身体的な変化は運動器、循環器、呼吸器など機能的改善をもたらす疾病予防あるいは健康増進の獲得につながると広く認識されています。あるいはスポーツ現場においてしばしば発生するスポーツ損傷の発生メカニズムおよびその修復の理解は高いパフォーマンスを発揮するうえで重要です。これらは本コースにおける学びの主たる対象になります。ただし上に述べたようなスポーツが身体に与える影響は疫学的な調査研究に基づくものが多いのが現状です。現代社会においては医療をはじめとするあらゆる分野において科学的手続きによって得られたデータに基づくエビデンスが求められます。スポーツが個体に及ぼす影響を理解するためには個体レベルでのヒトを対象とした医学・生理学および生物学をはじめとする自然科学一般をもとにした科学をベースとした学びおよび理解が重要です。</p> <p>以上のような背景に基づき本コースでは以下のようなカリキュラムを用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模コホートなどを対象とした疫学調査に基づく健康づくりなどの理解（運動衛生学特論） ・ 身体活動実施による内科系疾病予防の理解（スポーツ医学特論） ・ 身体活動実施による運動器、呼吸器、循環器などの変化とその理解およびその加齢変化（運動生理学特論、発育発達特論、機能解剖学特論） ・ 個体レベルでの身体活動適応の分子レベルでの理解（分子運動生理学特論） ・ 特にアスリートに頻発する損傷とその理解（スポーツ損傷特論）
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校・高等学校教諭（保健体育） ・ 養護教諭 ・ 専門学校教諭 ・ 青年海外協力隊職員 ・ スポーツ指導者 ・ スポーツ競技団体職員 ・ スポーツ関連機関職員 ・ スポーツクラブ指導者 ・ スポーツ関係企業人 ・ 医療機関職員 ・ 後期課程への進学 など

体育科学学位プログラム／体育実践学学位プログラム

コース	身体教育・健康教育コース

コース	身体教育・健康教育コース
特徴、 研究領域等	<p>あらゆる分野で証拠に基づく実践が求められています。このことは、身体教育・健康教育分野においても例外ではありません。加えて、教育現場からは実践力を有する保健体育教諭、養護教諭の養成が求められています。そのため、本コースでは、身体教育学、体育科教育学、健康教育学、保健科教育学、教育生理学、学校保健学、公衆衛生学、養護教諭学、インクルーシブ体育、教師教育学、教育心理学、学校制度学等といった研究領域をカバーし、その基礎から応用まで幅広くかつ高度に学究できるカリキュラムを用意しています。中でも、1・2年を通して実施される「プラクティカム」では、学外の小学校、中学校、高等学校等における実習を通して、子ども理解を深めつつ、保健体育教諭や養護教諭としての実践力を獲得することを目指します。</p> <p>なお、本コースには、修士（体育科学）の取得を目指す学位プログラムと修士（体育実践学）の取得を目指す学位プログラムが設定されており、それぞれの研究成果を前者は修士論文、後者は実践課題学期小論文としてまとめます。想定される主な研究課題には、以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体教育・健康教育の歴史、目的、方法、評価等に関する研究 ・身体教育・健康教育実践の効果検証 ・養護教諭の歴史、職務等に関する研究 ・養護教諭実践の効果検証 ・子どもを取り巻くからだ、心、体力、健康、生活等に関する研究
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校・高等学校教諭（保健体育） ・養護教諭 ・専門学校教諭 ・教育関連企業 ・後期課程への進学 <p>など</p>
コース	スポーツマネジメントコース
特徴、 研究領域等	<p>現代社会がスポーツに求めるものは、増々多様で高度になっています。このため、近年ではスポーツ特有のマネジメントやスポーツによる社会課題の解決のためのマネジメントなどに関する研究が求められるとともに、スポーツマネジメントの各種現場では高度なスポーツマネジメント能力が求められています。</p> <p>ヨーロッパや北米においては、学部卒業生だけではなく既にスポーツマネジメント関連の職にある実務者が、自身の論理的思考や実践力、リーダーシップなどを高めるためにスポーツマネジメント大学院やビジネススクールに入学するのはこのためです。我が国でも同様の傾向が見られ、今後この傾向は一層強くなると考えられます。このため、本コースでは、例えば、以下のようなスポーツマネジメントを対象とした最新のスポーツマネジメント研究の理論と実践に有益なカリキュラムを準備しています。なお、本コースには、修士（体育科学）の取得を目指す学位プログラムと修士（体育実践学）の取得を目指す学位プログラムが設定されており、それぞれの研究成果を前者は修士論文、後者は実践課題学期小論文としてまとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府や中央競技団体などのトップスポーツのマネジメント ・プロスポーツクラブ、フィットネスクラブ、地域スポーツクラブなどのスポーツクラブのマネジメント ・プロリーグやメディアスポーツなどのマネジメント ・健康スポーツや身体活動などのマネジメント ・スポーツ政策、スポーツによるまちづくりや地域活性化などのマネジメント ・スポーツイベント、スポーツ用品・ヘルスケア、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ）など各種ビジネスのマネジメント

コース	スポーツマネジメントコース
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関係企業人 ・スポーツ競技団体職員 ・スポーツクラブ職員 ・政府・地方自治体職員 ・健康・スポーツ関連機関職員 ・中学校・高等学校教諭（保健体育） ・専門学校教諭 ・青年海外協力隊職員 ・後期課程への進学 など

コーチング科学学位プログラム

特徴、研究領域等	<p>スポーツがより高度な専門性を有することとなった昨今において、科学的なコーチングの重要性が求められています。コーチング科学学位プログラムでは、トップアスリートを指導するコーチを対象としたアクションリサーチによってトップアスリートコーチの特徴を明らかにすること、競技特性や競技動作をバイオメカニクス的かつ生理学的な視点から分析し、得られた結果から最適な動作モデルやコンディショニング法を構築することによって科学的データをスポーツ現場でのコーチングに還元することを目指したカリキュラムを準備しています。</p> <p>また、コーチとしての実践力も身に付けるための科目として、コーチング学演習とコーチング現場を想定したプラクティカムが履修出来ます。以下に個人競技のアスリートとしてハイパフォーマンスの獲得を目指す傍ら、科学的データをコーチング現場に還元することを目的として、バイオメカニクスの手法を用いて研究を行う院生の履修モデルを示します。</p> <p>1年次前学期には様々なスポーツ動作におけるバイオメカニクスの基礎と応用に関して理解を深めるとともに、ハイパフォーマンス獲得のためのアスリートの体力学やスポーツにおける戦術の立て方を学びます。1年次後学期には個人スポーツ(記録系競技や採点系競技)におけるコーチングとそれぞれの競技におけるパフォーマンスの分析法について理解を深めます。</p> <p>また、2年間を通したコーチング学演習と1年次におけるプラクティカムによってコーチングの実践力も身に付けるとともに、2年次前学期には英語でのコミュニケーション法について学びます。このような履修モデルにおいてコーチング科学の専門的知識と高度な指導力を身に付けるとともに、修士論文を執筆して修士(コーチング科学)の取得を目指します。</p>
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・後期課程への進学 ・スポーツコーチ ・アナリスト ・スポーツ競技団体職員 ・スポーツ関連機関職員 ・スポーツ関係企業人 ・青年海外協力隊職員 ・中学校・高等学校教諭（保健体育） ・一般企業人 ・ジャーナリスト など

コーチング実践学学位プログラム

特徴、研究領域等	<p>近年、アスリートが主体となり、ハイパフォーマンスの獲得とともに、スポーツ活動を通じた包括的な人間的成長を可能にするアスリートセンタードコーチングの重要性が指摘されています。このような社会的背景の中、さらに専門的かつ高度な知識と実践力を兼ね備えたコーチングができる人材が求められています。</p> <p>コーチング実践学学位プログラムでは、体育スポーツ科学の専門的知識と科学的根拠に基づいた指導力</p>
----------	--

を併せ持つコーチディベロッパーの育成や、アスリートの競技レベルに応じた的確なコーチングが可能な高度職業人としてのプロフェッショナルコーチを育成するためのカリキュラムを準備しています。中でも、コーチング実践学学位プログラムのカリキュラムの特徴として、実践的なコーチングの基礎を学ぶコーチング学演習とコーチング現場を想定したプラクティカムが挙げられます。

以下にチームスポーツにおけるトップチームのコーチ目指す(実際にコーチをしている場合も含む)院生の履修モデルを示します。

1年次前学期にはチームスポーツを中心としたスポーツにおける戦術の立て方を学ぶとともに、スポーツ現場で想定される様々な危機管理について理解を深めます。1年次後学期にはチームスポーツにおけるコーチングとそれぞれの競技におけるパフォーマンスの分析法について学びます。さらに、実践課題学期小論文について指導を受けます。

また、2年間を通したコーチング学演習とプラクティカムによって高度なコーチングの実践力を身に付けるとともに、2年次前学期には外国人選手などと意思疎通を図るためのコミュニケーション方法を学びます。このような履修モデルにおいてコーチング実践学の専門的知識と高度な指導力を身に付けるとともに、定められた実践課題学期小論文を提出することによって修士(コーチング実践学)の取得を目指します。

進路

- ・スポーツコーチ
 - ・コーチディベロッパー
 - ・アナリスト
 - ・スポーツ競技団体職員
 - ・スポーツ関連機関職員
 - ・スポーツ関係企業人
 - ・青年海外協力隊職員
 - ・中学校・高等学校教諭(保健体育)
 - ・後期課程への進学
- など

博士後期課程

体育科学学位プログラム

コース	体育スポーツ文化社会学コース
<p>特徴、研究領域等</p>	<p>スポーツ科学は今も発展し続け、スポーツによって人類の様々な夢を実現できる時代になっています。まさにスポーツは人類の文化遺産という地位を手にしつつあるといえます。しかし、人間の欲望が渦巻く現代社会において、スポーツの人間的・社会的・教育価値が揺らぎつつある現象も起こっています。現代スポーツを取り巻く状況は、ただ価値を唱えているだけでは存在意義を持ち得ない地点にあります。本コースは、このようなスポーツの根本を捉え、国際化やテクノロジーの発展による新たな現代的問題への対応に積極的に取り組みます。本コースでは、多様な社会の要請に応えるためのスポーツ価値の創造者を育成することを目指します。</p> <p>このため、本コースでは指導教員の下、国内外の学会での発表並びに論文投稿を行い、博士論文の完成を目指します。このような研究成果の公表によって、自立した研究者としての国際社会並びに我が国の体育スポーツ学術研究への貢献が期待されます。研究領域としては以下のものが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間軸による歴史的研究(スポーツ史) ・民族・地域の広がりなど空間をベースにした人類学的研究(スポーツ人類学) ・思想や哲学の立場からスポーツとは何かを問う研究(スポーツ哲学) ・都市社会や農村社会など共同体を単位とした社会学的研究(スポーツ社会学)

コース	体育スポーツ文化社会学コース
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教員 ・中学校・高等学校教諭（保健体育） ・専門学校教諭 ・スポーツ指導者 ・スポーツ競技団体職員 ・スポーツ関連機関職員 ・スポーツ関係企業人 ・ジャーナリスト など
コース	トレーニング科学コース
特徴、研究領域等	<p>現代において、人の運動能力を改善するための効果的なトレーニングとは科学的エビデンスに基づいて展開されるべきものであると広く認識されています。また、トレーニング科学は、与えられた運動負荷に対する人間の適応過程を科学的に分析し、健康や体育・スポーツへの応用を意図した専門領域です。本コースでは、主としてスポーツパフォーマンスおよび競技力の向上を目的としたトレーニング科学を学びます。スポーツパフォーマンスが心・技・体の観点から成り立つことに合わせて、心理学、生理学、バイオメカニクス、トレーニング学を学び、パフォーマンス向上に関する総合的知力を身に付け、実践的研究・客観的指導を拡大・深化させることのできる学識と研究能力をもった専門家を育成します。机上理論を現場で検証するのではなく現場で生じる課題を敏感に、かつ的確にとらえ、客観的方法で問題解決を図ることができる専門家、研究者の育成を意図し、コースの持つ研究領域における専門知識と研究法について学び、指導教員の下、研究（以下のあげる）をすすめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力（筋力、筋パワー、持久力）の向上（トレーニング学、スポーツ生理学） ・動作、技術（skill）の向上と戦術（スポーツバイオメカニクス） ・心理、および心理生理的アプローチ（スポーツ心理学） ・様々な競技力向上サポート実践
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教員 ・中学校・高等学校教諭（保健体育） ・専門学校教諭 ・スポーツ指導者 ・アスレティックトレーナー ・スポーツ競技団体職員 ・スポーツ関連機関職員 ・スポーツ関係企業人 ・医療機関職員 など
コース	健康スポーツ医科学コース

コース	健康スポーツ医科学コース
特徴、 研究領域等	<p>スポーツをすることによる身体的な変化は運動器、循環器、呼吸器など機能的改善をもたらす疾病予防あるいは健康増進の獲得につながると広く認識されています。あるいはスポーツ現場においてしばしば発生するスポーツ損傷の発生メカニズムおよびその修復の理解は高いパフォーマンスを発揮するうえで重要です。これらは本コースにおける学びの主たる対象になります。</p> <p>ただし上に述べたようなスポーツが身体に与える影響は疫学的な調査研究に基づくものが多いのが現状です。現代社会においては医療をはじめとするあらゆる分野において科学的手続きによって得られたデータに基づくエビデンスが求められます。スポーツが個体に及ぼす影響を理解するためには個体レベルでのヒトを対象とした医学・生理学および生物学をはじめとする自然科学一般をもとにした科学をベースとした学びおよび理解が重要です。</p> <p>以上のような背景に基づき本コースでは、コースの持つ研究領域における専門知識と研究法について学び、指導教員の下、研究（以下のあげる）をすすめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模コホートなどを対象とした疫学調査に基づく健康づくりなどの理解（運動衛生学特論） ・身体活動実施による内科系疾病予防の理解（スポーツ医学特論） ・身体活動実施による運動器、呼吸器、循環器などの変化とその理解およびその加齢変化（運動生理学特論、発育発達特論、機能解剖学特論） ・個体レベルでの身体活動適応の分子レベルでの理解（分子運動生理学特論） ・特にアスリートに頻発する損傷とその理解（スポーツ損傷特論）
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教員 ・中学校・高等学校教諭（保健体育） ・養護教諭 ・専門学校教諭 ・スポーツ指導者 ・スポーツ競技団体職員 ・スポーツ関連機関職員 ・スポーツ関係企業人 ・医療機関職員 <p>など</p>
コース	身体教育・健康教育コース
特徴、 研究領域等	<p>あらゆる分野で証拠に基づく実践が求められています。このことは、身体教育・健康教育分野においても例外ではありません。加えて、教育現場からは実践力を有する保健体育教諭、養護教諭の養成が求められています。</p> <p>そのため、本コースでは、身体教育学、体育科教育学、健康教育学、保健科教育学、教育生理学、学校保健学、公衆衛生学、養護教諭学、インクルーシブ体育、教師教育学、教育心理学、学校制度学等といった研究領域をカバーし、その基礎から応用までを幅広くかつ高度に学究できるカリキュラムを用意しています。また、これらの学びを通して、ときには保育・教育現場との連絡や調整等も図りながら、身体教育・健康教育分野における研究を企画・実施し、得られたデータを科学的な手続きに基づいて分析、公表する能力の習得を目指します。想定される主な研究課題には、以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体教育・健康教育の歴史、目的、方法、評価等に関する研究 ・身体教育・健康教育実践の効果検証 ・養護教諭の歴史、職務等に関する研究 ・養護教諭実践の効果検証 ・子どもを取り巻くからだ、心、体力、健康、生活等に関する研究
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教員 ・中学校・高等学校教諭（保健体育） ・養護教諭 ・専門学校教諭 ・教育関連企業 <p>など</p>


コーチング科学学位プログラム

特徴、 研究領域等	<p>様々なスポーツにおける国際的な競技レベルの向上にともない、科学的データをスポーツ現場でのコーチングに還元する重要性が求められています。コーチング科学学位プログラムでは、競技特性や競技動作をバイオメカニクス的かつ生理学的な手法を用いて解明し、一般化できる理論を構築する量的研究やトップアスリートコーチなどを対象としたアクションリサーチを用いて得られた事象を解明し、新しい理論を構築する質的研究を行うことによって、コーチング学分野の先駆的な研究を自立して遂行できる研究者と豊かな学識に裏打ちされたコーチデベロッパーの養成を目指したカリキュラムを準備しています。</p> <p>1年次にはコーチディベロッパー養成のためのコーチ育成論とコーチング学分野における研究法を学びます。また、3年間を通して博士論文作成のための研究の進め方と論文の執筆について指導を受けます。このような科目の履修において、コーチング学の理論と実践の両面から専門的知識を獲得するとともに、コーチング学の研究法を学ぶことによって博士（コーチング科学）の取得を目指します。</p>
進路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教員 ・ コーチデベロッパー ・ スポーツ関連研究機関職員 ・ スポーツ競技団体職員 ・ スポーツ関連機関職員 ・ スポーツ関係企業人 ・ スポーツコーチ ・ 中学校・高等学校教諭（保健体育） ・ ジャーナリスト <p>など</p>

カリキュラムについて

学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを設定しています。カリキュラム・ポリシーについては、上記の「養成する人材とディプロマ・ポリシーについて」に関係も含めて示していますのでご確認ください。

- [体育学研究科 体育学専攻 博士前期課程 開設科目一覧](#) (PDF:364KB)
- [体育学研究科 体育学専攻 博士後期課程 開設科目一覧](#) (PDF:72KB)

[ページのトップへ](#) 

[学部・大学院](#)

- **体育学部**
 - [学部特長](#)
 - [体育学部が定める3つの方針](#)
 - [体育学科](#)
 - [健康学科](#)
 - [2018年以前にご入学の方](#)
- **スポーツ文化学部**
 - [スポーツ文化学部特長](#)
 - [スポーツ文化学部が定める3つの方針](#)
 - [武道教育学科](#)
 - [スポーツ国際学科](#)
- **スポーツマネジメント学部**
 - [スポーツマネジメント学部特長](#)
 - [スポーツマネジメント学部が定める3つの方針](#)
 - [スポーツマネジメント学科](#)
 - [スポーツライフマネジメント学科](#)
- **児童スポーツ教育学部**
 - [児童スポーツ教育学部特長](#)

- [児童スポーツ教育学部が定める3つの方針](#)
- [児童スポーツ教育コース](#)
- [幼児教育保育コース](#)
- **保健医療学部**
 - [保健医療学部特長](#)
 - [保健医療学部が定める3つの方針](#)
 - [整復医療学科](#)
 - [救急医療学科](#)
- **体育学研究科**
 - [大学院特長](#)
 - [体育学研究科体育学専攻（令和4年4月開設）](#)
 - [専攻方針（博士前期課程）](#)
 - [専攻方針（博士後期課程）](#)
 - [体育科学研究科体育科学専攻（募集停止）](#)
 - [専攻方針（卒業認定、教育課程、入学者受入）](#)
 - [体育科学研究科コーチング学専攻（募集停止）](#)
 - [専攻方針（卒業認定、教育課程、入学者受入）](#)
- **教育学研究科**
 - [大学院特長](#)
 - [教育学研究科](#)
 - [研究科方針（卒業認定、教育課程、入学者受入）](#)
 - [大学院教員リスト](#)
- **保健医療学研究科**
 - [大学院特長](#)
 - [保健医療学研究科修士課程](#)
 - [研究科方針（卒業認定、教育課程、入学者受入）](#)
 - [保健医療学研究科博士課程](#)
 - [運動器柔道整復学専攻方針（卒業認定、教育課程、入学者受入）](#)
 - [救急災害医療学専攻方針（卒業認定、教育課程、入学者受入）](#)
 - [大学院教員リスト](#)
- **教員一覧**
 - [専任教員](#)
 - [客員教授](#)
 - [名誉教授一覧](#)
- **学費**
 - [学費納入について](#)
 - [学部学費](#)
 - [大学院学費](#)
 - [正規課程外学費](#)
 - [奨学金・教育ローンのご案内](#)
- **資格・免許（就職・キャリア支援へ）**
 - [主な免許・資格一覧](#)
 - [資格・免許の詳細](#)
 - [教員職員免許状取得ガイド](#)
- **シラバス**
 - [シラバス検索](#)

入学に関する
お問い合わせ



願書・資料請求



- [受験生・高校生の方へ](#)
- [在学生・保護者の方へ](#)
- [卒業生の方へ](#)
- [一般・企業の方へ](#)
- [教員・職員募集情報](#)
- [学内ポータルシステム](#)
- [交通アクセス](#)
- [サイトマップ](#)
- [リンク集](#)
- [個人情報保護ポリシー](#)
- [サイトポリシー](#)

お問い合わせ



願書・資料請求



體日本体育大学
Nippon Sport Science University

- 〒158-8508 東京都世田谷区深沢7-1-1 TEL : 03-5706-0900 (代表) FAX : 03-5706-0823
- 〒227-0033 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町1221-1 TEL : 045-963-7900 (代表) FAX : 045-963-7903



copyright Nippon Sport Science University, All rights reserved.

●区内全域の年齢別人口(合算)

(単位:人口=人)

令和3年12月1日

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
0~4	33,724	17,303	16,421	25~29	64,200	30,564	33,636	50~54	76,933	36,846	40,087	75~79	34,139	14,571	19,568	100~104	532	70	462
0	6,372	3,261	3,111	25	12,779	6,029	6,750	50	15,653	7,255	8,398	75	6,559	2,935	3,624	100	218	30	188
1	6,504	3,387	3,117	26	12,666	6,031	6,635	51	15,507	7,265	8,242	76	6,128	2,644	3,484	101	155	19	136
2	6,605	3,402	3,203	27	13,131	6,265	6,866	52	15,169	7,232	7,937	77	7,182	3,056	4,126	102	85	14	71
3	7,096	3,662	3,434	28	12,671	6,009	6,662	53	15,053	7,353	7,700	78	7,267	3,036	4,231	103	45	5	40
4	7,147	3,591	3,556	29	12,953	6,230	6,723	54	15,551	7,741	7,810	79	7,003	2,900	4,103	104	29	2	27
5~9	37,550	19,213	18,337	30~34	62,139	29,673	32,466	55~59	62,878	31,192	31,686	80~84	28,272	11,086	17,186	105~109	35	5	30
5	7,412	3,869	3,543	30	12,352	5,860	6,492	55	11,563	5,684	5,879	80	6,801	2,805	3,996	105	14	1	13
6	7,702	3,881	3,821	31	12,335	5,928	6,407	56	14,594	7,297	7,297	81	5,957	2,312	3,645	106	14	4	10
7	7,664	3,905	3,759	32	12,024	5,724	6,300	57	13,158	6,563	6,595	82	5,060	1,993	3,067	107	3	0	3
8	7,540	3,843	3,697	33	12,663	6,128	6,535	58	12,254	5,974	6,280	83	5,084	1,955	3,129	108	1	0	1
9	7,232	3,715	3,517	34	12,765	6,033	6,732	59	11,309	5,674	5,635	84	5,370	2,021	3,349	109	3	0	3
10~14	36,844	18,950	17,894	35~39	67,326	32,028	35,298	60~64	48,751	23,950	24,801	85~89	21,732	7,487	14,245	110~114	0	0	0
10	7,460	3,812	3,648	35	12,568	5,966	6,602	60	10,696	5,293	5,403	85	5,071	1,880	3,191	110	0	0	0
11	7,544	3,867	3,677	36	13,056	6,174	6,882	61	10,404	5,113	5,291	86	5,022	1,795	3,227	111	0	0	0
12	7,368	3,788	3,580	37	13,895	6,554	7,341	62	9,967	4,885	5,082	87	4,109	1,407	2,702	112	0	0	0
13	7,298	3,801	3,497	38	13,878	6,694	7,184	63	9,375	4,527	4,848	88	3,897	1,268	2,629	113	0	0	0
14	7,174	3,682	3,492	39	13,929	6,640	7,289	64	8,309	4,132	4,177	89	3,633	1,137	2,496	114	0	0	0
15~19	34,879	18,012	16,867	40~44	73,709	35,224	38,485	65~69	40,018	19,210	20,808	90~94	10,999	3,094	7,905	115~120	0	0	0
15	6,771	3,496	3,275	40	13,812	6,699	7,113	65	8,484	4,102	4,382	90	2,985	909	2,076	115	0	0	0
16	6,722	3,459	3,263	41	14,421	6,843	7,578	66	8,024	3,894	4,130	91	2,524	730	1,794	116	0	0	0
17	6,682	3,450	3,232	42	14,877	7,044	7,833	67	7,835	3,802	4,033	92	2,195	630	1,565	117	0	0	0
18	6,990	3,643	3,347	43	15,260	7,292	7,968	68	7,670	3,664	4,006	93	1,806	456	1,350	118	0	0	0
19	7,714	3,964	3,750	44	15,339	7,346	7,993	69	8,005	3,748	4,257	94	1,489	369	1,120	119	0	0	0
20~24	51,477	24,994	26,483	45~49	80,211	38,098	42,113	70~74	47,201	21,821	25,380	95~99	3,471	754	2,717	120以上	0	0	0
20	8,228	4,184	4,044	45	15,844	7,555	8,289	70	8,125	3,811	4,314	95	1,196	316	880				
21	9,149	4,548	4,601	46	15,501	7,404	8,097	71	8,677	4,088	4,589	96	913	191	722				
22	10,044	4,939	5,105	47	16,447	7,879	8,568	72	10,024	4,626	5,398	97	590	106	484				
23	11,675	5,532	6,143	48	16,435	7,708	8,727	73	10,148	4,624	5,524	98	467	101	366				
24	12,381	5,791	6,590	49	15,984	7,552	8,432	74	10,227	4,672	5,555	99	305	40	265				

※以下に従って同僚他大学院の条件を選出

①人間科学, 体育, スポーツにして算出

②全体的に数が少ないので, 全ての大学院で比較

1. 大学院(修士・博士前期 昼間部)入学初年度年間納付額

学費順	大学名	研究科名	専攻科名	コース名	他大学・企業等よりの入学者						
					総額	内訳					
					入学金	授業料	施設設備費	実験・実習・体育費	教育充実費特別納付金	維持費他	
1		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	*	670000	50000	480000	130000	0	10000	0
2		人間科学研究科(博士課程前期)	人間科学専攻	*	750000	200000	400000	150000	0	0	0
3		人間科学研究科(博士前期課程)	人間科学専攻	*	796000	200000	403000	0	0	193000	0
4		スポーツ科学研究科(修士)	スポーツ科学専攻	*	800000	200000	550000	0	50000	0	0
5		スポーツ健康科学研究科(博士前期課程)	スポーツ健康科学専攻	*	800000	200000	550000	0	50000	0	0
6		ライフデザイン学研究科(修士)	健康スポーツ学専攻	*	810000	270000	450000	90000	0	0	0
7		スポーツ健康科学研究科(博士課程前期)	スポーツ健康科学専攻	*	820000	120000	570000	0	0	130000	0
8		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	*	840000	120000	720000	0	0	0	0
9		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	*	841000	135000	576000	130000	0	0	0
10		スポーツ健康科学研究科(修士)	スポーツ科学専攻	*	889000	145000	664000	64000	16000	0	0
11		スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	*	895000	176000	555000	0	0	164000	0
12		人間文化研究科(修士)	人間科学専攻	*	900000	220000	500000	0	0	180000	0
13		スポーツ健康科学研究科(修士)	スポーツ健康科学専攻	*	900000	200000	700000	0	0	0	0
14		人間科学研究科	人間科学専攻	情報・認知科学コース	920000	200000	560000	0	40000	120000	0
15		人間科学研究科	人間科学専攻	健康科学コース	920000	200000	560000	0	40000	120000	0
16		スポーツ健康指導研究科(修士)	スポーツ健康指導専攻	*	930000	230000	700000	0	0	0	0
17		体育学研究科(修士)	体育学専攻	*	935000	200000	440000	0	50000	245000	0
18		人間科学研究科(博士課程前期)	人間科学専攻	*	935000	250000	500000	160000	25000	0	0
19	日本大学	文学研究科(修士)	教育学専攻	*	945000	200000	580000	150000	15000	0	0
20		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	人間科学研究科	950000	200000	600000	150000	0	0	0
21		体育学研究科(修士)	体育学専攻	*	950000	200000	550000	0	120000	0	80000
22		スポーツ科学研究科(博士前期課程)	スポーツ科学専攻	*	960000	200000	700000	0	60000	0	0
23		人文科学研究科(修士)	人間科学専攻	*	967000	300000	617000	0	50000	0	0
24		スポーツ科学研究科(修士)	スポーツ科学専攻	*	982000	220000	670000	0	90000	2000	0
25		健康・スポーツ科学研究科(修士)	健康・スポーツ科学専攻	*	993000	280000	605000	0	0	108000	0
26		スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	*	1000000	250000	750000	0	0	0	0
27		生涯スポーツ学研究科(修士)	生涯スポーツ学専攻	*	1000000	200000	580000	220000	0	0	0
28		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	*	1006000	280000	626000	0	0	100000	0
29		スポーツ健康科学研究科(博士課程前期)	スポーツ健康科学専攻	*	1025000	200000	638000	0	70000	117000	0
30		スポーツ健康学研究科(修士)	スポーツ健康学専攻	*	1044800	200000	644800	100000	100000	0	0
31		体育科学研究科(博士前期課程)	体育科学専攻	*	1048000	300000	738000	0	0	0	10000
32		スポーツ健康科学研究科(修士)	スポーツ健康科学専攻	*	1059300	220000	600000	0	30000	179300	30000
33		総合学術研究科(博士前期課程)	人間科学専攻	*	1060000	280000	520000	0	0	260000	0
34		スポーツ健康科学研究科(修士)	スポーツ健康科学専攻	*	1062000	200000	862000	0	0	0	0
35		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	*	1062000	200000	862000	0	0	0	0
36		文学研究科(修士・博士課程前期)	人間科学専攻	*	1075000	250000	540000	250000	35000	0	0
37		スポーツ健康学研究科(修士)	スポーツ健康学専攻	*	1110000	200000	590000	0	0	320000	0
38		スポーツ科学研究科(修士)	スポーツ科学専攻	修士課程2年コース	1120000	250000	700000	100000	70000	0	0
39		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	4年制コース(国産心理学専攻)	1171000	200000	901000	0	70000	0	0
40		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	4年制コース(国産心理学専攻)	1191000	200000	901000	0	90000	0	0
41		スポーツ科学研究科(修士)	スポーツ科学専攻	*	1196000	200000	926000	0	70000	0	0
42		スポーツ科学研究科(修士)	スポーツ科学専攻	修士課程1年コース	1290000	250000	870000	100000	70000	0	0
43		スポーツシステム研究科(修士)	スポーツシステム専攻	4年制コース(スポーツシステム)	1324600	240000	770000	234000	60000	0	20600
44		体育学研究科(修士)	体育学専攻	*	1369000	300000	701000	200000	168000	0	0
45		武道・スポーツ研究科(修士)	武道・スポーツ専攻	*	1429000	120000	715000	371000	223000	0	0
46		人間科学研究科(修士)	人間科学専攻	1年制コース	1476000	200000	1206000	0	70000	0	0
47		スポーツ科学研究科(修士)	スポーツ科学専攻	1年制コース	1508000	200000	1238000	0	70000	0	0
48		健康マネジメント研究科(修士)	公衆衛生・スポーツ健康科学専攻	*	1690000	0	1690000	0	0	0	0

※大学名は敢えて明記せず, 研究科及び専攻名のみとする。

平均 **1029473**

日本大学大学院
「危機管理学研究科 修士課程」
「スポーツ科学研究科 修士課程」
(いずれも仮称)
設置に関するニーズ調査
結果報告書
【企業対象調査】

令和3年11月
株式会社 進研アド
-学生確保(資料)-63-

企業対象 調査概要

1. 調査目的

2023年4月開設予定の日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」新設構想に関して、企業のニーズを把握する。

2. 調査概要

		企業対象調査
調査対象		企業の採用担当者
調査エリア		北海道、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県
調査方法		郵送調査
調査対象数	依頼数	160企業
	回収数(回収率)	37企業(23.1%)
調査時期		2021年9月6日(月)～2021年9月30日(木)
調査実施機関		株式会社 進研アド

3. 調査項目

企業対象調査
<ul style="list-style-type: none">・人事採用への関与度・本社所在地・業種・従業員数・正規社員の平均採用人数・本年度の採用予定数・採用したい学問分野・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」の社会的必要性・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向・日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生の毎年採用想定人数

企業対象 調査結果まとめ



企業対象 調査結果まとめ

回答企業(回答者)の属性

※本調査は、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」に対する人材需要を確認するための調査として設計。日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」の修了生就職先として想定される企業の人事関連業務に携わっている人を対象に調査を実施し、37企業から回答を得た。

- 回答者の人事採用への関与度を聞いたところ、「採用の決裁権があり、選考にかかわっている」人は16.2%、「採用の決裁権はないが、選考にかかわっている」人が81.1%と、採用や選考にかかわる人事担当者からの意見を聴取できていると考えられる。
- 回答企業の本社所在地は、日本大学大学院の所在地である「東京都」が75.7%を占め、最も多い。次いで「大阪府」が10.8%、「神奈川県」が8.1%である。
- 回答企業の業種としては「卸売・小売業」が21.6%で最も多い。次いで「サービス業」が18.9%、「建設業」が10.8%である。
- 回答企業の従業員数(正規社員)は、「1,000名～5,000名未満」が35.1%で最も多い。次いで「100名～500名未満」が21.6%、「500名～1,000名未満」「5,000名以上」が18.9%である。

回答企業の採用状況(過去3か年)／ 本年度の採用予定数／採用したい学問分野

- 回答企業の平均的な正規社員の採用人数は、「100名以上」が32.4%で最も多い。次いで「10名～20名未満」が21.6%、「50名～100名未満」が18.9%である。
- 回答企業の本年度の採用予定数は、「昨年度並み」が56.8%で最も多い。次いで「増やす」が27.0%、「減らす」が13.5%である。採用を減らす企業も一定数みられるものの、回答企業の多くで昨年と同等かそれ以上の採用が予定されている様子である。
- 回答企業の採用したい学問分野を複数回答で聴取したところ、「学んだ学問分野にはこだわらない」が64.9%で最も高い。次いで「工学」が29.7%、「経済・経営・商学」「理学」がともに18.9%である。

企業対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」 「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

- 日本大学大学院「危機管理学研究科 危機管理学専攻 修士課程」の魅力度（※）は、「A. オンリーワンの学びの場 危機管理は、法制度、意思決定、コミュニケーション、テクノロジーなど、多様な社会システムにまたがる課題である。本研究科は、従来の諸科学の縦割りではなく、効果的な危機管理という視点で、社会システムを統一的に把握しようとする唯一の研究機関である。」「B. ファンダメンタルな学びの場 新型コロナウイルスのパンデミック、自然災害、国際的緊張関係など危機の増大は、リーダーの資質としての危機管理の重要性と、社会の各層における危機管理人材の必要性を浮き彫りにしている。本研究科は、このニーズに応える必然性の高い学びである。」（ともに94.6%）である。
- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程」で最も魅力度が高いのは、「C. スポーツ科学の高度な知識の修得 競技スポーツを科学的な観点から研究を遂行することができる教員が在籍し、競技者・指導者を科学的にサポートするシステムや高度な実験機器が整備されていることから、競技スポーツの現場に即した高度なスポーツ科学研究が実践できる環境が整っている。」（83.8%）である。次に魅力度が高いのは、「D. スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成 競技スポーツを広義的に捉え、多様で最先端な国内外のスポーツ科学の研究方法を学び、その上で競技スポーツの価値を発信できる研究を推進し、国際社会に貢献できる研究者及び有能な高度専門職業人を養成することを目指している。」（81.1%）である。

※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した企業の合計値

企業対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の社会的必要性

- 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の社会的必要性についての評価は、97.3% (37企業中、**36企業**) が「必要だと思う」と回答しており、多くの企業からこれからの社会にとって必要な研究科であると評価されていることがうかがえる。

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向・毎年の採用想定人数

- 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」修了生を「採用したいと思う」と答えた企業は、97.3% (37企業中、**36企業**) である。
- 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の修了生を「採用したいと思う」と答えた36企業へ日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」修了生の採用を毎年何名程度想定しているか聞いたところ、採用想定人数の合計は**92人**で、予定している入学定員数8人を大きく上回っている。このことから、安定した人材需要があることがうかがえる。

<属性別>

◇本社所在地別

- 「東京都」に本社がある企業からの採用意向は、96.4% (28企業中、**27企業**)。採用想定人数の合計は**74人**で、予定している入学定員数を大きく上回っている。「大阪府」に本社がある企業からの採用意向は、100.0% (4企業中、**4企業**)。採用想定人数の合計は**8人**で、予定している入学定員数を満たしている。

企業対象 調査結果まとめ

◇業種別

- ・「卸売・小売業」の企業からの採用意向は、87.5% (8企業中、**7企業**)。採用想定人数の合計は**17人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。「金融・保険業」の企業からの採用意向は、100.0% (3企業中、**3企業**)。採用想定人数の合計は**8人**で、予定している入学定員数を満たしている。「医療・福祉」の企業からの採用意向は、100.0% (1企業中、**1企業**)。採用想定人数の合計は**10人**で、予定している入学定員数を上回っている。「サービス業」の企業からの採用意向は、100.0% (7企業中、**7企業**)。採用想定人数の合計は**28人**で、予定している入学定員数を3倍以上上回っている。

◇従業員数別

- ・従業員数が「500名未満」から「5,000名以上」まで企業の規模にかかわらず、一定の採用意向がみられる。

◇採用したい学問分野別

- ・「経済・経営・商学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、85.7% (7企業中、**6企業**)。採用想定人数の合計は**9人**で、予定している入学定員数を上回っている。「理学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、100.0% (7企業中、**7企業**)。採用想定人数の合計は**15人**で、予定している入学定員数を上回っている。「工学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、90.9% (11企業中、**10企業**)。採用想定人数の合計は**21人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。

◇社会的必要性別(危機管理学研究科 修士課程)

- ・「危機管理学研究科 修士課程」が社会的に「必要だと思う」と回答した企業からの採用意向は、97.2% (36企業中、**35企業**)。採用想定人数の合計は**91人**で、予定している入学定員数を大きく上回っている。

企業対象 調査結果まとめ

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の社会的必要性

- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の社会的必要性についての評価は、97.3% (37企業中、**36企業**) が「必要だと思う」と回答しており、多くの企業からこれからの社会にとって必要な研究科であると評価されていることがうかがえる。

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向・毎年の採用想定人数

- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生を「採用したいと思う」と答えた企業は、83.8% (37企業中、**31企業**) である。
- 日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の修了生を「採用したいと思う」と答えた31企業へ日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生の採用を毎年何名程度想定しているか聞いたところ、採用想定人数の合計は82人で、予定している入学定員数8人を大きく上回っている。このことから、安定した人材需要があることがうかがえる。

<属性別>

◇本社所在地別

- 「東京都」に本社がある企業からの採用意向は、85.7% (28企業中、**24企業**)。採用想定人数の合計は**67人**で、予定している入学定員数を大きく上回っている。

企業対象 調査結果まとめ

◇業種別

- 「スポーツ関連業」の企業からの採用意向は、100.0% (2企業中、**2企業**)。採用想定人数の合計は**5人**である。「卸売・小売業」の企業からの採用意向は、62.5% (8企業中、**5企業**)。採用想定人数の合計は**14人**で、予定している入学定員数を上回っている。「医療・福祉」の企業からの採用意向は、100.0% (1企業中、**1企業**)。採用想定人数の合計は**10人**で、予定している入学定員数を上回っている。「サービス業」の企業からの採用意向は、85.7% (7企業中、**6企業**)。採用想定人数の合計は**28人**で、予定している入学定員数を3倍以上上回っている。

◇従業員数別

- 従業員数が「500名未満」から「5,000名以上」まで企業の規模にかかわらず、一定の採用意向がみられる。

◇採用したい学問分野別

- 「スポーツ学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、100.0% (3企業中、**3企業**)。採用想定人数の合計は**8人**で、予定している入学定員数を満たしている。「理学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、71.4% (7企業中、**5企業**)。採用想定人数の合計は**11人**で、予定している入学定員数を上回っている。「工学」を学んだ学生を採用したいと回答した企業からの採用意向は、72.7% (11企業中、**8企業**)。採用想定人数の合計は**17人**で、予定している入学定員数を2倍以上上回っている。

◇社会的必要性別(スポーツ科学研究科 修士課程)

- 「スポーツ科学研究科 修士課程」が社会的に「必要だと思う」と回答した企業からの採用意向は、86.1% (36企業中、**31企業**)。採用想定人数の合計は**82人**で、予定している入学定員数を大きく上回っている。

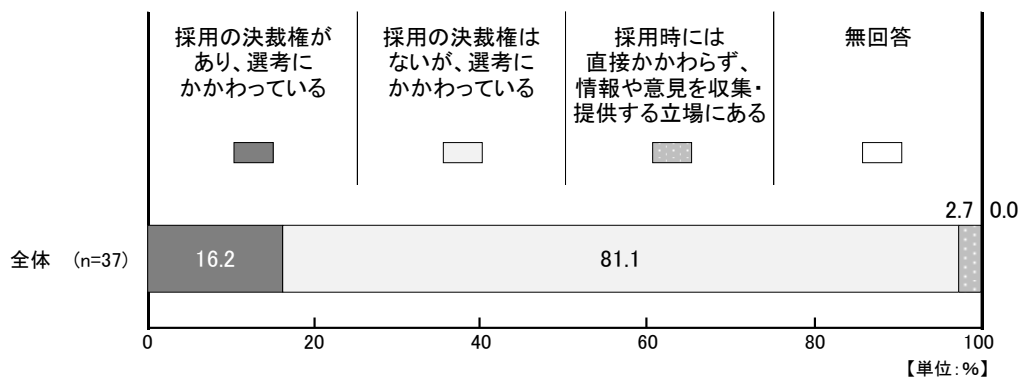
企業対象 調査結果



回答企業(回答者)の属性(人事採用への関与度/本社所在地)

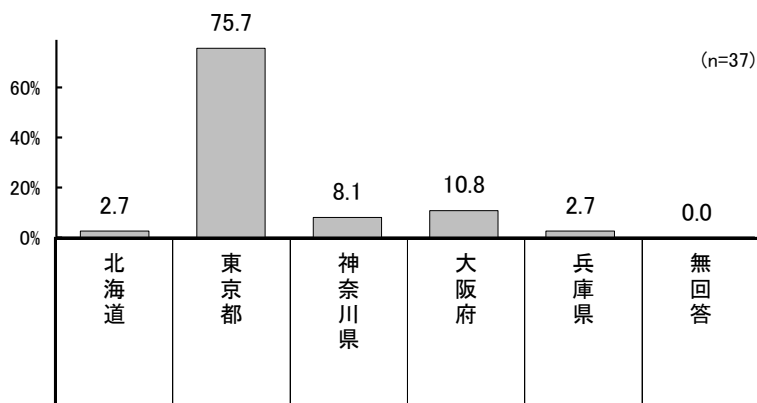
■人事採用への関与度

Q1. アンケートにお答えいただいている方の、人事採用への関与度をお教えてください。(あてはまる番号1つに○)



■本社所在地

Q2. 貴社・貴団体の本社(本部)所在地について、都道府県名をお教えてください。

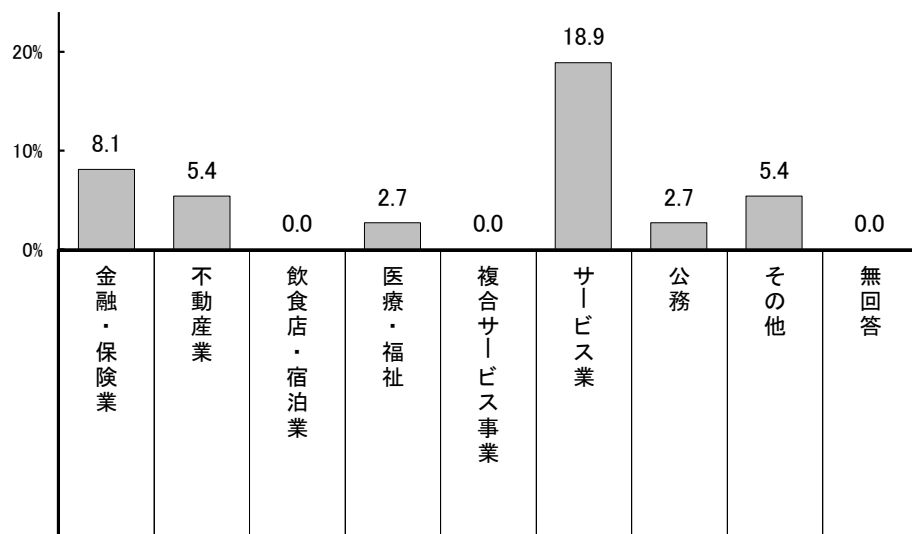
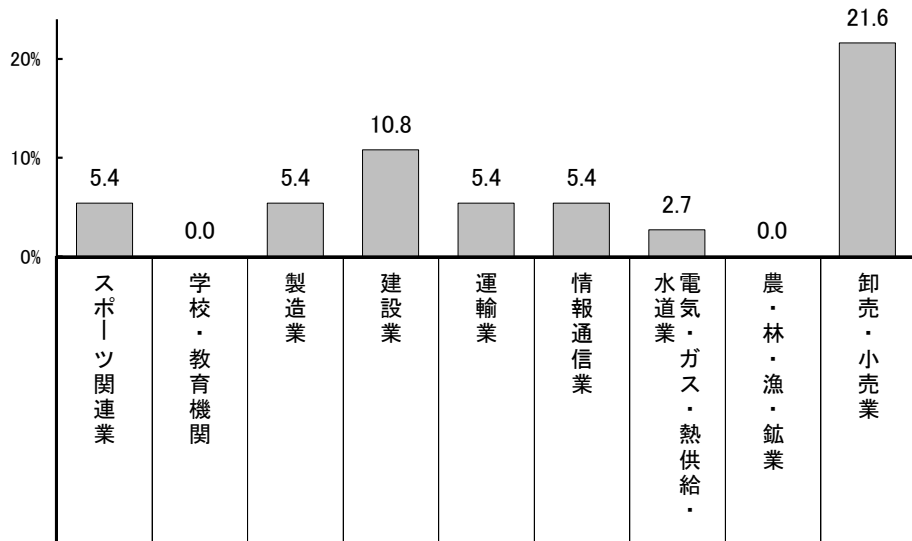


回答企業(回答者)の属性(業種)

■業種

Q3. 貴社・貴団体の業種について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)

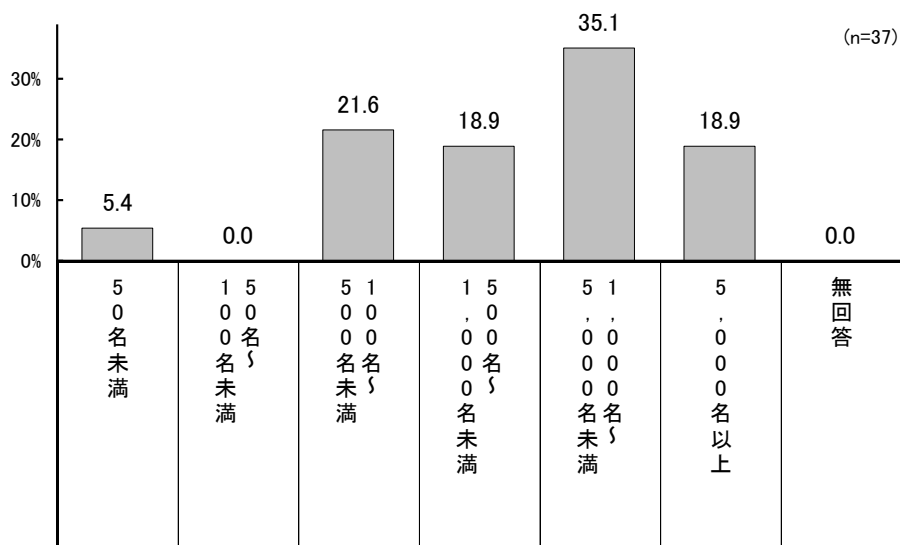
(n=37)



回答企業(回答者)の属性(従業員数)

■従業員数

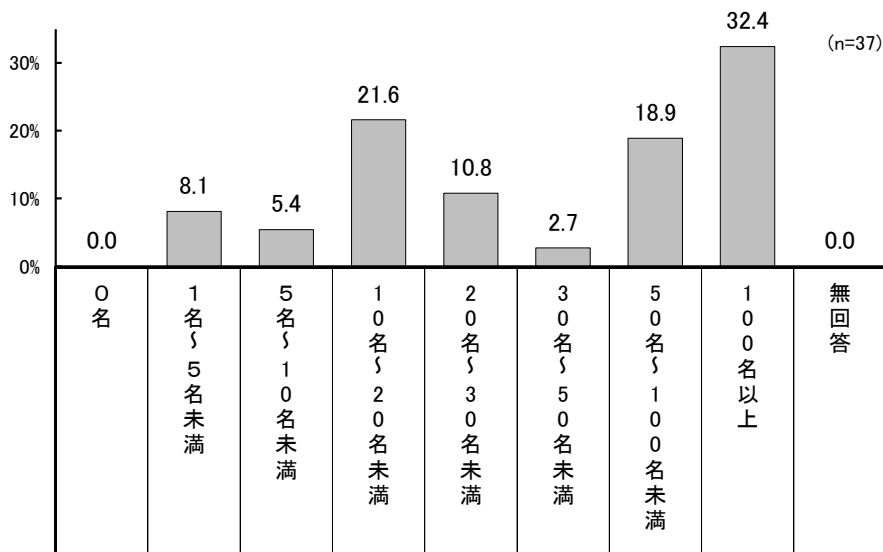
Q4. 貴社・貴団体の従業員数(正規社員)について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)



正規社員の平均採用人数／本年度の採用予定数

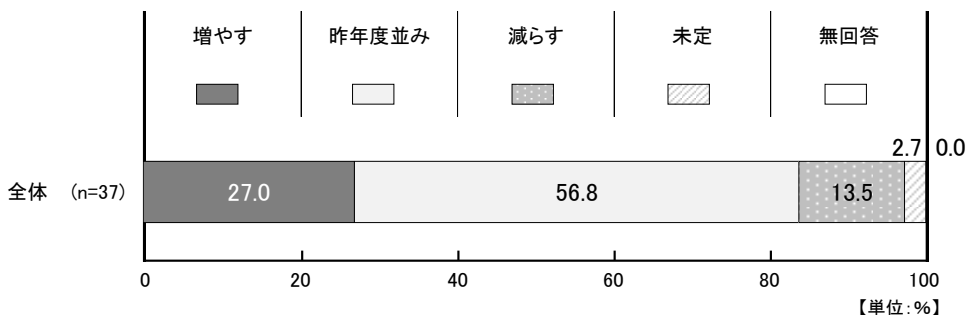
■正規社員の平均採用人数

Q5. 貴社・貴団体の過去3か年の平均的な正規社員の採用数について、お教えてください。(あてはまる番号1つに○)



■本年度の採用予定数

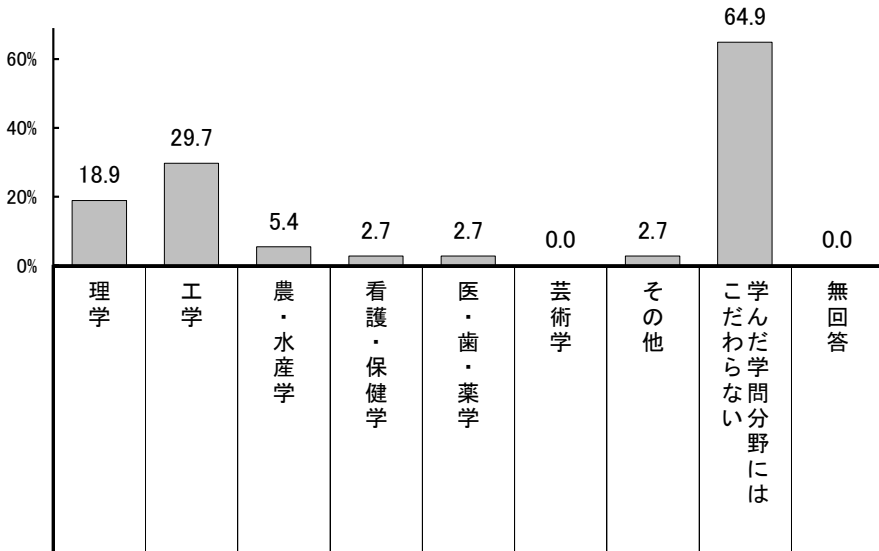
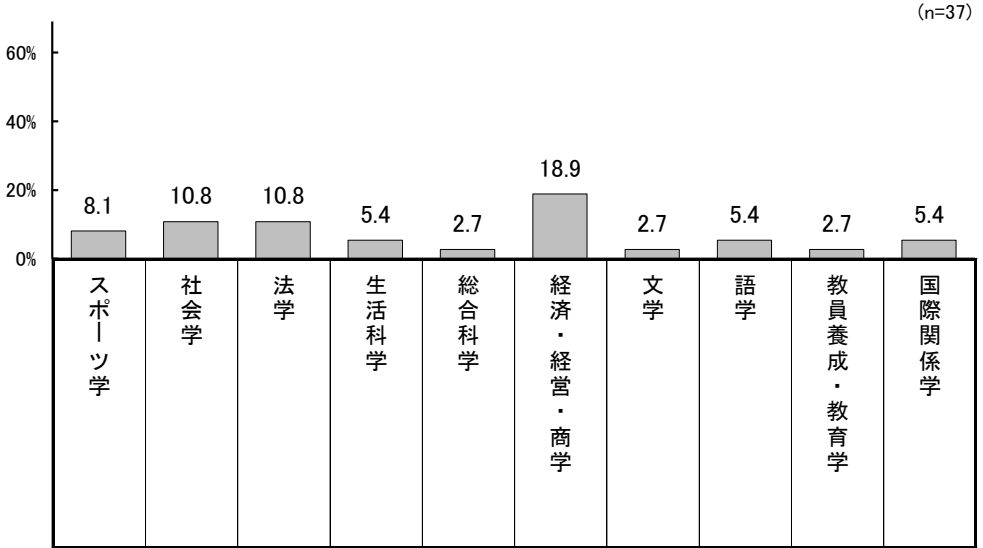
Q6. 貴社・貴団体の本年度の採用予定数は、昨年度と比較していかがですか。(あてはまる番号1つに○)



採用したい学問分野

■採用したい学問分野

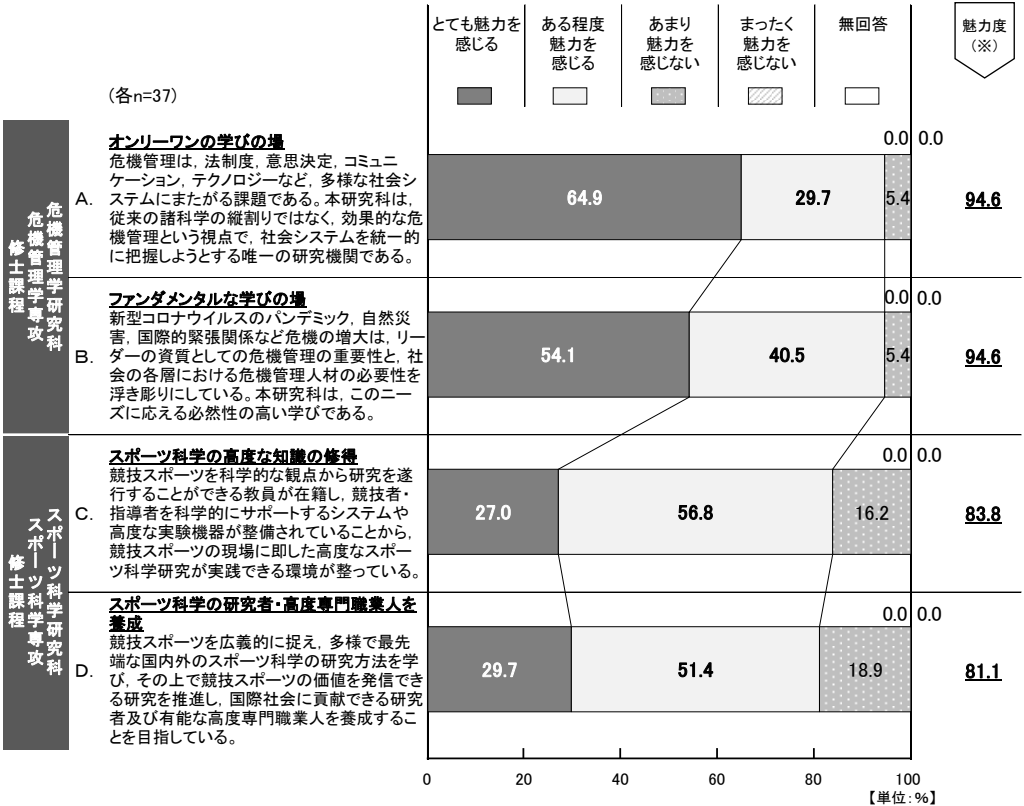
Q7. 貴社・貴団体では、今後、大学や大学院でどのような学問分野を学んだ人物を採用したいとお考えですか。
(あてはまる番号すべてに○)



日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」 「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」 「スポーツ科学研究科 修士課程」の特色に対する魅力度

Q8. 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)には、以下のような特色があります。貴社・貴団体(ご回答者)にとって、これらの特色はそれぞれどの程度魅力に感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)



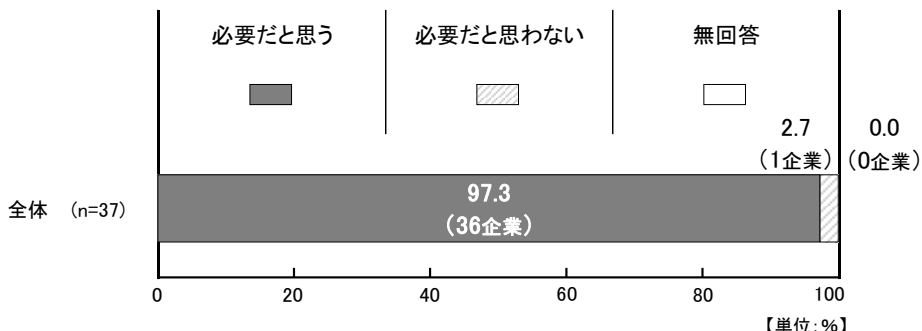
※魅力度＝「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」と回答した人の合計値

※魅力度は、人数をもとに％を算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、「とても魅力を感じる」と「ある程度魅力を感じる」の合計値と必ずしも一致しない

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の社会的必要性／ 修了生に対する採用意向／修了生の毎年の採用想定人数

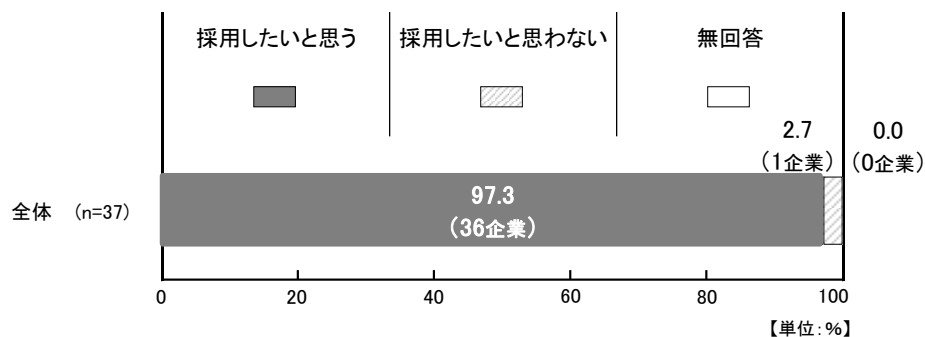
■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」の社会的必要性

Q9. 貴社・貴団体(ご回答者)は、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)は、これからの社会にとって必要だと思われませんか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)



■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向

Q10. 貴社・貴団体(ご回答者)では、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)を修了した学生について、採用したいと思われませんか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)



「採用したいと思う」と答えた36企業のみ抽出

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」修了生の毎年の採用想定人数

Q11. Q10でいずれかの研究科の修了生を「1. 採用したいと思う」と回答された方におたずねします。

「1. 採用したいと思う」と回答された研究科を修了した学生について、採用を考える場合、毎年何名程度の採用を想定されますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

標本数	単位	1名	2名	3名	4名	5名 ～ 9名	10名 以上	計
		%	%	%	%	%	%	
全体	36	50.0%	13.9%	13.9%	2.8%	8.3%	8.3%	⇒ 35 92
	企業数	18	5	5	1	3	3	
	名	18	10	15	4	15	30	

学生確保(資料)-79-

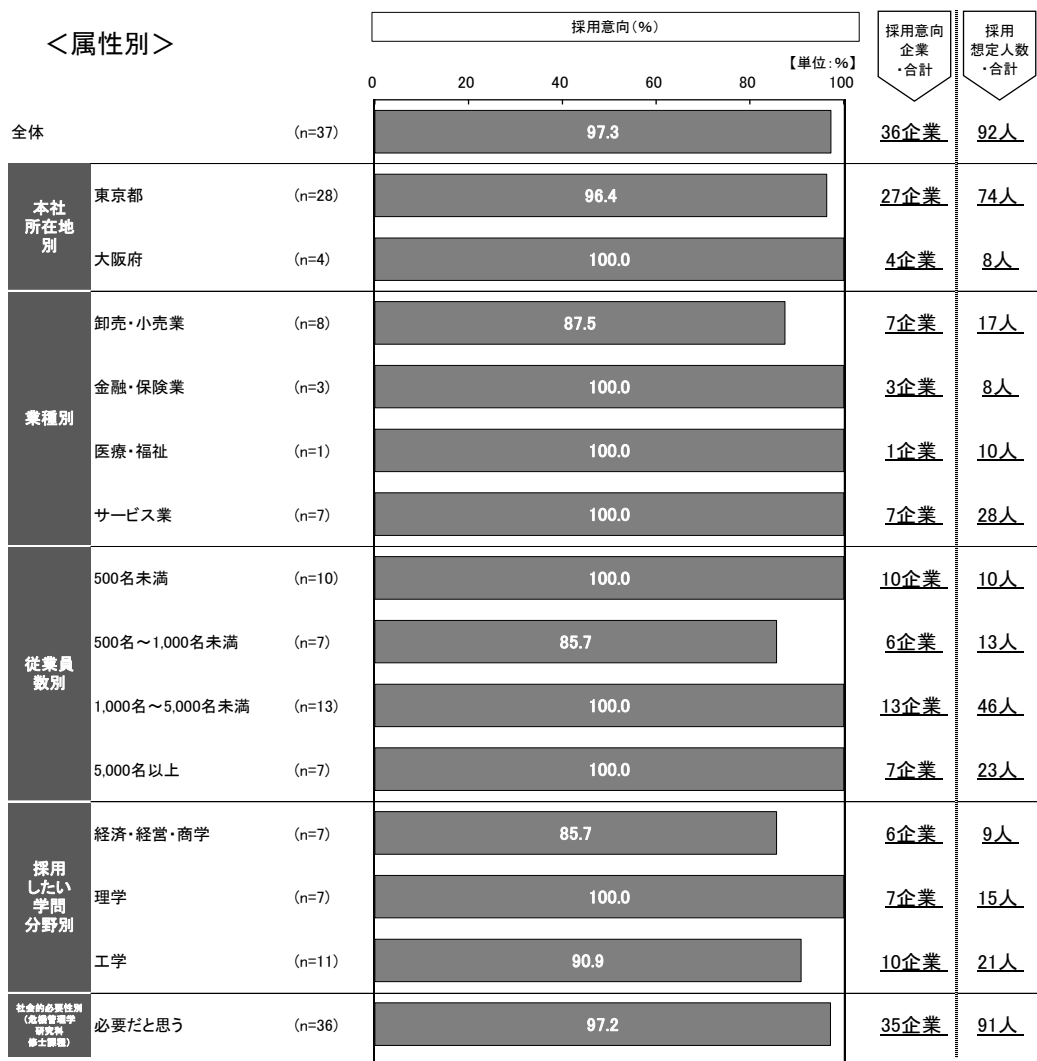
78

※ 毎年の採用想定人数・計 「5名～9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出

日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」修了生 に対する採用意向／採用想定人数<属性別>

■日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向／採用想定人数<属性別>

※日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」に対して、Q10で「採用したいと思う」と回答した企業を【採用意向企業】と定義し、さらに【採用意向企業】のうち、Q11で回答した企業が示す具体的な人数を【採用想定人数】と定義する。

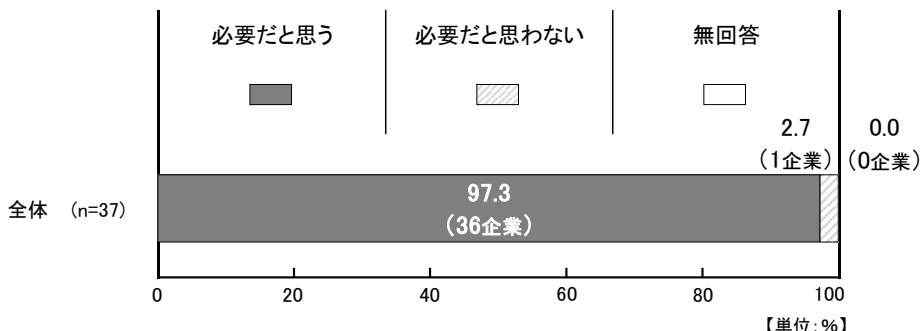


※ 採用想定人数・合計 「5名～9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の社会的必要性／ 修了生に対する採用意向／修了生の毎年の採用想定人数

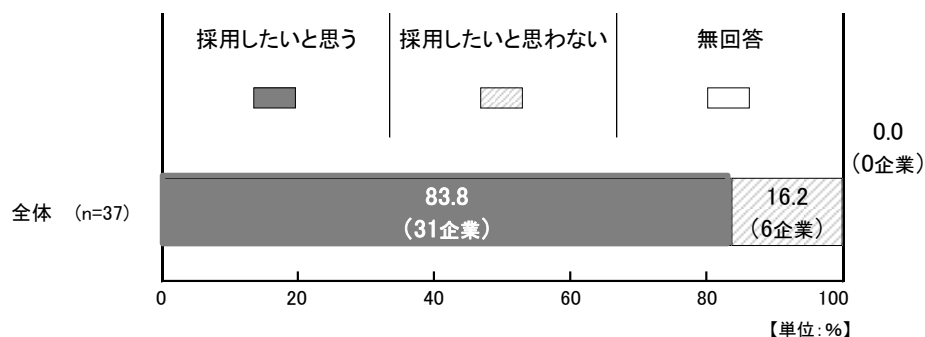
■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」の社会的必要性

Q9. 貴社・貴団体(ご回答者)は、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)は、これからの社会にとって必要だと思われませんか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)



■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向

Q10. 貴社・貴団体(ご回答者)では、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)を修了した学生について、採用したいと思われませんか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)



「採用したいと思う」と答えた31企業のみ抽出

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生の毎年の採用想定人数

Q11. Q10でいずれかの研究科の修了生を「1. 採用したいと思う」と回答された方におたずねします。
「1. 採用したいと思う」と回答された研究科を修了した学生について、採用を考える場合、毎年何名程度の採用を想定されますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

標本数	単位	1名	2名	3名	4名	5名 〜 9名	10名 以上	
		%	48.4%	16.1%	9.7%	6.5%	6.5%	9.7%
全体	31	企業数	15	5	3	2	2	3
		名	15	10	9	8	10	30

計	30
示	82
お	
よ	
し	
た	
の	
採	
用	
企	
業	
採	
用	
想	
定	
人	
数	
・	
計	
人	
数	
を	

学生確保(資料)・81-

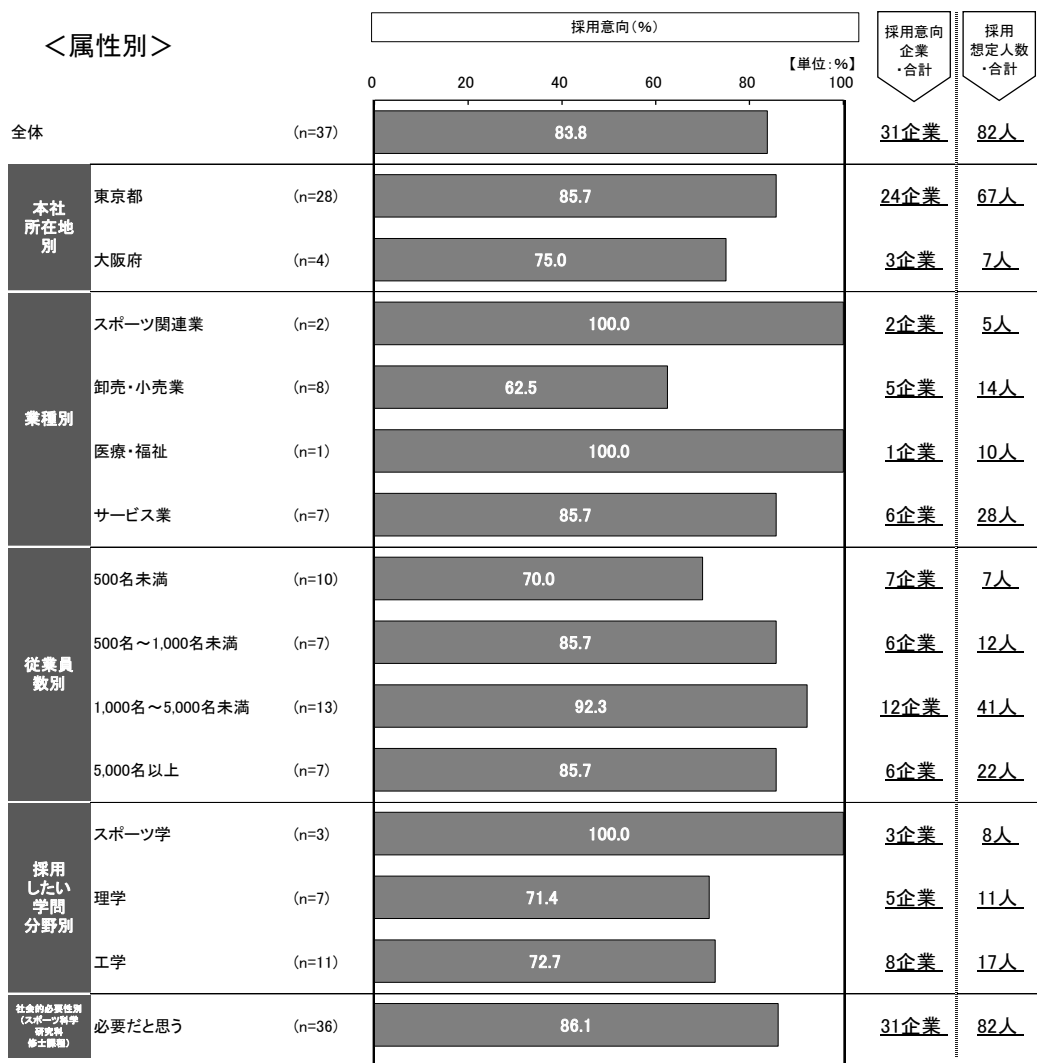
80

※ 毎年の採用想定人数・計 「5名〜9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出

日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」 修了生に対する採用意向／採用想定人数<属性別>

■日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」修了生に対する採用意向／採用想定人数<属性別>

※日本大学大学院「スポーツ科学研究科 修士課程」に対して、Q10で「採用したいと思う」と回答した企業を【採用意向企業】と定義し、さらに【採用意向企業】のうち、Q11で回答した企業が示す具体的な人数を【採用想定人数】と定義する。



※ 採用想定人数・合計 「5名～9名」=5名、「10名以上」=10名 を代入し合計値を算出

卷末資料 調查票



日本大学大学院 「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」 (いずれも仮称、設置構想中)に関するアンケート

日本大学大学院では2023年(令和5年)4月に「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称)の設置を構想しています。
このアンケートは採用ご担当者の皆様からご意見をお伺いし、より充実した研究科にするための参考資料とさせていただきます。
このアンケートで得られた情報や回答内容は、上記の目的のための統計資料としてのみ活用し、個人を特定することは一切ありません。
つきましては、ぜひアンケートへのご協力をお願いいたします。

※このアンケートや別紙に記載されている内容は予定であり、変更になる可能性があります。

はじめに、貴社・貴団体についてお伺いいたします。

Q1. アンケートにお答えいただいている方の、人事採用への関与度をお教えてください。

(あてはまる番号1つに○)

1. 採用の決裁権があり、選考にかかわっている
2. 採用の決裁権はないが、選考にかかわっている
3. 採用時には直接かかわらず、情報や意見を収集・提供する立場にある

Q2. 貴社・貴団体の本社(本部)所在地について、都道府県名をお教えてください。

本社(本部)所在地

都・道・府・県 ←1つに○

Q3. 貴社・貴団体の業種について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|------------|------------------|--------------|
| 1. スポーツ関連業 | 7. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13. 医療・福祉 |
| 2. 学校・教育機関 | 8. 農・林・漁・鉱業 | 14. 複合サービス事業 |
| 3. 製造業 | 9. 卸売・小売業 | 15. サービス業 |
| 4. 建設業 | 10. 金融・保険業 | 16. 公務 |
| 5. 運輸業 | 11. 不動産業 | 17. その他 |
| 6. 情報通信業 | 12. 飲食店・宿泊業 | |

Q4. 貴社・貴団体の従業員数(正規社員)について、ご回答ください。(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|---------------|------------------|--------------------|
| 1. 50名未満 | 3. 100名～500名未満 | 5. 1,000名～5,000名未満 |
| 2. 50名～100名未満 | 4. 500名～1,000名未満 | 6. 5,000名以上 |

Q5. 貴社・貴団体の過去3か年の平均的な正規社員の採用数について、お教えてください。

(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 1. 0名 | 4. 10名～20名未満 | 7. 50名～100名未満 |
| 2. 1名～5名未満 | 5. 20名～30名未満 | 8. 100名以上 |
| 3. 5名～10名未満 | 6. 30名～50名未満 | |

Q6. 貴社・貴団体の本年度の採用予定数は、昨年度と比較していかがですか。(あてはまる番号1つに○)

- | | | | |
|--------|----------|--------|-------|
| 1. 増やす | 2. 昨年度並み | 3. 減らす | 4. 未定 |
|--------|----------|--------|-------|

Q7. 貴社・貴団体では、今後、大学や大学院でどのような学問分野を学んだ人物を採用したいとお考えですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------------|
| 1. スポーツ学 | 7. 文学 | 13. 農・水産学 |
| 2. 社会学 | 8. 語学 | 14. 看護・保健学 |
| 3. 法学 | 9. 教員養成・教育学 | 15. 医・歯・薬学 |
| 4. 生活科学 | 10. 国際関係学 | 16. 芸術学 |
| 5. 総合科学 | 11. 理学 | 17. その他 |
| 6. 経済・経営・商学 | 12. 工学 | # 学んだ学問分野にはこだわらない |

調査票

日本大学大学院では、2023年(令和5年)4月に、「危機管理学研究科 修士課程」
「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称)の設置を構想しています。

※ここからは、別紙[日本大学大学院 危機管理学研究科・スポーツ科学研究科 修士課程の設置計画の概要]をご覧くださいの上でお答えください。※

Q8. 日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」「スポーツ科学研究科 修士課程」

(いずれも仮称、設置構想中)には、以下のような特色があります。

貴社・貴団体(ご回答者)にとって、これらの特色はそれぞれ

どの程度魅力に感じますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

		とても魅力を感じる	ある程度魅力を感じる	あまり魅力を感じない	まったく魅力を感じない
危機管理学研究科 修士課程	A. オンリーワンの学びの場 危機管理学は、法制度、意思決定、コミュニケーション、テクノロジーなど、多様な社会システムにまたがる課題である。本研究科は、従来の諸科学の縦割りではなく、効果的な危機管理という視点で、社会システムを統合的に把握しようとする唯一の研究機関である。	→ 1	2	3	4
	B. ファンダメンタルな学びの場 新型コロナウイルスのパンデミック、自然災害、国際的緊張関係など危機の増大は、リーダーの資質としての危機管理の重要性と、社会の各層における危機管理人材の必要性を浮き彫りにしている。本研究科は、このニーズに応える必然性の高い学びである。	→ 1	2	3	4
スポーツ科学研究科 修士課程	C. スポーツ科学の高度な知識の修得 競技スポーツを科学的な観点から研究を遂行することができる教員が在籍し、競技者・指導者を科学的にサポートするシステムや高度な実験機器が整備されていることから、競技スポーツの現場に即した高度なスポーツ科学研究が実践できる環境が整っている。	→ 1	2	3	4
	D. スポーツ科学の研究者・高度専門職業人を養成 競技スポーツを広義的に捉え、多様で最先端な国内外のスポーツ科学の研究方法を学び、その上で競技スポーツの価値を発信できる研究を推進し、国際社会に貢献できる研究者及び有能な高度専門職業人を養成することを目指している。	→ 1	2	3	4

Q9. 貴社・貴団体(ご回答者)は、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」

「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)は、

これからの社会にとって必要だと思われませんか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

		1.必要だと思う	2.必要だと思わない
危機管理学研究科 修士課程	→	1	2
スポーツ科学研究科 修士課程	→	1	2

Q10. 貴社・貴団体(ご回答者)では、日本大学大学院「危機管理学研究科 修士課程」

「スポーツ科学研究科 修士課程」(いずれも仮称、設置構想中)を修了した学生について、

採用したいと思われませんか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

		1.採用したいと思う	2.採用したいと思わない
危機管理学研究科 修士課程	→	1	2
スポーツ科学研究科 修士課程	→	1	2

Q11. Q10でいずれかの研究科の修了生を「1. 採用したいと思う」と回答された方におたずねします。

「1. 採用したいと思う」と回答された研究科を修了した学生について、採用を考える場合、

毎年何名程度の採用を想定されますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

		1	2	3	4	5	6
		1名	2名	3名	4名	5名～9名	10名以上
危機管理学研究科 修士課程	→	1	2	3	4	5	6
スポーツ科学研究科 修士課程	→	1	2	3	4	5	6

第3期スポーツ基本計画 中間報告

(令和3年12月20日)

はじめに(P.3)

第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価 (P.6)
2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方 (P.9)
3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」(P.11)

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」(P.13)

第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策

- (1) 東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上(P.17)
- (2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承 (P.18)
- (3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進(P.18)
- (4) 東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり(P.19)
- (5) 東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献 (P.20)
- (6) 東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施(P.20)

第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」(新たな視点①)
 - (1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出(P.22)
 - (2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成(P.22)
 - (3) スポーツ界におけるDXの導入(P.23)
2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる(新たな視点②)
 - (1) スポーツを通じた共生社会の実現(P.23)
 - (2) スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化(P.24)

(3) スポーツを通じた国際交流(P. 24)

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる(新たな視点③)

(1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供(P. 25)

(2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実(P. 25)

(3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保(P. 25)

第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出(P. 26)

(2) スポーツ界におけるDXの推進(P. 33)

(3) 国際競技力の向上(P. 35)

(4) スポーツの国際交流・国際貢献(P. 40)

(5) スポーツによる健康増進(P. 44)

(6) スポーツの成長産業化(P. 47)

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり(P. 48)

(8) スポーツを通じた共生社会の実現(P. 51)

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化(P. 54)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P. 55)

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保(P. 62)

(12) スポーツ・インテグリティの確保(P. 64)

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1. 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進(P. 69)

2. 第3期計画の広報活動の推進(P. 70)

3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用(P. 71)

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援(P. 72)

おわりに(P. 75)

はじめに

(新型コロナウイルス感染症と東京オリンピック・パラリンピック競技大会等がスポーツに与えた影響)

現行の第2期スポーツ基本計画(以下「第2期計画」という。)は、平成29年度から令和3年度までの5年間を対象期間として、我が国のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年3月に策定された。

この期間中、例えば、大規模なスポーツの国際競技大会としては、平成30年に開催された平昌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会で日本代表選手団が活躍した。また、我が国においては令和元年9月から、アジア初となるラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、海外からの24万を超える人々を含めて延べ170万人の観客がスタンド観戦し、また世界中の人々にデジタルメディアやSNS等を通じて試合が発信された。大会では、日本代表チームが初の決勝トーナメントに進出し、「ワンチーム」をスローガンに結束して戦う姿は、多くの人々に感動を与えた。加えて、6,400億円超とも言われる経済波及効果や、東日本大震災の被災地を含めた全国各地の活性化をもたらす¹など、我が国のスポーツ界や社会に大きく貢献することを通じて、スポーツの意義を再確認する契機ともなった。

そして、令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)の開催に向けて、令和元年11月に新しい国立競技場が竣工^{しゅんこう}されるなど着実な準備が進められてきた。

しかしながら、令和2年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)の拡大が急速に進み、同年3月には、東京大会の1年延期が決定した。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、同年4月に我が国初の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかれるような厳しい環境下での生活を送らざるを得なくなった。

他方、新型コロナウイルスの影響下にあつて、様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていった一方で、我が国のスポーツ関係者は、そうした状況を打開するため、ガイドラインを策定して感染症対策を徹底し、無観客開催や入場者数制限、あるいはデジタルを活用した新しい観戦方法の導入といった様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや児童・生徒・学生の全国大会を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられてきた。

¹ (出典)「ラグビーワールドカップ2019日本大会開催後経済効果分析レポート」((公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会)

こうした努力の積み重ねの中、令和3年夏、原則無観客での実施とはなったが、1年延期された東京大会が開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられ、国内外の多くの人々にその様子が届けられた。

(様々な社会状況の変化)

これら第2期計画の策定時には予期しえなかった事象に加え、我が国のスポーツ界を取り巻く様々な社会環境もまた、大きく変化している。

例えば、日本の総人口は平成20年をピークに減少局面に入ってから10数年が経過し、いよいよ小学生児童数に加え、中学生生徒数の減少が加速するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べ、地方においてより加速しており、高齢化が更に進むことが見込まれている。

これらは、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。このため、あらゆる世代のスポーツ機会の確保が急務であり、スポーツを活用した健康増進や地方創生の取組にも大きな期待が集まっている。

また、産業だけでなく社会の隅々までAI・ビッグデータ・IoT・ロボティクスなど様々な技術革新が急速に広がるSociety 5.0時代が到来し、こうした先端技術の活用を通じて人々の「働き方」や「生活様式」などのライフスタイルも大きく変わろうとしている²。テレワークの普及を始めとする働き方改革も進展し、生活時間の使い方にも変化が生まれようとしている中、デジタル化など先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに³、Sport in Lifeの理念⁴に基づき、毎日の生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。

さらに、国際的に見ても、UNESCOのカザン行動計画⁵やSDGs⁶への貢献など、ス

² 事業者等における「健康経営」の推進、テレワークやワーケーションの導入、シェアリングエコノミーの展開やSNSによる交流の一層の普及など

³ スポーツは、アスリートのパフォーマンス向上という観点からも、観客のファンエンゲージメントを高めるという観点からも、デジタル・テクノロジーとの親和性が高い分野である。データ解析などに基づくエビデンスをベースにした練習方法等の開発・実践等の取組を進めた柔道が東京大会において高い成績を収めるとともに、新型コロナウイルスの影響を受けてAI、VR・AR等の技術等を活用した新たなスポーツの楽しみ方も広がった。このように、スポーツ活動にデータ・デジタル技術を取り入れることで、新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」を実現するための手立てを掲げることが求められる。

⁴ スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念

⁵ 2017年に開催された第6回ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS)にて採択された提言であり、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の保護」の三つのテーマに基づいている。

⁶ 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015

スポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な形で進展しており、日本は、このような国際的な動きをリードする立場から、様々なスポーツを通じた国際交流・国際貢献に一層取り組むことが期待されている。

(第3期スポーツ基本計画の策定に向けて)

このような第2期計画期間中の動向を踏まえつつ、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする第3期スポーツ基本計画（以下「第3期計画」という。）を新たに策定するため、令和3年4月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われ、第2期計画の成果・課題の分析とともに、生涯を通じた豊かな Sport in Life ビジョン等も含め2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方と、今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容について専門的な審議の依頼がなされた。

同審議会では、総会を4回、総会の下に設けられたスポーツ基本計画部会を11回開催するとともに、同審議会に設置された健康スポーツ部会においてスポーツ実施率に関する目標設定や多様な主体におけるスポーツ実施の促進、地域スポーツ環境の整備等について半年間にわたり議論された内容も踏まえ、スポーツ団体のみならず、地方公共団体や経済団体等の様々な関係者の意見や要望等を幅広く聴取しながら、第2期計画から引き継いでいくべき基本的な考え方や個別具体の施策とともに、デジタル化や少子高齢化の進捗、働き方改革の動向や生活環境の変化など様々な社会環境や状況の変化も丁寧に分析・評価して、新たに取り入れるべき考え方や政策等は何か、といった「不易と流行」を意識した精力的な審議を行った上で、令和3年12月20日、ここに中間報告を取りまとめることとする。

年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことが宣言されている。

第1章 社会変化の中で改めて捉える「スポーツの価値」

1. 第2期計画の総括的な評価

第2期計画では、①「スポーツで「人生」が変わる!」、②「スポーツで「社会」を変える!」、③「スポーツで「世界」とつながる!」、④「スポーツで「未来」を創る!」という4つの観点に基づく中長期的なスポーツ政策の基本方針のもと、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」として、4つの大きな柱ごとの政策目標が設定されている。

これら4つの柱に関し、第2期計画中の施策・目標の進捗に関する総括的な評価は、おおむね以下の通りである。

- (1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【第2期計画で掲げた政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

スポーツ参画人口の拡大について、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進、指導者等の人材育成やスポーツ施設等の場の充実に向けて施策に取り組んだ結果、成人の週1回・週3回以上のスポーツ実施率、障害者の週1回・週3回以上のスポーツ実施率は計画策定時と比較していずれも上昇し、一定の達成度を得たと考えられるが、第2期計画において設定した目標値とはいまだに開きがある状況である⁷。

引き続き、目標達成に向け、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を行う必要があり、特に、スポーツを実施しているが頻度が週1回に満たない層とスポーツ非実施層とといった2つの階層へのアプローチを進めていく必要がある。

- (2) スポーツを通じた活力があり^{きずな}絆の強い社会の実現

【第2期計画で掲げた政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通

⁷ 令和2年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%、成人の週3回以上のスポーツ実施率は30.9%、障害者の週3回以上のスポーツ実施率は12.3%。

じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

スポーツを通じた共生社会の実現については、多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備等に取り組んできたところではあるが、例えば、前述の通り、障害者のスポーツ実施率は増加傾向にあるものの依然目標達成には至っておらず、女性については男性よりもスポーツ実施率が低い状況⁸であるなど、誰でも等しくスポーツが実施できる環境の構築に向け、引き続きの取組が求められる。また、スポーツを通じた健康長寿社会の実現については、スポーツによる健康増進効果に係るエビデンスの蓄積・普及等を行ってきたが、更なるエビデンスの蓄積や、それらをまとめ、活用するための体制整備が求められている。

経済・地域の活性化については、スタジアム・アリーナ改革やスポーツ産業と他産業との融合の促進、スポーツツーリズム等の取組の促進等の施策を通じて、進捗が図られてきたところではあるが、新型コロナウイルスの影響等もあり、当初想定した施策等では十分に対応ができない側面が生じたところである。また、各地域等での担い手の確保や質の向上にも引き続き取り組む必要がある。

国際貢献については、スポーツ国際戦略⁹を踏まえ、国際競技連盟（I F）等における日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモロー（S F T）事業¹⁰による裨益国・者数等、第2期計画で設定した目標数値はおおむね達成された。引き続き東京大会後も、我が国の国際的地位の維持・向上等のスポーツを通じた国際交流・協力等を積極的に実施していく必要がある。

(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【第2期計画で掲げた政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。日本オリンピック委員会（J O C）及び日本パラリンピック委員会（J P C）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

東京オリンピックでは金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京パラリンピックにおいても総メダル数は過去最高に1個及ばなかったものの、これに迫るメダル獲得等の優秀な成績を収めており、目標に大きく近づく成果を上げているものと考えられる。

⁸ 令和2年度の20代～50代の週1回以上のスポーツ実施率は、男性が57.3%、女性が52.7%。

⁹ 平成30年9月スポーツ庁策定

¹⁰ 東京大会に向けて、スポーツ庁・外務省が中心に官民連携して、世界のより良い未来のため、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリ・パラ・ムーブメントを広げて行くことを目標にした取組。

このような成果が一過性のもので終わらぬよう、東京大会後も継続して我が国の国際競技力向上に向けた施策を効果的・効率的に進めていく必要がある。

(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【第2期計画で掲げた政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

スポーツ・インテグリティの確保については、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定し、これに基づいた取組を推進してきた。例えば、スポーツ団体の適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すスポーツ団体ガバナンスコード（以下「ガバナンスコード」という。）¹¹を策定し、統括団体による適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら実効性の担保に取り組んでいる。他方、スポーツ団体の不祥事の事案等や不適切な指導が問題となる事案等は生じており、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る必要がある。

ドーピング防止活動については、東京大会等に向けて世界的にも評価される検査体制を我が国において構築することができた。クリーンでフェアなスポーツに参加するアスリートの権利を守るためのドーピング防止活動は重要であり、引き続き検査の質的向上や、関係人材の育成等を図っていく必要がある。

（スポーツ行政の総合的な推進を図る上で必要となる考え方）

スポーツ庁は、スポーツ基本法（以下「基本法」という。）の理念である、「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、スポーツ行政の総合的な推進を図るための中核として、関係省庁と緊密に連携協力しながら多様な施策を推進するために、平成27年に創設された。

このようなスポーツ行政の中核的な役割を担う組織として、第2期計画の実行を通じて得られた成果や見えてきた課題等を踏まえて、我が国のスポーツが更に発展できるよう、具体的な支援策や環境整備等を検討し、速やかに取組を進める必要がある。

その前提として、第3期計画では「なぜ国として『スポーツの発展』を目指す必要がある

¹¹ スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

か」という基本的な問いに立ち返り、「スポーツの価値」とは何か、「スポーツ」をどのようなものとして捉えるかについて改めて確認する。このことを通じて、「スポーツの価値」を発揮するために、また、スポーツの発展を図るために必要な具体的な方策を示していく。その際、スポーツ施策は、国だけでなく、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者、大学・研究機関などの様々な主体が連携・協力しながら取り組む必要があるため、「スポーツの価値」について各主体間で共通認識を持つことが不可欠である。

2. スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

(「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」)

平成23年に公布された基本法の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記されている。第2期計画でも示したように、このスポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

この基本法制定以降10年にわたり、こうした前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、様々なスポーツ施策が展開されてきたところである。

国としては、今後、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる「スポーツ基本計画」(以下「基本計画」という。)¹²において、必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。

(基本計画で取り扱う「スポーツ」)

こうした「スポーツ文化」の成熟を目指して第3期計画を策定するに当たり、まずは「スポーツ」の捉え方を整理する必要がある。

具体的には、基本法前文において「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」と示されていることも踏まえながら、第3期計画では、「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つものとして捉えることとしている。

¹² 基本法第9条第1項「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。」

例えば、スポーツを「する」という観点からは、多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人と人とのふれ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれるなど、スポーツを通じて人間らしさが育まれるとともに、そうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられる。

また、スポーツを「みる」という観点からは、選手が試合や競技に挑戦する姿を「観る」ことから得られる感動に加え、更に「応援」することを通じて、選手と観客が一つとなれる一体感や帰属意識等も得ることが可能になると考えられる。

そして、スポーツを「ささえる」という観点に関しては、試合や競技に挑戦する選手を支えるトレーナー、コーチ、伴走者、審判員、スタッフ、ボランティアの方々といった様々な人々の力なくして大きなスポーツの大会を成功させることはできない。また、日々の生活の中で、人々が行うスポーツを支える地域の指導者等の役割も重要である。さらに、人による支援に加え、スポーツ・サイエンスやトレーニング方法の研究成果等の様々な科学的データや知見が、選手たちを支えている側面も見逃すことができない。こうしたスポーツを「ささえる」体制を充実する中で、時には支える側に、また時には支えられる側になることで、人と人との絆や思いやる心を育むことができると考えられる。

このように「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being¹³」の考え方にもつながるものである。こうした「スポーツの価値」を原点として大切にし、更に高め、生涯を通じてスポーツを「好き」でいられる環境を整えていくことが不可欠である。

そして、このような「スポーツそのものが有する価値」を基本としつつ、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると考える。具体的には、基本法前文にもある通り、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めることで、社会の活性化・課題の解決に寄与することができることである。また、地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消につなげるなどの課題解決にも寄与することができると考える。

今後は、このような「スポーツそのものが有する価値」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めていく施策に取り組み、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要となる。

¹³ 「経済・財政一体改革を推進するに当たり、エビデンスに裏付けられた効果的な政策やデータ収集等に予算を優先するなど、EBPMの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きを強化することにより、ワイズスペンディングを徹底する。(略) こうした取組の一環として、人々の満足度(Well-being)を見える化し、分野ごとのKPIに反映する。」(「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定))

3. 新型コロナウイルス感染症の影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」

これまでも「スポーツの価値」の重要性は、いかなるときにあっても変わることなく、健康課題の顕在化・深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の深刻化する社会課題の解決に寄与するものとして認識されてきたが、特に第2期計画期間中においては、以下の2つの大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなった。

一つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大である。

新型コロナウイルスの影響の下、スポーツが、いわば「不要不急」のものであるかのごとく扱われ、日々の生活から失われたり、制限されたりすることで、個人にとって見た場合、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失などの悪影響が生じた。また、社会にとって見た場合、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでもある。

このように様々な影響が顕在化したことで、反射的な効果として、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなった。こうした非常事態においても国民がスポーツの価値を享受できるよう、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識される場所である。

二つ目の大きな出来事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で1年延期された上で開催された東京大会である。

新型コロナウイルスの影響により、開催が1年延期され、その後も世界的に継続する新型コロナウイルスの感染拡大の影響の下、東京大会について、大会開催の是非を含めて様々な声が寄せられたところである。

そのような中、徹底した水際対策や行動管理等を通じた感染症対策を行い、オリンピック（以下「オリ」）という。）・パラリンピック（以下「パラ」という。）史上初めて大部分の競技が無観客での開催となった東京大会ではあったが、「する」「みる」「ささえる」といった様々な立場で参画した人々はもとより、開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に対するプラスの影響は大きいものであったと評価できる。

例えば、練習環境の制約や国際試合の中止が相次ぐなどこれまで経験したことのない極めて困難な状況下に置かれたものの、それでもなお、世界中の多くのトップアスリートが、目標に向かって努力を重ね、練習に打ち込んだ成果を発揮すべく、全力で競技に挑んだ。そのような「スポーツをする」真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらした。

また、東京大会から初めて正式競技として採用されたアーパンスポーツと言われる競技を始めとした競技・種目や、パラリンピックの競技・種目などは、初めて目に触れる機会を持った人々が多く、多種多様なスポーツについて新鮮さと高い関心を持って受け入れられ

た。それに加えて、仲間同士で励まし合う姿、対戦相手が互いのプレーをたたえあう姿といった光景を目の当たりにし、世界中の人々は「スポーツをみる」ことを通じてスポーツの持つ力、そのすばらしさを改めて確認することができた。

さらに、新型コロナウイルスの影響下の中での開催という特別な事情の下、安全・安心な形での大会・競技運営を担った大会スタッフや医療従事者、選手の介助、ガイドや器具・用具の開発・整備等のアスリートの競技活動を支えた関係者、そして、ボランティアの献身的な姿等を目の当たりにし、我が国のみならず世界中の人々に、「スポーツをささえる」ことのすばらしさや重要性を伝えることができたと考える。以上のことを通じて、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」を再確認するとともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、大規模な国際大会運営で蓄積された知見・データ・ノウハウの積極的な利活用、共生社会に向けた更なる意識向上、国際交流・理解の一層の増進などといった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値を改めて見いだすことができたものと考えられる。

また、東京大会では「多様性と調和」を基本的なコンセプトの一つとして、競技力向上を含めて協力体制を築くなど、いわゆる「オリ・パラ一体」を目指してきたが、こうした大会全体を通して、あらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことの重要性が改めて認識された。

他方、SNSを中心に選手への誹謗中傷の問題や、熱中症等のスポーツ活動一般でも生じるような課題が発生するなど、スポーツを実施するに当たって前提となる実施をする者の安全・安心が脅かされるような事態も生じたところであり、このようなスポーツの価値を国民・社会が享受するに当たって、その前提を脅かすような事態・状況に対して迅速・適切に対応することの必要性を再認識したところである。

このように、東京大会の開催を通じて得られた数々の貴重な経験は、今後、我が国のスポーツ界がより発展していくために極めて重要な意義を持つものであったと考える。

第2章では、「スポーツの価値」が発揮されるために、第2期計画に掲げられている「中長期的なスポーツ政策の基本方針」等も踏まえつつ、第3期計画において打ち出すべき施策の基本的な方向性を示していく。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における

「新たな視点」

(第2期計画の基本方針の扱い)

第2期計画では、今後5年間に取り組む施策を示すのに先立って、「中長期的なスポーツ政策の基本方針」として、「多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていく」ために「計画が目指す方向性を分かりやすく簡潔に示す」こととしており、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、

- ① スポーツで「人生」が変わる
- ② スポーツで「社会」を変える
- ③ スポーツで「世界」とつながる
- ④ スポーツで「未来」を創る

という4つの目標の実現に向けて取り組むことを示している。

この方針は我が国のスポーツ推進の在り方について、全ての人が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの方で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創るという方向性を示したものであり、時間をかけて取り組むべきものとして包括的かつ大局的な観点から整理し、示されたものである。

今後、第3期計画期間終了時の5年後だけではなく、10年後の2030年¹⁴以後も見据えた上で、上記の基本方針については第3期計画においても踏襲して、その方針に沿った施策等の検討・実践を図ることが適切と考える。

(第3期計画において推進するための新たな三つの視点)

このように踏襲した中長期的な基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践していくに当たって、「人生」「社会」「世界」「未来」が指し示す内容については、第1章で述べた通り、スポーツを取り巻く環境や社会的状況の進展とともに、変化が生じていることに留意する必要がある。

例えば、「人生」については前述の通り、働き方や生活の仕方等のライフスタイルの変化が生じていることに加え、「人生100年時代」と言われる中で既存のライフステージ・ライフコースにとらわれないような変化が生じている。

また「社会」については、情報化社会の進展・技術の進歩は著しく、令和3年にはデジタ

¹⁴ 2030年は、我が国の人口の3分の1が65歳以上の高齢者となることで人口構造の急激な変化を迎えると推計されるなど、社会構造が大きく変化すると言われている。

ル社会形成の司令塔としてデジタル庁も設置されたところである。デジタルツイン¹⁵を始めとしたリアルとデジタルの融合も進む中で、様々な活動を実施するに当たっての新たな手法が導入できるようになることはもとより、物事のパラダイム（価値観・定義）すら変わるような事態も生じているところである¹⁶。また、社会の変革に向けて、多くの人・組織が共に活動をすることで、様々な視点や価値観を共有しあう多様性を尊重する声も高まるところである。

「世界」については、2017年7月に「カザン行動計画」が策定されたことから見ても取れるように、国際的にもスポーツに係る重要課題について取り組むことは世界の潮流である。現在まで、新型コロナウイルスの影響を受けた入国規制等の関係から国際的な人的交流は制限される傾向にあるが、ポストコロナを展望していけば、国籍・人種・地域等を問わず様々な人が様々な場所で活動するグローバル化の流れがとどまることはなく、スポーツの世界においても国際動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要となる。

「未来」については、日本は、2030年には65歳以上の高齢者が3分の1となるなど人口減少社会を迎える中で、いかにして「持続可能な社会」を作り上げていくのかが重要となる。世界的に見ても、SDGsが各種施策・取組の目標として掲げられている中、未来に向けて日本社会をどのような形で持続可能な社会に切り替えていくのか、その際、スポーツはどのような貢献が可能なのかについて検討することが急務である。

以上のように、上記の中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、第3期計画において施策を示すに当たっては、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、以下の三つの新たな視点が必要になると考えられる。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人々がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

なお、これら三つの視点については、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのでは

¹⁵ 令和3年版情報通信白書（総務省）によると、「IoT等を活用して現実（フィジカル）空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実（フィジカル）空間の環境を再現する」ことを指す。

¹⁶ 一例として、国際オリンピック委員会（IOC）は、いわゆる「バーチャルスポーツ」について、「身体運動を伴うもの（サイクリングなど）と身体運動を伴わないもの（サッカーなど）の2つの形態」があり、ビデオゲームと区別をすることが重要であるとした上で、「バーチャルスポーツの人気の高まりを生かして、オリンピック・ムーブメント、オリンピックの価値、スポーツ参加を促進し、若者との直接的な関係を育てる。」としている。（「Olympic Agenda 2020+5（日本語）」（https://www.ioc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations_JP.pdf））

なく、相互に密接に関係し合う側面があることにも留意する必要がある。

(第3期計画の新たな視点①—スポーツを「つくる／はぐくむ」—)

「スポーツの価値」を国民・社会が享受するに当たっては、一人でも多くの人々がスポーツに参画できるような環境を整えていく必要があると考える。

他方、例えば、スポーツに関心を持たない層や苦手な層にとって、その多くは、学校や地域のスポーツ環境の場等において、これまでと変わらないスポーツの種類や実施方法等に対して、魅力を感じられず興味がわかなかつたり、不満や非効率さを感じていたりするような場合があることが想定される。

そのような課題を乗り越えるためには、社会情勢や個人個人の置かれた状況に応じて、既存のスポーツの枠組みや考え方のみにとらわれることなく、それらを不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に柔軟に応じた方法やルールを考え出したり、創り出したりするといった、スポーツを「つくる／はぐくむ」という観点が、新たに必要になると考えられる。また、世界に誇れる伝統的な我が国の武道の推進を図るとともに、アーバンスポーツ等の新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入などの多種多様なスポーツの存在・意義を発信し、国民が実施する機会を創出することが必要である。

なお、このことは、飽くまで、スポーツを楽しみ、喜びを感じながら取り組めるようにするため、既存の手法・態様のみに固執するのではなく、環境や状況に応じて柔軟に見直し、改善しながら取り組むことを促す趣旨のものとして考えるべきである。

(第3期計画の新たな視点②—「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる—)

新型コロナウイルスの影響によりスポーツ活動が制限されたことを受けて生じた影響の一つとして、これまでスポーツを通じて関わりを持っていた地域や仲間との交流が失われたということがある。

他方、東京大会で初めて追加されたアーバンスポーツ等の競技を含め、難度の高いパフォーマンスに挑戦をした選手を対戦相手が称賛し合うような光景も話題となったところであり、スポーツを通じて人々がつながり合う姿が印象的に示されたところである。

また、「オリ・パラ一体」がキーワードとしてあげられ、選手同士の交流や双方の競技等への理解が進んだことに加え、国民にとっても、障害の有無にかかわらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識させる契機となった。

これまでのスポーツを通じて多様な人々と様々な境界等を越えて交流をできるような環境づくりや共生社会の実現に向けた取組を更に推し進めつつ、既存の区別や整理の仕方を

所与の前提として固定的に捉えるのではなく、一人一人が置かれた状況や事情、特性等も踏まえ、様々な立場にある人々誰もが「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、機運を醸成することが、今後より重要になると考える。

また、スポーツの機会を提供する側や、スポーツを通じて社会経済の活性化を図ろうとする側にとっても、個々の力のみで活動を実施することにとらわれることなく、様々な立場・背景を持った人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の対応や活動の実施を図っていくという視点が重要となる。その際、実際に集まることにとどまらず、情報や知見を共有し合うことも考えられる。

（第3期計画の新たな視点③ースポーツに「誰もがアクセス」できるー）

スポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するためには、その前提として、性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等、それぞれが置かれた状況によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、望まずに途中で離れたりすることがないように、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成を目指すことも重要である。

このスポーツに「誰もがアクセス」できるという視点は、スポーツ活動を実施する上で求められることに加え、昨今の人口減少社会等により、スポーツ活動の担い手不足という課題解決を図る上でも重視されるべきものである。また、アクセスをすることができたとしても、その後、自分の意志に反してスポーツから離れることのないよう、様々な支援策を講じることを通じて、スポーツにアクセスし続けられる環境を整えるとともに、スポーツに取り組む人々の心身の安全・安心の確保にも配慮していくことが求められる。

第3期計画においては、以上三つの視点を基軸として、第2期計画期間中に「中長期的なスポーツ政策の基本方針」に沿って進められた施策・取組の達成状況等を分析して、成果や課題を明確化した上で、具体的な施策を位置付けていくことが必要である。

第3章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に

重点的に取り組むべき施策

新型コロナウイルスの影響により1年開催を延期し、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で東京大会は開催された。

この東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、ひとえに、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっていると看しても過言ではない。我が国の取組は、今後長い期間にわたって世界中から注視されることになると考えられる。

そのため、第3期計画においては、東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、従前の方法に加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者との連携・協力の下、以下に掲げる通り、特に重点的に取り組むべき施策群を明確に示すこととする。

(1) 東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上

我が国のアスリートがひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、スポーツへの関心を高めるものであり、このことを通じて国に活力をもたらすものである。東京大会における好成績¹⁷を一過性のものとせず、東京大会のレガシーとして今後も我が国の国際競技力を向上させるため、これまでの取組の成果を引き継ぎ、中央競技団体（NF）が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC¹⁸）と大学等との連携強化による研究推進や人材育成に取り組み、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境を充実させる。

また、HPSCの知見の還元や地域の関係機関との連携強化等を通じた地域の競技力向上に向けた体制構築、NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じて世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するなど、オリ・パラ大会実施競技以外の競技も含め、持続可能な国際競技力の向上を図る。

【第5章（3）「国際競技力の向上」（P.35）参照】

¹⁷ オリンピックにおいては金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、パラリンピックにおいても総メダル数は過去2番目の多さとなったほか、8位以上の入賞者数も近年のオリ・パラ大会と比べて大幅増となった。

¹⁸ 東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えた、JSCが運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点

(2) 安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承

新型コロナウイルスの影響下という極めて困難な状況の中でも、我が国において東京大会という大規模国際競技大会を安全・安心に開催することができた運営ノウハウを整理・蓄積し、我が国で今後開催が予定されている2022年の第19回FINA世界水泳選手権福岡大会、2026年の第20回アジア競技大会(愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ2021関西を始めとした大規模国際競技大会の開催運営に資する形で継承していく。

【第5章(4)「スポーツの国際交流・国際貢献」(P.40)参照】

また、東京大会等に向けて育成・構築した国際的にも高いレベルと評価されているドーピング防止活動に係る人材やネットワーク等を、国内外のスポーツ大会等の様々な活動に有効的に活用できるよう取り組んでいく。

【第5章(12)「スポーツ・インテグリティの確保」(P.64)参照】

さらに、東京大会においては、ボランティアや専門的スタッフ等、スポーツ活動を「ささえる」人材が大いに活躍したことを踏まえ、今後も様々な形でスポーツ活動を「ささえる」人材の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、その質の向上等に取り組んでいく。

【第5章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」(P.55)参照】

(3) 東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた。大会を通じた共生社会に対する理解・関心の高まりと、大会によるスポーツの機運向上を契機とし、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成や、オリ・パラの競技団体の連携強化、研究現場・医療現場等の関係者との連携深化等に取り組んでいく。特に、共生社会の実現に向けた取組を東京大会前後の一過性のものとする事のないような、東京大会を契機に整備されたバリアフリー・ユニバーサルデザインの先進的なスポーツ施設についての仕様や利活用方法等に関する情報発信を行うなど、スポーツを実施する者の多様なニーズを踏まえた環境整備の促進を図る。

また、東京大会では選手村にポリクリニック及びフィットネスセンターを一体的に設置し、医師、歯科医師、看護師はもとより理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたスポ

ーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、これらの専門性を最大限に活用して、世界最先端の取組に並ぶ切れ目のない連携の下で選手のサポートを行っており、選手や大会関係者から高い評価を得ている。こうしたサポートが受けられる環境は、大規模国際競技大会の場面に限らずアスリートが競技や練習に取り組む際に恒常的に必要なものであることを踏まえ、これら多様な職種が連携してアスリートのサポートを行う体制の整備に取り組む。そして、こうした取組を人々の日常的なスポーツの場面にも展開し、国民の健康増進に寄与してゆく。加えて、地方公共団体や関係団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等の面で支えるスポーツドクターやスポーツデンティスト、アスレティックトレーナー等の専門スタッフや、スポーツファーマシスト等の人材の養成・活用を図ってゆく。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 26）、（5）「スポーツによる健康増進」（P. 44）、（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P. 51）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P. 55）等参照】

加えて、東京大会に向けて取り組まれてきたオリ・パラ教育¹⁹の知見・経験をいかし、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進するほか、アーカイブ化等を通じて、貴重なスポーツ資料を保存し、広く二次利用を可能とする。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P. 40）参照】

さらに、東京大会における知見・経験等を次世代につなげていくため、近年の子供たちの体力低下傾向の食い止めに向けた、スポーツ機会の確保方策など総合的な体力向上策に取り組む。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P. 26）参照】

（4）東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心をいかした地方創生、まちづくり

新型コロナウイルスの影響による入国制限等のため、有観客での開催やホストタウンとの交流等は十分に実施できなかったところではあるものの、東京大会を契機としたかつて

¹⁹ 「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告（平成28年7月21日）」によれば、「オリンピック・パラリンピック教育」とは、大別して、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成される。

「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」は、オリ・パラに関する知識（歴史、競技種目、アスリートのパフォーマンスや努力のすごさ、オリンピック精神、パラリンピックの意義、用具の工夫・開発やクラス分け等のパラリンピックの特性等）のほか、選手の体験・エピソード、大会を支える仕組み、オリ・パラの負の部分と改善に向けた取組（商業主義が引き起こす歪みとIOC改革の取組、スポーツの公平性を蝕むドーピングの問題点とアンチ・ドーピングの取組等）についての学びが考えられる。

「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」は、オリ・パラを契機としてスポーツの価値（スポーツが個人や社会にもたらす効果）等が考えられる。具体的には、スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、スポーツ・インテグリティの保持、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする気運や体を動かすことへの自発的な関心の向上、生涯にわたってスポーツに積極的に参画することにつなげること等が求められる。

ない地域住民等のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」として各地域におけるスポーツによる地方創生、まちづくりの取組に転化させ、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させる。

また、東京大会において会場として使用された国立競技場の運営管理や、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、民間活力を活用し周辺地域のまちづくりと一体となった取組を推進していくとともに、国としては、そうした知見や情報等を地方公共団体に提供し、スタジアム・アリーナなどの地域スポーツ施設の整備を含む官民一体となったまちづくりを推進していく。

【第5章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）参照】

（5）東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・国際貢献

2014年より東京大会に向けて、世界のよりよい未来のために、開発途上国を始めとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていくことを目指し、我が国主導で実施されたSFT事業は、結果的に令和3年3月末までに204か国・地域の約1,250万人にスポーツの価値を届けることができた。このSFT事業で培われた官民ネットワークを東京大会後も活用し、より一層スポーツを通じた国際協力による我が国の国際的な存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P.40）参照】

（6）東京大会の開催時に生じたスポーツに関わる者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施

東京大会において課題となった熱中症等の心身の安全・安心を脅かす事象については、一般的なスポーツ活動においても同様に課題となるものであり、東京大会における対応等も踏まえ、選手を熱中症等から守るための対策の徹底や、夏季期間における練習や大会に関する健康面からの見直しの検討など、スポーツ活動全般において、実施する者の安全・安心の確保が図られるよう取り組んでいく。

また、東京大会に出場したアスリート等に対する誹謗中傷^{ひぼうちゆうきやう}の事案等も踏まえ、心理面のサポートの充実などアスリートのメンタルヘルスの向上に取り組み、安心して競技できる環境づくりを進める。

【第5章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P.62）参照】

さらに、スポーツを「する」人々だけでなく、スポーツを「みる」人々や「ささえる」人々の安全・安心にも配慮した形で、スポーツ施設の整備・運営を行うとともに、スポーツボランティア等の参画を促進する。

【第5章（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）、（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P.55）参照】

第4章 「新たな三つの視点」を支える具体的な施策

第2章で述べた第3期計画の三つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策について取り組むことが求められている。

1. スポーツを「つくる／はぐくむ」(新たな視点①)

(1) 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法や大会等参加資格の設定、ルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ、最も適切な手法・態様を取り入れることが重要であり、国は、そうした取組を促すために必要な啓発活動や支援を実施していく。

また、人生100年時代を迎え、特に、スポーツに対する考え方・意欲や生涯にわたってスポーツに親しむための身体的能力等を構築するのに大きい役割を持つタイミングである子供たちに対しては、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう教員を含めた指導者の養成や研修を実施したりするとともに、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実を図る。その際、障害があることを理由として、参加を希望するにもかかわらず体育の授業を見学する児童生徒をゼロとすることを目指すためにも、個に応じた指導計画を作成し指導内容等を工夫するよう、国として教育委員会や学校法人等を通じて学校現場に積極的に働きかける。

加えて、子供たちが参加する大会等についても、既存の運営・実施方法にとらわれず、安全・安心な形で開催されるよう、大会主催者はその在り方を不断に見直していくことが求められる。

【第5章(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」(P.26)参照】

(2) 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成

次代を担うアスリートを育成する指導者には、指導を受ける選手の将来を見据えつつ、選手自身が自らのスポーツキャリアを考え、その実現に向けて動き出せる自主性・自律性を養うことができる質の高い指導を提供することが不可欠である。このため、国は、そうした優れた指導者を安定的・継続的に養成することを目指し、(公財)日本スポーツ協会(JSP

○) を始めとする各スポーツ団体が取り組む指導者講習や資格取得の充実を支援する。

その際、指導者による理不尽な暴力や不合理な指導が押し付けられることのないよう、それら暴力・不適切指導の根絶に向けて、養成・研修課程において、最新の科学的知見等に基づく指導方法の取得が可能となるよう取り組む。

【第5章(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P.55)参照】

(3) スポーツ界におけるDX²⁰の導入

スポーツ界におけるDXの導入は、データ等を活用することでトレーニング等の様々なスポーツ活動の効率性向上や最適化を図ることにとどまらず、これまで「空間」や「時間」等の壁によって特定の人や組織、地域に偏在していた様々なスポーツに関する知見や機会を国民や社会に広く提供することを可能にする。情報化社会・IT化が進展する中で、国は、既存の手法等にとらわれずに、スポーツを「する」観点においても、「みる」観点においても、VRやAR等を活用したリモートでも楽しめるようなプログラムやデジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進を図ることで、スポーツの価値を広く国民に展開できるように取り組むとともに、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

また、スポーツを「ささえる」観点から、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究を通じて感染症等の制限下でも継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。その際、個人情報保護に十分留意しながら、スポーツに係るデータの集約・解析、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等についても検討を進める。

【第5章(2)「スポーツ界におけるDXの推進」(P.33)参照】

2. 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる(新たな視点②)

(1) スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるよう、国は、

²⁰ 「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン) Ver. 1.0」(平成30年12月 経済産業省)において、「DX」は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されている。第3期計画における「DX」は、この定義をスポーツ団体等のスポーツ機会を国民に提供する担い手を主語として、準じて使用するものとする。

様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築することを通じ、スポーツを通じた共生社会の実現を図っていく。その際、施設の整備やプログラムの提供はもとより、啓発活動を通じて、人々の理解の増進や意識を醸成することが重要であることに留意する。

【第5章（8）「スポーツを通じた共生社会の実現」（P.51）参照】

（2）スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化

国は、スポーツ活動の重要な担い手であるスポーツ団体が、自主的・自律的にガバナンスを強化し、収益拡大等の経営力の強化を図ることを通じて、「オリ・パラ一体」の理念も踏まえ、持続可能な団体運営や団体間の連携・協力が自発的に行われるよう、各団体における外部人材の雇用も含めた戦略的な経営を行う人材確保等の支援やネットワークの構築を行う。

国は、地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等が連携して、一体感を持って国民のスポーツ実施促進やスポーツによる健康増進、スポーツを通じた地方創生・まちづくり等に取り組めるよう、好事例やエビデンスの提供等の促進等を通じて、機関・団体間の情報共有・連携を促す。

また、地方公共団体は、スポーツ主管部局だけでなく、福祉関係部局、まちづくり部局、経済振興部局等の幅広い部局との連携・協力体制を構築することに加え、域内のスポーツ施設等のスポーツ関係者や、医療機関・福祉施設、企業等のスポーツ実施に関わる組織・人と連携体制を構築してスポーツ実施の促進に取り組む。

【第5章（1）「多様な主体におけるスポーツの機会創出」（P.26）、（5）「スポーツによる健康増進」（P.44）、（7）「スポーツによる地方創生、まちづくり」（P.48）、（9）「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」（P.54）等参照】

（3）スポーツを通じた国際交流

国は、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強めるため、スポーツ分野の政府間国際協力の推進や、地域間の相互理解に向けた人材交流の支援、国際交流を担う人材育成、日本のスポーツの魅力発信など、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

【第5章（4）「スポーツの国際交流・国際貢献」（P.40）参照】

3. スポーツに「誰もがアクセス」できる（新たな視点③）

(1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

国は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）等の体制強化・役割の拡大等を通じて、住民の幅広いニーズに応え、地域社会が抱える課題の解決に資する地域スポーツ環境の構築や、スポーツクラブ等の民間事業者も含めた地域の関係団体等の連携の促進、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、障害や疾病の有無等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするためのユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

【第5章（10）「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」」（P.55）参照】

また、国や地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちが、地域コミュニティの一員としてスポーツ活動を楽しめるよう、リモートによるスポーツの場の提供等について支援する。

【第5章（2）「スポーツ界におけるDXの推進」（P.33）参照】

(2) アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

オリ・パラ競技とともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うパスウェイの構築を進めるとともに、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、地域の関係機関のネットワーク構築による連携強化、地域における専門人材の育成等を進める。

【第5章（3）「国際競技力の向上」（P.35）参照】

(3) 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保

スポーツに取り組む者が、本人が継続を希望するにもかかわらず、けが・障害や不適切な指導など本人が望まない理由でスポーツを親しむ機会を失ったり、制限されたりすることがないように、継続的なスポーツの実施に向けて、スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保を図る。

【第5章（11）「スポーツ実施する者の安全・安心の確保」（P.62）参照】

第5章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第5章では、第3章・第4章に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策について、以下の通り示す。

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。

① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

[現状]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%（障害者は24.9%）（令和2年度）であり、成人のスポーツ非実施者（過去1年間に1度もスポーツを実施していない者）の割合は18.2%（障害者は53.6%）（令和2年度）である。
- ・ 成人の1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している者の割合（令和元年度）は男性が33.4%、女性が29.5%である²¹。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、運動不足を感じるから等様々である一方、スポーツ実施を阻害する要因は、仕事や家事が忙しいから、面倒くさいから、年をとったから等世代によって異なる。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会で高まったスポーツ実施の機運も生かしつつ、競技に勝つことだけでなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの大切な要素であるという認識の拡大を図るとともに、スポーツの実施に関し、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず広く一般に向けた普及啓発や環境整備を行うことにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になること、成人の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと（障害者は60%）を目指す。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、Sport in Life コンソーシアム²²を情報や資源のプラットフォームとすること

²¹ （出典）厚生労働省：国民健康・栄養調査報告

²² 地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等が連携してスポーツ振興に取り組んでいくために、関係団体で構成する

を通じ、国や地方公共団体、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の連携と、一体感をもった国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進する。

イ 地方公共団体は、スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、総合型クラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築して住民のスポーツ実施を促進する。

ウ 国は、「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指すととともに、関係省庁と連携して、厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康・体力の保持増進に資するスポーツの普及啓発を行う。

エ 国、地方公共団体は、JISSや地域のスポーツ医・科学センター等を活用し、アスリートだけでなく、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムについても情報提供する仕組みづくりを促進する。

オ 国は、性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体がスポーツを楽しむために、アーバンスポーツなどの新しいスポーツへの参画や誰もが等しく参加できるスポーツの導入、日常生活の中で気軽にできる運動・レクリエーションの実施、状況や環境の変化に応じた柔軟な実施方法やルールの変更・工夫など、スポーツに関わる人がそれぞれの状況・事情等にあわせ最も適切な手法・態様を取り入れてスポーツを「つくる／はぐくむ」ことができるように、必要な啓発活動や支援を行う。

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実

[現状]

- ・ 中学生のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところ、運動部活動の平均活動時間は短縮傾向にあり、休養日は増加傾向にあるものの、ガイドラインに定めた時間数等には達していない。
- ・ 中学校の運動部活動において、競技経験のない教師が指導をせざるを得ない現状があり、また、部活動の指導が教員の大きな業務負担となっている。
- ・ 令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を取りまとめ、改革の第一歩として令和5年度以降、段階的に休日の部活動の運営主体を学校から地域に移行していく方針を示している。
- ・ 地域における子供のスポーツ実施の場について、総合型クラブの地方公共団体における設置率は80.9%²³となっているが、総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており²⁴、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民

コンソーシアム。Sport in Lifeプロジェクトの一環として行われている。

²³ 設置数は令和3年7月現在3,583クラブ。

²⁴ 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着

が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

- ・ 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業を通じて、学校体育施設の有効活用を推進している。
- ・ こうした状況の下、令和3年10月、学識経験者や学校スポーツ関係者から構成される「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手し、令和4年7月目途に提言を取りまとめることを予定している。（なお、これまでに議論が終了しない場合は、「第一次提言」として取りまとめ、令和4年度中に最終提言を予定。）

[今後の施策目標]

- ✓ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施とともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、まずは、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための実践研究を行うとともに、得られた事例を効果検証し、情報発信することで取組の全国展開を図る。また、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進する。
- イ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進する。また、幼児期や運動を得意としない子供、障害のある子供等を含めた多様な子供が参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、子供のニーズに対応できるよう、アーバンスポーツや誰もが等しく参加できるスポーツ、レクリエーション志向などの活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域における青少年の武道実践の

しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

機会の提供を促進するとともに、安全に配慮した指導が行える指導者の確保を図る。

オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、地域スポーツに参加する子供たちの成果発表の機会を確保・充実する観点から、大会の在り方の見直しを図る。

カ 国は、部活動の運営主体の学校から地域への移行の流れを踏まえ、学習指導要領や地域スポーツ環境の在り方など部活動に関する仕組みについて適切なものとなるよう検討する。

キ 国は、基本法、学校教育法、社会教育法の趣旨を踏まえて学校体育施設の有効活用を促進するため、地方公共団体内での十分な連携や、総合型クラブや民間事業者を含む多様な主体の参画による効率的・効果的な活用、一般開放を前提とした施設整備（社会体育施設との複合化、耐震化、バリアフリー化等）、デジタル技術を活用した施設の情報管理等を先進事例の情報提供等により推進する。

b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

[現状]

- ・ 第2期計画においては、「自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合」を80%とすることが目標であったが²⁵、令和元年度時点で65.3%への増加にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「スポーツが「嫌い」「やや嫌い」である中学生の割合」を計画策定時の16.4%から半減することが目標であったが、令和元年度時点で15.8%への減少にとどまり、目標は達成できない見込み。
- ・ 「子供の体力水準」について、高かった昭和60年頃の水準まで引き上げることを目標としていたが、中学生男子及び高校生男子の50m走を除き、目標に到達しておらず、新型コロナウイルスの影響もあり、体力が低下しており、目標は達成できない見込み。
- ・ 運動時間は小・中学生ともに平成29年度をピークに減少で、運動をする子供としない子供で二極化が続いており、運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少する傾向にある。
- ・ 幼児期のスポーツ実施頻度は減少傾向にあり、幼児期の子供については運動習慣等に係る現状把握や、スポーツ実施に係る保護者・保育者に対する普及啓発が不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ 体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図る。

その結果として、

- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合を10%（令和元年

²⁵ 平成28年度の策定時は58.7%

度)から5%以下に、生徒の割合を14%(令和元年度)から7%以下に半減、
・卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う児童の割合を74%(令和元年度)から90%
以上に、生徒の割合を65%(令和元年度)から80%以上に増加、
・新体力テスト²⁶の総合評価がC以上である児童の割合を73%(令和元年度)から80%
以上に、生徒の割合を79%(令和元年度)から85%以上に増加
を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等と連携し、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢等にかかわらず、運動やスポーツなどについての科学的な理解を促し、生涯にわたって健康を保持増進しスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、教員研修、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、大学スポーツにおいてもそうした環境づくりを推進する。
- イ 国は、地方公共団体等と連携し、障害があることを理由として、体育の授業を見学している児童生徒がいる実態を踏まえ、参加を希望する児童生徒の見学ゼロを目指した障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うとともに、障害児のスポーツ・運動機会を確保するため、個に応じた指導計画・指導内容等の工夫を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体等と連携し、児童が運動の楽しさや喜びをより一層味わえるよう、アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員の活用などにより、主に小学校高学年での体育専科教員の配置を促進する。
- エ 国は、地方公共団体等と連携し、児童生徒の体力・運動能力などの現状を把握・分析し、国・教育委員会・学校における体力向上の取組の改善に役立てる。
- オ 国は、幼児期の子供のスポーツ実施状況や体力水準等に係る現状の把握・評価の在り方について検討する。
- カ 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、障害の有無や性別等にかかわらず幼児期からの運動習慣を形成するため、保護者・保育者等に対し、幼児期における運動の重要性や安全にスポーツを実施できる施設等に関する情報発信を行えるよう支援するとともに、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム²⁷の活用等を通じた運動遊びの機会の充実を促進する。
- キ 国は、地方公共団体及び武道関係団体等と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における多様な武道の指導を充実する。

²⁶ 平成11年度の体力・運動能力調査から導入した実技テスト。小学生は握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げを実施。中学生は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げを実施。各項目の記録を得点化・合計し、総合評価(A~E)をする。

²⁷ J S P Oが開発した子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

[現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由により、スポーツ実施時間が短い傾向にある。
- ・ 女性については、運動不足を一因とする、骨粗しょう症、極端な痩せ、妊娠中や産後の心身の健康悪化等の健康課題が顕在化している。
- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%（令和2年）と、成人一般の59.9%（令和2年）と比べると大きな隔たりがあり、7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している²⁸。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%（令和2年）、若年層で49.4%（同）と、約5割を占めている。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透等による運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、外出制限等によるメンタルヘルス不調の課題が増加している。

[今後の施策目標]

- ✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す。
- ✓ 障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度（若年層（7～19歳）は65%程度）とすることを旨とする。
- ✓ 隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりの推進や、従業員の健康づくりにスポーツを活用する企業を支援すること等により、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指す。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体や民間事業者等に対し、女性がスポーツを実施する意欲を向上させるための取組や女性のスポーツと健康との関係、女性がスポーツをしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する。

イ 国、地方公共団体は、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者スポーツ大会（都道府県等で行う予選会を含む。）の活用や、総合型クラブとの連携も

²⁸ 7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は、平成27年に31.5%であったのに対し、令和2年は27.9%。

図りながら、引き続き、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む。また、障害者スポーツ用具の整備・利用促進にも取り組む。

ウ 国は、特に、障害者の半数程度を占める非実施層に対するスポーツの魅力の発信や、民間事業者や地域におけるスポーツ実施機会の創出等により、非実施層の減少を図る。

エ 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。

オ 国は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨について周知し、合理的配慮の取組事例の収集及び関係者に対する共有を進めるとともに、車いす競技の体育館利用における誤解の解消等により施設の利用を促進する。

カ 国は、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用して、今までよりもプラス10分の運動習慣づくりを促す。

キ 国は、「スポーツエールカンパニー」認定制度²⁹の認知度向上と、認定企業の拡大を図る。また、関係省庁と連携して民間事業者に対する普及啓発活動を行い、民間事業者の「健康経営」におけるスポーツの活用を促進する。その際には、厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」と連携・協力を図り、従業員の健康保持増進活動におけるスポーツの活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b. 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ(P. 30)

④ 大学スポーツ振興

[現状]

- ・ 「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」(平成29年3月文部科学省)の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところである。
- ・ 大学スポーツアドミニストレーター³⁰(SA)の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- ・ 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組においても深化が必要な状況で

²⁹ 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

³⁰ 大学において大学スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する専門人材

ある。

- ・ 大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成 30 年 3 月に独立した民間団体として（一社）大学スポーツ協会（UNIVAS）が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果³¹を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的成果を上げていくことが期待されている。

[今後の施策目標]

- ✓ UNIVAS と一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。その結果として、UNIVAS の認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、「大学スポーツの振興に関する検討会議」（平成 28 年設置）などで議論し整理された、（1）大学スポーツの振興（①安全・安心な大学スポーツ環境の確立、②デュアルキャリアの推進、③大学スポーツの価値向上・認知向上）、（2）大学スポーツによる地域振興といった分野（大学スポーツ振興）について、UNIVAS と連携・協力して、引き続き着実に取組を進める。
- イ 国は、大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大のため、大学スポーツの重要性について、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、広く大学関係者全体、特に大学トップ層の理解を更に促進する。
- ウ 国は、新型コロナウイルスの影響下での経験などを踏まえ、大学スポーツを振興する体制を更に全国の大学へ広げていくため、従前推進してきた SA の配置に加え、各大学の規模やミッションに応じた手法により、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築を加速化する。
- エ 国は、大学が地域における重要な存在として役割を担うことができるよう、先進事例の情報提供等により、大学スポーツが有する資源（施設、人材、知的資源など）を存分に活用した地方創生を推進する。
- オ UNIVAS は、国から独立した民間団体であることを前提とした上で、日本らしい大学スポーツの全国統括団体として、大学スポーツ振興という目的を共有する国と連携・協力した取組を進めるよう努める。

(2) スポーツ界における DX の推進

³¹ 安全対策の実施状況の評価等を行い、認証の発行と安全補償を付与する UNIVAS 安全安心認証制度の創設など。

① 先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大

[現状]

- ・ IT化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まった。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツの実施において、先進デジタル技術やデータの活用を促進する。

[具体的施策]

- ア 民間事業者は、必要に応じて国の支援を受け、VRやAR等のデジタル技術を活用してスポーツを新たな方法で楽しむ機会の創出に係る技術開発や普及啓発を推進する。
- イ 国、地方公共団体は、地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちも含め、多様な主体それぞれが平等に地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室や会話などの双方向的な交流を生むスポーツの場の提供等について支援する。
- ウ 国・(独)日本スポーツ振興センター(JSC)は、関係機関と連携し、デジタル技術等を活用したアスリート支援の充実を図るため、ハイパフォーマンススポーツ³²に関する情報収集・データ分析や、AI、VR等の先端技術を活用した支援手法を含むスポーツ医・科学等の研究の推進に取り組む。これらを通じて、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化活動を実施できる環境の整備を進める。
- エ 国は、関係機関と連携し、個人情報の保護に十分留意しつつ、東京大会において得られた情報を始めスポーツに係るデータの集約・解析や、様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方等について検討を進める。

② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出

[現状]

- ・ デジタル技術及びそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテインメント性の向上、する分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつある。
- ・ DXによるスポーツの価値向上、さらには、それによる新たなビジネスモデル展開等への期待は高まっているが、いまだ大きな進展は見られない。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、関係者による取組が積極的には行われにくい状況が続いている。

³² 国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動

[今後の施策目標]

- ✓ デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進する。

[具体的施策]

- ア 国は、スポーツの場におけるデジタル技術を活用したビジネスや機器、サービス等の国内・海外の優良事例を広く収集し、関係者に展開する。さらに、デジタル技術の活用に積極的に取り組む事業者等に対する表彰やモデル事業への支援等を行う。
- イ 国は、デジタル技術を活用して身体活動を仮想空間上に投影することや、それを通じて競技者が互いの距離や時間等を気にせずスポーツを楽しむこと等を活用した新たなスポーツづくりを含むビジネスモデル創出への支援も行う。
- ウ 国は、NFT³³やベッティングなど、デジタル技術の発展により新たに可能となったスポーツ関連ビジネスについて、海外の状況を調査するとともに必要に応じて我が国での事業化に際しての検討を行う。
- エ 国は、指導の高度化や指導現場から暴力・暴言を無くすためにも、言語化しにくい内容を映像やデータにより理解できるよう、指導現場におけるデジタル活用を推進する。
- オ 国は、スポーツの場におけるデジタル技術の活用やデータの分析を通じて新たなビジネスモデルを創出することができる人材を育て、増やしていくための支援を行う。

(3) 国際競技力の向上

【政策目標】

我が国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績を挙げることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、国民のスポーツの関心を高めるものであり、これを通じて国に活力をもたらすものであることから、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)及び(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。

そうした取組を通じ、夏季及び冬季それぞれのオリンピック・パラリンピック競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

[現状]

- ・ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化支援等の従前の取組は一定の成果をあげており、今後も、必要な改善を加えながら取組を継続することが必要。

³³ Non-Fungible Token (非代替性トークン)。ブロックチェーン上で発行される、代替可能性のないデジタルトークンのこと。

- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがあり、コーチ等の育成・配置も更なる充実が求められる。
- ・ 選手強化活動や競技普及などにおいて、オリ・パラのNFが連携した取組が必ずしも十分にできているとはいえない。
- ・ 女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続するため、各ライフステージに応じ必要な支援や環境づくり、選手自身や関係者への意識啓発を更に進める必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、これからの選手強化活動に必要な強化責任者や指導者・スタッフ等の人材の育成・配置、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立する。

[具体的施策]

- ア JSC、JOC及びJPCは、各NFによる中長期の強化戦略プランの実効化を支援するため、引き続き、各NFとの連携による協働コンサルテーション³⁴の実施など、PDCAサイクルの各段階での支援等に協働で取り組む。また、国は、この取組における各NFの評価結果については、引き続き、各種事業の資金配分に活用する。
- イ 国は、NFが行う日常的・継続的な選手強化活動に対する支援を行うに当たって、次回のオリ・パラ大会に向けて重点支援競技を選定し、配分額の加算や、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を継続的に実施する。
- ウ JOC、JPC及びNFは、従前の取組の成果を踏まえつつ、選手強化活動全体の強化責任者、海外から招へいた人材を含む優秀な指導者・スタッフ等の育成・配置を進める。国としても、これらの取組を支援する。
- エ 国は、各NFの実情を踏まえつつ、NFが自立して選手強化活動を始めとした様々な活動を進めていくための組織基盤の確立・強化に向けた取組を支援することで、NFの持続的かつ自立的な運営を促進する。
- オ 国は、選手強化活動や競技大会の開催、競技の普及、企業等との協働などにおいて、オリ・パラのNFが、連携した取組を進めるよう促す。
- カ 国及びJSCは、女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備のため、従前の取組により得られた成果や知見を活用し、実践における課題解決に取り組むとともに、相談体制の充実や出産・育児等へのサポートを含めた支援体制の整備を行う。あわ

³⁴ JSC、JOC及びJPCにより構成される協働チームと各NFの強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

せて、指導者についても、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施する。また、女性アスリートの健康課題³⁵等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、NFや地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む。

キ JSCは、スポーツ振興基金助成事業においてアスリートに対する助成を行うこと等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境を整備する。

ク 国は、JSC、JOC、JPC、JSPO、NF、民間事業者、大学等と連携して、クロスアポイントメント制度³⁶等の活用も含めた組織間の人材交流の促進や、ナショナルコーチ等の設置に係る支援等により、指導者・スタッフ等が選手強化活動に専念し、又は、研究者がスポーツ医・科学等に関するより実践的な研究を行うことができる環境の整備を進める。

② アスリート育成パスウェイの構築

[現状]

- ・ アスリートの発掘・育成・強化に関しては、国、地方公共団体、競技団体等が様々な取組を行っている。これらの取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋(アスリート育成パスウェイ)の整備を進める必要がある。
- ・ アスリートの発掘については、オリ競技は、育成・強化につながるような発掘となるよう、改善を図ることが必要である。他方、パラ競技においては、これまで実施してきたジャパン・ライジング・スタープロジェクト³⁷を通じ、短期間で国際大会等へ出場する選手が発掘されるなど、その効果は高いことから、継続的な改善を図りつつ、引き続き実施していくことが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を通じた、中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組により、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出する。

[具体的施策]

ア 国及びJSCは、アスリートの戦略的な発掘・育成・強化に向けて、地方公共団体、競技団体、JSPO(各都道府県協会を含む)、(公財)日本パラスポーツ協会(JPS

³⁵ 代表的なものとして、過度なトレーニングにより引き起こされる、利用可能エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症が女性アスリートの三主徴と呼ばれている。

³⁶ 出向元機関と出向先機関の間で、出向に係る取決め(協定等)の下、当該取決めに基づき労働者が二つ以上の機関と労働契約を締結し、双方の業務について各機関において求められる役割に応じて従事比率に基づき就労することを可能にする制度

³⁷ 関係団体と連携して、全国から次世代の有望なアスリートを発掘するプロジェクト。

A) (各都道府県協会を含む)、その他関係機関等による取組の有機的な連携を図る。特に、「日本版FTEM³⁸」等も活用しながら、各NFが、発掘から育成・強化までを一貫して行うアスリート育成パスウェイを構築することを支援する。その際、トップアスリートの引退後のキャリアにも十分配慮する。

イ 国及びJSCは、地方公共団体や競技団体が、アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、これが育成・強化と一貫した取組となるよう、支援する。特に、パラ競技については、タレント発掘のための取組の強化が、競技の裾野を広げ、将来有望な人材がスポーツを実施することにもつながることから、更に幅広い層へのアプローチが可能となるよう取り組む。

ウ 国及びJSCは、引き続きNFと連携し、将来メダル獲得の可能性が高い競技や有望アスリートに対して、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化への支援を実施する。

エ 国、JSPO及び開催地の都道府県は、国民体育大会（国民スポーツ大会）が、将来有望なアスリートの発掘・育成を含め、競技力向上に資するものであることから、三者が一体となって実施するとともに、「3巡目」に向けた大会の在り方等について検討を進める。

③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

[現状]

- ・ アスリート支援を充実するため、HPSCの機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、アスリート支援の一層の高度化・充実が求められる。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によりNFの選手強化活動が制約を受け、これに対応した経験も踏まえ、安定して継続的に選手強化活動ができる環境整備が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、HPSCや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。あわせて、デジタル技術の活用等により、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的な選手強化活動を行うことができる環境を整備する。**

³⁸ アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてJSCが開発したもの。³⁹ 2022年度よりIOCを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

[具体的施策]

- ア 国及びJSCは、トップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等による研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集・データ分析の充実、パラ競技の用具を始めとした競技用具等に関する研究の実施など、HPSCの機能強化を進める。その際、デジタル技術の活用など、新型コロナウイルスの影響下の経験を踏まえた継続的な選手強化活動を行うことができる環境の整備を進めることに留意する。これらを通じて、NFによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。
- イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援、大規模国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多面的で専門的かつ高度な支援を実施する。
- ウ 国及びJSCは、アスリートに対する^{ひきょう}誹謗中傷等に関する昨今の状況を踏まえ、アスリートがメンタルヘルスを向上させ、大舞台で本来の実力を発揮できるよう、メンタルトレーニングの普及啓発を含む、心理面のサポートの充実を図る。
- エ 国は、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。あわせて、NTC競技別強化拠点においては、NFが策定する強化戦略プランに基づいた選手強化活動を実施することはもとより、都道府県競技団体(PF)などが行う地域における競技力向上の取組にも資するよう、機能強化ディレクターの配置拡充等を通じ、HPSC、地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、スポーツ医・科学、情報等によるサポート等の充実を図る。
- オ 国及びJSCは、大学等とHPSCとの連携による先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用(実装化)できるよう取り組む。あわせて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進めるため、連携協定の締結、クロスアポイントメントの実施、教育プログラムの開発、HPSCの場を活用した実践機会の提供など大学等とHPSCとの一層の連携強化を図る。
- カ 国は、パラ競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置を支援する。

④ 地域における競技力向上を支える体制の構築

[現状]

- ・ ハイパフォーマンススポーツに関するHPSC等の知見を、全国のアスリートの発掘・育成・強化の実践において活用できるよう、地域に還元していくことが必要である。
- ・ 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するためには、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFによるアスリートの育成・強化につなげる仕組みづくりが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ HPSC、NTC競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、HPSC等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。

[具体的施策]

ア 国及びJSCは、地域のアスリート育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、NTC競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。

イ 国及びJSCは、持続可能な国際競技力向上に資するよう、PFを含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFにおける選手強化活動に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組む。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実」エ(P.39)

(4) スポーツの国際交流・国際貢献

① 国際スポーツ界への意思決定への参画

[現状]

- ・ IF等における日本人役員は、第2期計画の目標の35人を達成し、東京大会に向けて日本に対する関心が高まる中で一定の成果を上げたが、依然としてIF役員ポストを多く有する国々とは差がある。NFとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やIFにおいて発言力を発揮できる人材育成の方策を検討する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、現在のIF等の役員ポスト37人規模の維持・拡大を目指す。その際アジア競技連盟(AF)の役員ポス

トも確保する。

[具体的施策]

ア 国は、I F、A F等の日本人役員の増加及び再選に向けたN Fの取組を支援する。また、J S C、J O C、J P C及びN Fと連携し、I F等で活躍できる人材の発掘・育成、次世代を担う職員派遣を推進する。その際、民間人材（東京大会の運営で活躍したプロフェッショナル人材、専門スタッフ、スポーツボランティア）やアスリートを含め、人材のすそ野を広げていく。

イ 国は、N Fが国際スポーツ情勢やI Fの役割を踏まえ、当該I Fにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、I Fにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成などを盛り込み作成する国際戦略に基づき、N F相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

ウ 国は、J S Cのローザンヌ拠点³⁹の活用等により、スポーツをとりまく国際的情報を収集するとともに、我が国の取組について国際的な情報発信をしていく。

② スポーツ産業の国際展開

[現状]

- ・ スポーツ庁、経済産業省、(独)日本貿易振興機構及びJ S Cの4者が、我が国のスポーツやスポーツ産業の国際展開を促進するための連携体制を構築した。
- ・ A S E A N等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、スポーツ産業の国際展開が不十分である。また、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ等のベンチャー企業が、国際的に認知される機会が少ない。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークの構築や情報共有のための基盤を構築する。**

[具体的施策]

ア 国はスポーツ産業の国際展開を促進するためのプラットフォームの検討を行いつつ先進事例や機運醸成のための情報発信を推進する。

イ 国は国際的な展示会・商談会等へ、幅広い我が国のスポーツ関連産業の参加を促進する。また、関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して情報提供を行い、国内のネットワークを形成する。

ウ 国はスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム(S O I P)⁴⁰と

³⁹ 2022年度よりI O Cを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

⁴⁰ スポーツ分野と他産業の融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォーム

連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。

③ スポーツ国際交流の促進

[現状]

- ・ MINEPS⁴¹への参画や日中韓、日ASEAN間のスポーツ大臣会合の立ち上げ、開催を通じ、アジア地域等におけるスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。会合の成果を踏まえ、今後も具体的な協力方策を検討していく。
- ・ 令和3年3月末までに204か国・地域の約1,250万人にスポーツの価値を届けたSFT事業により、NF連携を通じた指導者の招へい・派遣やパラ参加国・地域拡大支援などオリ・パラ・ムーブメントを推進した。この成果を踏まえ、SFT事業の在り方を検討することが必要。
- ・ スポーツを通じた国際交流は、国際的な相互理解を図るために有効であり、青少年を含むスポーツに携わる人材の目を世界に向けさせることが重要。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会のレガシーを一環として、スポーツを通じた国際交流・協力により、スポーツ界における日本のプレゼンスの維持、向上を目指す。
- ✓ SFT事業を通じて培われた官民ネットワークを活用し、スポーツを通じた国際協力による存在感の発揮やSDGsへの貢献を目指す。

[具体的施策]

- ア スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。
- イ 国内外においてスポーツを通じた幅広い国際交流活動を実施する。特に、国はパリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）に向け、東京大会のレガシーを継承し、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する。

④ 国際競技大会の招致・開催に対する支援

[現状]

- ・ 今後我が国では、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会や第20回アジア競

(SOIP)

⁴¹ ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS）。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し、実行志向型の提言を発表する会議。

技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等の大規模国際競技大会が開催される予定である。また、札幌市と JOC が 2030 年の札幌冬季五輪の招致を立候補し、IOC と継続的に対話が行われている。

- ・ 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要。
- ・ また、自治体が持続可能な形で国際大会を開催できるようにしていく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上や国際交流・協力や経済、地域の活性化等に寄与する。

[具体的施策]

ア 国は、2022 年の第 19 回 F I N A 世界水泳選手権福岡大会や 2026 年の第 20 回アジア競技大会（愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西を始めとした国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。

イ 国は、開催地及び NF が招致・開催する国際競技大会についてその意義や開催規模の適正性、SDGs や地域社会・経済への貢献に資する開催計画の状況、開催の効率性について、その意義を勘案しつつ支援する。

ウ 国は、国際競技大会の招致・開催に取り組む自治体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促していく。

⑤ オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開

[現状]

- ・ 東京大会に向けて作成されたオリ・パラ教育教材が蓄積されている。また、大会に参加したアスリートと児童生徒との国際交流も含む交流活動等が進められるなど、大会のレガシーをいかした特色ある教育活動が進められている。
- ・ スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを作成し、資料のデジタル化、アーカイブシステムの運用・検証を実施したものの、デジタル化やネットワーク化が不十分であり、また一般ユーザーの利用可能なシステムを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会における知見・経験をレガシーとしていかしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。

- ✓ アーカイブ化・ネットワーク化を推進し、貴重なスポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、アーカイブ化・ネットワーク化を通じて広く二次利用を可能とする。

[具体的施策]

ア 国は、オリ・パラや国際的なスポーツ大会の意義等について、学習指導要領を踏まえた指導が継続的になされるよう取り組む。

具体的には、JOC・JPC・大学・地方公共団体等の関係機関と連携を図り、オリ・パラ教育等の様々なスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を支援するとともに、多様な事例の収集・情報提供を行う。

イ 地方公共団体は、スポーツ担当部局と教育委員会との連携を密に図りつつ、必要に応じてJOC・JPCや企業等の取組も活用し、様々な競技のアスリートと児童生徒との交流活動、体験活動の機会、国際交流活動等を継続的に提供するよう努める。

ウ JSCは、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進する。

(5) スポーツによる健康増進

【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」⁴²に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

[現状]

- ・ スポーツによる健康増進に関するエビデンスは蓄積されてきているが、それらをまとめ、活用するための体制が整備されていない。
- ・ 健康診断においては有所見でも自己認識としては健康と認識している人も多い現状が見られるが、健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツをしようと思う人は少ないとの指摘がある⁴³。

⁴² 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」のこと。国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めている。

⁴³ 自分の健康状態について「健康」「どちらかといえば健康」と回答する人の割合：約80%（令和2年度「スポーツ実施状況等に関する世論調査」）、健康診断（職域）における有所見率：約55%（平成30年 労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果より）

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通じた健康増進を図る。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。(再掲)

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態（住民の特性・施設の整備状況等）に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。
- イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に対し、まとめた科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。
- ウ 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、企業、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、スポーツによる健康づくり、コンディショニングの方法、栄養・休養の取り方や厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」エ(P.27)

② 医療・介護、企業・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

[現状]

- ・ 国民医療費が年間40兆円を越える規模となり、高齢化等によりその更なる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。
- ・ スポーツによる健康増進の効果についての各種事業における好事例等の成果物の利活用や効果的な情報発信、好事例の横展開が不足している。
- ・ 健康のためのスポーツ促進に当たって、医療・介護現場とスポーツ現場の連携や教育・福祉関係部局・地方行政との連携に課題がある。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透や外出制限等により運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加している(再掲)

[今後の施策目標]

- ✓ 地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。
- ✓ 教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護現場とスポーツ現場の連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。
- ✓ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む企業の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ、医療関係団体、企業等に対し、これまで運動が禁忌とされていた患者でもスポーツの実施により予後が良好になると認められる場合が増えてきたことも踏まえ、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等についての情報を共有し、普及啓発活動を行えるよう、支援する。
- イ 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。
- ウ 国は、地方公共団体や企業が行った健康増進に資する取組をまとめ、好事例の横展開を図るとともに、地方公共団体や企業が施策の助言を受けられる機会を提供する。
- エ 国は、医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。また、医師が安心して高齢者に運動・スポーツを推奨できるよう、運動・スポーツ施設の特徴等の見える化⁴⁴を促進する。
- オ 国は、地方公共団体が行う介護現場とスポーツ現場の連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方の情報から安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践するためのプログラム作成ができる指導者等の専門家の養成を支援する。
- カ 民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導等において、医師、保健師等から従業員やその家族に対し、スポーツの実施を通じた健康保持増進について必要な指導を行う。国は、民間事業者や保険者等と連携し、従業員に自らの体力の現状を把握させ、スポーツ実施を通じた健康保持増進の必要性に関する気づきを与えるられるよう、健康診断等の際に体力テストを併せて行う等の取組を検討する。
- キ 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。

⁴⁴ 例えば、各運動・スポーツ施設にはどのような指導者が在籍していて、またどのようなプログラムや設備が整っているのかを情報として見える化することが考えられる。

※本項にも位置付けられる既述施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」イ(P.27)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」キ(P.32)

(6) スポーツの成長産業化

【政策目標】

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5兆円を2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

【現状】

- ・ 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）やジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）などの地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつある。
- ・ 第2期計画でスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円とする目標を掲げており、統計数値がそろそろ直近のデータである2018年までは約9兆円と順調に推移。しかし、その後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けている可能性がある。

【今後の施策目標】

- ✓ **新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとする。**

【具体的施策】

ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進する。具体的には、目標とする2025年までの20拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。

イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションを通じた新たなビジネスモデル開発を支援すべく、対象競技の拡大や地域のスポーツチームや企業等の参画を促進しつつ、セミナー等での機運醸成、先進事例の創出や優良事例の収集・表彰等を引き続き実施する。

ウ 国は、スポーツ団体の収益力を向上させるため、スポーツ経営人材の育成やスポーツ

団体の経営力強化等を支援する。

エ 国は、スポーツ団体・自治体・民間事業者等が連携・共創のもと行う最新テクノロジーを活用した取組、データを利用した取組、地域貢献等の社会的価値創出に資する取組等の動向調査を行い、スポーツが他産業や社会一般にもたらす多様な価値の発信を通じて、スポーツ界への投資を促進する。

オ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を改善することにより、スポーツ市場の分析的確に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。

カ 国は、スポーツ団体が、アジア等の国際市場に対して、スポーツコンテンツの輸出やデジタル技術活用による新たなスポーツ観戦等の提供、インバウンド等の取り込みといった我が国のスポーツ市場拡大につながる魅力的な活動を行うことを支援する。

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり

【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

① スポーツによる地方創生、まちづくり

[現状]

- ・ これまで国のスポーツによる地域振興政策の中心であった「スポーツツーリズム」については、その普及・実践を推進した結果、各地でほう芽が見えつつあるが、この数年は、新型コロナウイルスの影響によるインバウンドの消失や国内人流の抑制のため、苦戦してきた。今後は、ウィズコロナ、ポストコロナの両面から、将来も見据えた更なるコンテンツ開発の促進等が課題である。
- ・ 「地域スポーツコミッション⁴⁵」は、数の上では一定水準に達しつつあるが、そのほとんどが東京大会等を前にしたこの数年間に創設されたものであり、依然零細な組織が多数の状況にある。今後は、地域から期待される役割を果たし、かつ、将来にわたって安定した組織へと発展させていくために、経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（「質的な向上」）が課題である。
- ・ さらに、国は、第2期計画の期中から、東京大会等の「スポーツ・レガシー」として各地に残すため、従来の「スポーツツーリズム」だけでなく、広くスポーツによる地方

⁴⁵ 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織

創生、すなわち、各地の「スポーツ・健康まちづくり」の創出の促進に取り組み始めた。今後は、東京大会が終了したことも踏まえ、全国各地での創出を本格的に加速化させ、スポーツが地域・社会に貢献し、ひいては、スポーツの競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現させていくことが課題である。

[今後の施策目標]

- ✓ 全国各地域がスポーツによる「地方創生」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。

その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%とする。

[具体的施策]

(スポーツによる「地方創生」の加速化)

ア 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁴⁶に従い、東京大会等の「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくり⁴⁷の各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化するとともに、全国で活用がされている地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊など国の施策の活用事例の周知を図りながら、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。

イ 国は、日々の具体業務の中で全国各地におけるスポーツによる地方創生、まちづくりを促進していくに当たって、以下のように「発想を転換」して進めていく。

- ・ スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であり、例えば、地方公共団体の推進体制についても、スポーツ部局はもちろん、首長・企画部局の関与とリーダーシップの下、まちづくり部局、医療・介護・福祉部局、経済振興部局など、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、また、地域住民や企業などの多様な主体とも連携・協力して、「地域をあげて取り組む」ことが不可欠であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」においては、従来のスポーツツーリズムなどのアウトナー施策⁴⁸に加え、インナー施策⁴⁹も含めて、総合的に進めることが重要であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」を促す触媒には、地元プロスポーツ、地域スポーツ、障害者スポーツ、地元アスリート、スポーツ国際交流、スポーツ産業、部活動、地元大学スポーツ、地元スポーツボランティア、地元スポーツ施設など様々な地域のスポーツ資源の全てがなりうること。また、地域振興における「スポーツ」とは、「競技スポーツ」だけでなく、散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど広く身体活動と捉えて

⁴⁶ 令和元年12月20日閣議決定

⁴⁷ まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「スポーツ・健康まちづくり」と呼称

⁴⁸ スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口の拡大の推進施策

⁴⁹ スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現などの推進施策

いくことが可能であること。

- ・ スポーツによる「地方創生」に当たっては、従来のスポーツから地域振興へのアプローチを一步進めて、むしろ、地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想に立ち、スポーツを地方創生に積極的に活用していくことが重要であること。
- ・ スポーツによる「まちづくり」の形として、日々の生活の中にスポーツを取り入れた革新的ライフスタイル⁵⁰も促進すべきこと。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (コンテンツ開発の促進))

ウ 国は、スポーツによる地方創生においても重要な要素の一つであるスポーツツーリズムについて、各地域や関連事業者と連携し、ウィズコロナの中でも三密を避けて楽しむことができる、各地域の自然資源を活用した「アウトドアスポーツツーリズム」や、ポストコロナを見据えてインバウンドニーズの高い日本発祥の武道を活用した「武道ツーリズム」について、コンテンツ開発を積極的に推進する。

また、アーバンスポーツ、ワーケーション等の地域資源をいかした新たなコンテンツの開発や、DXの活用等新たな分野の開拓・チャレンジを積極的に推進する。

エ スポーツ庁、文化庁、観光庁は、引き続き、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を促進する。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (担い手の「質の向上」へのサポート))

オ 国は、地域スポーツコミッションの更なる「質の向上」のため、従前の地域外からの誘客を図る活動に加え、地域向け住民サービスの充実など地域から求められる役割を果たすとともに、その経営の安定性を高める活動を推進する。

また、地域スポーツコミッションにおける「地域おこし協力隊」などの活用のほか、その経営において基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。

カ 国は、東京大会等を契機としたスポーツへの関心の高まりを、大会後も、「スポーツ・レガシー」として、各地域がスポーツによる地方創生の取組に転化させ、継続していくため、ホストタウンの組織体制も活用して地域スポーツコミッションへと発展させる活動を推進する。

(大学スポーツによる地域振興)

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「④ 大学スポーツ振興」エ(P.33)

② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進

[現状]

⁵⁰ 例えば、従来からの都心近郊の海辺に移住し朝はマリンスポーツをしつつ日中は都心で仕事するといった2拠点生活などに加えて、新型コロナウイルスの影響下で新たに注目を浴びた、地方でスポーツに取り組みつつオンラインで仕事をするといった新たなライフスタイル。

- ・ 国立競技場の運営管理については、「新国立競技場整備計画再検討のための関係関係会議」において、東京大会後は、「民間事業への移行を図ること」とされており、新型コロナウイルスの影響も含めて民間事業者等の感触や反応等を丁寧に確認しながら民間事業への移行を着実かつ円滑に進めることが必要。
- ・ 新秩父宮ラグビー場（仮称）については、現在のラグビー場の歴史的経緯や東京都が策定した「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針⁵¹」等を踏まえ、神宮外苑地区のにぎわい創出に寄与する施設となるよう整備・運営していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 国立競技場等の国立スポーツ施設を、スポーツ大会への活用に加え、地域におけるスポーツの拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして、長く、国民の皆様が親しまれる場となるよう、積極的な利活用の在り方等について検討を進める。

[具体的施策]

- ア 国は、J S Cが民間事業への移行に向けた業務を着実かつ円滑に進めることができるよう、国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組を行う。
- イ J S Cは、国立競技場の運営管理について、関係関係会議の方針を踏まえて、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図るとともに、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等を踏まえて、国、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、民間のノウハウと創意工夫を最大限活用できるよう施設整備及び運営に民間活力を活用した事業方式（P F I 事業／B T + コンセッション方式⁵²）により実施する。

(8) スポーツを通じた共生社会の実現

【政策目標】

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。

① 障害者スポーツの推進

⁵¹ 東京 2020 大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等、民間が事業主体となって進める神宮外苑地区のまちづくりを適切に誘導するために平成 30 年 11 月に策定されたもの。

⁵² PFI 法に基づき、事業者が施設の設計・建設を行った後、所有権を移転（BT（Build Transfer）方式）する方式と、所有者が事業者に対して、運営・維持管理の運営権を設定する公共施設等運営権方式（コンセッション）を組み合わせた事業方式をいう。

[現状]

- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%（令和2年）と、平成29年の20.8%から4.1ポイント増加したが、成人一般の59.9%（令和2年）と比べると依然として大きな隔たりがあり、7～19歳（若年層）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は平成27年度と比べて低下している。
- ・ 小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
- ・ 車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障害があるという理由などにより、障害者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で53.6%（令和2年）、若年層で49.4%（同）と、約5割を占めている。（再掲）
- ・ 障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフ（審判、クラシファイア⁶³、ボランティアを含む。）の確保が難しい状況がみられる。
- ・ 地方公共団体において、一般のスポーツの推進と障害者スポーツを異なる部局が担当している場合に、両者の連携が十分でないことがあるなど、障害者スポーツの推進体制は十分ではない。また、地方公共団体における障害者スポーツ協会も、都道府県及び政令市の一部にとどまっており、市区町村における推進体制も十分でない。さらに、障害者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等、活動の基盤が極めて弱いものである。
- ・ 東京大会のパラのテレビ放送時間が過去最長となり、また、多くの競技についてオンラインで動画が配信されたことなどにより、多様なアスリートによる多様な競技での活躍が国民の目に触れた。今後、パラにおいて実施された競技以外のスポーツも含めたスポーツ実施につなげる必要がある。その際、東京大会に向けて培ってきた指導のノウハウのうち、普及に役立てられるものを取りまとめることが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ 障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。

このため、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%程度（若年層（7～19歳）は65%程度）とすることを旨とする。

[具体的施策]

- ア 国は、JPSAが行っている障がい者スポーツ指導員養成研修等に対する支援等により、障害者スポーツに係る指導者やその他障害者スポーツ関連スタッフの数を増加

⁶³ 国際競技大会等で、選手の障害度合いに応じてクラス分けを実施する人。

させる。また、様々な場における障害者に対するフォロー等が行えるよう、障害者を含む一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員、現役の教員等に対する障害者スポーツ指導員資格の取得を促す。

イ 国は、障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。

ウ 国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の事例の収集や情報提供を行うとともに、地域スポーツ環境の基盤強化や一般と障害者の連携を推進する。

エ 国は、一般のスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、地方公共団体、障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ競技団体において、一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。

オ 国は、障害者スポーツ競技団体等がこれまで培ってきた指導のノウハウの普及に向けて取りまとめることを促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」イ(P.30)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」イ・ウ・エ・オ(P.31～P.32)

② スポーツを通じた女性の活躍促進

[現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由によりスポーツ実施時間が短い傾向にある。(再掲)
- ・ NFに登録されているスポーツ指導者における女性の割合は、令和2年度時点で約22%にとどまっており、男性と比較して低い現状にある。
- ・ スポーツ団体における女性理事の割合は、ガバナンスコード(NF向け)において目標値が40%のところ、平成30年度時点で約15.7%にとどまっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させる。
- ✓ ガバナンスコード(NF向け)及び「第5次男女共同参画基本計画」⁵⁴を踏まえ、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけるよう促す。

⁵⁴ 令和2年12月25日閣議決定

- ✓ 主にASEAN諸国を対象として、スポーツ実施率向上を含めた女性のスポーツに対する持続的協力を推進するとともに、その成果の国内還元により、人材育成を含めた国内の女性スポーツの発展につなげる。

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体に対し、女性役員採用に積極的なスポーツ団体と女性役員候補者のマッチングモデルの形成やスポーツ団体内部における女性役員候補者の育成支援等により、女性役員の登用・育成を支援する。

イ 国は、女性スポーツに関し、ASEAN諸国等における持続的な協力体制を構築する中で、国際的な視野をもった国内人材の質を高め、国内における女性スポーツの更なる発展を図る。

ウ 国は、スポーツを実施する者に対するインターネット上の誹謗中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体⁵⁵を始めとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有等に取り組むとともに、スポーツを実施する者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進める。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」ア(P.31)、(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」カ(P.36)

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

[現状]

- ・ JSCや統括団体により、スポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修等が実施されてきたが、団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行するために、引き続き研修等を実施する必要がある。
- ・ 団体の経営力強化について、戦略的な経営を行うための人的資源と知見を補充する組織体制の拡充や、経営力強化に係るノウハウが競技を超えて共有蓄積されていくような仕組みを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じてスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、収益拡大に向けた団体間での情報共有の場の仕組みをつくり、外部人材の雇用創出等を支援していくことで、戦略的な経営を行うための組織体制の拡充を図る。

⁵⁵ JSPO、JOC、JPSAの3団体

[具体的施策]

ア 国は、JSCや統括団体と連携し、スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を実施する。

イ 国は、スポーツ団体が横断的に情報交換をできるような連絡会議の開催を通じて情報連携を促進するとともに、スポーツ団体に所属して戦略的な経営を行う人材の雇用創出を支援する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」エ・オ(P.36)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

[現状]

- ・ 全国の公立スポーツ施設について、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」⁵⁶や先進事例の情報提供等を通じて、政府全体の計画の下で地方公共団体が行う個別施設ごとの老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定を完了させた⁵⁷。
- ・ 学校体育施設の有効活用について、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施等を通じて地方公共団体の取組を推進した。
- ・ オープンスペースなどを活用したスポーツの場の創出やスポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、PPP⁵⁸等による民間活用等について、各種の講習会の開催等による情報提供を通じて各分野での地方公共団体の取組を推進した。
- ・ 一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ(量・質)の変化に応じた計画的なストックマネジメント⁵⁹の下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的、質的な充実がなお一層求められている。

[今後の施策目標]

- ✓ ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

⁵⁶ 「インフラ長寿化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)等を踏まえ、公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定のための指針等として策定したもの。

⁵⁷ 公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率は令和3年4月時点で76%。

⁵⁸ PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

⁵⁹ 施設の集約・複合化を含めた戦略的な維持管理・更新や既存施設の有効活用等を総合的に進めるもの。

その結果として、対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策定率を令和8年度末に11%（令和元年度末）から50%とする。

[具体的施策]

(スポーツ施設の全体最適化)

ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を把握・公表し、公表データ等に基づく地方公共団体によるスポーツ施設全体に関する計画の更なる内容充実、計画に基づく施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行を推進する。

(「量」的充実)

イ 国は、民間スポーツ施設や大学スポーツ施設も含め、地域に存在する多様なスポーツ施設の有効活用を推進する。

ウ 国は、スポーツはいわゆる「スポーツ施設」以外でも広くできるという発想の転換を地方公共団体等に促すとともに、スポーツが気軽にできる場としての公園、広場、緑道等のオープンスペース、庁舎施設や商業施設等の空きスペース等の多様な空間の積極的な有効活用、自然と歩きたくなるまちづくり、障害者も自然と出歩きたくなるまちづくりの推進等、施設以外にもスポーツができる場を住民ニーズに応じて知恵と工夫により創出する取組を先進事例の情報提供等により推進する。

エ 国は、J S P O・J P S A等と連携して、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設について先進事例の情報提供等を行い、これを参考にN F・P F等が地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等の設定や弾力的な運用を行うことにより、地方公共団体による仮設施設や広域ブロック内の既存施設の活用を含めた効率的・効果的な整備や、大会後にそのレガシーとして広く地域住民がスポーツに親しむ場としての積極的な活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実」キ(P. 29)

(「質」的充実)

オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式(P F S/S I B)⁸⁰の導入等の多様なP P P等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

カ 国は、デジタル技術を活用した施設情報のオープン化等による施設の収益性、利用や

⁸⁰ 成果連動型民間委託契約方式(P F S (Pay For Success))とは、国又は地方公共団体等が、民間事業者等に委託等する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。S I B (Social Impact Bond)とは、P F Sによる事業のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。

- 観戦のしやすさを向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。
- キ 国は、地球環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営に関する取組について、先進事例の情報提供等により推進する。
- ク 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化など自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」エ・オ(P.32)

② 地域のスポーツ環境の構築

[現状]

- ・ 地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等スポーツに関係する行政の各部署同士の連携を図る必要がある。
- ・ 地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用を図る必要がある。
- ・ 総合型クラブについては運営体制の強化や行政との連携が課題となっており⁶¹、スポーツ少年団は年々減少するなど、地域で様々な住民が一人一人のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図る。
- ✓ 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、より幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- ✓ 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

[具体的施策]

- ア 国、地方公共団体、スポーツ団体等は、各組織内でスポーツに関する施策立案に携わる人材の育成、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成、地域スポーツコミッションなど既存の地域連携組織の活用等を通じ、障害者スポーツを含め、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携体制を構築

⁶¹ 令和2年7月現在では、自己財源率が50%以上のクラブが68.0%にとどまっている。また、PDCAサイクルが定着しているクラブは32.5%、地域課題解決のための方策等について市区町村行政と連携して事業を実施しているクラブは15.3%であり、いずれも割合の増加が課題となっている。

できるよう支援するとともに、地方公共団体内部におけるスポーツに関係する部局の連携を促進する。

イ 国、地方公共団体等は、専門性を有する運動・スポーツ指導者を有するスポーツ施設と、医師・保健師等を有する医療・介護施設の連携を促進するため、安心・安全かつ健康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者に係る情報の一元化・周知について支援する。

ウ 国、J S P O及び地方公共団体は、中間支援組織⁶²が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及びJ S P Oは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

オ J S P Oは、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多種目型のスポーツ少年団の増加を図る。また、スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化すること等により、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツ機会の多様化を図ることを通じ、スポーツ少年団の団員数を拡大させる。

カ J S P Oは、地域スポーツクラブ（仮称）の枠組み⁶³の下に総合型クラブとスポーツ少年団を位置づけるとともに、国、地方公共団体及び都道府県体育・スポーツ協会と連携し、地域で活動するその他のスポーツ団体を含めた地域スポーツ団体の活動充実を図り、地域のスポーツ環境整備を支援する。

キ 国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者としてスポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。

③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

a. 人材育成及び活用に関する方針・計画の策定

[現状]

- ・ スポーツ競技・団体ごとに、必要とされる人材の種類、その規模、育成・確保の進捗等は大きく異なり、その方針は各NFの策定する計画等に一部記載されている。
- ・ このうち、団体の組織運営に関する人材については、ガバナンスコードにおいて各NFは採用及び育成に関する計画を策定し公表しなければならないこととしている。

[今後の施策目標]

- ✓ 各スポーツ団体等において人材育成及び活用に関する方針・計画を自ら定め、実行

⁶² 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会を指す。

⁶³ J S P Oにおいて、総合型クラブの登録・認証制度とスポーツ少年団の登録制度の統合を視野に入れた上、地域において、総合型クラブとスポーツ少年団が連携・協働する新たな枠組みのこと

していくことを推進する。

[具体的施策]

ア 国は、ガバナンスコードにおいて、各NFに対して組織運営に関する人材の採用及び育成に関する計画の策定・公表を求めていることを踏まえ、ガバナンスコードに関する普及啓発等を通じて全てのNFが人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう後押しする。

イ 国は、スポーツ競技・団体ごとに指導者の数等の状況を踏まえた人材育成及び活用に関する計画（競技団体横断的な計画を含む）策定が統括団体によるコンサルティング等によって着実に進捗するよう注視し、必要な支援を行う。

b. アスリートのキャリア形成

[現状]

- ・ スポーツ界、教育界、経済界等が連携した「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」の運営等、一定の取組が進展。
- ・ 公費による支援を受けた優秀なアスリートの能力は社会の財産であり、その能力が社会に還元されるよう、中央競技団体等は、競技力向上と並行して、アスリートのキャリア形成支援に取り組むことが求められている。
- ・ 一方で、こうしたアスリートのデュアルキャリア形成支援⁶⁴に積極的に取り組むNFはいまだ多勢とはなっておらず、現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者が不足している。
- ・ また、各スポーツ団体、企業、チーム等によるアスリートのキャリア形成支援についての取組の好事例がスポーツ界全体に幅広く浸透しておらず、アスリートが地域や職場での運動指導、スポーツの価値を伝える活動に関わる機会も不足している。

[今後の施策目標]

- ✓ 現役時のアスリートへ効果的にキャリア形成支援を行う支援者の不足等の課題を踏まえ、新たな取組を含め、アスリートのキャリア形成支援を着実に促進する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、NF等が実施する現役時のアスリートのデュアルキャリア形成支援が円滑に行われることを促す。

イ 国は、スポーツ団体及び民間事業者と連携し、スポーツ界におけるDXの進展等を踏まえ、新たな産業領域等におけるアスリートの活躍事例を収集・調査分析し、現役アスリートに対して、セミナー等を通じて情報提供を行う。

⁶⁴ 現役選手としてのキャリアと引退後のセカンドキャリアという2つのキャリアを含む人生設計全体を、アスリートが主体的に考え、現役時から2つのキャリアを形成することができるよう支援するもの。

ウ 国は、オリンピック・パラリンピアン等のアスリートが、現役時代の活躍の先にあるセカンドキャリアも見据えたキャリア形成を現役時から行い、引退時に現役時代に培った能力を社会に還元することができるよう、企業、地域団体、学校での運動指導やスポーツの価値・楽しさを伝える活動、教育活動等に関わる機会を、JOCが実施するアスリート派遣事業等を通して拡大する。

c. スポーツ指導者の育成

[現状]

- ・ 資格を保有しない指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に普及していない。
- ・ 障がい者スポーツ指導員養成のための講習会等を通して、公認障がい者スポーツ指導者資格取得の促進を図ったが、更なる資格取得者の増加と活用が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援する。
- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。

[具体的施策]

ア 国は、JSPO、JPSA、JOC、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOが実施する公認スポーツ指導者制度及びJPSAが実施する公認障がい者スポーツ指導者制度並びにJOCナショナルコーチアカデミー事業⁶⁵の理念の理解増進や連携等を進めるとともに、質の高い指導者の養成を支援する。

イ JSPOは、国の支援を受けつつ、NF等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障害の有無にかかわらず全ての人がスポーツを実施できる環境整備を進めるとともに、年齢、障害の有無にかかわらず指導できる多様なニーズに対応した質の高い指導者の養成を図る。

エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野における暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。

オ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、障がい者スポーツ指導者資格を取得した指導者が十分に活用される環境の整備を行う。JPSAは、障害者スポーツの理解・普及の促進のための新しい資格の創設に向けた検討を行う。

⁶⁵ 各競技種目のトップコーチ等を対象とした演習・講義等により、「コーチング」「マネジメント」「コミュニケーション」等のカリキュラムやケースメソッドを通して経験や知見を交換し合える環境を作ることで、オリンピックを始めとする大規模国際競技大会に派遣するコーチ・スタッフの更なる資質向上を図る事業。

カ 国は、NF等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施するとともに、女性アスリートの健康課題等に関する指導者への理解促進等に取り組む。

d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等

[現状]

- ・ メガスポーツイベントの開催など、ボランティアとして参加する機会の拡大等により、スポーツボランティアへの関心は高まりつつある。
- ・ 選手強化活動全体の強化責任者及びワールドクラスのコーチ等の育成・配置がまだ十分に進んでいないNFがある。また、ナショナルコーチの育成・配置も更なる充実が必要である。(再掲)
- ・ 東京大会後のレガシーとして育成したドーピング検査員の活躍の推進が必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。
- ✓ (公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)等と連携し、東京大会を通じて獲得した知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質能力向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築する。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、JSPOと(公財)笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークのスポーツボランティア活動の推進に関する連携協定⁶⁶のような取組を促進することにより、スポーツに関わる人材の拡充を支援する。

イ 国は、国内外で開催される国際競技大会への我が国のドーピング検査員の派遣を支援するとともに、最新の国際的なルールに対応できるよう、引き続きドーピング検査員への定期的な研修を実施する。

ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、プレーヤーを安全・健康管理等のメディカル・コンディショニング⁶⁷面で支える専門スタッフの養成やその活用を拡大する。

※本項にも位置付けられる既出施策:(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」ウ・ク(P.36、37)

⁶⁶ スポーツボランティア活動に参加する人と場の拡充を図り、スポーツボランティア文化の醸成を目指すことを目的として、令和元年12月にJSPO、笹川スポーツ財団、日本スポーツボランティアネットワークの三者間で締結された協定。

⁶⁷ スポーツ現場における健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の応急措置、リハビリテーション及び体力トレーニング等に関連する分野。

e. スポーツ推進委員の有効活用

[現状]

- ・ 地方公共団体と住民との間で、連絡調整を遂行しているスポーツ推進委員が少ない⁶⁸。
また、スポーツ推進委員の認知度が低く、成り手が不足している⁶⁹。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ推進委員と地方公共団体等との連携体制を強化・構築して、連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出すとともに、スポーツ推進委員の質の向上を目指す。
- ✓ 広報活動を実施しつつ、各地域においてどのような人材が必要かを見定め、その地域におけるスポーツ推進委員として適切な人材のリクルートを実施する。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員と地方公共団体のスポーツ部局や総合型クラブ等のスポーツ団体、都道府県や市町村の体育・スポーツ協会等の関連団体との、合同の連絡会議設立を促し、会議の場で研修、意見交換等を実施し、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制を構築できるよう支援する。
- イ 国は、地方公共団体に対し、スポーツ推進委員が参加する研修制度の充実や、行政担当者の研修への参加、スポーツ推進委員とスポーツ担当部署以外との連携等を通して、スポーツ推進委員の資質能力向上を図ることができるよう、支援する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、スポーツ推進委員の活動状況を把握するとともに積極的な広報活動を実施してスポーツ推進委員の活動の「見える化」を促進することで、スポーツ推進委員に対する認識・理解を促進し、地域にふさわしい成り手の確保を図る。

(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶

[現状]

- ・ 各スポーツ団体で暴力・虐待等の根絶に向けた取組が行われているが、その内容において団体ごとの差が大きい。
- ・ 無資格の指導者によって不適切な指導が行われたときに処分ができない等、十分な対応ができなくなる場合がある。
- ・ 資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が多く、公認スポーツ指導者資格も十分に

⁶⁸ スポーツ推進委員の活動のうち、「地域スポーツ活動全般にわたる連絡調整（コーディネーター）」の割合は48.8%にとどまっている。

⁶⁹ スポーツ推進委員の「地域住民への認知度が低い」が63.8%と高く、認知度が低いゆえに「引き受けてくれる人がいない（成り手不足）」が71.0%となっている。

普及していない。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ分野における暴力・不適切指導等の根絶を図る。(再掲)

[具体的施策]

ア 国及びJSPPOは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

※本項にも位置付けられる既出施策:(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保」「c. スポーツ指導者の育成」エ(P.60)

② アスリートに対する^{ひぼう}誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止

[現状]

- ・ アスリートに対する SNS 等での^{ひぼう}誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進める。

[具体的施策]

※本項にも位置付けられる既出施策:(8)「② スポーツを通じた女性の活躍促進」ウ(P.54)

③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止

[現状]

- ・ 体育活動中の死亡事故を含む重大事故は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。
- ・ 学校における熱中症の発生状況としては、中学校・高等学校での発生割合が 85%を超えており、その 70%以上が運動部活動中での発生となっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 多様な国民一人一人が安心・安全に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備する。

[具体的施策]

- ア 国は、競技団体、地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行う。
- イ 国は、J S C及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実する。
- ウ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえ、スポーツ大会の開催時期等の見直しを図る。

(12) スポーツ・インテグリティの確保

① スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底

[現状]

- ・ ガバナンスコードに基づき、統括団体がNFに対して行う適合性審査が令和2年度から開始された。
- ・ スポーツ団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識は一定程度醸成されたものの団体間で意識に差があり、特に適合性審査の仕組みがない一般団体の意識づけが弱い。
- ・ 令和6年度に全NFに対する初回の適合性審査が完了する計画となっているが、随時、適合性審査の在り方を含め、審査の実施において浮き彫りとなった課題に対する対応を検討する必要がある。
- ・ その際、諸外国の中央競技団体のガバナンスコードの遵守状況や取組等の知見を国やJ S Cが蓄積しておく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。**

[具体的施策]

- ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。
- イ 国は、一般スポーツ団体⁷⁰に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、J S Cスポーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。
- ウ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓

⁷⁰ NFに該当しないスポーツ団体。

口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。

※本項にも位置付けられる既出施策：(11)「① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶」ア(P.63)

② 紛争解決制度の整備

[現状]

- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項⁷¹の採択について、JPSAや都道府県スポーツ・体育協会における採択率が伸び悩んでいる。
- ・ スポーツ仲裁自動応諾条項に関する周知・啓発が十分でないことや、そもそも団体におけるガバナンス強化・コンプライアンス徹底に関する意識が低いこと等が原因として考えられる。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、紛争解決制度の整備を行う。

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を推進し、NFに加えより多くのスポーツ団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択すること等で適切な紛争解決制度が構築され、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決が促進されることを目指す。

③ ドーピング防止活動の推進

a. 検査体制等の整備

[現状]

- ・ 国際基準に基づく国内の検査分析体制を適切に整備し、ラグビーワールドカップや東京大会等をクリーンな大会として実現し、スポーツの公平性・公正性を確保した。その一環として（一社）日本スポーツフェアネス推進機構が設立された。
- ・ ドーピング防止活動推進法の成立（平成30年10月）を踏まえ、東京大会に向けドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図るため、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築した。
- ・ 東京大会等に向けて育成したドーピング検査員や、構築した国内外の人的・組織的ネットワーク等を東京大会のレガシーとして、国内外の活動において有効活用していく

⁷¹ スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、(公財)日本スポーツ仲裁機構(JSAA)によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

ことが必要。

- 分析の質的向上を目指す国際的な潮流を踏まえ、ドーピング検査における血液検査を適切に実施するなど、引き続き、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツにおける公平性・公正性を確保していくことが必要。
- 東京大会の成果や知見を踏まえ、血液ドーピングや遺伝子ドーピング⁷²等の巧妙で高度化するドーピングに対応した情報共有体制や分析体制を継続的に検討していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。

[具体的施策]

ア 国は、JADA等と連携し、国際検査機関（ITA）が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJADAの職員等を派遣するなど、引き続き国内の持続可能で適切な検査分析体制を整備する。

イ 国は、JSC、JADA等と連携し、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化するドーピングについて問題意識を関係者に共有しつつ、適切なドーピング防止体制を検討していく。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.61)

b. 国際的なドーピング防止活動

[現状]

- 我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低い。世界ドーピング防止機構（WADA）の規程等を遵守するため、WADAの監査等にも対応して必要な改善を行いつつドーピング防止活動を着実に実施している。
- 我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動の意思決定等に人的な貢献を果たし、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- WADAやUNESCOにおける国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に、JSC、JADA等と緊密に連携し積極的に参画することは重要。また、ITA等の関係機関と連携を深め、国際的なドーピング防止活動に貢献する必要がある。

⁷² 遺伝子治療の技術を転用して競技能力を高めるために遺伝子編集等を行うこと。

[今後の施策目標]

- ✓ WADAへの参画による国際的なドーピング防止活動に貢献する。
- ✓ 東京大会に向けて育成してきたドーピング検査員について、アジア競技大会（2022年中国）、世界水泳選手権（2022年日本）、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会における活躍を推進するほか、SFT事業を通じて得られたネットワーク、知見、成果を活用し、諸外国のドーピング防止体制の整備を支援する。

[具体的施策]

ア 国、JSC及びJADAは、WADAやUNESCO等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に参加。

イ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(10)「③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保 d. 専門スタッフ、スポーツボランティア等」イ(P.61)

c. 教育研修活動

[現状]

- ・ 令和3年1月に発効したWADAの「教育に関する国際基準」に沿った教育プログラムを実施する必要がある。また、教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにする必要がある。
- ・ スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師・歯科医師・薬剤師に対する情報提供を充実させる必要がある。
- ・ サプリメントに対する理解が不十分であることに起因するドーピング防止規則違反や居場所情報の提出不備が発生している。
- ・ 対象者に応じた教育プログラムや、大学生のアスリートに対するドーピング防止教育をより一層推進する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国内の関係機関と協力・連携を図り、国際基準を踏まえた Educator⁷³による教育の確立等、国内関係者のドーピング防止活動に対する知識水準を維持・向上させる。

[具体的施策]

ア 国は、JADA・JOC・JPC等の関係機関と連携し、幅広いアスリート等に教育を提供する Educator の養成を支援する。

⁷³ WADA が示す教育に関する国際基準や「スポーツの価値を基盤とした教育」等の内容に堪能であり、教育を提供するための研修を受けた者であって、署名当事者である JADA により認定された者をいう。

イ 国は、JADA等と連携し、アスリート、サポートスタッフや、医師・歯科医師・薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動を推進することにより治療使用特例（TUE）不備等によるドーピング防止規則違反の発生を抑止する。

ウ 国は、JADA等と連携し、学校における「スポーツの価値を基盤とした教育」を含む指導を推進し、ドーピング防止の基盤となる学習機会の充実を図る。

d. 研究活動

[現状]

- ・ ドーピング防止に貢献する新たな研究ニーズに対応した研究開発を計画的に実施し、成果創出できるように支援する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ドーピングの防止に関する最先端研究を推進し、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。

[具体的施策]

ア 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を計画的に推進する。

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

1 第3期計画における取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進

(数値目標を含めた成果指標の考え方)

第2期計画では、第1期スポーツ基本計画（以下「第1期計画」という。）の数値目標等をベースに、達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、具体的施策の実施主体と取組内容を明示しつつ、できる限り成果指標を設定することとし、特に数値を用いた成果指標は、第1期計画の8から20に増加させることとした。

こうした成果指標を増やして設定することによって、当該施策の目的をどの程度実現できたかどうかを、客観的な数値の達成状況と照らし合わせることで評価しやすくなったという効果が生まれてきている。

しかしながら、現行の指標は、当該施策の達成状況を個々に評価するにとどまっているものも多く、様々な施策群が相互に関係し合いながら、スポーツの推進における中長期的な基本方針を進める上でどのような効果を挙げているのか、といった総合的な評価を行っていく際には、なお工夫の余地があると考ええる。

加えて、当該指標の位置付けについて、我が国のスポーツを推進するための個別具体の事業活動やそれらに要する経費として投入された予算等を踏まえながら、実際の活動を通じて達成された実績を評価するアウトプット指標と、それらの活動実績を通じて達成された成果を示すアウトカム指標との仕分を更に精査していく必要があると考ええる。

(スポーツ行政分野におけるEBPMの推進)

こうした課題を改善していくため、現在政府全体で進められているEBPM (Evidence-based Policymaking/エビデンスに基づく政策立案) に、スポーツ行政分野においても取り組んでいく必要がある。具体的には、

- (1) 政策目的を明確化させ、
- (2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か

など、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス（根拠、証拠）を可能な限り収集し、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組・限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すべきである⁷⁴。

⁷⁴ 「EBPM推進に係るこれまでの取組等」（令和2年10月27日、経済財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザーボード 内閣官房行政改革推進本部事務局 配布資料）

(第3期計画におけるロジックモデルの構築)

このため、第3期計画においては、第2章1.で示したような方向性が真に実効性がある形で遂行されるよう担保することを目指し、数値を含む成果指標とスポーツの推進等のために実施していくべき各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、ロジックモデルを構築することが重要である。なお、その具体的な構築に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）などの方針に従い、政府の関係会議やEBPM担当部局と緊密に連携・調整しながら具体化することとする。

(第3期計画における評価の実施)

また、当該ロジックモデルに基づき、第3期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォローアップすることに加え、第3期計画の前半期の取組状況を評価し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、第3期計画の後半期に向けて示すことで、第3期計画の実効性をより強固に担保する必要がある。さらに、第4期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用していくべきである。

こうしたスポーツ政策のロジックモデル等の整理・分析に加え、各政策目標を達成するための各施策について、その効果がどのような成果を挙げているのか、効果の測定を行う他、実施事業の検証を行い、事業改善を図るといった、科学的知見を踏まえた政策立案を進めることも重要である。

このように、第3期計画において、その取組や施策の実効性を高めるために、EBPMを積極的に進めていくことも必要である。なお、こうしたEBPMの推進に当たっては、研究機関や大学等と緊密な連携による、スポーツに関する研究の推進やデータの収集等の取組、これに向けた体制の確立が求められる。

2. 第3期計画の広報活動の推進

人々が、様々な楽しみや喜びを感じながら、自ら進んでスポーツに取り組んでいくことができる社会を目指すためにも、第3期計画で示した基本的な考え方や具体的な内容が一部の関係者間で共有されるだけでなく、国民を始めとする社会全体に対して、その趣旨や内容等を分かりやすい形にして、広く伝えていく広報活動を積極的かつ継続的に推進することが不可欠である。こうした広報活動を通じて、多くの人々がスポーツの価値や効用等を理解して、自ら興味・関心を持ってスポーツに関する情報を収集したり、実際にスポーツに親しんだりすることにつなげていく必要がある。

そのため、広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる国民層、国民のニーズや社会の動向等を意識した広報ツール（SNS、動画配信サービス等）を適宜活用

していくとともに、広報の対象となる層に応じて、第3期計画の中で理解してもらいたい考え方や、関心が高いと思われる施策等を取り出して、分野別に情報提供をするなど工夫することが求められる。また、スポーツを、多くの人々に親しみを持って受け止めてもらえるよう、トップアスリートやスポーツ団体など、日本スポーツ界の関係者の協力も得ながら取り組んでいくことも重要である。

さらに、単に情報を発信するだけでなく、広報した内容が、国民や社会全体でどのように受け止められたのか、規模感や具体的な反応等にも留意しながら、具体的な活動内容を不断に検証していくことを通じ、今後の広報活動の改善・充実につなげることを目指すべきである。

3. 第3期計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

基本法第8条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算については、東京大会等の大規模国際競技大会の開催でのスポーツへの関心や熱意の高まりが一過性のものに終わらないよう、引き続き安定的なスポーツ関係の予算の確保を図っていく必要がある。また、その前提として、予算の効率的・効果的な活用を努めるとともに、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また、スポーツ振興投票制度については、令和2年12月にスポーツ振興投票の実施等に関する法律が改正された⁷⁵ことを踏まえ、JSCにおいて令和4年度の販売開始に向けて検討をしている新商品等による売上げの向上や、業務運営の更なる適正化や広報活動の展開による収益の拡大に努め、スポーツの推進のための貴重な財源として有効に活用する。

加えて、スポーツに対する寄附や投資の一層の活性化を図るとともに、クラウドファンディングやスポーツデータの活用による新たなビジネスモデルの展開等、スポーツの推進に要する財源に関して様々な議論があることも踏まえつつ、引き続き多様な財源の在り方について検討することが重要である。

こうした取組を通じてスポーツを推進することが、人々の健康を増進したり、地域の活性化や課題解決に寄与したりすることとなり、人々の生活や心を豊かにできることを明らかにして、国民からの期待や支持を受けて更なる財源の確保につながる好循環を作り出すと

⁷⁵ 主な改正内容は、以下の通り。

- (1) スポーツ振興投票の収益の使途の拡大を図り、スポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（プレイヤーズファーストの徹底）、地域におけるスポーツ活動、医療従事者等の派遣、スポーツ団体の運営基盤の強化、感染症等が発生した場合における選手の支援事業等に収益を充てられることを定める。
- (2) (1)の収益の使途の拡大に対応できるよう、スポーツ振興投票の売上向上を図る観点から、①バスケットボールの対象競技への追加、②単一の試合の結果・スコアを予想する新商品（単一試合投票）及びリーグ戦やトーナメント戦の順位を予想する新商品（順位予想投票）の導入に、投票対象を広げる。

いう「スポーツを通じた人への投資」を充実させていく視点を持つことも重要である。

4. 第3期計画を支える様々な主体に期待される役割とそれに対する支援

第2期計画でも示したように、基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、飽くまでも「スポーツの主役は国民」であり、また、国民にその機会を提供する地方公共団体やスポーツ団体、民間事業者等が主役である。国としては、各主体が「主役」としてスポーツに参画し、そして最大限その価値を体感できるよう、様々な取組・施策を図っていく必要がある。

(スポーツの「主役」としての国民)

国民一人一人が、それぞれのライフステージ等に応じて適切なスポーツの実施方法を見いだせるような機会の提供や実施方法の広報が必要となる。また、その担い手となるスポーツ団体や地域の活動等に参加・貢献するなど、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず多様な方々が参画し、国民全員でスポーツをする環境を育むようなムーブメントを啓発することが必要である。

加えて、その前提として、スポーツを実施する者の心身の健康や安全を脅かすなど、スポーツそのものの価値を毀損したり、制限したり、おろそかにするような指導方法や実施環境等は一切否定すべきであり、そのような事態を生じさせないような対応を取っていくことが不可欠である。

また、特にアスリートについては、競技する上で自らの心身の健康状態を意識的に管理できる知識、自らのアスリートキャリアに係る考え等をより一層深めるとともに、高い倫理観を持つことが重要である。また、スポーツ活動を通じて得た知見をスポーツ活動に携わる次の世代や地域社会につなげていくことが望まれており、その契機となるプログラムや機会の提供を図ることが必要である。

(「スポーツ団体」「民間事業者」等に期待される役割)

スポーツ団体や民間事業者等については、アスリートを含むスポーツを実施する者やスポーツに対する意欲はあるものの実施できていない層のニーズを受け止め、オンライン、AI、VR・AR等の最先端の技術等を活用して新たなスポーツの「する」「みる」「ささえる」機会を創出し提供できるよう、国は、その取組を支援することが必要である。また、国は、民間事業者の活動の現状や課題等を整理することが必要である。

さらに、国民にスポーツの活動機会を提供する担い手としての役割を十分に果たせるよ

う、スポーツ団体は、ガバナンス・経営力の強化に向けた取組を図ることが必要である。⁷⁶

特に、NFは、ガバナンスコード（NF向け）に示されているように、国内において特定のスポーツを統括して広範な役割を担い、そのスポーツに関わる人々のよりどころとなる団体である。その役割は「競技力の向上」にとどまらず、当該スポーツに親しむ人々を一人でも多く増やしていくための「普及啓発」に広く取り組むことも期待されている。(1)トップレベルの選手や指導者以外にも、対象スポーツに「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で関わる全国の愛好者、都道府県協会や都道府県連盟といった地方組織、スポンサー、メディア、地域社会など多くのステークホルダー（利害関係者）が存在する、(2)唯一の国内統括組織として、対象スポーツの普及・振興、代表選手の選考、選手強化予算の配分、各種大会の主催、審判員等の資格制度や競技者・団体登録制度の運用等の業務を独占的に行っているという、大きく2つの総括的な特徴を有することを鑑み、各種の公的支援の対象ともなっている。そのため、その業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに国民・社会に対しても適切な説明責任を果たしていくことが求められる公共性の高い団体として、NFは特に高いレベルのガバナンスの確保が求められていることを自覚しなければならない。

他方、一般スポーツ団体も、地域においてスポーツの普及・振興等の重要な担い手となっており、スポーツの果たす公共的役割の重要性も鑑みつつ、自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていくことが求められる。

（「地方公共団体」に期待される役割）

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものとする。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無など多

⁷⁶ 基本法第5条第1項「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」、同条第2項「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」

様々な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に関係部局・団体が一体となって取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることはもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村といった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

以上のように、様々な主体と連携・協力することで、スポーツが持つ無限の可能性を発揮できるように取組を進める必要がある。

おわりに

(※今後、審議を踏まえて作成予定)

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏 名 〈就任(予定)年月〉	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	か とう なお と 加 藤 直 人 〈令和2年9月〉		博士 (文学)		日本大学学長 (令和 2.9~5.8)

教員の氏名等												
(スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻(M))												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の職務に 従事する 週当たり平均日数
1	専	教授	アオヤマ アキ 青山 亜紀 <令和5年4月>		博士 (教育学)		スポーツ科学総論2※ トレーニング学特論 特別研究I 特別研究II	1前 1後 1通 2通	0.5 2 4 4	1 1 1 1	日本大学 スポーツ科学部 教授 (平28.4)	4日
2	専	教授	ホテヤ コウ 布袋屋 浩 <令和5年4月>		博士 (医学)		スポーツ科学総論1※ スポーツ医学特論 特別研究I 特別研究II	1前 1後 1通 2通	0.4 2 4 4	1 1 1 1	日本大学 スポーツ科学部 教授 (平28.4)	4日
3	専	教授	コマツ タイキ 小松 泰喜 <令和5年4月>		博士 (学術)		スポーツ科学総論1※ スポーツ科学研究法※ スポーツリハビリテー ション特論 特別研究I 特別研究II	1前 1前 1前 1通 2通	0.4 0.7 2 4 4	1 1 1 1 1	日本大学 スポーツ科学部 教授 (平28.4)	4日
4	専	教授	キタムラ カツロウ 北村 勝朗 <令和5年4月>		博士 (教育学)		スポーツ科学総論2※ スポーツ科学研究法※ コーチング学特論 特別研究I 特別研究II	1前 1前 1後 1通 2通	0.5 0.5 2 4 4	1 1 1 1 1	日本大学 理工学部 教授 (平29.4)	4日
5	専	教授	モリオカ ヤスノリ 森丘 保典 <令和5年4月>		修士 (体育学)		スポーツ科学総論1※ バイオメカニクス特論 特別研究I 特別研究II	1前 1前 1通 2通	0.6 2 4 4	1 1 1 1	日本大学 スポーツ科学部 教授 (平28.4)	4日
6	専	教授	タネガシマ ヒサシ 種ヶ嶋 尚志 <令和5年4月>		博士 (心理学)		スポーツ科学総論2※ スポーツ心理学特論 特別研究I 特別研究II	1前 1後 1通 2通	0.5 2 4 4	1 1 1 1	日本大学 スポーツ科学部 教授 (平28.4)	4日
7	専	准教授	マツオ エリコ 松尾 絵梨子 <令和5年4月>		博士 (学術)		スポーツ科学総論1※ 運動生理学特論 特別研究I 特別研究II	1前 1前 1通 2通	0.4 2 4 4	1 1 1 1	日本大学 スポーツ科学部 准教授 (平28.4)	4日
8	専	准教授	タツタ ワカコ 辰田 和佳子 <令和5年4月>		修士(スポーツ科学)		スポーツ科学総論1※ スポーツ栄養学特論 特別研究I 特別研究II	1前 1前 1通 2通	0.4 1 4 4	1 1 1 1	日本大学 スポーツ科学部 准教授 (平28.4)	4日
9	専	准教授	アキハ トモフミ 秋葉 倫史 <令和5年4月>		修士 (文学) ※		スポーツ英語演習I スポーツ英語演習II	1前 1後	1 1	1 1	日本大学 スポーツ科学部 准教授 (平28.4)	4日
10	専	講師	ハラ レイラ 原 怜来 <令和5年4月>		博士(スポーツ科学)		スポーツ科学研究法※	1前	0.8	1	日本大学 スポーツ科学部 専任講師 (平28.4)	4日
11	兼任	教授	ウエノ コウジ 上野 広治 <令和5年4月>		修士 (体育学)		スポーツマネジメント特 論	1後	2	1	日本大学 スポーツ科学部 教授 (平28.4)	
12	兼任	教授	ミズカミ ヒロシ		教員 修士		スポーツ科学総論2※ スポーツ社会学特論	1前 1後	0.5 2	1 1	日本大学 立理学部	
13	兼任	講師	シミズ チヒロ 清水 千弘 <令和5年4月>		博士 (環境学)		スポーツ統計学特論	1前	2	1	日本大学 スポーツ科学部 教授 (平28.4)	

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出

を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。

- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	2人	人	人	5人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	1人	1人	3人	2人	人	人	7人	
	修 士	人	人	1人	2人	人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。